

多賀城跡

政庁跡 本文編



宮城県教育委員会
宮城県多賀城跡調査研究所

1982-3

多賀城跡

政庁跡 本文編



宮城県教育委員会
宮城県多賀城跡調査研究所

1982・3

序 文

宮城県多賀城市市川・浮島に所在する特別史跡多賀城跡には、古代において陸奥国府と鎮守府が併せ置かれ、また陸奥出羽両国行政の監察を所掌する按察使も派遣されており、まさに多賀城は律令地方政治の枢要地であったといつてよい。

この遺跡の組織的な発掘調査が開始されてから満 20 年、かつは宮城県多賀城跡調査研究所の発足以来 12 年を経た今日、『多賀城跡 政庁跡図録編』に引き続き、『多賀城跡 政庁跡本文編』の報告書をここに上梓し得たことは誠に欣快の至りである。

顧みれば、初期 6 か年間の調査は、宮城県教育委員会、多賀城市（当時多賀城町）、河北文化事業団の三者が多賀城跡発掘調査委員会を組織し、東北大学伊東信雄教授が中心となって、多賀城附属寺院跡と多賀城跡政庁地区を対象に実施したものであった。この結果、当遺跡が我が国古代史上きわめて重要であり、さらにその保存状況のすこぶる良好であることが判明したので、国の特別史跡に昇格指定されることになった。この間の調査は、専ら夏季に限られたものではあったが、多賀城跡の実態を解明する基本的な視点を明確に把握した点で大きな成果をあげた。

昭和 44 年 4 月、宮城県多賀城跡調査研究所が設立され、以後の調査は同研究所が多賀城跡調査研究指導委員会の指導に基づき、策定された年次計画に従って実施することとなった。本報告書には、これまでに実施された政庁地区の発掘調査の結果得られた知見と考察を収録している。

本報告書は全国の国府跡に先がけて多賀城跡の本格的な学術調査を開始され、発掘調査による実証的な解明を通して多賀城跡の重要性を明らかにされた伊東信雄博士の長年にわたる業績を基礎とするものである。伊東博士には調査研究についてつね日頃ご指導を賜わり、本報告書の刊行に際しては執筆まで分担していただいた。伊東博士の多賀城研究にかけられるなみなみならぬ情熱と暖かいご指導に対し心から敬意を表する次第である。

本報告書の刊行にあたり、適切なるご指導とご配慮をいただいた多賀城跡調査研究指導委員の諸先生、文化庁、東北大学、多賀城市などの関係各位、直接に調査を推進してこられた初期の調査員諸氏、および当研究所の歴代所長をはじめ旧職員諸氏、さらには酷暑・寒風の下で発掘に従事された作業員の方々には衷心より感謝申し上げるものである。

昭和 57 年 3 月

宮城県多賀城跡調査研究所

所 長 佐 藤 宏 一

序 文

このたび宮城県多賀城跡調査研究所から『多賀城跡 政庁跡本文編』が刊行され、すでに刊行されている『多賀城跡 政庁跡図録編』(1980)とあいまって、特別史跡多賀城跡の中枢部とも言うべき政庁跡の多年にわたる発掘調査の詳細が報告されるはこびになったことは、最初からこの発掘調査に関与して来たものとして欣びに堪えないところである。

多賀城は九州の大宰府と並び称せられる日本古代史上の著名な存在であることは衆知のことである。その発掘調査は多賀城廃寺跡が昭和 35 年から、多賀城跡が昭和 38 年から行われたが、当時の発掘主体は宮城県教育委員会、多賀城町(当時)、河北文化事業団の 3 者で組織した多賀城跡発掘調査委員会で、その委嘱をうけて筆者が同志とともに毎年夏季 1 ヶ月 1 間調査に当たった。この体制による調査は昭和 40 年まで 6 年間続き、一応の成果を挙げることができた。この成果によって多賀城跡は史跡としての価値を高め、特別史跡に昇格した。これに伴って環境整備が企画され、そのための調査が多賀城町によって行われた。この過程において礎石建物のある面の下から掘立柱建物跡が検出されて、建物跡が重複して存在することが明らかになり、政庁跡の全面的な再検討が必要になった。

昭和 44 年 4 月、多賀城跡発掘調査ならびに環境整備の機関として、宮城県教育委員会に宮城県多賀城跡調査研究所があらたに設置され、多賀城跡の発掘調査は常時ここで行われるようになり、研究所では爾来今日までに 35 回の発掘調査を実施したが、そのうち第 5 次(昭和 44 年)、第 9 次(昭和 45~46 年)、第 16 次(昭和 47 年)、第 19 次(昭和 48 年)、第 31 次(昭和 52 年)、第 32 次(昭和 53 年)の調査が政庁跡にかかわるものであった。これらの調査の概要は年度毎に発行される研究所の年報によって報告されているが、本書ではその詳細とともに多賀城跡発掘調査委員会による第 1 次~第 3 次調査(昭和 38~40 年)、多賀城町による第 4 次(昭和 43 年)・第 6 次(昭和 44~45 年)調査の成果をもあわせ述べて、多賀城政庁跡についてのこれまでの研究を総括している。

本書の刊行が全国の地方官衙遺跡、古代城柵遺跡の研究に寄与するところ多大であることを信じて疑わない。長年の調査の結晶である報告書の作製に当られた研究所員諸氏の労に深甚の敬意を表する次第である。

昭 和 57 年 3 月

多賀城跡調査研究指導委員会

委員長 伊 東 信 雄

目 次

題字 大塚惣一郎

序 文……………宮城県多賀城跡調査研究所長 佐藤 宏一

序 文……………多賀城跡調査研究指導委員会委員長 伊藤 信雄

第Ⅰ章 緒 言 ……………1

第Ⅱ章 遺跡の概要……………7

1 遺跡の位置と立地……………7

2 遺跡の現況……………10

3 多賀城の関連する古代遺跡……………11

第Ⅲ章 研 究 史……………17

1 遺跡についての研究史……………17

2 遺物についての研究史……………30

3 多賀城跡保存の歴史……………34

第Ⅳ章 調査の経過と方法……………41

1 調査の経過……………41

(1)第1次調査……………42 (7)第9次調査……………60

(2)第2次調査……………46 (8)第16次調査……………62

(3)第3次調査……………50 (9)第19次調査……………64

(4)第4次調査……………54 (10)第31次調査……………66

(5)第5次調査……………56 (11)第32次調査……………67

(6)第6次調査……………57 (12)補足調査……………68

2 調査と記録の方法……………70

第Ⅴ章 遺 構……………75

1 層 序……………75

2 発見遺構……………83

(1)正殿跡……………83 (7)政庁北東部建物跡……………105

(2)石敷広場跡……………88 (8)政庁北西部建物跡……………105

(3)脇殿跡……………88 (9)政庁北方地区建物跡……………112

(4)南門跡、脇門跡、翼廊跡……………96 (10)築地線上の建物跡……………114

(5)南門前殿跡……………100 (11)築地跡……………118

(6)後殿跡……………102 (12)その他の遺構……………139

第VI章 遺物	151
1 瓦 埴 類	151
(1)丸瓦	151
(2)平瓦	156
(3)軒丸瓦	168
(4)軒平瓦	190
(5)道具瓦	210
(6)埴	213
(7)文字・記号瓦類	215
(8)瓦埴類の出土状況	226
2 土 器 類	239
(1)土師器	245
(2)須恵器	249
(3)須恵系土器	253
(4)灰釉陶器・緑釉陶器・白磁	259
(5)その他の土器	261
(6)遺構出土の土器類	261
3 硯	273
(1)円面硯	273
(2)風字硯	279
(3)転用硯	281
4 漆 紙 文 書	
(1)漆紙文書の特徴	284
(2)解読の方法	285
(3)文書の積文	286
(4)漆紙文書の出土状況	293
5 その他の遺物	295
(1)土製品	295
(2)鉄製品	297
(3)銅製品	298
(4)銭貨	298
(5)石製品	298
(6)その他	299
第VII章 考 察	301
1 遺 構	301
(1)遺構期の設定	301
(2)各遺構期の建物と配置	312
2 遺 物	337
(1)瓦	337
(2)土器	387
3 政庁の変遷と性格	399
(1)遺構期の年代	399
(2)政庁の変遷	401
(3)多賀城政庁の性格と機能	409
付 章 律令制下の多賀城	429
はじめに	429
1 多賀城造営前	430
2 多賀城の造営	440
3 伊治公砦麻呂の乱と多賀城焼失	449
4 胆沢城鎮守府と多賀城	458
むすびにかえて	470
付図・付表	
付図 1 政庁跡遺構全体図(補)	473
付図 2 軒瓦・硯接合資料 の出土地点	475
付表 1 主要建物一覧表	476
付表 2 軒瓦計測値・出土数	478
付表 3 多賀城関係年表	483

多賀城跡

政庁跡 本文編

- * 本報告書は多賀城政庁跡の正式報告書であり、1963～1965年に多賀城跡発掘調査委員会が実施した第1～3次調査、1968～1970年に多賀城町が実施した第4・6次調査、1969～1973・1977・1978年に当研究所が実施した第5・9・16・19・31・32次調査、および報告書作成中に行った補足調査の成果を取めた。
- * 本報告書は1980年に当研究所が刊行した『多賀城跡 政庁跡図録編』と一体をなすもので、その〈本文編〉である。したがって、本文の記述にあたっては各所で〈図録編〉に掲げた図版を使用し、それをP L. 1、P L. 20-1のように〈図録編〉の図版番号で示した。なお、政庁跡出土の漆紙文書については1979年に当研究所が刊行した、宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅰ『多賀城漆紙文書』に詳細を報告してあるので本報告書にはその要点のみを記した。
- * 本報告書においては〈図録編〉に遺構番号を付して掲げた遺構のほかにも記述したものがあり、それらについては付図1にまとめて示すとともに、必要に応じて本文中に詳細図を掲げた。また、遺物にも〈図録編〉で欠落したものがいくつかあり、それらは本文中にそのつど挿図として掲げた。
- * 当研究所では1979年度より軒瓦の分類番号を一部改めている。旧番号と新番号の関係は付表2 および〈図録編〉の例言に掲げたとおりである。
- * 本報告書と、当研究所がこれまでに刊行ないし執筆・編集に関わった出版物とで見解が異なる場合は、本報告書の記述内容が優先するものである。

第 I 章 緒 言

多賀城跡は大正 11 年に史蹟名勝天然紀念物保存法により、丘陵部を中心に遺跡の大部分が史蹟に指定された。この際、多賀城の南東約 1.5 km の大字高崎に所在し、その付属寺院跡と考えられていた高崎廃寺跡も同時に附指定された。その後、昭和 38 年以來の発掘調査によって本遺跡が全国的にもきわめて重要な遺跡であることが判明したため、昭和 41 年には文化財保護法第 69 条に定める特別史蹟に昇格した。このように比較的早い時期から行政的な保護対策が講じられ、また、この地域が純農村であったこともあって、遺跡は近年まで比較的良好的な状態で保存されてきた。

史 跡 指 定

特別史蹟昇格

多賀城は古代を通じて陸奥国の国府であり、また奈良時代には鎮守府も併置された東北律令行政の中核的機関であったため、近世以來の東北古代史の研究では必ずといってよいほど取りあげられており、多賀城に関する論考には枚挙にいとまがないほどである。こういった研究を通じて多賀城跡についての理解はしだいに深められてきたが、これらの研究はいずれも文献史学上からの解釈や遺跡の地表観察によるものであり、方法論的には一定の限界をもつものであった。こうした中で、それまで主として文献史学から形成されていた東北の古代史像を、発掘調査を通して実証的に解明しようとしたのが東北大学文学部の伊東信雄教授である。伊東教授は昭和 30 年に加美郡中新田町に所在する菜切谷廃寺跡の発掘調査を実施して金堂跡の実態を明らかにし⁽¹⁾、また昭和 30 年～昭和 34 年の 5 か年間にわたり、仙台市木下⁽²⁾に所在する陸奥国分寺跡の組織的発掘調査を行いその伽藍配置を解明するなど、考古学的方法を用いた歴史時代の実証的研究で多大の成果をあげていた。

調査前の研究

伊藤信雄教授の研究

調査開始の契機

多賀城跡と高崎廃寺跡の発掘調査が具体的に計画されたのは昭和 35 年である。調査が開始されるに至った事情は、多賀城町が仙台市と塩釜市の間に位置することから、戦後急激に都市化が進行し、貴重な史蹟が不用意のうちに破壊されるおそれがあったため、これに対処する学術調査が要請されていたからである。

発掘調査委員会の組織

昭和 35 年に宮城県教育委員会は多賀城町(当時)、河北文化事業団と共催して陸奥国府多賀城跡とその付属寺院と考えられる高崎廃寺跡の発掘調査 5 か年計画を策定するとともに、伊東教授を委員長とする「多賀城跡発掘調査委員会」を組織した。調査委員会は初年度の昭和 35 年度に多賀城跡政庁地区および高崎廃寺跡の航空写真測量による 1/500、1/1000 の地形図を作成し、地上観察による遺跡の現状調査を行い、次年度からの調査に備えた。昭和 36 年には東北大学をはじめ県内の学校教諭などの研究者で調査団を組織し、まず、町の中心部に近く、したがって破壊の危険性の多い高崎廃寺跡から調査に着手した。高崎廃寺跡については翌 37 年までの 2 か年、延約 2 か月と短期間の調査ではあったが、この寺院が多賀城の付属寺院であり、その伽藍配置が大宰府観世音寺と酷似することなどを明ら

高崎廃寺跡の調査

かにした。⁽³⁾この成果を踏まえ、以後この寺院跡を多賀城廃寺跡と呼ぶことになった。

政庁跡の調査

昭和38年には多賀城廃寺跡にひきつづき多賀城跡政庁地区の調査に着手した。これが多賀城跡についての最初の発掘調査である。調査委員会では計画を1年延長し、昭和40年まで延約3か月の調査を実施している。その間、正殿をはじめ主要な礎石建物跡を検出し、政庁の建物配置が正殿を中心とし、その東西に数棟の建物を配したいわゆる朝堂院的配置をとるのではないかという見通しを得ている。

多賀城町による調査

一方、調査委員会による調査の開始とともに、多賀城町は史跡を保護・活用するため国庫補助金を得て史跡の継続的な公有地化を図っている。また、昭和41年4月に多賀城跡と多賀城廃寺跡が特別史跡に指定され、これに伴い両遺跡の環境整備が企画されたため、多賀城町は「特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備委員会」(委員長、大場源七町長)を組織すると共に、考古学専門の嘱託を配し、昭和41・42年度に多賀城廃寺跡、昭和43・44年度に多賀城政庁跡を対象として環境整備を目的とした発掘調査を実施している。

ところで、昭和40年に多賀城町が仙台・塩釜市を中心とする仙台湾地区新産業都市計画地域に組み込まれると、多賀城町周辺の都市化傾向が急速に激しくなった。それに伴い、多賀城跡周辺地域でも宅地造成などの開発が活発化し、史跡の保存上憂慮すべき事態にたちいたった。そこで、この急速化する都市化傾向に対処し、遺跡の保護に万全を期すため継続的な学術調査を実施して多賀城跡の実態を早急に把握する必要性が生じてきた。そのため、宮城県は昭和44年に宮城県多賀城跡調査研究所を設置し、県の直営事業として多賀城跡の調査研究と環境整備事業を推し進めることにした。

研究所の設置

多賀城跡調査研究所では、昭和38年以来の調査委員会および多賀城町による学術調査の成果を踏まえ、これを継続するという方針から、それまでの調査を第1次～第4次調査として位置づけ、研究所による最初の調査を第5次調査として行うこととした。

また、多賀城跡について総合的に調査研究を推進するため、考古学、国史学、建築史学、

	氏 名	職	専門分野	在任期間
委員長	伊 東 信 雄	東北大学名誉教授	考古学	S44～
副委員長	関 晃	東北大学教授	古代史学	S44～
委員	坂 本 太 郎	東京大学名誉教授	〃	S44～
〃	井 上 光 貞	国立歴史民俗博物館長	〃	S44～
〃	高 橋 富 雄	東北大学教授	〃	S44～
〃	青 木 和 夫	お茶の水大学教授	〃	S44～
〃	芹 沢 長 介	東北大学教授	考古学	S44～
〃	坪 井 清 足	奈良国立文化財研究所長	〃	S44～
〃	檜 崎 彰 一	名古屋大学教授	〃	S44～
〃	横 山 浩 一	奈良国立文化財研究所長 埋蔵文化財センター	〃	S50～S52
〃	太 田 博 太 郎	東京大学名誉教授	建築史学	S44～S49
〃	太 飯 田 須 賀 斯	東北工業大学教授	〃	S44～S45
〃	坂 田 泉	東北大学助教授	〃	S45～
〃	横 山 光 雄	元東京大学教授	造園学	S45～
〃	牛 川 喜 幸	奈良国立文化財研究所 平城宮跡発掘調査部室長	〃	S45～S52
〃	塩 田 敏 志	東京大学助教	〃	S53～

計画	年次	回数	発掘調査地区	発掘面積	経 費
第一次 五 ヶ 年 計 画	44 年度	5次 6次 7次	政庁地区南東部 政庁地区北東部 外郭南辺中央部(多賀城碑付近)	1,980㎡ 2,079㎡ 264㎡	} 4,323㎡ 9,000千円 (うち町事業3,000千円)
	45 年度	8次 9次 10次 11次	外郭南辺中央部 政庁地区南西部 外郭西辺中央部 外郭東辺南部	350㎡ 2,046㎡ 495㎡ 660㎡	
	46 年度	12次 13次 14次	外郭中央地区北部 外郭東辺東門付近 外郭東地区北部	3,795㎡ 1,600㎡ 2,086㎡	} 7,481㎡ 12,000千円
	47 年度	15次 16次 17次 18次	鴻の池周辺 政庁地区北半部 外郭北東隅・北西隅等 外郭中央地区北部	112㎡ 1,320㎡ 1,729㎡ 2,937㎡	
	48 年度	19次 20次 21次 22次	政庁地区北西部 外郭南辺中央部 外郭西地区中央部 城外南方(高平遺跡)	2,640㎡ 990㎡ 1,485㎡ 3,465㎡	} 8,580㎡ 17,000千円
	計	18 地区		30,033㎡	
第二次 五 ヶ 年 計 画	49 年度	23次 24次	外郭東地区北部(字大畑) 外郭南東隅	3,300㎡ 2,640㎡	} 5,940㎡ 17,000千円
	50 年度	25次 26次 27次	多賀城廃寺跡南大門推定地 多賀城廃寺跡中門前方地区 奏社宮西隣市川大久保地区	2,310㎡ 2,310㎡ 660㎡	
	51 年度	28次 29次	五万崎地区 〃	2,310㎡ 2,310㎡	} 4,620㎡ 22,000千円
	52 年度	30次 31次	五万崎地区 政庁北方隣接地区	1,980㎡ 1,980㎡	
	53 年度	32次 33次	政庁北方隣接地区 外郭西門地区	1,000㎡ 1,000㎡	} 2,000㎡ 22,000千円
	計	11 地区		21,800㎡	

表2 多賀城跡発掘調査第1次・2次5ヶ年計画実績表

造園学などの専門家で構成する「多賀城跡調査研究指導委員会」(委員長、伊東信雄)を設置した(表1)。調査を進める方策としては、同指導委員会の指導のもとに5か年計画を策定し、これを積み重ねる方法をとった。政庁地区の調査が終了する第2次5か年計画までの調査地点・面積を示すと表2および図1のようになる。このうち、第1次5か年計画では多賀城の変遷を考える上で基本となる政庁地区の遺構変遷とその構成の把握、およびこれまで未調査であった外郭線施設の規模・構造を解明することに重点をおいた。政庁地区を対象とした調査は第1・2・3次調査(調査委員会による調査)、第4・6次調査(多賀城町による調査)、第5・9・16・19・31・32次調査(研究所による調査)となる。

今回報告する各次調査の関係者は以下のとおりである。

第1次調査 1963.7~1963.8

[考古学] 東北大学文学部教授：伊東信雄、宮城学院女子大学助教授：加藤 孝、宮城県第二女子高校教諭：氏家和典、丸森町立大内中学校教諭：志間泰治、東北大学文学部：林謙作(助手)・伊藤玄三・工藤雅樹・横山勝栄・足立勝昭・二宮満雄・小笠原好彦・桑原滋郎・阿部義平・遠藤勝博・相原康二・須藤隆

調査研究指導委員会

調査関係者

〔国史学〕東北大学教養部助教授：高橋富雄

〔建築史学〕東北大学工学部教授：飯田須賀斯、同講師：坂田泉、東北大学工学部：舛岡和夫・丹羽博享・笹政攻・小林孝・高橋脩・藤本宣勝

第2次調査 1964.7～1964.8

〔考古学〕東北大学文学部教授：伊東信雄、宮城学院女子大学助教授：加藤 孝、宮城県第二女子高校教諭：氏家和典、丸森町立大内中学校教諭：志間泰治、東北大学文学部：伊藤玄三（講師）・林謙作（助手）・工藤雅樹・小笠原好彦・遠藤勝博・相原康二・須藤隆・松井泉・藤沼邦彦・進藤秋輝

〔国史学〕東北大学教養部助教授：高橋富雄

〔建築史学〕東北大学工学部教授：飯田須賀斯、同講師：坂田泉、東北大学工学部：山森芳郎・舛岡和夫・庄司正・北折佳司・沼波和之

第3次調査 1965.7～1965.8

〔考古学〕東北大学文学部教授：伊東信雄、宮城学院女子大学助教授：加藤 孝、宮城県第二女子高校教諭：氏家和典、丸森町立大内中学校教諭：志間泰治、東北大学文学部：伊藤玄三（講師）・桑原滋郎（助手）・林謙作・工藤雅樹・小笠原好彦・遠藤勝博・松井泉・相原康二・須藤隆・藤沼邦彦・進藤秋輝・今泉隆雄

〔国史学〕東北大学教養部助教授：高橋富雄

〔建築史学〕東北大学工学部教授：飯田須賀斯、同講師：坂田泉、東北大学工学部：沼波和之・野島久男

第4次調査 1968.9～1968.12

東北大学文学部教授：伊東信雄、多賀城町嘱託：桑原滋郎、東北大学文学部：工藤雅樹（助手）・林謙作・進藤秋輝・八巻正文、奈良国立文化財研究所：河原純之・牛川喜幸・細見啓・佐藤興治

第5次調査 1969.7～1969.12

多賀城跡調査研究所：岡田茂弘（所長）・工藤雅樹・桑原滋郎、同補佐員：進藤秋輝、多賀城町嘱託：平川南、東北大学文学部：高野芳宏・岡村道雄・加藤道男・小林博昭

第6次調査 1969.11～1970.2

多賀城跡調査研究所：岡田茂弘（所長）・工藤雅樹・桑原滋郎、同補佐員：進藤秋輝、多賀城町嘱託：平川南

第9次調査 1970.6～1971.2

多賀城跡調査研究所：岡田茂弘（所長）・工藤雅樹・桑原滋郎・進藤秋輝・平川南、同補佐員：清野洋子・長門光一郎・小井川和夫・熊田亮介・今泉隆雄・後藤祥子

第16次調査 1972.5～1972.8

多賀城跡調査研究所：岡田茂弘（所長）・工藤雅樹・桑原滋郎・平川南・進藤秋

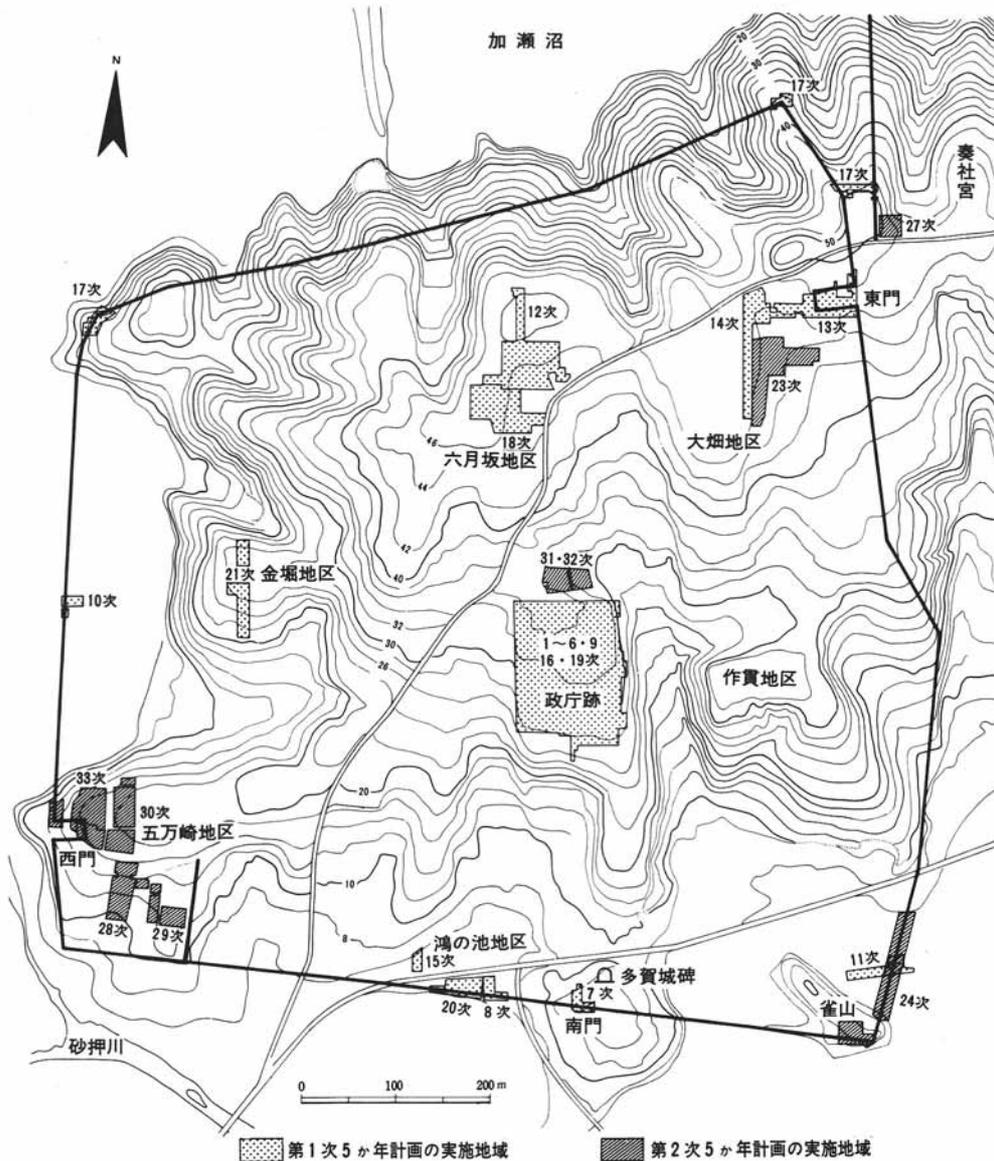


図1 第1次・2次5か年計画発掘調査地区

輝・西脇俊郎、同補佐員：高野芳宏・小泉弘・野崎準・恵美昌之・岩渕康治・小松正夫・後藤祥子・佐藤昌子・佐藤喜美子

第19次調査 1973.4~1973.7

多賀城跡調査研究所：岡田茂弘(所長)・工藤雅樹・桑原滋郎・進藤秋輝・平川南・西脇俊郎・高野芳宏・鎌田俊昭・藤沼邦彦、同補佐員：恵美昌之・菊田徹・熊谷公男・吉沢幹夫・古泉弘・辻秀人・那須好子・佐藤喜美子

第31次調査 1977.8~1977.11

多賀城跡調査研究所：氏家和典(所長)・桑原滋郎・進藤秋輝・白鳥良一・鎌田俊昭・高野芳宏・古川雅清・平川南、同補佐員：熊谷公男・渡辺伸行・岡田利

文・那須好子・佐藤喜美子・佐藤みえ子・佐藤とも子・佐藤悦子・佐藤博子

第 32 次調査 1978.4～1978.7

多賀城跡調査研究所：後藤勝彦（所長）・桑原滋郎・進藤秋輝・白鳥良一・鎌田俊昭・高野芳宏・古川雅清・平川南、同補佐員：熊谷公男・佐藤博子・佐藤悦子・猪又みよ子・岡田よう子・丑田恭子・石川勝子・安田あや子・高橋みずほ

収 録 内 容

本報告書には、調査委員会が行った第 1～第 3 次調査、多賀城町が行った第 4・6 次調査、当研究所が行った第 5・9・16・19・31・32 次調査および補足調査の成果を掲載した。

執 筆 分 担

本報告書の作成にあたっては、1977 年より遺構・遺物の整理検討を行い、当時の調査関係者のうち、伊東信雄（現東北大学名誉教授・東北学院大学教授）、岡田茂弘（現国立歴史民俗博物館助教授）、工藤雅樹（現宮城学院女子大学助教授）、桑原滋郎（現文化庁文化財調査官）、平川南（現国立歴史民俗博物館助教授）の各氏との討議を経てまとめたものである。おおよその執筆分担を示すと、第 I 章 伊東信雄・進藤秋輝、第 II 章 後藤秀一、第 III 章 佐藤宏一・佐藤和彦、第 IV 章は 1 のまえがきおよび(1)～(3)が伊東信雄、1 の(4)が桑原滋郎、1 の(5)～(12)および 2 が進藤秋輝、第 V 章は 1 が高野芳宏、2 の(1)～(9)が桑原滋郎・古川雅清、2 の(10)が古川雅清、2 の(11)が高野芳宏、2 の(12)が高野芳宏・古川雅清、第 VI 章は 1 が進藤秋輝・高野芳宏、2 が白鳥良一、3 と 5 が佐藤則之、4 が白鳥良一・佐藤和彦、第 VII 章は 1 が進藤秋輝・古川雅清、2 の(1)が進藤秋輝・高野芳宏、2 の(2)が白鳥良一、3 が進藤秋輝・白鳥良一・高野芳宏・古川雅清、付章平川南となる。付図・付表は本文の各執筆者が作成し、付表 3 については佐藤和彦が担当した。編集には白鳥良一と高野芳宏があたった。また、以上の作業を臨時職員、仲田茂司、千葉孝弥、西條裕子、千葉裕子、高橋みずほ、安田あや子、我妻悦子、千葉みどり、石川勝子、平山三津子、和田容子、伊藤和子、鎌田あさ子、清水正子、岡田富子、松永かず子が援けた。

既 刊 行 物

なお、多賀城政庁跡に関連するこれまでの刊行物には、当研究所が刊行した『多賀城跡一昭和 44 年度発掘調査概報一』宮城県多賀城跡調査研究所年報 1969(1970 年刊)一以下、『研究所年報 1969』(1970)のように略す一、『研究所年報 1970』(1971)、『研究所年報 1972』(1973)、『研究所年報 1973』(1974)、『研究所年報 1977』(1978)、『研究所年報 1978』(1979)、および当研究所が執筆・編集に関わった、多賀城町『多賀城跡第 6 次(内城東北部)発掘調査概報』(1970)、東北歴史資料館・宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城と古代日本一埋もれた史跡をたずねて一』(1975)などがあるが、これらと本報告書とで記載内容が異なる場合は本報告書がこれらに優先するものである。

註

- (1)伊東信雄『菜切谷廃寺跡』宮城県文化財調査報告書第 2 輯 1956
- (2)宮城県教育委員会『陸奥国分寺跡発掘調査報告書』1961
- (3)宮城県教育委員会・多賀城町『多賀城跡調査報告 I - 多賀城廃寺跡 -』1970
- (4)多賀城廃寺跡という名称は、古くは大正 14 年刊行の「多賀城趾案内」にみられる。

第II章 遺跡の概要

1 遺跡の位置と立地

特別史跡多賀城跡は、宮城県多賀城市大字市川・浮島の両地区にわたって所在する。

多賀城市は、宮城県のほぼ中央に位置する仙台市の市街地から、北東約 10 km に位置し、南西部で仙台市、北西部で利府町、北東部で塩釜市、南東部で七ヶ浜町とそれぞれ接している。一方、利府町の丘陵地帯に源を発する砂押川は、多賀城市を北西から南東にかけて貫流し、同市の地形を南北に二分している。北部は、松島丘陵と呼ばれる台地状の丘陵であり、南部には広大な沖積平野が広がる。多賀城跡はこの沖積平野と接する松島丘陵南西

立地の外観

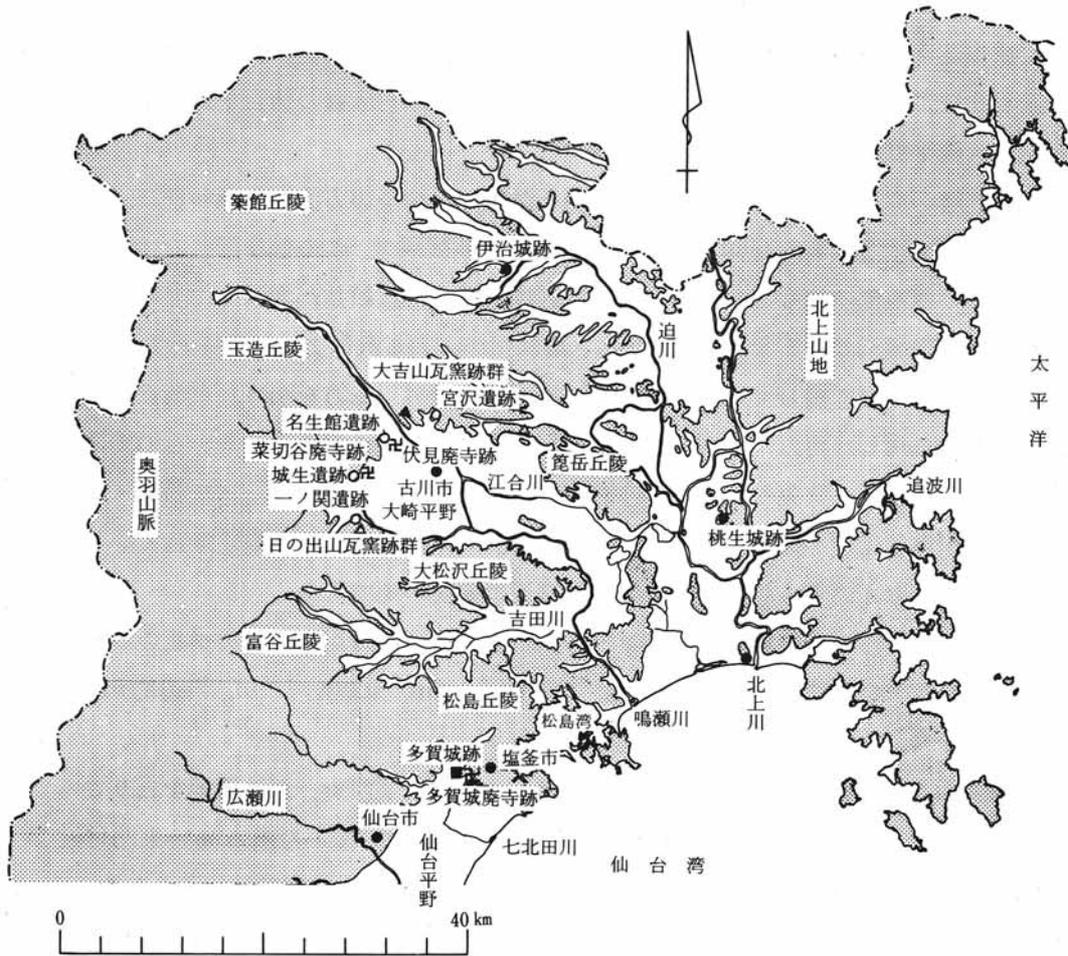


図2 宮城県北部の地形と多賀城関連遺跡

第II章 遺跡の概要

端の低丘陵上に立地する（図3）。

宮城県の地形

多賀城跡の地理的な位置を理解するために、まず宮城県の地形を概観しておきたい。宮城県の西部には、東北地方の脊梁であり山形県との境界をなす奥羽山脈が南北に縦走している。また東部海岸地帯には、北に北上山地、南に阿武隈山地が位置し、これら南北両山地間には、海岸線に沿って沖積平野が広がる。一方、西の奥羽山脈と東の北上・阿武隈山地に挟まれた地域は、奥羽山脈から派生する丘陵地で、陸前丘陵と総称されている。この

陸前丘陵

陸前丘陵は、迫川・江合川・鳴瀬川・吉田川・七北田川・広瀬川・名取川などの奥羽山脈に源を発して東流する河川によって開析され、さらにいくつかの独立した丘陵に分かれており、それぞれが個別の名称で呼ばれている（図2）。これらの丘陵は、いずれも標高100～200mほどで、丘陵の尾根がなだらかな台地状を呈するという共通した特徴を備えている。陸前丘陵を開析する河川は、丘陵を分断すると同時にその流域に沖積平野を形成している。そのため宮城県北部の丘陵地帯では、丘陵と平野が南北に交互につらなる景観をなす。一方、中央部の海岸線に沿って広がる沖積平野を一般的に仙台平野と呼ぶが、陸前丘陵のあいだに形成された内陸の沖積平野をも含めて仙台平野と呼ぶこともある。

仙台平野

陸前丘陵のあいだに形成された内陸の沖積平野をも含めて仙台平野と呼ぶこともある。

松島丘陵

陸前丘陵のひとつである松島丘陵は、北を吉田川によって画され、南は仙台平野と接し、多賀城市北部、塩釜市、松島町を経て東端は宮戸島へ達している。また、西は利府町を経て富谷丘陵に連続し、北に位置する大松沢丘陵とともに、広義の仙台平野を南の海岸平野と北の大崎平野に分断している。

遺跡の地形

多賀城跡が立地する丘陵は、松島丘陵から派生し、塩釜市方面から西へ延び、多賀城市北部に達して終る標高約60mの低丘陵である。多賀城跡は、この低丘陵の西端に位置している。この西端部の地形をみると、北には近世初頭に天童頼長が灌漑のために築堤したとされている加瀬沼⁽¹⁾のある大きな沢があり、東は南から入る沢によって画されている。一方、南と西は仙台平野に接している。多賀城は以上のように、四方を画された低丘陵西端部の自然地形を利用し、南方に広大な仙台平野を一望できる地に選地されているのである。

また、この地域は狭義の仙台平野の北東端に位置し、南から丘陵沿いに松島・塩釜方面へ向かう旧塩釜街道が通じており、さらに北東約2kmには国府津と推定されている塩釜の港をひかえる⁽²⁾など、古くからの陸上・海上交通の要衝の地でもある。

遺跡の規模

多賀城跡は、四至が築地で区画されている。平面形は西辺が短く東辺が長い不整形をなしている。その規模は、南辺約860m、東辺約1,000m、北辺約770m、西辺約670mである（PL3）。

城内の地形

築地で画された城内は、大部分が丘陵地で、さらに南と西で一部沖積地をとりこんでいるため、かなり起伏に富んだ地形をなしている。標高は丘陵上の最も高い東門付近で約52m、南と西の沖積地では約4mである。低丘陵の尾根は城内の地形を二分するように、北東から中央部を通してなだらかに傾斜しながら南西の沖積地へおりにている。尾根の北斜面は急峻で、いくつかの小さな深い沢が北から入りこんでいる。一方、尾根の南は、比較的なだらかな斜面で、南から入る二つの大きな沢によって、東部・中央部・西部の三地区に

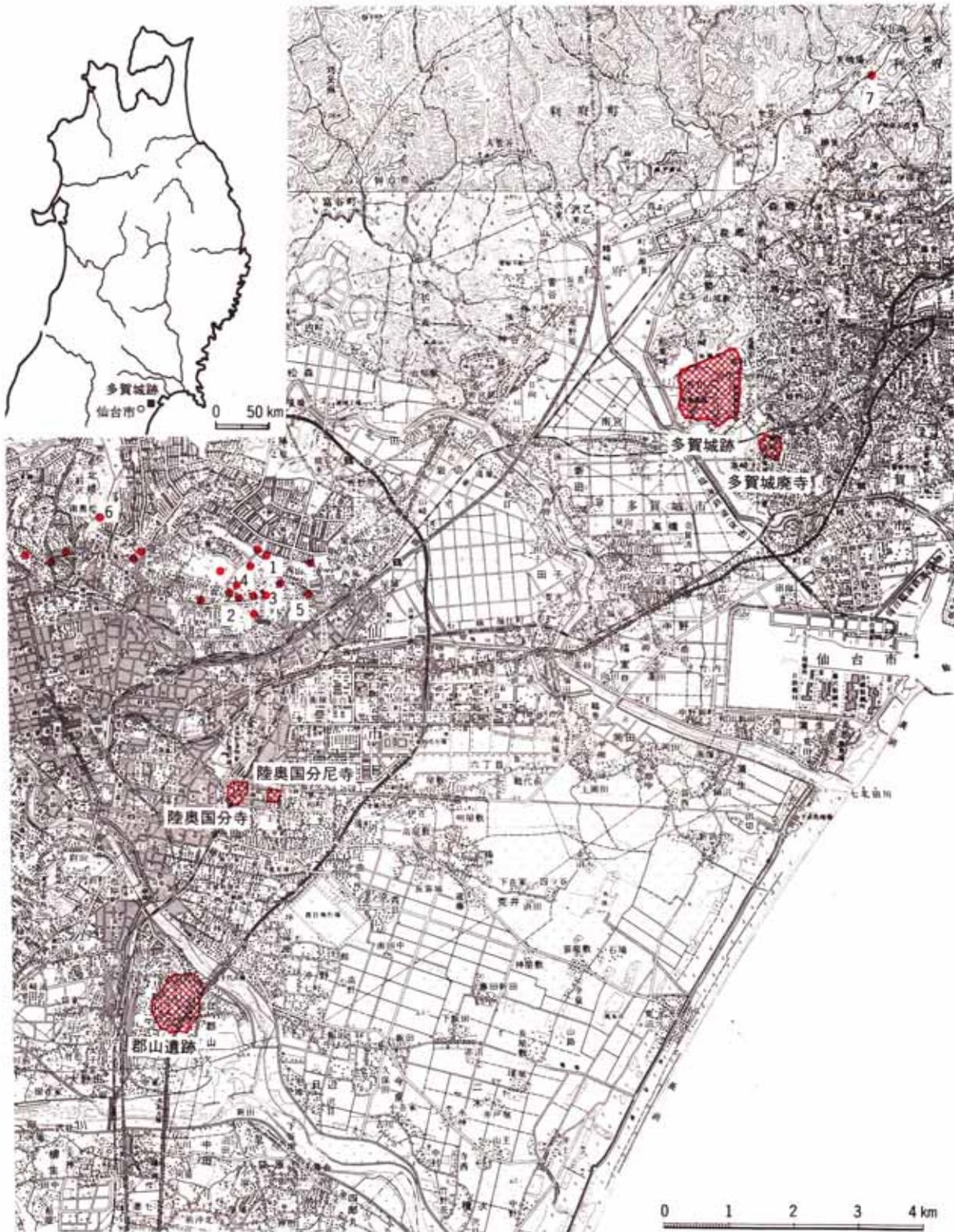


図3 多賀城跡の位置と多賀城関連遺跡

1. 安養寺下瓦窯跡
2. 蟹沢中瓦窯跡
3. 安養寺中冊瓦窯跡
4. 柗江遺跡
5. 大蓮寺窯跡
6. 荒巻五本松瓦窯跡
7. 大沢瓦窯跡

第II章 遺跡の概要

政庁跡の地形

分割されている。このうちの中央部の小丘陵上に政庁跡がある。この小丘陵は、城内を二分する尾根から分岐して南東に延び、政庁跡の中央を通り、政庁跡の南東からは細長い尾根となって南に大きく張り出している。東の沢は中央部の小丘陵の東を大きく開析し、さらに政庁跡の北東で西に入りこむ小さな沢と合流している。また西の沢は中央部の小丘陵の西から南に延び、沢口で丘陵をえぐるように東へ広がる。そのため政庁跡が立地する中央部の小丘陵は、北西部と南東部を除き、四方を自然の沢で区画された独立丘陵のような地形とたっている（PL4）。

政庁跡の規模

政庁跡は多賀城跡全体からみれば、中央のやや南東寄りに位置し、外郭同様周囲には長方形に築地が巡っている。その規模は南北約 **116m**、東西約 **103m** である。政庁跡は中央部の小丘陵のやや広い平坦面をもつ尾根をそのまま利用しているため、全体として南へ大きく傾斜し、東から西にも若干傾斜した地形となっている。標高は最も高い北西部で約 **35m**、最も低い南西部で約 **30m** であり、最大で **5m** ほどの落差がある。

多賀城の門

なお、政庁跡が立地する小丘陵の南端部には外郭南築地にとりつく外郭南門が設けられている。また、城内を二分する尾根と、外郭東築地・西築地が交差する位置では築地が内側に「コ」の字形に入りこみ、その奥にはそれぞれ外郭東門・西門が設けられている。これまでの調査により、東門から西門に続くこの尾根上には城内を通る道路が存在したことが推定されている。政庁跡を中心にするると、外郭のそれぞれの門は南門が真南、東門が北東、西門が南西に位置している。

2 遺跡の現況

築地跡の残存状況

多賀城跡の外郭を区画する築地の跡は、現在も土手状の高まりとして断続的に残存している。残存状況は南辺と北辺が比較的良好である。南辺は東部の小丘陵から切り離された雀山と呼ばれている小独立丘陵を東端とし、沖積地の低湿地を横断して南門がのる中央部の小丘陵南端部に続き、さらに鴻ノ池地区の低湿地を通過して西部の小丘陵にのる南西隅に達している。このうち、東半部の築地跡の保存がとくに良く、沖積地部分では高さ約 **2m** の高まりとして残存している。西辺では西門が位置する西の丘陵上に築地跡の高まりが認められる程度であり、沖積地にかかる中央部・北半部は水田となっているため、確認できない。北辺の築地跡は丘陵の急峻な北斜面にわずかな高まりとして断続的に続いている。築地跡の高まりは北東隅付近でとくに明瞭である。東辺は北半部で築地跡の残りが良く、東門付近では築地が内側に「コ」の字形に入りこむ状況がはっきりとわかる。しかし東門から南の丘陵部分では築地跡はわずかな痕跡を残すのみである。東辺南端の低湿地では発掘調査で南東隅がのる雀山の丘陵まで延びる材木列が発見されている。

なお、外郭築地跡のうち、南門付近、南辺西半の鴻ノ池付近、東門付近、東辺南端部の4地区については発掘調査結果に基づいた保存整備が行われ、築地跡や門跡などが復原・

標示されている。

外郭築地で区画された城内は約 740,000 m²の面積をもつ。この大部分が低丘陵にのっており、南東部、南辺西半部、西中央部の一部が沖積地に位置している。現在、丘陵上の平坦部分が畑地や果樹園として利用され、沖積地部分は水田、丘陵斜面は山林ないし荒地となっている。また、城内を北東から南西に斜めに走る丘陵尾根部には旧塩釜街道（現在市道市川線）、南辺築地の内側には県道根白石・塩釜線が東西に通っているが、この2本の道路を中心に市川の集落が展開し、130戸以上の住宅が立ち並んでいる。

丘陵上の平坦面から緩斜面にかけては現在もいたるところに古代の瓦や土器が多量に散布している。これらの地区についてはこれまでかなり調査が進んでおり、政庁東側の作貫地区、北側の六月坂地区、西側の金堀地区、城内南西部の五万崎地区、東門西側の大畑地区では多数の建物跡や井戸跡などが重複した状況で発見されている。また、六月坂・大畑の両地区には竪穴住居跡が集中していることも知られた。これらの成果により、城内の丘陵上には地形的なまとまりごとに機能を異にする官衙ブロックが広範囲にわたって存在したことが推定されている。これらの地区のうち六月坂地区と大畑地区は調査後に保存整備が行われている。

官衙ブロックの存在

今回報告する政庁跡は城内の中央よりやや南東寄りに位置している。この地区の発掘調査前の状況については第IV章で触れるのでそれに譲る。政庁跡は1973年の第19次調査で、全面積約13,000 m²のうち約65%の調査を終了し、その成果に基づいて奈良時代後半の政庁第II期の遺構をもとに全域の保存整備を行い、史跡公園として一般に公開している。

この他に城内の、外郭南門の北側には日本三古碑のひとつとされている多賀城碑がある。多賀城碑は多賀城が神亀元（724）年に建置され、天平宝字6（762）年に修造されたことなどを記した天平宝字6年の紀年銘をもつ多賀城の修造記念碑である。この碑については近世以来真偽をめぐる論争があったが、近年、考古学・文献学・書体・用尺など各方面からの総合的な調査が行われ、偽作とする説の根拠が必ずしも妥当ではないことが明らかになって来ている^⑨。多賀城碑は現在、近世に建てられたとされる宝形造りの木造の覆屋によって保護されている。

多賀城碑

なお、多賀城跡は現在城内全域と外郭線周辺の一部の計約930,000 m²が特別史跡に指定されており、昭和56年度までにその約30%が公有地となっている。

3 多賀城に関連する古代遺跡

ここでは多賀城跡の歴史的環境を明らかにするために、多賀城に関連する古代の遺跡について、多賀城周辺の遺跡、城柵・官衙遺跡、瓦窯跡の順に述べる。

陸奥国総杜とされている奏杜宮は多賀城外郭東門跡の北東に隣接している。現在も杜殿には陸奥国の百座の神が合祀され信仰を集めている。さらに、この東約2.5 kmには奥州一

奏社宮と塩竈神社

第Ⅱ章 遺跡の概要

の宮塩釜神社がある。旧塩釜街道は城内を斜めに貫通し、東門跡の脇を通過して奏社宮、塩釜神社へと続いており、古代にもこういった尾根ぞいの道が通じていたものと考えられる。

多賀城廃寺跡

また、多賀城跡の南東約 1.5 km、多賀城市高崎の小丘陵上には多賀城の付属寺院である多賀城廃寺跡がある。昭和 36・37・43 年に発掘調査が行われ、南北中軸線上に中門・講堂・大房・小子房が並び、中門と講堂が築地で結ばれ、その内部には東に三重塔、西に東面する金堂が位置する、といった九州大宰府の観世音寺と酷似した伽藍配置であることが判明している（図 5）。さらに、講堂と大房の間の東西には鐘楼、経楼、倉庫も配されている。出土した瓦の大部分が多賀城創建期の瓦と同一のものであることなどから、この寺は多賀城の創建とともに造営され、平安時代まで存続していたと考えられている。多賀城廃寺跡は現在全域が特別史跡多賀城跡に附指定されており、調査後に保存整備が行われ、史跡公園として一般に公開されている。

館前遺跡

一方、多賀城跡周辺には、奈良・平安時代の遺跡が数多くみられる（図 4）。それらの多くは、多賀城跡が立地する丘陵の南斜面や、多賀城跡の前面に広がる沖積地の自然堤防上などに立地している。これらのなかで注目される遺跡としては、多賀城跡南東部前面の沖積地の中にある比高約 4m の独立小丘陵上に立地する館前遺跡がある（図 4）。この遺跡で

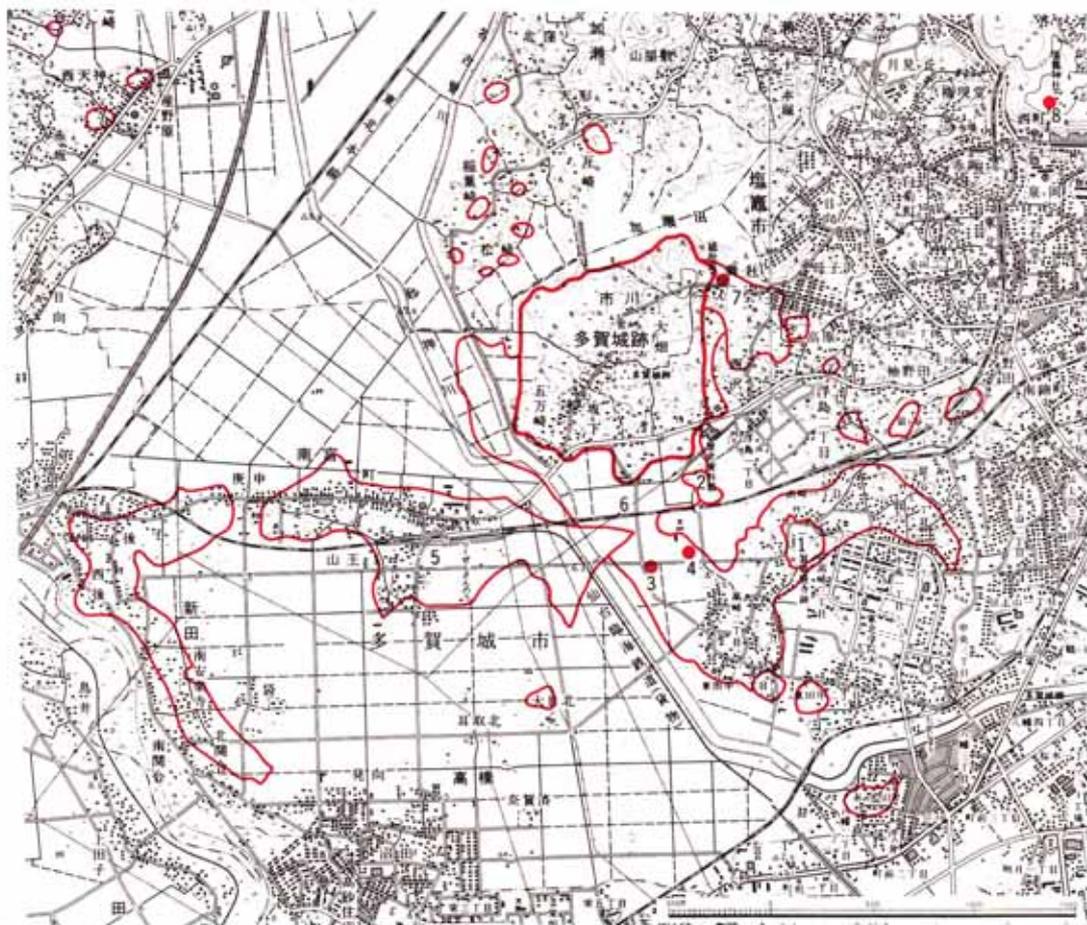


図 4 多賀城跡周辺の奈良・平安時代の遺跡

1. 多賀城廃寺跡
2. 館前遺跡
3. 水入遺跡
4. 高平遺跡
5. 山王遺跡
6. 市川橋遺跡
7. 奏社宮
8. 塩釜神社

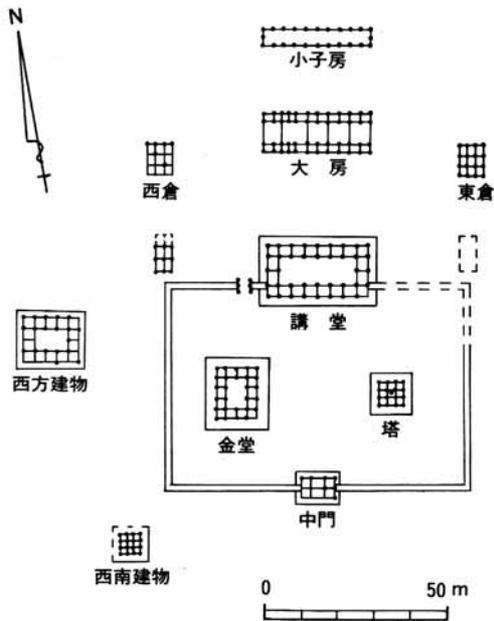


図5 多賀城廃寺跡伽藍配置図

は四面廂付建物を中心として、一定の規格性をもって配置された6棟の掘立柱建物跡が検出されており、多賀城跡に近接していることなどから、9世紀頃に多賀城の機能の一端を担っていた遺跡と考えられ、特別史跡多賀城跡の一部として指定されている。また、城外南方の沖積地に立地する、高平⁽⁶⁾・水入⁽⁷⁾・市川⁽⁸⁾・山王⁽⁹⁾などの遺跡からは発掘調査の結果、奈良・平安時代の竪穴住居跡や掘立柱建物跡が多数検出されている。

史跡陸奥国分寺跡は、多賀城跡の南西約10km、仙台市木下に所在する(図3)。

陸奥国分寺跡

国分寺は一般的に国府の近傍に位置する例が多いが、陸奥国の場合は国府多賀城からかなり離れている。陸奥国分寺跡は昭和30～34年・42年他に発掘調査が実施され、報告書が刊行されている。これらによると、陸奥国分寺は方800尺(242.3m)の寺地が築地で区画されており、その伽藍は、南北中軸線上に南大門・中門・金堂・講堂・僧房が並び、中門と金堂は複廊で結ばれて金堂院を形成しており、金堂院の東には、単廊をめぐらした七重塔、さらに金堂と講堂のあいだの東西に鐘楼・経楼を置く、といった配置であったことが判明している⁽¹⁰⁾。

また、国分寺の東約500m、仙台市志波町一丁目には史跡国分尼寺跡が所在する(図3)。国分尼寺跡については、金堂跡と推定される建物跡が発掘調査されているだけで、他は宅地となっているため詳細は不明である。

つぎに、多賀城跡に関連する古代の城柵・官衙遺跡についてみてゆく。

郡山遺跡は陸奥国分寺跡の南約2km、仙台市郡山三丁目に所在する(図3)。これまでの調査で発見された遺構は概ね新旧2時期に大別され、古い方の遺構は真北に対して約30度東に偏した方位をとり、新しい方の遺構はほぼ真北に一致する方位をとっている。古い方の遺構には掘立柱建物・材木列・溝跡などがあり、掘立柱建物跡の柱穴は比較的大きいといった特徴がみられる。一方、新しい方の遺構は推定方四町(約428.44m)の範囲に材木列と大溝をめぐらしてあり、西辺や南西隅には櫓状建物がとりついている。また、この時期には南辺の西半に近接して方二町の寺院域が推定されており、その中央部で瓦葺きの建物に伴うとみられる基壇跡が検出されている。これらの年代は出土した土器や瓦の検討により、古い方が7世紀後半代、新しい方が7世紀末～8世紀初頭頃とされており、遺跡の性格としては城柵跡や名取郡衙跡などが考えられている。いずれにせよ今後、多賀城跡との関連において注目される遺跡であろう。

仙台郡山遺跡

また、距離的には多賀城跡と隔たるが、県北の大崎平野を中心とする地域にもいくつか

第Ⅱ章 遺跡の概要

の城柵・官衙遺跡が存在する。それらは大崎平野をとりかこむように、その周辺部に位置している(図 2)。最も南に位置し、色麻柵との関係が深いとされる一の関遺跡⁽¹³⁾(加美郡色麻町一の関)、加美郡衙跡かと推定されている史跡城生遺跡⁽¹⁴⁾(同郡中新田町城生)とその付属寺院跡とみられる菜切谷廃寺⁽¹⁵⁾(同郡同町菜切谷)、古代玉造郡の中心的な官衙跡である名生館遺跡⁽¹⁶⁾(古川市大崎)とその付属寺院跡とみられる伏見廃寺⁽¹⁷⁾(同市大崎字伏見要害)、古代の長岡郡に所在した大規模な城柵・官衙遺跡である史跡宮沢遺跡⁽¹⁸⁾(同市宮沢・長岡・川熊)などがそれである。さらに北部の栗原郡築館町城生野には、神護景雲元(767)年に建造された伊治城跡⁽¹⁹⁾がある。一方、河北町飯野から桃生町小池にまたがる丘陵上には、海道地方の統治のため、天平宝字 4(760)年に完成した桃生城跡⁽²⁰⁾がある。

多賀城廃寺跡

最後に、多賀城に瓦を供給した窯跡(図 2)についてみておきたい。多賀城の創建期の瓦は、おもに大崎平野をとりかこむ丘陵地帯に分布する史跡木戸瓦窯跡群⁽²¹⁾(遠田郡田尻町沼部)、史跡日の出山窯跡群⁽²²⁾(加美郡色麻町四釜字東原)、史跡大吉山窯跡群⁽²³⁾(古川市清水)などで生産されている⁽²⁴⁾。また、これらの瓦窯で生産された瓦は、前述の大崎平野を中心に分布する城柵・官衙にも供給されたことが知られている。

しかし、8世紀のなかば以降になると、木戸・日の出山・大吉山などの瓦窯群から多賀城への瓦の供給は途絶え、それにかわって仙台市台ノ原・小田原一帯の丘陵に分布する瓦窯群⁽²⁵⁾で生産されるようになる。そしてこれらの瓦窯群で生産された瓦は、同時に陸奥国分寺・国分尼寺へも供給されていることが確認されている⁽²⁶⁾。また、多賀城跡の北方約 6 kmの宮城郡利府町春日には、9世紀に多賀城の瓦を生産した大沢瓦窯跡⁽²⁷⁾がある。

館前遺跡

註

- (1) 宮城郡教育会『宮城郡誌』 1928 p.13
- (2) 阿部金吉「塩釜市の集落の発達」『塩釜市史Ⅲ』別編Ⅰ 1959 pp.124~237
- (3) 平川南「多賀城碑研究史」宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要Ⅰ』 1974 pp.12~39
岡田茂弘・平川南・鎌田俊昭 「多賀城碑現状調査報告」同 pp.1~11
黒田正典「多賀城碑の筆跡学的研究」同 pp.45~64
平川南「多賀城碑文の諸問題—真偽の論点をめぐって—」同『研究紀要Ⅱ』 1975 pp.1~2
安倍辰夫「多賀城碑の用尺について」同 pp.21~35 などを参照。
- (4) 宮城県教育委員会・多賀城町 『多賀城跡調査報告書Ⅰ—多賀城廃寺跡—』 1970
- (5) 多賀城市教育委員会『館前遺跡』 多賀城市文化財調査報告書第1集 1980
- (6) 宮城県多賀城跡調査研究所年報 1973 pp.68~86
- (7) 1979年に発掘調査が実施されており、本年度に調査報告書が刊行される予定である。
- (8) 宮城県教育委員会『市川橋・山王遺跡』 宮城県文化財調査報告書第57集(宮城県文化財発掘調査略報—昭和53年度分—) 1979 pp.38~67
- (9) 多賀城市教育委員会『山王・高崎遺跡発掘調査概報』多賀城市文化財調査報告書第2集 1981
- (10) 宮城県教育委員会『陸奥国分寺跡発掘調査報告書』 1961
同 『埋蔵文化財緊急発掘調査報告書—陸奥国分寺跡、東北部発掘調査報告—』
宮城県文化財調査報告書第14集 1967

第II章 遺跡の概要

- (11) 仙台市教育委員会『史跡陸奥国分尼寺跡環境整備並びに調査報告書』 1969
- (12) 仙台市教育委員会『郡山遺跡Ⅰ－昭和55年度発掘調査概報』 仙台市文化財調査報告書第29集
1981
同 『郡山清輝』 現地説明会資料 No.3 1981
- (13) 宮城県教育委員会『一の関遺跡』宮城県文化財調査報告書第48集（宮城県文化財発掘調査略報－昭和51年度分－） 1976 pp.68～101
- (14) 中新田町教育委員会『城生遺跡』 中新田町文化財調査報告書第1集 1978
同 『城生遺跡』 同 第2集 1979
同 『城生柵跡』 同 第4集 1980
同 『城生柵跡』 同 第5集 1981
- (15) 伊東信雄 『菜切谷廃寺跡』 宮城県文化財調査報告書第2輯 1956
- (16) 宮城県多賀城跡調査研究所『名生館遺跡Ⅰ』 多賀城関連遺跡発掘調査報告書第6冊 1981
- (17) 佐々木茂偵「宮城県古川市伏見廃寺跡」 『考古学雑誌』56巻3号 1971 pp.23～60
- (18) 同 「宮城県古川市伏見廃寺跡出土の古瓦」 『歴史考古』19・20合併号 1971 pp.3～15
- (19) 宮城県多賀城跡調査研究所『伊治城跡Ⅰ』 多賀城関連遺跡発掘調査報告書第3冊 1978
同 『伊治城跡Ⅱ』 同 第4冊 1979
同 『伊治城跡Ⅲ』 同 第5冊 1980
- (20) 宮城県多賀城跡調査研究所『桃生城跡Ⅰ』 多賀城関連遺跡発掘調査報告書第1冊 1975
同 『桃生城跡Ⅱ』 同 第2冊 1976
- (21) 宮城県教育委員会 『木戸瓦窯跡』 宮城県文化財調査報告書第40集（宮城県文化財発掘調査略報－昭和48・49年度分－） 197 pp.141～144
- (22) 宮城県教育委員会 『日の出山窯跡群』 宮城県文化財調査報告書第22集 1970
- (23) 古川市教育委員会・古川市図書館 『郷土資料(考古)』 1979
- (24) 多賀城創建期の瓦には二つのグループがある。一つは木戸・日の出山・大吉山の各瓦窯跡で生産された瓦のグループである。もう一つは、窯跡は発見されていないが、亀岡遺跡（原田良雄編『内藤政恒先生蒐集東北古瓦図録』1974、鳴瀬町教育委員会 『亀岡遺跡・金山貝塚』 鳴瀬町文化財調査報告書第1集 1977）で確認されている瓦のグループである。詳細は、進藤秋輝 「多賀城系古瓦の二系統」 宮城県多賀城跡調査研究所 『研究紀要Ⅴ』 1978 pp.1～27 を参照されたい。
- (25) 内藤政恒 「仙台市台ノ原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦Ⅰ」 『歴史考古』9・10合併号 1963
pp.7～11
同 「仙台市台ノ原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦Ⅱ」 同 11号 1964
pp.1～7
同 「仙台市台ノ原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦Ⅲ」 同 12号 1964
pp.7～11
同 「仙台市台ノ原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦Ⅳ」 同 13号 1965
pp.13～16
古窯跡研究会 『蟹沢中瓦窯跡発掘調査報告書』 1972
同 『陸奥官窯跡群』 1973

第Ⅱ章 遺跡の概要

古窯跡研究会 『陸奥官窯跡群Ⅱ』 1976

仙台市教育委員会 『五本松窯跡』 仙台市文化財調査報告書第6集 1973

同 『榊江遺跡』 同 第18集 1980

(26) 内藤政恒 「仙台市台ノ原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦Ⅳ」 『歴史考古』13号 1965 pp.13
～16

高野芳宏・熊谷公男 「多賀城跡第Ⅱ期の刻印文字瓦」 宮城県多賀城跡調査研究所 『研究紀
要Ⅴ』 1978 pp.31～55

(27) 内藤政恒 『宮城県利府村春日瓦焼場大沢瓦窯址研究調査報告』 東北帝国大学法学部奥羽史料調
査部研究報告第1 1939

第Ⅲ章 研究史

呼称の変化

多賀城は、奈良・平安時代の陸奥国府であり、奈良時代には鎮守府も併置されていた。多賀城の文献史料上の初見は、『続日本紀』天平9(737)年4月14日条である。この条は大野東人による陸奥・出羽間の連絡路の開削について記しているが、その中に、玉造・新田・牡鹿・色麻の諸柵とともに「多賀柵」の名が見える。ついで、同書宝龜11(780)年3月21日条に「多賀城」と記され、以後『続日本後紀』承和6(839)年4月26日条まで一貫して「多賀城」と記載されている。その後しばらくの間多賀城の名が文献上には見られないが、『台記』康治2(1143)年5月14日条に「陸奥多賀国府」⁽¹⁾の記載があり、また源頼朝の奥州合戦を記した『吾妻鏡』の記事に「多賀国府」の名が見え、この名は14世紀中頃まで史料に散見する。発掘調査の成果により、多賀城が少なくとも10世紀頃までは現在の多賀城跡の地に存続していたことが判明しているものの、平安末以降の「多賀国府」の所在地については、現在の多賀城跡とする説のほか、仙台市岩切や利府町森郷などに求める説もあり不明とせざるを得ない。

多賀国府

多賀城碑

また、多賀城外郭南門跡の地に現存する「多賀城碑」には、多賀城が神龜元(724)年に大野東人によって建置されたことや、天平宝字6(762)年に藤原恵美朝獺によって修造されたことなどが記されており、多賀城の変遷を考える上で興味深い内容がある。この碑の真偽については、近世以来数多くの論争が行われて来たが⁽²⁾、最近の研究では偽作説の論拠は必ずしも当を得たものではないことが明らかにされている。

記述の方針

多賀城は、古代東北における律令行政の中核機関であったため、近世以来、古代の東北史や城郭史を論じる際には必ずと言っても良いほど取り上げられ、文献上の解釈を中心に、性格や構造・変遷などが問題とされてきた。多賀城をめぐる問題は多岐にわたるが、報告書の性格上、ここでは遺跡としての多賀城跡がいかに認識されて来たのかという点に限定し、(1)遺跡自体についての研究史、(2)遺物についての研究史、(3)遺跡保存の歴史、の3点に絞り、これまでの研究成果を整理しておきたい。

1 遺跡についての研究史

研究時期の区分

遺跡の認識の変遷を整理すると、大きくつぎの3時期に分けることができる。すなわち、遺跡の範囲を、政庁地区のみから外郭をも含む広い範囲にまで広げてゆく近世の時期、ついで、認識された遺構を絵図や図面をもって表現しようとした、近代に入ってから大槻文彦の研究までの時期、最後に、地表観察による研究がひとつの到達点に達し発掘調査の開

始につながる、史蹟指定のための調査以降の時期の三つである。以下、本節ではこの 3 時期に分けて記述してゆく。

(1) 近世における遺跡の認識

仙台領古城書立
之覚

遺跡としての多賀城跡を記述した最も古い文献は、1677(延宝 5)年頃に成立した『仙台領古城書立之覚』⁽³⁾である。それには、「宮城郡 国分共三拾四ヶ城」のひとつに、多賀城の名称を挙げて次のように記している。

市川村
一 多賀城 東西五十間
南北五十六間

右城主ト申事ハ無之候哉往昔ノ奥州国司館ト申伝候此所壺之碑文御座候然ハ大野朝臣東人之居城ニ御座候

奥州国司館

機能を失い、長期間の荒廃にまかされていた多賀城跡は、中世の城館跡と共に古城のひとつに取り上げられ、「奥州国司館」として、人々の口に伝えられていたことが知られる。⁽⁴⁾

「城主ト申事ハ無之候哉」としながらも、この遺跡と「壺碑」(多賀城碑)を結びつけ、大野東人の「居城」と位置づけている。この遺跡を、まさに「館」としての中世の城館と同様の構造と見ているのである。すなわち、「壺碑」(多賀城碑)の存在が、古代にさかのぼる大野東人の居城という認識をもたらす大きな要因になっている。多賀城碑の存在がなければ、古代のものか中世のものかは不明な、単なる「奥州国司館」との認識にとどまっていたものと思われる。このことは、1687(貞享 4)年の伊達家文書「多賀国府ノ事」⁽⁵⁾中の「市川村きも入了右衛門、組頭市左衛門覚」に「一 市川ニ国司ハ被成御座候由申候、尤多賀の城と申由坪石ニハ其通御座候由承候」とあることによっても知られる。

多賀国府ノ事

遺跡の規模

『仙台領古城書立之覚』では、多賀城跡の規模を、東西 50 間・南北 56 間と記している。この数値は、現在も築地跡の高まりを四周に残す政庁地区の、東西約 103m(約 57 間)・南北約 116m(約 64 間)にほぼ匹敵し、政庁地区を指すものと思われる。この段階では、遺跡が、政庁地区のみの狭い範囲でとらえられていたことが理解される。なお、『仙台領古城書立之覚』と原本を同じくすると思われる『仙台封内古城記』⁽⁶⁾には、多賀城に朱書で「平山城」と註記している。

遺跡としての多賀城跡が文献上に初めて記されてくる時期には、多賀城碑が存在することから、多賀城跡であるとの認識は出てきているが、まだ中世の城館跡と明確に区別するには至っていない。しかも、遺跡の範囲も、政庁地区を指すと思われる狭い範囲に限定して考えられていたようである。

佐久間洞巖

多賀城跡が文献に記されるようになってまもなくの時期に、多賀城について研究し、その研究史に大きな足跡を残した人に、仙台藩の儒学者佐久間洞巖がいる。洞巖は、1719(享保 4)年に刊行した『奥羽観蹟聞老志』⁽⁷⁾の中で、

奥羽観蹟聞老志

在=市川村南-有=往昔城堡古祉-上有=多賀神祠-前代之古瓦遺礎往々有之……城隍年

曆詳=壺碑上-……

(中略)

後鳥羽帝文治五年秋八月十二日頼朝自柴田郡船迫至多賀国府居三日 先是言多賀者称
柵編木仮為之塞

柵者也光仁以来以城而言以東人所築而称之後鳥羽以来以国府言称多賀古城
者則市川古碑在所而称多賀国府者則岩切河北地十符池上也也以此可弃其地

(中略)

称多賀国府地今市以北岩切山陰古館是也本号高森後遷市川多賀城干此爾来呼

高森而曰多賀城呼利府而曰多賀国府

一説曰文治六年三月十五日頼朝令伊沢左近将監家景主当国来居宮城郡高森仍

家景以高森称氏焉時俗又謂之留主殿者居館雖在高森其任以主多賀城也

拠此説則文治中似呼高森也頼朝次軍之地今市川多賀城也是乃往昔治府仍称国

府者不可疑

礎石の存在

と論じ、古瓦の存在と共に、「遺礎往々有之」と、位置は明確にしていなが、礎石の存在を指摘している。

洞巖の理解の中で注目されるのは、多賀城碑の存在する多賀城跡を、古代のものに限定した点である。洞巖は、多賀城碑の記載によって大野東人が築いたものであると理解した。そして、後鳥羽天皇の頃以降に文献に出てくる「多賀国府」については、奥州留守職伊沢家景の居館のあった仙台市岩切にあったとして、これを市川が多賀城跡から切り離れた。この考え方は、1899（明治32）年に大槻文彦が批判を加えるまで、多賀城跡の存続年代についての認識の主流をなすのである。

多賀城国府の所在地

また、洞巖は多賀城に施設の構造上の変遷を認めているとも思われる記述をしている。それは、文献の上で、天平期に「多賀柵」として登場し、宝亀以降は「多賀城」と記されていることについて、「柵」と称しているのは「木を編んだ仮りの塞柵である」とし、光仁天皇以来「城」と言うのは、大野東人が築いたものを称すとしているのである。これは、「仮りの柵」から「城堡」へという施設の構造上の変遷があったとする見解とも読み取れるのである。しかし、これは、単に文献に表れた語を字義通りに解釈したものであり、遺跡の観察からくるものではなかった。

柵と城

1774（安永3）年に書かれた「宮城郡陸方市川村風土記御用書出⁽⁸⁾」の段階になると、かなり広い範囲が多賀城跡として認識されるようになっていたことが知られる。同書出の「旧跡」の項には、

市川村風土記書出

一古館
館

一多賀城跡 右ハ大野東人御居城之由申伝候本丸ニノ丸跡共石場今以相残往古之瓦

折節土中より掘出申候事

一本丸 竪五十間 一ノ丸 竪五十間 一三ノ丸 竪四百間
横五十間 横三十間 横四百間

但當村御百姓屋敷続畑通御村野山境まで御居館境内と相見得申候事

本丸之跡より遠見之所共左御書上仕候事

一東ハ當郡海上并菖蒲田浜松ヶ浜湊浜まで

一南ハ当郡蒲生新浜国分名取伊具宇田亘理之浜々相馬領鶺の崎羽黒山辺まで
 一西ハ当郡ハ不及申名取柴田刈田之諸山不残
 一北ハ当村樹木に隠相見得不申候事
 右之通御座候事

遺跡の規模

とある。「本丸」とするのは、その規模や礎石が存在すること、遠くを見渡せる場所という点などから、政庁地区を指すと思われるが、その他に「二ノ丸」・「三ノ丸」の存在も認識されている。「二ノ丸」については、「本丸」と共に「石場今以相残」と礎石の存在が指摘されているが、現在のどの地区を指すのかは不明である。「三ノ丸」については、400間四方という大きな数値となっている。多賀城跡の外郭線は、東辺約1,000m(約550間)、南辺約860m(約480間)、西辺約670m(約370間)、北辺約770m(約430間)の不整な方形をなしている。400間四方ではやや小さいきらいはあるが、「三ノ丸」が多賀城跡の外郭を指していると見てよい。いずれにしても、「御村野山境まで御居館境内と相見得」とあるので、隣接する加瀬・浮島両村との境までの広大な地域を、遺跡の範囲として認識していたのである。この遺跡の範囲の認識や、礎石の存在する地域を特定していることは、多賀城跡に対する遺跡としての観察と認識が深まってきたことを示している。

一方、遺跡の性格についての理解は、『仙台領古城書立之覚』とあまり変わっていない。多賀城を大野東人の居城とする点は同じであり、その構造を中世以降の城館と同様に「本丸」・「二ノ丸」・「三ノ丸」と記しているのである。

高崎村風土記書出

また、同年に書かれた「宮城郡陸方高崎村風土記御用書出」⁽⁹⁾の「旧跡」の項には、高崎村にある「塔の越原」(多賀城廃寺跡)について、「右ハ多賀城之節柵内御座候由申伝候事」とある。これは、当時の人々が、既に多賀城廃寺跡を多賀城と関連する寺院の跡であると認識していたことを示すものである⁽¹⁰⁾。

「風土記御用書出」は、仙台藩の命により提出したものではあるが、その執筆者は、両村の肝入である市兵衛・善左衛門である。これらの記述が、藩の学者等によるのではなく、地元の人々の手になるものであることは、多賀城跡が記録上に記されるようになってからの100年の間に、地元の人々が観察を進め、認識を深くし、その成果を言い伝えて来たという歴史があるように思われて興味深いものがある。

仙台金石志

近世末の『仙台金石志』に引用された記録⁽¹¹⁾には、つぎのようにある。

又今茲嘉永壬子六月中浣。朴沢行実・佐藤茂勲と命を奉して。打碑しける節と。土人の云し事共を取合せ。且先哲の采り集めし中に。遺漏の事も有しを。今是に記すと云。多賀城は。市川村坂の中程。東側。黄金沢屋敷。孫四郎宅地の後にして。七十間四方なるよし。今畠となる。そか中に兼葭の生茂れるは。御座の間の跡なりといひ伝ひ。憚あるよし。……城門は丑寅に向ひ。今奏社宮市川邑向側。少し西を遠門又手前とも鎮守いふ。同杜西脇を升形跡といふて。土居の形今に存せり。……昔多賀城の在し時。外郭は市川一村程にて。今に街道の西北に土居の形は残り。……此邑に九十余箇の大石有。一邑のもの締して他に出すことを許さす。

ここでは多賀城跡を、70間四方の地域と外郭との二つに分けて理解している。70間四方の位置を示す「市川村坂」は旧塩釜街道の坂を指すと考えられるので、その東側、すなわち現在の政庁地区であることは間違いない。その規模は70間四方と、これまでの記載や政庁地区の実測値よりもやや大きくなっている。そしてその中に、「御座の間」の跡と伝えられる部分のあること、他の部分は畠として利用されていたことなどが記されている。

政 庁 地 区

「御座の間」

外郭については外郭線の築地跡の高まりを認識していたようである。城門は北東（丑寅）に向かい、奏社宮の向側西方にあると記しており、外郭東門の位置を正確に指摘している。さらに、発見された礎石の数も多くなっている。政庁地区や外郭線について、位置・規模・構造・当時の状況などが初めて具体的に記述されており、前代にもまして多賀城跡内の観察が綿密に行われていたとみえる。

外郭築地跡と東門

また、奏社宮の西にある「升形」の存在をも指摘している。「升形」はこの後、多賀城に関係する遺構として注目されてゆくが、後年の発掘調査の結果、「升形」を構成する土塁状の高まりの一部は近世のもので、多賀城には関係しないものであることが判明している。

升 形

以上のように、近世末には、多賀城跡に対する観察がより綿密なものになり、今日地表観察によって知られる多賀城跡の遺構は、かなり細部まですでに発見、認識されていたようである。

(2) 近代における絵図・図面の作成

近代に入ってからはその初期の段階で、多賀城跡についての目立った考察や紹介はみられない。しかし、1889（明治22）年に至り、「多賀城古趾の図」（図6）と題する絵図が木版により刊行された。

多賀城古趾の図

これまでの多賀城跡に関する記載が、単に大きさを示す数値を掲げるにとどまっていたのに対し、「多賀城古趾の図」では、おおよその地形の上に築地跡の高まりや礎石の残存の様子を載せているのである。絵図という性質上、正確さの限界はあるものの、礎石や東・南辺の外郭線の築地跡の高まりの表現などは、今日の地表観察・発掘調査で知られるものとほぼ一致している。「多賀城古趾の図」の刊行は、多賀城跡をより多くの人々にわかりやすく紹介したという点で、多賀城の遺跡としての研究に大きく貢献したと言わなければならない。

「多賀城古趾の図」は、地元の菊地蔵之助・菊地甚助の両名によって印刷・発行されたことがその刊記から知られるが、その刊行の経緯については絵図の上段に記されている。それによれば、1876（明治9）年の天皇東北視察の際に、「数十年城趾ノ境界搜索ノ事二従事」した成果に基づき図面を作成・提出しており、さらにその図面に増補を加えて1889（明治22）年に「多賀城古趾の図」として刊行したもののようである。増補を加える前の1876（明治9）年に提出した図面が、どのようなものであり、どの程度まで多賀城の遺跡を表現していたのかは不明である。

刊 行 の 経 緯

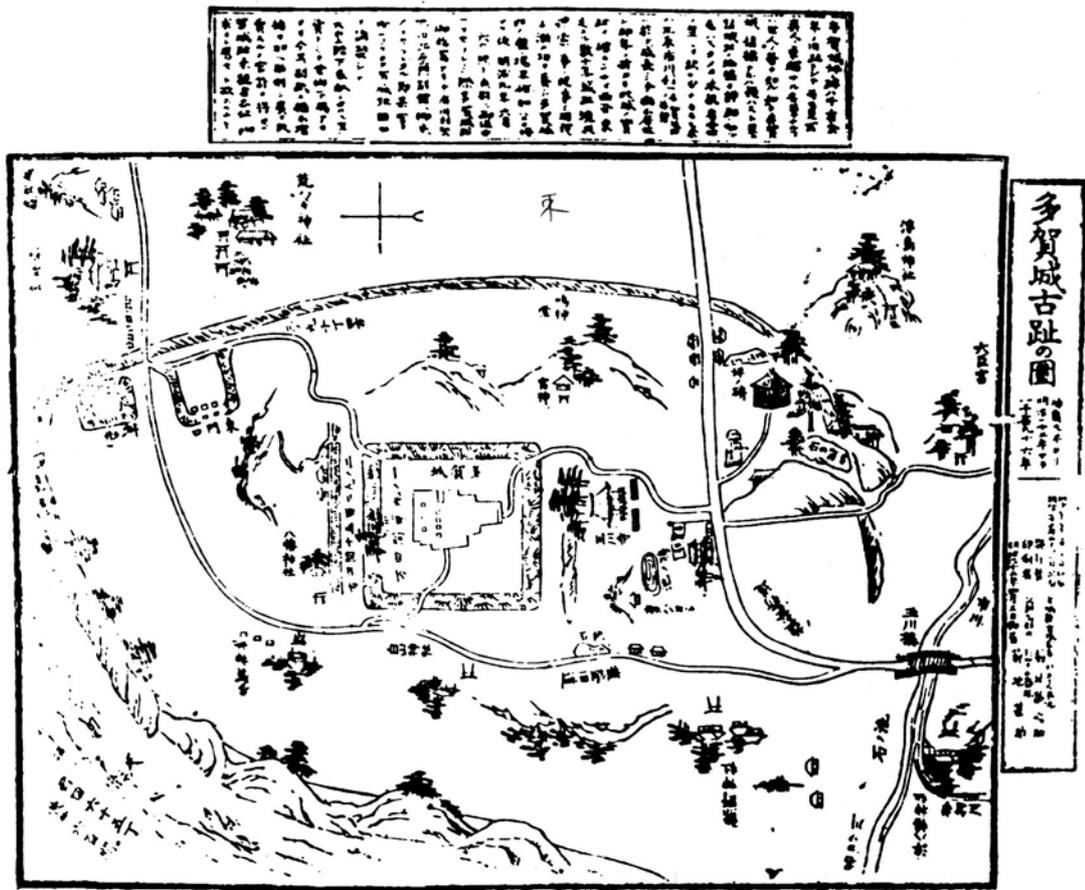


図6 多賀城古趾の図

礎石の状況

「多賀城古趾の図」の中で注目すべき点が3点ある。第一には、礎石の残存の様子の表現である。これまでも『奥羽観蹟聞老志』⁽¹²⁾以来礎石の存在がしばしば記述されてはいたが、その位置や配置は必ずしも明確でなかった。それに対して「多賀城古趾の図」では、政庁地区と東門地区、多賀神社が記されている六月坂地区に礎石の残存の様子が記されている。しかもそれらの礎石は、他の遺構（築地跡の高まりなど）との位置関係の中で表現されているのである。

外郭東門地区

第二には、東門地区の表現である。東門地区は、築地跡の高まりの残存状態が最も良好な地点の一つであるが、築地跡の高まりが「コ」の字状に内折して東門跡に取り付く様子が、明確に図示されている。

二ノ丸の位置

第三には、「二ノ丸」の表現である。近世の「宮城郡陸方市川村風土記御用書出」⁽¹³⁾では、規模からみて「二ノ丸」を政庁地区とは別の場所に求めていると考えられるのであるが、「多賀城古趾の図」の「二ノ丸」の表現はそれとは異なっている。「一ノ丸」（政庁地区）の北側に築地跡の高まりが表現されており、その南側に「二ノ丸二百五十間四方」の表示がある。「一ノ丸」・「三ノ丸」がその表示を区画の内側に記していることを考えると、それを「二ノ丸」の北端と見ることができる。南端は、250間の数値から考えると「一ノ丸」の南端と玉川寺との間にある土塁状の高まり、もしくは地形の落ちの表現に求めるのが妥当で

あろう。⁽¹⁴⁾このように見ると、「多賀城古趾の図」では「二ノ丸」が、東側と西側を図示してはいないものの 250 間四方として、「一ノ丸」(政庁地区)を取り囲むようなものと考えられていたことになる。近世から「多賀城古趾の図」作成までの間に、「二ノ丸」の位置の認識が変わったことが知られるのである。

また、「多賀城古趾の図」は、前述した近世の具体的な数値をもって多賀城の規模を記したものと、その数値を大きく異にしている。「多賀城古趾の図」では、「一ノ丸」100 間四方、「二ノ丸」250 間四方、「三ノ丸」10 町四方としている。「一ノ丸」に相当する政庁地区は、東西約 103m (約 57 間)・南北約 116m(約 64 間)であり、実際の数値をかなり上回っていることになる。こういった傾向は、「二ノ丸」についても同じであり、政庁地区についてみれば、むしろ近世のものの方がより近い数値を示している。したがって「多賀城古趾の図」の「一ノ丸」・「二ノ丸」についての数値は、必ずしも信頼のおけるものではない点に注意される。

「多賀城古趾の図」は、広く紹介され、多くの人々の目にとまったものと思われる。⁽¹⁵⁾多賀城跡について実地に計測を行う機会を得たかった研究者には、「多賀城古趾の図」の数値を採用する者が現れた。1898(明治 31)年に東北旅行をし、実際に多賀城跡を踏査した坪井九馬三⁽¹⁶⁾や、城郭史の研究者である大類伸・鳥羽正雄⁽¹⁷⁾がこの数値を採用している。また清水東四郎は、「多賀城古趾の図」における「二ノ丸」に、東側と西側の「土塁」の線を補い、「一ノ丸」を取り囲むようにし、さらに東門跡の例にならって、南辺の外郭線にも「コ」の字状に内折する「土塁」が取り付く南門を想定した。そのような観点から「多賀城古趾の図」に朱線で書き加えたのが、「多賀城址」に掲載された「多賀城古趾の図」である。⁽¹⁸⁾そして、大類伸・鳥羽正雄もまた、この清水東四郎の想定を踏襲しているのである。

1889 (明治 22) 年刊行の「多賀城古趾の図」は、いくつかの欠点を持った絵図ではあったが、その後も多賀城跡を紹介する際に多く利用され、かなりの影響を与えた。

日清戦争を契機とし、国家主義的・天皇中心主義的な思潮が台頭してくるにつれて、宮跡や国府跡が研究の対象として積極的に取り上げられるようになってきた。⁽¹⁹⁾その中で陸奥国府については、大槻文彦の研究が注目される。

遺跡の規模

多賀城古趾の図の影響

大槻文彦の研究

多賀城古趾実測平面図

大槻文彦は、1911(明治 44)年に「多賀城多賀国府遺蹟」⁽²⁰⁾を發表し、その中に「多賀城古趾実測平面図」(図 7)を掲載した。この論文中に述べられている作成の経緯によれば、1910 (明治 43)年の夏に大槻文彦が、仙台高等工業学校の関係者に依頼して地形図を作成してもらい、その上に「土塁の跡」を書き入れたものようである。

遺跡を実地に測量して実測図を作成し、その上で遺跡を考えてゆこうとする姿勢は、歴史時代の遺跡の研究史上において特筆されるべきものである。しかも、「多賀城古趾実測平面図」の基礎となった地形図は、地形測量の専門家によって作成されたもので、スタジア測量法を用いた、当時としてはかなり正確なものであった。

しかし、地形図の上に載せられた外郭線は、作成の経緯の中で「外郭の土塁の所在は菊池氏の言ふがままにおぼろげに画して、地図を製せられたり」と述べており、大槻文彦自

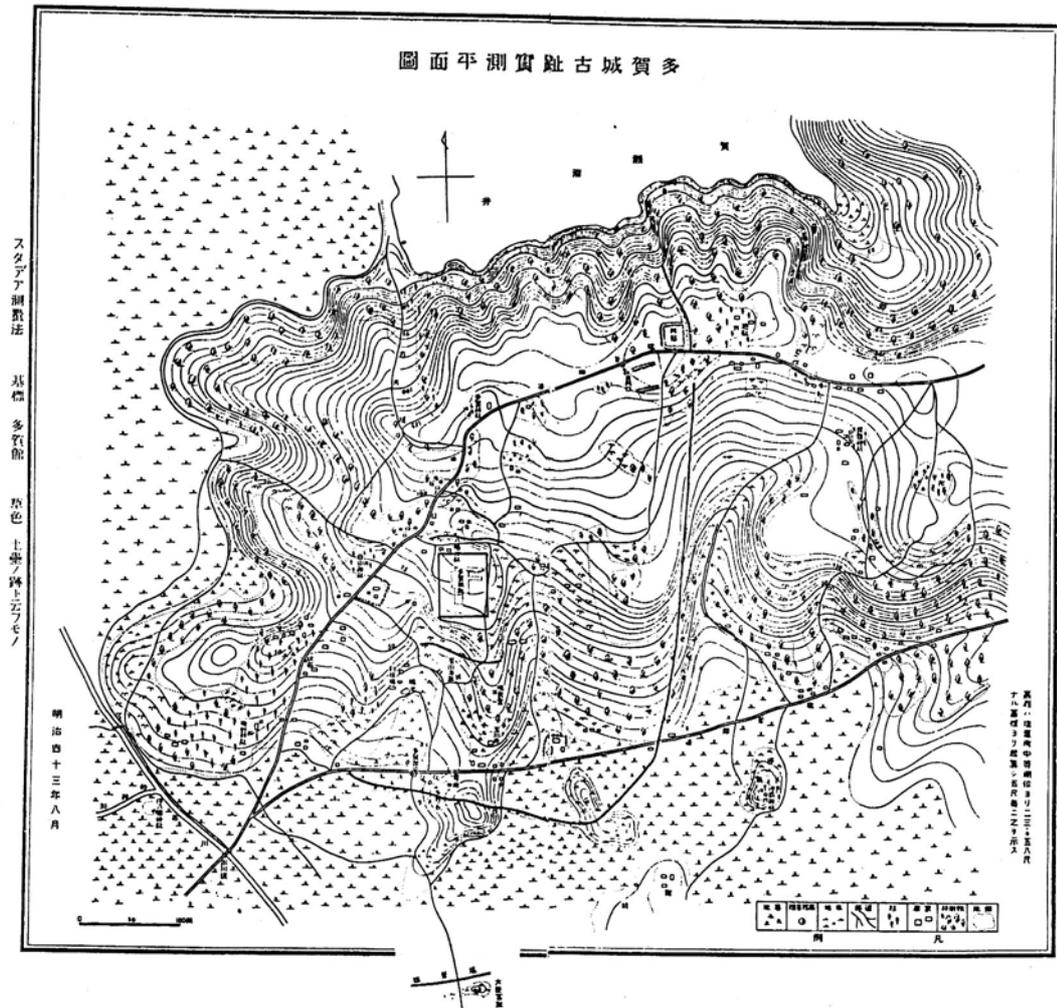


図7 多賀城古趾実測平面図

身が調査・考察したものではなく。地元の「多賀城館主人菊池氏」に教えられた通りのものであった。しかも、北方と西方の外郭線については、「外郭なかりしものか、ありしかども荒廃せしか、今見えず」として記載していない。「多賀城古趾実測平面図」は、正確な地形図を基礎としたにもかかわらず、築地跡については、基本的に「多賀城古趾の図」の域を出ていない。

多賀城本城土台石
配布図

「多賀城古趾実測平面図」と同時に、政庁地区の正殿付近の礎石配置図も作成され、「多賀城本城土台石配布図」（図8）として掲載されている。1889（明治22）年に刊行された「多賀城古趾の図」にも正殿付近の礎石配置が描かれてはいるものの、厳密な縮尺（570分の1）でより正確に記録されたものとしては、これが初めてである。また、「御座の間」について、論文中で15間×8間という規模を掲げ、その中の礎石については、直径2～5尺の自然石が10数個列をなすと記している。

東門についての解
釈

また、外郭東門跡を、多賀城の「正門」であるとして文献を使って解釈を加えている。近世以来多賀城の正門については、多賀城碑を「鎮守府門碑」とする理解から多賀城碑の側に求める説と、確認し得る遺構を重視し東門跡に求める説とがあった。文彦氏は、「多賀城

多賀国府遺蹟」の中で「海道の蝦夷の南上の衝にとて相せる城地なれば、前面正門は東北に向ひてあるべき理なり」と、多賀城の性格についての解釈と地理的条件から理解したのである。そして、伊治砦麻呂の乱の時、陸奥国司が後門から逃げたとする史料に注目して、「北方より迫られて走るは、南方ならずはあるべからず、是れも、後門は南方にありて、正門は東北にありしを證すべし」と言っている。

大槻文彦は、文献の解釈からのみでなく、正確な地形図や礎石の配置図を発表するなどの、科学的な研究姿勢を一面ではみせている

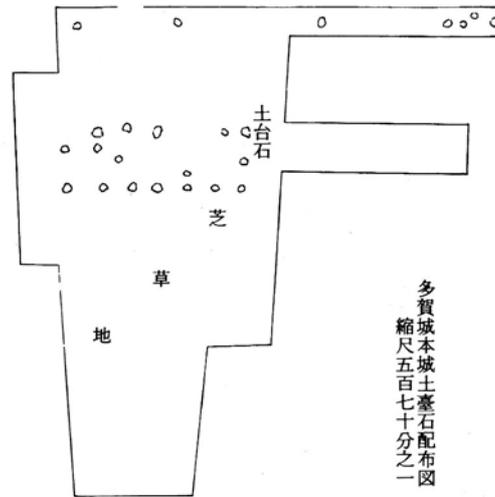


図 8 多賀城本城土台石配布図

のであるが、一方では、当時の政治的環境の影響を直裁的に反映した面も強くみられるのである。それは、「多賀国府」をめぐる研究に色濃く表れている。

平安末以降にみえる「多賀国府」については、佐久間洞巖が『奥羽観蹟聞老志』⁽²¹⁾で述べて以来、仙台市岩切、或いは利府町がその所在地と考えられてきた。それに対して大槻文彦は、1899(明治 32)年に「陸奥多賀国府所在地考」⁽²²⁾を、1902(明治 35)年に「多賀国府考」⁽²³⁾を発表して従来の説を批判し、「多賀国府」(陸奥国府)が南北朝期まで多賀城跡の地に存続していたと主張した。さらに、「多賀城多賀国府遺蹟」⁽²⁴⁾の中では、多賀城跡を積極的に「聖蹟」として位置付けてゆこうとする意識がみられてくる。政庁地区内にある近世以来「御座の間」と称されている地について、「陸奥多賀国府所在地考」や「多賀国府考」の中では何故に「御座の間」と称されたのか、まだ明確にしていない。しかし、「多賀城多賀国府遺蹟」になると、「元弘建武延元の間、義良親王、北畠親房顕家両卿の住ませられし拠と覚ゆ、されば、御座の間の称あるならむ」と、「御座の間」の呼称と義良親王とを結びつけてくるのである。しかも、「親王は、後の南朝の後村上天皇にまします、三年間、正しくおはしましし此地は、御由緒深き事、伊達郡靈山の、八箇月許居らせられし御旧蹟の比にあらず、……別格官幣社にもあれ、旌碑にもあれ、此に建てて、親王を始め奉り、親房、顕家両卿並に、当時忠勤を盡しし伊達行朝朝臣等を配祀して、其功德偉烈を、後世に表彰せまほし、」と、福島県の靈山に対抗し、義良親王(後村上天皇)の「聖蹟」としての正統性を説き、「別格官幣社」もしくは、「旌碑」の建立をも主張しているのである。

当時の国家主義的・天皇中心主義的傾向を強めてゆく政治環境は、大槻文彦の説を否定することなく広く受け入れ、多賀城跡を単なる遺跡にとどめおくことを許さず、南北朝期の「多賀国府」=義良親王(後村上天皇)の「聖蹟」として位置付けてゆく。そして、第 3 節で述べるように、多賀城跡は戦時体制の強まる中で、国家主義・天皇中心主義の立場からその象徴のひとつとして利用されるようにさえなるのである。

多賀国府 = 多賀城
説

聖蹟としての位置
付け

(3) 発掘調査開始に至るまでの研究

ヨーロッパ各国の影響を受けて、国内でも史跡・名勝や天然記念物に対する保護を求める機運がしだいに盛り上がり、1919（大正 8）年に史蹟名勝天然記念物保存法が成立した。

史蹟指定の事前調査

多賀城跡も、この法律により「史蹟」に指定される動きが出てき、その事前調査が内務省及び宮城県の手によって行われた。この調査は、多賀城跡の研究を大きく前進させることになった。

調査の経過

「内務省及宮城県の多賀城址調査」⁽²⁵⁾には、つぎの如く調査の経過が記されている。1920（大正 9）年 6 月に内務省による調査が始められ、翌 1921（大正 10）年 3 月 18 日から、内務省史蹟名勝天然記念物調査会考査員柴田常恵・同省嘱託榎元半重等による調査が行われたのである。1920（大正 9）年 6 月の調査内容は不明であるが、1920（大正 10）年 3 月の柴田常恵・榎元半重等による調査は、「史蹟」指定に直接繋がるもので、その資料を得るためのかなり充実した調査であった。

測量の実施

この調査の中で最も注目すべき点は、多賀城跡の「実地測量」がなされたことである。「内務省及宮城県の多賀城址調査」によれば、1921（大正 10）年 3 月 20 日に、測量の指示を行い、翌 1922（大正 11）年に亘って、「外城」を宮城県土木課員佐々孝門・菊池源八が、「内城」を斎藤敬三郎が測量したのである。その成果は、「多賀城址地形平面図」・「内城礎石綴在見取図」として、1922（大正 11）年 10 月の「史蹟」指定の際に関係書類として添付された⁽²⁶⁾。

多賀城址地形平面図

この「多賀城址地形平面図」⁽²⁷⁾の最も大きな特徴は、周到な踏査のもとに多賀城の「遺構」を正確に測量するという意識が表れている点である。大槻文彦の「多賀城古趾実測平面図」が、地形図自体はかなり正確なものであったにもかかわらず、その上に載せた「土塁」の跡が不正確であったのから見ると、多賀城跡の研究史上における大きな進歩であった。地形の起伏等の表現については、部分的に等高線状のものがある程度であるが、外郭や政庁地区の築地跡などは、現在知られるもののほとんどを漏さず、しかも位置関係もほぼ正確に表現しているのである。そして大槻文彦の「多賀城古趾実測平面図」には外郭北方などの「土塁」の跡が記されていないのであるが、「多賀城址地形平面図」では、外郭北方の築地跡と、西方

正確な遺構表示

の築地跡の一部、五万崎地区の築地跡なども初めて明確に図示されているのである。榎元半重は、外郭北方の築地跡を発見した時のことを「奥の家苞（史蹟調査の道すがら）」⁽²⁸⁾の中で、「土塁山を越え谷を渉り蜿蜒長蛇の如く連亘するを見たり」と述べており、実際に踏査して、外郭北方の「土塁」の跡を確認した時の感慨の様子がよく表れている。

北方の土塁

この「多賀城址地形平面図」を基に、若干の補訂を加えた「多賀城址平面図」（図 9）が 1925（大正 14）年 7 月頃に刊行され⁽²⁹⁾、また 1927（昭和 2）年 3 月発行の『宮城県史蹟名勝天然記念物調査報告』第 3 輯にも「史蹟多賀城址実測図」が収録されたために、多くの研究者がこれに接する機会を持ち、多賀城跡の研究を進めるに当って参考にしたものと思われる。

多賀城址平面図

さて、1925（大正 14）年に「内城礎石綴在見取図」を基にして作られた『多賀城址絵葉書』⁽³⁰⁾

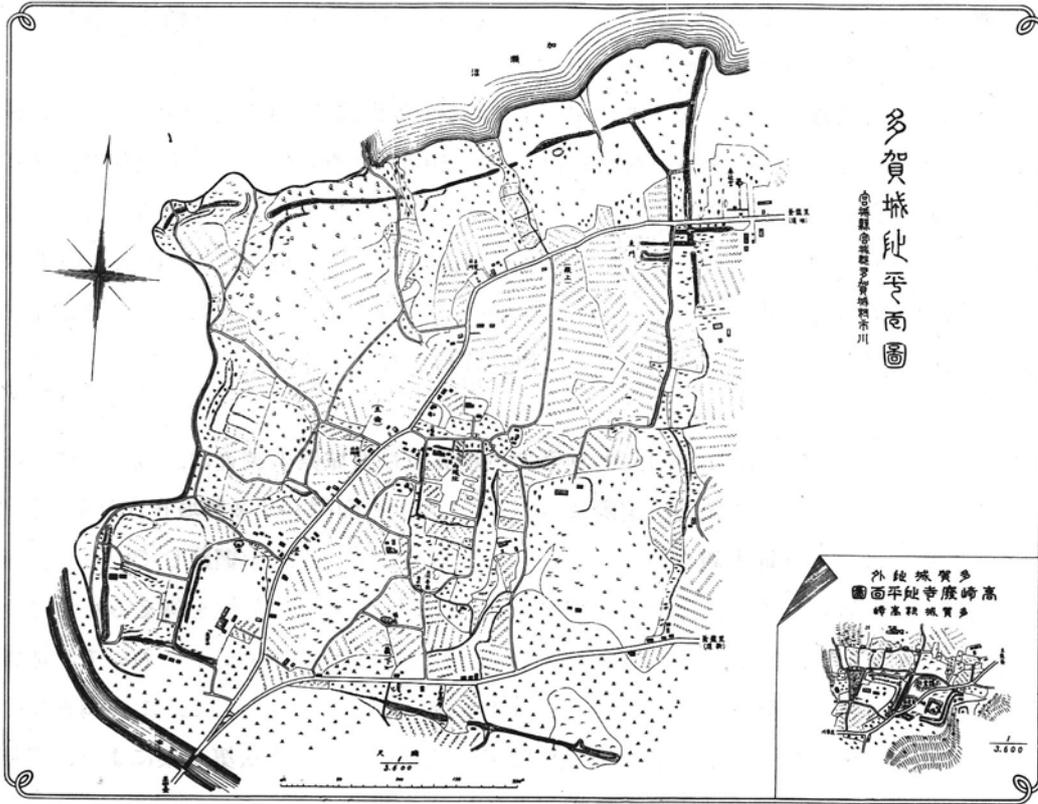


図9 多賀城址平面図

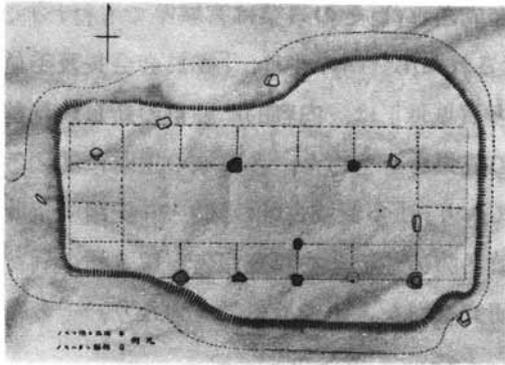


図10 多賀城正庁礎石図

の1枚に「多賀城政庁礎石図」(図10)がある。これには、政庁地区正殿の土壇状の高まりをも実測図に示し、残存する礎石の配置と土壇状の高まりの規模から、東西7間・南北4間の四面廂付建物を想定している。この想定に基づいて、残存する礎石を、移動したものと旧一を保つものとに区別している。「多賀城正庁礎石図」では、発掘調査の結果判明した SB150B 礎石建物の南入側柱列を南側柱列と見たために、実際よりも南廂の分梁行が短い建物になっているが、未発掘の段階としては、かなりレベルの高い見解であったと評価できる。

1921(大正10)年度の調査の中で、もうひとつ注目すべき点がある。それは、調査中に柴田常恵が行った講演の内容である⁽³²⁾。その中で柴田常恵は、

今日残存してゐる土塁は割合に低いが、其処で奈良朝時代の瓦宇を発見する点から推すと土塁の上には木造の建物すなわち塀があって、其塀が瓦で葺いてあった者だろう。而して此の如き構造は多賀城址のみに認められるので他には類がない。即ち他の土塁は上に柵を建るのが通例に成つてゐる。

と述べている。いかなる構造を推定したかは明らかでないものの、外郭を画する施設を

多賀城正庁礎石
図

柴田常恵の講演

瓦葺の塀と考えたのは、卓見であったと言えよう。多賀城跡の施設の一部構造に論及したのは、この柴田常恵の講演が初めてのものである。

多賀城址案内

この時期の多賀城跡についての認識を現すものに、「多賀城址平面図」の裏面の「多賀城址案内」がある。そこでは、多賀城跡の規模を南北 10 町・東西 8 町とし、築地跡の高まりの残存が比較的良好な外郭東辺と南辺の長さとはほぼ一致した数値をあげている。また、政庁地区についても、南北 65 間・東西 55 間というほぼ正確な数値を掲げ、その中の約 15 間×8 間の土壇のある所を、明確に「正庁ノ址」と規定しているのである。さらに、「此正庁址ノ北ナル後殿ノ礎石モ畑中ニ数個現存ス」と既に後殿の存在も指摘している点は注目される。

「史蹟」指定に先行する 1921(大正 10)年度の内務省及び宮城県の調査は、以上の如く数多くの成果をもたらしたのである。実際に「多賀城址地形平面図」・「多賀城正庁址礎石図」に示された遺構は、今日地表観察によって知られる遺構のほとんどを網羅しているし、施設の一部構造の問題にしても、発掘調査開始以前には、柴田常恵の見解を越えるものはみられない。この意味で、1921(大正 10)年度の調査は、多賀城跡の研究史上において、地表観察の段階でのひとつの到達点を示したと言っても過言ではない。そして、この調査後の 1922(大正 11)年 10 月 12 日に、多賀城跡は史蹟名勝天然記念物保存法第 1 条により、内務省告示第 270 号をもって国の「史蹟」に指定されたのである。

史蹟指定

宮城県史蹟名勝天然記念物調査報告

また、この史蹟名勝天然記念物保存法が成立するなどの一連の文化財保護行政の中で、府県単位に史蹟名勝天然記念物の調査報告書が作成された。その事業は宮城県でも行われ、第 15 輯まで刊行された。1927(昭和 2)年に刊行された第 3 輯の中に、「委員会会長及委員清水東四郎調査」として「多賀城址」がある。「多賀城址」は、内容的に独自の新しい見解はみられないものの、内務省及び宮城県の調査の成果をも含めた、多賀城の遺跡に関するこれまでの研究を、抄録の形ではあるが集成しており、「多賀城古址の図」や「史蹟多賀城址実測図」をも掲載している。この『宮城県史蹟名勝天然記念物調査報告』第 3 輯の刊行によって、多くの研究者が、容易に多賀城跡の研究資料を入手できることとなり、その後の研究に果たした役割は大きかったと言えよう。

内務省の柴田常恵等による調査で、多賀城跡の地表観察からの研究にひとつの到達点が示され、清水東四郎の手で「多賀城址」に従来の研究が集成されると、それ以後、多賀城の遺跡の中でのみ考察する研究は見当らなくなる。即ち、これまでに蓄積された研究をふまえて、他遺跡との比較から城柵一般のイメージを作り、多賀城跡をその視点から見るようになってくるのである。

大類伸・鳥羽正雄の研究

1928(昭和 3)年に大類伸・鳥羽正雄は、全国的視野に立った「城郭及び城址」⁽³³⁾を発表した。この論考は、古代に限らず全時代の城郭・城跡を取り扱っているが、多くのスペースを古代の城郭・城跡に充てている。多賀城跡については、遺構のプランが平坦でほぼ方形であり、比較的高い所を取り入れ低地にも「土塁」をめぐらしている点を指摘し、「朝鮮風の山城と支那風の平城とを折衷した如き様式のものである」としている。さらに、その機

能については、官衙を中心にするが「異民族の来攻に備ふるため、兵農を兼ねたる多数の人民を住ましめ」て、来攻の際には、付近の住民をも収容しようとしたものであって、朝鮮や中国の城郭と全く同様の機能を有しているとした。そして、「諸外国の型を応用採択した比較的進歩したもの」と結論づけたのである。これらの考えは、比較検討の対象を、日本国内にとどめず、当時既に多くの遺跡が認識されていた中国や朝鮮にまで広げたことによって生まれて来たのであろう。

1928(昭和 3)年から翌年にかけて池内儀八は、「東北に於ける古城柵研究」⁽³⁴⁾・「東北に於ける上古の城柵遺蹟」⁽³⁵⁾と題する一連の論文を発表している。前者では、東北地方の他の城柵跡との比較研究から、14 項目にわたって「古城柵」の特徴を掲げているが、すべて「蝦夷征討」の「要塞」という前提を視点として、共通点のみを指摘したものであった。また後者では、東北地方の古代城柵の遺跡個々について論じている。池内儀八の研究は、多賀城跡を多賀城跡のみではなく、他の城柵遺跡との対比の中で多角的に研究しようとした点では評価され、以後の研究の先鞭をつけたものと言えるが、個々の考察については特に目新しいものはみられない。

池内儀八の研究

このような研究状況の中で、1930(昭和 5)年に秋田県の「払田柵」遺跡が、ついで翌1931(昭和 6)年には山形県の「城輪柵」遺跡が上田三平の手によって発掘された。東北の古代城柵官衙遺跡としては、初めての発掘調査であった。両遺跡ともに、外郭線の材木列が発見され、上田三平は、「奥羽地方の古代史に散見する柵は、木材を建て、築いた一種の城郭と認むべく、攻勢要塞を兼ねた禦敵保民の公的施設であったと見做すことが出来る。…文献上の柵の実体が具体化されるに至ったのである」と考えた。古代の文献に「多賀柵」・「雄勝柵」と出てくる東北の「柵」は、『説文解字』に「柵、編-堅木-也」とあるとおり、木材を建て並べて一定地域を区画する構造をなし、同じく古代の文献に「多賀城」・「雄勝城」とも出てくることから、一種の城郭=軍事的施設であろうという考えが考古学的に検証されたと理解したのである⁽³⁶⁾。多賀城跡についても、黒板勝美が日本古文化研究所の事業の一つとして発掘調査を行う計画であったらしいが、実現しなかった⁽³⁷⁾。「払田柵」遺跡・「城輪柵」遺跡の発掘調査で得られた上田三平の理解は、多賀城跡を含む未発掘の他の古代東北の「柵」一般にも敷衍された。これによって、東北地方の古代城柵は「蝦夷征討支配」のための軍事的施設であり、蝦夷の攻撃を受けた際には、兵農を兼ねた「柵戸」を収容し防禦する機能を持ったものであるという考えが、考古学的に立証されたと一般にも認識され、以後、考え方の主流となってゆくのである。しかし、このような考え方は、材木列の存在をもって城柵遺跡の軍事的な側面のみを強調した把握であったと言わなければならない。

上田三平の発掘調査

このように、史蹟指定以後の研究には、多賀城跡の認識を大きく前進させるものはなかった。第 2 節で述べるように、内藤政恒が瓦の研究から多賀城の変遷を想定するなど、興味深い研究はみられるものの、表面観察の段階ではその当否を論ずるのにも限界があった。

表面観察の限界

表面観察による研究の限界を認識し、その状況を打破しようとしたのが伊東信雄である。

伊東信雄の発掘調査

伊東信雄は、縄文時代の遺跡の発掘調査を通して、層位的発掘による研究方法を進めていたのであるが、歴史時代の遺跡についても、その研究を科学的に行うためには考古学的に発掘調査を行い、遺跡の実態を正確に把握する必要があると考えた。既に、1936(昭和 11)年に内藤政恒らと共に大沢瓦窯跡(利府町春日「瓦焼場」)の発掘調査を行っていたが、1950年代後半になると、歴史時代の遺跡を次々と発掘調査し、それらの遺跡を実証的に解明していった。1955(昭和 30)年に菜切谷廃寺跡⁽³⁸⁾(加美郡中新田町)、1955(昭和 30)～1959(昭和 34)年に陸奥国分寺跡⁽³⁹⁾(仙台市)、1957(昭和 32)年に天平産金遺跡⁽⁴⁰⁾(遠田郡涌谷町)を発掘調査し、報告書をまとめた。このような伊東信雄の考古学の方法を用いた実証的な研究は、遺跡の表面観察や、採取された遺物のみで進める研究の限界を大きく超える成果をもたらした。

多賀城跡の発掘調査

伊東信雄は、多賀城跡の研究に対しても同様の姿勢で望み、1960(昭和 35)年に、「史跡多賀城跡附寺跡」の学術調査を開始したのである。調査は多賀城廃寺跡⁽⁴¹⁾の方から着手され、1963(昭和 38)年からは政庁地区へとその対象地区を移した。

2 遺物についての研究史

多賀城跡から採取された遺物についての研究は、ほとんどが瓦を対象としている。ここでは、遺物についての認識がしだいに深まってゆく近世の時期と、全国的な考古学の知見を持って瓦の分類を試みる近代の研究の二つの時期に分けて整理してゆく。

(1) 近世における遺物の認識

松島眺望集

多賀城跡が記録に登場し始めた 1682(天和 2)年に刊行された、大淀三千風の「松島眺望集」⁽⁴²⁾の「壺碑」の項には、「此処塩釜仙台の中間市川村といふ。国司屋敷の跡にぬのめ地の赤瓦あり。都のつとにし侍る。硯屏などに用る奇也」と、国司屋敷の跡(多賀城跡)から「ぬのめ地の赤瓦」が採取されることを記している。これによって、この頃には既に「国司屋敷の跡」と瓦との関係、すなわち、遺跡と遺物とを結びつけて認識していたことが知られる。しかし瓦については、布目が付いているという点が観察されているに過ぎない。

ぬのめ地の赤瓦

奥羽観蹟聞老志

ついで、1719(享保 4)年に刊行された佐久間洞巖の『奥羽観蹟聞老志』⁽⁴³⁾になると、瓦についての観察がやや詳しくなっている。同書には、「前代之古瓦遺礎往々有之好事之者取斯地及木下古瓦以爲之硯堅剛細密足書房具瓦上有紋理表若鑿跡裏似細布也」として、多賀城跡と共に陸奥国分寺跡(仙台市木ノ下)で瓦が採取されることが記されている。それらの瓦の表裏両面の文様に注意し、表は「鑿」、裏は「細布」とその違いを指摘している。

封内土産考

1793(寛政 10)年に著された里見藤右衛門の「封内土産考」⁽⁴⁴⁾では、布目の文様から、瓦の

製作工程まで推定する考察が記されるようになってくる。同書には、

一 多賀瓦 宮城郡市川村多賀城の迹より出つ。悉く布目の紋あり。是を硯に造り風雅の家に玩へり。天下の古器今千有余年の後に至て。雅品と作す宜たるかな。不肖想へり。往昔の瓦を作る法。今に違へると見え。…瓦形の中て布を敷き。土を入れて瓦の形を成して。後布を取り焼たるなるべし。

瓦の製作工程

とあり、多賀城跡などから採取される瓦の布目の文様を重視して、布を使用した瓦の製作工程を推定しているのである。この見解は、布目文様が瓦に残る理由を正確に把握しており、この時期に既に瓦の製作工程が推定されていたことはきわめて興味深い。

また、近世末の『仙台金石志』に引用された記録⁽⁴⁵⁾には、

仙台金石志

此邑遺瓦多く出つ。布目といふもの。端なるは菊の御紋なり。石を砕て造るものなるよし。その瓦漆を塗りたる如く。黒色有るもの是なり。その紫色なるは。又朱を塗りたるの焚たるたり。その中に裏に刻印の有もあり。火打にてうては火を出すと。今瓦焼場^{春日邑にあり。}といふ所は。この瓦を製する所なりといふ。

とあり、「菊の御紋」とする軒丸瓦の瓦当文様や刻印瓦の存在も指摘している。また、その当否は別として、瓦の素材や色の違いの問題に解釈も加えている。そして、この記述の中で最も注目される点に、「瓦焼場」の理解がある。この「瓦焼場」とは、利府町春日に所在する「大沢瓦窯跡」を指すのであるが、1936(昭和 11)年に内藤政恒らによって発掘調査が行われ、多賀城の瓦を焼いた瓦窯跡一つであることが判明している。それを、近世末期の時点で、既に、多賀城の瓦を焼いた場所との認識を持っていたのである。

「瓦焼場」

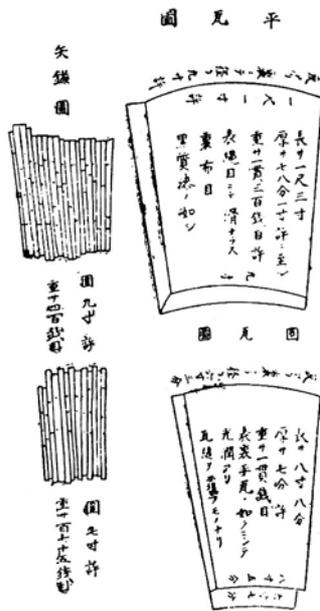


図 11 平瓦図・矢鏃図

さらに、同書には多賀城跡から採取された平瓦・円(丸)瓦・矢鏃 2 塊をも図示(図 11)している。瓦については、法量・重量・表裏の様子・色調などの説明を詳細にしている。また鏃についても、本文中で「矢鏃の石に化せしもの二塊。矢束くつまきも現在の如く美ゆるをも蔵せり」としている。これは、瓦以外の遺物の記述としては初めてのものである。

瓦の図示

鉄鏃

以上、近世における遺物の認識について整理してきたが、近世の段階でも既に、瓦の製作工程や、瓦当文、刻印瓦、さらには瓦の生産地など、数多くの問題に関心が払われ記述されてきたのである。

(2) 近代における遺物の研究

近代における研究も、近世同様に、そのほとんどが瓦を対象にしている。その瓦の研究

も、近代に入ってしばらくは、見るべきものがなかったが、高橋健自が軒瓦について、瓦当文からの分類を行って以来、瓦に関する多くの見解がみられるようになった。すなわち、瓦当文の問題、生産地の問題、文字瓦の問題など様々な点に考察が加えられている。しかし、それぞれが必ずしも有機的な連関をもって論じられている訳ではない。そこで、近代における遺物の研究の整理に当たっては、それぞれがどのようにみられてきたかを問題点ごとに記述してゆきたい。

高橋健自の瓦の分類

瓦当文の分類から、多賀城跡採取の瓦の研究を推進したのは高橋健自であった。1911（明治44）年に発表した「多賀城址発見の古瓦」⁽⁴⁶⁾では、当時知られていた多賀城の瓦を、巴瓦（軒丸瓦）2種と、唐草瓦（軒平瓦）3種とに分類し、それぞれの特徴を述べるとともに他遺跡の瓦との比較を行っている。その中で、巴瓦の両種（重弁蓮花文・歯車文）の文様が、近畿地方では奈良時代より古い時期の遺跡の瓦と類似すること、唐草瓦第1種（偏行唐草文）は文様・顎の形が、大化以後和銅以前の間に行われた手法によること、さらに、唐草瓦第2種（均整唐草文）は「図案は当時帝都に於てもなほ流行のやまさりしものなれば、多賀城の古瓦模様中最新式を伝ふるもの」であること、唐草瓦第2種・第3種（三重弧文）の顎部の鋸歯文はその例がなく、陸奥国分寺にのみ例があることなどを指摘している。しかしながらその年代については、多賀城の創建を神亀元年とする大槻文彦の説に従って聖武朝以後とし、近畿地方での瓦の年代観とのずれを、多賀城が「東陲に僻在せし結果」と地理的条件の中で解消しようとした。高橋健自の研究は、年代観の与え方については問題が多いが、分類観察の上に全国的な古瓦研究の中で多賀城の瓦を位置づけようとした点は評価されよう。

関野貞の年代観

また、1933（昭和8）年に関野貞は、『考古学講座』第5巻「瓦」⁽⁴⁷⁾で、多賀城の重弁蓮花文軒丸瓦の形式に、奈良時代初頭との年代を与えている。

軒瓦の文様

地元の住人である菊池三弥の書いた「多賀城内所々の伝説」⁽⁴⁸⁾では、高橋健自が紹介した軒瓦の他に、重圈文や重弧文・単弧文などの存在を指摘している。この頃には、多賀城の軒瓦の文様の大部分が既に知られていたようである。

瓦窯跡の追求

つぎに生産地の問題については、1921（大正10）年に柴田常恵が、多賀城跡の遺構のみではなく、従来から多賀城の瓦を焼いたと伝えられてきた「瓦焼場」をも踏査したことが注目される。踏査の結果、窯跡4基の内、3基は奈良時代のもので、多賀城築造の頃と関係あるものと認定した。その瓦窯跡をも、史蹟に指定する動きがあったようである⁽⁵⁰⁾が、実現はしなかった。また、「瓦焼場」の窯跡を発掘した例もみられる。1926（大正15）年10月から1927（昭和2）年1月にかけて、3回にわたり村主岩吉が小規模な発掘を行い、その出土瓦と多賀城跡採取のものとを比較し、多賀城の瓦を焼いた窯跡であることを確認した⁽⁵¹⁾。

その後、瓦の生産地については、1928（昭和3）年刊の『宮城郡誌』⁽⁵²⁾の記載から知られるように、多賀城に使用された瓦の窯跡を春日の「瓦焼場」に限定せず、現在の仙台市や泉市など近辺の各地にも求める努力がなされ始めた。

文字瓦

また、文字瓦についても新たな知見が加えられた。高橋健自は、文字瓦についても関心

を示し、1915(大正 4)年の「古瓦に現れたる文字」⁽⁵³⁾の中で、全国的・全時代的に例を掲げて考察を加えている。その中で、陸奥国分寺跡採取のもの数例(伊・行・日・丸・井)と共に、多賀城跡採取のへら書きの「新田部・・・」を掲げて、これを人名として理解した。

1921(大正 10)年になると、柴田常恵が多賀城跡で採取された、「物・占・矢・田」などの文字瓦について、瓦を製作した人の姓の 1 字を現したものであるという意味まで考察するといった興味深い指摘をしている。

このように、多賀城跡採取の瓦については、多くの問題に関心が寄せられ論じられてきたのであるが、その他の遺物については、発見されたものを列挙・紹介するにとどまり、考察らしいものはみられない。1925(大正 14)年 7 月頃の「多賀城趾平面図」の裏面にある「多賀城趾案内」や 1927(昭和 2)年の「多賀城内所々の伝説」⁽⁵⁵⁾には、瓦の他に、「土器」・「矢の根」(鏃)・「石帯」・「管玉」等の記載がある。それらはいずれも、発見されたこととその地点などを記しているに過ぎない。ただ土器については後者で、甕・皿・鉢・「徳利形」のものの破片があり、色調は黒灰色・灰青色・赤褐色のものがある点を指摘している。

これまでの研究は、瓦の分類は行われても、その時期差などを明確にしてなかったし、生産地の追求の目が深められても、どの時期の瓦を焼いたのかなどは綿密には限定されていなかった。ただ奈良時代・聖武天皇の頃のものであるということによって、多賀城と結び付けさえすれば充分であるという研究状況であった。

このような研究状況を打破したのが、内藤政恒である。内藤政恒は、これまでの瓦研究の蓄積に、多賀城の瓦をあてはめて考察を進めようとした。多賀城で使用された瓦の研究を深めるために、その生産地であると伝えられていた大沢瓦窯跡(利府町春日「瓦焼場」)の発掘調査を、1936(昭和 11)年に伊東信雄・山本榊蔵などと共に行い、報告書をまとめた⁽⁵⁶⁾。そして、奈良時代末期より平安時代初期にかけて多賀城で使用した瓦類を焼いた窯跡であると結論づけた。このような結論づけは、明確な問題意識に基づく発掘調査が行われることによって初めて可能となったのである。多賀城に直接関係する遺跡が、表面観察による研究にとどまらず、発掘調査によって研究されたのは、この発掘調査が初めてであった。内藤政恒はさらに、1937(昭和 12)年 8 月・翌年 6 月に「東北地方発見の重弁蓮花文鏡瓦についての一考察」⁽⁵⁷⁾を上下に分けて発表し、多賀城跡採取のものを中心に古瓦の分類を行った。その中で、多賀城跡採取の重弁蓮花文軒丸瓦が 3 種類に分類でき、時期差のあるものとした点は、重要な発見であった。即ち、3 種類とも文様の基本形は同じであるが、細部の観察を通して蓮弁の隆起の状態が緩漫になるなどの変化を基に分類し、その違いを、模倣する段階で生じた退化的傾向ととらえたのである。そして、それらの瓦が製作される要因として、多賀城の修造改築を考え、文献学的考察から、瓦に製作年代を与えたのである。「第一次的」とするものは和銅 6 年から神亀 5 年間の創建時、「第二次的」とするものは天平神護 2 年の修築時、「第三次的」とするものは神護景雲年間から宝亀 11 年頃までの修理または増築時に製作されたものとした。内藤政恒は、重弁蓮花文軒丸瓦の研究を通して、多賀城が奈良時代に少なくとも 2 回の修改築を経ていることを明らかにしたのであ

瓦以外の遺物

内藤政恒の研究

大沢瓦窯跡の発掘調査

重弁蓮華花文軒丸瓦の分類

瓦の製作年代

2 回の修改築

る。その創建期の年代は、1937(昭和 12)年 11 月に発表された「上代に於ける陸奥地方の情勢を論じ多賀城建設の一端に及ぶ」⁽⁵⁸⁾ でなされた考察に負う所が大きかった。そこでは、始め「陸奥鎮所」として建設され、その完成された形が天平 9 年初見の「多賀柵」であるとしている。

瓦葺になった年代

さらに、1954(昭和 29)年になると「多賀城古瓦草創年代考」⁽⁵⁹⁾ を発表し、多賀城が初めて瓦葺になった年代について再論している。多賀城の最古式とする重弁蓮花文軒丸瓦自体についての考察は、前述の「東北地方発見の重弁蓮花文鏡瓦についての一考察」の域を出ていない。しかし、最古式の瓦を共有する多賀城廃寺の性格や文献学的考察から多賀城創建期の状況を詳細に論じることによって、神亀 5 年に「鎮所としての軍事機関は国府としての民政機関へ」転換し、瓦葺建築に改善されたとしたのである。この立場に立ち、奈良時代前半の陸奥国の政治的変遷を広い立場から論述したものに、1953 (昭和 28) 年の「奈良時代初期に於ける陸奥経営の一端」⁽⁶⁰⁾ (一)・(二)がある。

瓦当文の範型

また、内藤政恒は 1950 (昭和 25) 年の「奈良時代の瓦当面に於ける文字」⁽⁶¹⁾ の中で、陽刻された文字瓦に触れ、範型に 2 種類あったことを指摘している。また「多賀城古瓦草創年代考」では、最古式に属する瓦が多賀城跡・多賀城廃寺跡・菜切谷廃寺跡と日の出山瓦窯跡群から発見されることに注意し、何れも同一の範か同一に近い型で製作され、文字の共有関係から 3 箇所造瓦に従事した瓦工が同一人であったと論じている。

内藤政恒の研究は、時代的制約による考古学的知見の限界性はあるものの、考古学的方法を基盤とし、文献史料をも駆使しつつ、正面から多賀城跡を研究した初めてのものとして評価される。しかし、このような多賀城の変遷を想定する見解の検証も、遺構の表面観察のみでは困難であり、多賀城跡を発掘調査することの必要性が高まった。

3 多賀城跡保存の歴史

多賀城跡に対する研究の進捗に伴い、遺跡を保護していこうとする認識も深まっている。本節では、多賀城跡の保存の歴史について整理しておきたい。

「御座の間」

近世末の『仙台金石志』に引用された記録⁽⁶²⁾によれば、政庁地区は当時畑として利用されており、その中の「兼葭の生茂れる」場所は、「御座の間」と言い伝えられていた。「御座の間」の場所は、「憚り」があるという理由から耕作の手が延びず、削平をまぬがれていたようである。またこのような消極的な理由による保護のほかに、「此邑に九十余箇の大石有。一邑のもの締して他に出すことを許さず」と、多くの石碑や礎石を保護していた記述もみられる。

政庁地区の官有地区

近代に入ってまもなく、佐藤孫四郎は、1876 (明治 9) 年の天皇東北視察をきっかけに、1 反 7 畝 14 歩 (524 坪) の畑地を献上した⁽⁶³⁾。直接の動機は、天皇の来跡をきっかけに建碑しようという当局の考えを伝え聞き、そのような古城跡を私有することに恐縮してのことで

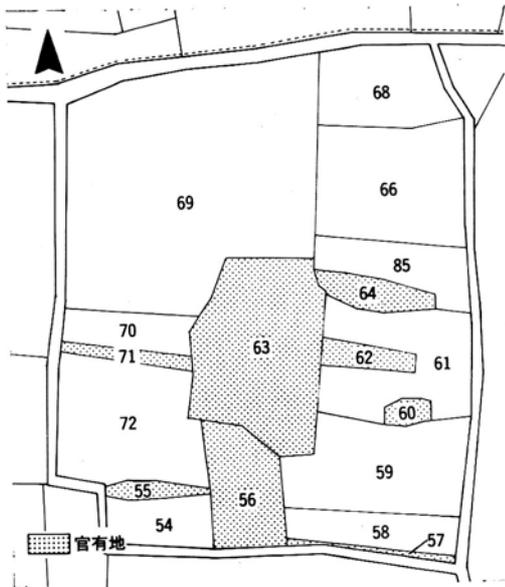


図 12 多賀城村市川区地押図（政庁地区）

あった。その「賞」として1877(明治10)年11月に「木材壹個」が下賜されたのであるが、その際の資料には、「其方儀多賀城旧址永世保存相成度旨ヲ以テ畑反別壹反七畝拾四歩畝地候」⁽⁶⁴⁾とあり遺跡を永久に保存しようとする意識が明確に現されているのである。ところで、1922(大正11)年の「史蹟」指定の際提出された「外城及高崎土地所有別調」⁽⁶⁵⁾と同様のものと思われる「多賀城址土地所有者調附高崎区寺址土地所有者調」⁽⁶⁶⁾には、「官有地第三種」として字城前に八つの地番の土地が掲げられている。その地積の合計は、ちょうど1反7畝14歩(524坪)

官有地の位置

となり、佐藤孫四郎が献じた土地の地積と一致するのである。この地番を「史蹟」指定の際に提出した「多賀城村市川区地押図(城前)」⁽⁶⁷⁾(図12)と対照すると、政庁地区のドットで示した部分にあたる。この区画は、「多賀城古跡の図」、「多賀城古跡実測平面図」、「多賀城址地形平面図」などの政庁地区に表現されている。このように、1876(明治9)年の献地によって正殿跡を含む政庁地区の約7分の1が、官有地として保存されることになったのである。また前述の「多賀城址土地所有者調」により、多賀城碑付近も官有地とされていたことが知られる。

多賀城碑付近

この524坪の土地に対して、1898(明治31)年には、地元の佐藤文助と佐藤孫十郎の両名が、私費をもって管理することを願い出て許可されている。その管理の内容としては、礎石・芝塊などが散乱することのないようにすること、通路等を掃除することなどが挙げられている。

地元住民による管理

以上のように政庁地区の中心部分は、近代に入ると官有地化という形で保存されて来たことが知られるのであるが、その中心的役割を果たしたのが、地元の人々であるという点は注意されて良い。多賀城跡の遺構や瓦の観察を深める原動力となった地元の人々が、その保存に対しても、大きな力となっていたのである。このような形で遺跡の保護がなされてきた多賀城跡も、事務引き継ぎの手違いからくる官有地台帳の記載ミスにより、前述の524坪の土地が危うく売り払われそうになったというエピソードもある。

1922(大正11)年には史蹟名勝天然記念物保存法により、多賀城廃寺跡と共に「史蹟」に指定され、外郭線をも含む多賀城跡の大部分が法的に保護されることになった。「史蹟」指定に伴って、内務大臣官房地理課長から宮城県知事宛に、指定保存に関して通牒された。そこには保存の要件として、「公益上必要止むを得ざる場合の外土墨土壇礎石其他の現状変更を許可せざることを要す。遺瓦の採取は之を禁ず」と明確に指示されているのである。さらに、1925(大正14)年9月には、管理保存についての具体的な指示が内務省から出され、

史蹟指定

標識と注意札が立てられた⁽⁷¹⁾。この「史蹟」指定による保存が、基本的には現在の「特別史蹟多賀城跡附寺跡」の保存につながってゆく。多賀城跡の保存にとって、この「史蹟」指定は、きわめて大きな意味を持っていたのである。

多賀城跡と国家主義思想

「史蹟」指定による文化財保護の動きも、国家主義的・天皇中心主義的国家体制が強まる中で 1933（昭和 8）年になると明治天皇の「聖蹟」が指定されるようになるなど、政治的影響を直接受けるようになってくる。多賀城跡も、このような時代の流れと無関係ではあり得なかった。前述したように大槻文彦によって多賀城跡が南北朝の義良親王（後村上天皇）と結びつけられ、「聖蹟」としての性格を付与されると、その後は、国家主義的・天皇中心主義的国家体制を徹底するための象徴のひとつとして利用しようとする動きが出てくるのである。こういった状況の中で、1935（昭和 10）年には、「多賀城村史蹟名勝保存会」の手で「御村上天皇御坐之虚」の碑が建立された。また、同年度の宮城県議会に、「多賀城神宮創建要望ノ件」⁽⁷²⁾なる意見書が議題として提出され採択された。この意見書は、内務大臣・知事宛のものであるが、その内容は、

後村上天皇御座之處の碑

多賀城神宮創建の意見書

一、宮城県宮城郡多賀城村多賀城趾

後村上天皇御座所趾ニ官幣社トシテ多賀城神宮ヲ創建セラレンコトヲ要望ス
理 由

欧州大戦以来思想ノ混乱ト世相ノ陰悪トハ識者ノ深ク憂フル所ナリ。之ヲ匡救スルノ途、一ナラサルヘシト雖、我邦ニアリテハ、国体ノ觀念ヲ明徴ニシ皇室中心ノ主義ヲ徹底セシムルコトハ、最急務ナリト信ス

というもので、その「理由」にみられる如く、多賀城跡を、国家主義的・天皇中心主義的な政策の中で利用しようとするものであった。このように多賀城跡は、古代のものであれ、中世のものであれ、単なる史蹟としてのみではなく、国家主義的・天皇中心主義的な国家政策と密接な関わりを持った「聖蹟」としての性格を濃くしてゆくのである。

1945（昭和 20）年の敗戦により国家体制が変わり、1948（昭和 23）年には、GHQ の指示によって明治天皇の「聖蹟」の指定解除が行われた。そして 1950（昭和 25）年 5 月には文化財保護法が成立した。「史蹟多賀城跡附寺跡」は、それによって保護されることになり、さらに 1966（昭和 41）年 4 月 11 日には、史蹟のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるものとして、特別史蹟に指定され、現在に至っている。

特別史蹟指定

註

- (1) この条は藤原頼長が、藤原伊通から藤原佐世選の『古今集註孝経』を借りて、書写した時の記事である。この記事中に「陸奥多賀国府」の呼称がみえ、大槻文彦以来、この部分を「寛平六年二月二日一勘了」の奥書の一部とし、寛平 6(894)年段階の史料として扱われてきた。しかし、本報告書付章の「おわりにかえて」の考察により、ここではこれを康治 2 (1143)年段階の史料としておく。
- (2) 「多賀城碑」についての研究史には、平川南「多賀城碑 研究史」(『研究紀要 I』宮城県多賀城跡調査研究所 1974)がある。
- (3) 『仙台領古城書立之覚』 『宮城県史』32 史料篇 9 1970

- (4) ほぼ同時期の1682(天和2)年に刊行された大淀三千風の「松島眺望集」(『仙台叢書』第1巻複製版1971)には、「国司屋敷」とある。
- (5) 仙台市立博物館所蔵
- (6) 宮城県図書館所蔵
- (7) 佐久間洞巖『奥羽観蹟聞老志』巻6 『仙台叢書』第15巻 複製版 1972
- (8) 「宮城郡陸方市川村風土記御用書出」 『宮城県史』24 史料篇2 1954
- (9) 「宮城郡陸方高崎村風土記御用書出」 『宮城県史』24 史料篇2 1954
- (10) 多賀城廃寺跡の研究史には、伊東信雄「過去における多賀城廃寺の研究」(『多賀城跡調査報告1—多賀城廃寺跡—』1970)がある。
- (11) 『仙台金石志』巻2 『仙台叢書』第13巻 複製版1972 pp.67~70
『仙台金石志』は、吉田友好の著書で1857(安政4)年に成った。なお、この記述は『宮城県史蹟名勝天然記念物調査報告』第3輯「多賀城址」に、「十五、多賀城碑取調書 朴沢行実 同記
佐藤茂勲
- 仙台人」とあるが、『仙台金石志』のものにはない。
- (12) 註(7)に同じ。
- (13) 註(8)に同じ。
- (14) 今日では、政庁地区と旧玉川寺のあった地区との間は、やや急な崖になっている。しかし、「多賀城古趾の図」での表現法は、外郭東辺や外郭南辺の築地跡の高まりが現存する部分の表現法と同じであり、土塁状の高まりを表現したものとも考えられる。因みに、大槻文彦「多賀城多賀国府遺蹟」(『考古学雑誌』1の5)では、「牙城(政庁地区を指す—筆者)を距りて、南北に、又土塁ありとて、村人は二の丸と云ふ」と記している。
- (15) 1899(明治32)年には、『史学雑誌』(10の4)誌上に、坪井九馬三が前年の東北旅行の際に「多賀城碑」の番人から求めたとする絵図が、「多賀城址の図」と題して掲載されている。この絵図は、木版ではなく筆写したものと思われ、「多賀城古趾の図」との関係は不明であるが、概して数値をも含めて「多賀城古趾の図」と同一である。また「多賀城古趾の図」には、図6のものと若干異なる木版のものがある(東北歴史資料館・宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城と古代日本』1975 p.9 所載)。その主な相異点は、「ニノ丸」の数値の「二百五十間」の「五」が「三」となっている点と、「名コソ川」の「名」が「ナ」とされている点などである。「五」が「三」となっているのは、縦棒が摩滅して消えたものと思われ、「名」が「ナ」とされているのも、摩滅後の後補と思われる。上段の刊行の経緯と絵図そのものの上端が若干入っておらず、全体的に不鮮明なものであることを考慮すると、図6のものの版木で相当部数の印刷を行い、摩滅部分の補修をした上で、さらに印刷刊行されたものと思われる。「多賀城古趾の図」は、『史学雑誌』掲載のものも含めると、かなり多くの人々の目に触れたものと思われる。
- (16) 「多賀城址の図」(『史学雑誌』10の4 1899) 所載「坪井博士の明治31年東北地方旅行の際の日記」
- (17) 大類伸・鳥羽正雄「城郭及城址」 『考古学講座』9 1928、大類伸・鳥羽正雄『日本城郭史』1936 pp.129~131
- (18) 「多賀城址」(『宮城県史蹟名勝天然記念物調査報告』第3輯 1927)には、菊地三弥の名で「多賀城古跡の図」の解説が載っている。しかし、「多賀城址」は清水東四郎が委員として作成しているものであり、その清水東四郎の著『宮城県通史』(1931)の巻頭図版にも朱線の部分が破線で描かれている点を考えるならば、「多賀城址」に掲載された「多賀城古趾の図」の朱線の書込みは、清水東四郎によるものと考えてよいであろう。
- (19) 全国的な国府・郡衙跡の調査研究を対象とした研究史には、山中敏史「国府・郡衙跡調査研究

第三章 研究史

の歴史」(『仏教芸術』124 1979)がある。

- (20) 大槻文彦「多賀城多賀国府遺蹟」『考古学雑誌』1の5 1911
- (21) 註(7)に同じ。
- (22) 大槻文彦「陸奥多賀国府所在地考」『史学雑誌』10の3 1899
- (23) 大槻文彦「多賀国府考」『復軒雜纂』pp.1~9 1902 なお、「多賀国府考」の成稿は1900年と思われる。
- (24) 註(20)に同じ。
- (25) 「内務省及宮城県が多賀城址調査」『宮城県史蹟天然紀念物調査報告』第3輯 pp.127~128 1927
- (26) 1921(大正10)年9月8日付で、内務大臣官房地理課長に宛てた宮城県知事の文書「第494号」に、提出した資料が列挙されている。陸奥国分寺の資料もあるが、多賀城に関するものはつぎの通りである。
- 多賀城址地形平面図
 - 内城礎石綴在見取図(第一号)
 - 内城礎石綴在図(第二・三号)
 - 全(第四号)
 - 東塔祉礎石綴在図(第五号)
 - 全(第六号)
 - 全(第七号)
 - 陸地測量部発行多賀城址附近図
 - 多賀城村市川区地押図
 - 多賀城村高崎東塔官地押図
 - 外城及高崎土地所有別調
- この時提出された図面と同じものと思われる「多賀城址地形平面図」を、斎藤忠氏が所蔵しておられる。それには、東門跡のところに「東門礎石綴在」とあるほか、政庁地区に「礎石綴在別紙第一号」、政庁地区の北西に隣接する八幡社のところに「礎石綴在(別紙第二号)」・「礎石綴在(別紙第三号)」、多賀神社のところに「礎石綴在 別紙第四号」とあり、提出された資料のそれぞれに対応するものと思われる。
- (27) 本稿を執筆するに当っては、斎藤忠氏所蔵の図面を参照させていただいた。記して謝意を表したい。
- (28) 榎元半重「奥の家苞(史跡調査の道すがら)」『宮城県史蹟名勝天然紀念物調査報告』第3輯 pp.131~135
- (29) 「多賀城址平面図」には刊記がなく、裏面にある「多賀城址案内」の末尾に「大正14年7月」とあることから刊行年月が推定されるのみである。
- (30) 註(10)報告書 p.6
- (31) 本稿を執筆するに当っては、伊東信雄氏所蔵の絵葉書を使用させていただいた。記して謝意を表したい。
- (32) 宮城郡教育会『宮城郡誌』1928 pp.749~752
- (33) 大類伸・鳥羽正雄「城郭及び城趾」、註(17)に同じ。
- (34) 池内儀八「東北に於ける古城柵研究」『東北文化研究』上:1の4 1928 中:1の5 1929 下:1の6 1929
- (35) 池内儀八「東北に於ける上古の城柵遺跡」『東北文化研究』2の1 1924

- (36) 上田三平「払田柵趾」・「城輪柵趾」『史蹟精査報告』3 1938
- (37) 多賀城跡の発掘調査計画があったことは、伊東信雄「東北歴史考古学の発達」(『古代文化』16の4 1966)に紹介されている。
- (38) 伊東信雄『菜切谷廃寺跡』宮城県文化財調査報告書 第2輯 1956
- (39) 宮城県教育委員会『陸奥国分寺跡発掘調査報告書』 1961
- (40) 伊東信雄『天平産金遺跡』 1960
- (41) 宮城県教育委員会・多賀城町『多賀城跡調査報告Ⅰ—多賀城廃寺跡—』 1970
- (42) 大淀三千風「松島眺望集」 『仙台叢書』第1巻 複製版 1972
- (43) 註(7)に同じ。
- (44) 里見藤右衛門「封内土産考」 『仙台叢書』第3巻 複製版 1971
- (45) 註(11)に同じ。
- (46) 高橋健自「多賀城址発見の古瓦」 『考古学雑誌』1の6 1911
- (47) 関野貞「瓦」 『考古学講座』5 1933 p.99
- (48) 菊池三弥「多賀城内所々の伝説」『宮城県史蹟名勝天然記念物調査報告』第3輯 pp.128~131
- (49) 註(25)に同じ。
- (50) 1921(大正10)年10月10日付で、「瓦焼場」に関する図面・調書が文書「1487号」として、内務大臣官房地理課長宛に提出されている。
- (51) 村主岩吉「多賀城瓦窯趾」 『考古学雑誌』17の8 1927
- (52) 宮城郡教育会『宮城郡誌』 pp.858~860
- (53) 高橋健自「古瓦に現れたる文字」 『考古学雑誌』5の12 1915
- (54) 註(32)に同じ。
- (55) 註(48)に同じ。
- (56) 内藤政恒『宮城県利府村春日瓦焼場大沢瓦窯址研究調査報告』 東北帝国大学法文学部奥羽史料調査部研究報告第1 1939
- (57) 内藤政恒「東北地方発見の重弁蓮花文鏡瓦に就いての一考察」 『宝雲』 上:20 1937 下:22 1938
- (58) 内藤政恒「上代に於ける陸奥地方の情勢を論じ多賀城建設の一端に及ぶ」 『文化』4の11 1937
- (59) 内藤政恒「多賀城古瓦草創年代考」 『文化』18の1 1954
- (60) 内藤政恒「奈良時代初期に於ける陸奥経営の一端」 『玉川の丘』一:21 1958 二:23・24 1953
- (61) 内藤政恒「奈良時代の瓦当面に於ける文字」 『武蔵野』31の3・4 1950
- (62) 註(11)に同じ。
- (63) 1876(明治6)年11月16日付、佐藤孫四郎「私有地ノ中多賀趾ニ属シ候分献地仕度願」(『宮城県庁文書』明治31年「地理」267所収 宮城県図書館所蔵)
- (64) 三塚源五郎『多賀城六百年史』p.64
- (65) 註(26)参照
- (66) 多賀城市役所所蔵
- (67) 註(26)参照
- (68) 1898(明治31)年11月17日付、佐藤文助・佐藤孫十郎「多賀城古跡官有地無料取締願」、他2通(『宮城県庁文書』明治31年「地理」267所収、宮城県図書館所蔵)
- (69) 1906(明治39)年3月31日付、宮城大林区署長から宮城県知事宛の文書、他2通(『宮城県庁文

第Ⅲ章 研 究 史

書』明治39年「地理」271所収、宮城県図書館所蔵。

(70) 三塚源五郎『多賀城六百年史』pp.69～71 掲載の資料による。

(71) 註(70)に同じ。

(72) 『宮城県議会史』第4巻 1979 pp.918～919

(73) 三塚源五郎は、その著『多賀城六百年史』(1937)の結びに、

多賀城の御聖蹟に多賀城神宮を創建し……奥羽の民草挙りて永へに奉仕すべきことなり。

……斯の如きは…、刻下内外多事国歩艱難の秋に際して皇道を振起するの愈々急なるもの

あるに鑑み、国体観念を明徴にし皇室中心主義を徹底せしむる上に於て最も力あるべしと信ず。
とする「多賀城神宮創建の趣意」なる文章を載せ、多賀城神宮の創建を実現しようとした。しかし、
実際には実現せず、1952(昭和27)年になって、地元有志の手で多賀城神社が建立された。

第IV章 調査の経過と方法

1 調査の経過

現在の政庁跡は、昭和45年からの環境整備によって著しくその面目を変え、発掘調査開始以前の面影を残していないので、まず参考のために当時の政庁跡の状況を記しておこう。現在では政庁跡はすべて公有地化されて、民有地は存在しないが、かつては政庁正殿跡とその前面の芝生のところ(PL. 21-2)を含めた524坪の地が官有地であっただけで、そのほかはすべて民有の畑地であった(PL. 33-1、図13)。政庁跡の北東隅は1952(昭和27)年に地元有志の手で建てられた多賀城神社(PL. 33-1.2)の境内となっており、北西隅には民家(佐藤長寿氏宅)があった。その周囲、現在築地塀が標示されているところは南辺を除いては土塁状の高まりであり、その上には杉・椿などが生えていた。南辺築地跡は地中に埋れていたもので畑地と高低のない平地であった。ただ正殿の南約68mのところだけが東西に細長い基壇状の高まりをなしていた(PL. 39-1)。この高まりは大正11年の実測図(図9)にあらわれている。ここから南は一段低くなった東西に細長い帯状の平地でありここも畑であった(図14)。その南は杉の植林が、下の平地に当時あった市川公民館の裏まで続いていた。したがって当時の政庁跡は杉林に囲まれた南北に長い平地で(PL. 19中央部)、周囲がすべて樹木に囲まれていたので、現在のように政庁跡から前面に仙台平野を見下ろすことはできなかった。

しかし、これは大正年間以後のことらしく、「安永風土記御用書出」には、東は当郡海上ならびに菖蒲田浜、松ヶ浜、湊浜まで、南は蒲生荒浜か

発掘前の状況

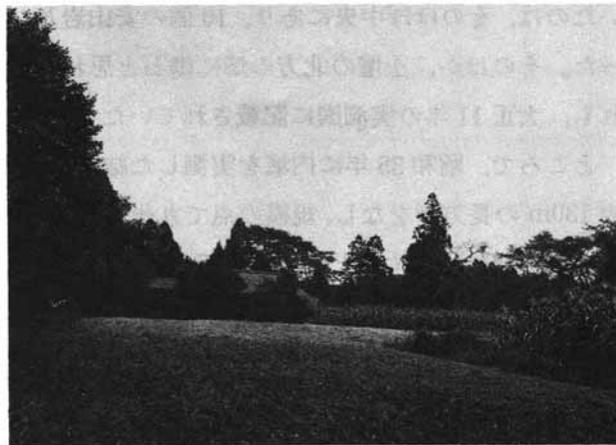


図13 発掘前の政庁跡西半部(南から)



図14 発掘前の政庁跡南門前(東から)

ら国分、名取、伊具、宇多、亘理の浜々、相馬領鶴ヶ崎、羽黒山辺まで、西は当郡は申すに及ばず、名取、柴田、刈田の諸山残らず見え、ただ北だけが樹木に隠れて見えなかったことが記されている。このように政庁跡から遠くまで見えたことは、大槻文彦の「多賀城多賀国府遺跡」にも御座の間跡を「地勢高くして、南方遙に、宮城野より相馬の山々まで見えて、東南の大洋を望みて、景勝の地なり」としているから、明治の末までは同じ状態で、杉の植林はまだなく遠くまで眺望の利く場所であったらしい。大正以後は杉が成長したために眺望の利かない場所となってしまったが、周囲に土塁をめぐらした東西約 90m、南北約 120m の長方形の地割りの存在とその中央に礎石の残る土壇があり、土壇の周囲には石の柵がめぐらされて特に保護されており、その西北隅は一段高くなって、そこに昭和 10 年に建てられた「後村上天皇御坐之虚」と刻んだ大きな石碑が立っていた (PL. 22-3)。土壇の南西隅はすでに削られておいて、そのために土壇は不整形をなしていた。

(1) 第 1 次調査

多賀城政庁跡の第 1 次調査は、昭和 38 年 8 月 1 日から 9 月 4 日まで実施したものである。当時政庁地区は内城と呼ばれており、この地区で建物跡であることが確実にわかっていたのは、そのほぼ中央にあり、10 個の安山岩及び砂岩の礎石が遺存する土壇が唯一であった。そのほか、土壇の北方の畑に礎石と思われる自然石が 3 個みられた。これらはいずれも、大正 11 年の実測図に記載されていたものであった。

ところで、昭和 35 年に内城を実測した結果、内城と呼ばれる区域は東西約 103m、南北約 130m の長方形をなし、規模の点で九州大宰府の政庁跡に似た様相を呈していた。しかも大宰府中門に相当するところが東西に長い土壇状の高まりとなっており (PL. 39-1)、またその前面が大宰府の場合と同様に一段低くなっていた。したがって、多賀城政庁の建物配置は大宰府のそれと同様に、南北中軸線上に南門、中門、正殿、後殿があり、その左右両側に東西の脇殿を配するという建物構成をとるのではないかと予想された。

そこで、昭和 38 年の第 1 次調査では、南北中軸線上で正殿、後殿、中門 (後の南門) を発掘することを主な目的とした。また東側地区の建物を把握するため、政庁跡の南北中軸線の東側 43m の位置に、約 100m の南北に長いトレンチを設定した (図 16)。

SB150 正殿跡 芝生の下の厚さ 10cm 程の黒土をはぐと黄褐色の基壇積土となり、その上に従来露出していた 10 個の安山岩のほか、新たに礎石 5 個、根石 8 個が発見され



図 15 正殿跡南前面の瓦堆積状況

正殿の礎石

大宰府政庁との類似

調査の目的

SB150 正殿跡

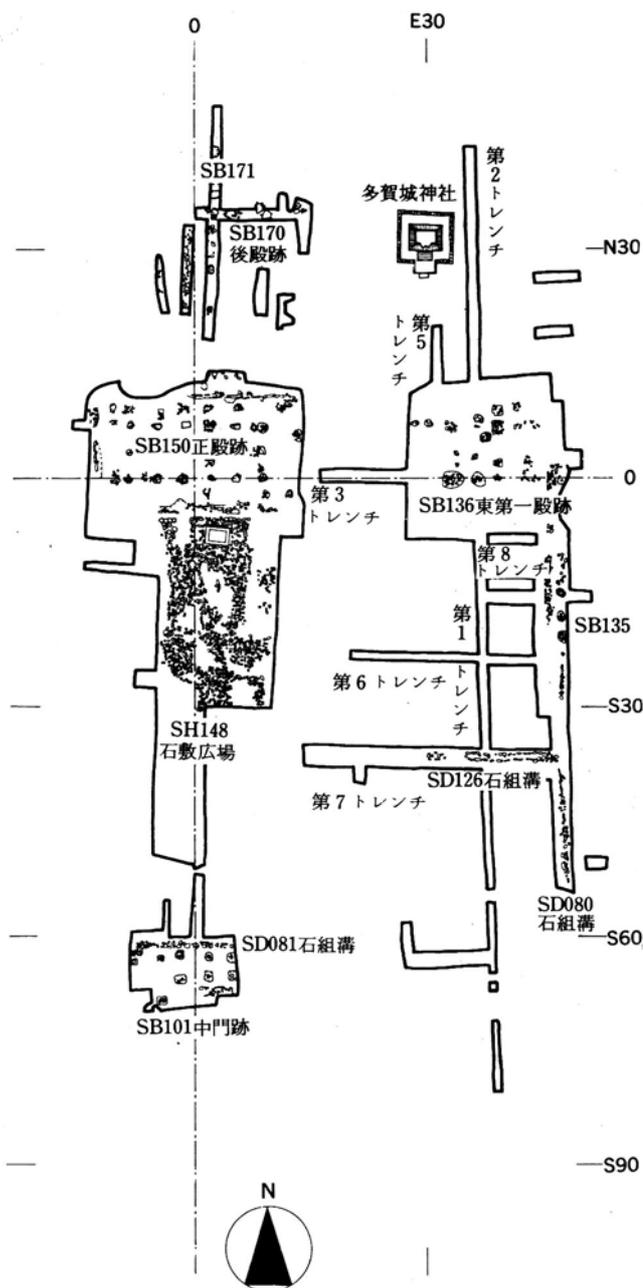


図 16 第 1 次調査発掘区

これらのことから、基壇改修前の建物は焼失して、奈良時代末か、平安時代前期に再建されたものと認められた。しかし、基壇改修前と再建の正殿とが同じ位置、同じ大きさであったかどうかは当時わからなかった。基壇北側からも瓦片が出ている。その中に鴟尾瓦の破片が 3 片出たことが昭和 38 年度調査概報に記されているが、この鴟尾瓦は小破片であったためはっきりした記憶がなく、現在、現物も写真・拓本も残っていないので何等かの見誤りかもしれない。

(PL. 22-2)、基壇上の建物は、桁行 7 間 22.8m(76 尺)、梁行 4 間 12m(40 尺)で、その柱間は桁行が天平尺で 8 尺・12 尺・12 尺・12 尺・12 尺・12 尺・12 尺・8 尺、梁行が 8 尺・12 尺・12 尺・8 尺になると推定された。当時はこの礎石建物跡の下に掘立柱建物跡があるとは考えずさらに掘り下げををしなかった。基壇の南面東側 (PL. 22-2・23-1~3・24-1)、北面東側 (PL. 24-3.4)、西面北側 (PL. 24-2) には凝灰岩の地覆石や羽目石が残存しており、それから推定された基壇の大きさは東西約 26.4m (83.3 尺)、南北約 15.6m (51 尺) になった。また、地覆石の下に焼土を含んだところがあって、この基壇が火災後に改修されたことを示していた。瓦の破片は基壇上には少なく、南側の基壇下に多かった (図 15)。瓦では、重弁蓮花文軒丸瓦 120~134 や重弧文軒平瓦 511・512 などの出土量は比較的少なく、もっと時代の下る細弁蓮花文軒丸瓦 310 や均整唐草文軒平瓦 721 が多かった。

規模と柱間

凝灰岩切石積基壇

出土瓦の傾向

なお、この正殿跡は昔から「御座の間跡」と唱えられ、建武の新政の際に義良親王の行在所のあったところと伝えられていたところであるが、中世の遺物、遺構と思われるものは何ひとつ発見できなかった。

- 石敷広場跡** **SH148 石敷広場跡** SB150 正殿跡の前面で瓦の破片の下(図15)地下50cmぐらいのところから人頭大から拳大の河原石敷きの広場が発見された(PL. 22-1)。石と石の間には焼土や土師器の破片が見られた。石敷は東半で良好に残存し、西半では少ししか見られなかったが、元来は正殿の前面全体に敷かれたものと推定された。石敷の中央、すなわち正殿の中央
- 中門への通路** の柱間の前、3.6m幅の部分だけ左右に大きな石が並べられており、その内と外とで石の並べ方が違っていることから、この部分は中門への通路とみられた。石敷は正殿の前方25mの所まで続いていた。さらに、石敷と中門の間に何か遺構があるかと表土を剥いでみたが、何もみつからなかった。
- 中門跡** **SB101 中門跡(PL. 39-3)** SB150 正殿跡の前方約68mのところの東西に細長い土壇があって、ここが大宰府政庁跡と同じように中門の跡ではないかということが予め想定されていた(PL. 39-1)。8月24日から始められた調査の結果、現存する土壇状の高まり(図14)は小石、瓦破片、焼土などを多く含む後世の柔らかい黒土で、基壇跡とはみられなかった。そこで黒土を除去したところ、この下層の黄褐色土層上で、根石5個、礎石の抜穴2個、さらにその北側で、中門の雨落溝とみられる幅60cmのSD081石組溝を発見した。このことによって、中門跡の規模は東西9.9m、南北6mで、その基壇の規模は南方における欠失部を考えると東西13.5m、南北8.8mほどと推定された(PL. 39-2)。基壇の表面が削平を受けていたため、その高さや基壇化粧、階段等の施設についてはわからなかった。昭和40年度の第3次発掘でこの前方に南北方向に長いトレンチを入れても南門跡は発見されなかったので、以降この門を南門と呼んでいる。石組溝からは創建期の重弁蓮花文軒丸瓦、重弧文軒平瓦をはじめ、平安時代に至る各種の瓦が出土した。
- 基壇の規模**
- 後殿跡** **SB170 後殿跡** SB150 正殿跡の北方の畑に4個の礎石が存在したことは大正11年の実測図によって知られていた。付近の畑を精査すると、そのうち3個は現存していた。うち2個の礎石は南北線上にあるので、その上を通じて正殿跡の東西中心線の北15mのところから、北の土塁状の高まりの下まで幅1.2m、長さ31mの南北トレンチを入れ、さらに北方の礎石から東にある礎石の方に南北トレンチに直角に10mのトレンチを入れた。この3個の礎石はいずれも根石を有し、原位置を動いていないものと認められた。さらに4本の南北方向のトレンチを設定したが、付近はゴボウ畑として深耕されたことのあるところであるため、遺構は著しく破壊されており、根石の跡と思われるものが2個発見されただけであった。しかし、瓦の出土状態や礎石の位置からみて正殿の北約26.5m付近に桁行5間19m、
- 火災後の建立** 梁行4間11mぐらいの建物があったのではないかとみられた。遺構面からは焼土、土師器が出て、ここにあった建物が火災後に建立されたことを示していた(この建物については、第3次調査終了段階で桁行7間、梁行4間に推定した。しかし、その後、第16次調査で再調査した結果、SB170Cとしたこの建物の規模は桁行5間、総長17.5m、梁行4間、

総長 10.8m になることが判明した)。また、2 個の礎石を連ねるトレンチの北方への延長部で、北方の礎石に接して焼土が充満する掘立柱建物の柱穴が 2 個発見された。この建物はさきの礎石後殿と軒が重なり合う位置にあることから、時期の違うものとみられた(この建物跡が第 3 次調査および第 19 次調査で再調査した結果、東西 3 間、南北 2 間の規模であることが判明した SB171 である)。

SB171 建物跡

SB136 東第一殿跡 南北中軸線上の遺構は比較的容易に発見できたが、政庁東側地区の遺構の発見は困難であった。東側地区にも当然建物があったことを予想して、まず政庁の南北中軸線の東約 43m に幅 1m、長さ 62m の南北トレンチ(第 1 トレンチ)を設け、さらにその北に約 38m のトレンチ(第 2 トレンチ)を掘って、東側地区にある建物の発見に努めた。その結果、第 1 トレンチ北端から 4.5m のところに根石らしいものがでたので、ちょうど正殿跡の東にあたるその付近を拡張して精査したところ、礎石 1 個、根石らしきもの 14 個が発見されて、ここに礎石建物跡があったことがわかった。しかし、この付近は幅 1m、長さ 10m 程で、多くの石を投棄した近世以降の東西溝(PL. 33-2.3)で著しく遺構が破壊されているため、建物の詳細を把握するには至らなかった。ただ東西の柱間が南北の柱間よりも長いところを見ると、これは南面する建物と推定された。根石据え穴には、焼土や瓦片が混入していた。また、建物跡の付近に凝灰岩の粉末化したものが散っていたのをみると、この建物の基壇は正殿と同様に凝灰岩切石積基壇であった可能性も考えられたが、量が少ないため確定できなかった。ただ、南の根石列が正殿の南入側柱の礎石列と同一線上にあることは配置上の点で注意すべきことであった。正殿とこの建物跡の間に礎石様の安山岩の巨石が 3~4 個あったが、これらには根石がないので耕作の際に移動したものとみられた(この建物跡は昭和 38 年度の調査概報では東殿跡とし、第 3 次調査終了時点では東第一殿と呼んでいたが、本報告書では SB136 総柱礎石建物跡としている)。

東第一殿跡

遺存状況

SD080 石組溝 東第一殿跡を東に掘り進めると、安山岩または砂岩の玉石や割石で側壁を作り、底に平らな石を敷いた内幅 55 cm、深さ 20 cm 程の石組溝を検出した。土塁状の高まりの西裾端から約 3m のところを南北に 23m 走っている。北へはそれ以上は続かないようであるが、南へは東に 2m ほど折れまがり、さらに土塁状の高まりの裾に沿って南に走り、32m 続いていた。北の部分は SB135 の雨落溝、南の部分は東築地の西裾に設けられた政庁東地区南半の排水溝であったと思われる。石組溝は北では浅く南にゆくと深くなる (PL. 27-1・62-3)。

SD080 石組溝

また、SD080 石組溝に直交して、SB135 建物跡の南端から 15m のところに西から来る SD126 石組溝が合わさっているのが知られた。覆土が浅いために耕作の際に石が抜かれて遺存するものはわずかであったが、抜かれた痕跡中に黒土が詰っていたのではっきりとわかった (PL. 63-2)。丹念に掘り出した結果、27m 西に続いているのが判明したが、それから先は削平が著しく、残存していなかった。

SD126 石組溝

東地区に細長く掘ったトレンチで発見した遺構は以上のごとくで、そのほかは第 2 トレンチの北部に小さい掘立柱がみられたにすぎなかった。瓦、土器片以外の遺物としては、

丸靱と水晶製平玉 第1 トレンチ北方の根石付近から出た銅製の丸靱(PL. 135-23・158-23)と南方から出た水晶製平玉(PL. 158-37)があった。

(2) 第2次調査

期間と対象地 調査期間は当初昭和39年8月1日から31日までの1箇月を予定していたが、いろいろな発見が相ついたので、写真撮影、実測等を含めすべての作業が終了したのは9月7日であった。調査の対象地は第1次調査と対称の政庁跡西地区である(図17)。調査地区の北端に佐藤長寿氏の屋敷があったが、その他は畑地であった(図13)。奈良時代の寺院や官衙では左右対称の建物配置が好まれたので、本調査では前年東地区で発見された諸建物跡を西方に折り返すことによって比較的容易に建物跡を発見することが出来た。しかし、長年の耕作によって礎石や根石が失われているので、その規模や柱間を確定することは困難であった。第2次調査によって発見された遺構にはSB186・180・1151建物跡、SD079・082・081石組溝、SC109翼廊跡、SF108土塁跡などがある。

西第一殿跡 **SB186 西第一殿跡** 第1次で検出したSB136東第一殿跡を西に折り返すことによって発見することが出来た。ここは佐藤長寿氏の屋敷とその南の畑にわたる処で、その境に生垣があり、生垣にかくれて2個の安山岩の礎石が、8.5mの間隔で露出していた(PL. 35-2)。東の礎石の西3mのところには1個の根石の痕跡があり、また生垣の南で3個の根石が発掘された(PL. 35-1.3)。これらの根石の据え穴は地表下35~45cmの黄褐色土から掘り込まれていた。

遺存状況は良好ではなかったが、この建物については桁行5間、14.4m(9尺・10尺・10尺・10尺・9尺)、梁行4間9m(7尺・8尺・8尺・7尺)の南面する切妻建物跡と想定した。また、この建物が火災後に建てられたものであることは根石中に焼土が含まれていることで明らかであった(多賀城跡調査研究所による第19次調査ではこれを3間、2間の東西棟建物跡としたが、本報告書作成中に検討した結果3間、3間の東西棟建物跡と考えられた)。この建物跡の西に幅1.2mの溝があり、そこからは焼土、焼木材とともに創建期の瓦だけが出て来たことは注目すべきことであったが(PL. 35-3、図

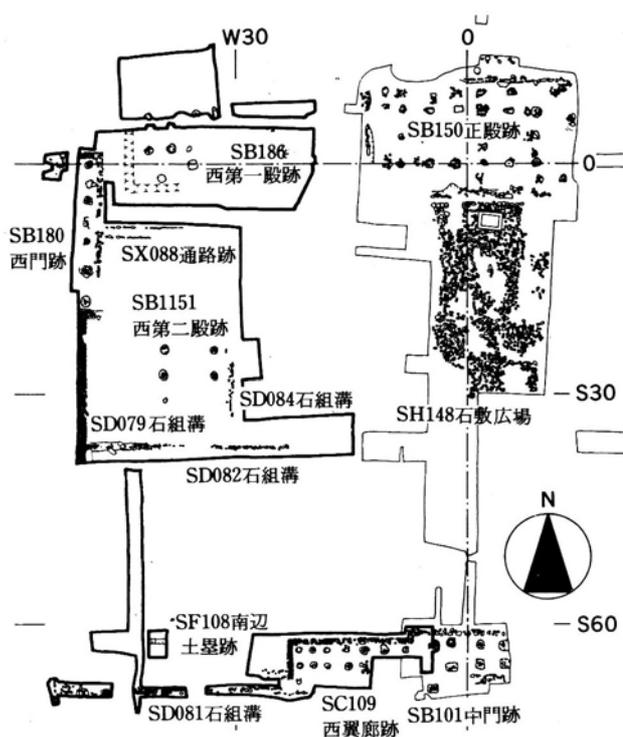


図17 第2次調査発掘区

18)、これがこの建物跡と直接関係あるものか否かは必ずしもはっきりしなかった。この建物跡の北に接する東西 23m、南北 8m の区域には地下 30cm のところに多くの瓦の破片が散布していたが (PL. 35-2)、それには炭などとともに 721 軒平瓦なども含まれていた。



図 18 SB186 北側の瓦の出土状況

SB180 西門跡 この建物跡は西辺の土塁状の高まりの中央にあり、その東側には石組溝がめぐらされていた。石組溝の内側で根石または根石抜穴が 7 個発見されたため (PL. 29)、この建物跡は桁行が南北方向で 7 間 (8 尺・8 尺・10 尺・10 尺・10 尺・8 尺・8 尺) 程の規模であることが判明した。梁行については建物跡の中央を竹垣が横切っていたため、発掘することができず、これらの問題については次年度の発掘に見送らざるを得なかった。なお、雨落溝の底石に接して軒丸瓦 221 が出土した。また、この建物跡の中央間の東では河原石を両側に立て、その間に小碎石を敷いたと見られる通路跡が発見された。その両側の立石はすでに耕作の際に抜き取られていたが、抜取穴に黒土がつまっていたため、容易に識別出来た。通路幅は約 1.6m で、東に行くにしたがって地盤が高くなるので削平が著しく、東へ 10m をのこすにすぎなかった (PL. 32-3)。これが正殿方面と SB180 を結ぶ通路であったと思われる。

西 門 跡

規 模 と 柱 間

碎 石 敷 き 通 路

西 第 二 殿 跡

規 模 と 柱 間

SD084 石 組 溝

SB1151 西第二殿跡 SB186 の南方約 30m 付近にある南北棟の礎石建物跡である。東地区を対象とした第 1 次調査では細いトレンチしか掘らなかつたために、これに対応する建物跡を発見することが出来なかつたが、西地区では根石が 4 個、根石抜穴 1 個が発見された (PL. 37-2.3)。この建物跡については、一応、桁行 3 間 9m (10 尺・10 尺・10 尺)、梁行 2 間 6.4m (10.5 尺・10.5 尺) と考えた (多賀城跡調査研究所では、これと対称となる東の SB1150 との対比から、桁行総長 16m の 5 間等間、梁行総長 6.4m の 2 間等間の南北棟であると推定している)。この建物の東側柱列の東約 2m のところには、これと平行して南北に走る SD084 石組溝の底石が約 8m にわたって残っていた (伊東はこれを SB1151 建物の雨落溝と見て、政庁が火災をうける以前のもので考えたのであるが、研究所では、石組溝は火災以前、建物跡は火災後のものとしている)。建物の西側は西の根石列から 1.4m ぐらいのところから一段低くなって瓦が多くつまっている (図 19)。この瓦を当時は軒下に落ち



基 壇 西 の 瓦 溜

図 19 SB1151 西側の瓦溜

た瓦と見たが、その瓦に多様なものを含んでいることから考えると瓦溜であった可能性がある。ここから出た瓦には軒丸瓦 128・221・310B、軒平瓦 620 などがある。その他、瓦溜めの上層付近から白磁輪花椀の破片が 1 個出土した。

西 辺 石 組 溝

SD079 石組溝 SB180 の南、SF176 西辺土塁の東裾に沿って東辺の SD080 同様、石組溝が発掘された。溝に使用した石は河原石がほとんどで東の SD080 石組溝のように板石が使われることは少なかった。SD080 石組溝と同様ずっと南方まで続いていると思われたが、第 2 次調査では SB180 建物跡から 20m までを発掘した。この溝は焼土を含む整地層や土塁崩壊土で厚く覆われていたため保存はきわめて良く、見事に遺っていた。西側石の高さは 30 cm、東側石のそれは 20 cm 程で内幅は約 40 cm であった。溝底面は北から南に傾斜し、底面の落差は 20m の距離で 1.2m あった。溝の埋土状況は底石上に厚さ 15 cm の褐色のやや粒の荒い砂層があり、その上に焼土まじりの褐色土層があり、さらに瓦片、焼土をまじえた層の順であった。底に接して出る瓦はこの部分では軒丸瓦 221、軒平瓦 620 で、溝の上に堆積した焼瓦層には以上のほか軒丸瓦 240～243、軒平瓦 640 が含まれていた。瓦の出土量は南に行くほど多い傾向があった。

出 土 瓦

また、土塁状の高まりの東側で、現地表面から 70 cm 下、側石の上端から 20 cm くらい上に瓦片、焼土を含んだ薄い層が連続して見られた。これは、火災後の修復に際し、古い土塁の基部に寄せて整地したものだと思われた（ここで土塁としたものは第 3 次調査で築地であることが判明した）。

SD082 石組溝

SD082 石組溝 政庁跡の東半部を対象とした第 1 次調査で南北に走る SD080 石組溝に対して、これと直角に接続する SD126 東西石組溝が発見されたのであるが、西側でもこれと対応する位置に SD082 石組溝が発見された。この溝は東側の SD126 よりも保存がよく、約 26m にわたって遺っていたが（PL. 37-2）、側石の遺っていたのは SD079 溝に接続する部分から東 2m ぐらいのところだけで（PL. 63-1）、他は底石を部分的に遺すにすぎず（PL. 37-2）、その中央部 7m では底石すら失われていた。この SD082 と、相対する SD126 は北方の雨水を東西に分けて流す排水溝と思われたので、SD082 を東に追ってみたが、後世の削平が著しく、その痕跡すら見出すことができなかった。

西 翼 廊 跡

SC109 西翼廊跡 第 1 次調査で SB101 中門を掘った時、中門北側の SD081 石組溝が中軸線から西約 17m のところで南に鍵手に曲って 1m ひっこんで、さらに西方に続いていることが知られていた。そこで、この溝がどこまで続いているかを調べるため、本調査ではこの石組溝を再発掘して西に追うことにした。その結果、SB101 中門の中心から 22.5m のところでまた直角に南折し、南に 5m ほど続いていることが判明した。そこから先は破壊されていたが、さらに南に東西方向の石組溝があることからあと 1.2m は続いていたらしい。この石組溝で囲まれた処が翼廊跡であるが、地表は平坦な畑で地上から見ては翼廊跡や、その上に後に築かれた土塁の存在もわからない状況であった。約 20 cm の表土をはぐと翼廊が焼失した後に翼廊跡の上に築かれた黄褐色粘土の土塁跡があらわれた。その上面の南に傾斜する付近では丸瓦と平瓦を鍵状に並べたものがあらわれた（図 20）。黄褐色土塁上



図 20 SF108 土塁上面の施設瓦

部からは軒丸瓦 225・331・240・310・427、軒平瓦 511・640・630 などが出土した。また、黄褐色土層の下は瓦破片、土師器、木炭片、焼土などを含む焼土層と粘土を交互につき固めた版築状の土塁であった。この焼土層中からは軒丸瓦 130、軒平瓦 511・620 などが出土した。そこで、この焼土層を除去したところ、その下層の黄褐色土上面で SC109 翼廊の礎石 2 個、根石 10 個を検出し(PL. 45-3)。翼廊の南側は削平をうけていたが、礎石、根石の位置関係から、その規模は東西 6 間 13.5m (45 尺)、南北 2 間 4.2m (14 尺) になり、桁行は東から 8.5 尺・8.5 尺・8 尺・8 尺・6 尺・6 尺で、梁行は 7 尺・7 尺で、柱間が中門に近づくにつれ漸次広くなる傾向がみられ、切妻の複廊と推定された。これは奈良時代の翼廊跡が発見された最初の例であった。翼廊は、西が低い自然の傾斜にしたがって建てられているため、翼廊の東端と西端ではかなりの落差があった。

SF108 南辺土塁跡 翼廊の西、雨落溝を越えたところにも焼土層と粘土層とを交互につき固めた土塁が続いていることが認められた。さらに、その西の部分は地中に埋れて地上にその姿を見ることは出来ないが、翼廊西側雨落溝の西方 19m の処に設けた南北トレンチでも、焼土層で築いた土塁が認められたため、ずっと西に延びて北から来る SF176 西辺南半土塁と合体するものと思われた。

南 辺 土 塁 跡

SD081 石組溝 翼廊西側の雨落溝は 6.2m ぐらい続いて、そこから西に折れて、南辺土塁南裾の石組溝となっている (PL. 45-4)。これを処々発掘してみたが、西方に続いて北方から来る SD079 排水溝との合点をすぎたところで暗渠となり、4m ほど西に続いて西方に開口していた。暗渠付近からは軒丸瓦 221 の瓦当面の完全なもの 3 個と軒平瓦 640 が 1 個出土した。

南 辺 石 組 溝

その他 政庁跡の南西部、東西に走る石組溝 SD082 と南辺築地 SF108 との間は、南西方が低くなっているとは言え、平坦で、地上から見ると建物を建てるには適わしい地形である。そこで南北中軸線の西方約 43m の地点に幅 1.5m、長さ 32m の南北トレンチを設け、遺構のありそうところはトレンチを東西に拡張して遺構の有無を調査した。ここは地表は平坦であるが、地下の黄褐色土の上面は北東が高く、南西に低い傾斜をなしており、建物を建てるには適当ではなかったらしく、処々から瓦片群や凝灰岩の屑が出たが建物跡と見られるものは検出できなかった。

南辺の土塁跡に近いところに現地表から 1.2m ぐらい下から大量の焼土、焼けたスサ入りの焼壁材、凝灰岩の屑などが出るところがあったが、これは 780 年の伊治公紫麻呂の反乱によって多賀城が焼けた時に、その焼跡を整理した際、屑物を地形の低い処に埋めたも

焼 土 の 整 地 層

のと考えられた。

(3) 第3次調査

期間と対象地 調査期間は、昭和40年8月1日から31日までの1箇月間行われた。調査対象地はこれまで十分な調査が行われていなかった政庁南西部、後殿地区およびまだ手をつけていなかった南門前方地区、後殿北方地区であった(図22)。発見した遺構にはSB180・172・170・171建物跡とSD079石組溝がある。

西門跡 SB180 西門跡 第2次調査でSD079石組溝とSB180建物跡の東半部を精査し、7個の根石を発見したのであるが、建物跡の西半部については垣根があったため第3次発掘の仕事として遺っていた。そこで本調査では前年発掘した東側南端の根石抜穴から掘り出してその西約2.7mのところのところに表面の平らな東西1.3m、南北0.65mの長方形の南妻棟通り下の礎石(PL. 32-2)を発見した。その西方は基壇が削られているため、礎石も根石も発見されなかった。なお、発見した礎石の西北1.7m付近に平瓦を立てならべて基壇中にうめてあるのがみられたが(PL. 32-2)その意味は不明であった。この付近は表土下30cmで地山に達した。

西辺石組溝 SD079 石組溝 政庁地区の西辺を南北に走る石組排水溝SD079は第2次調査でその北部の20mを発掘して、さらに南方に続いているであろうことを見たのであったが、第3次調査ではその南方を確認するために前年度のトレンチに一部重複して幅2.2m、長さ33mのトレンチを設けて前年発掘したSD081南辺石組溝に至る部分を調査した。石組溝の幅や深さは前年と変りなかったが、その上に堆積した瓦はおびただしいものであった。これらの瓦は20~30cmの焼土層中に層をなして堆積していた。はじめは宝亀11年の伊治公磐麻呂の反乱の際、築地が焼けて屋根の瓦が落下して石組溝上に堆積したものと考えたが、多くのところでは溝の側石の上面に瓦を含みぬ10~20cmの褐色土層があり、焼土を混えた瓦層があることから(図21)、この溝は火災以前には機能していたが火災後に溝を褐色土で埋め、その上に火災によって落下し使用に堪えなくなった瓦片を築地の根に寄せた整地層の可能性もある。この瓦層から出た瓦には200番代の重弁蓮花文軒丸瓦、重圈文軒丸瓦、軒平瓦640などが多かった。また、県北の色麻町日の出山瓦窯で焼かれ中新田町の菜切谷廃寺跡や多賀城廃寺跡にも供給された、平城宮の6721F3と同じ文様の軒平瓦660(PL. 77a-2)が出土したのもこの瓦層からであった。なお瓦層の上で、溝の西側石の

堆積状況



図21 SD079石組溝上の堆積土

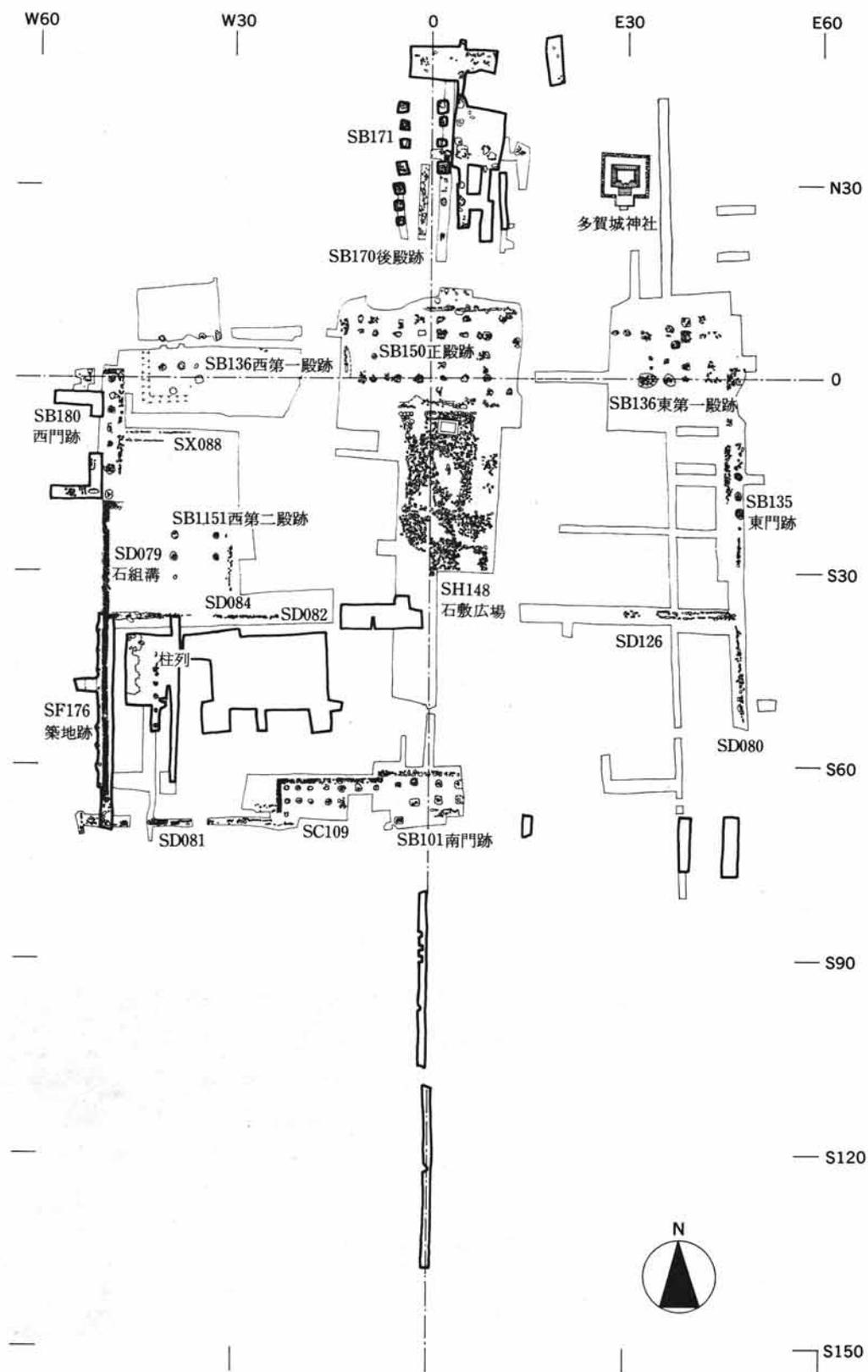


図 22 第 3 次調査発掘区

灰白色火山灰 上 42 cm、東側石の上 19 cmのところ厚さ 5 cm ぐらいの灰白色火山灰層が東下りに斜めにはいつているのがみられた。

築地跡 石組溝の調査についてその西側にこれと平行して走る土塁状の高まりを西排水溝の北端 (SB180 との接点) から 22m のところで、幅 2m の間を切断して、これを土を積上げただけの土塁であるか、粘土を叩き堅めて築き上げ、寄柱を持ち、屋根をかけた築地塀の崩れたものを究明する調査を行った。その結果、西側の寄柱の礎石と細かにつまえた見事な版築の積土を検出することが出来て、これが築地塀であったことが確定的になった (PL. 56-3)。積土は暗褐色土層 (第 1 次整地層) の上に黄色、褐色、黒色の薄い層を用いて版築したもので、高さは切断部分の南側で約 1m、北側で約 0.8m、幅は 1.8m ほど遺っていた。

寄柱礎石 版築土中には焼土も瓦も含まれていなかった。寄柱礎石は SD079 石組溝の西側石から 75 cm 西で、溝に平行して 9 個発見することができた。

ところで政庁跡の南西部、東西石組溝 SD082、西辺南北溝 SD079、南辺東西溝 SD081 に囲まれる政庁跡南西部には第 2 次調査でもトレンチを設けて遺構の存否の確認を行ったのであるが、明確な遺構を把握するには至らなかった。そこで本調査でも 8 月 1 日から同地区にトレンチを設けて精査したところ、8 月 20 日に政庁跡南西隅に設けた南北トレンチで一辺 75 cm の方形の掘立柱穴 4 個を、翌 21 日にさらに 2 個、合わせて 6 個の柱穴を発見した。柱間は約 2.3m 等間で、中央の柱穴には径約 23 cm の柱痕跡がみられ、正しく南北に並ぶ掘立柱穴列であった。しかし、その東西両側からは柱穴を発見することが出来なかつたので、これを 1 本柱列とみた (第 9 次調査の結果、桁行 5 間約 11.3m、梁行 2 間約 5.4m の SB172 建物跡の東側柱列であったことが判明した)。

後殿跡 **SB170C 後殿跡** 後殿跡は第 1 次調査で 3 個の礎石と 2 個の根石によって桁行 5 間 16.5m (53 尺)、梁行 4 間 10.9m (36 尺) の南北棟を想定したのであったが、調査が不充分であったので補足調査を行って、新たに据え穴内に焼土を含む根石 2 個とその抜穴 2 個を発見した。しかし、この補足調査を通じて建物跡の規模などを確定することはできなかつた (この建物については当初桁行 5 間、梁行 4 間と考えたが、昭和 41 年の月刊文化財第 39 号「多賀城の発掘」では桁行 7 間に復原している。また、多賀城跡調査研究所が行った第 16・19 次調査では桁行 5 間、梁行 4 間と復原している)。

SB171 の追加調査 **SB171 建物跡** 第 1 次調査で SB170C 後殿の北にこれに近接して南北に並ぶ間隔 6m の柱穴が 2 個出ていたが (図 23)、ここにトレンチを入



図 23 SB171 建物跡の東妻柱穴

れて調査したところ、その東側に約 2.9m 離れて 3 個の柱穴が 3m 間隔で南北に並び、西側には 6m おいて南北に並ぶ 3 個の柱穴が発見された。西 3m のところには民家の納屋があって掘ることが出来なかったが、おそらく、そこにも 1 個ずつの柱穴があったものと思われる。そうするとこの SB171 建物跡は桁行 3 間、8.63m、梁行 2 間、6m の掘立柱の東西棟になる。柱穴は方 1m ほどで、ほぼその中央に直径 35~40 cm の柱痕跡がある。柱穴の埋土には多量の焼土や瓦の破片が含まれていた。この建物跡の付近にも焼土や瓦が散布していたが、重弧文軒平瓦や重弁蓮花文鬼板など多賀城の創建期の瓦が大部分であった。この建物は位置関係からみて SB170C と同時には存在しないと考えたが、今回切り合い関係から、SB170 に先行することが判明した。

規模と柱間

北門跡 SB171 建物跡の北方約 10m の地点には SF167 北辺築地が通っている。それと政庁跡の南北中軸線の交わる場所には北門が想定されたため、精査したが、後世の破壊がひどくて門の遺構は把握できなかった。ここからは重圈文軒丸瓦が 1 個出土した。

北門跡

南門前方地域 大宰府政庁跡では正殿前面に門が二つある。すなわち南門と中門である。多賀城の発掘に際しても最初は大宰府のように二つの門の存在を考えた。SB101 の前方は平坦な畑地を距てて杉林となり、南に急傾斜しており、門などのあった処とは思えないが、念のため杉林の中を当時そこにあった市川公民館の裏の竹藪まで南北中軸線上に幅 1m、長さ約 50m のトレンチを設けて、門跡の存否を確認する調査を行った。しかしこのトレンチからは遺物もほとんど出土せず、また平坦地でもなく、地盤には凹凸面があって到底門があったような形跡はみられなかった。したがって、第 1 次調査で中門としていた SB101 が南門であり、多賀城政庁では大宰府のような二つの門はないと考えられた。

南門前方地域

第 3 次調査をもって 3 年続いた多賀城跡発掘調査委員会の多賀城政庁跡発掘調査は終了となった。不十分な点も多かったが、調査の成果は大きく、これまで 10 個の礎石が存在するに過ぎず、陸奥国府の政庁正殿の跡としてよりも、後村上天皇の行在所としての方が有名であった正殿跡には、凝灰岩切石積基壇の上に桁行 7 間 22.8m、梁行 4 間 12m という大陸風の丹塗瓦

3 年間の成果

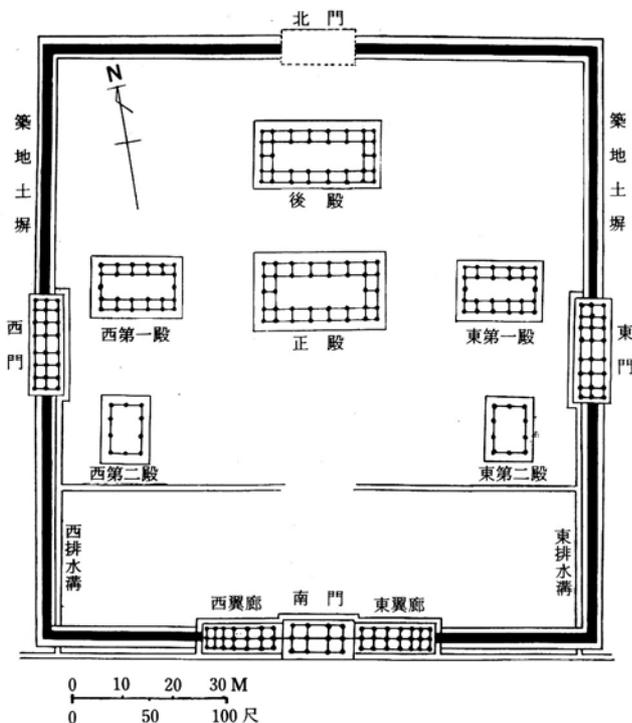


図 24 多賀城政庁復原平面図(第 3 次調査終了時)

遺構配置図

葺の堂々たる建物があり、これを中心として、南北中軸線上、あるいはその脇に左右対称に建物が配されていた。従来単なる垣としてしか評価されていなかった内城の「土塁」は奈良の都の宮殿や寺院の周囲をめぐる築地と同じ構造物であり、しかもその内側にはいままなお使用に耐えるほど丁寧につくられた石組溝が残っていることなど諸々の点が明らかになった。図 24 に示した復原図はいまからみると誤っている点もあるが、当時 3 年間の政庁跡発掘調査の結果を簡単に表したものである。

特別史跡昇格

その成果によって多賀城跡は昭和 41 年 4 月特別史跡に昇格し、それに伴って史跡公園としての環境整備が行われることになった。そのためにはいままでの調査で不充分なところはさらに調査する必要がおり、第 4 次以降の発掘調査が開始されることになった。

(4) 第 4 次調査

期間と対象地

第 4 次調査は、昭和 43 年 9 月 31 日から 12 月 31 日まで実施したものである。これまでの第 1 次～第 3 次調査で SB150 正殿の東西に SB136 東第一殿・SB186 西第一殿が、そして西第一殿の南にも SB1151 西第二殿が発見されていたことから、築地で囲まれた政庁の建物配置は、SB150 を正殿としその前方左右に数棟の建物を対称に配する、いわゆる朝堂院的配置をとるものと想定されていた。したがって本調査は、西第二殿 SB1151 に対称

調査の目的

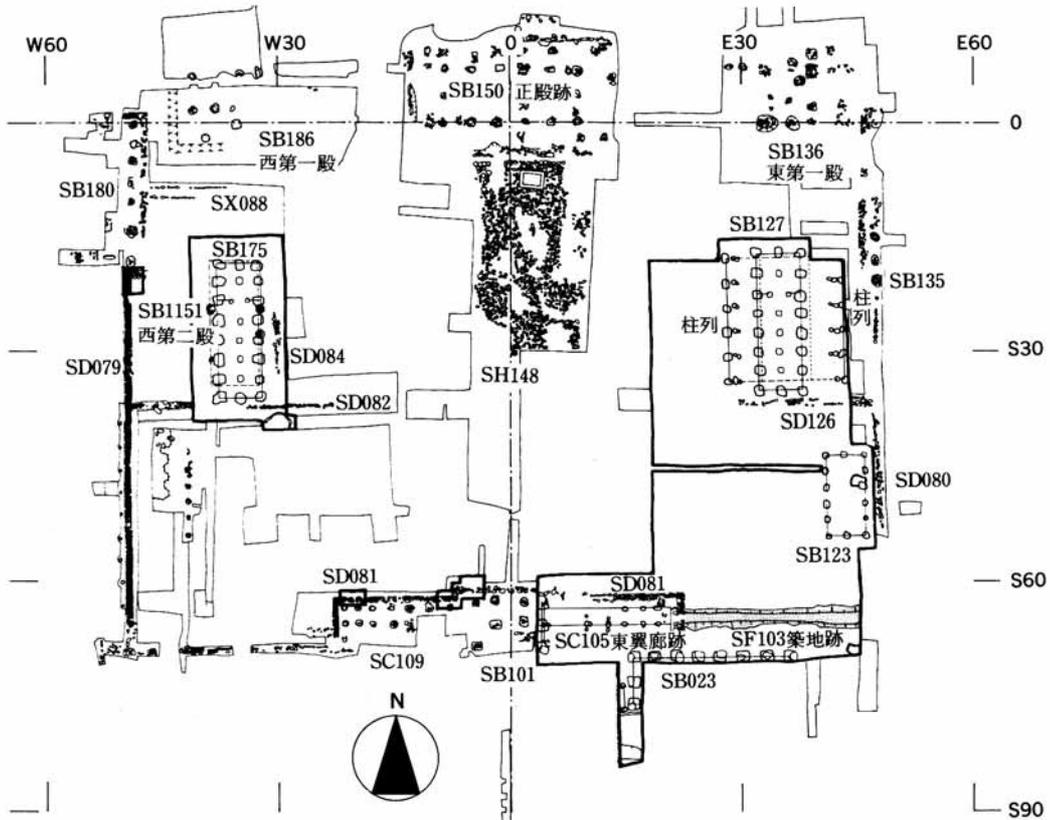


図 25 第 4 次調査発掘区

となる建物跡を東で検出することを目的としたもので、加えて既発見の西第二殿は残存状況が必ずしも良好ではなく、その規模などが正確にとらえられていなかったため、東半部の対称の位置でその点も含めた問題点を解決しようとしたものである。

そこで、まず西第二殿と対称の位置に発掘区を設定して調査を開始したが(図 25)、本地区は表土下が直ちに地山であって、西第二殿と対をなす礎石建物跡の痕跡はまったく検出されなかった。したがって、当初の目的を達成することは出来なかったのであるが、意外にもこの地区で、桁行 7 間、梁行 2 間の SB127 南北棟掘立柱建物跡の存在する事が判明した。この建物跡は北妻から 2 間目に間仕切があり、また棟通り下には床東の痕跡を残すものであった。この発見は、政庁地区にも本格的な掘立柱建物跡が存在することを初めて知らしめたものであり、政庁地区での遺構の重複が想定されるに至ったのである。

SB127 建物跡

この SB127 建物跡の東西側柱列から 3~4m 外側で、西側に 5 間分、東側に 4 間分の、3 時期の重複のある南北方向の柱穴列が検出された。これらは SB127 建物跡と方向はほぼ一致するが、梁行の柱筋が通らないものであったため、SB127 建物の東西に設けた目隠し堀跡かと考えた(後日、この柱列は身舎が礎石で、廂部分が掘立柱といった構造である建物の廂部分と理解するのが適当ではないかとの教示を宮本長二郎氏からうけた)。

掘立柱穴列

SB127 掘立柱建物跡を検出したことに伴い、次にはこれと対称の位置、つまり、SB1151 西第二殿の下層にもこれと対になる掘立柱建物跡の存在が想定されるにいたり、その位置を再発掘することとなった。その結果、想定どおり西第二殿 SB1151 の下層に、東の SB127 と同規模・同構造の SB175 建物跡が検出された。上層 SB1151 建物跡の礎石を据えた建物跡整地層中からは軒丸瓦 222 をはじめ軒平瓦 620 など、焼瓦を含む多数の瓦が出土した。このように、東西対称の位置に桁行 7 間、梁行 2 間の掘立柱建物跡を 2 棟発見したことにより、政庁地区には礎石建物以前に掘立柱建物が配置されていたことが明らかになった。

SB175 建物跡

その後、SB127 建物跡の南側に発掘区を拡張したところ、SD126 溝跡の南側で東辺築地に接するような位置に、桁行 5 間、梁行 2 間の SB123 南北棟掘立柱建物跡を検出した。ところで、昭和 40 年の第 3 次調査の際、南西部でこの建物跡と対称の位置に 5 間分の南北柱列が検出されていたが、この建物跡の発見によりその柱列も建物跡である可能性が強まった。なお、SB123 建物跡の南側から南辺築地跡にかけての一带には、広く灰白色土が堆積していた。

SB123 建物跡

ついで、昭和 39 年の第 2 次調査で西翼廊が検出されていたので、西翼廊と対称の東翼廊想定部および南辺築地東半一帯の調査にとりかかった。その結果東側にも、西翼廊と対称で、同規模の翼廊がとりつく事が判明した。さらにこの翼廊跡上には、その廃絶後に焼土等を積み上げた築地が築かれていた事も明らかになり、その重複状況も西翼廊跡の場合と共通していた。

東翼廊跡

また、南門の東前方に、北側柱列と西妻だけの検出ではあったが、桁行 7 間、梁行 2 間の SB023 東西棟掘立柱建物跡が存在することが判明した。なお、築地跡等については、冬期間に入ったため調査を中断し、次年度以降におくった。

SB023 建物跡

(5) 第5次調査

第5次調査は当研究所による最初の調査であり、昭和44年7月23日から12月15日まで、SB101門跡を含めてその南前面東半地域のうち、1,970 m²を対象に実施したものである(図26)。

調査目的

政庁の東辺を画するSF121築地跡の高まりが、SB101門跡から東に延びるSF103南辺築地跡よりも更に南に延びる様相を呈していることは第1次調査の段階ですでに注目されていたところであった。これに加えて、第4次調査でSB101門跡の東前方にSB023建物跡が発見されたことは、これを囲む区画施設の存在を推定させるものであった。また、SB101門跡が中門ではなく、政庁南門であることは第3次調査で一応確認されたところであったが、調査区の東西幅が1mときわめて狭かったこともあって、SB101の前面で南門の存在を否定するには根拠が乏しかった。さらに、配置上できわめて類似すると考えていた大宰府政庁跡で、中門の南90尺(27m)の地点に政庁南門が検出された事実などから、多賀城政庁跡の場合もSB101門が中門で、その前面に南門が存在する可能性がなお考えられた。そこで、政庁南門の存否を再確認し、それに接続する区画施設の構造を究明すること、SB101門跡を含めその東に連なる地域での遺構の構造と変遷を把握することを目的として調査に着手した。

南門前方地域

調査はSB101門跡の前方地域から開始した。その結果、SB101門跡から南15m付近で地山の段差SX087とその北側で小規模なSB051建物跡を発見したが、前面50mの範囲を精査したにもかかわらず南門の遺構は何ら検出できなかった。ついでSF121東辺築地の高まりがSB101門跡の東延長部より更に南に延びる部分を精査した。その結果、この残存する土塁状の高まりは近世以降の腐植土を盛り上げたものであることが確認された。これらのことか

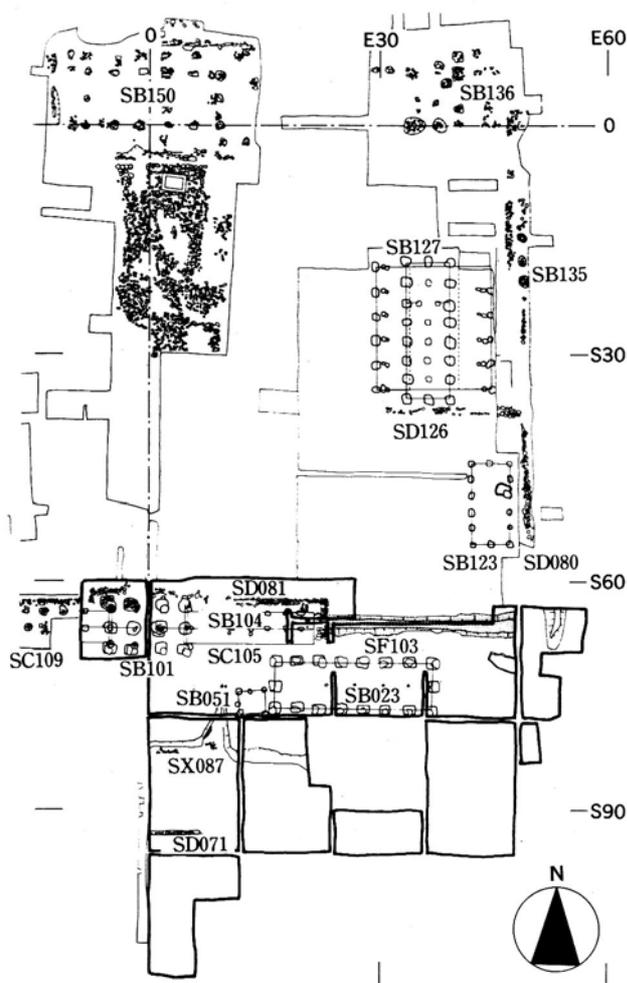


図26 第5次調査発掘区

ら、SB101 門跡の南には門および区画施設は全くなく SB101 門跡が多賀城政庁の南門であることが明確になった。

南門の確定

8月26日からはSB101 南門跡およびそれに連なるSC105 翼廊跡、SF103 南辺築地の調査を行った。その結果、これまでは一時期とみられていたSB101 門跡の根石据え穴に重複が認められ、2 時期のSB101B・C 礎石八脚門が確認された。このうち新しいCの根石据え穴中には焼土が多量に混入しており、これが火災後の建て替えであることを示していた。さらに精査したところ、古いSB101B 門跡の壺掘り地業下で、これより古い掘立柱によるSB101A 八脚門の柱穴を発見し、SB101 門跡にはA、B、Cの3 時期の変遷があったことが判明した。

重複状況

ついで、第4次調査で検出していたSC105 東翼廊跡を再調査し、この部分での遺構変遷の把握につとめた。その結果、6 個の礎石と3 箇所で根石を検出し、これがSC109 西翼廊と同規模の桁行6 間、梁行2 間の複廊であることを確認した。さらにSC105 翼廊跡の根石据え穴下で東西1 間の掘立柱によるSB104 脇門の柱穴とこれに接続するSF103A 築地の寄柱穴を発見した。

東翼廊跡

東脇門跡

また、SC105 翼廊跡の東端付近から東に残存するSF103 南辺東半築地には焼土を積み上げたSF103B 築地と、さらにこれを一部切って新たに積みかえたSF103C 築地が存在することが判明した。このうち、焼土を積んだSF103B 築地はSC105 翼廊跡の棟通りの礎石を覆っており、根石据え穴中に多量の焼土を含むSB101C 南門跡に対応するものであった。SF103C 築地は、その基底部に丸瓦や平瓦を敷き、その上に構築したものであった。このように、本調査地区の遺構はSB101A・B・C 門跡、SC105 翼廊跡、SB104 脇門跡、SF103A・B・C 築地跡の層位関係などからSB101A・104、SF103A→SB101B、SC105→SB101C、SF103B→SF103Cの順に4 時期にわたって変遷していることを把握できた(後日の検討の結果、SF103C とした築地にはC→Dの2 時期の重複があることが判明した)。

南辺東半築地

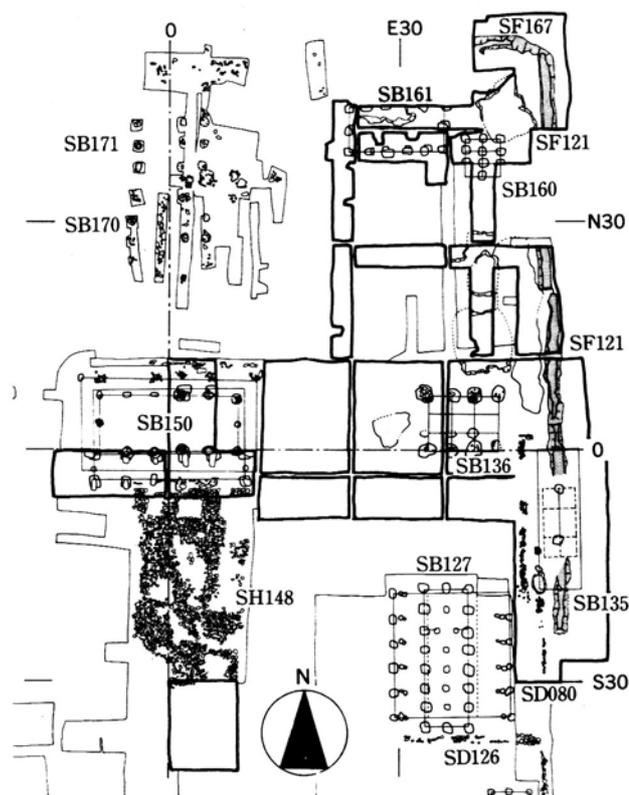
遺構の変遷

(6) 第6次調査

第6次調査は昭和44年11月17日から昭和45年2月7日まで政庁地区の環境整備事業を実施するための基礎資料を得る目的で、多賀城町(現多賀城市)が主体となり、当研究所が担当して実施したものである。調査対象地はSB150 正殿跡を含めてその北東地区のうち2,080 m²である(図27)。

SB101 南門跡、SC105 翼廊跡、SF103 南辺築地を対象とした第5次調査で4 時期にわたる遺構変遷が判明したことに伴い、政庁全域の遺構の構成と変遷を具体的に把握する必要が生じてきた。また、正殿に回廊がとりつくのではないかという推定は第1次調査で東第一殿としたSB136 建物の礎石の遺存状況から想定されたことがあったが、そのまま未解決の問題として残されていた。ところで、大宰府政庁において、正殿に回廊がとりつき、

調査の目的



正殿・脇殿を中心とする地域とその後方地域が区分されていることが調査によって判明したことにより、多賀城政庁の場合にも正殿にとりつく区画施設の存在の可能性が残されていた。そこで、第6次調査では、第1次調査で遺構の一部を検出していたSB150・136・135建物跡について再調査を行い、その変遷を明確にすること、およびこれまでほとんど調査の手が入られていなかった政庁北東隅築での遺構のあり方を把握することなどを目的とした。

まず、SB150正殿跡の東方にあるSB135・136両建物跡の調査から開始した。この築には東西方向に走る近世以降の数条の溝があり、古代の遺構は著しく破壊されていた。

SB136 建物跡 SB136建物跡ではすべての礎石が失われていたが、この地区を造成した第1次整地層上に据えた根石およびその据え穴11箇所を検出し、この建物の規模が桁行3間、梁行2間の東西棟総柱建物跡であると考えられた(本報告書の作成に際し、この建物跡と対になる西のSB186建物跡の礎石および根石の配置とを合わせて検討した結果、桁行3間、梁行3間とみるのが妥当となった)。この根石据え穴には焼土や木炭片が多量に含まれており、この建物が火災後に建てられたものであることを明確に示していた。

SB135 建物跡 一方、SB135は従来東門跡とみられていた建物跡である。この建物跡も遺存状況がきわめて悪かったが、礎石3個と根石1箇所を検出した。この建物内を精査したところ、門とすれば当然柱があるべき所に礎石を据えた痕跡は全く認められず、しかも棟通りの北から1間目付近には焼面が明瞭に認められることから、建物の構造は門にはならず桁行7間、梁行2間の礎石建物であることや、この建物が火災で焼失したことが判明した。

東辺築地跡 さらに、このSB135建物跡の南北両妻の礎石は切り開いたSF121A築地積土上に据えられており、SB135建物以前にはこの部分に築地が存在したことも知られた。また、棟通りの北妻柱の礎石は焼土、焼瓦を含むSF121B築地で覆われていることから、SB135建物が焼失した後は東辺築地がこの部分まで延びていたことがわかった。これらのことから、**遺構の変遷** SB135建物付近ではSF121A築地跡→SB135建物跡→SF121B築地跡という変遷が把握された。SF121築地をさらに北に精査していたところSB135建物の北妻柱から以北の積土の大部分はSF121Aのものであったが、これを部分的に補修したSF121Cもみら

れた。

なお、SB150 正殿にとりつく区画施設は全くなく、大宰府政庁とは構成上大きく異なることが確認された。また、第5次調査で、SB101 南門が掘立柱建物から礎石建物に建て替えられている事実などから、これまで検出されていた SB150 礎石建物跡の下層にも掘立柱建物の存在が推測された。そこで、礎石建物の南廂柱列に東西トレンチを設定し、下層遺構の検出と基壇の築成状況の把握につとめた。その結果、礎石下で抜きとり穴を伴う SB150A 掘立柱建物跡を検出できた。また、SB150B 建物跡に伴う基壇部分の精査を通し、SB150B 礎石建物の基壇は、当初、南正面の一箇所に階段のつく玉石積み基壇であったと推定され、その後に、南に3箇所、北に2箇所の階段をもつ凝灰岩による切石積基壇に改修されていることが判明した。また、基壇北側では地覆石下に焼土が確認された事より、基壇の改修は、火災後に行われた事が判明した。したがって、SB150 正殿も、SB101 南門と同様に A 掘立柱建物→B 礎石建物→C 礎石建物(基壇の改修から想定)と変遷している事が推定された。

掘立柱の正殿跡

基壇の改修

ついで、政庁北東隅地区の調査に着手した。ここでは重複する桁行5間、梁行2間の SB161A・B 東西棟掘立柱建物跡と、桁行3間、梁行2間の SB160 南北棟掘立総柱建物跡などを検出した。このうち、SB161 は焼土や焼瓦を含む SK56 瓦溜上につくられていた。この結果、SB150 政庁正殿北方の地区にも多くの建物跡が存在するという見通しが得られた。

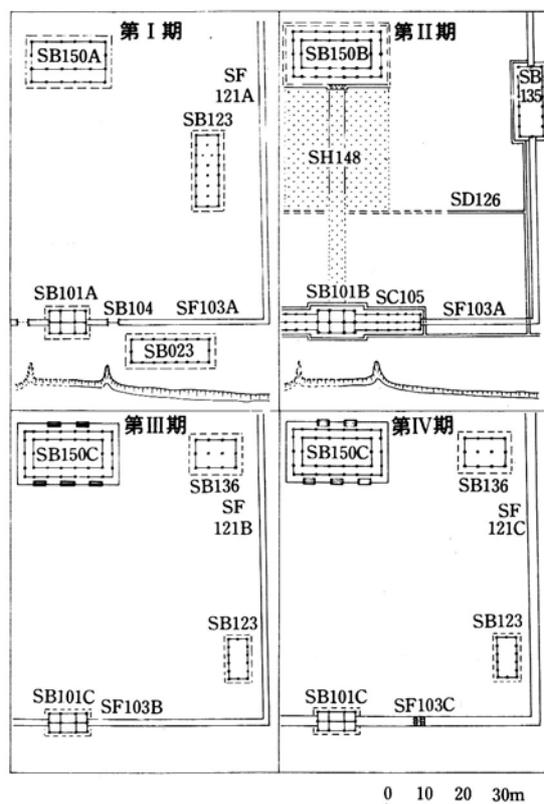
北東地区の建物跡

第6次調査の終了時点で、これまでの調査成果を集約して、遺構の重複状況や対称性、それに建築技法の共通性などに加えて、焼土・灰白色粘土による整地層を介在させて、掘立柱建物→礎石建物→火災後の復興した建物→灰白色粘土層に伴う築地等の遺構という4時期の遺構変遷を提示した(図28)。

遺構の変遷

さらに、これらの変遷を通観し、政庁地区は各期を通じてその規模に変化がなく、その配置も正殿・南門間に主要な脇殿を対称に一棟ずつ配すことで一貫する点を指摘した。また、この配置が鎮守府が胆沢城に遷った前後においても変化がないことから、政庁は創建当初から、陸奥国府政庁として機能したものと推定するに至った。

配置の一貫性



第28図 遺構変遷図(第6次調査終了時)

近江国府政庁との類似

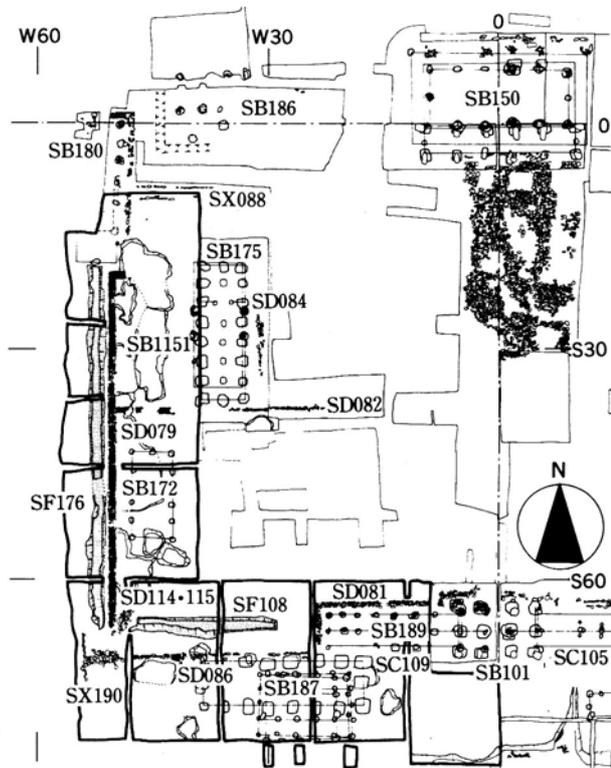
特に、基本的な建物配置については、正殿の前方地域と後方地域を区画する施設がないことや、脇殿が東西一棟ずつであることから、これまでみてきたような、大極殿と朝堂から成る朝堂院的配置ではなく、むしろ、近江国衙政庁に類似したもので、強いて中央官衙に類例を求めれば太政官院に近いことを指摘している。

(7) 第9次調査

調査目的 第9次調査は昭和45年6月12日から昭和46年2月16日まで、政庁地区南西部のうち2,050㎡を対象として実施したものである。調査の目的は、政庁東半部を対象に実施した第5次・6次調査で把握した遺構変遷などの成果が西半部においても確認できるかどうかを再検討するとともに、昭和45年度から施行を予定していた環境整備工事のための基礎資料を得ることにあった。このため、第2次調査の際、一部検出していた遺構についても、各遺構の全体を把握する必要が生じ、再発掘することにした。

6月12日に調査地区を設定し(図29)、表土除去作業を行い、ついでSF176西辺築地、SF108南辺築地の精査に着手した。その結果、SF176築地の南端西側で、南北方向に伸びるSX190玉石列を発見した。この玉石列の内側には第2次整地層が認められることから、これを整地層の土留め施設と考えた。

西辺築地 SF176築地は丁寧に版築したSF176Aと、その上層に瓦片を混じえた黄色土を荒く積んだSF176D築地とが重複するものであった。そこで、築地基礎部分を精査したところ、SF176A



～Cの築地寄柱および寄柱礎石を層位的に把握できた。すなわち、C築地の寄柱礎石は焼土を主体とした第3次整地層上に据えられており、この第3次整地層下の第2次整地層上にB築地の寄柱礎石が据えられ、さらに第2次整地層下で、A築地の寄柱穴が検出された。しかもC築地寄柱礎石は築地Dに覆われていることから、SF176築地はA→B→C→Dの順に変遷していることが確認できた。この第2次整地層はほぼ犬走り面に限って認められ、築地基底部の嵩上げを目的とした整地地業と考えられた。また、SF176築地の東でこれに沿って検出されたSD079石組溝は第2次整地層との

図29 第9次調査発掘区

関係から SF176B 築地に伴うものとみられた。

ついで、第2次調査で検出していた SC109 西翼廊跡および SF108 南辺築地を再調査した。SC109 は以前の調査結果のとおり、桁行 6 間、梁行 2 間の複廊で、基壇面の数箇所焼面がみとめられた。この SC109 翼廊跡の棟通りの礎石は焼土を含む SF108B 築地に覆われ、また翼廊棟通りで、これより古い SB189 脇門の柱穴が発見された。その結果、この地区での遺構変遷は、SB189→SC109→SF108B の順になることが知られた。SC109 翼廊跡から西の SF108 築地では、積土が残存しているものは B・C 築地であり、A 築地は寄柱穴のみで積土は認められなかった。B 築地は厚さ 40 cm 程の焼土を含む第3次整地層上に構築されていた。したがって、B 築地構築の際、以前の築地を完全にとり去ったものと考えられた。また、C 築地は凝灰岩の碎片や瓦片を含む第4次整地層上に構築されたものであった。

西翼廊跡

西脇門跡

南辺西半築地

また、SF108 築地西端部では SD114・115 両暗渠跡を検出した。この SD114 暗渠は焼土を含む第3次整地層と同時に構築されたもので、南辺の SD081 石組溝の一部をこわしている。この SD114 暗渠の東には、この暗渠の東側石を再利用して、新たに東側石を据えて作った SD115 石組暗渠が設けられていた。この結果、この地区では、SF108A 築地、SD081 石組溝→SF108B 築地・SD114 暗渠→SF108C 築地、SD115 暗渠といった新旧関係が確認された。

暗渠

つぎに、政庁南西地区の調査を実施した。この地区の SD079 石組溝の東には多数の瓦溜や土壇があり、そのうちの SK1104 土壇からは多数の漆紙文書が出土した(8月10日)。また、土壇群の東では第4次調査で検出していた桁行 7 間、梁行 2 間の SB175 南北棟掘立柱建物跡の西側柱列を再発掘して、その 1.7m 西で、この建物に伴う素掘りの雨落溝を新たに発見した。さらに南に精査を続けたところ、第3次調査で東側柱列のみを検出していた桁行 5 間、梁行 2 間の SB172 南北棟掘立柱建物跡を検出し、これが東の SB123 建物跡と対になることが判明した。柱穴には焼土が多量に含まれており、この建物が火災後に建てられたものであることが知られた。

南西地区

SB172 建物跡

9月1日から SB023 南門東前殿に対応する西前殿の検出に着手した。精査したところ、東の南門前殿と同規模の SB187A 掘立柱建物跡をはじめ、これと重複する桁行 5 間、梁行 3 間の SB187C 北・東廂付掘立柱建物跡、桁行 5 間、梁行 4 間の SB187D 南北廂付掘立柱建物跡を検出した。SB187C 建物跡の柱穴には焼土が多量に含まれていた。また、SB187D 建物跡の柱穴は平面形が円形で、埋土中に須恵系土器の破片を比較的少量に含むものであった。さらに、SB187A 建物跡の西妻柱穴上で南辺の SD081 石組溝に接続する SD086 石組溝が発見された。この SD086 石組溝の底面のレベルが若干北に傾斜し、また、SB187A 建物より新しい SB187C・D 建物がほぼ同位置に建てられていることから、ここに SD086 に伴う SB187B 建物の存在を想定した。

南門西前殿跡

これらのことから、この地区の遺構は SB187A 建物跡→SD081・086 石組溝、SB187B 建物跡→SB187C 建物跡→SB187D 建物跡と変遷していることを把握できた。

(8) 第16次調査

第16次調査は昭和47年5月19日から8月18日まで、政庁地区の北半部のうち、約1320㎡を対象として実施したものである。

調査目的 この調査ではSF167北辺築地の東半部やSF179西辺築地の変遷、政庁北門の存否の確認、正殿を中心として東のSB135・136礎石建物跡に対応する西建物跡の再検討、および正殿後方地区における建物の変遷と構成を究明することを主な目的とした。

北辺築地東半 5月19日にSF167北辺築地東半部に調査区を設定し(図30)、東から表土を除去したところ、新旧2時期のSF167A・B築地を検出した。調査区の東半では、焼土を多量に含むSF167B築地の南側に接して、これより古いSF167A築地が残存していた(後日の検討の結果、Aの下層に寄柱穴が確認されたため、AをA2、これより古い築地跡をA、とした)。それ以西はすべて焼土を積んだSF167B築地であった。そこで下層の遺構をみるため基準線の東21~34mの範囲でSF167B築地を除去したところ、その基底部に焼面が認められた。焼面は基準線の東21mから27.5mの範囲に認められ、この焼面上で炭化した柱根3個を確認し、これを焼失前のSB370門跡と考えた。その結果、SB370が火災をうけた後に、この位置に積土に焼土を用いたSF167B築地が作られたことが明らかになり、この地区の遺構変遷を把握できた。

SB180建物跡 6月5日には東のSB135建物跡と対になる西の建物跡と西辺北半築地の調査に入った。精査の結果、SB180建物跡の礎石1個と根石3箇所を検出し、第9次調査の成果を併せて検討した結果、この建物跡がSB135建物と同規模の桁行7間、梁行2間の南北棟礎石建物になることが確かめられた。このSB180建物跡の基壇の東を画するSD079石組溝はこの建物の北妻付近で終り、それより北には延びていなかった。さらにSB180建物跡を切るSA377柱穴群も検出された。

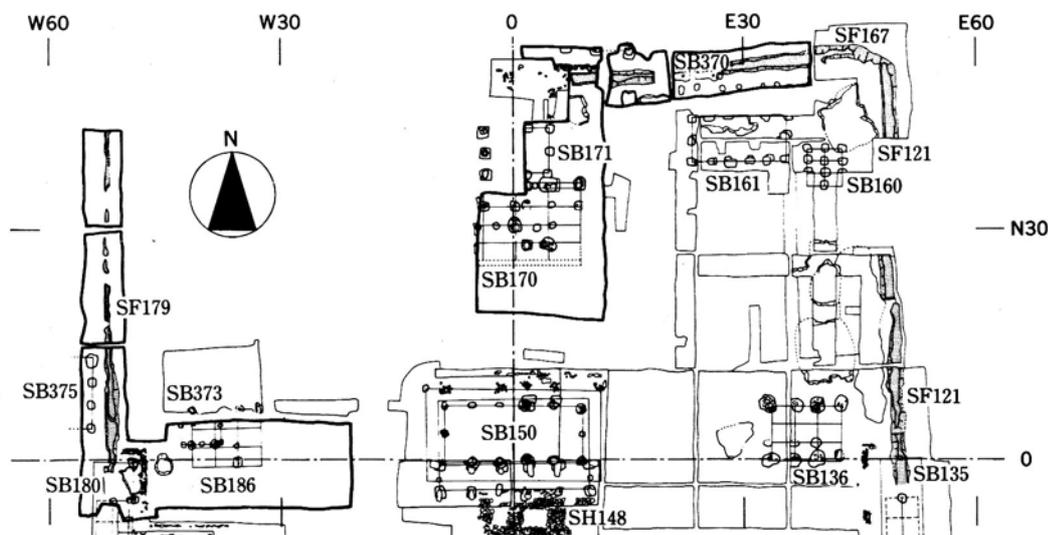


図30 第16次調査発掘区

ついで、SF179 西辺北半築地の検出を開始した。築地跡の遺存状況はきわめて悪く、調査区の北端では築地積土が 10~20 cmの高さを残すにすぎなかった。西側に厚く堆積した築地崩壊土を除去したところ、2 時期の重複した SF179A・C 築地跡を検出した。SF179A は、地山面で検出された寄柱穴と、遺物等を全く含まない土で版築された積土とからなるものであり、SF179C は、火災後に焼土と多量の瓦をかきならして築地犬走りの基底部とし、その上に礎石寄柱による築地に作りかえたものであった。また、SF179 築地と SB180 建物跡の前後関係を検討した結果、SB180 建物跡の北妻棟通り下の礎石を SF179C 築地が覆っていることが確認できた。

6 月 25 日からは、東の SB136 礎石建物跡と対になる西の SB186 建物跡の検出を行った。この建物跡については、第 2 次調査で礎石 2 個と根石 4 箇所を検出していたが、調査

SB186 建物跡

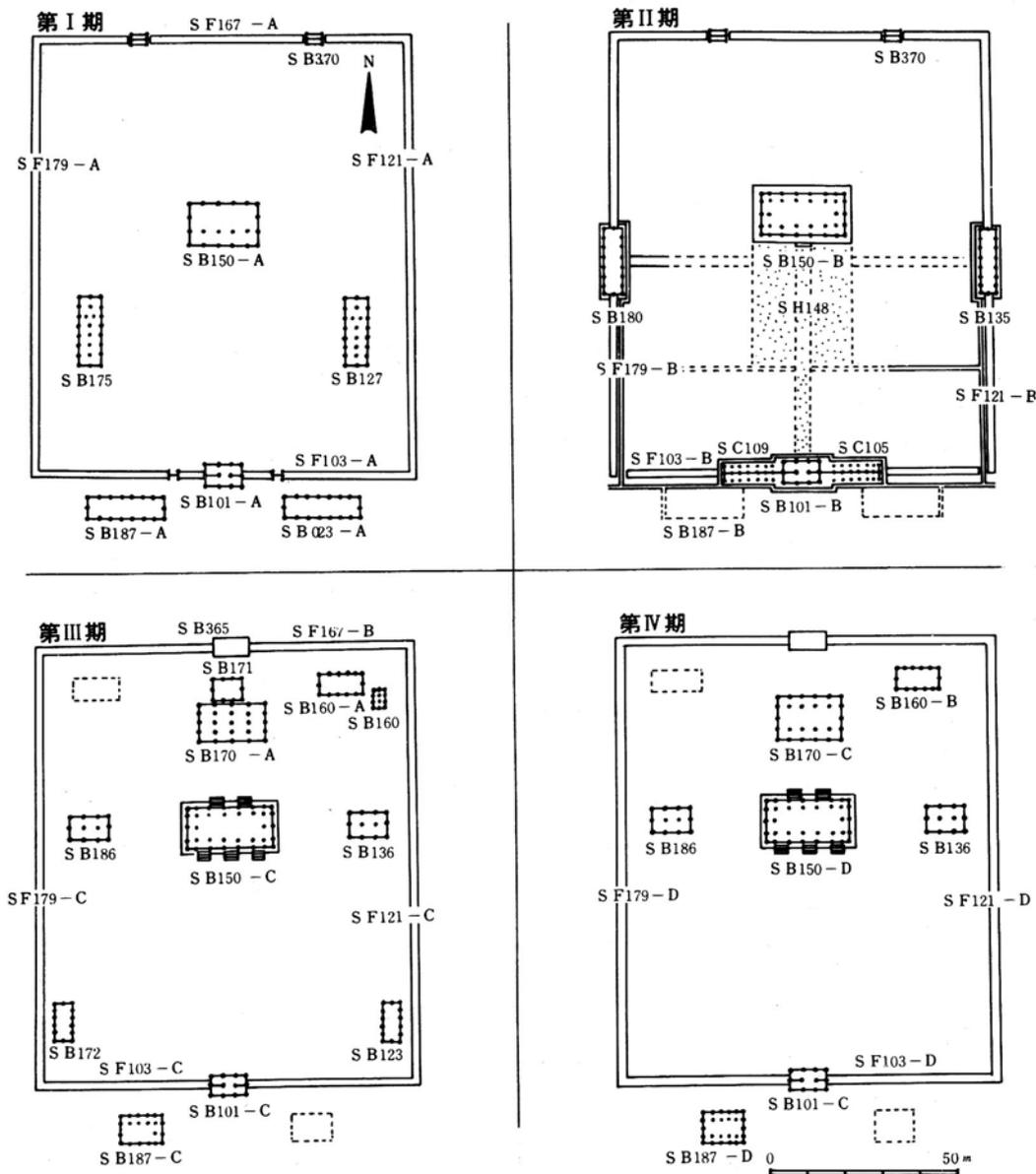


図 31 遺構変遷図 (第 16 次調査終了時)

区内では新たな資料を得るには至らなかった。なお、新たに SB373 建物跡の南半部分の柱穴を検出することができた。

後殿地区 7月3日から、SB150 正殿の後方地域の調査に着手した。その結果、正殿の北で第2次調査で検出していた SB171 東西棟掘立柱建物跡の前面で重複する SB170A・C 礎石建物跡および SB170B 掘立柱建物跡を新たに検出した。4棟の建物跡のうち、最も古い SB171 の柱穴には焼土や焼瓦が含まれており、これらの建物はすべて火災後に建てられたことが判明した（後日の補足調査により、これらよりも古い、火災前の SB170Z 礎石建物跡が新たに検出された）。

遺構の変遷 このように、第16次調査では、これまで明確には把握できなかった北辺築地東半部・西辺築地北半部および SB150 建物跡の後方地区の建物跡などについてその変遷を明らかにすることができた。第6次調査の終了段階で設定していた遺構期をもとに、これに第9次調査と本次調査の成果を加えて示した遺構変遷図が図31である。

(9) 第19次調査

調査目的 第19次調査は昭和48年4月19日から7月11日まで、政庁地区北西部の2,640㎡を対象として実施したものである。この調査では、これまで実施した政庁北東部の調査成果を踏まえ、基準線上での政庁北門の規模・構造、北辺築地西半部の遺構変遷の確認、及び政庁地区の建物群が基準線について対称性をもつという想定のもとに、政庁北東部の SB160・161 建物跡と対になる建物跡を追求することの3点を主な目的とした。

4月19日に調査区を設定し(図32)、まず、北辺築地上に設けた南北9m、東西54mの調査区の西から表土を除去することにした。

北辺築地 その結果、SF179 西辺築地跡に直接連続する SF167 北辺築地跡では、最も古い SF167

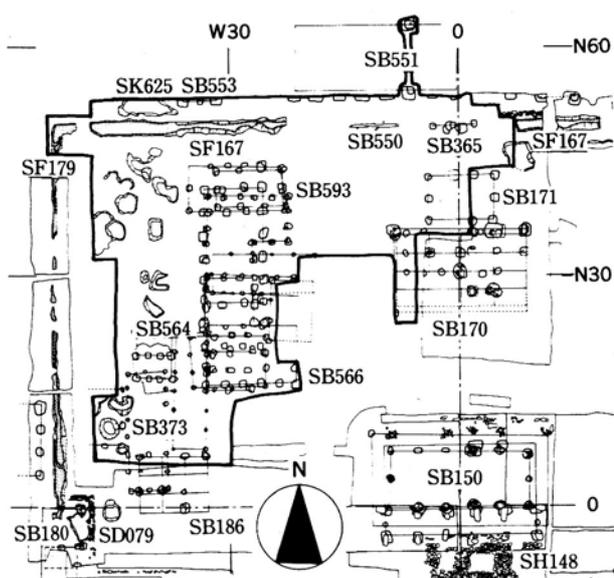


図32 第19次調査発掘区

A 築地跡と積土に焼土を含む SF167B 築地跡が重複していた。北辺築地は全体的に後世の削平が著しく、調査区の東半では積土がほとんど残存しておらず、西半で築地積土の一部がわずかながら残存していたにすぎなかった。また、基準線の西24～52mにかかると北側犬走り上には、焼土を用いた第3次整地層が認められた。築地の寄柱については、大きく削平をうけた東半では全く遺存しなかったが、西半では地山面で数個の寄柱穴を検出し、また

北側の第3次整地層上と南側の地山面で各1個の寄柱礎石を検出した。

また、基準線の西約9m～15mの築地基底部には、幅30cm、長さ6m、深さ20cmの東西方向の溝があり、その埋土は焼土を多量に含むものであった。この溝の両側にはやはり焼土の入る直径10cm程度のピット群がみられた。さらに、この付近では地山面の3箇所

焼面の存在

で焼面がみられ、この範囲ではこの面が火災時の遺構面であろうと判断された。この状況は第16次調査で検出したSB370門跡での状況と酷似するものであることから、この付近にこれと対になる西のSB550門を想定した。

6月2日に基準線付近を精査したところ、重複するSB365A・B・C門跡を検出した。SB365Aは築地基底部のほぼ中央にある2個の柱穴であることから、これを1間の門と推定した。BはAの西側の柱穴を切る1個の根石であるが、周囲の地山面のレベル関係からこれに組む礎石の痕跡は大きく削平をうけている西側にかつて存在したものと推定された。Cはさらに、Bの礎石据え穴を切る東西2間の掘立柱穴であった。

北門跡

ついで、SF167北辺築地の北側すなわち築地外の精査に入った。築地の崩壊土は焼土を積んだ犬走りを覆って北側に厚く堆積していた。そこで、この築地崩壊土を除去したところ、その下には部分的にはあるが灰白色火山灰層がみられた。この火山灰層の下層にも築地崩壊土があったため、これを除去し、SK625土壌を検出した。この土壌の東で、新たにSB553建物跡の南妻柱穴が発見された。また基準線のやや西寄りで、3m等間7間の重複するSB551A・B建物跡の南側柱穴列を検出した。この建物跡の梁行を把握するため、東から3番目の柱穴を北に延長したところ、9m北でやはり重複する柱穴を発見し、この建物跡の梁行を3m等間の3間と推定した。

北辺築地外の建物跡

5月17日には、政庁北東部のSB161A・B、160建物跡と対になる建物跡の存否を北西部で確認する調査を開始した。表土下の地山面を精査したところ、SB593、575、591A・B、567A・B、など多数の掘立柱建物跡を検出した。さて、切り合い関係や柱穴埋土の状況をみると、最も古いSB593A建物跡の柱穴には焼瓦が含まれることから、少なくともSB593以降の建物は火災以降に建設されたものと判断された。また、SB593建物跡は基準線に対して東のSB161建物跡とほぼ対称となり、それ以降の建物跡は東と対称になるものはなかった。このことから、基準線に対して対称性が維持されるのはSB593B段階までで、それ以降は政庁北半では対称性を失うという建物配置上の傾向を把握できた。

北西部の建物群

さらに、これらの建物跡群の西で、多量の鉄滓と若干の須恵系土器を含む土層があって、この土層から掘り込んだ桁行2間、梁行3間のSB564南北棟総柱建物跡と桁行7間、梁行2間のSB373建物跡が検出された。この土層については、西にあるSB560建物跡の東半部分の柱穴をも覆い、比較的広範囲に分布することから、これを整地層とみた。この層に含まれる須恵系土器は多賀城内の低湿地などの調査で灰白色土層の上層で主体を占めるものであることから、この整地層を切る遺構について新たに第V期を設定した(しかし、後日の検討で、この層は土壌埋土とみるのが妥当となった)。その後、SB186建物跡について再調査したところ、北側柱列の据え穴に焼瓦を含む礎石2個と根石1箇所を検出した。

第期の設定

(10) 第31次調査

調査目的 第31次調査は昭和52年8月2日から11月8日まで、政庁の北に隣接する地域のうち、約1,200㎡を対象として実施したものである。第19次調査で、SF167政庁北辺築地の北側に平安時代の桁行7間、梁行3間のSB551A・B東西棟建物跡やSB553建物跡の一部が検出されていたことから、政庁地区の北に隣接したこの地区にも建物群が存在することが明らかになっていた。そこで、本調査ではこの地区の建物構成やそれらの所属年代の解明を主な目的とした。

8月2日に基準線をもとに、東西48m、南北20m～30mの調査区を設定し(図33)、これを東西両区に分け、東区から調査に入った。

焼土整地層 東区では11層に及ぶ複雑な堆積層があった。この中には多量の焼土や焼瓦を含む人為的な盛土層があった。この盛土層からは焼瓦の他に平瓦第ⅡC類や須恵系土器、政庁内出土のものと同様の円面硯なども出土した。これらのことから、この焼土層はこれまでの政庁地区でみられた第3次整地層とは異なり、この地区を整地するために2次的に移動を受けた層と解釈された。

各層ごとに遺構の検出に努めたところ、この整地層上で柱列、その下層で桁行3間、梁行2間程度の小規模な掘立柱建物跡3棟を発見した。このうち、最も古い建物跡の壁持ち地覆敷瓦には焼瓦が用いられており、これらの建物跡はすべて政庁の火災後に建てられたものと判断された。

9月13日から西区の調査に着手した。その結果、地山面で基準線に方向をほぼ一致させ

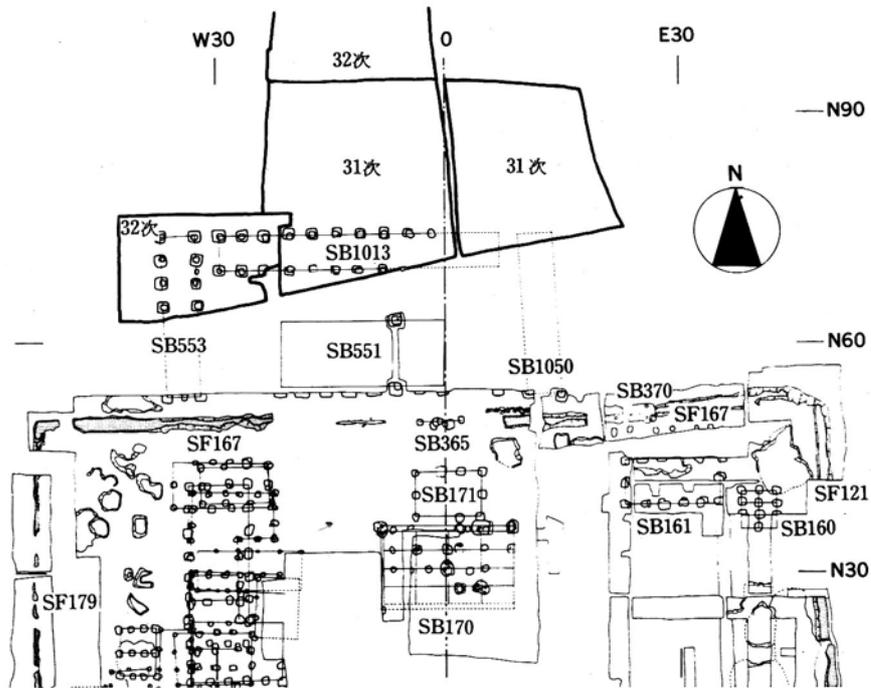


図33 第31次・32次調査発掘区

て東西に延びる2列の柱穴列を検出した。この柱穴列の柱穴はいずれも2回の重複があり、柱間寸法もほぼ3m等間で共通性があった。しかし、北の柱列が南の柱穴列より一間分東に延びていることから、南の柱列を調査区外に延びるSB1012建物跡の北側柱列、北の柱穴列を建物の北を画するSA1013柱列と判断した(第32次調査の結果、このSA1013、SB1012の柱列は桁行8間以上、梁行1間のSB1013建物跡であることが判明した)。その後、北方の谷に向かう緩斜面上で桁行3間、梁行2間の掘立柱建物跡を検出した。

この地域の地形はSA1013柱列付近までは平坦であるが、その北は谷に向かって傾斜している。このような地形の状況と、SA1013柱列以南には比較的規模の大きい建物群が存在するのに対し、北には小規模な建物群しか存在しないことから、政庁に近接する地域とその北で遺構の性格が異なることが推測された。

(11) 第32次調査

第32次調査は第31次調査にひきつづき昭和53年4月7日から7月19日まで、政庁の北に隣接する地域のうち850㎡を対象に実施したものである。この調査ではSB1012建物跡、SA1013柱列の規模の確認と、その北方の沢付近での遺構の分布状況を把握することを主な目的とした。

4月7、8日に基準線をもとに、沢付近の北地区と、第31次調査地区に接して西に調査区を設定し(図33)、西区から調査を開始した。

西区で表土下の地山面を精査したところ、第31次調査でSB1012建物跡の北側柱列と推定した柱穴列は3m等間で7間になることを確認した。そこで、西妻部分の柱穴の検出に努めたが柱穴は発見されず、これが当初推定したような建物跡にならないことが明瞭になった。一方、この4.5m北で検出したSA1013柱穴列も3m等間で8間分検出され、その西端はSB1012の西端の柱穴と対になる場所で終わっていた。ところで、両者の柱列には、方向が一致すること、柱穴が対になり、柱間寸法も3m等間であること、柱穴に二度の重複がみられること、柱穴に若干の焼土を含むことなど強い共通性が認められた。検出状況とこの共通性から、両者は一体となって、桁行8間以上、梁行1間の建物を構成したものとみるのが妥当であろうと考えるに至った。そこで改めてこれをSB1013建物跡とした。

また、SB1013建物跡の西で新たに2時期の重複をもつ、桁行3間(3m等間)以上、梁行1間(4.5m)の南北棟掘立柱建物跡を検出した。建物の方向はやはり基準線にほぼ一致し、その柱筋の延長が第19次調査で検出したSB553建物跡の柱穴と一致することからこれを同一の建物と把握した。したがって、SB553は梁行1間、桁行7間の南北棟建物跡と推定された。

ところで、第19次調査で検出したSB551A・B建物跡は桁行3m等間の7間で、柱穴に焼土を含み、その方向も基準線にほぼ一致するものであった。そこで、第16次調査の実測図を検討したところ、SB551建物跡を中心としてSB553建物跡と対称の位置に、やはり、

2列の柱穴列

調査目的

SB1013 建物跡

SB553 建物跡

柱間寸法 4.5m の 2 時期の重複をもつ 2 個の柱穴が存在することが確認された。

政庁北方の建物配置

このような事実から、この地区には SB551 建物跡を中心とし、東、北、西にこれを囲むように梁行 1 間の SB1050・1013・553 建物跡を配した一郭が形成されていることが判明した。この想定を基にすると、SB553・1050 建物跡の桁行は 7 間、SB1013 建物跡の桁行は 12 間と推定されるに至った。

また、これらの建物跡は政庁北辺に接する地域に位置することから、火災後に政庁に密接な関連をもつ一郭が新たに造営されたことを把握できた。

なお、ついで実施した北区では、表土下に 8 層の自然堆積層があった。このうち第 6 層上面で竪穴住居跡や井戸跡などの遺構が検出された。

(12) 補足調査

調査箇所

本報告書作成中にデータの不十分な箇所について部分的な追加調査を行った。調査箇所は北辺築地東半にとりつく SB370 建物跡の東端部、後殿地区の SB170 建物跡の重複部分、西辺築地中央部の計 3 箇所である(図 34~37)。

SB370 の問題

SB370 については、調査当時 3 本の炭化した柱根と焼面の存在から築地にとりつく門と推定していた。しかしながら、3 本の炭化柱根をもとに四脚門を想定した場合、控柱の梁行柱間が築地基底幅にほぼ一致することや、支柱の東西に延びる焼け面の範囲が非対称であり、築地のとりつき方にも不自然な点があることなどから、一般にはみられない特異な構造となる点で問題を残していた。

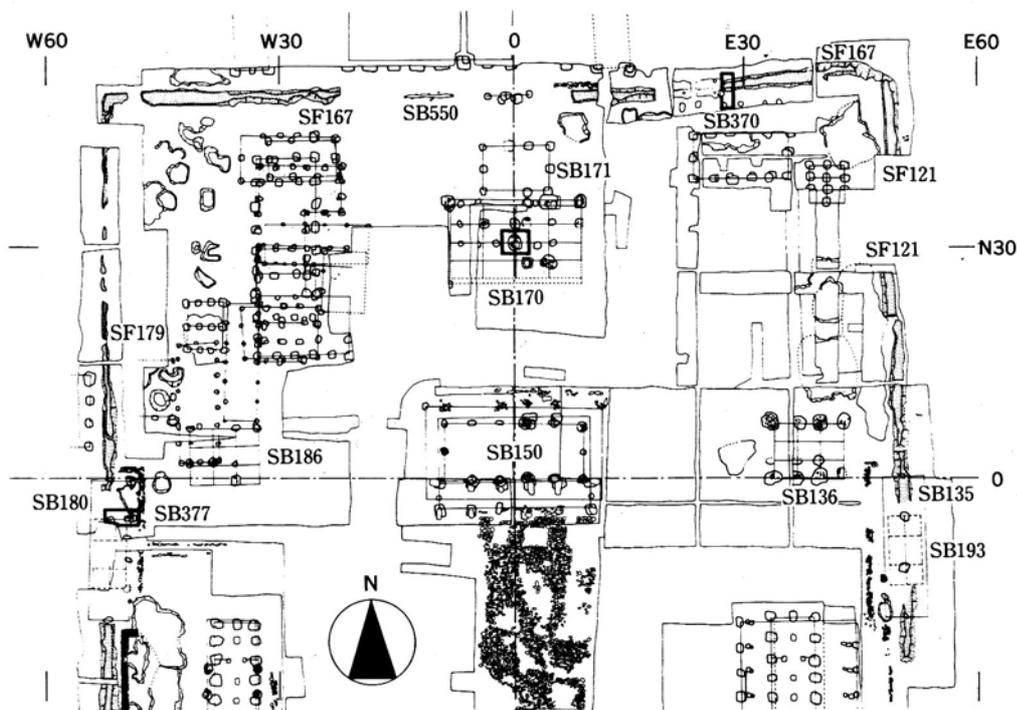


図 34 補足調査発掘区

ところで、焼面東端の築地の中心線上には上面が焼けた礎石状の石が存在していた。第16次調査の際にはこの石をSB370の焼失時に露出していた地山中の自然石とみなした。ところが、本報告書作成中に実測図等を検討したところ、この石が必ずしも地山の石とは言い切れない状況にあることが知られた。もしこれが自然石でないとするれば、焼失した建物の礎石の可能性が生じるため、これを確認する補足調査を行った。

その結果、この石は地山面より掘られた据え穴に根石を敷き込んで据えられた礎石であることが判明した(図35)。この礎石は築地との位置関係から東妻棟通り下の礎石と考えられるが、残存する焼面部分に他の礎石がみられないことから、門構造ではない建物跡であることが知られた。この場合、3本の炭化柱根はこの建物内の付属施設に関わる可能性が考えられる。そこで、今後はこれをSB370礎石建物跡とすることにした。

また、この部分では礎石据え穴を覆い、礎石の下半を埋める厚さ0.2mほどの整地層があり、焼面はこの上面に形成されたものであることが確認された。したがって、この整地は礎石建物を構築した際の地業と考えられた。

さらに、礎石東側の築地積土については、第16次調査ではこれを火災前のSF167A築地跡としたが、SB370礎石建物に伴う整地層上につ



図35 SB370 礎石検出状況



図36 SB170Z・A・Bの重複状況

棟通り下の礎石



図37 SB377 柱穴検出状況

建物に伴う整地層

ており、焼土や瓦片を含むことから、火災後の **SF167B** の積土であることが確認され、**A** 築地の積土が **SB370** 礎石建物跡までは延びていないことが知られた。

SB170 の補足調査の目的は重複する礎石建物と掘立柱建物との新旧関係や年代を再確認することにあつた。調査の結果、新たにこれらの建物跡よりも古い **SB170Z** 建物跡の礎石据え方が検出され（図 36）、**SB170** はこの部分で **Z** 礎石建物→**A** 礎石建物→**B** 掘立柱建物と変遷していたことが判明した。また、**A** の据え方、埋土中には多量の焼土が含まれており、これが火災後に建てられたものであること、**B** 建物の柱穴埋土中には焼土や須恵系土器が含まれることなども確認された。なお **SB170C** 礎石建物については第 16 次調査で **SB170A** 礎石建物より新しいことが判明している。

SB170 の変遷

SB377 の調査

西辺築地中央部の補足調査の目的は、**SB377** 掘立柱建物跡と **SB180** 礎石建物跡の新旧関係と年代を再確認することにあつた。調査の結果、両建物跡の重複部分が削平を受けており、直接にその切り合い関係を確認できなかつた（図 37）。**SB377** 柱穴埋土中からは平瓦 **II C** 類や須恵系土器破片が出土した。

註

- (1) 福岡県教育委員会 『大宰府史跡』 昭和 43 年度発掘調査概報 p.3

八脚門の中門と正面 5 間の南門との心距離 90 尺(27m)は概報に掲載された図面から計測したものである。

- (2) 九州歴史資料館 「大宰府史跡」 昭和 47 年度発掘調査概報 p.3

2 調査と記録の方法

多賀城跡は標高 4m の沖積地から 50m を越す丘陵地にかけて立地する。その規模は方約 1km にわたる。当研究所ではこの大規模な遺跡の実態を解明するとともに、保護・保全してゆく資料を得るため、全体計画をもとに、5 か年計画で目標を設定し、さらに各年次計画にしたがって調査を行い、その成果を積み上げる方法で調査にあたっている（表 2）。遺

A	都城宮殿	J	寺院(東北)	S	窯跡(その他の東日本)
B	地方官衙(東日本)	K	" (関東・中部)	T	" (西日本)
C	" (西日本)	L	" (近畿)	U	製鉄遺構
D	城柵(東北)	M	" (中国・四国・九州)	V	住居集落(東北)
E	" (その他の東日本)	N	経塚及び祭祀遺跡	W	" (その他の東日本)
F	" (西日本)	O	墳墓(東北)	X	" (西日本)
G	城館(東北)	P	" (その他の東日本)	Y	外国
H	" (その他の東日本)	Q	" (西日本)	Z	その他
I	" (西日本)	R	窯跡(東北)		

表 3 遺跡の分類記号

跡がこのように広大であるので、長期間にわたる調査を円滑に、しかも一貫して高精度に遂行するためには遺構・遺物の調査と記録の方法を統一しておく必要がある。当研究所では遺構、遺物の調査および記録化に際しては以下の方法をとっている。

(1) 遺跡の標示記号

多賀城跡の発掘調査および記録類の整理にあたっては、DTG という記号を使用している。このうち、頭のDは遺跡の性格を標示する略号であり、東北地方の城柵遺跡を意味している。次の2文字TGはTaGaJoの遺跡略号であり、ローマ字音の上位2音の頭文字であらわしている。性格的な観点からの遺跡の分類記号は表3のとおりである。

遺跡略号

(2) 遺跡の基準線と地区割りの設定

多賀城跡は広大な面積をもつ単一遺跡であるので、発掘調査にあたっては全域を対象とした統一的な基準線にしたがった調査地区の設定が必要である。

多賀城跡では、政庁地区のほぼ中央部に政庁正殿跡(SB150B 建物跡)の礎石群が露出しているため、この建物跡の南入側柱列の中央にコンクリート柱を埋設して原点とした。ついで原点から政庁南門跡(SB101 建物跡)のほぼ中央を通る軸線を政庁地区の中軸線と想定し、これを多賀城跡の発掘調査における南北方向の基準線と定めた。さらに原点を通り、南北方向の基準線に直交する線を求め、これを東西方向の基準線とした。なお、その後の発掘調査で政庁南門の中心位置は時期によりわずかながら移動があることが判明し、南北方向の基準線がすべての時期に共通する政庁地区の中軸線とは言えないことが明らかになったが、発掘調査の基準線は変更していない。南北方向の基準線は、磁北に対して9°34'40"東に偏しており、真北に対しては約2°34'40"東に偏していることになる。

原点と基準線

多賀城跡の調査区画の割付けは、基準線に沿った3m方眼の小地区割りを基本としている。3m方眼とした理由は、3mがほぼ古代の10尺に相当していることによる。この小地区を呼ぶ記号として、アルファベット2文字と2桁の数字の組み合わせをもちいている。すなわち、東西方向の基準線をNAと定め、北へ3m行く毎にNB・NC・ND…NTと順に記号を付し、基準線から北へ60mの線をOA、63mの線をOB(以下OC…OT)とし、南も3m毎にMT・MS・MR・MQ…MA・LTと順次記号を付した。60m毎に上位のアルファベットを繰り上げ或いは繰り下げたのは、60mがほぼ古代の200尺に近く、距離の概要をアルファベットの差異により把握しやすいと考えたからである。また、南北方向の基準線を50と定め、西へ3m毎に51・52・53……99・00・01・02と付号し、東へも3m毎に49・48・47…00・99・98・97と付号した。そして、東西方向線と南北方向線の直交する地点の西北に接する小地区を、交点の記号で呼ぶことにしている。すなわち、NA線と50線の交点の北西に接する3m四方の区画がNA50である。

小地区割り

ところで、アルファベット2文字の組み合わせにより3m毎に記号を付すと、上位のアルファベット数26文字×下位のアルファベット数20文字×3m=1,560mの範囲に記号化が可能であるが、2桁の数字により3m毎に記号化する場合では、100×3m=300mの範囲しか記号化できない。多賀城跡は約1km四方の広がりをもつため、例えばNA50という区画は

SB170 の変遷

SB377 の調査

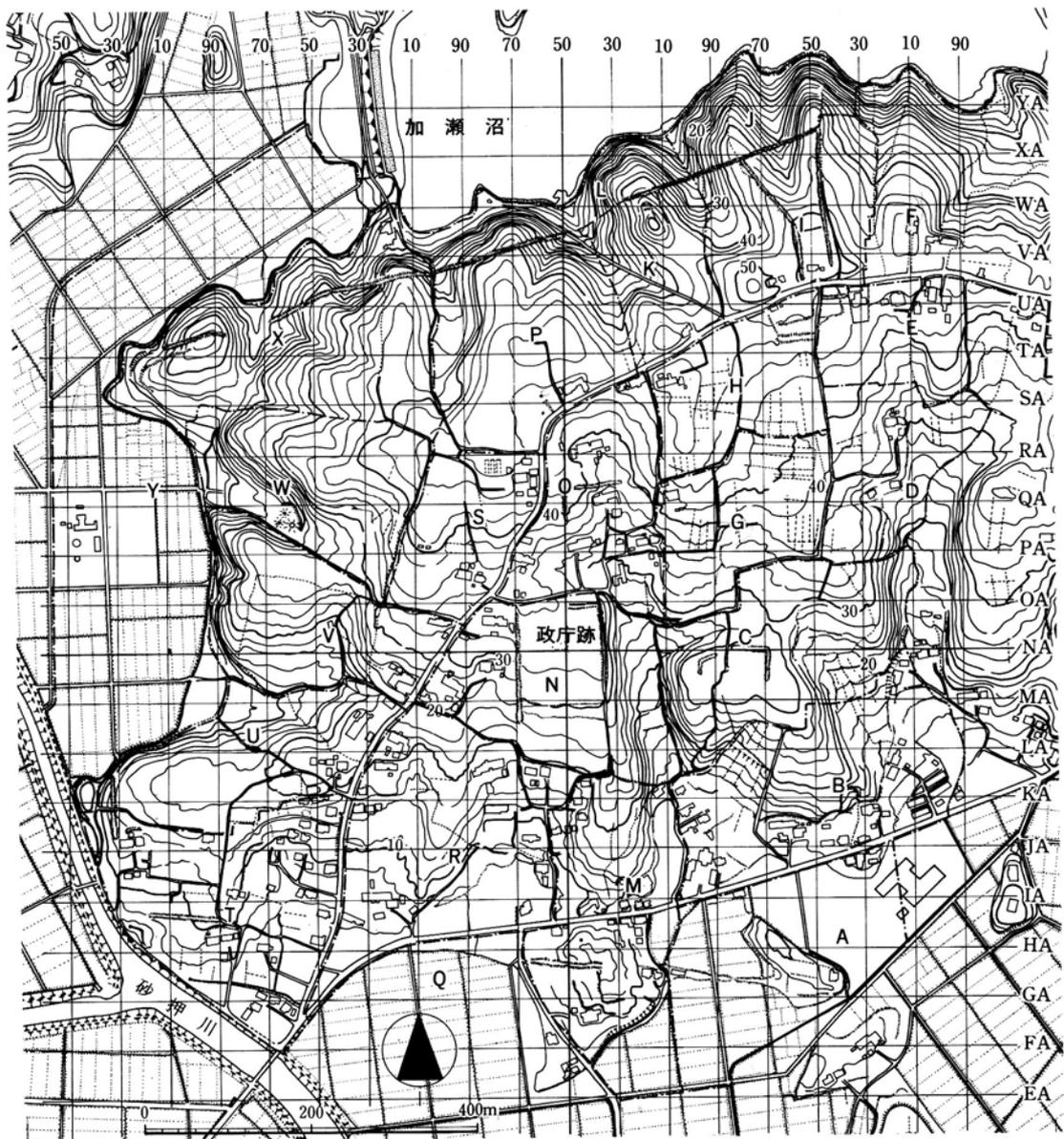


図 38 多賀城跡調査地区割り図

NA 線上に 3~4 つできることになる。この欠点は 3 桁の数字を使用すれば解消できるが、桁の多い数字は記憶ちがいを生じやすい。そこで、多賀城跡では、全地域に対して字界を主とした A~Y までの中地区割りをを行い、その上に多賀城跡の略号である DTG を冠して、DTGN-NA50、DTGC-NA50、DTGV-50 と区別することにした (図 38)。

(3) 遺跡の記録方法

発掘調査中における遺跡の記録には、発掘によって日々変化してゆく遺跡の状況の観察記録として、100 分の 1 の遺構略測図(昭和 46 年までは 3m 四方の小地区毎の遺構カードを使用した)と作業の進行状況の概要を記載する発掘調査日記を併用している。なお、遺構略測図にはおもに遺構の概要と出土遺物の対応関係を記している。

写真による記録は、35mm モノクロフィルムによる毎日の作業進行状況の撮影のほかに、

調査の終末近くに遺構撮影を行っている。遺構写真(層序や主要遺物の出土状況も含む)は、調査結果の重要な記録であるから、4×5 インチ判 (現在はブローニー判使用)モノクロフィルムおよび 35mm リバーサルカラーフィルムで撮影している。なお、必要に応じてブローニー判カラーリバーサルも使用している。その際、撮影現像ミスや引伸し中における汚損、あるいはカラーフィルムの退色などを考慮し、4×5 インチ判モノクロフィルムでは2枚ずつ、35mm リバーサルカラーフィルムでは3枚ずつ同一アングルの写真を重複撮影することを原則としている。必要に応じて発掘調査地区の航空写真撮影も実施している。

遺構の実測図は、発掘調査地区の広狭にかかわらず、すべて遣り方測量によって作成することとし、縮尺は20分の1に統一している。その際、遣り方の水糸の方向は、必ず基準線に合わせ、原点からの水平距離を計測明示している。また、遣り方の水準線は、昭和51年3月までは政庁正殿SB150B建物跡の南入側柱列東5番目の礎石天端を基準とし、これとの比高を測定していたが、それ以降は測量原点天端(標高33.268m)をレベル原点としている。レベル原点はさきの礎石天端より7.0cm低い。本報告書のレベルは後者の原点レベルを採用している。

実測図
水準原点

(4) 遺構・遺物の標示方法

発掘調査により発見される遺構の多くは、古代寺院の金堂・塔といったものなどとは異なり名称不明のものが多く。そこで遺構の標示は、発見遺構に一連番号を付けた。この番号だけでは遺構の種類が不明で記憶し難いため、番号の前に遺構であることを示すSと、遺構の種類を示すアルファベット記号(表4)を付して理解の便をはかることにした。また、ほぼ同位置で変遷している遺構については番号のあとにA・B・Cをつけて区別している。たとえば、SB150Bといえは政庁正殿の第2番目の遺構を指し、SF300Aといえは最も古い外郭東辺築地跡を指すことになる。これらの記号および番号は、当研究所備え付けの遺構登録台帳に記載して、番号の脱落や重複を防止している。

遺構の標示

遺物の標示方法としては、主な遺物について出土層位、種類にかかわらず3m四方の小地区ごとに一連番号を付して遺物カードに登録している。この際、遺構の場合と同様に番号の前に遺物であることを示すRと、遺物の材質を示すアルファベット記号(表4)を付すことにしている。さらに軒瓦のように範型により細分できるものについては3桁の数字を使用して識別記号としている。なお、遺物カードには遺物の登録番号、種類だけではなく、出土層位も記入している。

遺物の標示

遺 構				遺 物			
SA	柱列・ピット群・柵	SF	築地	RL	漆器	RT	瓦・埴
SB	建物	SH	広場	RM	金属器	RU	繊維製品
SC	廊	SI	堅穴住居	RN	自然遺物	RW	木製品
SD	溝	SK	土墳	RP	土製品	RY	その他
SE	井戸	SX	その他	RQ	石製品		

表4 遺構・遺物の分類記号

(5) 遺物の収納方法

洗浄、記銘、接合工程を終了した資料については、これまでの遺跡略号、小地区名、層位、遺物番号を付した後に個体ごとに平箱番号を付して、収納する平箱を固定している。その保管にあたっては、土製品、石製品、金属製品など、材質ごとにそれぞれに適した保存条件が異なるので、材質により保管場所を決定している。収蔵庫にはあらかじめ各棚ごとに番号を付し、収納する平箱に棚番号を書き込むとともに、棚番号と平箱番号の対応関係を登録台帳に記入している。なお、拓本、実測図などにも遺物番号、平箱番号を付して検索しやすいように配慮している。

(6) 図面・写真などの整理保管方法

発掘調査は、学術調査か緊急調査かの動機の如何にかかわらず、調査地域の記録資料化である。それ故に長期間の継続調査が予想される場合には、調査従事者の記憶に頼らないですむような原資料の整理保管方法を定めておく必要がある。

遺跡の実測原図は、平面図・断面図・立面図の区別なく、発掘調査回数ごとに一連番号を付して図面庫に収納している。また原図をもとにアルミケント紙を用いて、1/100の縮小原図を作成している。

遺物の実測図は、1個体毎にB4版のパンチカードに貼付し、出土地点や遺物の種類、分類番号をパンチした後に、発掘調査回数ごとに収納している。瓦摺などの拓本についても同様である。

写真は、原板を表5のように分類し、それぞれ撮影した順に一連番号を付して、登録台帳に記録し整理している。このうち、同一被写体を重複撮影した原板については、同一番号にA・B・Cを付し、Aを登録保管用として一括整理し、B・Cは予備の保存用として別に整理収納している。また、講演などで使用頻度が高い35mmカラーライドについては、Bのうちから主要なものを選定し、別個のケースに入れて整理している。

A	黒白ネガ(35mm)	F	リバーサルカラー(キャビネ・4×5インチ判)
B	黒白ネガ(ブローニー・6×6判)	G	ネガカラー(35mm)
C	黒白ネガ(キャビネ・4×5インチ判)	H	ネガカラー(ブローニー・6×6判)
D	リバーサルカラー(35mm)	I	ネガカラー(キャビネ・4×5インチ判)
E	リバーサルカラー(ブローニー・6×6判)	X	その他

表5 写真原版の分類

原板がネガフィルムのものについては、密着焼きを2枚作成し、1枚を登録番号順にアルバムに貼付し、他の1枚を前記の遺物台紙と同種類の台紙に貼付して、遺跡記号・地区番号・種類などをパンチし、キャビネットへ収納整理している。これは原板を検索する際に、一連番号による検索と、種類別あるいは地域別による検索の両方法が予想されるからである。

第V章 遺 構

1 層 序

政庁地区は、城内を二分するようにして北東から南西に延びるなだらかな尾根から南東に派生した小丘陵上にある(PL.3)。その東は深い沢により、また北はその沢から西に分岐する小さな沢によって限られており、西にも広い沢が入り込んでいる。この小丘陵は尾根が途中で北東部にやや張り出しながら、全体としては北西から南東に向っておりてゆく地形となっている。

こういった地形に立地しているため、政庁地区の堆積層は場所によって状況が大きく異なっている。

地形の低い南西部では8層におよぶ堆積層がみられ(表6)、政庁地区の層序を最も良く示している(図39)。このうち第1層は耕作土で、第2・3・8層は自然堆積層である。第2層は須恵系土器や瓦を多量に含む層で、南辺築地の高まりの内側に厚く堆積していた。第3層は均質な灰白色の火山灰層で、斜めに薄く堆積していた。第8層は遺物を全く含まず、多賀城造営時のいわゆる旧表土とみられる。これらの層に対し、第4層から第7層は人為的な盛土整地層である。以下では古い順に第7層を第1次整地層、第6層を第2次整地層、第5層を第3次整地層、第4層を第4次整地層と呼ぶことにする。

南西部の層序をもとにしてこのほかの地区の層序を堆積順にみると、北西部では地山→

立 地

南西部の層序

盛土整地層

他地区の層序

層名	特 徴	性 格
第1層	黒 褐 色 土	耕 作 土
第2層	褐 色 土	自 然 堆 積 層
第3層	灰 白 色 土	火 山 灰 層
第4層	凝灰岩片混りの褐土	第4次整地層
第5層	瓦・木炭混りの焼土	第3次整地層
第6層	黄 褐 色 土	第2次整地層
第7層	暗褐色土又は黄褐色土	第1次整地層
第8層	暗 褐 色 土	旧 表 土
—	黄 褐 色 土	地 山

表6 南西部の層序

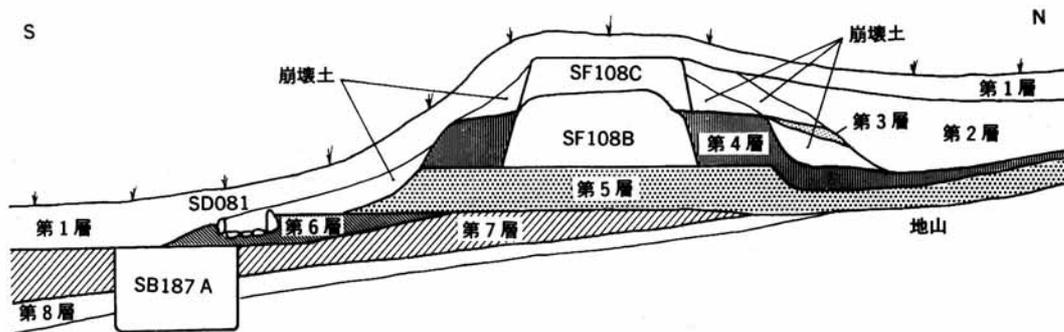


図39 南辺西半築地付近の断面模式図

耕作土、北東部では旧表土→第1次整地層→耕作土となる。また、南東部の南辺築地付近では、築地の北側が地山→第2層→耕作土であり、南側は大部分が地山→耕作土であるが、一部には他にみられなかった須恵系土器を多量に含む黒褐色の自然堆積層が認められた。また、この地区の築地周辺にはこれらの層のほかに築地崩壊土や第3層の灰白色火山灰層も部分的にみられた。

以下では、多賀城跡政庁の変遷を考える上で重要な位置を占める整地層を中心に、層の概要を述べる。

(1) 第1次整地層

第1次整地層は、政庁地区の南西部と北東部の旧表土上にみられたものである(図40)。

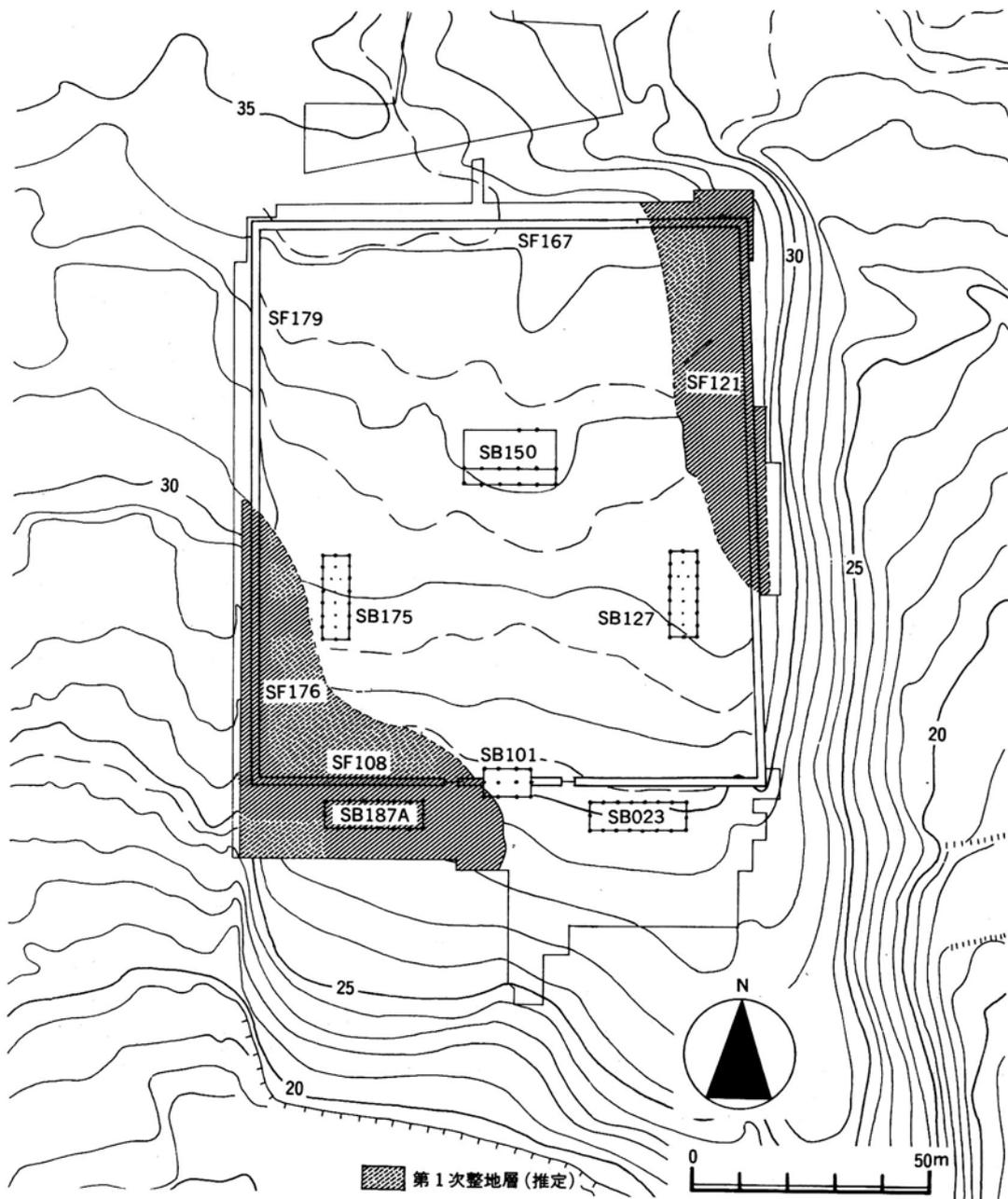


図40 第1次整地層分布図

南西部にみられた整地層は、暗褐色の旧表土や黄褐色の地山土を用いたもので、東西約50m、南北約75mの三角形の範囲に分布していた。旧地形が南西にゆくにつれて低くなっていたため、整地層は南西の端が最も厚く0.6m程度となっている。この整地層からは遺物は全く出土していない。

北東部については、数箇所の断面観察によって確認したにとどまるため詳細は不明であるが、およそ南北80m、東西15mの範囲に暗褐色の整地層が分布しており、東端では0.6m以上の厚さがある。この整地層は、層の特徴および旧表土上に直接のり、遺物を全く含まないことなどの点で、南西部の第1次整地層と共通しており、これと同時期のものと考えられる。

第1次整地に伴って構築されたことが確認できる遺構には、SF176A 西辺南半築地、SB187A 南門前殿がある。

(2) 第2次整地層

第2次整地層は、SF176 西辺南半築地の両側と SF108 南辺西半築地の南前方のほか、部分的ではあるが、SF179 西辺北半築地と SF167 北辺築地東半部の築地付近で認められた(図41)。このうちSF176の両側とSF108の南前方の第2次整地層は、ともに黄褐色の土で、第1次整地層の上に直接のり、焼土を含む第3次整地層に覆われている点で共通することから、一連の整地とみることができる。また、他の2地点の整地層は、下に第1次整地層がなく地山面にのるものであるが、この整地層下にこれより古い遺構が存在すること、および第3次整地層や焼土を含む築地積土に覆われていることから、前述した2地区の第2次整地層と同時期のものと考えられる。第2次整地層からも遺物は全く出土していない。

SF176 両側の第2次整地層は、第1次整地層上に構築されたSF176Aの築地本体の両脇に寄せて帯状に盛土されたもので、SF176に沿ってほぼ全域に分布していた。盛土は西側で厚い傾向がみられるが、両側

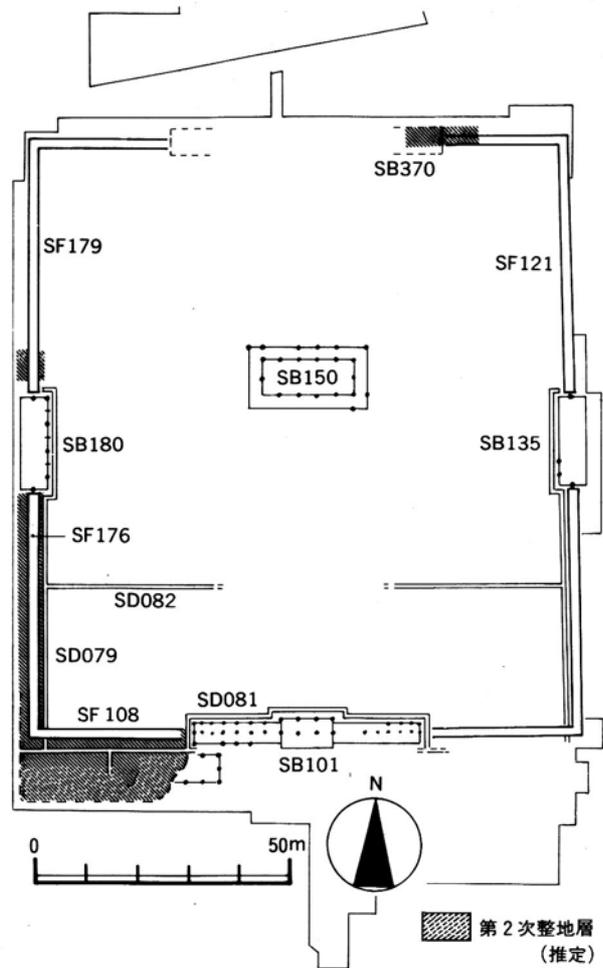


図41 第2次整地層分布図

に0.7m程の幅をもった犬走りを形成し、東側はSD079石組溝の側石でおさえられている(図42)。この整地に伴ってSF176Bの寄柱礎石とSD079が据えられている。この整地層は、SF176Aの寄柱穴を覆い、また、

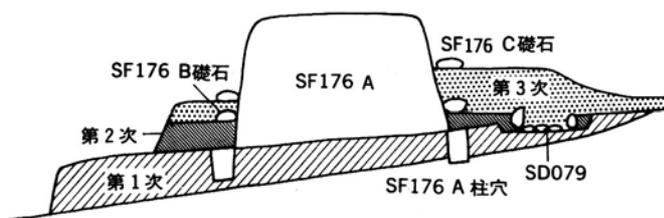


図42 西辺南半築地付近の断面模式図

上面に焼面がみられ、さらに焼土を含む第3次整地層に覆われていることから、SF176Aの後でしかも火災前のSF176Bに伴う整地であることがわかる。

南辺西半築地南前方

SF108の南前方の整地層は、SB187A南門前殿の西半及びSD081石組溝の北側を中心にその分布が確認されており残存状況の良い所で0.3m程の厚さがある。その北縁はSF108付近でとまり、西については、SF176脇の第2次整地層西縁の南延長上にあるSX190石列まで延びていたものと推定される。この整地に伴ってSD081・086石組溝が設けられている。SD081はSF176東側の第2次整地層に伴うSD079と一連の石組溝である。この整地層は第1次整地層とその上面から掘り込まれたSB187Aの柱穴を覆っており、SF108付近では焼土を含む第3次整地層に覆われていた。

西辺北半築地南端の両側

SF179付近の第2次整地層は、南端部で確認されたもので、SF179A積土の両側に寄せて厚さ0.2m程に盛土されている。この整地層は、SF179A₂の寄柱穴を覆い、第3次整地層により覆われていた。

北辺築地東半部

SF167の東半部中央付近に分布する第2次整地層は、地山面で検出されたSF167A₁の寄柱穴を覆って0.2m程の厚さで盛土されたものである。この整地層上面にSF167A₂の積土と寄柱礎石がのり、さらに焼土を含むSF167B積土がこれらを覆っていた(図67)。

(3) 第3次整地層

第3次整地層は、焼壁や多量の瓦、木炭などを含んだ特徴的な焼土層で、火災によって生じた土を用いた整地層と考えられる。主として政庁南西部に分布するが、SF176・179西辺築地の西側やSF167北辺築地西半部北側においても確認されている(図43)。

南 西 部

南西部にみられる第3次整地層は、SF108南辺西半築地の周辺とSF176西辺南半築地の東側に広く分布しており、最も厚い部分では0.5m程の厚さがある。南辺のSF108付近では以前の築地を完全に削平した後、一部第2次整地層を覆ってこの整地が行われている。これに対し西辺築地の東側では、第2次整地層及びSF176Bの寄柱礎石・SD079石組溝を覆い、SF176Aの築地本体に寄せるように盛土されている(図42)。この層は詳細に観察すると、最上層の焼土と瓦片からなる層、その下の瓦片をほとんど含まない褐色土層、さらに場所によってその下層に部分的に認められる瓦片を多量に含む層とに分けられる。この第3次整地層上面には、焼土を含んだSF108Bが構築され、また西辺でSF176Cの寄柱礎石が据えられている。なお、この整地層上面のレベルは築地付近が相対的に高く、他はかなり低くなっており、犬走り状の段が形成されている。

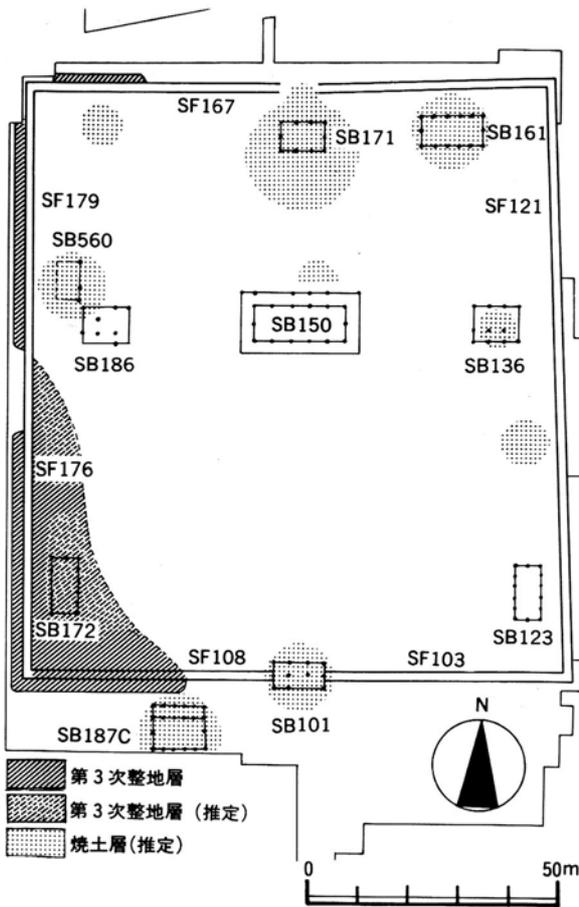


図 43 第 3 次整地層分布図

以上のことから、3箇所で見られた第3次整地層は、火災後の修復に際して造営されたSF108B 南辺西半築地、SF179C・176C 西辺築地や SF167B 北辺築地などの構築に伴う整地と考えることができる。

このほか、政庁地区の各所に柱穴埋土や礎石の据え穴に焼土が多量に入る建物跡が存在することから、かつてその付近に焼土層が分布していたと推定される地点がかなりあり(図 43)、第3次整地層が広範囲に及んでいた可能性も考えられる。

(4) 第4次整地層

第4次整地層は SF108 南辺西半築地付近で確認された整地層であるが、断面観察で確認されているにすぎず、その分布もきわめて限られた範囲にとどまるものと思われる(図 44)。この整地は築地両側の第3次整地層上に、凝灰岩片

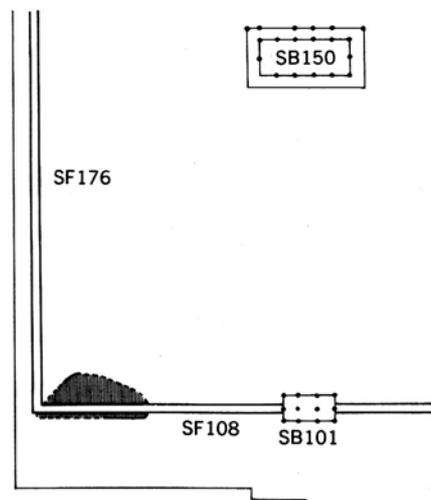
SF176・179の西側では、これに沿ってほぼ全域に焼土・焼瓦の層が分布していた。北半では第2次整地層と、SF179A₁・A₂の寄柱穴を覆い、南半では第2次整地層とSF176Bの寄柱礎石を覆う。この整地層は、南西部の整地層に比べて厚さ10cm前後と薄いことと、多量の焼瓦が面をなしていることや、出土瓦が接合作業の結果、完形になるものが多いことから、焼失時に築地の屋根から落下した瓦などを若干かきならした程度の整地と考えられる。この整地に伴ってSF179CとSF176Cの寄柱礎石が据えられている。

西辺築地西側

SF167の西藩部でも北側の一部に焼土、焼瓦片入りの薄い整地層が認められ、南西部の西辺築地西側の焼土層と一連の整地とみられる。この整地層は幅0.6m、厚さ0.2mの犬走り状の段をなしており、この整地に伴ってSF167Bの寄柱礎石が据えられていた。

北辺築地西半の北側

火災後の整地層



南辺西半築地両側

図 44 第 4 次整地層分布図

混りの褐色土や褐色粘土を用いて盛土したものである。この整地により、築地の両側には幅 1.2m、高さ 0.6m 程の犬走り状の段が形成されている。SF108C はこの整地層上に構築されたものである(図 39)。

(5) 灰白色火山灰層

分 布 各辺の築地周辺の数箇所で灰白色火山灰層の分布が確認された(図 45)。その多くは築地崩壊土の上面に堆積していたもので、厚さは 5 cm 前後であった。SF108 南辺西半築地付近では他の層との関係が明瞭にとらえられている。すなわち、灰白色火山灰層は、第 4 次整地層上に築かれた SF108C の崩壊土の上面に斜めに堆積しており、この火山灰層の上にも築地の崩壊土がみられた。このほか、SF179 西辺北半築地の西側では、同じ火山灰層が焼瓦を含む築地崩壊土の上を覆っていた。また、SF121 東辺築地の北半部では、築地本体の西に堆積した崩壊土の上面にこの火山灰層がのっており、さらに、多量の須恵系土器を含む SK058 土壌がこの火山灰層上より掘り込まれていた。

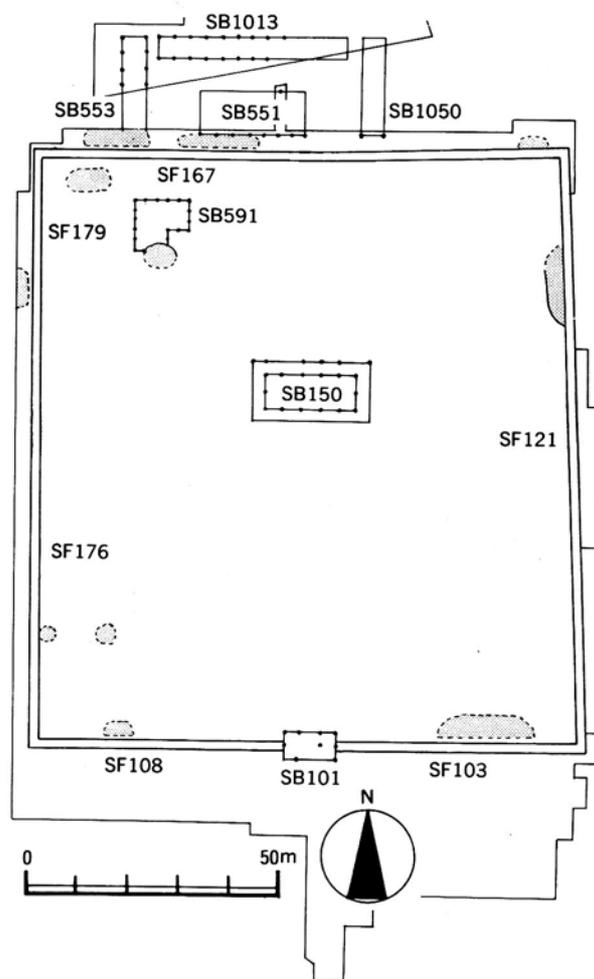


図 45 灰白色火山灰層分布図

従 来 の 見 解 かつて当研究所ではこの灰白色火山灰層を人為的な盛土整地層としてとらえ、前項で述べた第 4 次整地層と一連の地業すなわち「政庁第IV期」の造営に特徴的にみられるものとして理解してきた⁽¹⁾。しかしながら、その後外郭南辺築地を対象とした昭和 54 年度の第 34 次調査で同質の灰白色土層が広範囲にわたって検出され、その堆積状況の検討⁽²⁾と組成分析⁽³⁾の結果、これが降灰した火山灰の自然堆積層であることが明確となった。これを機に政庁地区をはじめこれまで城内各地で確認されていた灰白色土層を再検討したところ、いずれの場合も同一の火山灰の自然堆積層とみて矛盾がないことが判明した⁽⁴⁾。その結果、政庁地区の灰白色土は第 4 次整地と一連のものではなく、第 4 次整地層に伴う築地構築後ある程度の期間を経てからの自然堆積層と理解した方が妥当であるとの結論に達した。したがって、従来当研究所年報等で述べてきた灰白色土に対する見解⁽⁵⁾をここで訂正しておきたい。

なお、この火山灰の噴出源については、宮城県北西部の活火山の可能性を指摘する山田・庄子氏の説⁽⁵⁾と、「十和田 a」とする町田・新井・森脇氏らの説⁽⁶⁾がある。

以上、整地層を中心に層のあり方や遺構との関係などについて述べたが、これをまとめるとつぎのようになる。まず、多賀城の創建にあたって地形の低い政庁南西部と北東部に第1次の盛土整地が行われたことが知られる。北西から中央にかけての部分では、最も古い時期の遺構である SB150A 正殿や SF179A 西辺北半築地、SF167A 北辺築地が地山を削り出した面を基壇や基底部として建てられていることなどから、当初の段階でかなりの削平があったと考えられる。すなわち、創建期には北西部を中心に自然地形の高い部分を削平して、その土を地形の低い南西部と北東部へ盛土することによって、東西約 110m、南北約 130m の比較的平坦な政庁地区を造成したものと推定される。

創建時の整地

第1次整地の結果、北東部は北西部とほぼ同じレベルになるが、南西部では南東部と比較してまだ低いため、その後も築地周辺を中心としてさらに第2次から第4次の3度におよぶ整地が繰り返されたものと思われる。しかし、第1次から第4次までの度重なる整地が行われたにもかかわらず、政庁地区にはなお全体として南西に下がる傾斜面が残されており、南北で約 6.0m、南辺築地付近の東西では約 2.0m のレベル差がみられる。

その後の整地

また、南西部の各整地層には、それぞれに伴って構築された遺構が発見されていることから、造営や修復のたびごとに基底となる地盤面の嵩上げが行われてきたことがわかる。ここで確認された整地層と遺構との関係は、政庁地区の遺構変遷を考えるうえで重要な位置を占めるので、これを表7に整理しておく。

整地層	遺構
第4次整地層	SF 108 C
第3次整地層	SF 176 C・SF 108 B
第2次整地層	SF 176 B・SD 079・081・086
第1次整地層	SF 176 A・SB 187 A

整地に伴う遺構

表7 各整地層に伴って構築された遺構

註

- (1) 多賀城町『昭和44年度多賀城跡第6次（内城東北部）発掘調査概報』1970 p.7
- (2) 宮城県多賀城跡調査研究所年報 1979 p.6

第34次調査では、外郭南辺築地跡の北側の低湿地において上下のスクモ層に挟まれた状況で灰白色土層が検出された。この層は厚さがほぼ一定し、全面に均等に分布しており、攪乱された形跡もみられなかった。

- (3) 山田一郎・庄子貞雄「宮城県に分布する灰白色火山灰について」（宮城県多賀城跡調査研究所年報1979 所収）この中で両氏は、多賀城跡の灰白色火山灰が県内各地で確認される灰白色火山灰と同一であることを指摘し、その特徴を以下のようにまとめている。
 - 1. 重鉱物含量がきわめて少なく火山ガラスが大部分を占めるガラス質火山灰である。
 - 2. 岩質は流紋岩質であり、きわめて珪酸に富んでいる。
 - 3. シルトと細砂が大部分で、粗砂のきわめて少ない新鮮な細粒火山灰である。
- (4) 灰白色土層を盛土整地とみた根拠としては、政庁地区の SF121 東辺築地と SF103 南辺東半築地の2地点の状況があげられていた。しかし、「SF121Cの基底部に積まれた」とされた灰白色土は、その後の検討で、築地積土の下には入らず、その周辺に斜めに堆積した状況であることが明らかになり、これを自然堆積層とみることはとくに矛盾がないことがわかった。また「SF103C

の積土中に入っていた」とみた灰白土は、ごく少量で、灰白色火山灰と同一であったと断言するような資料ではなかった。また、同質の灰白色土層は、政庁地区以外でもこれまで城内の丘陵部・低湿地を問わず広く分布していることが確認されているが、低湿地での状況はいずれも第34次調査と同じであり、これに伴う遺構は全く発見されていない。このように遺構のない地域にまで広く分布し、しかも均等に堆積している状況からすれば、造営に伴う盛土整地層とは考え難い。

(5) この灰白色火山灰に対する当研究所の見解の推移を整理しておくことつぎのようになる。

政庁第5・6次調査の考察段階では、これが「盛土整地層」であるという前提のもとにこれと類似した灰白色土が陸奥国分寺跡・多賀城廃寺跡でもみられる点に着目し、かなり離れた位置にある国府と2官寺で同時に補修が必要とされた原因を貞観11(869)年の陸奥国大地震に求めた。つまり、灰白色土層は大地震の直後に設けられた陸奥国修理府による造営に関わる整地層と推定したのである。ついで、第10～13次で調査した外郭線・外郭地域でも同質の灰白色土が確認され、これをも政庁の灰白色土と同性格・同時期の整地層と考えた。

ところが、昭和47年度の外郭南辺築地の内側を対象とした第15次調査で、灰白色土の下から檜崎彰一氏によって11世紀初頭とされた須恵器が出土するに至り、先の年代観との間に大きな落差が生じた。このため、灰白色土を用いた「整地」が貞観11年直後と11世紀初頭以降の2度にわたって行われたという無理な解釈をせざるをえなくなった(檜崎氏の猿投窯編年の年代観については、平城京東三坊大路側溝の出土遺物を検討した高島忠平氏によって大きくさかのぼるのではないかという反論が提起され、以後各地で同様の施釉陶器の出土例が増えてきている。したがって、当研究所では現在、檜崎氏の年代観をもって灰白色土層を2時期に分けるといった見解はとっていない)。

その後、灰白色土層が火山灰の自然堆積層ではないかとの疑問が生じ、もしこれが人為的な整地層でないとすれば、869年直後の造営に結びつける根拠がなくなることとなるためその再検討が必要となっていた。

こうした問題意識に立って、第34次調査における灰白色土の分析を行い、また政庁内での灰白色土層についての再検討を加えた結果、本文中に述べたように、全てが同一の火山灰の自然堆積層であるという、従来とは全く異なる見解をとるに至った。なおその年代については第VII章考察の中で触れる。

(6) 町田洋・新井房夫・森脇広「日本海を渡ってきたテフラ」『科学』1981

2 発見遺構

検出した主な遺構は、礎石建物、掘立柱建物、築地塀、排水溝、土壇などである。建物跡については、その配置関係が割合明瞭に把握されるもののみ、政庁建物について通常呼称されている正殿、脇殿、前殿、後殿などの固有名を便宜的に付し、各建物群ごとに記述することとした。また、発掘基準線に対し、明らかに東西に対称の位置に配されていることが確認できる場合は、並列して東・西の順に記述した。その他の遺構については、各地区ごとにまとめて、古い方より順に記述した。

記述の方針

各遺構では基本的に、規模、検出状況、柱間、柱穴(礎石)、重複状況、関連出土遺物の順に記述し、平面模式図を付した。

平面模式図は、すべて縮尺 400 分の 1 とし、北を上にして掲載した。模式図の各記号は理解の便を考慮して以下のとおりとした。

模式図の記号

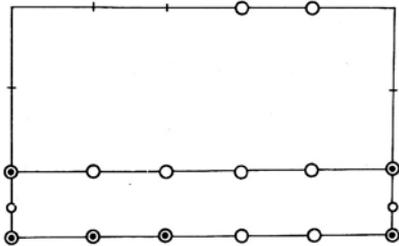
○柱穴、◎柱痕跡、●礎石、◎礎石痕跡(根石など)、+推定柱位置

また、柱筋については平面が明瞭に把握できるものを実線、不明なものを破線で示した。

(1) 正殿跡

政庁の中央やや北寄りに位置する。同位置で建て替えが行われており、A～Cの3時期の重複が認められる。以下、古い方より順次記述する。

SB150A (PL.6 上・23・25-3.4)



東西 5 間、南北 3 間の東西棟で、南廂付掘立柱建物跡である。身舎南側柱列と廂部分および、身舎北側柱列の一部分の柱穴と柱抜取穴を黄褐色の地山面で検出した。その方向はほぼ発掘基準線に一致している。

検出状況

したがって、幾つかの柱抜取穴に確認できる柱あたり痕跡(PL.25-4)により柱間を推定する。桁行に

平面

ついては、総長が身舎南側柱列で 19.53m、廂部分で 19.50m であり、柱間は廂部分で西より 4.12m・3.84m・11.54m(3 間分)である。梁行は身舎部分で北側柱列柱穴のほぼ中心に柱位置を推定すると約 8.4m(2 間分)となり、また、廂の出は柱あたり痕跡より、西妻で 3.38m、東妻で 3.36m である。したがって梁行総長は約 11.8m と考えられる。

柱穴は一辺約 1.2~1.4m の方形で、壁はほぼ垂直に掘り込まれており、深さは 1.5m 前後である。埋土は互層をなし、丁寧に突き固められている。柱は、柱あたり痕跡より径 0.45m と推定される。

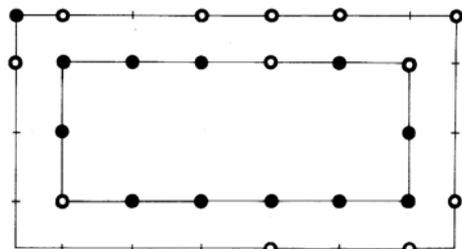
柱穴

門 柱 なお、両妻柱筋の廂部分で南側柱列より北へ約 1.5m のところに一辺約 0.6m の方形の小柱穴を検出しており、間柱の跡と考えられる。

基 壇 本建物の基壇については、その化粧施設等の痕跡が認められず判然としない。しかし、柱穴検出面が、本建物跡周辺の遺構面より約 0.4m 前後高くなっていることから、地山削り出しによる同程度の高さの基壇を有した可能性が考えられる。

SB150B (PL.6 下・23～25)

検 出 状 況



東西 7 間・南北 4 間の東西棟で、四面廂付礎石建物跡であり、SB150A の柱を抜き取って建て替えたものである(PL.25-3)。

遺構の残存状況は良好で、原位置を保っている礎石は身舎部分に 11 個、北側柱列西隅に 1 個残存しており、また、根石は 12 箇所を確認された。

平 面 礎石および根石のほぼ中心に柱位置を推定すると、桁行総長約 22.8m で、柱間は、身舎部分が 3.6m 等間、廂部分が東西ともに 2.4m である。梁行総長は約 12.0m であり、柱間は桁行と同じく身舎部分で 3.6m 等間、廂部分で南北ともに 2.4m である。

礎 石 礎石は、径約 2.0m、深さ約 0.3m の浅い穴を掘り、根石で基礎を固め、その上に据えられている。すべて約 0.8×10m 前後の安山岩または砂岩の自然石を利用しているが、上面に造り出しなどの加工はなされていない。

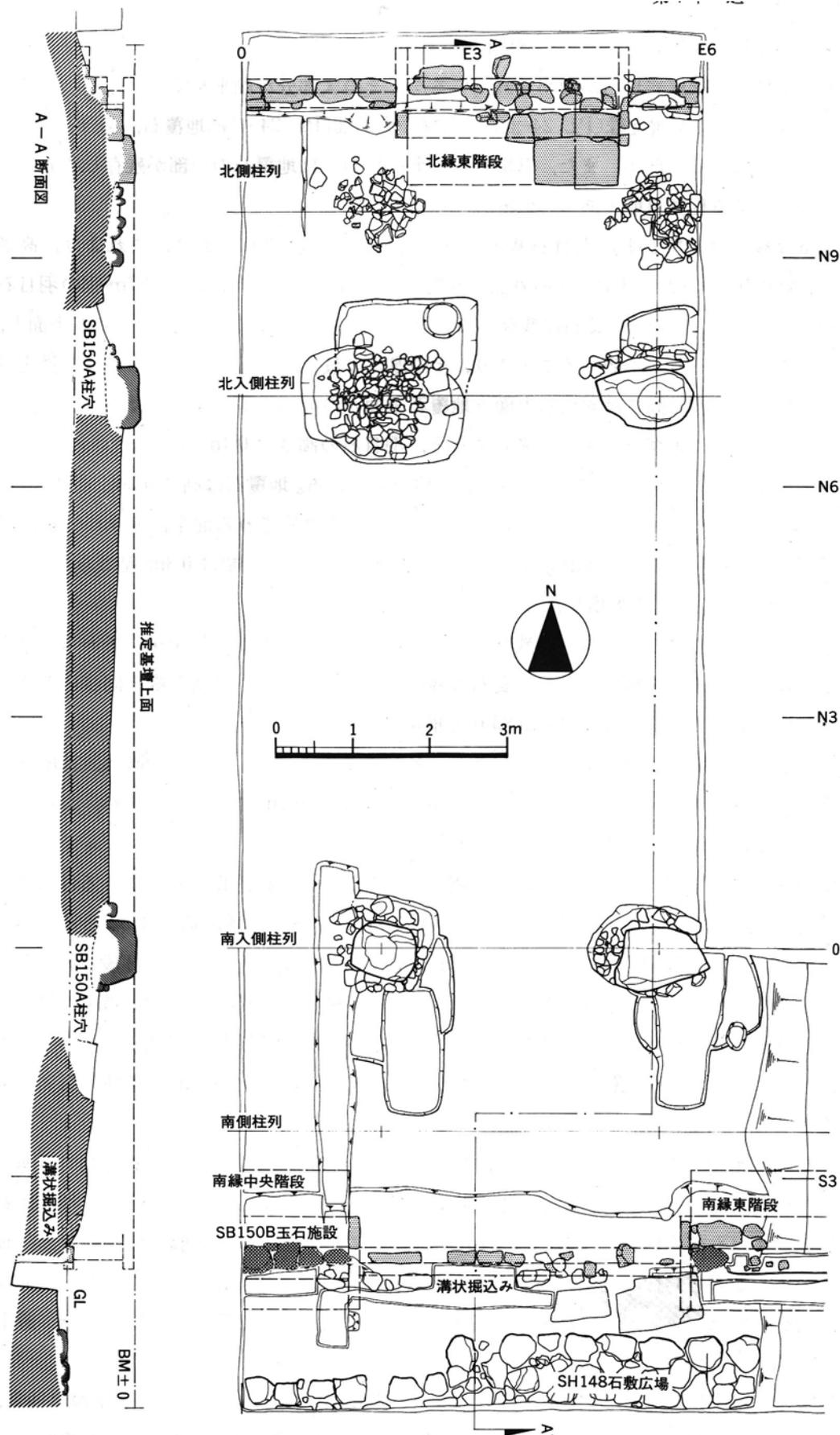
基 壇 基壇は、礎石天端が後述する SH148 石敷広場より約 0.9m 高いため当然存在したと考えられるが、後の SB150C の基壇改修時に壊されており、その痕跡は明瞭ではない。しかし、中央間の南方で南側柱列より 1.5m のところにこれに平行して幅約 0.3m で約 3.0m の長さに玉石を敷いた施設が残存している (PL23-2・24-1)。これらの玉石はその上面を石敷広場の玉石天端より約 0.2m の高さに揃えられている。また、後述する SB150C 基壇南縁の中央階段位置に一致し、玉石施設の天端が推定階段レベルより約 0.3m 低い。したがって SB150C の基壇改修時に階段と同位置の部分のみ壊されずに残存した本建物基壇施設の一部と考えて差支えないであろう。さらに、同様の状況を示す玉石は SB150C 基壇南縁の東階段部分の西端にも一個残存している。これより、基壇の化粧などに石敷広場と同様の人頭大の玉石が使用された可能性が考えられる。⁽¹⁾

溝 状 の 掘 込 なお、前述の玉石施設より下層で、SB150A の南廂の柱抜取穴と重複しこれより新しい幅約 0.7～1.0m、深さ約 0.2～0.3m の溝状掘込を、建物跡に平行して東西約 26.0m にわたって検出した。その性格は不明であるが、基壇構築に伴う可能性も考えられる。

SB150C (PL.6 下・23～25)

検 出 状 況

SB150B の基壇化粧を全面的に改修したものである。建物については、基壇北縁の地覆石下や、基壇周辺に焼土が認められるが、礎石がそのままであり、据え替えられた形跡がないため、SB150B が焼失し、基壇改修時に建て替えられたか否かは不明である。いずれ



記述の方針

模式図の記号

検出状況

平面

柱穴

図46 SB150 基壇詳細図

にしても建物の規模等については **SBI50B** に同じである。

基壇化粧 基壇化粧には凝灰岩切石が使用されているが、その大部分が削平を受け、残存状況は良くない。しかし、基壇北縁(**PL.24-3.4**)、南縁の東半部(**PL.24-1**)に地覆石、羽目石、階段側石、踏石などの一部が、また、基壇西縁(**PL.24-2**)には地覆石の一部が残存しており、推定復原がある程度可能である(図 46)。

検出状況 基壇北縁では地覆石上に羽目石基部が立った状態で検出されており、これより、高さ **0.2m**、幅 **0.3m** の地覆石上に、その外面より約 **0.15m** 控えて厚さ **0.2m**、幅 **0.7m** 程の羽目石を据えたことが知られる。葛石は残存していないが、階段最上段に残っている切石下面と、側石上端とのレベルが一致することより、その厚さは最上段切石と同じく **0.15m** と推定される。また、基壇の高さは同切石上面と地覆石下面とのレベル差より約 **0.75m** である。したがって、前述の地覆石の厚さを考慮すると、羽目石の高さは **0.4m** 程と推定される。

平面 基壇南縁では、地覆石と横転した羽目石を検出している。地覆石は高さ **0.1m**、幅 **0.2m** 程が残っているが、その上面で羽目石が据えられていたと推定される北半部分 **0.15m** 程が風化せず原形を保っている。基壇北縁の地覆石の状態より、もとの幅は **0.3m** 程であり、その南半 **0.1m** 程が風化して欠損したものと考えられる。

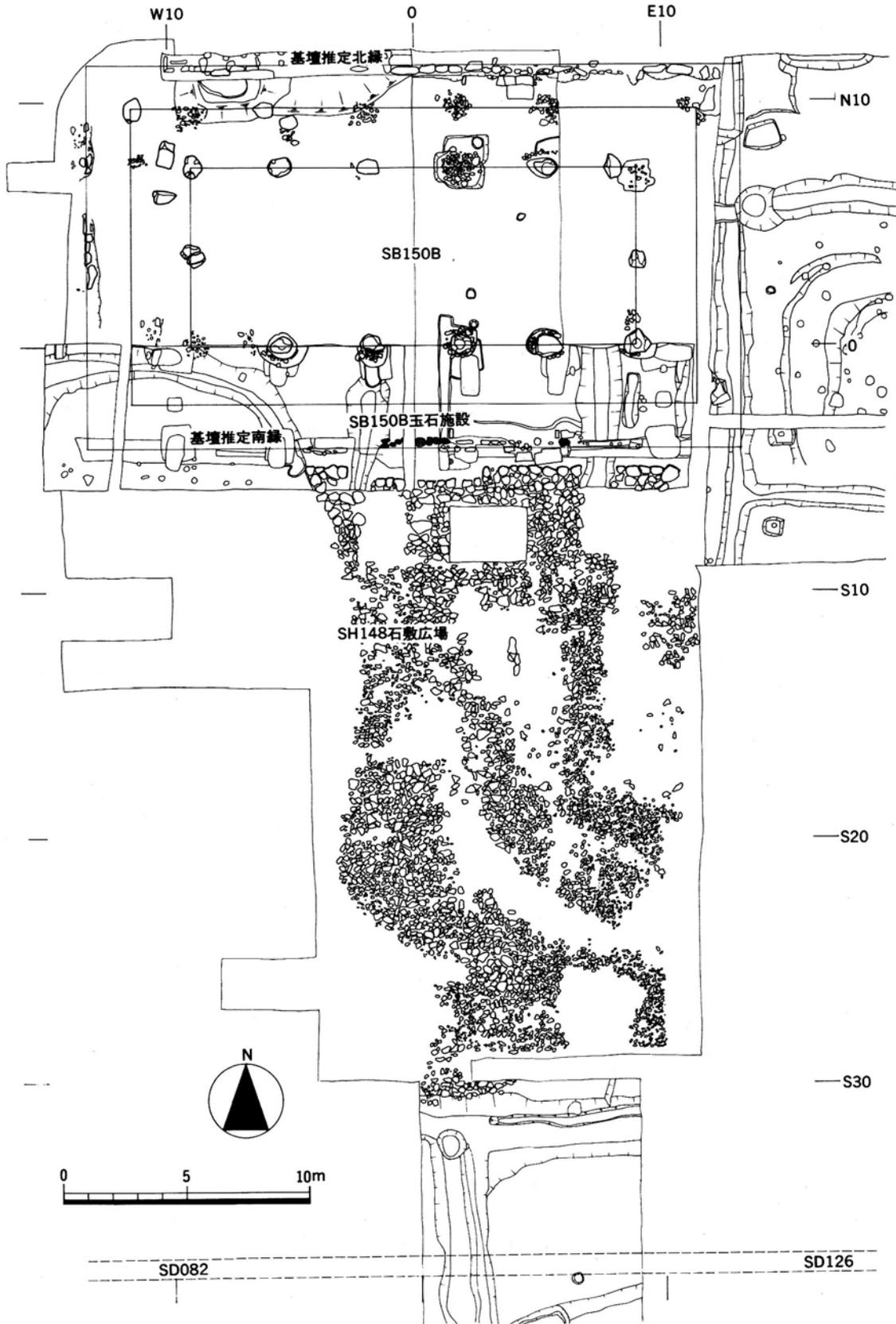
礎石 羽目石は **2** 個の切石が横転して残存していた。そのうち **1** 個が原形を保っており、厚さ **0.2m**、幅 **1.1m**、高さ **0.65m** である。葛石は残存していなかったが基壇北縁と同様に考えると、基壇南縁での基壇の高さは約 **0.85m** と推定される。

基壇 以上より、基壇上面は、南北のレベルが一致して水平となり、各礎石天端は、基壇上面より **0.05~0.2m** 程出ることになる。なお、南北基壇高に **0.1m** の差が生じるが、これは周辺地形が南に傾斜しているためと考えられる。

階段部分は、基壇北縁で中央柱間の東側一間のところと比較的良く残っている (**PL.25-1.2**)。階段側石外面が梁行柱筋よりそれぞれ **0.3m** 内側にあり、階段幅は **3.0m** となる。階段は **4** 段であり、特に最上段と **3** 段目が良好に残っている。蹴上げ高は **1~3** 段目が **0.2m**、最上段が **0.15m** である。踏面は残存する **3** 段目より復原すると **0.4m** である。階段の最上段の蹴上げ面は北側柱列より北へ **1.1m** のところであり、残存階段側石の南端に一致する。また、**2** 段目蹴上げ面が地覆石外面に一致することから、一段目の分 **0.4m** が基壇外面より突出することとなる。

溝状の掘込 一方、基壇南縁では、中央柱間で東側梁行柱筋より **0.3m** 内側と、身舎東端柱間で西側の梁行柱筋より **0.3m** 内側の **2** 箇所階段側石を検出している(**PL.23-2**)。さらに、階段側石北端はいずれも南側柱列より南に約 **1.1m** のところにある。これは北側階段の状況と一致するので、北側と同様の復原が可能であろう。ただし、蹴上げ高については北側とは異なり基壇高 **0.85m** であるため、階段が **4** 段であるとする、**1~3** 段目が **0.23m** 前後、最上段が **0.15m** と推定される。

検出状況 以上より、基壇西半には、削平されているため階段部は残存していないが、階段は通常、対称に付設されていることを考えると、南側階段は中央柱間と身舎両端柱間の **3** 箇所、北



記述の方針

模式図の記号

検出状況

平面

柱 穴

図 47 SH148 石敷広場跡平面図

基壇の出 側階段は中央柱間両脇の柱間 2 箇所が付されていたことになる。また葛石と地覆石の外表面が一致していたとすると、基壇の出は各側柱列より約 1.8m となり、基壇総長は東西約 26.4m、南北約 15.6m と推定される。

なお、本基壇は、基壇北縁の階段部分で後に玉石などで一部補修されている状況 (PL.25-1.2)が認められた。

(2) 石敷広場跡

SH148 (図 47、PL.22)

正殿の南前面で地山上に拳大から人頭大のやや偏平な安山岩玉石を敷き詰めた石敷を検出した。

検出状況 本石敷は、正殿の前面東半部で東西約 15m、南北約 25m の範囲に残存していた。当時の状態を保ち石敷の範囲を確認できるのは北縁のみであり、他の三辺については、削平が著しいため不明である。

石敷の範囲 この北端の線は、先述の SB150B の南側柱列より 2.70m のところに位置する。また、SB150B の中央柱間(柱間 3.6m)中心に対し、東西に各々2.70m、すなわち 5.40m の幅で南へ 0.60m U 状に控えている。

一方、東側は正殿基壇の東縁の延長線付近まで広がっており、本石敷の東西端は SB150B・C の基壇の東西縁にほぼ一致していたと推定される。また、南端については、正殿の南方約 30m のところを東西に走る SD082・126 石組溝が検出されており、少なくともここまでは敷き詰められていたと考えて差し支えなからう。

基壇と石敷 ところで、前述の SB150B 基壇に関連すると推定した玉石施設は、その南端が石敷前庭北端の北方約 0.9m のところに位置し、また、東西方向ではU状の控えに一致している。したがって、この控えは基壇の階段位置を示しているものと思われ、また残存する玉石施設は基壇地覆または階段に関連する可能性が考えられる。

なお、SB150B 正殿中央間に一致して南北方向に幅 3.6m で石の敷並べ方が他と異なっており、南門に至る通路と考えられる。また本石敷の南北で約 0.5m のレベル差があり、南方へ傾斜しているが、これは地形の傾斜に合わせたものであろう。

(3) 脇殿跡

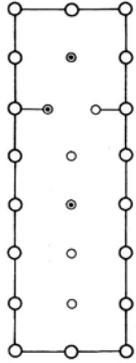
正殿の東西前方で、2 棟ずつ対称に位置する計 10 棟の脇殿と推定される建物跡を検出した。以下、順を追って記述する。

a SB127・SB175 建物跡

正殿の左右前方に配された同平面規模の掘立柱建物跡である。南北発掘基準線に対し

SB127 は東に、SB175 は西に、ほぼ対称の位置にある。両建物跡とも、床束および間仕切り跡と考えられる小柱穴を伴う。

SB127 (PL.7・26-1.2)



南北 7 間、東西 2 間の南北棟掘立柱建物跡で、発掘基準線にほぼ一致する。

柱穴はすべて地山面で検出したが、柱痕跡は側柱穴のいずれにも確認できなかった。したがって、柱間は確定できないが、柱穴の位置関係より、後述する SB175 と同規模の桁行総長約 17.9m で柱間 2.56m 等間、梁行総長 5.6m で柱間 2.8m 等間とみておきたい。

一方、棟通り下で各梁行柱筋上に 5 個、また北妻より 2 間目の梁行柱筋上に 2 個の小柱穴を検出した。これより、本建物は床張りで北妻より 2 間目に間仕切りを有したものと考えられる。

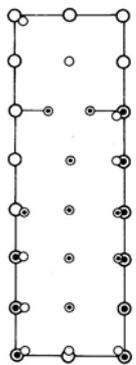
側柱穴は 1.2×1.4m 程の不整形で壁はほぼ垂直に掘られ、深さは 1.0m 前後である。前述の小柱穴は一辺約 0.7m、深さ約 0.5m 程の方形で、側柱穴に比べて小さく浅い。

柱穴埋土は互層をなし、丁寧に突き固められている。

柱は、側柱が不明であるが、柱痕跡を確認した床束で径 0.30m、間仕切りで径 0.25m である。

なお、本建物跡は SB1150 と重複しているが、新旧関係は不明である。

SB175 (PL.8・26-3.4)



南北 7 間、東西 2 間の南北棟掘立柱建物跡で、方向は発掘基準線にほぼ一致する。

本建物跡は、後述する SB1151 に伴う整地層を除去したところ、その下層の地山面で検出した。

柱穴は良好に残存しており、そのうちの大半で柱痕跡を確認している。柱間は桁行が、東側柱列で南より 2.45m・2.65m・2.55m・2.67m・2.50m・(北 2 間分不明) である。多少のばらつきはあるが 2.56m 等間とみると桁行総長は 17.92m と推定される。梁行については南妻と南より 1 間目と 2 間目の両側柱穴で確認した柱痕跡より、総長平均 5.66m である。柱

間は後述する棟通り下床束柱穴の柱痕跡を参考にすると 2.83m 等間と考えられる。

本建物跡も SB127 同様、棟通り下で各梁行柱筋下に 5 個、また、北妻より 2 間目の梁行柱筋上に 2 個の小柱穴を検出しており、床張りで北妻より 2 間目に間仕切りを有したものと考えられる。

ところで、東西側柱穴に重複して床束柱穴と同じ大きさの小柱穴を検出した(図 48)。この柱穴は側柱穴の柱痕跡の半版を含むように、その内側に掘り込まれている。この状況より小柱穴は側柱が立っているときに掘り込まれたものと考えられ、そのうちの数個の小柱穴では柱痕跡も確認している。これより、棟通り下小柱穴と一連の床束柱穴と見て差し支

検 出 状 況
平 面
小 柱 穴

柱 穴

検 出 状 況
平 面

小 柱 穴

えなからう。すなわち、側柱を立て柱穴を埋めたのち、各側柱の内側および棟通りに再度小柱穴を掘り床束を立てるという工程順によって生じたものと推定される。

発掘調査時に柱穴の切り合い関係を十分に理解し得なかった面があり、各側柱穴の内側すべてに当然伴うと考えられる小柱穴を確認していなかったり、また、その重複状況に若干の矛盾がみられる箇所もあるが、前述のように推定しておきたい。

床 組 さらに、床束柱穴について詳細にみるならば、梁行方向には、必ずしも床束柱筋が通らず、また両側柱に一致しない場合が多い。しかし、桁行方向にはそれぞれの床束柱筋が通る。これより、床構造は両側柱内側と棟通り下の床束上で桁行方向にのみ床桁を組み、床板をその上に梁行方向に敷き込んだものと考えられる。⁽²⁾

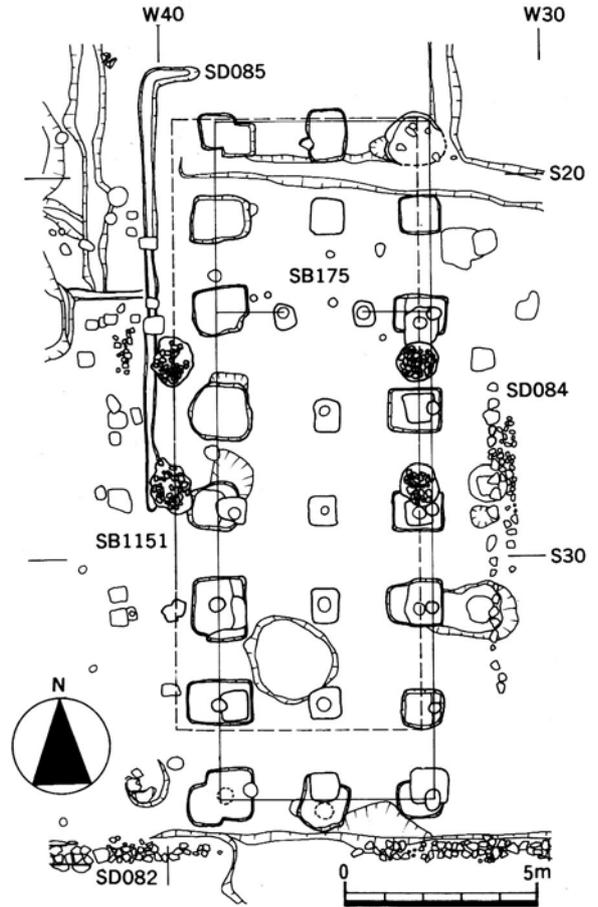


図 48 SB175・1151 平面図

なお、先に記述した **SB127** では西側柱内側に小柱穴を確認していないが、当然本建物と同様の床構造であったと推定される。

柱 穴 柱穴は、側柱穴が一边 1.2~1.4m、床束柱穴が一边 0.6~0.8m の方形で、間仕切り柱穴はこれより若干小さい。柱穴の深さや埋土の状況は断ち割りを実施していないので不明である。柱は、柱痕跡より側柱が径約 0.35m、床束柱が径約 0.3m、間仕切り柱が径約 0.25m である。

雨 落 溝 本建物の西側柱列の西約 1.6m の位置に長さ 11.6m、幅 0.2~0.4m、深さ 0.05~0.1m の浅い **SD085** 溝(PL.26-5)を検出した。この溝は北妻西端を巡るように北端で東に折れており、北妻の北約 1.0m の位置を通る。埋土は砂質土であり、本建物の雨落溝と考えられる。

重 複 状 況 なお、本建物跡は前述のように **SB1151** と重複しておりこれより古い。

b SB135・SB180 建物跡

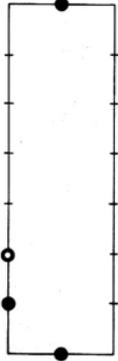
これらは正殿の東西に検出された同平面規模の礎石建物跡である。

南北発掘基準線に対し、東に **SB135** が、西に **SB180** がほぼ対称の位置に配されている。両建物ともその北妻が東西発掘基準線に一致し、また、両妻棟通りには、政庁東西辺築地

がそれぞれ取り付く。

また、両建物の正殿側には、雨落を兼ねた石組排水溝が付設されている。

SB135 (PL.9・27・28)



南北7間、東西2間の南北棟礎石建物跡で、南北両妻の棟通りに築地
 が取り付く。

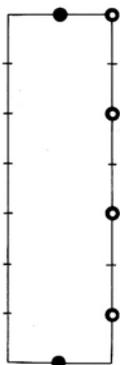
本建物跡は、政庁地区東端部の第1次整地層およびSF121A築地積土
 上で検出した(PL.28-2.3)。しかし、後世の溝あるいは掘込によって著し
 く破壊されており、加えて東半部は完全に削平されていたため、礎石が
 3個と根石が1箇所、それに基壇の痕跡のみしか残存していなかった。
 建物の方向は発掘基準線に対し北で約50分西に偏している。

柱間は、復元的に推定せざるを得ない。桁行については南北両妻棟通
 り下の礎石より総長が約18.3mである。柱間は、西側柱列に残存する礎
 石と根石の間隔が約2.6mであることより2.61m等間7間とみて矛盾はないであろう。梁
 行については、柱間が南北両妻棟通り下の礎石と西側柱列との間隔より約2.7mであり、
 総長は2間等間として約5.4mと推定される。

基壇については、その積土などが残存していないが本建物の西半部を内法幅約0.6mの
 SD080石組溝(PL.28-1)がコの字状に巡っており、この溝の東側石が基壇縁石をも兼ねて
 いるものと考えられる。これより基壇の出は北で北妻より1.1m、西で西側柱列より1.6m
 である。基壇の平面規模は、削平されているため不明である南および東側の出を、それぞ
 れ北および西側と同じと仮定すると、南北約20.5m、東西約8.6mとなる。高さは、縁石
 すなわち溝側石の痕跡しか残っていないため明瞭ではないが、北妻礎石天端と溝底石上面
 とのレベル差が0.12mであり、これと同程度の高さを有していたものであろう。また、反
 対側の溝側石の高さも0.1m前後であり、当基壇は周辺地盤よりさほど高くはなかったと
 考えられる。

なお、南妻の礎石(PL.28-5)は、SF121A築地の削り残された積土の上に据えられてい
 る。一方、北妻礎石(PL.28-4)は焼土、焼瓦を突き込んだSF121B築地に覆われている。
 また北妻より南1間目の棟通り付近の床面が焼けていたことにより、本建物が火災により
 焼失したことが知られる。さらに本建物跡はSB193と重複しているがそ
 の新旧関係は不明である。

SB180 (PL.10・29~32)



南北7間、東西2間の南北棟礎石建物跡でSB135同様、南北両妻の棟通
 りに築地を取り付く。

本建物跡は、北半を黄褐色地山面で、南半を第1次整地層で検出した
 が、西半は完全に削平されており、東半で礎石2個、根石4箇所、それ
 に基壇の痕跡が残存しているにすぎなかった。建物の方向は発掘基準線
 に対して北で約57分東に偏している。

検出状況

平面

基壇

重複状況

検出状況

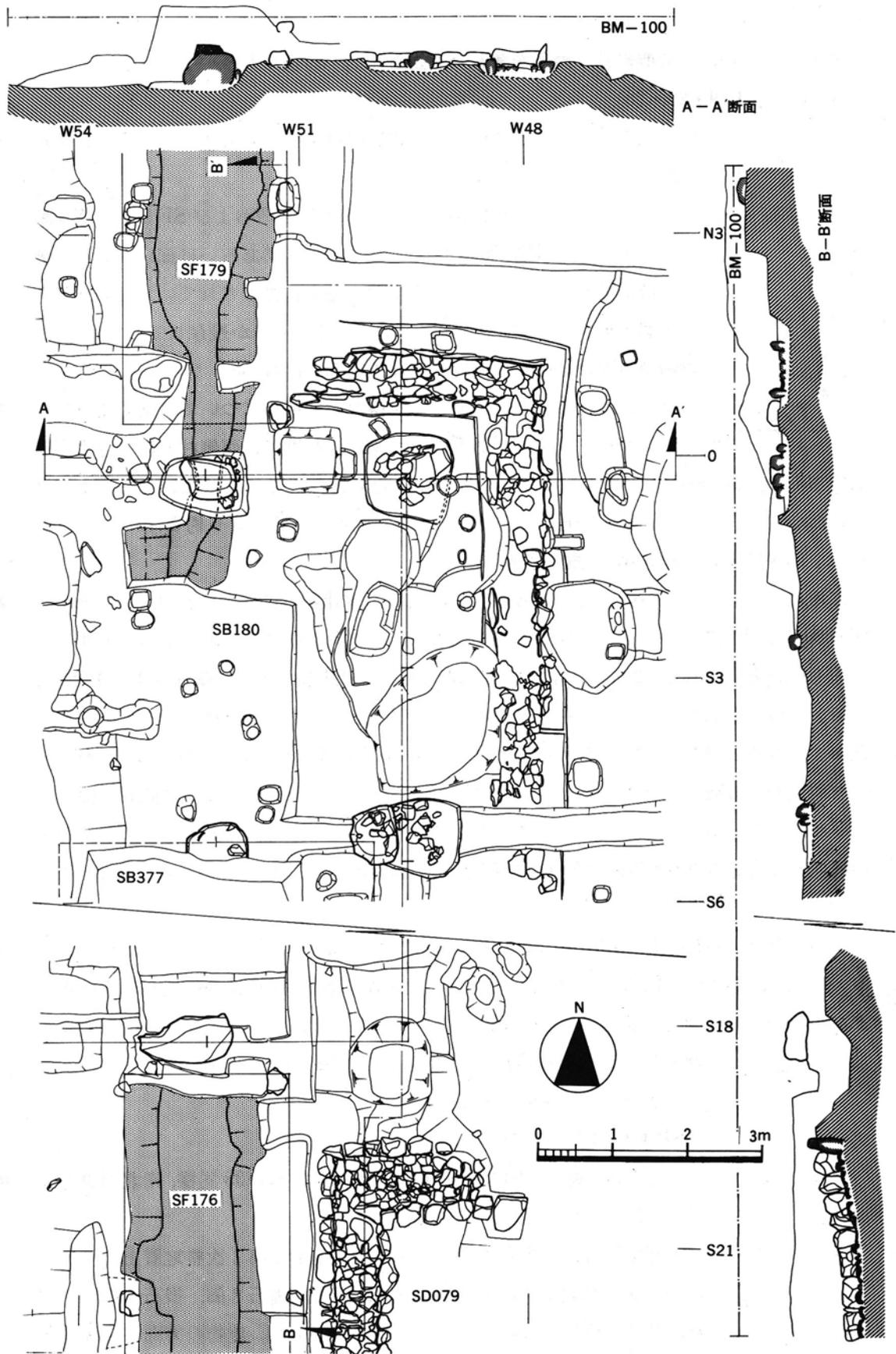


图 49 SB180·377 平面图 (部分)

平面は復原的に推定せざるを得ない。桁行については総長が、南北両妻棟通り下の礎石より約 **18.1m** である。柱間は東側柱列で根石のみしか残存せず明確には示し得ないが、**2.59m** 等間 7 間とみて矛盾はないであろう。梁行については柱間が両妻棟通り下の礎石と東側柱列との間隔より約 **2.7m** である。総長は 2 間等間とみると、約 **5.4m** となる。

平 面

基壇については、SB135 同様本建物の東半部をコの字形に巡る内法幅約 **0.6m** の SD079 石組溝の側石が、基壇縁石を兼ねていたと考えられる(図 49、PL.30)。これより基壇の出は、北で北妻より **1.1m**、南で南妻より **1.6m**、東で東側柱列より **1.2m** である。基壇平面規模は、削平されているため不明である西側の出を東側と同様とみると、南北約 **20.7m**、東西約 **7.8m** と推定される。基壇の高さは、残存している縁石の天端と溝底石とのレベル差より、北縁で **0.12m**、南縁で **0.40m** である。一方、溝の反対側石の高さが北で約 **0.1m**、南で約 **0.2m** である。以上より、当基壇は周辺地盤面に対し、北縁(PL.29-1)でほぼ同じ、南縁(PL.29-2)で約 **0.2m** 高いことになる。ところで、周辺地盤面が南へ傾斜しているのに対し、南北両妻棟通り下の礎石間のレベル差が **0.16m** とほぼ水平である。これより前述の状況は基壇面をほぼ水平にした結果と考えられる。

基 壇

また、本建物に関連する施設の跡として、東側柱列の東方で、これに直交し東西方向に長さ約 **10m** にわたり、間隔約 **1.6m** の 2 列の玉石列の痕跡と玉石列間に部分的に残存している小碎石を検出している(PL.32-3)。この中心線は、東側柱列中央間の中心に一致しており、これは前述の SH148 石敷広場と本建物を連絡するための通路跡と考えられる。

連 絡 通 路

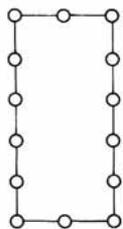
なお、本建物北妻棟通り下の礎石(PL.31-2)は SF179A 築地の残存する積土を切って据えられており、礎石上面の北半部は焼土を突き込んだ SF179C 築地により覆われている。また、南妻礎石(PL.31-1.3)は SF176A 築地の残存する積土上に据えられている。これらの状況は、SB135 の場合と一致している。礎石据え穴中より軒丸瓦 120 が出土している。本建物跡は SB377 と重複しておりこれより古い。

重 複 状 況

c SB123・SB172 建物跡

政庁の南東隅および南西隅で検出したほぼ同平面規模の掘立柱建物跡である。南北発掘基準線に対し、東に SB123 が、西に SB172 がほぼ対称の位置に配されている。

SB123 (PL7・36-1)



南北 5 間、東西 2 間の南北棟掘立柱建物跡であり、地山面で検出した。柱穴はすべて残存していたが、柱痕跡はいずれも確認し得なかった。建物の方向は発掘基準線に対し、北で約 **34** 分西に偏している。

検 出 状 況

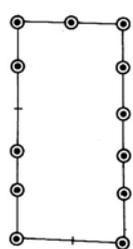
柱穴のほぼ中央に柱位置を推定すると、桁行は総長約 **10.5m**、柱間 **2.1m** 等間、また梁行は総長約 **5.0m**、柱間 **2.5m** 等間と考えられる。

平 面

柱穴は一辺 **0.7~1.0m** 程の方形である。深さや埋土の状況は不明である。

なお、北妻の各柱間中央で径 **0.5m** 程の若干浅い不整円形の小柱穴を 2 個検出しているが、本建物に伴うか否か不明である。

検出状況 **SB172 (PL.8・36-2.3)**



南北5間、東西2間の南北棟掘立柱建物跡で、政庁南西隅の第1次整地層上で検出した。柱穴は、南妻棟通り下と西側柱列の1個が土壌などによって壊されていたが、他はすべて検出し、これらには柱痕跡を確認した。建物の方向は、両側柱が平行でなく、東側柱列が約1度12分、西側柱列が約14分それぞれ北で西に偏している。

平面 桁行については、東側柱列で総長11.34mであり柱間は南より2.60m・1.94m・2.14m・2.40m・2.26m、西側柱列で総長11.22mであり柱間は南より2.43m・2.10m・4.31m(2間分)・2.38mである。また、梁行については、柱間が北妻西より2.69m・2.63mで、総長は北妻で5.32m、南妻で5.49mである。したがって、柱間は、桁行、梁行ともにばらつきが多く統一性に欠ける。

柱穴は一辺0.6~0.8mの方形で、深さは0.5~0.7m程であり、壁はほぼ垂直に掘られている。埋土中には、多量の焼土や焼瓦、焼壁片が混入している。柱は、柱痕跡より径0.25m前後である。

柱穴の掘込面 なお、柱穴を検出した第1次整地層上に一部焼土を多量に含む第3次整地層を確認している。この層と柱穴の直接の重複関係は不明であるが、前述した柱穴埋土の状況より、本建物柱穴は第3次整地層の上面から掘り込まれたものと推定される。

d SB1150・SB1151 建物跡

正殿の左右前方で、南北発掘基準線に対しほぼ東西対称の位置に検出された建物跡である。

両建物跡とも残存状況がきわめて悪く、SB1150が東で4間、西で5間分の2列の側柱穴のみ、SB1151が梁行柱筋を揃えて東西に各1間分の2列の根石4箇所と据え穴を1箇所検出したにすぎない。

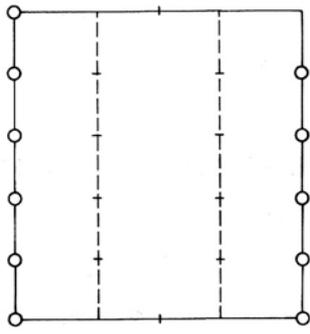
対称性の推定 しかし、両建物跡は共に南北棟でその方向が発掘基準線にほぼ一致し、東西側柱列間の中心が南北発掘基準線に対し東西対称の位置にある。また、SB1150西側柱中央間とSB1151の4箇所の根石はそれぞれ梁行柱筋が東西発掘基準線に平行する同一の東西線上に位置し、桁行柱間がほぼ同じである。よって、SB1151の桁行をSB1150同様5間とすると、両建物の南北両妻はそれぞれ同じ東西線上に一致する。これらの状況によりSB1150・SB1151は、正殿の南方で東西対称の位置に配された一対の建物と見ても矛盾はないであろう。

以上のことを前提として両建物跡について述べる。

SB1150 (PL.7・37-1)

検出状況 東側柱列4間分、西側柱列5間分の柱穴を地山面で検出した。本建物跡は桁行5間の南北棟と推定される。A~Cの3時期の重複がみられ新しいものほど梁行が狭い。

平面 柱間は柱痕跡を確認していないため明確には示し得ないが、桁行についてはいずれも総



長約 16.0m、柱間 3.2m 等間と推定される。ところで梁行については、残存する両側柱列間の距離が A で約 15.0m、B で約 13.2m、C で約 12.0m であり、一つの梁間と見るにはいずれも広すぎる。したがって、本建物跡は、南北 5 間、東西 4 間の身舎部分に礎石を使用した東西廂付建物であり、身舎部分の礎石および根石がすべて失われたものと推定せざるを得ないであろう^③。この場合、前述の前提に従って身舎部分が SB1151 と同じと考えると、梁行柱間は身舎で 3.2m 等間であり、東西廂の出はそれぞれ SB1150A で約 4.3m、SB1150B で約 3.4m、SB1150C で約 2.8m と推定される。

なお、後述する SB1151 は廂付建物でないことから、本建物も当初には廂が付いていなかった可能性も考えられる。

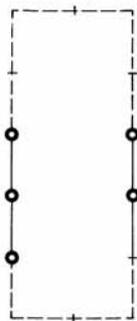
廂の柱穴は A が一辺約 1.0m の不整形、B・C が径 0.3~0.5m の不整形円形であり A に

柱 穴

比べ B・C が小さい。柱穴の深さ、埋土の状況などは断ち割りを実施していないため不明である。また A の柱穴の幾つかには柱抜取穴が伴い、B の柱穴がそれを切っており、さらに C が B の柱穴を切っている。

なお、本建物跡は、SB127 と重複しているが新旧関係は不明である。

SB1151 (PL.8・37-2.3・38)



SB175 建物跡を覆う厚さ 0.3~0.5m 程の整地層上で検出された南北棟礎石建物跡である (図 48)。残存状況が悪く、東側柱列に 2 箇所、西側柱列に 3 箇所の根石(PL.38-2~5)および据え穴を検出したのみである。

検 出 状 況

根石のほぼ中心に柱位置を推定すると、梁行総長は約 6.4m で柱間は約 3.2m である。さらに、前述の前提に従い SB1150 と桁行総長が同じとすると、桁行は 5 間等間でその総長は約 16.0m、梁行柱間は 3.2m 等間 2 間となる。

平 面

根石は安山岩の玉石で径 1.0m 前後の遠景の浅い穴に敷き込まれている。基壇は明瞭には把握することができなかったが、さきに整地層と述べたものが基壇の築成土である可能性も考えられる。

基 壇

なお、本建物に伴うものか否か不明であるが、東側柱列の東約 2.0m のところで、幅約 0.6m の SD084 石組溝の痕跡(図 48、PL.38-6.7)を南北方向に約 8.0m にわたって検出した。

石 組 溝

また、本建物跡は SB175 と重複しておりこれより新しい。

前述した整地層中より軒丸瓦 221・222・223、軒平瓦 620 などが多数出土している。

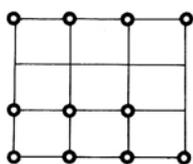
e SB136・SB186 建物跡

正殿の東西、築地寄りに検出された総柱礎石建物跡である。南北発掘基準線に対し、東

に SB136、西に SB186 がほぼ対称に配されている。SB186 の残存状況が悪く明瞭ではないが、両建物を同規模と仮定すると、その南側柱列が東西発掘基準線にほぼ一致する。

検出状況

SB136 (PL.9・33・34)



東西 3 間、南北 3 間の東西棟で礎石総柱建物跡である。本建物跡は政庁地区東端部を造成した第 1 次整地層上および地山面にまたがって検出された。礎石はすべて失われており、11 箇所の根石を確認したのみである。特に、北側柱列より南 1 間目の柱列は後世の東西溝によってすべて削平されていた。

建物の方向は礎石がすべて失われているため厳密には示し得ないが、発掘基準線にほぼ一致すると考えられる。

平面

柱間は、推定であるが、桁行総長約 9.0m で柱間 3.0m 等間、また梁行総長約 7.2m で柱間 2.4m 等間と見ておきたい。

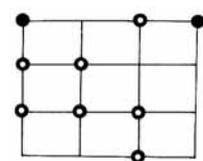
根石

根石は安山岩の大きな割石(PL.34-3)を使用し、径 1.5~2.0m、深さ 0.2m 前後の不整円形の穴に敷き込まれている。また、その中には焼土や木炭片が多量に混入していた。

なお、本建物跡の周囲には凝灰岩切石片が散乱していたが、これが基壇に関連するものか否かは不明である。

SB186 (PL.10・35)

検出状況



東西 3 間、南北 3 間の東西棟で総柱礎石建物跡である。正殿の西方の地山上で検出したが、全体に著しい削平をうけており礎石 2 個、根石 7 箇所が残存していたにすぎない。

平面

建物の方向はほぼ発掘基準線に一致している。

柱間は桁行が総長約 9.0m、柱間 3.0m 等間、梁行が総長約 7.2m、柱間 2.4m 等間と推定される。

礎石

礎石は上面が加工されていない径約 0.8m 前後の大きな安山岩の自然石で、径約 1.5~2.0m、深さ約 0.1~0.2m の浅い穴に敷き込まれた根石上に据えられている。また、根石中には焼けた瓦が混入していた。

なお、本建物跡は SB373 と一部重複しており、これより古い。

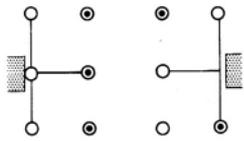
(4) 南門跡、脇門跡、翼廊跡

正殿跡の南方約 65m の位置で、政庁の SB101 南門およびこれに付設された SB104・189 脇門、SC105・109 翼廊の跡を検出した。

南門には A~C の 3 時期の重複があり、ほぼ同位置で建て替えられている。また、重複状況と位置関係より、脇門は SB101A に、翼廊は SB101B にそれぞれ付設されたものと考えられる。

以下順を追って記述する。

SB101A (PL.11・39～41)



東西3間、南北2間の掘立柱八脚門である。門の東半部は黄褐色地山面で、西半部は南西隅の柱穴を第1次整地層上で、他を黒褐色旧表土面で検出した。其の方向はほぼ発掘基準線に一致する。

検出状況

柱穴はその大半を確認したが、後述するSB101B・Cが重複しているため、平面で明瞭に把握できないものについてはその下層で確認できる場合が多かった(図50)。そのすべての柱穴には建物外側より掘り込まれた柱抜取穴が伴う。

数箇所の柱抜取穴中には柱あたり痕跡がわずかに認められる。これを参考にすれば、桁行総長は約9.8mで柱間が中央間約4.2m、両脇間約2.8m、また梁行総長は約6.0mで、柱間が約3.0m等間と推定される。

平面

柱穴は一辺約1.2～1.5mの方形で、深さは約1.3～1.5mである。埋土は赤褐色粘質土と黒褐色粘質土の互層となっており、丁寧に突き固められている。柱は南側柱列東端の柱抜取穴中に認められる柱あたり痕跡より径0.35mと考えられる。

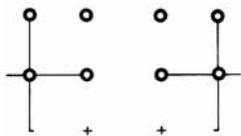
柱穴

この門の東西両妻にはSF103・108築地が取り付き、さらに脇門が付設されている。

なお、北側柱列柱抜取穴上に後述するSD081石組溝が重複している。

重複状況

SB101B (PL.11・39～41)



東西3間、南北2間の礎石八脚門跡で前述のSB101Aと同位置で、掘立柱からほぼ同規模の礎石建物へ建て替えられている。

検出状況

礎石はすべて失われていたが、北側柱列と棟通り柱列のすべての柱位置に壺掘り地業を検出した。このうち、北側柱列の2箇所で、同地業上部に突き込まれた玉石が残存していた(PL.40-1.2.4)。

壺掘り地業のほぼ中心に柱位置を推定すると、桁行総長は約9.9mで、柱間が中央間約3.9m、両脇間約3.0m、また梁行総長は約6.0mで、柱間が約3.0m等間2間と考えられる。

平面

壺掘り地業はSB101Aの柱穴の位置にほぼ一致し、径約1.6m～1.8mの不整形円形で、深さ約1.0m～1.2mで搦鉢状に掘り込まれている(図50、PL.41-1.2)。埋土は黄色砂質土と黒褐色粘土の互層であり、丁寧に突き固められている。さらに、ところどころに径約0.1～0.2m程の玉石を層状に突き込んでいる場合もみられる。

壺掘り地業

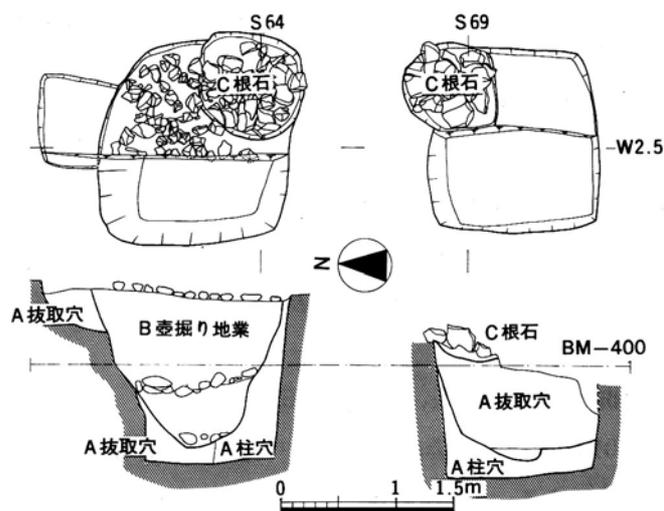


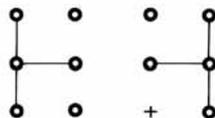
図50 SB101重複状況詳細図

一方、南側柱列は SB101A の柱抜き取り後、同穴を丁寧に突き固めているだけで新たな壺掘り地業は行われていなかった(PL.41-4)。

なお、この門の東西両妻には後述する SC105・109 翼廊が取り付き、これらの周囲を SD081 石組溝が巡り基壇を形成する。基壇の詳細については翼廊とともに記述する。

SB101C (PL.11.39~41)

検 出 状 況



東西 3 間、南北 2 間の礎石八脚門で、前述 SB101B と棟通りを一致させ、東へ約 0.3m 程ずらし、梁行総長のみ若干縮少して建て替えられている。門の方向は発掘基準線に一致する。

礎石はすべて失われていたが、根石あるいは据え穴のほとんどを検出した。

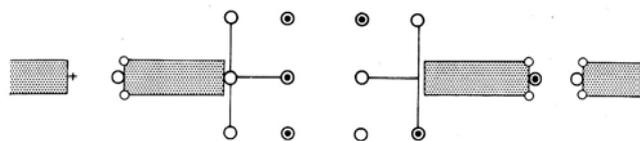
平 面

柱位置を根石のほぼ中心に推定すると桁行総長約 9.9m で、柱間が中央間約 3.9m、両脇間約 3.0m、また、梁行総長約 4.9m で、柱間が 2.45m 等間 2 間と推定される。

根石は径 1.0m 前後の浅い円状の穴に石を敷き込んだものである (PL40)。この根石あるいは据え穴中には焼土や焼壁片が混入している。

この門の東西両妻には、SF103・108 築地が取り付く。

SB104・SB189 (PL.11・42)



SB189

SB101A

SB104

SB104 は後述する SC105 の根石下層の地山面で検出した掘立柱脇門跡である。

SB101A 南門棟通りに一致して、その東妻より東約 6.0m と

約 8.7m の位置に支柱跡とみられる 2 個の柱穴を、またそれぞれの柱穴の南北には、SF103A 築地寄柱穴とみられる間隔約 1.8m の 2 対の小柱穴を検出した。このことから、この門は間口約 2.7m で、SB101A の東脇に付設された潜門程度のもと考えられる。

柱穴(PL.42-3.4)は一辺約 0.5~0.6m の方形で、深さは約 0.5m 程である。同柱穴底面に、柱あたり痕跡と推定される一辺約 0.25m の方形の浅いくぼみが認められた。

SB189

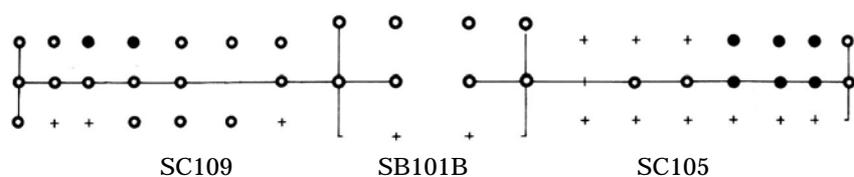
SB189 については、南門の棟通りに一致して、その西妻より西約 6.0m の位置に支柱穴 1 個、および SF108A 築地寄柱穴と推定される 2 個の柱穴を検出した。また、支柱穴には、径 0.25m の柱痕跡が確認された。これと組むべきさらに西方の柱穴が認められず判然としない。しかし、ここでは SB104 と対称の位置に配された、SB101A の西脇門の可能性を考えておきたい。

SC105・SC109 (PL.11・43~45)

SB101B 南門の両妻に対称に取り付く、東西 6 間、南北 2 間で棟通りにも柱を有する礎石翼廊跡である。

SC105

SC105 (PL.43) は南門の東側に付設されたもので、砂岩または安山岩の礎石 (PL.44-5.6)6 個と根石あるいは据え穴を 4 箇所検出した。また、西から 3 間目の棟通り下礎石間に、



2 列に並ぶ径
0.1m 程の小杭
の痕跡が認めら
れた。

SC109(PL.45)は南門の西側に付設されたもので、砂岩の礎石 2 個と根石あるいは据え穴を 15 箇所検出した。その内の数箇所の根石では、その中心部分の礎石下に、礎石と同程度の大きな石を据えてより堅固な基礎地業をしている状況が認められた。また、西妻より 1~3 間目の棟通り下の根石間には、径約 0.1m 程の 3 列に並ぶ焼けた小杭の痕跡を検出した。

SC109

両翼廊は南北発掘基準線に対して対称で、かつ棟通りが一致するので、その平面形は東西で互いに逆となるが、平面規模等は一致する。

翼廊平面

以上より柱間を推定すると、桁行方向については、総長約 13.8m で各柱間が門の側より 2.7m・2.7m・2.4m・2.4m・1.8m・1.8m となり、南門妻側との間隔は約 3.0m である。また、梁行方向については、総長約 4.2m で、柱間が 2.1m 等間の 2 間である。すなわち南門から遠ざかるにつれて、桁行方向の柱間を規則的に減じてゆくといった特徴がみられる。

また、先に記述した棟通りの柱間に認められた小杭列は壁小舞の痕跡かと考えられ、両翼廊は棟通りに壁を有する複廊形式であったと推定される。

一方、南門、両翼廊の周りに付設された内法幅約 0.6m の SD081 石組溝を、北及び東西に検出した。なお、南は後世の削平を受けており、西半部に底石のみを部分的に残すにすぎない。この石組溝は建物に沿って巡り、基壇を形成する。

石組溝・基壇

基壇の出は南門の部分で北側柱列より約 1.4m、東西両妻より約 1.8m であり、また東西両翼廊部分で北側柱列より約 1.1m、同じく各東西両妻より約 1.1m である。南側の出は不明であるが北と同一とすると基壇の規模は、南門部分で東西約 13.5m、南北約 8.8m、両翼廊部分で東西約 16.1m、南北約 6.4m と推定される。

側石の高さは、建物側すなわち基壇側で約 0.2~0.25m、その反対側で約 0.1m 前後である。したがって周辺地盤面よりの基壇の高さは、北および東西では約 0.1~0.15m 程度の高さであったことが知られる。

南門および翼廊の基壇上面は南門部分で最も高く水平であり、両翼廊部分はそれぞれ東西にかなり傾斜して下がっている。また、南門部分とのレベル差は、東側端で約 0.4m、西側端で約 1.1m であり東西基壇の傾斜程度はかなり異なる。

基壇の傾斜

SC105 は SB104 と重複しており、これより新しい。またその棟通り下礎石は、焼土を積み上げた SF103B 築地に覆われていた (PL.44-1~4)。

重複状況

SC109 に伴う石組溝は、後述する SB187A と重複し、これより新しい。また SC109 棟通り下の根石は、焼土を積み上げた SF108B 築地が覆われていた。

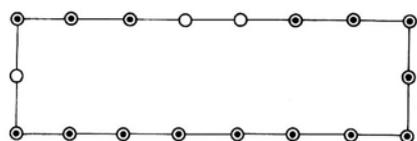
なお、SC109 の基壇面のところどころに焼面が認められ、同翼廊が火災により焼失したことが知られる。

(5) 南門前殿跡

前述した南門の前方東西で5棟の掘立柱建物跡を検出した。東前方のSB023と西前方のSB187Aは同平面規模で、南北発掘基準線に対しほぼ対称に位置する。また、東では、SB023の西側に隣接してSB051を、西ではSB187Aとほぼ同位置にSB187C・Dを重複して検出している。これらは、それぞれ平面形式および規模が異なり、さらに対となる建物跡も存在しないが、一応ここではこれらの建物跡も含め、南門前殿として一括して記述しておく。⁽⁵⁾

SB023 (PL.13・47)

検出状況



東西7間、南北2間の東西棟掘立柱建物跡である。

この建物跡の存在する南門の南東一帯は後世に大きく削平されていたが、柱穴はすべて残存していた。柱穴は赤褐色地山面で検出され、そのすべてに柱抜取穴が伴う(PL.47-3.4)。建物の方向はほぼ発掘基準線に一致する。

平面

柱間は、大部分の柱抜取穴に確認できる柱あたり痕跡よりほぼ正確にとらえられる。桁行については、北側柱列で総長20.42m、柱間は西より2.75m・3.07m・8.70m(3間分)・3.01m・2.89mである。また、南側柱列では総長20.32m、柱間は2.80m・2.85m・2.87m・3.03m・2.93m・2.99m・2.85mである。一方、梁行については、東妻で総長5.97m、柱間は北より2.95m・3.02mであり、西妻では、総長6.00mで柱間は不明である。桁行、梁行とも多少のばらつきがある。

柱穴

柱穴は一辺1.5m前後の方形または長方形の比較的大きなもので、壁はほぼ垂直に掘られている。深さは、後世に削平されているため0.6~0.8mと浅く、埋土は赤褐色粘質土の互層であり、丁寧に突き固められている。柱は柱抜取穴中に認められる柱あたり痕跡によれば、径約0.35~0.40mと推定される。

足場組の痕跡

なお、北西隅柱穴の北に近接して、足場組の痕跡と考えられる一辺約0.3mの2個の小柱穴を検出した。また、本建物に関連するものか否かは不明であるが、棟通り下に一辺0.3m程の小柱穴を4個検出した。これらの小柱穴は棟通りに一致し、ほぼ3.5m間隔に並ぶが、梁行柱筋には一致しない。

SB051 (PL.13・65-3)

検出状況



東西1間、南北1間の小規模な東西棟掘立柱建物跡で、SB023の南西に近接して地山面で検出した。建物の方向は、ほぼ発掘基準線に一致する。

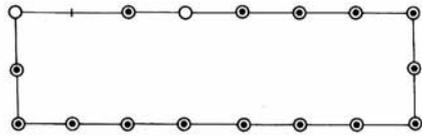
平面

柱間は、柱痕跡を確認していないが、桁行約7.0m、梁行約6.0mである。また、北および西の柱間中央に、間柱と考えられる小柱穴を検出した。

柱穴

柱穴は、径約0.8m前後の不整形円で、埋土中には玉石が混入している。

SB187A (PL.14・48)



東西7間、南北2間の東西棟掘立柱建物跡である。

検出状況

前述した SB023 とは南門に対して対称に位置し、建物の方向はほぼ発掘基準線に一致する。残

存状況は良好であり、本建物跡の北東部分を黄褐色地山面で、その他は第1次整地層上で検出した。

柱穴には柱抜取穴(PL.48-3)を伴うが、大部分の柱抜取穴は柱穴底まで至っていないため、その底部に残る埋土部分には柱痕跡が認められた。この柱痕跡により、建物の平面規模をある程度明瞭に把握しうる。

桁行については、南側柱列で総長 20.70m、柱間は西より 5.70m(2間分)・2.96m・3.14m・2.97m・2.93m・3.00m である。また北側柱列では、柱間は、不明(2間分)・6.01m(2間分)・2.97m・2.90m・3.04m で総長は不明である。一方、梁行については、東妻で総長 5.93m で柱間は北より 2.95m・2.98m であり、西妻では、不明・2.83m で総長は不明である。以上のおり柱間には、桁行、梁行ともに若干のばらつきが認められる。

平面

柱穴は大きいもので一辺 2.0m 前後、小さいもので一辺 1.5m 前後の方形で、壁は垂直に掘られ、深さは 1.2m 前後である。埋土は赤褐色土や黄褐色土で、さほど丁寧に突き固められてはいない。柱は、柱穴底部に残存する埋土に認められる柱痕跡より、径約 0.3~0.4m と推定される。

柱穴

また、南側柱列の北と南に近接して、足場組の痕跡と考えられる径約 0.3m の小柱穴列を多数検出した。

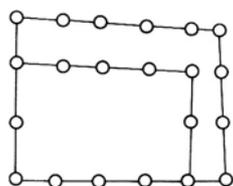
足場組の痕跡

ところで、北側柱列では、ほぼ同大の二つの柱穴が重複している状況が観察された。古い柱穴は、いずれも新しいものの北ないしは北東に若干ずれており、0.6~0.8m で底部に達する。これらの柱穴が浅いことと、南側柱列で対となる柱穴が重複して確認されていないことから、この柱穴は途中まで掘り、放棄されたものと考えられる。

なお、本建物跡は、これより新しい SB187C・D と重複し、さらに北側柱列および西妻の柱穴上には、第2次整地層上に据えられた SD081・086 石組溝が重複する(PL.48-4)。

重複状況

SB187C (PL.14・48)



東西5間、南北3間の東西棟で、北及び東廂付きの掘立柱建物跡である。第1次整地層上面で検出した。柱穴の残存状況は良好であるが、柱痕跡はいずれも判然としなかった。建物の方向は各側柱列で若干異なるが、身舎北側柱列では東で約15分南に偏する。

検出状況

柱間は、柱穴のほぼ中心に柱位置を考えて推定する。桁行については、北側柱列で総長約 10.7m、柱間は西より 2.4m・2.0m・2.4m・2.4m・1.5m(廂)、北入側柱列で総長約 10.7m、柱間は 2.4m・2.1m・2.4m・2.3m・1.5m(廂)であり、南側柱列では総長約 11.1m、柱間は 2.0m・

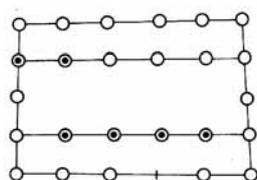
平面

2.3m・4.7m (2 間分)・2.1m である。一方、梁行については、西妻で総長約 8.7m、柱間は北より 2.4m (廂)・3.0m・3.3m、東入側柱列で総長約 7.8m、柱間は 2.0m (廂)・2.7m・3.1m であり、東妻では総長約 7.8m、柱間は 2.1m (廂)・2.7m・3.0m である。以上桁行、梁行とも総長および柱間にばらつきがある。建物の平面形はやや歪んでいる。

柱 穴 柱穴は一辺 0.5~1.0m の不整形で、大きさはあまり統一的不是ではないが、身舎部分に比して廂部分は若干小さい傾向が認められる。深さは約 0.7m 程で、埋土中には多量の焼土、焼瓦片が混入していた。

SB187D (PL.14・48)

検 出 状 況



東西 5 間、南北 4 間の東西棟で、南北両廂付の掘立柱建物跡である。第 1 次整地層上で検出し、柱穴は良好に残存していた。建物の平面形は若干歪んでおり、その方向は棟通りで見ると、西で約 3 度 41 分南に偏している。

平 面

柱穴のほぼ中心に柱位置を考えて推定する。桁行については、北側柱列で総長約 11.7m、柱間は西より 2.3m・2.3m・2.7m・2.2m・2.2m、北入側柱列では、総長約 12.0m、柱間は 2.4m・2.4m・2.5m・2.6m・2.1m である。また、南側柱列で総長約 12.3m、柱間は西より 2.5m・2.5m・4.9m (2 間分)・2.4m、南入側柱列では、総長約 12.4m、柱間 2.5m・2.6m・2.5m・2.3m・2.5m である。一方、梁行については、西妻で総長約 8.0m、柱間は 1.8m (廂)・2.0m・2.1m・2.1m (廂)、東妻では総長約 8.3m、柱間は 2.0m (廂)・2.1m・2.0m・2.2m (廂) である。以上、桁行、梁行とも柱間に多少のばらつきがある。

柱 穴 柱穴は径約 0.7m 程の円形で、深さは約 0.5m である。埋土は黒色土で少量の焼土が混入していた。柱は柱痕跡より、径 0.25m である。
また、柱穴埋土中より須恵系土器杯類の破片が多数出土している。

(6) 後 殿 跡

正殿の北後方で、後殿と呼ぶべき建物跡を 5 棟検出した(図 51)。このうち 4 棟は、ほぼ同じ場所で重複し、他の 1 棟は北に隣接している。これらは各々平面規模が異なるが、いずれも建物の中心が、ほぼ南北発掘基準線に一致する。

以下、順次記述する。

SB170Z (図 51)

検 出 状 況

後述する SB170A と同規模と推定され、これより古い礎石建物跡である。礎石据え穴は、SB170A と重複しており(図 52)、これより若干東へずれて 2 箇所を確認したのみであり、他は削平されたものと考えられる。

平 面

重複状況より柱間などは、SB170A と同じと考えておきたい。据え穴の大きさは、一辺約 1.5m 前後の不整形で根石間には、黄色土が詰っていた。

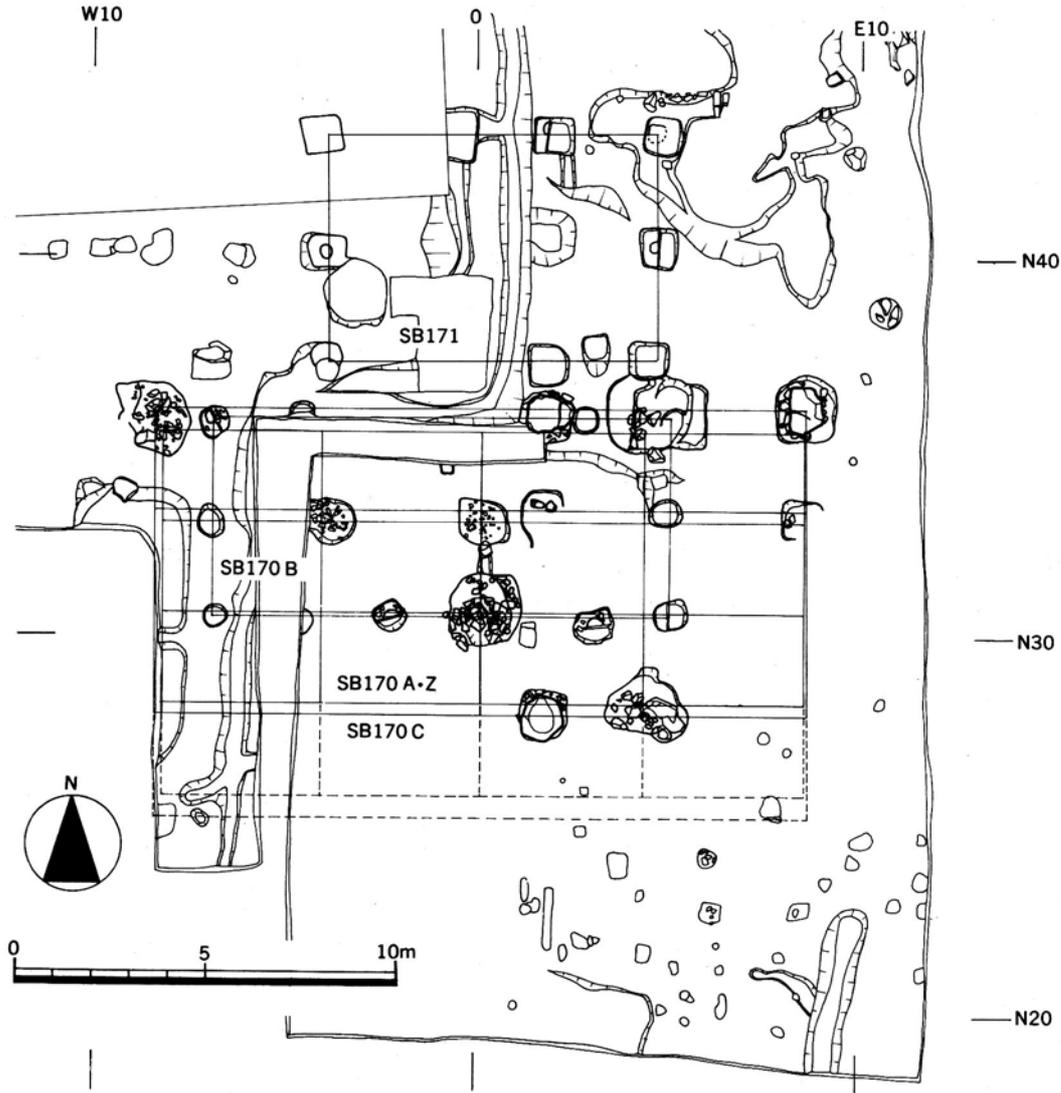
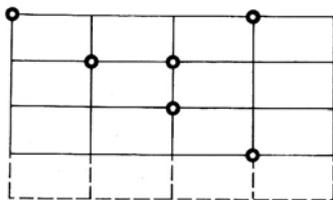


図 51 後殿跡平面図

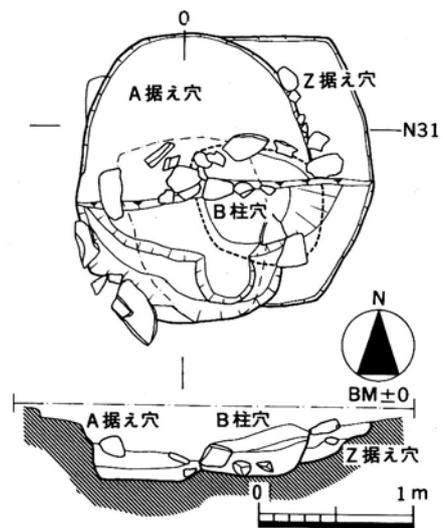
SB170A (PL.12・46-2~4)



東西4間、南北4間の東西棟と推定される総柱礎石建物跡である。残存状況がきわめて悪く、地山面で径

1.5~2.0mの不円形の据え穴および根石を6箇所検出したのみである。建物の方向は、ほぼ発掘基準線に一致する。

平面は判然としないが、桁行が総長約16.8m、柱間



検出状況

図 52 SB170A・B・Z 重複状況詳細図

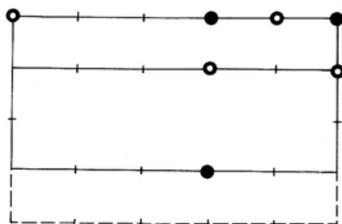
平面

約 4.2m 等間、梁行が総長約 9.6m、柱間約 2.4m 等間と推定される。

なお、残存している根石中には焼土、木炭片、焼瓦などが多量に混入していた。

SB170C (PL.12・46-2~4)

検 出 状 況
平 面



本建物跡は残存状況があまり良好ではなく、地山面で原位置を保っている礎石 3 個と根石 4 箇所を検出したのみである。

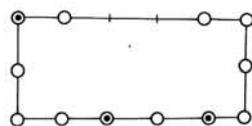
平面規模は判然としないが、桁行 5 間の東西棟で、梁行の柱間数は不明である。ここでは身舎の妻を 2 間とし、南廂を加えて南北両廂付きの礎石建物跡とみて記述して

おきたい。桁行は総長約 17.5m、柱間約 3.5m 等間、梁行は総長 10.8m、柱間 2.7m 等間と推定される。建物の方向は発掘基準線に一致し、さらに桁行方向の中心が南北発掘基準線に一致する。礎石は、径約 1.0m の安山岩で造り出しなどの加工は施されていない。また、根石中にはわずかに焼土、木炭、瓦片が混入していた。

本建物跡は一部の柱穴で A と重複しており、これより新しい。

SB170B (PL.12・46-2)

検 出 状 況
平 面



東西 5 間、南北 2 間の東西棟掘立柱建物跡であり、地山面で検出した。建物の方向はほぼ発掘基準線に一致し、建物の桁行方向の中心は南北発掘基準線よりわずかに西へずれる。

痕跡跡を数箇所確認したのみなので、他の柱穴では、その中心に柱位置を考え柱間を推定する。桁行は、南側柱列で総長約 12.1m、柱間は西より 4.8m (2 間分)・2.4m・2.9m・2.0m、また北側柱列で総長約 12.2m、柱間 2.5m・7.4m (3 間分)・2.3m と推定される。梁行は、西妻で総長約 5.3m、柱間は北より 2.8m・2.5m、東妻で総長約 5.1m、柱間 2.3m・2.8m と推定される。

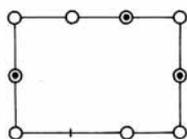
柱 穴

柱穴は径約 0.8m の不整円形で、壁はほぼ垂直に掘られ、深さは約 0.8m である。埋土は須恵系土器片の混じる黒褐色土と割合大きめの石を混じえて突き固められている。柱は柱痕跡より、径 0.40m である。

本建物跡は一部の柱穴で Z・A と重複しており(図 52)、これらより新しい。

SB171 (PL.12・46-1)

検 出 状 況
平 面



東西 3 間、南北 2 間の東西棟掘立柱建物跡である。前述の 4 棟のすぐ北に接して地山面で検出した。建物の方向は発掘基準線にほぼ一致し、桁行方向の中心は、南北発掘基準線よりわずかに東へずれる。

柱痕跡を数箇所確認したのみなので、他は柱穴のほぼ中心に柱位置を考えて柱間を推定する。桁行は両妻棟通り下の柱痕跡より、総長 8.6m、柱間は北側柱列で西より 5.7m(2 間分)・2.9m である。梁行は東妻を参考にする、総長約 6.0m、柱間 3.0m 等間である。

柱 穴

柱穴は一辺約 1.0m の方形で、深さ約 1.0m である。埋土中には、多量の焼土、木炭片、

焼瓦などが混入していた。柱は柱痕跡より、径 **0.30m** である。

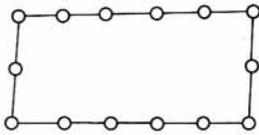
本建物跡は **A** と一部重複しておりこれより古い。

重 複 状 況

(7) 政庁北東部建物跡

政庁の北東隅付近で、**3** 棟の建物跡を検出した。このうち、**SB161A・B** は後述する **SB1146**、**SB593** と、南北発掘基準線に対しほぼ対称に位置する。

SB161AB (PL.15・49-1)



東西 **5** 間、南北 **2** 間の東西棟掘立柱建物跡で、ほぼ同位置に同規模で建て替えている。検出面は、南側柱列が地山上、北側柱列が **SK056** 土壌上である。建物の方向はほぼ発掘基準線に一致する。

検 出 状 況

SB161B

B の柱間は、いずれの柱穴にも柱痕跡を確認していないので、柱穴のほぼ中心に柱位置を考えて推定する。桁行については、南側柱列で総長約 **12.4m**、柱間は西より **2.6m・2.5m・2.6m・2.3m・2.4m**、北側柱列で総長約 **12.5m**、柱間は **2.4m・2.4m・4.8m(2 間分)・2.9m** である。また梁行については、西妻で総長約 **5.8m**、柱間は北より **3.0m・2.8m**、東妻では、総長約 **5.6m** で柱間は **2.8m** 等間である。以上、柱間には若干のばらつきがみられる。

平 面

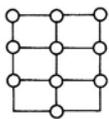
一方、**A** の柱間はその柱穴がいずれも **B** より若干北東へずれるが、その重複状況より **B** と同様と考えられる。

柱穴は一辺 **1.0m** 前後の方形で、深さは **A** が **0.5m**、**B** が **0.8m** 前後である。埋土は、**A** が瓦片や焼土を含む比較的柔らかい土であり、**B** は瓦片と凝灰岩切石片を含む。

柱 穴

なお、両建物跡とも **SK056** 土壌と重複し、これより新しい。

SB160 (PL.15・49)



南北 **3** 間、東西 **2** 間の南北棟掘立柱建物跡で、第 **1** 次整地層上で検出した。その方向はほぼ発掘基準線に一致する。

検 出 状 況

柱痕跡を確認していないため、柱穴のほぼ中心に柱位置を考えて推定すると、桁行は総長約 **5.1m** で、柱間は **1.7m** 等間、また梁行は総長約 **4.6m** で柱間は **2.3m** 等間となる。

平 面

柱穴は一辺 **1.0m** 前後、深さ **0.6m** 前後であり、壁は垂直に掘り込まれている。

柱 穴

(8) 政庁北西部建物跡

正殿の北西で、建物跡を多数重複して検出した。これらの建物跡は、重複状況より新旧関係が北半と南半の **2** 群に分けて把握できる。ここでは便宜上、北半と南半とに分け、古い方より記述してゆく。

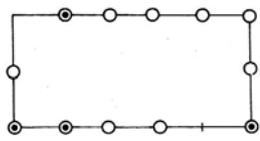
a 北半建物跡

北西部の建物群のうち北半で重複して検出した建物跡で、その重複関係より古い順に、**SB1148→SB593→SB575→SB591A・B→SB1148 SB1147**となる(図53)。また、この**SB1145**

うち**SB575、SB591A・B**は、後述する南半部の**SB566**と直接重複しており、いずれもこれより古い。なお、**SB1146、SB593**は、前述の**SB161A・B**と南北発掘基準線に対しほぼ対称に位置する。

SB1146 (PL.16・50-1.2・51-2.3)

検 出 状 況
平 面



東西5間、南北2間の東西棟掘立柱建物跡であり、地山面で検出した。建物の方向はほぼ発掘基準線に一致する。

柱間は柱抜取穴のうち数個に柱あたり痕跡が確認でき、これより推定する。桁行については、南側柱列で東西両妻の柱抜取穴の柱あたり痕跡より総長は**12.40m**で、柱間は約**2.5m**等間と考えて差し支えないようである。梁行は、西妻より一間目の柱あたり痕跡より、総長**6.00m**であり、柱間約**3.0m**等間と推定される。

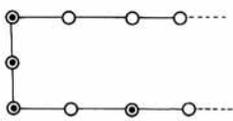
柱 穴

柱穴は一辺**0.6~1.0**の方形または長方形で、深さ約**0.7m**である。埋土は茶褐色の粘質土で一度に埋めている。柱は柱あたり痕跡より径**0.22m**である。

柱穴埋土中より、軒平瓦**511**と須恵器平瓶底部(PL.115-227)が出土している。

SB593 (PL.16・50-1.2・51-2.3)

検 出 状 況
平 面



東西3間以上、南北2間の東西棟掘立柱建物跡である。前述の**SB1146**とほぼ同位置に重複して地山面で検出した。建物の方向はほぼ発掘基準線に一致する。

柱間は東妻が不明であり、また柱穴にはそのほとんどに柱抜取穴が伴うため、判然としない。しかし、西妻の柱あたり痕跡および南側柱列西より2間目

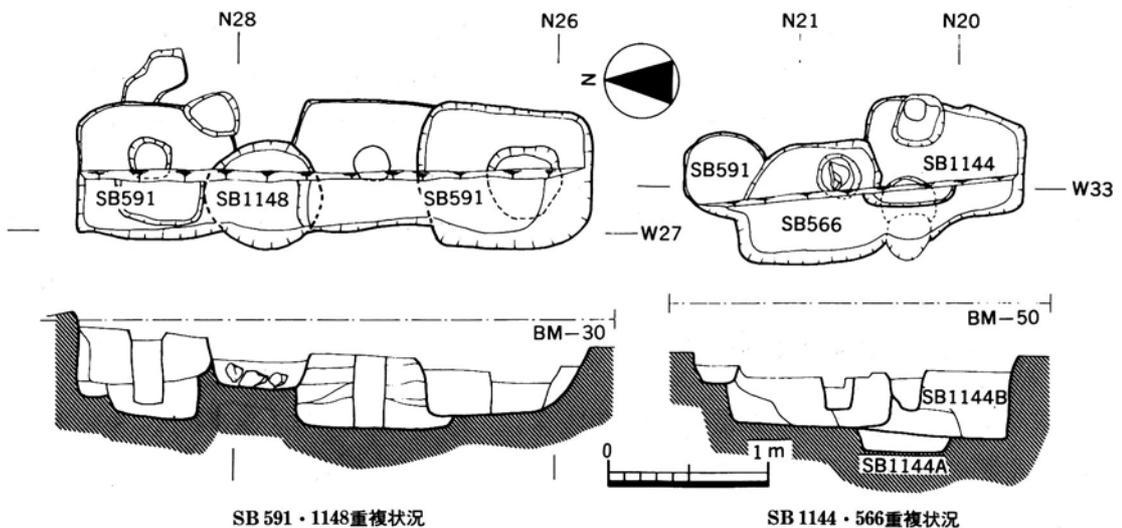


図53 柱穴重複状況詳細図

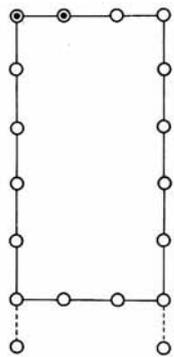
の柱痕跡を参考とすると、桁行は柱間約 3.0m 等間であり、梁行は総長 4.80m、柱間 2.40m 等間である。

柱穴は一辺約 0.8m の方形で、壁はほぼ垂直に掘られ深さ 0.6m 程度である。埋土は地山碎片を含む砂質土で、3~4 層に突き固められさほど丁寧ではない。柱は柱痕跡より径 0.30m である。

柱 穴

柱穴埋土中より、軒平瓦 460・511 と須恵系土器杯類の破片が出土している。

SB575 (PL.16・50-1.2・51-2.3)



南北 5 間、東西 3 間の南北棟で、さらに南 1 間のところに柱が伴う掘立柱建物跡であり、地山面で検出した。建物の方向はほぼ発掘基準線に一致する。

検 出 状 況

柱間はほとんどの柱穴に柱抜取穴を伴うため、柱痕跡を確認できず、ある程度推定せざるを得ない。桁行については総長約 14.9m で、柱間は 3.0m 等間、梁行については、総長約 7.8m で柱間は、南北両妻とも西より 2.4m・3.0m・2.4m と推定される。

平 面

柱穴は、一辺約 1.2m の方形で比較的大きく、深さは 0.4m 程が残っている。埋土は茶褐色土、地山の黄色土と灰褐色土の互層で丁寧に突き固められている。柱は柱あたり痕跡より径 0.25m と推定される。

柱 穴

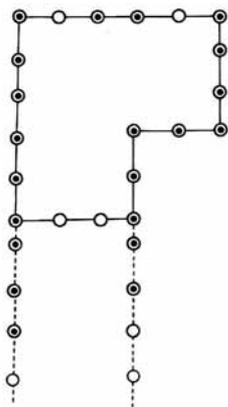
ところで、東西両側柱筋に一致して、南妻よりさらに 1 間目(約 3.0m)のところにほぼ同じ大きさの柱穴があり、いずれも 2 時期重複している。

東西両側柱筋上の柱穴

これらの柱穴の性格は不明であるが、さらに南に SB567 があり、これと東側柱筋が一致することより、ここでは両建物に関連する柱穴である可能性を指摘しておきたい。

柱穴埋土中より須恵器杯 II A2 類(PL.111-133)と須恵系土器杯 IA 類(PL.119-323)が出土している。

SB591A・B (PL.16・50-1.2・51-2.3)



東西、南北方向とも桁行 5 間、梁行 3 間で、東と南が妻となる平面 L 字形の掘立柱建物跡であり、さらに南妻より数間分の柱が伴う。本建物跡は、大部分の柱穴に 2 時期の重複が認められることより、一度建て替えられたものと考えられる。柱穴はすべて地山面で検出し、建物の方向はほぼ発掘基準線に一致する。

検 出 状 況

柱間は、新しい B の大部分の柱穴に柱痕跡を確認しており、ある程度正確に把握できる。東西棟部分についてみると、桁行は北側柱列で総長 10.48m、柱間は、西より 4.15m(2 間分)・2.00m・4.33m (2 間分)、南側柱列で総長 10.61m、柱間は、6.09m (南北棟部分の梁行総長)・2.40m・2.12m である。梁行は東妻で総長 5.96m、柱間は北より 1.92m・2.08m・1.96m である。南北棟部分についてみると、桁行は西側柱列で総長 10.51m、柱間は北より 2.23m・1.90m・2.18m・2.10m・2.10m であり、東側柱列で

平 面

SB591B

で総長 10.51m、柱間は北より 2.23m・1.90m・2.18m・2.10m・2.10m であり、東側柱列で

総長 10.52m、柱間は 5.92m(東西棟部分の梁行総長)・2.40m・2.20m である。梁行は南妻で総長 6.12m、柱間は 2.04m 等間である。古い方の A の柱間も、その重複状況より B と同じと考えて差し支えないと思われる。

なお、本建物は L 字形の特殊な平面を有するが、本来、柱が存在すると考えられる位置に柱穴等は確認されていない。したがって、一部礎石が使用された可能性も指摘しておきたい。

柱 穴 A の柱穴は一辺 1.2~1.5m の方形で、壁はほぼ垂直に掘られ、深さは約 0.8m である。埋土は暗灰褐色地山土を含む黄色土で、一度に埋められている。B の柱穴は A よりやや小さく、一辺 0.6m 前後の不整形で、深さは約 0.8m である。埋土は地山砕片を含む黄色土や暗褐色粘質土で、2~3 層に突き固められている。柱は A・B とともに柱痕跡より、径約 0.2m と推定される。

東西両側柱筋上の柱穴 ところで、南北棟部分の南で、東西両側柱筋上にあり、対となる数個の柱穴を 2 時期重複して検出した。さらに南には本建物跡と柱筋が一致する SB1144 が存在する。両建物間の距離が約 9.3m で、この間に柱がほぼ規則的に配されており、新しい時期の柱間は北より約 1.2m・2.4m・2.1m・2.4m・1.2m と推定される。

これらの柱穴の性格は確定できないが、以上の状況より、両建物に関連する柱穴である可能性を指摘しておきたい。

なお、本建物跡の南妻柱穴は灰白色火山灰層で覆われていた。

SB1145 (PL.16・50-1.2)

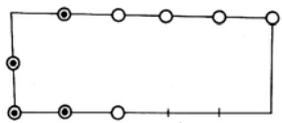
検 出 状 況  東西 5 間以上、南北 1 間の東西棟掘立柱建物跡である。柱穴はすべて地山面で検出し、その大半で柱痕跡を確認している。建物の方向は、東で約 2 度 5 分南に偏している。

平 面 柱痕跡より、桁行柱間は、北側柱列で西より、2.38m・2.18m・6.68m(3 間分)・以下不明、南側柱列で 2.27m・2.32m・以下不明である。梁行は西妻で 2.21m である。

柱 穴 柱穴は、径 0.4~0.6m の不整形円形である。柱は柱痕跡より径 0.2m 前後である。

なお、本建物跡の北側柱列の一部の柱穴は灰白色火山灰層に覆われていた。

SB1148 (PL.16・50-1.2)

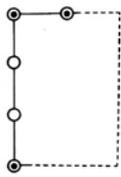
平 面  東西 5 間、南北 2 間の東西棟掘立柱建物跡である。柱穴はすべて地山面で検出し、建物の方向は、ほぼ発掘基準線に一致している。

柱間は、柱痕跡を確認していないものは柱穴のほぼ中央に柱位置を考えて推定する。桁行柱間については、北側柱列西より、不明・2.8m・2.5m・2.9m・2.7m、南側柱列で、2.6m・2.6m・以下不明である。総長は、両側柱列を合わせ考えると約 13・5m と推定される。梁行総長は、西妻より東へ 1 間目の柱痕跡より約 5.0m であり、柱間は西妻の南 1 間目の柱痕跡より 2.5m 等間と考えられる。

柱 穴 柱穴は一辺約 0.6m の不整形円形で、埋土中には、石が突き込まれているものもある。柱は

柱痕跡より径 0.30m である。

SB1147 (PL.16・50-1・51-1)



南北 3 間、東西 2 間の南北棟と推定される掘立柱建物跡で、東半部は発掘区外である。建物の方向は西側柱列を参考とすると、発掘基準線に対し北で 4 度 30 分東へ偏している。

検 出 状 況

柱穴で確認した柱痕跡より、桁行・梁行とも柱間は約 2.6m 等間と考えられる。また総長は、桁行が 7.8m であり、梁行は約 5.2m と推定される。

平 面

柱穴は一辺 0.7m 程の方形で、柱は柱痕跡より径 0.30m である。

b 南半建物跡

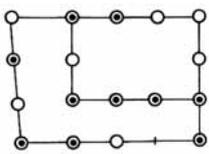
北西部の建物群のうち、南半で重複して検出された建物跡である。これらの新旧関係は古い順に SB567A・B→SB1144A・B→SB566→SB1149 となる(図 53)。また、SB566 は

SB564

前述した北半部の SB575、SB591A・B と重複しており、これらより新しい。

この他に、SB564 と重複するが、新旧関係が不明なものとして SB373 があり、またいずれとも重複しないものとして SB560 がある。なお、SF179 西辺築地の外に隣接して SB375 がある。以下、順次記述する。

SB567A・B (PL.16・51-1)



SB567B

東西 4 間、南北 3 間の東西棟で、南および西廂付の掘立柱建物跡である。地山面で検出した。本建物跡は身舎部分のみ 2 時期重複しているが、廂は A・B いずれに付されたか不明である。建物の方向は、ほぼ発掘基準線に一致する。

検 出 状 況

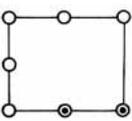
確認された柱痕跡より、身舎部分の B の桁行は南入側柱列で総長 6.45m、柱間は西より 2.15m・1.96m・2.34m であり、梁行は、西入側柱列で総長 4.25m で 2 間等間と推定される。一方、A は柱穴が B と同位置で重複している事より、B とほぼ同規模と推定される。廂部分は、南廂の出が約 2.2m である。西廂の出は北端で約 3.0m、南端で約 2.7m であり西側柱が北で西へ若干偏する。

平 面

身舎部分の柱穴は A・B とも 0.6×0.8m 前後の長方形で、壁はほぼ垂直に掘り込まれている。埋土はいずれも地山土を含む褐色土で一度に埋められている。廂部分の柱穴は一辺 0.5m 前後の方形で、身舎部分より小さい。柱は柱痕跡より、いずれも径 0.25m である。

柱 穴

SB1144A・B (PL.16・51-1)



SB1144B

東西 2 間、南北 2 間の東西棟と推定される掘立柱建物跡で、A・B ともに東妻中央の柱穴を欠いている。柱穴はいずれも地山面で検出し、ほぼ同位置で 2 時期重複している。建物の方向はほぼ発掘基準線に一致する。

B の桁行柱間は南側柱列の柱痕跡より 3.10m で、総長は等間と考えると約 6.2m となる。梁行は西妻で総長約 4.8m、柱間 2.4m 等間 2 間、東妻で総長約 5.0m 1 間である。一方、A の平面は北側柱列で柱穴が B より若干北へずれており、この重複状況よ

平 面

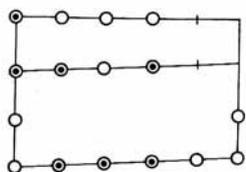
り梁行柱間のみ幾分広くなる。

なお、本建物は東妻棟通り下に柱穴を確認していないが、前述の SB591 同様一部礎石を使用した可能性が考えられる。

柱 穴 柱穴は A・B とも一辺 0.6~0.8m の不整形をなし、深さは約 0.7m で壁はほぼ垂直に掘られている。埋土は黄褐色砂質土または粘質土で一度に埋められている。B の柱は柱痕跡より径 0.30m である。

SB566 (PL.16・51-1)

検 出 状 況
平 面



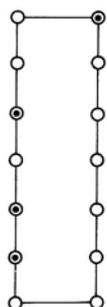
東西 5 間、南北 3 間の東西棟で北廂付掘立柱建物跡であり、地山面で検出した。建物の方向は、南側柱列でみると発掘基準線に対して、東で 3 度北に偏している。

身舎部分の大半の柱穴に柱痕跡を確認しており、ある程度正確に柱間を把握できる。桁行柱間については、南側柱列で西より、不明・2.38m・2.46m・不明(2 間分)、北入側柱列で 2.47m・4.78m(2 間分)・不明(2 間分)である。これより桁行は柱間 2.40m 等間で総長約 12.0m と考えられる。梁行は、身舎部分の西妻より 1 間目と 3 間目の柱痕跡より平均 5.07m(2 間分)であり、また、廂の出は北側柱列柱穴のほぼ中心に柱位置を推定すると約 2.5m である。これより、梁行柱間は、約 2.5m 等間で総長約 7.5m と推定される。

柱 穴 身舎部分の柱穴は、一辺 0.9m 前後の方形、深さ約 0.4m で、壁は垂直に掘られている。埋土は鉄滓が少量混入する黒色または黒褐色の粘質土で一度に埋められている。また廂部分の柱穴は若干小さく一辺 0.6m 前後の不整形である。柱は柱痕跡より身舎で径 0.30m、廂で径 0.20m である。

SB1149 (PL.16・50-3)

検 出 状 況
平 面



南北 6 間、東西 1 間の南北棟掘立柱建物跡で、一部の柱穴は鉄滓を多量に含む SK589 土壌上で、他は地山面で検出した。建物の方向は北で約 1 度 30 分東へ偏している。

桁行については、西側柱列で総長約 15.1m、柱間は北より、2.5m・2.6m・2.4m・2.6m・2.5m・2.5m である。また、東側柱列で総長約 15.0m、柱間は 2.4m・2.8m・2.4m・2.5m・2.5m・2.4m である。梁行については、南北両妻とも約 4.2m である。

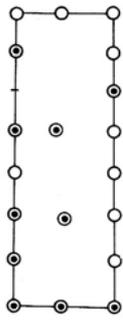
柱 穴 柱穴は径 0.5m 前後の不整形で、壁はやや傾斜して掘られている。柱は柱痕跡より径 0.2m 前後と考えられる。

SB373 (PL.16・50-3)

検 出 状 況
平 面

南北 7 間、東西 2 間の南北棟掘立柱建物跡で、南妻より 2 間目と 4 間目の棟通りに間仕切りと考えられる小柱穴がある。北妻部分を多量の鉄滓を含む SK589 土壌上で、他は地山面で検出した。建物の方向は発掘基準線に対し北で約 2 度西に偏している。

柱痕跡をほとんど確認していない東側柱列および北妻については、柱穴のほぼ中心に柱

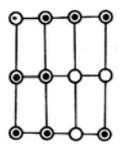


位置を考えて柱間を推定する。桁行についてみると、西側柱列は、総長約15.2m、柱間は柱痕跡を確認したものについて示すと、北より不明・4.14m(2間分)・2.22m・2.18m・2.38m・2.48m、また、東側柱列で総長約15.5m、柱間は2.2m・1.9m・2.2m・2.1m・2.2m・2.5m・2.4mである。梁行についてみると、南妻で柱痕跡をすべて確認しており、総長5.23m、柱間は西より2.46m・2.77mであり、また北妻では総長約4.9m、柱間は西より2.2m・2.7mである。

柱穴は一辺0.5~0.7mの方形で、埋土中には木炭が混入している。柱は柱痕跡より径0.20mである。 柱 穴

柱穴埋土より須恵系土器杯類の破片が出土している。

SB564 (PL.16・50-3)



南北2間、東西3間の南北棟掘立総柱建物跡である。本建物跡の南半部は鉄滓を多量に含むSK589土壌の上面で、他は地山面で検出した。建物の方向はほぼ発掘基準線に一致する。

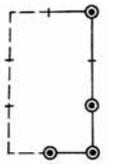
検 出 状 況

柱間は柱穴の大半に柱痕跡および柱あたり痕跡を確認しており、ある程度正確に把握できる。桁行は総長6.18m、柱間3.09m等間であり、梁行は総長4.59m、柱間1.53m等間である。 平 面

柱穴は一辺0.6~1.0mの方形で、壁はほぼ垂直に掘られ、深さは約0.7mである。埋土は褐色土や暗褐色土で、土壌埋土中の鉄滓が混入し、2ないし3層に突き固められている。 柱 穴

柱は柱痕跡より径0.30mである。

SB560 (PL.16・50-3)



南北3間、東西2間の南北棟と推定される掘立柱建物跡で、地山面で検出した。なお、西半部は発掘区外で不明である。建物の方向はほぼ発掘基準線に一致する。

検 出 状 況

検出した平面は東半部のみであるが、柱穴のすべてに柱痕跡を確認しており柱間はある程度明瞭に把握できる。桁行は東側柱列で総長7.30m、柱間は北より4.92m(2間分)・2.38mである。これより柱間は約2.4m等間とみて差し支えないものと思われる。梁行は南妻で1間分のみ検出しており、柱間は2.16mである。2間等間と考えると総長は約4.3mとなる。 平 面

柱穴は約0.8m×0.6mの長方形で、深さは約0.3mである。埋土には多量の焼土が混入している。柱は柱痕跡より径0.25mである。 柱 穴

なお、本建物はその東半部の一部が鉄滓を多量に含むSK555土壌と重複しており、これより古い。

重 複 状 況

SB375 (PL.16・58-3)



SB180のすぐ北でSF179西辺築地の西側に近接して並ぶ3間分の柱穴で、南北棟の東側柱と推定される。方向はほぼ発掘基準線に一致する。

検 出 状 況

柱間は約 3.0m 等間である。

柱 穴 柱穴は一辺 1.2m 前後の方形で、深さは約 0.6m である。埋土は焼瓦を含む茶褐色土である。柱は柱痕跡より径 0.25m と推定される。

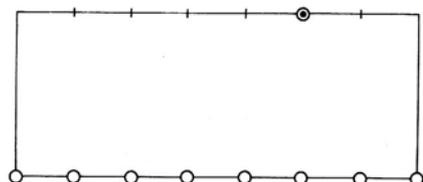
(9) 政庁北方地区建物跡

政庁の北方に隣接して、規則的に配置され、各々2時期重複している4棟の建物跡を検出した。これらは、政庁北辺に近接して存在する東西棟のSB551を中心として、その東西および北をコの字状に取り囲むように、細長い建物SB553、SB1050、SB1013が配されている。

以下、これらの建物跡について記述する。

SB551A・B (PL.17.60-1・2)

検 出 状 況



政庁北辺の約 5m 北側にその南側柱列が位置する桁行 7 間の東西棟掘立柱建物跡で、同位置、同規模で A・B2 時期の重複がある。本建物跡は、地山面で検出したが、発掘区に制限があり、南側柱列の柱穴と北側柱列の柱穴 1 個を確認したにとど

まった。建物の方向はほぼ発掘基準線に一致するものと考えられる。

平

面

平面は北側柱の B の柱穴 1 個に柱痕跡を確認したのみなので推定せざるを得ない。B については、桁行は総長約 21.0m、柱間約 3.0m 等間 7 間と推定される。また、梁行は総長約 8.5m であるが、柱間数および寸法については不明である。A についてもその重複状況より、B と同様の平面を推定して差し支えないと思われる。

柱

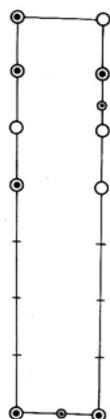
穴

A の柱穴は一辺約 1.7m の方形、深さ約 1.5m で、壁はほぼ垂直に掘られている。埋土は黄褐色粘土と暗褐色粘土を用い、3 層程度に埋められている。B の柱穴は A より一回り小さく、一辺約 1.0m の方形である。柱は柱痕跡より径 0.30m である。

A の柱穴埋土中より軒平瓦 721B、また B より軒丸瓦 310B が出土している。

SB553A・B (PL.17・65-1.2)

検 出 状 況



南北 7 間、東西 1 間の南北棟掘立柱建物跡で A・B2 時期の重複がある。本建物跡は発掘区の関係で南妻および北半部を確認したのみである。B は A と同位置、同規模で建て替えられており、いずれも地山面で検出した。建物の方向は発掘基準線に対して A・B とも北で約 2 度西に偏している。

平

面

B についてはその柱穴の大半に柱痕跡を確認しており、柱間はある程度明瞭に推定しうる。桁行は西側柱列で総長 21.00m、柱間は北より 2.94m・3.03m・3.04m・11.99m(4 間分)で、梁行は北から 1 間目の梁間より 4.36m である。A については、B の柱穴のさらに下層に残存する A の柱穴の埋土中に柱痕跡を確認できるものがある。これを参考とすると、柱間は桁行約 3.0m 等

SB553B

間、梁行約 4.5m で、総長は B とほぼ同じと考えられる。

A の柱穴は一边約 1.5m の方形、深さは約 1.4m で、壁は垂直に掘られている。埋土は 0.1~0.3m の互層に突き固められ、焼土が若干混入している。B の柱穴は A より小さく、一边約 0.7~0.9m の方形で、壁は上方が若干開くように掘られているものが多い。埋土は一度に埋められている。

柱 穴

柱は柱痕跡より A・B とともに径 0.3m 前後と推定される。

ところで、南妻中央に 1 個と、東側柱北から 2 間目で、後述する SB1013 の南側柱筋上に 1 個の間柱の跡と考えられる小柱穴を検出している。これらの小柱穴は一边約 0.6m の方形で、深さは約 0.6m 前後で重複はない。柱は柱痕跡より径 0.25m で若干小さい。なお、これらの性格は確定できないが、建物間を遮蔽する施設の痕跡かと推定される。

SB1050A・B (PL.17)



前述の SB551 桁行総長の中心線に対し、SB553 の南妻と対称の位置に南北棟建物の南妻と考えられる 2 個の柱穴を検出した。これらの柱穴は一边約 1.4m の方形の柱穴と、それより小さい柱穴が重複しており、発掘基準線にほぼ平行に東西に並ぶ。これを南妻とすると梁行柱間が約 4.5m となり、SB553 にほぼ一致する。

検 出 状 況

北妻の推定位置が削平されており、その他の部分は未調査のため不明であるが、前述の理由によりここではこれを SB553 と対称となる同平面規模の南北 7 間、東西 1 間の南北棟掘立柱建物跡と推定しておきたい。

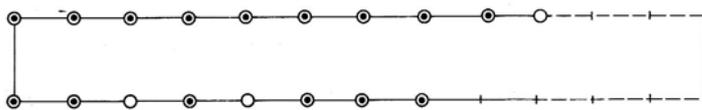
平 面 の 推 定

A の柱穴は深さが 1.3m 前後で、埋土は地山ブロックを含む黄褐色土である。B の柱穴埋土は焼瓦片を含む黒褐色土である。また、A には柱抜取穴らしきものが伴い、その底には径約 0.25m 程の柱あたり痕跡を確認している。

柱 穴

SB1050B

SB1013A・B (PL.17-1.2・64・65-1.2)



SB1013B

東西 9 間以上、南北 1 間の東西棟掘立柱建物跡で、A・B2 時期の重複がある。

検 出 状 況

柱穴はいずれも地山面で検

出したが、東側ほど残存状況が悪く、東妻付近では削平され確認できなかった。建物の方向は A・B いずれもほぼ発掘基準線に一致する。

B の柱穴のほとんどに柱痕跡を確認した。桁行柱間は、北側柱列で西より 3.22m・2.94m・3.08m・2.94m・3.10m・3.08m・3.39m・3.10m・以下不明、また南側柱列で 2.98m・6.08m(2 間分)・6.17m(2 間分)・2.89m・3.09m・以下不明で、ほぼ 3.0m 等間と考えられる。梁行柱間は西妻で 4.5m である。A の平面規模も重複状況より B に同じと推定される。

平 面

また、西妻と前述した SB553 の東側柱列との間隔は約 3.0m で桁行柱間と同じであり、北側柱筋は SB553 の北妻に一致する。これより、本建物跡と SB553 は計画的に配置されていることが知られる。

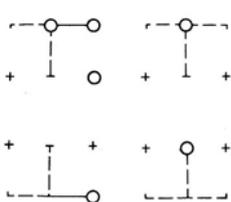
東 妻 の 推 定 ところで、西妻より6間目の梁行柱筋は前述の中心建物SB551の南北中心線に一致する。いま仮に本建物跡をこの南北中心線に对称に東に折り返して考えると、桁行12間、総長約36.0mとなる。さらに推定東妻と前述のSB1050、西側柱列との間隔を西と同様約3.0mとすると、SB553とSB1050との距離は、14間分約42.0mとなる。これはSB551に対し対称の位置に検出された両建物南妻間の距離に一致する。以上によりここでは本建物の桁行柱間数を12間とみておきたい。

柱 穴 Aの柱穴は一辺約1.4mの方形、深さは最も良く残存しているところで約1.0mで、壁はほぼ垂直に掘られている。埋土は暗褐色土・黄褐色粘質土で互層に突き固められ、焼土や木炭片が混入する。Bの柱穴は一辺0.8~1.0mの方形、深さは約0.6m前後で、壁は上方がやや開いて掘られている。埋土は互層をなさず一度に埋められている。柱はその痕跡よりA・Bともに径0.30mである。

(10) 築地線上の建物跡

以上、記述してきた建物跡の他に、各辺の築地線上で、前述した脇殿、南門、翼廊のほかに数棟の建物跡を検出した。これらはいずれも著しい削平のため、明瞭には平面を把握できなかったものである。したがって、若干の推定を含めここで一括して記述する。

SB193・SB377 (図54、PL.9・10・27-2・30)

検 出 状 況  それぞれ、東・西辺築地中央部のSB135・180脇殿跡とほぼ同位置で検出した南北棟と推定される掘立柱建物跡である(図54)。残存状況が悪く、SB193が棟通りに2個の柱穴を、SB377が北妻棟通り下に1個と東側柱筋に3個の柱穴を確認したのみである。

平 面 SB377 SB193 いずれも平面は判然としないが、建物の方向が発掘基準線にほぼ一致し、その棟通りが築地棟通りに一致する。さらに、両建物の北妻は東西発掘基準線に平行する同じ東西線上に一致する。したがって、両建物は正殿に対し築地線上に对称に配された同平面規模、同構造の建物と推定しておきたい。そこで、両建物跡を合せ考えてその平面を推定すれば、SB193で南妻より一間目の棟通りに柱穴があることより、両建物とも南北3間、東西2間の東西門であった可能性が考えられる。この場合、SB377の柱穴の中心に柱位置を推定すると、柱間は桁行が総長約9.0m、中央間3.6m、両脇間2.7m、また梁行が総長約4.2m、柱間2.1m等間2間となる。

柱 穴 柱穴はSB377が径0.8m前後の不整円形で、深さは約0.6m、埋土は茶褐色で玉石や瓦・土器片が多量に混入している。また、一部の柱穴で柱抜取穴を確認しているが他は明瞭には確認できなかった。したがって柱痕跡も不明である。SB193については、削平が著しく、径約1.0m前後の不整円形の柱穴を確認したのみで、柱痕跡、埋土などについては不明である。

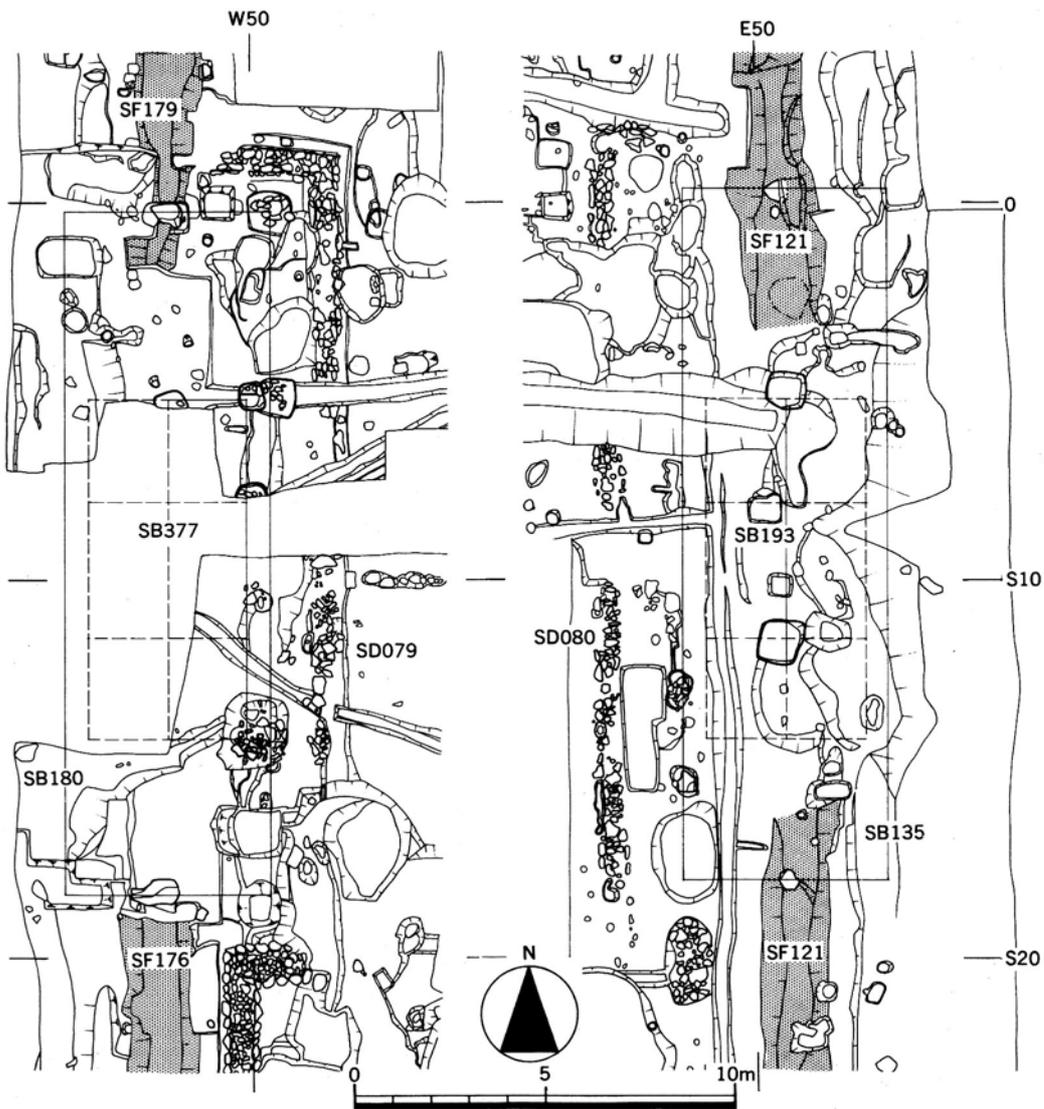


図 54 SB377・193 平面図

SB193 は SB135 と重複しているが、新旧完形は不明である。SB377 は SB180 と重複しており、これより新しい。重複状況

なお SB377 の柱穴埋土中より平川ら II C 類と須恵系土器破片が出土している。

SB365 (PL.12・60-4)



北辺築地中央部の南北発掘基準線上で検出した北門跡である。A 検出状況
～C の 3 時期の重複が認められ、いずれも地山面で確認した。

A は間口 1 間の掘立柱門跡で、その中心が正殿中心線より約 0.4m A の平面
程西に位置する。柱抜取穴が伴うため柱痕跡を確認できなかったが、柱穴のほぼ中心に柱
位置を推定すると柱間は約 2.1m となる。

柱穴は一辺 1.0m 前後の不整形で、深さは約 0.8m であり、埋土は黄褐色土で焼土が混入している。

B の平面 BはAの西側の柱穴に重複して検出した径1.0m前後の礎石据え穴である。削平が著しく1箇所のみ確認しただけで、対となるものは残存していなかった。柱間は不明であるがAと同様、間口1間の礎石門跡と推定される。据え穴埋土中より軒丸瓦320が出土している⁽⁹⁾。

C の平面 Cは2間の掘立柱門跡と推定され、中央の柱穴が前述礎石据え穴と重複しており、これより新しい。柱抜取穴を伴うため柱痕跡は確認できなかったが、柱穴のほぼ中心に柱位置を推定すると、柱間は東より約2.9m・2.4mとなる。柱穴は一辺約0.7mの不整形形で、深さは約0.5mであり、埋土は明茶褐色土で一度に埋められている。

なお、3個の柱穴は、その推定柱筋がかならずしも通らず、東側の柱穴が若干北へずれ、柱間も異なる。また門とすると2間の例はあまり類例を知らない。したがってここでは、西側の2個のみ組み合う可能性も指摘しておきたい。

A、B、Cはいずれも小規模な潜門的なものと考えられる。

SB370 (図55、PL.61-3)

検出状況 北辺築地東半部のほぼ中央で検出した建物跡である。残存状況がきわめて悪く、礎石1個と炭化した小柱根3個、および焼面を確認したのみである。

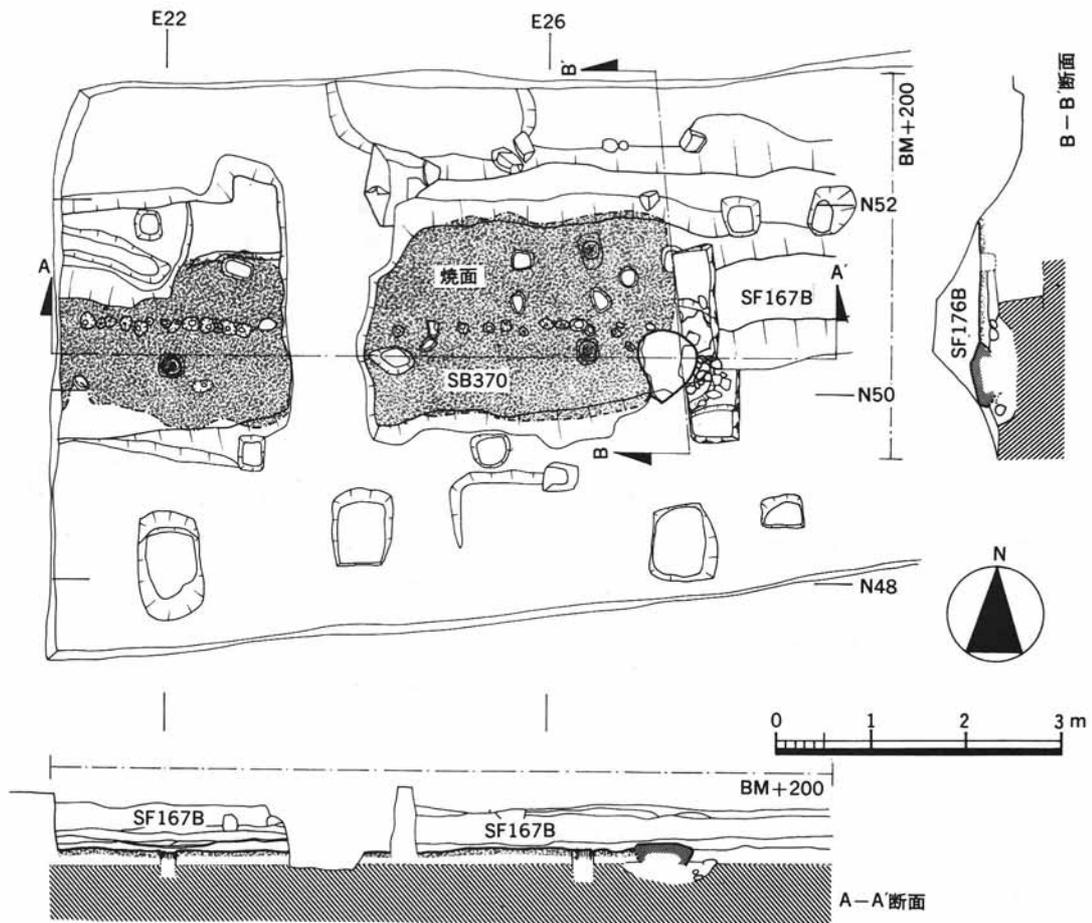


図55 SB370 詳細図

礎石は径 0.7m 前後の上面が扁平な自然石で、径約 1.0m の据え穴中に根石を敷き込み、その上に据えられている。据え穴は、第 2 次整地層下で確認されたことより地山面から掘り込まれ、礎石据え付け後、約 0.15m の厚さに第 2 次整地をしていることが知られる。礎石はこの第 2 次整地層上面より約 0.1m 出しており、その上面の西側½程が焼けていた。また、その位置は SF167A₂ 築地の棟通りに一致している。

焼面はこの第 2 次整地層上面が焼けたものであり、礎石中心より西側で東西約 6.4m、南北約 2.5m の範囲に確認し、一方、礎石中心より東側の整地層上面は焼けてはいなかった。

以上の状況より、残存する礎石は東西棟礎石建物の東妻棟通り下の礎石で、この東側に築地が取り付き、また、焼面は建物が焼失した時にその床面が焼けたものと考えられる。この場合棟通り下にも焼面が連続しており、他に支柱の礎石が存在した可能性がないため、本建物は⁽⁹⁾門ではなかったことが知られる。

ところで、焼面上にで径約 0.2m 程の炭化した小柱根を 3 箇所を確認した。このうち、二つは、建物棟通りにほぼ一致し、礎石の西方約 0.8m と 5.2m のところに、他の一つは前述の東側の小柱根の北方約 1.0m のところで検出した。こ

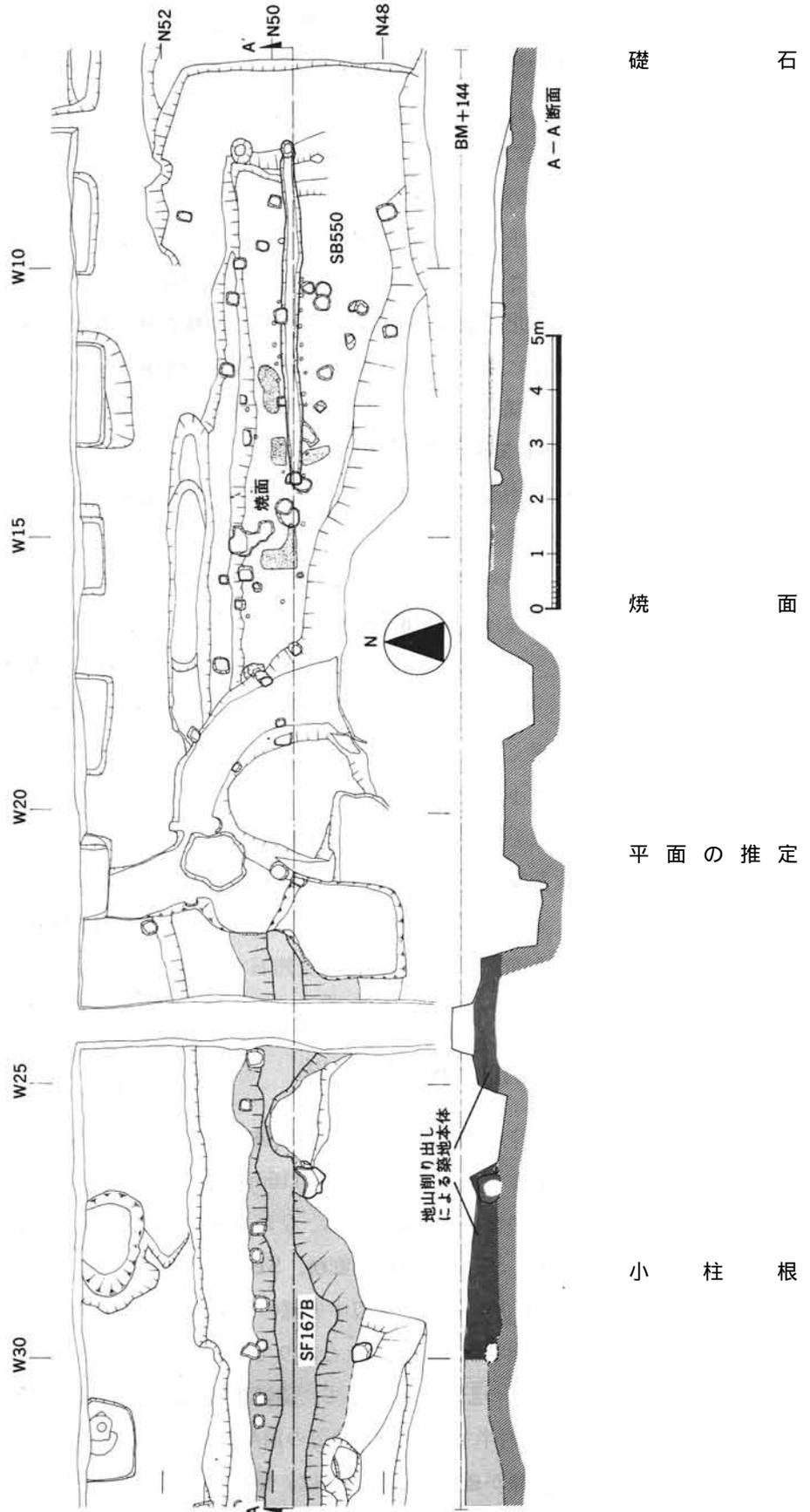


図 56 SB550 平面図

これらの小柱根はいずれも焼けて炭化しており、また、建物の主柱とは位置を異にするため、本建物の屋内付属施設の一部で、建物と共に焼失したものと推定される。なお、柱穴については、床面が焼けていることもあり判然としなかった。

小 杭 列 跡 この他に、焼面で確認した遺構としては、東西約 **6.0m** の長さに一列に並ぶ径約 **0.1m** の小杭列跡と数個の小柱穴がある。

以上、記述した遺構すべてが焼土を含む **SF167B** 築地に覆われておりこれより古い。

関 連 遺 構 ところで、本建物の西妻など平面規模については何の痕跡も残存しておらず不明であるが、北辺築地西半部のほぼ中央で同様の状況を示す **SB550** を検出した。これと **SB370** は東西に離れており直接にはその関係を把握できないが、ここでは後述する検出状況より相互に関連するものである可能性を指摘しておきたい。

SB550 (図 56、PL.17・60-3)

地山面で検出した焼面、東西方向の布掘り、小柱穴、小杭列跡などの遺構を一括したものである(図 56)。

検 出 状 況 布掘りは長さ約 **6.0m**、幅約 **0.3m**、深さ約 **0.2m** でその両端に柱穴を伴う。その位置および方向は、**SF167** 築地の棟通りに一致する。また、この布掘りに沿って焼面や数個の小柱穴、径 **0.7m** 前後の小杭列跡を確認した。これらの遺構は、その性格・構造が判然としないが、すくなくとも焼面形成時にはこの部分には築地が連続せず、何らかの施設が存在したと考えられる。ここでは、焼面は建物が焼失した時にその床面が焼けたもので、布掘りおよび小柱穴などは屋内の付属施設跡である可能性を指摘しておきたい。

なお、布掘りおよび小柱穴の埋土には焼土および焼瓦が多量混入しているが、これは焼失後施設が抜き取られ、埋め戻されたためと推定される。

また、**SB550** の西約 **12.0m** のところには、第 19 次調査時に地山の石とみた径 **0.6m** 程の上面が偏平な礎石状の自然石を検出している。

(11) 築地跡

政庁の四周を区画する施設跡として、築地跡を検出した。築地で区画された政庁の規模はおおよそ東西 **103m**、南北 **116m** であり、ほぼ長方形をなす。各辺の築地跡にはそれぞれ数時期の重複が認められる。なお、築地線上で検出した建物跡には、南辺中央部の **SB101** 南門跡、**SC105・109** 翼廊跡、**SB104・189** 脇門跡、東辺中央部の **SB135・193**、西辺中央部の **SB180・377**、北辺中央部の **SB365** 北門跡、および、**SB370・550** などがあり、各遺構の検出状況は前述したとおりである。

遺 構 番 号 以下の記述にあたって、遺構番号は、北辺を **SF167**、東辺を **SF121**、南辺の東半を **SF103**、西半を **SF108**、西辺の南半を **SF176**、北半を **SF179** とした。また、それぞれの築地で重複が確認されたものは、原則として遺構番号の後に古い順に **A・B・C……** の記号を付したが、新旧関係が不明なものについても、便宜的に付したものもある。以下ではその

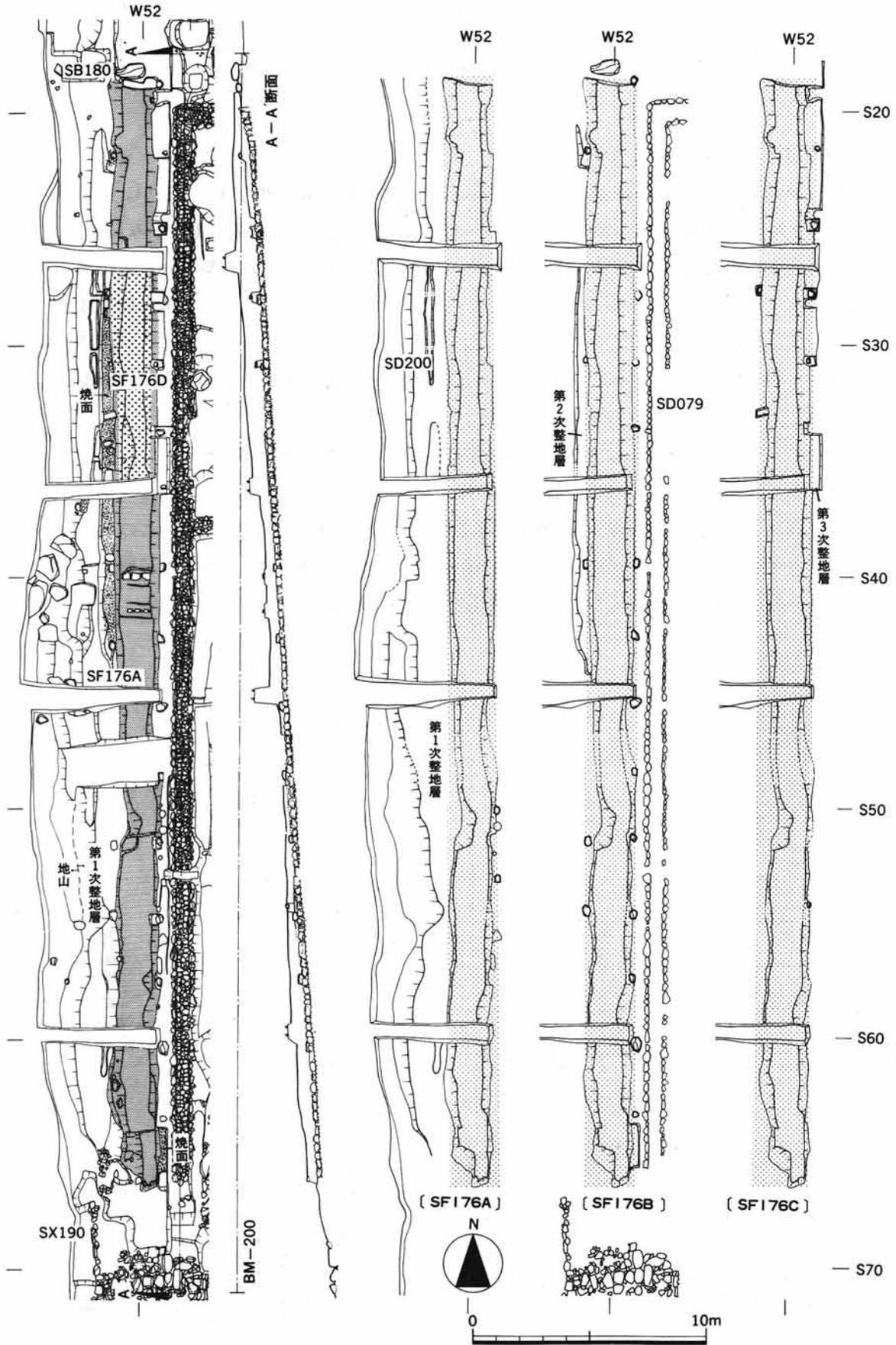


図 57 SF176 平面図

構造および変遷がよく把握できるものから、西辺、南辺、北辺、東辺の順に説明する。

a SF176・SF179 西辺築地跡

SF176 (図 42・57・58、PL.55～58)

変

遷

SF176 は西辺南半部の築地跡であり、四辺の築地跡の中で最も残存状況が良い。築地積土には2時期の重複があり、寄柱跡には柱穴→礎石→礎石という3時期の重複がみられる。最も古い寄柱穴は第1次整地層上面で検出されており、同整地層上に構築された古い方の積土に伴うものと考えられる。次の時期の寄柱礎石は前述の柱穴を覆って築地両側に盛土された第2次整地層上に据えられ、最も新しい寄柱礎石は、さらにそれを覆って盛土された第3次整地層上に据えられている。新しい方の積土は、最も新しい礎石を覆って構築されており、さらに新しいものである(図 42)。

したがって、この築地にはA～Dの4時期の変遷があったことが知られる。これらの方向はいずれも発掘基準線にほぼ一致している。

SF176A

SF176A は最も古い築地跡で、第1次整地層の上に築かれている(図 58)。この西側には、築地に沿って延びる地山の削り出しと第1次整地により幅約1.5m程の段が形成されており、西が約0.6m程低い。また、東側は、このような段はなく平坦である。

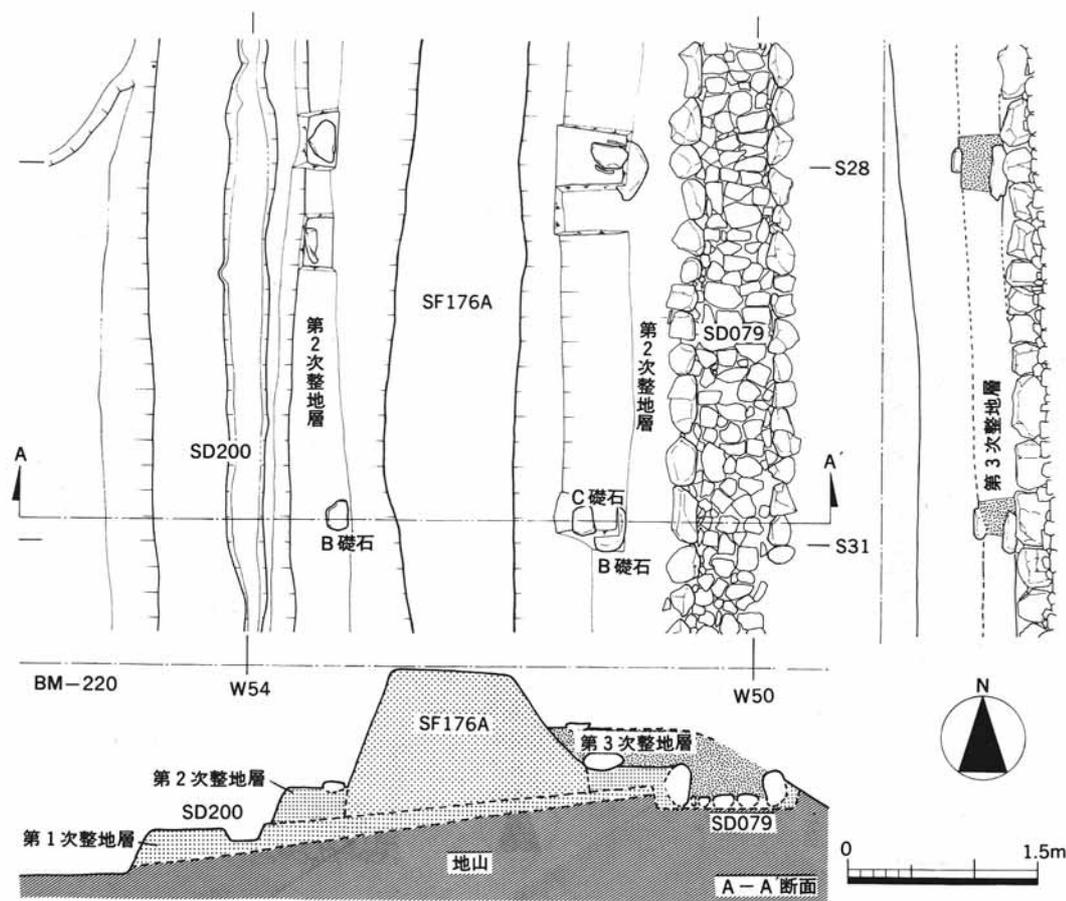


図 58 SF176 詳細図

積土は、幅約 1.8～2.0m、高さ約 0.9m、長さ約 47.0m で残っており、遺物を全く含まない黄色土、褐色土、黒色土を用いて丁寧に版築されている。残存する積土の大部分はこの時期のものである。

積 土

寄柱跡については、築地東側の第 2 次整地層を部分的に掘り下げた箇所第 1 次整地層上面で径 0.2～0.3m の円形の小柱穴 4 個が検出されており、SF179 西辺北半築地の状況を考えると、これらのうち桁行柱間 2.95m でとれる 2 個が寄柱穴とみられる。

寄 柱 穴

また、築地西側の第 1 次整地層上面では、北半に幅 0.4m、深さ 0.1m ほどの素掘りの SD200 南北溝が長さ約 9.0m にわたり検出された。この溝の中心と築地本体西縁との間隔は 0.7m 程で、これと平行することから SF176A の雨落溝と考えられる。埋土中から平瓦 IC 類-b タイプが出土した。なお、本築地が築かれた第 1 次整地層上面のレベルは南北約 48m の間で南が約 3.5m 低く、築地は全体として南へ傾斜していたと考えられる。

雨 落 溝

SF176B は A の寄柱穴を覆う第 2 次整地層上に据えられた寄柱礎石によって確認された築地跡である (PL.58-1.2)。

SF176B

B 築地本体については新たな積土が確認されなかったが、A の築地本体の大部分を利用して積み直されたものと推定される。

SF176 付近の第 2 次整地は A の本体の両脇に寄せて帯状に盛土されたもので、幅 0.6m 程の犬走りを形成している。東の犬走りは、この築地の雨落溝もかねた SD079 石組溝の西側石を東端のおさえとし、築地との間に 0.1～0.2m 程の厚さで盛土している。一方、西側の犬走りは東側より厚く 0.3m 程に盛土されたものである。この第 2 次整地層は SF176A の SD200 雨落溝の一部を覆っている。

第 2 次整地による
犬走り

寄柱跡は比較的残存状況が良く、東側で礎石 13 個、西側で礎石 5 個と据え穴 1 箇所が検出された。礎石は長径 0.3～0.6m、短径 0.2～0.4m ほどの楕円形の自然石で、平らな面を上にして据えられている。その上面は築地内側にやや傾斜している傾向がみられる。寄柱の桁行柱間を礎石の平坦面の中心で測ると、東側の残存部分で北から 9.18m(3 間分)・2.84m・2.95m・5.82m(2 間分)・3.11m・2.93m・2.98m・2.82m・3.33m・2.75m・2.92m・2.96m であり、平均は 2.97m となる。また、基底幅は東西の寄柱礎石の間隔から約 2.2m と推定される。

寄 柱 礎 石

礎石上面のレベルをみると、東側、西側とも同様に南ほど徐々に低くなり、東側に残存する礎石の北端と南端の間隔約 45m で約 3.4m のレベル差がある。この勾配は東の SD079 石組溝の傾斜と一致する。一方、対になる東と西の礎石上面のレベルはいずれも西側が若干低く 0.2m ほどの差がみられる。

なお、犬走り上面の西側北半部と東側南端部で焼面が確認された。これと B の礎石や SD079 石組溝が焼土を含む第 3 次整地層で覆われている点を考えあわせると、本築地は火災によって焼失したことが知られる。

犬 走 り

SF176C は、B の寄柱礎石や SD079 石組溝を覆う第 3 次整地層による犬走りと、その上面に据えられた寄柱礎石から確認された築地跡である (PL.58-1.2)。新たに積んだ積土は

SF176C

残っていないが、このC築地は、Bの築地本体の基部に寄せて第3次整地を行って犬走りを形成し、その上面に寄柱礎石を据え、さらに、B築地本体の一部を利用しこれに付け加える形でC築地本体を築くという工程で構築されたと考えられる。

第3次整地層 東側の第3次整地層は広範囲に盛土されたものであるが、築地に沿った部分では厚くなって幅0.7mほどの犬走りを形成する。一方、西側の第3次整地層は状況がやや異なり、Bの焼失時に落下した焼瓦、焼土からなる厚さ0.1mほどの整地層であり、幅0.7mの犬走りを形成している。

寄柱礎石 寄柱跡としては、東側で礎石4個と据え穴1箇所が、西側では礎石1個が発見されており、これらはBの礎石とほぼ同位置で重なっている。礎石は径0.3m程の自然石で、Bと比較してやや小さく扁平な傾向がみられる。寄柱の桁行柱間を礎石の中心で測ると、東側の残存部分で北から2.87m・2.94m・23.48m(8間分)であり、平均は2.93mで、Bとほぼ同様となる。また、基底幅は、東西の寄柱礎石の間隔から、2.3mほどと推定される。

礎石上面のレベルを見ると、南北方向ではBと同様南がかなり低く、東西では西が0.5mほど低くなっている。

SF176D SF176DはCの寄柱礎石を覆って、残存するSF176A積土上面の高さまで盛土し、さらにこの上に木炭や瓦が混じる褐色土を雑に積んだものである。最も状況の良い所では、幅約2.0m、厚さ0.5mで残存している。この基底部には南北1.5mの間隔をおいて2列の平行する瓦列が検出された(PL.57-2)。北側の列は平瓦3枚、南側は丸瓦3枚を東西方向に連続させて並べたものである。

なお、Dは積土が雑に築かれていることや寄柱跡が検出されていないことなどのため、築地跡と断定する状況にはないが、積土の幅がA築地の幅と近いことから、ここでは一応築地跡として記述しておきたい。

SF179 (図59・60、PL.31-2・58・59)

変遷 SF179は西辺北半部の築地跡である。南半の一部を除き残存状況は悪い。とくに北半部は東側が最近まで使われていた道路によって削平されているため、築地本体西縁の積土と西側の寄柱跡がかろうじて残っているにすぎない。築地の積土には2時期の重複がみられ、寄柱跡には地山面で検出された柱穴と第3次整地層上面に据えられた礎石との重複がみられた。柱穴は地山面に構築された古い方の積土に、礎石は焼土を多量に含む新しい積土に伴うものと考えられ、A・C2時期の変遷が確認される。なお、南端部では第3次整地層下に第2次整地層があり、AとCの間の時期にも築地の造り替えがあったことが推定される。方向はいずれも発掘基準線にほぼ一致する。

SF179A SF179Aは地山上に構築された古い方の築地跡である。SB180脇殿跡の北に残る長さ約48.0mの積土はほとんどこの時期のものである。築地の西側にはこれに沿って地山削り出しによる幅約1.0mの段が形成されており、西側が約0.4m程低い。また、築地の東側は平坦である。この状況はSF176A西辺南半築地の場合と類似している。

積土 積土は南半の最も保存の良い所で幅約1.8m、高さは約0.8m残っており、遺物を全く含

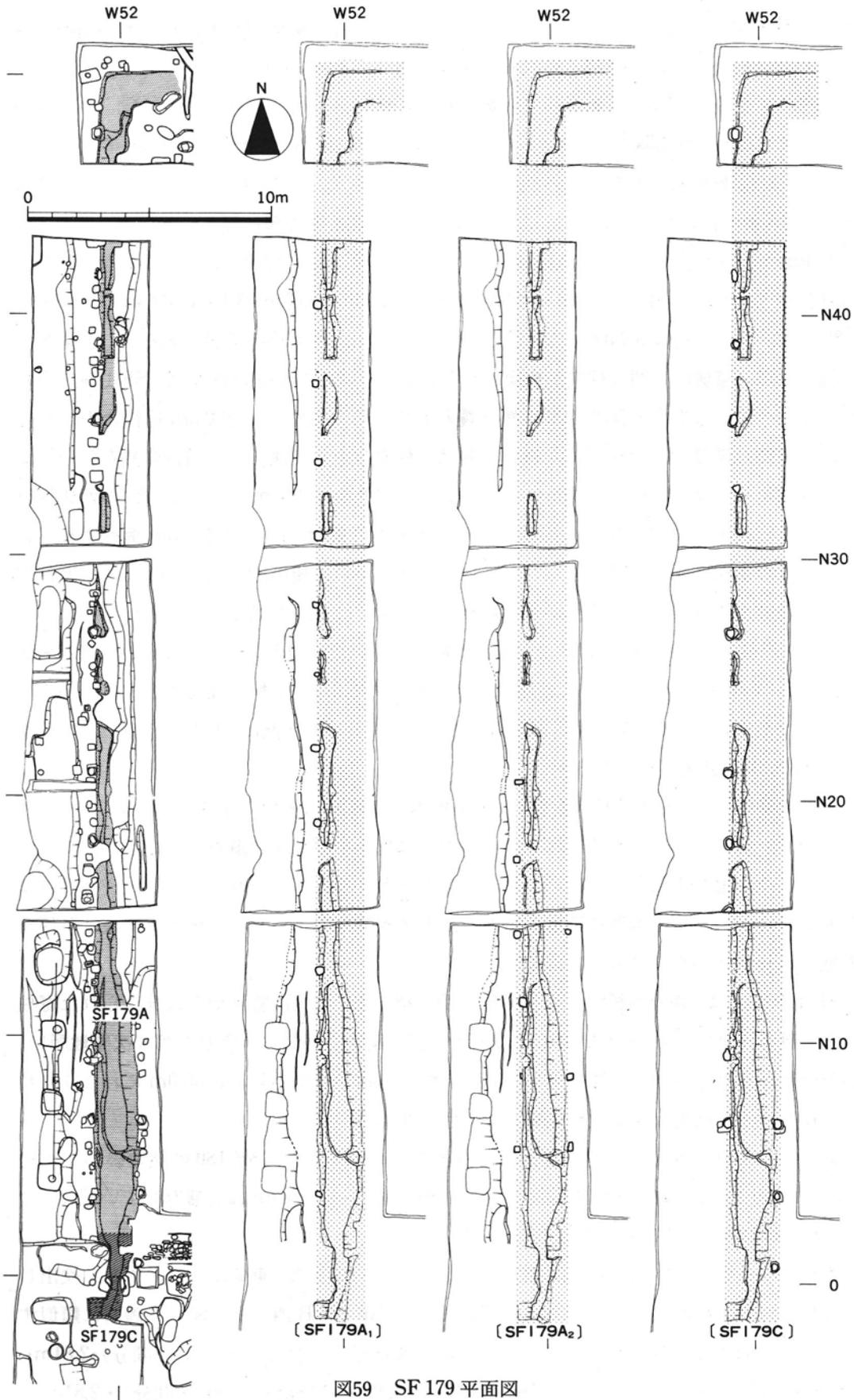


图59 SF 179 平面图

まない黄色粘土や褐色土を用いて丁寧に版築されている。築地が構築された地山面のレベルは、残存積土の北端と南端との間隔約 **48.0m** で南が約 **2.3m** 低い。

寄 柱 穴 残存する積土の両側には地山面で多数の柱穴が検出された。これらには、(1)：本体の西側に約 **3.0m** の等間隔で並ぶもの、(2)：南半部で東西対になり南北約 **3.0m** 等間で並ぶもの、(3)：規則的な配置がみられないもの、とがある。まず (1) についてみると、築地西側に **10** 個の柱穴が確認された。これらはすべて第3次整地層に覆われていた。柱穴は一辺 **0.3m** ほどの方形であり、柱痕跡は確認できなかった。桁行柱間は、柱穴の中心で測ると残存部分で北から **3.24m・3.23m・3.05m・2.87m・2.90m・3.07m・3.15m・6.04m(2間分)・2.88m** であり、平均は **3.04m** となる。(2) については、北半部が不明であるが、南半部で西側に **6** 個、東側に **3** 個の柱穴が検出された。これらのうち南側の柱穴は、**SF179** の南端付近に部分的に分布する第2次整地層に覆われている。柱穴は一辺 **0.3m** 前後の方形であり、柱痕跡は確認できなかった。桁行柱間は、柱穴の中心で測ると、西側の残存部分で北から **3.12m・3.12m・2.76m・3.10m・3.02m** であり、平均は **3.02m** となる。(2) の西側柱列は (1) のそれとほぼ同一線上に並ぶが、南北方向の位置は (1) より約 **1.3m** 南へずれている。両者の重複関係は確認できないが、以上の状況から、規則的に並ぶ (1) と (2) の柱穴は時期差のある寄柱穴の可能性が考えられる。以下では (1) を **A₁**、(2) を **A₂** とする。

雨 落 溝 また、西側寄柱穴の西約 **0.7m** の位置に、幅約 **0.3m**、深さ **0.1m** ほどの素掘りの溝が南北約 **4.0m** にわたり検出された。この溝は築地に平行することと、検出面が第3次整地層下の地山面であることから、**A** に伴う雨落溝と考えられる。この状況は **SF176A** 西辺南半築地の **SD200** 雨落溝と同様である。

第 2 次 整 地 層 第2次整地層は、**A₂** の寄柱穴を覆い、**A** 築地本体の両脇に寄せて厚さ **0.2m** 程に盛土されたもので、南端の一部で確認された。この中には焼土や瓦などの遺物が含まれないことから、上への第3次整地とは時期の異なるものと考えられる。これに伴う積土や寄柱跡は不明であるが、この整地層は築地構築面の嵩上げ地業と考えられることから、整地に伴う築地の造り替えがあったものと推定される。

SF179C **SF179C** では、**A** 築地積土上に部分的に残る積土と、第3次整地層上に据えられた寄柱礎石が確認されている(図 60、PL.31-2・58-4.5)。築地の西側にみられた第3次整地層は、多量の焼瓦や焼土からなる厚さ **0.1m** ほどの層で、幅約 **0.9m**、南北約 **36.0m** にわたり帯状に分布し、その南端は第2次整地層上に、他は地山面にのっていた。

積 土 積土は、多量の焼土や焼瓦を含む赤褐色土で築かれており、**SB180** の北妻礎石の北約 **1.0m** の位置から南へ約 **3.0m** の範囲に幅約 **0.8m**、高さ **0.1~0.3m** ほど残存していた。この積土は **SB180** の北妻礎石を覆っている。

寄 柱 礎 石 寄柱跡としては、西側に **10** 個の礎石と **1** 箇所の礎石据え穴、東側に **3** 個の礎石を検出した。礎石は長径 **0.4m** 前後の楕円形の自然石であり、**SF176B** 西辺南半築地の礎石に類似する。桁行の柱間は、礎石の中心で測ると、西側の残存部分で北から **5.81m(2間分)・2.81m・3.12m・2.85m・5.99m(2間分)・5.76m(2間分)・2.95m・2.8m・5.95m(2間分)・2.81m** で

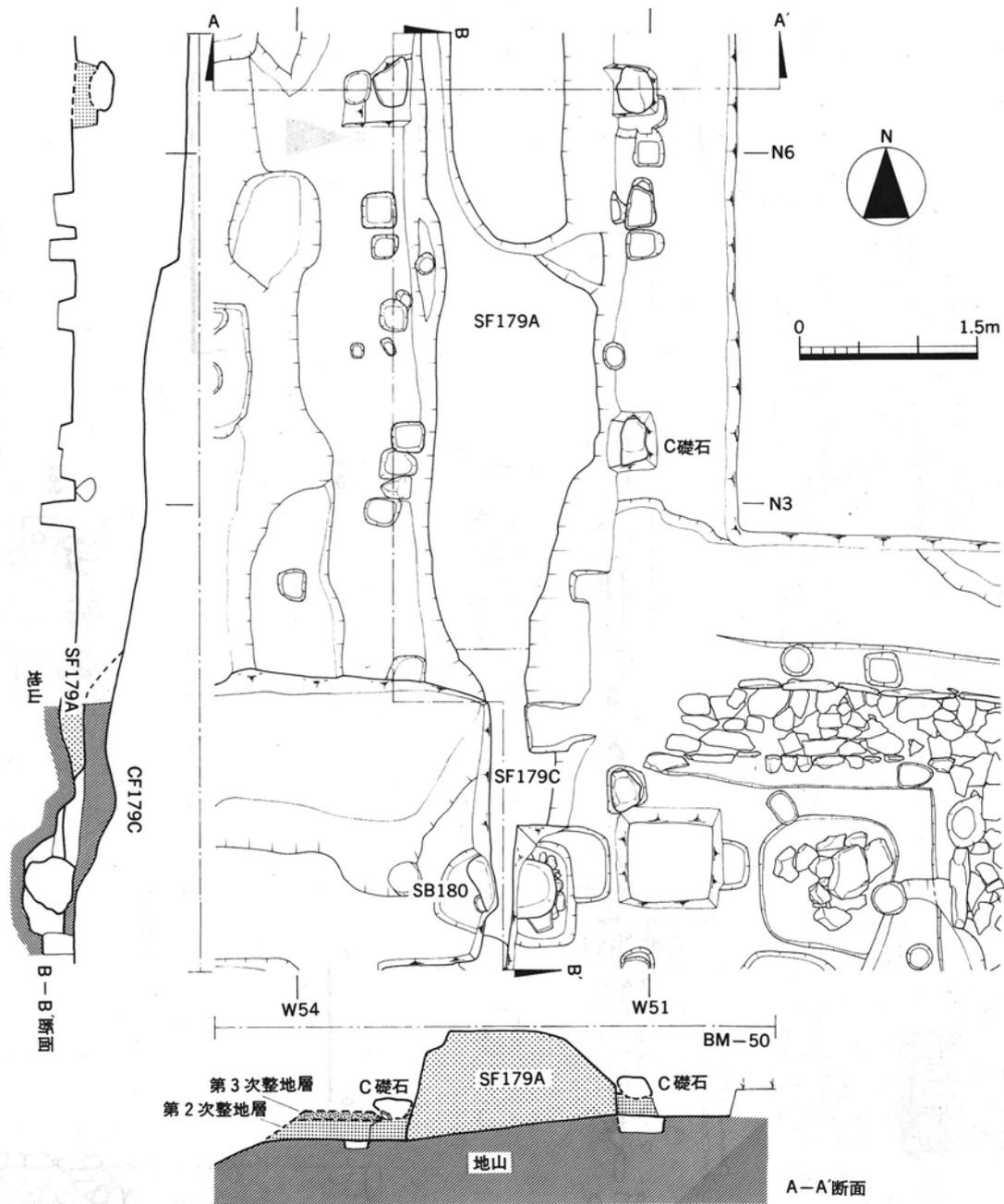


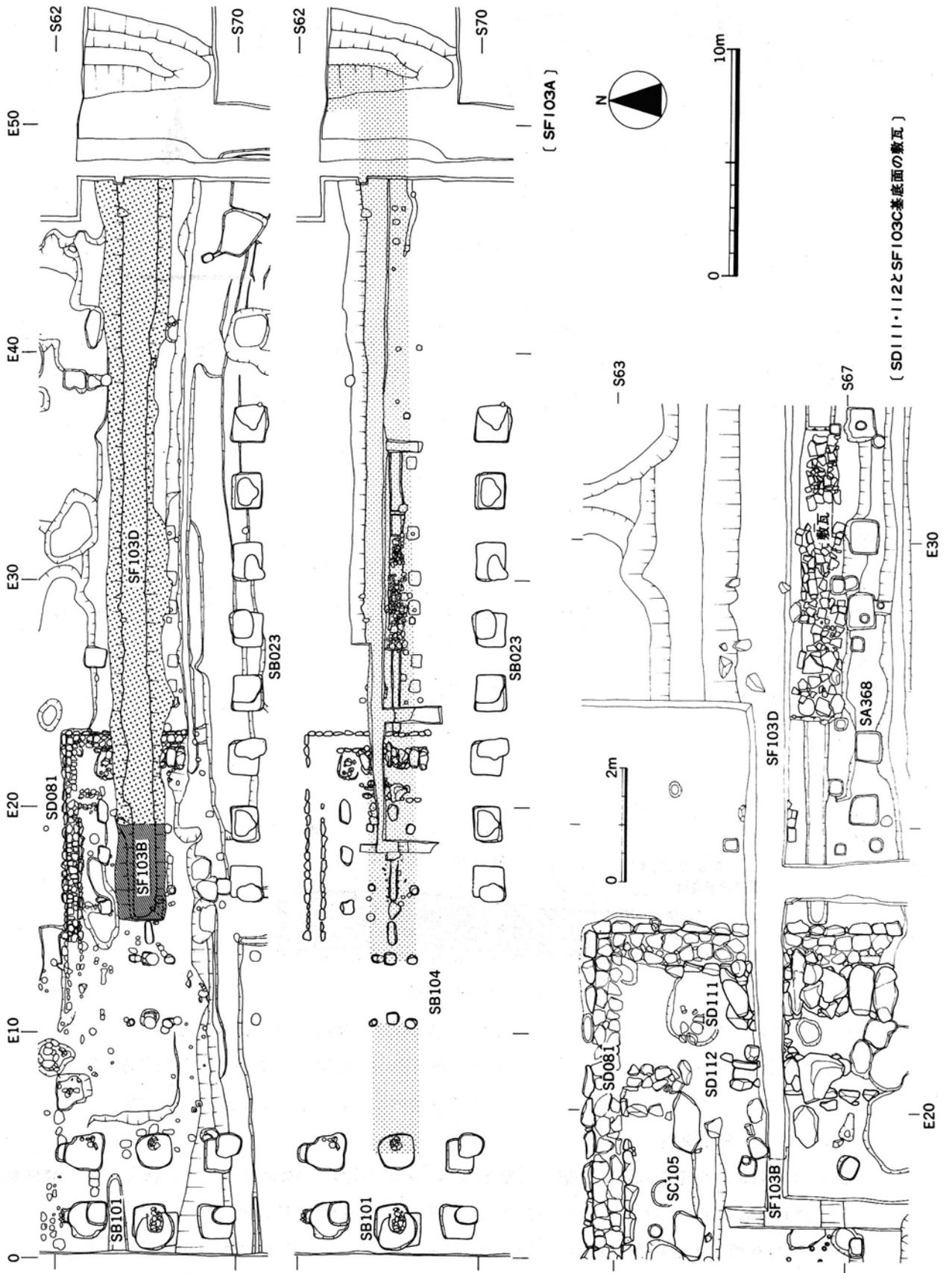
図 60 SF179 詳細図

あり、平均は 2.92m となる。基底幅は、東西の寄柱礎石の感覚から約 2.3m と推定される。また、礎石上面のレベルは、西側の北端と南端の礎石間 (約 41.0m) で南が北より約 2.2m 低く、東西については、残存する礎石の南から 2 間目で測ると西が約 0.2m 低い。寄柱礎石の据え穴中には、刻印 **丸**A の平川らが混入していた。

なお、SF179 の西側にみられた第 3 次整地層は、多量の焼瓦が面をなしている状況などから、火災時に落下した瓦や焼土をかきならしたものとみられる (PL.59-3)。

焼失後の築地

C は、この整地層上面に寄柱礎石が据えられていること、および積土に焼土が多量に含まれていることから、焼失後に造り替えられた築地であることが知られる。



[SD111・112とSF103C基礎面の敷瓦]

b SF103・SF108 南辺築地跡

SF103 (図 61~63、PL.42~44・52・53)

SF103 は SB101 南門から東へ延びる南辺東半部の築地跡である。1 時期の寄柱穴と 3 時期と推定される積土を検出した。積土は、南北発掘基準線の東 19.5m を境として、焼土を多量に含む西側と、焼土を含まない東側とに分れ、東側の積土は、さらに SD111 石組暗渠を境としてこれに切られる下層の積土と、これを覆う上層の積土とに二分される(図 62)。これらの前後関係は、西側の積土が寄柱穴を覆う一方、東側の積土に切られることから、寄柱穴→西側積土 →東側上層積土となる。東側下層の積土については、寄
東側下層積土

柱穴・西側積土との層位的関係が把握できないが、寄柱穴とは位置が若干ずれること、また、西側積土とは後述するように積土の状況が大きく異なることから、それらとは時期を異にするものと考えられる。したがって、南辺東半築地には都合 4 時期の変遷があったと推定される。以下では、寄柱穴の築地跡を A、西側積土の築地跡を B、東側下層の積土の築地跡を C、東側上層積土の築地跡を D として記述する。

築地の方向は、いずれも発掘基準線に対し東でわずかに北へ偏している。

なお、この付近の地山面のレベルは、中央部の SD111 暗渠付近で最も低く、その西側の南門付近では 0.4m、東側の築地東端では 0.3m ほど高くなる。

SF103A は、積土が全く残っていないが、南門寄りの地山面で南北両側に組み合う 4 対の寄柱穴と、その東で南側の寄柱穴と考えられる 2 個の柱穴が検出されたことから推定された築地跡である。

寄柱穴は一辺 0.2~0.5m の方形ないし同大の円形であり、柱痕跡は確認されなかった。寄柱穴の中心で桁行の柱間を測ると、残存部分の南側で西から 2.80m・3.05m・2.81m・9.17m(3 間分)・9.07m(3 間分)であり、平均は 2.99m となる。基底幅は、南北の寄柱穴の間隔から約 2.1m と推定される。

この築地棟通りの地山面で一辺 0.6m ほどの方形の 2 個の柱穴と素掘りの東西溝を検出した。2 個の柱穴はそれぞれ南門東妻から 3 間目にあたる 2 対の寄柱穴の梁行の柱筋上にほぼ位置することから、SF103A に設けられた SB104 脇門の柱穴と考えられる(PL.42)。東西溝は幅 0.4m 前後、深さ約 0.1m で断続的ではあるが長さ約 22.0m にわたり検出されている(PL・52-2.3)。この溝の性格は不明であるが、SC105 の礎石下にあることや B の積土に覆われていることから、A に関わるものとみられる。

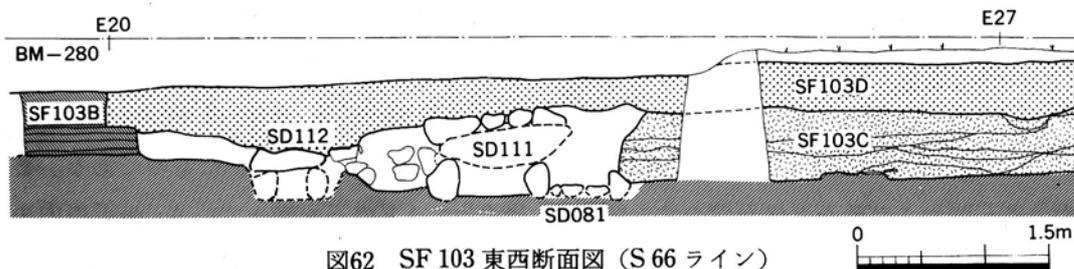


図62 SF 103 東西断面図 (S 66 ライン)

変遷

SF103A

寄柱穴

なお、Aは、寄柱穴がB積土に覆われていること、および、Aに付設されたSB104脇門の柱穴がSC105翼廊の根石下で検出されたことからBやSC105より古い築地であることが知られる。

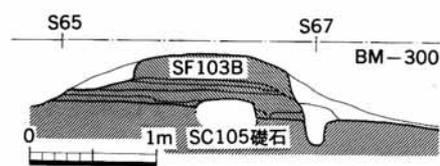


図 63 SF103 南北断面図(E18 採)

SD103B SF103Bは、Aの寄柱穴とSC105の棟通りの礎石を覆って地山上に構築された築地跡である(PL.44-3.4)。寄柱痕跡は全く確認されなかった。

積土 積土は、南北発掘基準線の東15.0mから19.5mまでの長さ4.5mの範囲に幅約2.0m、高さ約0.5mほど残存しており、多量の焼土を含む褐色土や暗褐色土を用いて比較的丁寧に版築されている(図63)。

SF103C SF103CはBの東側の地山面に構築された築地跡であり、SD081石組溝を覆っている(図62、PL.52)。Dより古い、A・Bとは直接的な重複がないため、これらとの前後関係は不明である。寄柱跡は全く確認されていない。積土は南北の発掘基準線の東約23.5mの位置から東へ長さ24.5mの範囲に、幅約2.0m、高さ約0.5mほど残存しており、瓦混りの褐色土や黄色土を用いてやや雑に版築されている。この築地を東西方向に断ち割り、南半を除去したところ、基底部に長さ5.0mにわたって軒平瓦720・721Aを含む多量の瓦が面をなして敷き詰められていた(PL.52)。

なお、このCの積土はSD111石組暗渠の据え方によって切られている。

SF103D SF103Dは、C本体の上部を削除し、その下部に残る高さ0.5m程の積土を利用してその上に積みなおした築地跡である。寄柱痕跡は確認できなかった。この時期に築かれた積土はCよりもさらに西まで延びてSD111・112を覆い、東西約29mの範囲に幅2m弱、厚さ0.4mほどで残存しており、瓦混りの褐色土を用いて雑に積まれている。積土中からは瓦片のほか土師器杯類(PL.107-63)が出土した。

SD112 暗渠 ところで、南辺東半築地跡では2時期にわたる石組暗渠が検出された(PL.43・44・53)。西側のSD112は、南北発掘基準線の東約21.0mの位置に構築されたものであり、長さ約2.8m残存していた。その構造は、長径0.3m程の自然石を両側に立て並べて側石とし、その上に長径0.5~0.8m前後の自然石を横に並べて蓋石としたものである。北端部では底面に平瓦が敷かれていた。暗渠の内法寸法は、幅0.3m、高さ0.2mほどである。この裏込め土から軒平瓦624が出土し、暗渠中の堆積土からは、軒平瓦640・721Aや須恵器甕(PL.156-116)が出土した。

SD111 暗渠 SD111はSD112の東に近接して構築されたものである。長さ約3.8m残存しており、SD112よりも遺存状況が良い。東側石は北端部のみ新たに自然石を立てているが、他はSD081石組溝の西側石を再利用している。西側石は新たに長径0.3~0.4mほどの自然石を並べている。蓋石は長径1.0m、短径0.4m前後の大きな自然石を横に並べたものである。また、蓋石間および蓋石と側石間のすき間には、径0.2mほどの石を補っている。暗渠の内法寸法は幅0.5m、高さ0.2mほどである。SD111の裏込め土中から軒丸瓦310B・310A、

軒平瓦 721A・640・511 が出土し、暗渠中の堆積土からは軒丸瓦 427、軒平瓦 721A・640・511 や須恵系土器杯ⅡA類(PL.119-331)、土師器(PL.107-34、PL.109-102)、須恵器杯(PL.111-127、PL.112-152)などが出土した。

両暗渠の新旧関係については、調査当時、SD112の据え方がSD111の据え方を切っているとして理解し、南側の排水口付近でSD112の暗渠底面レベルがSD111のそれより高いこともこれを裏づけるものと考えた。

両暗渠の新旧

しかしながら、図 62 にみられるように両者が重複する部分には小石が多く存在していたことなどのため、両者の前後関係の確認がかなり難しい状況にあり、さらに、両暗渠の底面のレベルは、北側の取水口付近で測るとほぼ同じとなる。したがって、両者の新旧関係についてはなお検討の余地を残すものと言わざるをえない。

このため、両暗渠と各築地との関係についても再検討が必要となる。ここで二つのケースを仮定して、それぞれで成立しうる暗渠と築地の関係を想定すれば以下ようになる。

まず、SD112がSD111より新しいとした場合、SD112はD築地に伴うと考えられる。SD111については、Cの積土を切ることからC築地と時期を異にするという見方と、C積土との切り合い関係を工程差とする見方とができる。これを時期差とみれば、SD111に伴う積土は残存せず、また、C築地に伴う暗渠は不明ということになる。一方、これを工程差とみれば、Cの積土を0.5m以上の高さまで構築してから、これを切って暗渠を据え、さらにこの部分の本体を積み直すというきわめて不自然な工程を経たものとみなければならぬ。

つぎに、SD111がSD112より新しいとした場合、SD111はD築地に伴うと考えられ、SD112はC築地に伴う可能性が高いこととなる。すなわち、残存する2時期の暗渠と2時期の積土がそれぞれ対になって構築されたものとみることができ、さらにC・D築地の両時期とも、暗渠を据えた後にその上に本体を版築していくという構築手順、および新しいとみるSD111の方が遺存状況が良い点なども比較的スムーズに理解できる。

前述したとおり両暗渠の新旧関係は断定できなかったが、以上のような状況から、ここではSD112→SD111とみる方がより蓋然性が高いものと考えておきたい。

SF108 (図 64・65、PL.8・11・53～55)

SF108はSB101南門から西へ延びる南辺西半部の築地跡である。1時期の寄柱穴と2時期の重複がある積土が検出された(図 64・65)。寄柱穴は第1次整地層上面で検出された。また、古い方の積土は寄柱穴を覆う第3次整地層上に築かれ、新しい方の積土は、古い方の積土の両側に寄せた第4次整地層上に構築されている。したがってSF108にはA～Cの3時期の変遷があったことが知られる。築地の方向は後述するようにAとBで異なる。

変遷

SF108Aは、第1次整地層上面で南北両側に各3個の寄柱穴が確認されたことにより推定された築地跡である。寄柱穴の残存状況は悪く、また積土も全く残っていない。なお、本築地の構築された第1次整地層上面のレベルは、西辺築地との接続部分と南門との間約46mで西が約2.0m低い。

SF108A

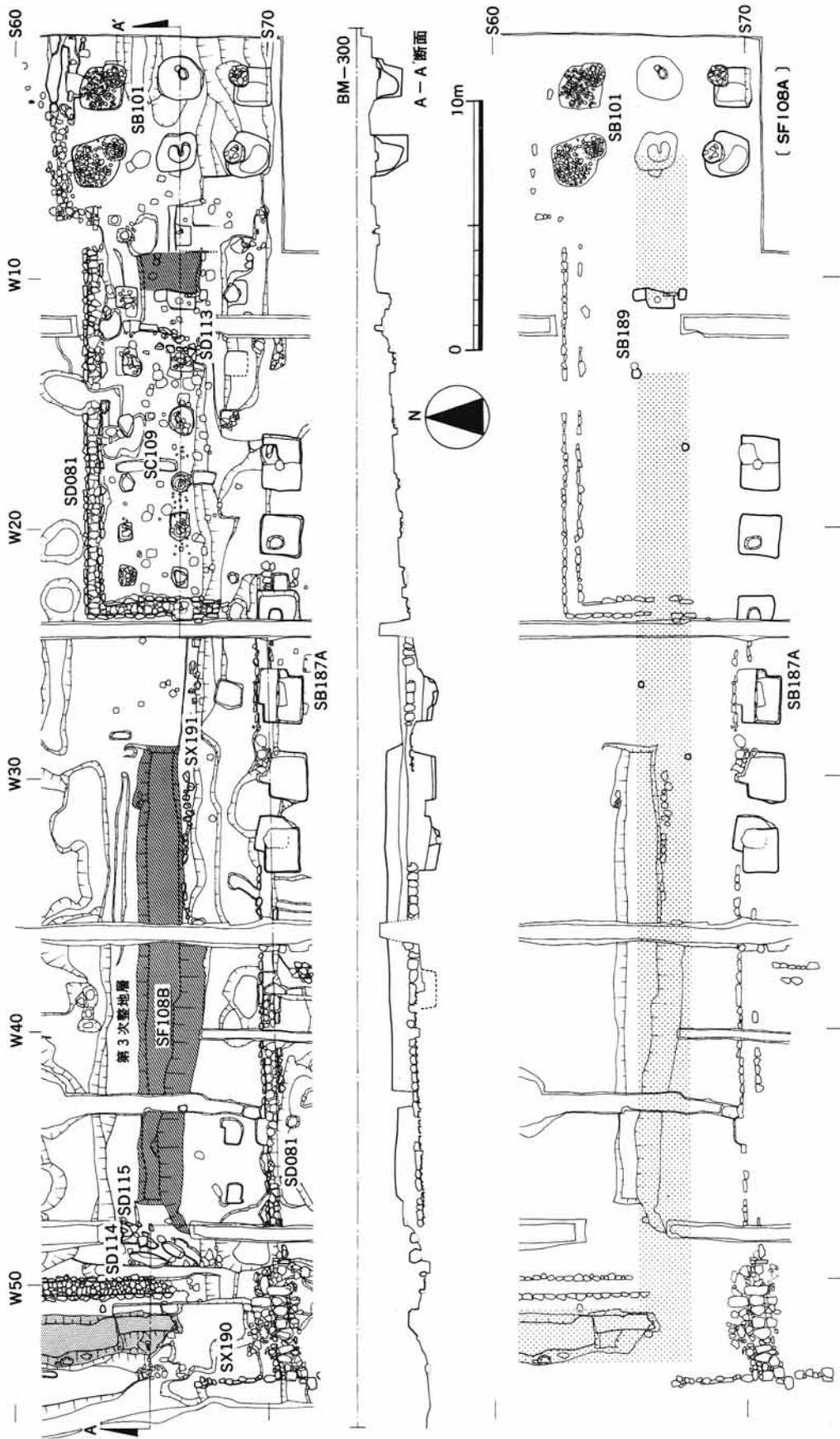


図64 SF 108 平面図

寄柱穴は一辺 0.2~0.5m の方形であり、柱痕跡は確認されなかった。桁行柱間を柱穴中心で測ると、南側の残存部分で西から 12.27m(4 間分)・6.15m(2 間分)であり、平均 3.07m となる。基底幅は南北の寄柱穴の間隔から約 2.1m と推定される。方向は東西発掘基準線とほぼ一致する。

寄 柱 穴

南門西妻から 3 間目の位置には、東側の SB104 脇門跡と対になる西の SB189 脇門跡の存在が推定される。

SB189 脇門

なお、残存する西端の寄柱穴は第 3 次整地層により、東端の柱穴は焼土を含む B の積土により覆われていた。

SF108B は、南門の付近では第 1 次整地層上に、その西方では第 3 次整地層上に構築された築地跡である。寄柱跡は全く確認できなかった。この付近の第 3 次整地層は SF176 西辺南半築地の東側にみられた第 3 次整地層に連続する(図 64)。SF176 の場合第 3 次整地層は SF176A 築地本体の両側に寄せて盛土されているのに対し、SF108 の場合、その北側と南側とが連続しており、この上に B 築地が構築されている。また、第 3 次整地層は築地に沿った部分では周辺よりも 0.2m ほど高く、南北の両側に幅約 1.0m の犬走りを形成する。本築地の構築された第 3 次整地層および第 1 次整地層上面のレベルは、まず東西方向についてみると、西端からその東約 28.0m まではほぼ同じであるが、それから東は傾斜し、南門付近では約 0.9m 高くなっている。南北方向ではほぼ同レベルである。

SF108B

積土は長さ約 38.0m、幅約 2.0m、高さ 0.7m で残存しており、多量の焼土や瓦片を含んだ土で版築されている。その西端は SF176 西辺南半築地に直接連続していた。B の東端では A の位置とほぼ一致するが、西端で A の推定位置よりも北へ約 1.5m に位置し、方向は発掘基準線に対し西で若干北へ偏している。

積 土

また、この築地の西端には南北方向の SD114 石組暗渠が設けられていた(PL.54-2.3)。これは第 3 次の整地と共に構築されたものであり、その際、SF176 東側の SD079 石組溝は第 3 次整地で埋められている。暗渠は南北約 2m の範囲に側石のみ残存しており、内法幅は約 0.3m である。側石には、長さ 1.6m、幅 0.6m から長さ 0.4m、幅 0.3m までの大きさの自然石が用いられている。その方向は発掘基準線に対し北でかなり東に偏している。

SD114 暗渠

なお、B は積土が SC109 翼廊の棟通り下の根石を覆っており、これより新しい。

SF108C は、第 3 次整地層を覆う第 4 次整地層上に築かれた積土から確認された築地跡である。残存状況はきわめて悪く、南北発掘基準線の西約 36.0m 付近で積土を確認したに

SF108C

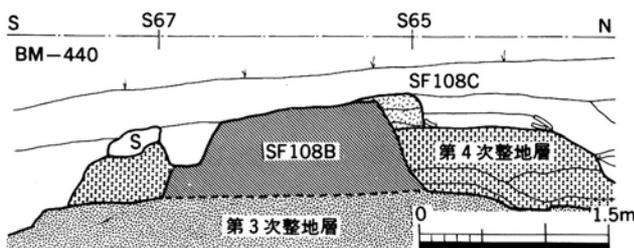


図 65 SF108 南北断面図(W35.8 ライン)

すぎない(図 65)。また、寄柱跡は全く確認できなかった。第 4 次整地層は、凝灰岩片混りの褐色土や褐色粘土を用い B 築地本体の両側に寄せて帯状に盛土したもので、幅約 1.0m 前後の犬走りを形成する。

積土は北縁の一部が高さ 0.2m 程残

積 土

存しており、褐色土や黄色粘土を用いて積み上げたものである。その北縁が残存する B 積土と一致することから、C は B 築地本体の一部を利用しその上にはほぼ同位置で積みなおされたものと考えられる。北側犬走り上にはこの築地の崩壊土が堆積しており、その上には灰白色火山灰が斜めに堆積していた。

なお、第3次調査の際、SC109 翼廊の礎石を覆う B の積土と、その上に積まれた土塁状の高まりを検出している。土塁状高まりの詳細については不明であるが、ここで述べた C と一連のものである可能性が考えられる。

ところで、南辺西半築地部分ではこのほかに、SD115・113 暗渠、SX191 玉石列が検出されている。

SD115 暗渠 SD115 は、SF108 西端部の第3次整地層上で、SD114 暗渠の東に接して設けられた石組暗渠である (PL.54-3)。南北約 1.5m の範囲に側石のみ残存しており、内法幅は 0.2m 程である。側石には長さ 0.3m、幅 0.2m 前後の自然石が用いられている。方向は SD114 と同様北で東に振れている。石組部分の南側には幅 0.4m、深さ 0.1m ほどの素掘り溝が南北 1.0m 分検出されており、暗渠はこの部分に延びていたものとみられる。この暗渠は B に伴う SD114 より新しいことから、C に伴う可能性が強いと思われる。

SD113 暗渠 SD113 は南門西側の第1次整地層上面で検出された石組暗渠である (PL.54-1)。南北約 1.5m の範囲に側石のみ残存しており、内法幅は約 0.2m である。側石は長さ 0.3m、幅 0.2m 前後の自然石で、その一部は SC109 翼廊跡の根石の上に重複している。側石の裏込め土中から須恵系土器杯 (PL.123-475)、土師器杯 I B5 類 (PL.106-17) が出土し、暗渠中堆積土からは、軒丸瓦 427・431 や須恵系土器杯類などが出土した。

SX191 玉石列 SX191 は B 築地の東半部の南縁に沿って延びる玉石列である。長径 0.3m 前後の自然石が 1 列に並べられたもので、東西約 5.8m にわたり検出された。この玉石列は第3次整地層上で検出されていることから、SF108B の構築時かそれ以降のものであることが知られるが、その性格については不明である。

c SF167 北辺築地跡

SF167 は北辺の築地跡である。全体に残存状況が悪く、とくに中央部では積土、寄柱跡とも全く残っていない。東半部と西半部では残存状況が異なるので、以下では分けて記述する。

SF167 東半部 (図 66・67、PL.12・15・61)

変遷 SF167 の東半部では、第2次整地層下の地山面で寄柱穴を、第2次整地層上で寄柱礎石と 2 時期重複する積土を検出した (図 66)。寄柱礎石は層位的にみて古い方の積土に伴うものと考えられる。したがって東半部における北辺築地には、地山面で検出した寄柱穴から推定される A₁ 築地→第2次整地層上に構築された古い方の積土と寄柱礎石による A₂ 築地→新しい方の積土からなる B 築地という 3 時期の変遷があったことが知られる (図 67)。方向は A₁・A₂ と B とで若干異なる。なお、A₂ と B 築地の構築された面のレベルは、残存す

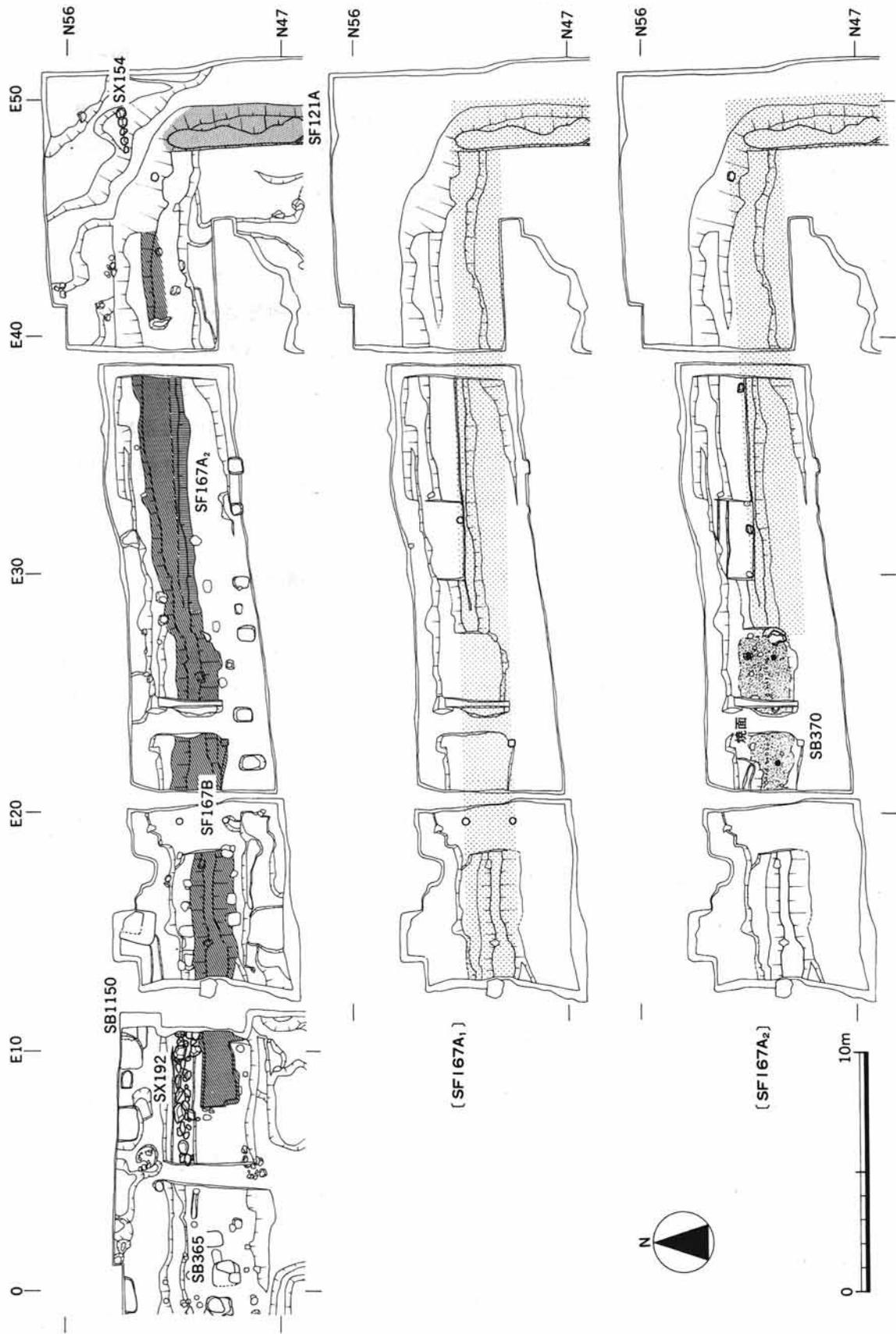


图66 SF 167 东半平面图

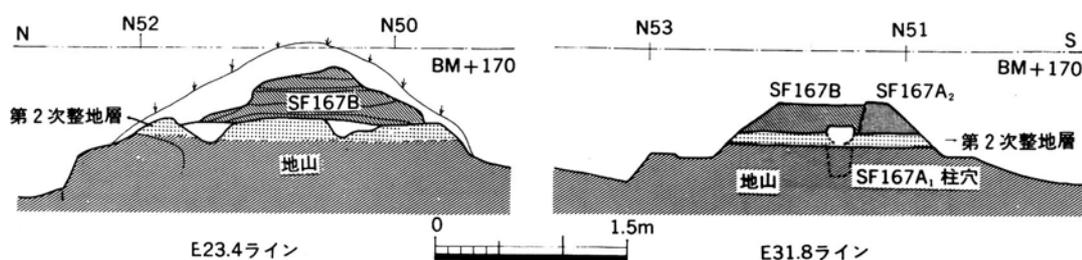


図 67 SF167 東半南北断面図

る積土の東端と西端との間約 41.0m で、東が約 1.0m 前後低い。以下古い順に述べる。

SF167A₁
寄 柱 穴 SF167A₁は、第2次整地層下の地山面で検出された寄柱穴から推定された築地跡である。B 築地積土の大部分を残して調査しているため、層位的に把握できた柱穴は 1 個のみであるが、西の地山面には柱間が約 3.0m 等間をとれる柱穴が 3 個検出されており、これと組み合わせる可能性が高い。柱穴は径 0.3m 弱の円形ないし同大の方形であり、埋土中には遺物などを含まない。柱痕跡を確認できなかったため、柱穴中心で桁行柱間を測ると、北側で 4 間分 12.57m となり平均は 3.14m となる。基底幅は南北の寄柱穴の間隔から約 2.1m と推定される。築地の方向は、発掘基準線に対しわずかながら東で北に偏している。

SF167A₂
積 土 SF167A₂は、SF167A₁の寄柱穴を覆う第2次整地層の上面に構築された積土と寄柱礎石から確認された築地跡である。積土は、南北発掘基準線の東約 29.0m から東へ約 10.0m までの範囲に幅約 0.6m、高さ約 0.4m で残存しており、遺物を全く含まない黄色土や褐色土を用い丁寧に版築されている。この積土は、寄柱礎石との位置関係からみて築地本体の北半分が残存したものであり、その南半分は削平されたものと考えられる。

寄 柱 礎 石 礎石は 3 個検出している。うち西側の 1 個は B 積土に覆われており、第2次整地層に伴って据えられたものであることが確認された。他の 2 個については、層位的確認ができなかったが、A₂ 積土との位置関係からみてこれに組み合わせるものと考えられる。礎石はいずれも長径 0.3m ほどの楕円形の自然石であり、長辺を築地と同方向にして据えられていた。寄柱の桁行柱間は西から 5.97m(2 間分)・8.88m(3 間分)であり、平均は 2.97m となる。これらの礎石によって築地の方向を測ると、発掘基準線に対しわずかに東で北へ偏する。

雨 落 溝 なお、A₂築地の北側では、B 積土の下の第2次整地層上面で幅 0.4m、深さ 0.2m 弱の素掘り東西溝が長さ約 3.0m にわたり検出された。溝の中心と寄柱礎石との心々距離は約 1.1m でこれに平行することから A₂に伴う雨落溝と考えられる。

SB370 ところで、残存する A₂築地の西では、B 積土を除去したところ発掘基準線の東約 20.5m から 27.0m までの約 6.4m の範囲の第2次整地層上面が著しく焼けている状況がみられた。この面で SB370 の礎石 1 個と炭化した小柱根が 3 箇所検出された。この焼面からは他に多数の小柱穴や小杭列跡が検出されている。小柱穴の中には、A₂築地の北縁のラインにのるものもみられる。また、焼面の東側でも SF167B 積土下の第2次整地層上面で A₂築地の北縁に沿って小柱穴が 2 個検出されており、埋土中には焼土・木炭・瓦片が入る。

これらの性格ははっきりしないが、焼失後の仮の閉塞施設などの可能性が考えられよう。

SF167B は **SF167A₂** の築地本体の一部を利用して築きなおした築地跡である。寄柱跡は確認されなかったが、この時期の積土が **A₂** 積土の北側と西側に高さ **0.4m** ほどで残存していた。積土の幅は東半部で **1.4m** 前後、西半部で約 **2.0m** である。この違いは、東半部では残存する **A₂** 築地本体の北半部を利用してその北に積土を加えて **B** 築地の本体としているのに対し、西半部では **SB370** 焼失後新たに築地を構築したことによると考えられる。本築地は、焼土や瓦片を多量に含む褐色土や黄褐色土を用いて版築されたものである。築地の方向は発掘基準線に対し東で若干北へ偏しており、**A₁・A₂** よりも振れが大きい。

SF167B
積 土

北辺築地の東半部分では、このほか **SX192** と **SX154** 石列が検出されている。

SX192 は **B** 積土の西端部の北側で、これに平行して並べられた石列で、長さ **5.6m** にわたり検出された。これらの石の大部分は、地山面から掘られた幅 **0.8m** 程の東西方向の布掘り中に据えられたものである。それらの天端レベルには、かなりのぼらつきがあるが、北縁の石は径 **0.7m** 前後と比較的大き目の自然石であり、北側の石面がほぼ揃っている。この南側には裏込めかとみられる小さ目の自然石が若干つめられており、その一部は溝からはみだして **B** 積土と接するものもみられる。以上の状況より、性格ははっきりしないが犬走り北側の土留め施設の可能性を考えておきたい。溝中の裏込め土に焼土・焼瓦が入ることから、**B** 築地構築時かまたはその後のものであることが知られる。

SX192 石列

SX154 は、北辺築地の東端部北側に据えられていた東西方向の石列である。石は径 **0.3m** 前後の自然石で、一列に並べられており、**2m** 分検出した。石列のレベルは築地構築面より約 **1m** 低い。時期、性格については不明である。

SX154 石列

SF167 西半部 (図 68、PL.16・17・60)

西半部では積土と寄柱跡に各々**2** 時期の重複がみられた(図 68)。積土は東側と西側で異なり、一部で上下に重なっている。西側の古い方の積土は遺物などを全く含まないものであるが、東側の新しい方の積土は多量の焼土・瓦片を含んでいる。寄柱跡には地山面で検出した柱穴と、これを覆う第**3** 次整地層上に据えられた礎石とがある。前者は古い方の積土に伴い、後者は新しい方の積土に伴うとみられることから、**SF167** の西半部には**2** 時期の変遷があったことが知られる。新しい築地は積土に焼土・瓦片が多量に用いられている点から東半部の **B** に対応し、古い方の築地は寄柱跡が柱穴である点から東半部の **A₁** に対応するものと考えられる。したがって、以下では東半部に対応させ、新旧の築地を **SF167A₁・B** とする。方向は **A₁・B** とも発掘基準線にほぼ一致する。

変 遷

まず **SF167A₁** についてみると、積土は遺物などを全く含まない黄色土や褐色土を用いて地山上に版築されたもので、長さ約 **16.0m**、幅約 **2.0m**、高さ最大約 **0.2m** で残存している。その西端は **SF179A** 西辺北半築地と直接に連続している。残存部の東端ではこの上に **B** 積土が重なることからみて、**A₁** 築地本体の上部は **B** 築地構築時にほとんど削平されたものと考えられる。

SF167A₁
積 土

寄柱穴は地山面で北側に **3** 個、南側に **3** 個検出された。柱穴は一辺 **0.3m** 弱の方形であ

寄 柱 穴

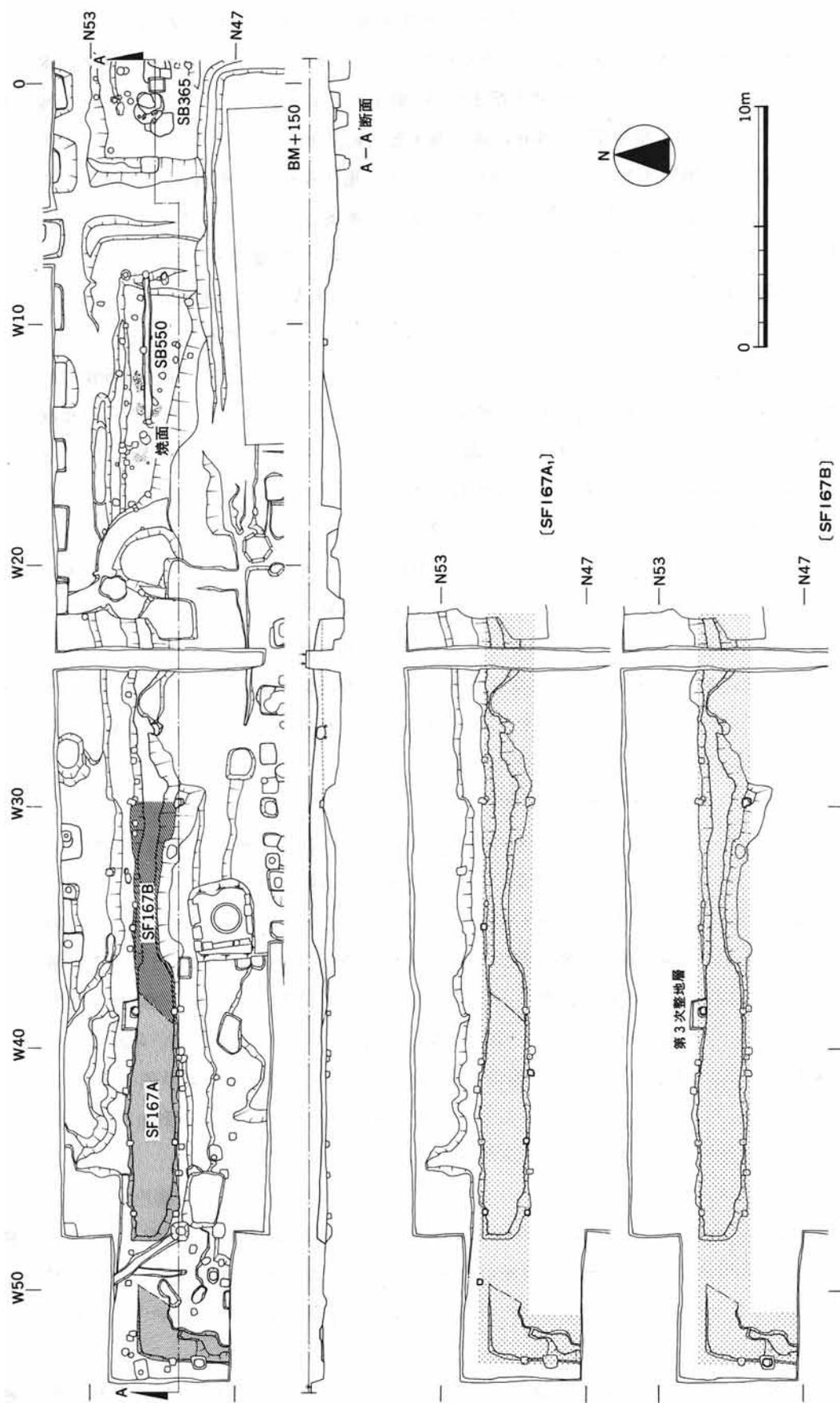


图68 SF 167 西半平面图

り、柱痕跡は確認できなかった。柱穴中心で桁行柱間を測ると、北側の残存部分で西から**2.94m・11.76m(4間分)**であり、平均**2.94m**となる。基底幅については南北に並ぶ寄柱穴の間隔から**2.1m**ほどと推定される。

つぎに**SF167B**についてみると、積土は焼土や瓦片を含む土を用いて版築されたもので、**SF167A₁**積土の東側に長さ約**9.0m**、幅約**2.0m**、高さ**0.4m**ほどで残存していた。この西端は**A₁**積土の上ののりが、他は地山面に構築されている。寄柱礎石は南北両側で各**1**個検出されており、北側の礎石は焼土を多量に含む第**3**次整地層上に据えられていた。両礎石の東西間隔については、およそ**8.7m**とみられ、これを**3**間分とすれば平均は**2.90m**となる。また、基底幅は**A₁**とほぼ同様とみられる。第**3**次整地層は、**A₁**積土の残存する範囲にその北側に接して帯状に分布していたものであり、明確ではないが、幅約**0.7m**、高さ**0.2m**ほどの犬走り状の段を形成していると考えられる。

SF167B

積土・寄柱礎石

なお、**B**積土の東には地山削り出しによる築地本体と理解した部分があるが、**B**積土との境は明確には把握していない。

また、西半部の築地の北側には、中間に堆積した灰白色火山灰層を境とする上下**2**層の築地崩壊土が堆積しており、上層を崩壊土**I**、下層を崩壊土**II**とした。この付近の遺構とこれらの層との前後関係を示すと、第**3**次整地層・**SF167B**→**SK625**土壌→崩壊土**II**→灰白色火山灰層→崩壊土**I**となる。崩壊土**I**と崩壊土**II**からは、ともに瓦・土師器・須恵器・須恵系土器が出土した。

築地北側の堆積層

このほか、北辺西半の築地部分で検出した遺構として**SB550**がある。

SB550は南北発掘基準線の西**14m**付近で築地線上にみられた焼面と焼土の入る東西布掘りと小杭跡である(**PL.60-3**)。この付近には築地の積土や寄柱跡は全く残存しておらず、表土直下の地山面で確認された。

SB550

d SF121 東辺築地跡

SF121は東辺の築地跡である(図**69・70**、**PL.28・62**)。全体に残存状況が悪く寄柱跡は全く残っていないが、北半部を中心に積土が長さ約**85.0m**にわたり検出された(図**69**)。この大部分は、遺物などを含まない土で丁寧に版築されたものであるが、**3**箇所でこれより新しい積土を確認した。これらの相互の新旧関係は不明であるが、積土の状況から焼土を多量に含む南側の部分と焼土を含まない北側の**2**箇所とに分けられ、両者は時期の異なる可能性が考えられる。そこで、以下では焼土を多量に含む築地を**B**とし、他の**2**箇所を**C**とする(図**70**)。**A**のおおよその方向は発掘基準線に対し北で若干西に偏している。**B・C**の方向も**A**とほぼ同様とみられる。

SF121Aは、北半部で第**1**次整地層上に、南半部では地山上に構築された築地跡である。積土は最も残存状況の良い所で幅約**2.0m**、高さ**0.6m**で残っており、遺物を全く含まない黄色土や明褐色土で丁寧に版築されている。現存する積土の大部分はこの時期のものである。この西側は平坦で犬走りはみられず、東側は削平が著しく犬走りは確認されなかった。

SF121A

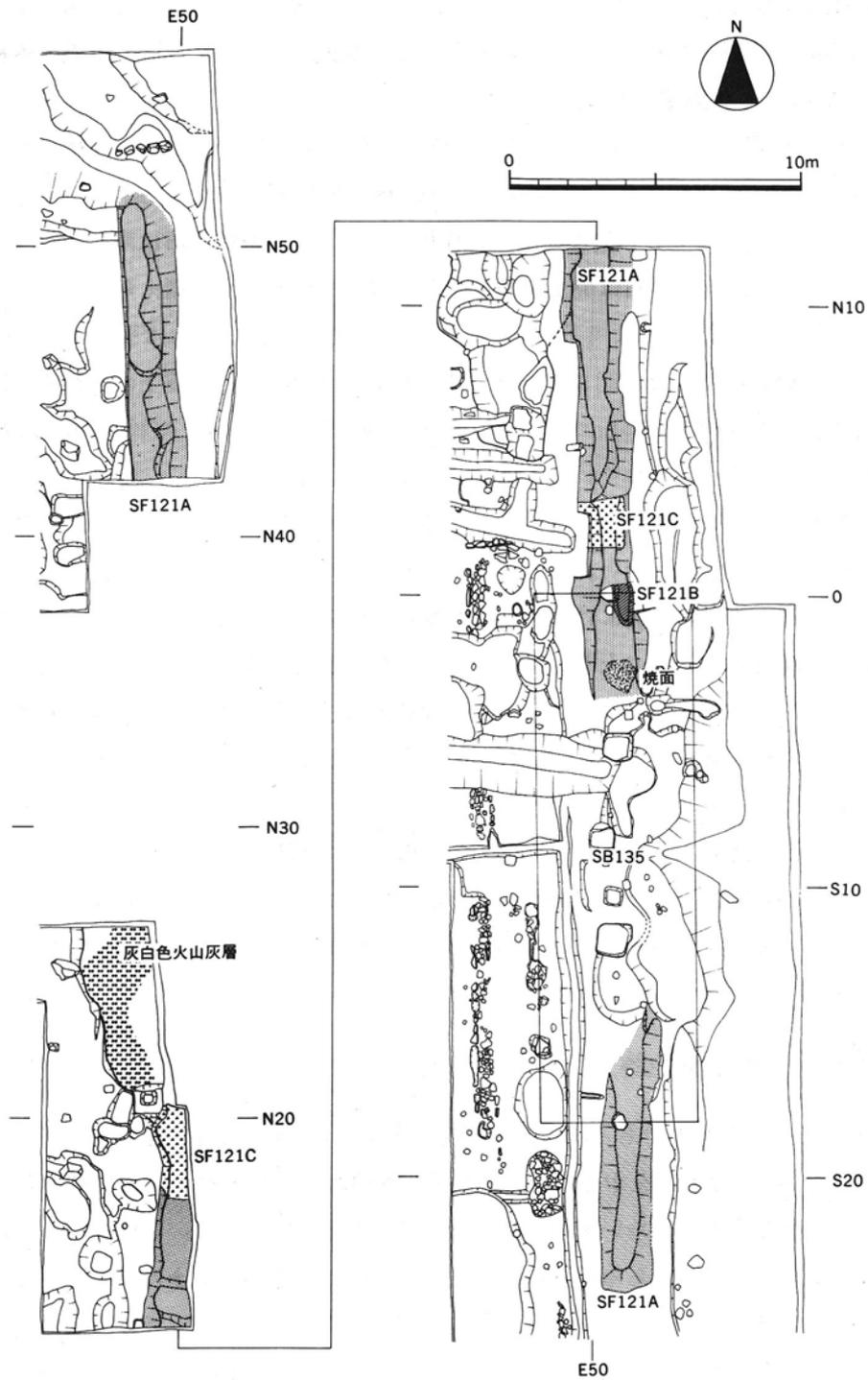


図 69 SF121 平面図

本築地の構築された第 1 次整地層ないし地山面のレベルは、南北方向では残存する築地の北端と南端の間約 85.0m で南が約 1.5m 低く、東西方向では、北端から 10.0m 南の所で東が 0.1m 低い。

なお、東辺築地の中央付近では、SB135 脇殿の南北両妻棟通り下の礎石が、削り残された A の積土の上に据えられていた。

SF121Bは、Aの積土上に据えられたSB135脇殿の北妻礎石を覆って構築された築地跡である(PL.28-4)。積土は南北約1.5mの範囲に幅約0.7m、高さ約0.11mで残っており、多量の焼土や瓦片を含む土で版築されている。こういった積土の

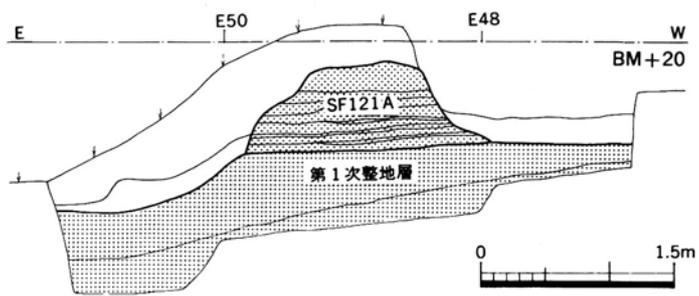


図70 SF121 東西断面図 (N49 ライン)

状況や脇殿礎石との重複状況は、前述したSF179B西辺北半築地の場合と共通している。

SF121Cは、SB135脇殿の北妻から北へ1.8~3.2mと17.0~20.5mの範囲の2箇所を確認された築地跡であり、この部分にあったA築地本体を基底部まで削平し積み直したものである。積土は木炭や瓦片を含む褐色土を用いて雑に積まれている。

(12) その他の遺構

SD079~083・126 石組排水溝 (図71・72、PL.63)

政庁南半部の築地および建物に沿って敷設された石組排水溝で、一部では雨落溝も兼ねていると考えられる(図71)。

南北方向の石組溝としては、SB135脇殿跡とSF121東辺築地跡南半部の西側でこれらに沿って延びるSD080(PL.62-3)を、SB180脇殿跡とSF176西辺築地跡の東側でやはりこれらに沿うSD079(PL.57-2)を検出している。また、東西方向の溝としては、SB101南門跡とSC105・109翼廊跡の周囲をめぐる、SF108南辺西半築地跡の南側に続くSD081(PL.43.45)を検出した。SD081は、西側の状況よりSF103南辺築地跡の南側にも延びていたことが推定されるが削平が著しく確認できなかった。

これらはその位置関係より、建物および築地の雨落溝を兼ねていると考えられ、その詳細については各遺構の説明の中で記述している。

また南辺築地の北方約28.0mの位置で、SD080に接続するSD126(PL.63-2)と、SD079に接続するSD082(PL.63-1.3)の両東西石組溝を検出した。これらは中間部分が削平のため残存していないが、その位置関係より連続した一連の石組溝と推定される。この東西石組溝は、建物や築地に沿って敷設されたものではないことから、北方からの降水などを集水し東西に排水するためのものと考えられる。

さらに、SD082の北方とSD081の南方でそれぞれ南北方向の石組溝SD084とSD086を検出した。これらはいずれも部分的にしか残存していなかったため、その性格については不明である。

以上述べた各石組溝はいずれも内法幅約0.6mで、人頭大の玉石または扁平な石が使用

SF121B

SF121C

南北方向の石組溝

東西石組溝

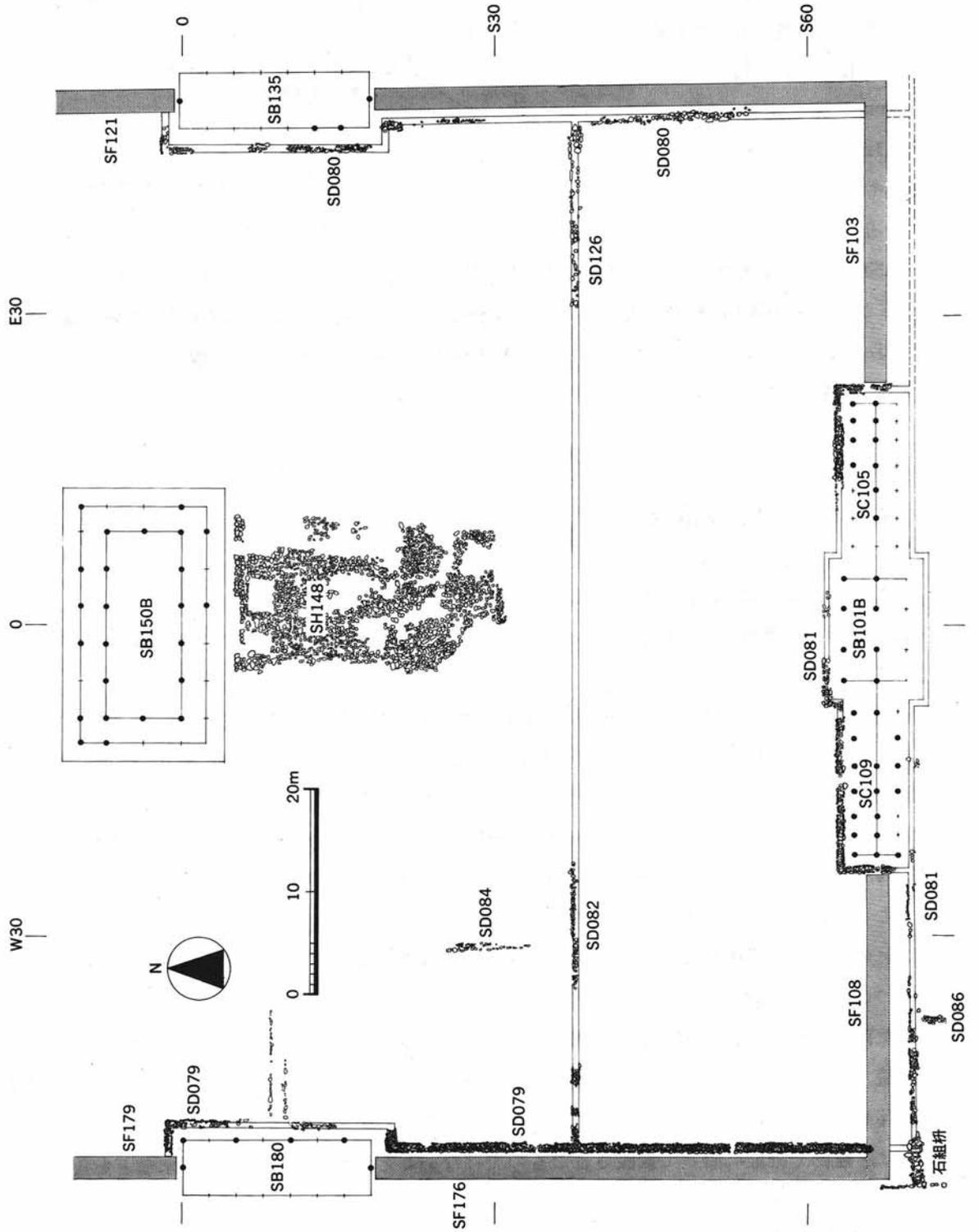


图 71 石組溝全体平面図

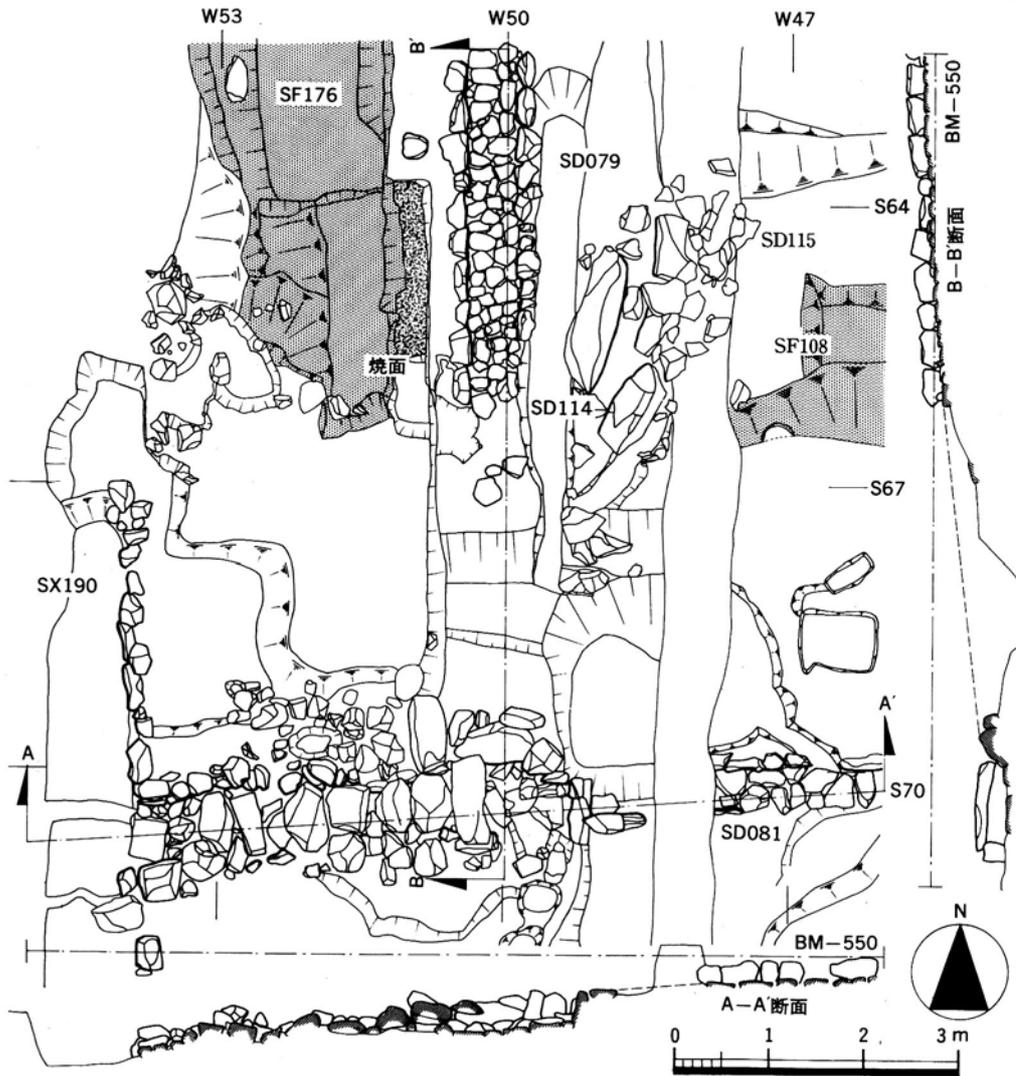


図 72 石組枡詳細図

されており、布掘り状の据え方内にまず側石を立て、それから底石を据えて裏込めをするといった同一の構築法で敷設されている。また、SD079 と SD081 と SD086 は第 2 次整地層に伴って構築されていることを確認している。

したがって、これらの石組溝は接続関係や位置、構築方法などからみていずれも同時期に敷設された一連の施設と考えられる。

ところで、政庁南西隅、すなわち南北方向の SD079 と東西方向の SD081 が接続する部分で東西長約 4.5m、内法約 0.6m の石組枡を検出した (図 72、PL.54-2・55)。石組枡の東端には SD081 が接続し、北端東寄りには SD079 が接続する。それぞれの排水溝の落ち口では、溝底石と枡底石のレベル差が約 0.3m あり、枡部分が一段深くなっている。西端は枡側石と第 2 次整地の西側土留である SX190 玉石施設が連続して構築されており、この箇所が排水口となっている。

石組枡には部分的に焼土の混入が認められたことから第 3 次整地層に伴って構築された

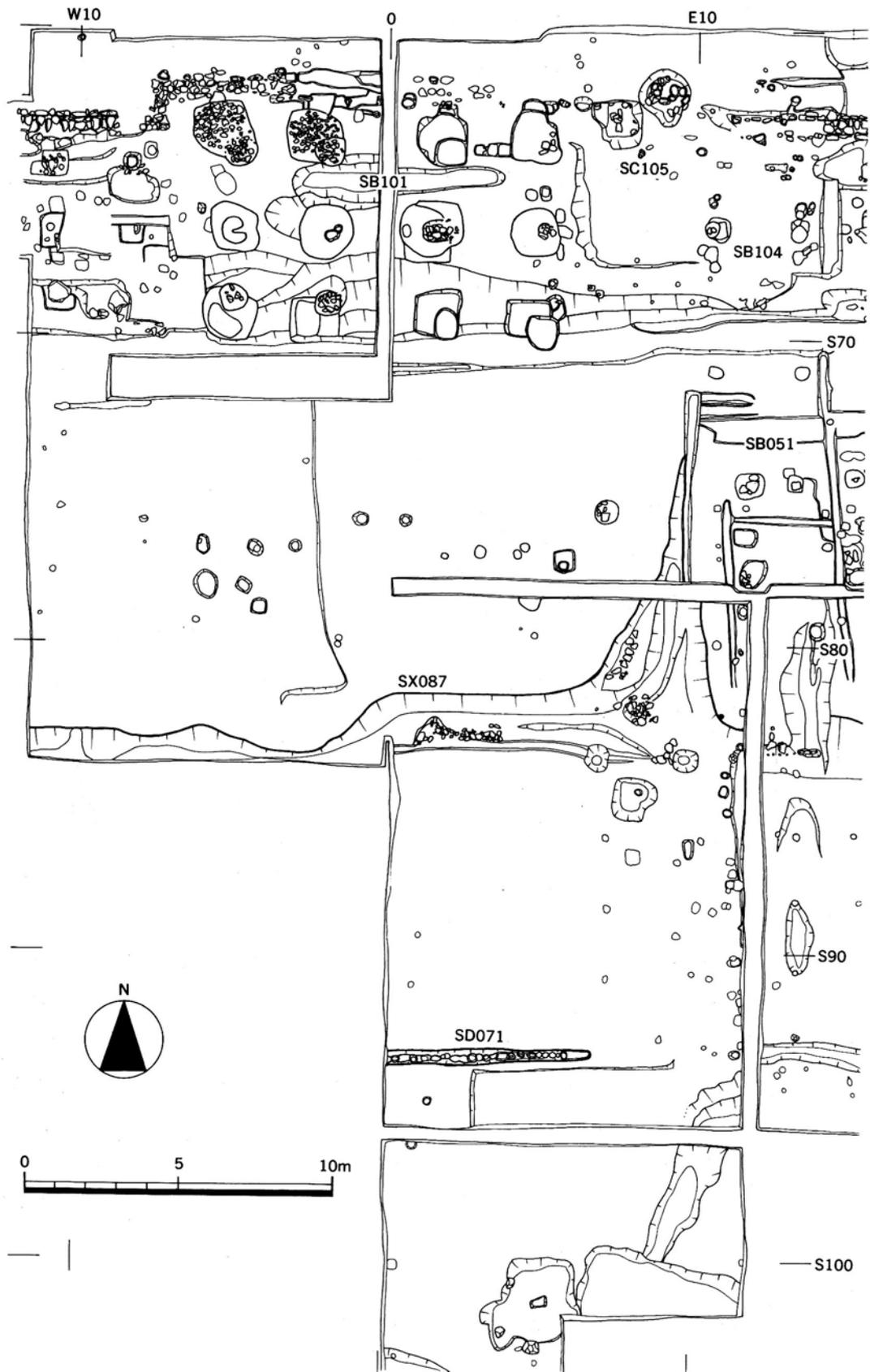


图 73 南門前方平面図

SD114 暗渠(PL.54-2.3)の時期にも一部改変して再利用されたと考えられる。また、枅内には蓋石状の自然石が落ち込んだ状態で発見されている。この自然石が当初のものであるとすれば石組枅は暗渠をなしていたことになるが、改変に伴う可能性もあり確定できなかった。同箇所は政庁で地形的に最も低い部分で、排水が集中するところであるためこのような枅を設置したものと考えられる。

なお、**SD081** および **SD086** は **SB187A** と重複しており、これより新しい。

SA368 (PL.13・52-2.3)

SF103C 南辺築地の下層の地山面で検出した 6 間分の柱穴列である。方向は築地の方向にほぼ一致する。

柱間は柱痕跡を 2 箇所では確認していないため、他は柱穴のほぼ中心に柱位置を推定すると、西より約 1.2m・2.1m・1.2m・2.1m・1.2m・2.1m となる。柱穴は一辺約 0.6m の方形で柱は柱痕跡より径約 0.15m である。

SA168 (PL.15・61-1)

SF167 北辺築地東半部の南側に近接して地山面で検出した 5 間の柱穴列である。方向は築地の方向にほぼ一致する。

柱間は柱痕跡を確認していないため柱穴のほぼ中心に柱位置を推定すると、西より約 2.0m・3.3m・2.2m・3.2m・1.8m となる。柱穴は一辺 0.8m 前後の方形である。

SX087 (図 73)

南門棟通りの南方約 15.0m のところで検出した東西方向の段状遺構である。地山を削って段をつくり出したもので南の方が 0.6m 程低くなっている。周辺には 2 次的に移動した玉石が集中的に認められた。

SD071 (図 73)

南門棟通りより南方正面約 27.0m のところに検出した東西方向の布掘りである。方向はほぼ発掘基準線に一致する。布掘りは、発掘区の関係で東半部しか確認していないが長さ約 6.6m、幅約 0.4m、深さ 0.4m 前後である。布掘り中には径約 0.2m 前後の密接した丸材の痕跡を確認した。本遺構の性格については不明である。

SD374

SB186 西脇殿の西に平行して検出された南北溝である。幅は約 1.5m、長さ 6.5m 以上、深さは 15cm 前後である。溝中には焼土が充満しており、軒丸瓦(120~134 のいずれか)や軒平瓦 511 などが出土した。

土壙 (付図 1)

政庁地区からは、築地の付近を中心に多数の土壙が検出された。これらの多くは、埋土中から多量の瓦や土器が出土したことから、人為的に埋め戻された状況がみられることから、瓦や土器を廃棄するために掘られた土壙と考えられる。以下では、他の遺構との関係や出土遺物の点から重要と思われる古代の土壙をとりあげ、地域ごとに記載する。

北辺築地北側地区 この地区では **SF167** 北辺築地跡の北に近接して若干の土壙が検出さ

れている。

SK625 SK625は西側で検出された不整形の土壌であり、東西約8.0m、南北2.0m以上、深さは約0.6mである。SF167に沿って分布する第3次整地層上より掘り込まれ、灰白色火山灰層直下のSF167築地崩壊土Ⅱによって覆われていた。埋土中から少量の瓦と比較的多量の土師器・須恵器(図141)、円面硯(PL.131-28)が出土した。

SK090 SK090は、SB551Bの南側柱列の柱穴を切る長径0.4mの楕円形の小土壌である。埋土中から多量の須恵系土器のほか土師器・緑釉陶器が出土した(図142)。完形に近いものが重なり合った状況で出土したことから、人為的に埋め込まれたものとみられる。

北西地区 北西地区では地山面で比較的多くの土壌が検出されており、その分布は主として西辺築地の東約3.0mから14.0mまでの範囲に集中している。径3.0~5.0mほどの不整形のものも多く、一手に埋め戻されている。SK589を除く他の土壌は、埋土中に多量の瓦片と少量の土器が含まれていた。

SK589 SK589は、SB564・373と重複して地山面で検出された不整形の大きな土壌であり、南北約7.0m、東西約6.0m、深さは0.4mである。埋土中から多量の鉄滓と若干の須恵系土器片が出土した。この遺物の出土状況は他の土壌と大きく異なっており、あるいは鍛冶工房に関連して掘られた土壌かも知れない。この土壌の埋土上よりSB373・564の柱穴が掘られている。

その他の土壌について簡単にふれておくと、北西部のSK600とSK601は重複しており、SK600の方が新しい。SK601の埋土中から多量の瓦のほか少量の土師器・須恵器・須恵系土器が出土し、SK600では多量の瓦のほかごく少量の土師器・須恵器が出土した。SK620はSK600の東方にあり、SB575・593・591の柱穴を切る浅い土壌である。埋土中から瓦のほか少量の須恵器・須恵系土器が出土した。SK378はSB180西脇殿跡の根石と重複しており、これより新しい。埋土中から11点の軒瓦(721B・831など)を含む多量の瓦と少量の土師器・須恵器・須恵系土器が出土した。

北東地区 北東地区ではSF167北辺築地跡とSF121東辺築地跡の内側に接近した部分を中心に多数の土壌が検出された。

SK364 SK364は、後殿地区の地山面で検出された不整形楕円形の土壌で、南北約3.5m、東西約3.8m、深さは約0.4mである。埋土中から104点の軒瓦(310A・721Aなど)を含む多量の瓦と土師器・須恵器(図143)が出土した。なお、この土壌は南側にみられた焼土を含む浅いくぼみと重複しており、これより新しい。

SK056 SK056は、SK364の東約15.0mの位置の地山面で検出された土壌である。北半が調査区外へのびるため全形を知りえないが、東西約7.0m、南北約2.5m以上、深さ0.6mほどの土壌である。埋土中から多量の瓦のほか少量の土師器・須恵器が出土した。瓦では軒平瓦640や刻印瓦(丸)A・B、(伊)田A、(物)A、(矢)Aなどがみられる。なお、この土壌はSB161Aと重複しており、SB161Aの柱穴が土壌埋土上より掘り込まれている。

SK058 SK058は、SF121東辺築地跡の内側で検出された長大な土壌で、南北約22.0m、東西約

6.0m、深さは0.4m前後である。検出面は、北東部が灰白色火山灰層上面であり、他は第1次整地層上面である。本土壌は底面の凹凸が著しく、多数の土壌が連続したものともみれるが、埋土が共通し、明瞭な切り合いが認められなかったこと、遺物の接合関係が全体にわたって認められることなどから、同一の土壌として扱うことができる。埋土中からは多量の土器・瓦が出土した。土器では須恵系土器が主体で土師器・須恵器の占める割合は低い(図144)。

SK075・076・077はSK058の西に接する土壌であるが、相互の重複関係は明確にしえなかった。いずれも埋土中から瓦と少量の土器が出土した。

南西地区 南西地区ではSF176西辺築地跡の内側に沿って多数の土壌が連続して検出された。これらは複雑に重複しており、調査時点でそれらの重複関係を明確に把握しきれなかったきらいがある。このため出土遺物についても、接する他の土壌のものが混入している可能性がある。

SK068

SK068はSB180西脇殿跡と重複する位置にあり、第1次整地層ないし地山面で検出された不整形の大土壌である。南北は約9.7m、東西約6.8m、深さは0.4mである。埋土中には30点の軒瓦(310B・721Bなど)を含む多量の瓦と、ごく少量の土師器・須恵器・須恵系土器のほか円面硯(PL.132-38・133-68)が出土した。また埋土中には灰白色火山灰が混入しており、火山灰降下以後に掘られた土壌と考えられる。なお、この土壌はSD079石組溝と南のSK069と重複しており、これらより新しい。

SK069は、SK068の南側の第1次整地層上面で検出された不整形の大土壌で、南北約12.0m、東西約4.0m、深さは0.9mである。埋土から44点の軒瓦(310Bなど)を含む多量の瓦と少量の土師器・須恵器・須恵系土器のほか円面硯(PL.133-73)が出土した。なお、この土壌はSK1104・068と重複しており、SK1104より新しく、SK068より古い。

SK069

SK067は、SK068の南に接する不整形の土壌で、第1次整地層上面で検出された。南北約6.0m、東西約3.0m、深さは0.4mである。埋土から1点の軒平瓦640を含む多量の瓦のほか円面硯(PL.131-27)が出土した。また、埋土中には焼土が混入しており、この付近に推定される第3次整地層上から掘り込まれたものと推定される。なお、この土壌はSK068と重複しているが新旧関係は不明である。

SK067

SK1104は、SK069の西側の地山面で検出された不整形の土壌である。南北は約6.0m、東西約3.5m、深さは0.2mである。埋土から48点の軒瓦を含む多量の瓦と少量の土師器・須恵器(図145)・円面硯(PL.132-47)、土錘(PL.135-9.14)のほか多量の漆紙文書が出土した。この土壌は、西でSD079石組溝の一部を破壊しているが、東はSK069と重複しておりこれより古い。なお、南のSK070とも接しているが、新旧関係は不明である。

SK1104

SK070は、SK1104の南側の地山面で検出された不整形の大土壌である。南北は約15.5m、東西約6.5m、深さは約0.3mである。確認したのは地山面であるが、埋土に焼土が混入していることから、SK067と同様、第3次整地層上から掘り込まれたものと推定される。埋土中の遺物には、53点の軒瓦(310A・721Bなど)を含む多量の瓦と、少量の土師器・

SK070

須恵器・須恵系土器・円面硯(PL.133-78)がある。なお、この土壌は、SB172の柱穴を切っている。

SK071 SK071は、SK070の南側の地山面で検出された南北3.5m、東西2.5mほどの不整形の土壌である。埋土中から瓦が出土している。この土壌はSB172の南妻棟通りの柱穴を完全に破壊している。

SK078 SK078は、SB175脇殿の南東の地山面で検出された土壌である。東西約3.5m以上、南北2.0m以上の不整形の土壌である。黒色の埋土中から多量の須恵系土器と少量の土師器・白磁が出土した(図146)。

南東地区 南東地区ではSB135脇殿跡と築地の南東隅付近でいくつかの土壌が検出されているが、攪乱が著しく、SK060を除き詳細は不明である。

SK060 SK060はSB135脇殿の根石と重複しており、これより新しい。埋土中から11点の軒瓦(427・921など)を含む多量の瓦とごく少量の土器片が出土した。

南辺築地南側地区 南辺築地跡の南側では西半部に若干の土壌が検出されている。西側のSK066は、第2次整地層上面から検出された不整形の土壌である。埋土中から多量の瓦と若干の土師器・須恵器・須恵系土器のほか円面硯(PL.132-44)・土錘(PL.135-1)が出土した。この土壌はSD081石組溝と重複しており、これより新しい。SK066の東にあるSK064は第2次整地層上面で、SK065は地山面で検出された土壌である。いずれも埋土中から多量の土器片と少量の瓦が出土し、土器では須恵系土器の占める割合が高く、土師器・須恵器の割合は低い。なお、東半部では古代の土壌は検出されなかった。

註

(1) SB150Bの基壇化粧については、多賀城町『昭和44年度多賀城跡第6次(内城東北部)発掘調査概報』1970 p.3において、「基壇化粧施設は明らかではないが、基壇南縁の溝状掘込み中には、玉石の散在はみられたが、凝灰岩片は遺存しないことから玉石積み基壇かと想定される」とした。しかし、溝状掘込みの性格が確定できず、しかも玉石も少数であることから、その根拠に欠ける嫌いがあった。当該玉石施設は、第6次調査ではSB150C切石積基壇の補修と考えられていたが、再検討の結果、位置およびレベル関係よりSB150Cに伴わず、これより古いSB150Bの基壇施設の一部である可能性が大であることが判明した。

なお、奈良時代の玉石積み基壇としては、菜切谷廃寺跡(宮城県教育委員会『宮城県文化財調査報告書第2集』1956)の例などが知られる。

(2) 同様の床構造が推定復原されている例として、掘立と礎石の違いはあるが、法隆寺東院伝法堂(浅野清『奈良時代建築の研究』1974)がある。

(3) SB1150の東西柱列については、第4次調査時にSB127に付属する塀跡と推定していた。しかし、後日、宮本長二郎氏(奈良国立文化財研究所)より、同時代の京都花園鷹司遺跡(鳥羽離宮跡調査研究所『埋蔵文化財発掘調査概報集1976』1976 pp.1~69)、京都山城高校遺跡(京都府教育委員会『埋蔵文化財発掘調査概報1981-1』1981 pp.106~299)で、身舎を礎石、廂を掘立とする例が確認されており、SB1150も同様の建物の可能性があるとの御教示を得た。一方、SB1151についても、発掘調査時(第1次~第3次調査)に南北3間、東西2間の南北棟礎石建物跡と推定されている(伊東信雄「多賀城の発掘」『月刊文化財』第39号1966)。今回、両建物跡を合わせ、再検討した結果、本文で記述したとおりの推定に至った。

(4) SB136は、第1次調査(宮城県教育委員会『昭和38年度多賀城跡発掘調査概報』1964 p.4)で礎石1個根石14箇所を確認したとされ、また、第6次調査(多賀城町『多賀城跡第6次(内城東北部)発掘調査概報』1970 p.3)で再発掘し、礎石は残存せず根石11箇所のみ確認したものである。一方、SB186は第2次調査(1964年)で礎石2個、根石および据え穴を4箇所確認したとされ、第16次調査でその南半を、第19次調査(研究所年報1973 pp.9・10)でその北半を再発掘したが、第2次調査時で確認したもの以外には新たな資料は得られなかったものである。両建物跡とも、第3次調査終了段階のまとめ(伊東信雄「多賀城の発掘」『月刊文化財』第39号1966)において、東・西第一殿とし、桁行5間、梁行4間の東西棟南北両廂付礎石建物跡に推定されたものである。その後、第6次調査で、東第一殿すなわちSB136の残存する根石の配列状態が明確に把握されるに至り、桁行3間、梁行2間の総柱礎石建物跡に変更されている。

しかし、本建物跡は、その北半部が後世の溝により大きく削平されており、棟通りと考えられた根石列が推定棟通りよりも南に偏している不自然さが疑問として残っていた。

今回、本報告作成に際し、西第一殿すなわちSB186について再検討したところ、発掘調査が多次におよんだため、見落されたと考えられる新たな据え穴3箇所が確認でき、桁行3間、梁行3間の東西棟総柱礎石建物であることが判明した。SB136についても同様に推定すると前述の不自然さも解消されると考えられる。

(5) SB187Bについては研究所年報1970 P.7において、南門前方の平坦面に南北方向のSD086石組溝が敷設されていることにより、その存在が推定されていた。掘立柱建物はもとより、礎石建物が存在したとしてもSD086石組溝側石天端とのレベル関係より、当然、根石または据え穴が部分的にでも残存していなければならないと考えられる。しかし建物の痕跡は全く認められないため、その存在を推定するには、根拠に欠け、本文では記述しないことにした。

(6) SB170Zは、第16次調査(研究所年報1972 p.20)および第19次調査(研究所年報1973 p.13)

では、確認していなかった建物跡である。

今回、本報告書作成に際し実施した補足調査〔IV調査経過と方法、(13)補足調査の項参照〕において、SB170Aより古く、これより若干東へずれるほぼ方形の礎石据え穴を一箇所を新たに確認した。一方、第16次調査段階ではかろうじて底のみ残存している状況であったため新旧関係は不明であるが、SB170A・Cと重複して、これより若干東へずれるほぼ方形の礎石据え穴と推定されるものを一箇所検出している。本建物跡は、この2箇所を確認できる礎石据え穴よりその存在が知られたものである。

- (7) 第19次調査で検出した政庁北西部の建物跡については研究所年報1973 pp.4~32ですでにその概略を報告している。しかし、この地区はかなり煩雑に遺構が重複していたため、当時十分に整理・検討がおよばなかったところである。今回、本報告書作成に際し再検討した結果、その平面形式および規模が変更になった建物跡や、新たに柱穴が組み合い、建物跡として確認されたものが少なからずある。

建物跡について変更点の概略を記すと、年報段階で、SB591、SA578、SB569とした遺構で、SB569で南妻とした柱穴は、そう考えるには位置関係にかなり無理があり、さらに、北妻の柱穴はSA578と共にSB591と一連と考え、平面L字形の建物跡とした方が矛盾がない。したがって3つの遺構は、SB591として1つの建物跡と考えられ、SB569は建物跡としては存在しないことになる。SB566、SB567については、年報段階で身舎のみと考えられていたが、今回新たに廂が付加された。その他、平面に若干の変更があるものとしてSB593、SB575がある。

また、年報段階で柱列などとされていたもので、今回新たに確認された建物跡としてはSB1146、SB1145、SB1148、SB1147、SB1144、SB1149がある。なお、変更点の詳細については、研究所年報1973と本報告書を比較参照されたい。

- (8) SB377については研究所年報1972 P.27において第16次調査で検出した3個の柱穴をSA377柱穴群として報告したものである。また、今回新たに加えた東側柱南端の柱穴は、第9次調査で検出していたものであり、当時、穴の底に自然石が平坦に敷込まれた状態であったため、柱穴とは認識していなかった。しかし、柱穴の底に自然石を敷込む類似の技法はSB170Bの一部の柱穴でも認められることと、前述の第16次調査で検出していた3個の柱穴との位置および底のレベル関係よりこれらと組む柱穴とみて矛盾はないと考えられる。

一方、SB193については、第6次調査で検出していたが、発掘調査当時は建物跡として認識していなかったものである。東辺築地棟通りに一致する2個の柱穴のみでは、本文に記したような建物を想定するには根拠に欠ける嫌いがあるかも知れない。しかし、この場所は、東辺築地跡の高まりが連続せずとぎれていた所であり十分に門などの建物の存在を推定しうる状況にあると考えられる。ここでは本文に記した通りSB193・377を考え合わせ、両建物跡とも門跡である可能性を指摘しておきたい。

- (9) 研究所年報1973 p.9でCの据え穴埋土中にブロック状の灰白色粘土(灰白色火山灰)が混入しているとの記述があるが、今回、再検討した結果、当該礎石据え穴は、かなり削平されているうえ灰白色粘土は、平面検出時に確認されたものであり、断ち割りなどの精査段階では据え穴埋土の下部には認められていない。これより、削平時に据え穴上面に混入した可能性が大きいと考えられ、灰白色粘土と礎石据え穴は無関係との判断に至った。

- (10) 本建物跡については、発掘調査当時の見解をSB370門跡として研究所年報1972 p.24で詳細に記している。しかし、支柱間(約4.4m)に比べ、梁間(約2.1m)が築地基底幅とほぼ同じで狭すぎることで、門の東西両妻に築地が直接取り付かず、しかも東西でその間隔が異なり、対称にならないことなど、当遺構を四脚門とするには種々の疑問点が残っていた。一方、焼面の東端には築地棟

通りに一致して礎石状の自然石の存在が認められていた。この自然石は、発掘調査当時、地山石と認識したものであるが、十分に精査し得なかったこともあり、再検討の必要が考えられていたものである。以上の状況より、今回本報告書作成に際し、補足調査〔IV調査経過と方法(13)補足調査の項参照〕を実施し、本文に記述したとおりの見解に至ったものである。

- (11) 本遺構については、研究所年報 1973 P.9 において、SB550 推定北西門跡として記述しているが、これは SB370 と状況が類似していることより推定したものである。前述した通り SB370 についての見解を変更しており、当然、本遺構についても建物が存在したことは推定し得るものの、北西門跡とするにはその根拠に欠けることになる。
- (12) (3)の柱穴については、築地構築に伴う仮柱穴などの可能性も考えられるが、寄柱穴に対して規則的に配されるような状況がないため、その性格は不明と言わざるをえない。なお、研究所年報 1972 では、築地の両脇に検出された柱穴のうち、寄柱穴と認められるのは 2・3 箇所、その他は寄柱穴かどうかははっきりしないが、埋土の状況から寄柱穴とみたものと同時期の柱穴と解釈している。しかし、再検討の結果、本文で示したように理解の方が蓋然性が高いものと考えられた。
- (13) 研究所年報 1969 では、東側積土を一時期のものとして理解し、SF103C として記述している。これは、図 62 の SD111・112 の上を覆う土と土層観察用の畔の東側の土層の積土とは様相が異なることから、SD111・112 上を覆う土は当時、SD111 より新しいとした SD112 の据え方の裏込め土と解釈し、畔部分の中に、この据え方の立ち上りを想定したためである。
- しかしながら、図 62 に示したとおり、SD111・112 の上を覆う土と畔の東側の土層の積土は、底面のレベルおよび厚さが一致し、整合的な堆積状況を示していることから、あえて未発掘の畔部分の中に SD112 の据え方の立ち上がりを想定するよりは、畔の東西の層は一連のものであり、土の様相の違いは積み手の違いである可能性が強い。したがって、東側土層の積土は SD111 を覆い、下層の積土は SD111 に切られることとなり、両者は時期の異なるものと理解される。
- (14) SF167 の東半部については、研究所年報 1972 で、残存する積土の重複から A・B2 時期の変遷があり、寄柱の痕跡は確認できなかったとしている。しかしながら、今回当時の記録を検討した結果、本文中に記したように A 積土より古い築地が推定され、A 積土に伴うとみられる寄柱礎石が確認されたため、年報の A を A₂ に、より古い築地を A₁ とした。また、多賀城町『昭和 44 年度多賀城跡第 6 次（内城北東部）発掘調査概報』 1970 p.6 では、SF167 東半部に東辺築地「SF121B に対応する焼土を積上げた築地および SF121C に対応する基部に灰白色粘土を積み、瓦片を混入する築地の 2 種が認められる」としているが、後者は崩壊土上面に斜めに堆積した灰白色火山灰層とみられるため、本文ではこれを除外した(層序の節参照)。
- (15) SF167 の西半部については、研究所年報 1973 で概略が報告されているが、年報作成時に整理期間上の制約があったため記載内容にいくつかの遺漏がある。その 1 点は築地本体である。年報では焼土や瓦を含む本体の記載しかないが、その西側に遺物を全く含まない積土があり、東側では地山削り出しによるとみた高まりがあった。もう 1 点は寄柱穴についてであり、年報ではすべての寄柱穴に遺物や焼土が入るような記載となっているが、今回 A₁ とした遺物を含まない柱穴の存在も確認されていた。
- (16) 両者の境界については実測図に明記されていないが、B の積土の東端が南北発掘基準線の西 29.7m の位置にある B の寄柱礎石の部分までは延びていたことが確認されており、一方、地山削り出しによるとみた本体の西端は南北発掘基準線の西 26.7m の位置にある礎石状の自然石まで続くことが確認されていることから、その境はこの間約 3m の範囲にあったものとされている。なお、地山削り出しによるとした本体の頂部のレベルは、B 積土の基底部となっている地山面より

も 0.4m 高い。

- (17) 多賀城町『昭和 44 年度多賀城跡第 6 次（内城東北部）発掘調査概報』1970 p.5 では、SF121C の「基部には凝灰質の灰白色粘土が積まれている」と記載しているが、この「灰白色粘土」は註(14) で述べた SF167 東半部の「灰白色粘土」と同じ状況にあることから、築地本体の西側に堆積した火山灰層とみられる。

第VI章 遺 物

政庁地区からは多量の瓦埴類、土器類のほか、硯、漆紙文書、土製品、金属製品、石製品が出土している。以下、種類ごとに記述する。

1 瓦 埴 類

政庁地区および政庁北方地区(第 31・32 次調査)から出土した瓦埴類には、多量の丸瓦・平瓦のほか、2,316 点の軒丸瓦、2,832 点の軒平瓦および若干の導具瓦・埴がある。道具瓦では鬼板、熨斗瓦、隅切り平瓦などがみられる。これらの瓦の中には文字・記号・絵を記したもの(以下では文字瓦類と呼ぶ)が 1,271 点含まれている。

政庁北方地区出土の瓦をここに加えたのは、遺物の接合状況などからみてこれらの大部分が政庁から運び出されたものと推定されるからである。図録編にはこの地区の遺物がほとんど掲載されていないため、新種の瓦については本文中の挿図で補足することとした。

以下では、まず瓦埴の種類ごとに、丸瓦、平瓦、軒丸瓦、軒平瓦、道具瓦、埴の順に述べ、ついで文字瓦類と出土状況について記載する。なお、軒瓦の出土点数についてはその特徴が知りえない小破片を除外している。

瓦の部位名勝については図 74 を参照されたい。

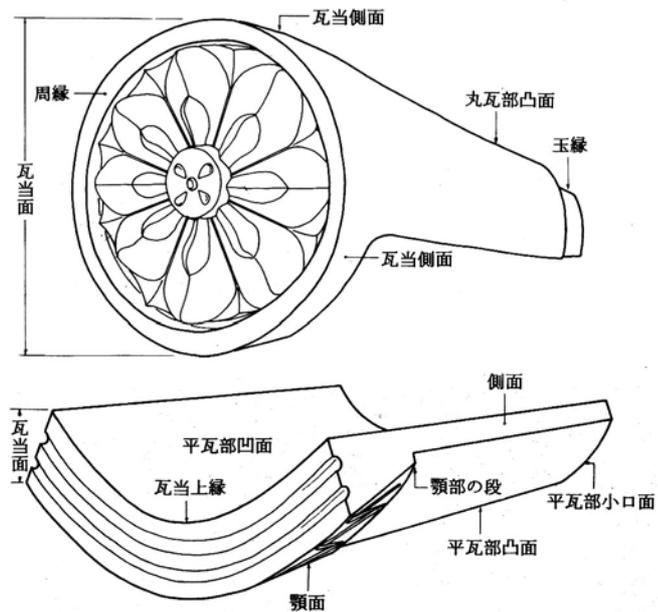


図 74 瓦の部位名称

(1) 丸 瓦

丸瓦は瓦埴類のうちで平瓦について出土量が多い。ここでは丸瓦の形態、法量、胎土、色調および製作工程で生ずる痕跡を部位ごとに観察し、その結果をもとに分類したい。

形態 丸瓦はその大部分が破片資料であるが、形態からみると玉縁の有無により、**A**：無段丸瓦(PL.86-1.2)と**B**：有段丸瓦(PL.86-3~6)に分けられる。量的には**B**が多量を占め、**A**は少量である。また断面形でみると、**A**には半円形をなすものと、両側端が押しつぶされた \cap 状をなすもの(PL.86-1)があり、**B**はすべて半円形をなす。

法量 全形を知り得る資料は少ないが、法量は**A**には広端幅9~20 cm、狭端幅6~14 cm、長さ26~38 cm、厚さ1.5~2.5 cmのものがみられ、個体差が大きいがおおよそ、広端幅17 cm、狭端幅12 cm、長さ36 cm、厚さ1.5 cm程のものが多く、断面 \cap 状の丸瓦は全体的に小振り、厚さも薄い傾向がある。一方、**B**では広端幅16~19 cm、狭端幅11~14 cm、長さ34~42 cm、玉縁長6.5~11 cmとやはり個体差が大きい。

胎土・色調 胎土にはきわめて緻密で砂粒をほとんど含まないものと、砂粒が多く含まれているものがあるが、その中間的な様相を示すものも多数存在する。

焼成後の色調を瓦の表面で観察すると、基本的には黒褐色を基調とするもの、赤褐色を基調とするもの、灰色を基調とするもの、灰白色を基調とするものに大別できる。これらの中には灰黒色や褐色の自然釉がかかるものもある。なお、色調については平瓦・軒丸瓦・軒平瓦でも同様の傾向が認められる。

つぎに、製作工程で生ずる痕跡について部位ごとにみてゆきたい。

凹面の痕跡 凹面の痕跡には、糸切り痕、粘土板合わせ目、粘土紐痕、布目、布合わせ目、ナデがある。これらの痕跡のうち、糸切り痕と粘土板合わせ目(図75左)は用いられた素材が粘土板であることを示しており、粘土紐痕(図75右)は用いられた素材が粘土紐であることを示している。したがって、丸瓦は使用する粘土素材の違いにより、**I**：粘土板巻き作りによるものと、**II**：粘土紐巻き作りによるものに分けられる。なお、**I**は形態**A**に限ってみられ、**II**は形態**A・B**両者にみられる。粘土紐痕は幅3 cm程度で、右上がりのものが多い。ただし、形態**B**の玉縁部の粘土紐は体部のものより細く、成形段階ですでに玉縁部の段が作られていたとみられる。

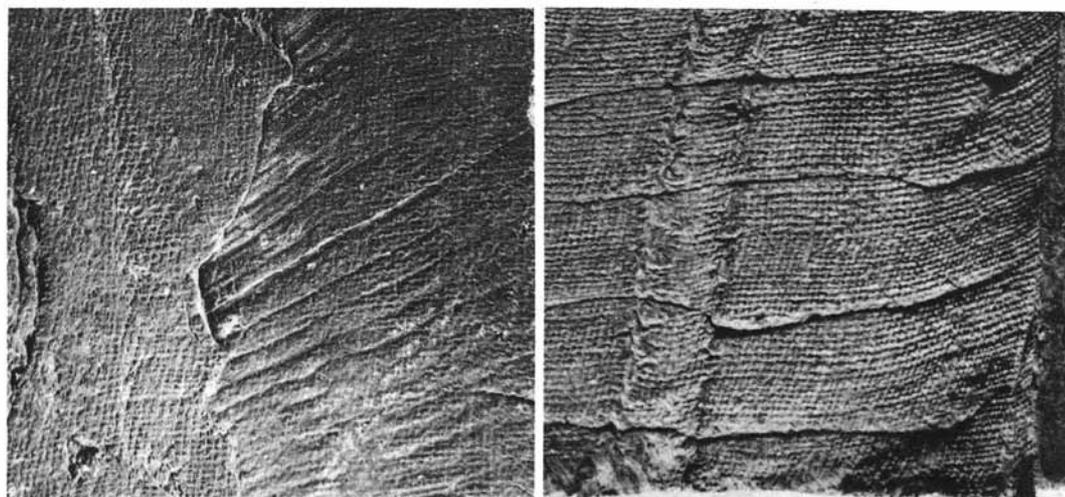


図75 糸切り痕・粘土板合せ目(左)と粘土紐痕(右)

布目は全点にみられるが、詳細にみると布目が単一のものと重複したものの2種がある。単一のものでは、かがり綴じた布合わせ目がみられることから用いられた布は袋状をなしており、円筒型に粘土素材を巻く段階で使用したことがわかる。一方、重複する布目の状況を見ると、布目の方向や密度が全く異なりしかも切り合う状況を呈する(図76)ことから、別々の布の圧痕であることがわかる。古い(第1次)布目には布合わせ目がみられることから先の円筒型への素材巻き付け段階で生じた痕跡とみられる。新しい(第2次)布目には合わせ目が全くみられないことから、分割後についた布目と判断される。この重複する布目は素材Iのものに限ってみられる。

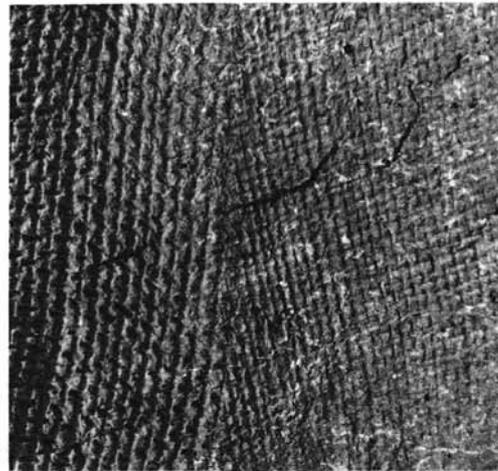


図76 布目の重複

布目の重複

ナデは素材IIのきわめて少数例にみられ、粘土紐の合わせ目を指ナデしたものである。凸面の痕跡には叩き目、ロクロナデ、ヘラケズリがある。これらの痕跡について、新旧関係に視点を据えて工程順にみると、その組み合わせには a: 叩き目→ロクロナデ、b: 叩

凸面の痕跡

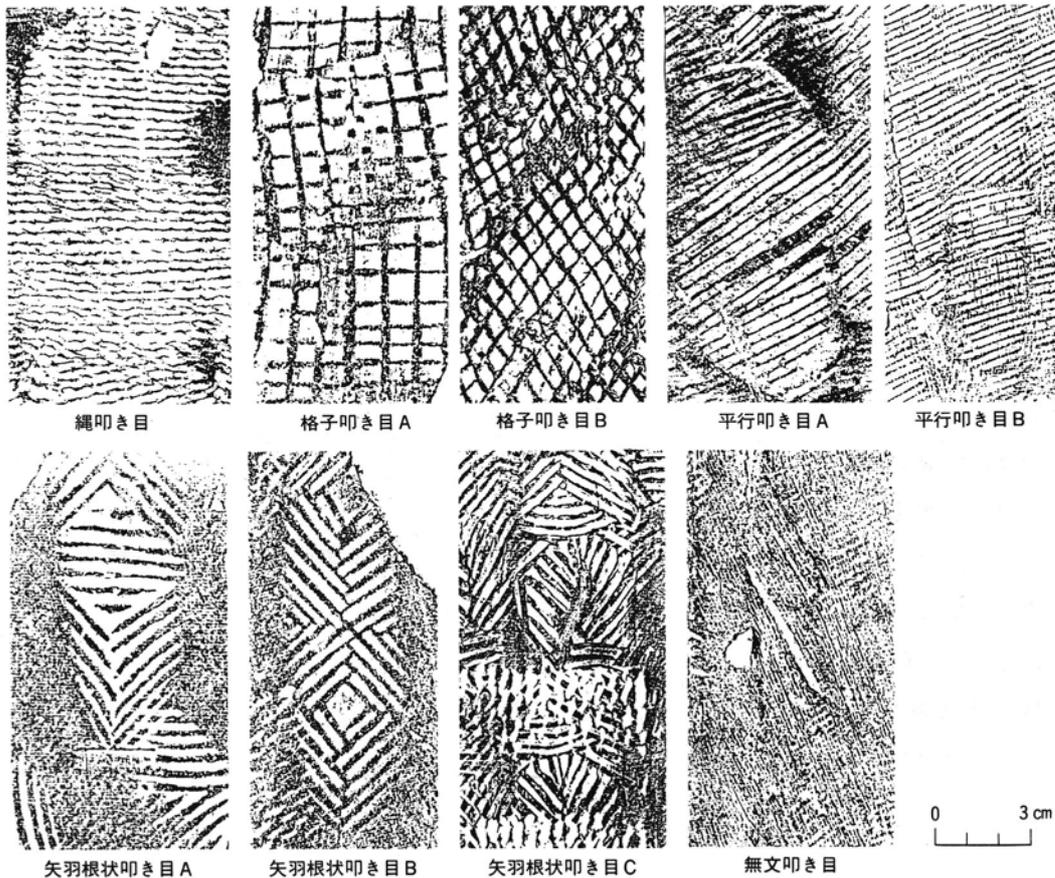


図77 叩き目の種類

き目(第1次) → 叩き目(第2次)、c: 叩き目(第1次) → 叩き目(第2次) → ヘラケズリ、の3種がみられる。aの叩き目およびb・cの第1次叩き目には縄叩き目、格子叩き目、矢羽根状叩き目、平行叩き目の4種、b・cの第2次叩き目には平行叩き目と無文叩き目の2種がみられる(図77)。cにみられるヘラケズリはほとんどが凸面を縦方向に削っている。

側面・小口面にはすべての丸瓦にヘラケズリがみられる。

分

類

これまで、丸瓦について部位ごとに痕跡を観察し、粘土素材の違いにより、I: 粘土板巻き作りによるものと、II: 粘土紐巻き作りによるものに、また形態上の相違から、A: 無段丸瓦と、B: 有段丸瓦に分けた。これらの組み合わせをもとにすると、丸瓦は次のIA類(粘土板巻き作りによる無段丸瓦)、IIA類(粘土紐巻き作りによる無段丸瓦)、IIB類(粘土紐巻き作りによる有段丸瓦)の3類に分類される(図78)。量的には、IIB類が圧倒的に多く、IIA類、IA類がそれにつぐ。以下、各類の特徴について述べる。

A類

IA類 (PL.86-1): 粘土板巻き作りによる無段丸瓦である。断面形は両側端が押しつぶされたような \cap 状をなす。法量は完形品をもとにすると、広端幅9.0~13.3 cm、狭端幅6.0~9.0 cm、長さ26.5~36.0 cmで、その間にかんがりのばらつきがあるが、II類と比較してきわめて小振りな点の特徴である。

胎土には砂粒をほとんど含まず、焼成は堅緻である。色調は灰色を基調とするものが多い。

痕

跡

凹面には糸切り痕、粘土板合わせ目。重複した布目がみられる。このうち、糸切り痕はすべて横走し、粘土板合わせ目はすべて縦方向に走る。布目の重複状況を観察すると、密度の異なる布目が切り合って認められ、凹面の突出した部分には新しい方の第2次布目が付き、くぼんでいる

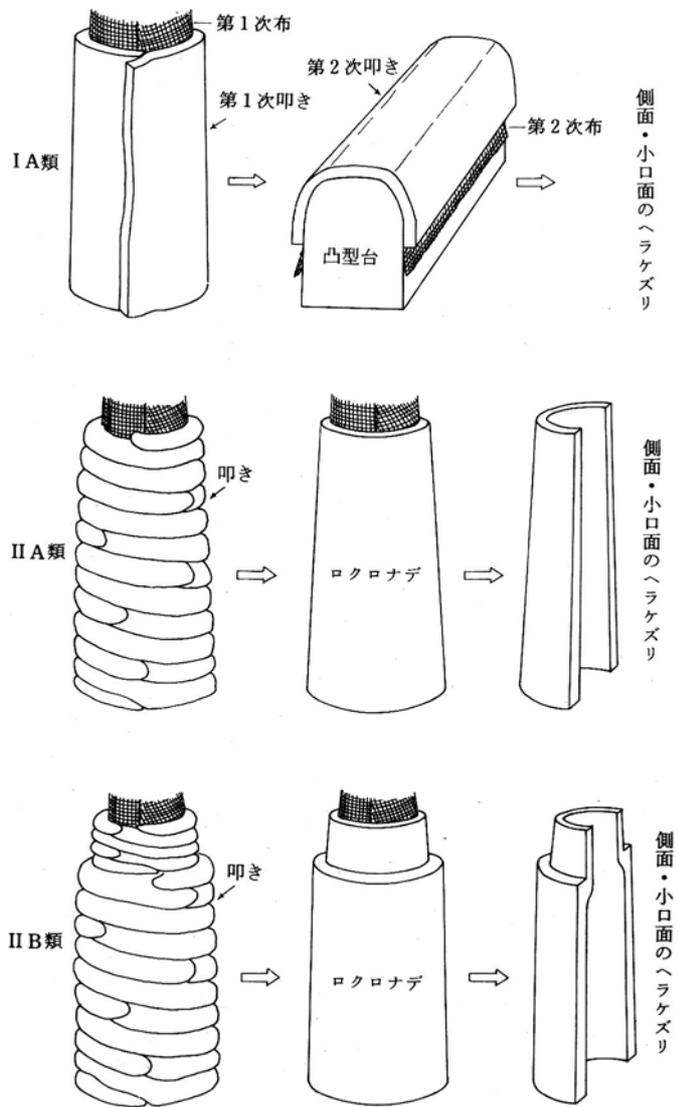


図78 丸瓦の製作工程

部分には古い方の第1次布目が残る傾向がある。

凸面には異なる原体による重複した叩き目、ヘラケズリがみられる。古い段階の第1次叩き目は全面におよんでいるが、新しい段階の第2次叩き目は軽く施されたもので、しかも凸面側端部に集中する傾向がみられることから調整的なものと考えられる。ヘラケズリは少数例にみられ、第2次叩き目の後に施されている。

側面・小口面はヘラケズリ調整されている。

このように凸面には2段階の叩き目が認められ、凹面の布目にも重複があることから、両者の重複現象は関連するものと考えられる。また、これらの丸瓦の形態が両側端で折れ曲がる∩状の断面形をなすのは第2次叩き目を使用した凸型台に起因するとみられる。これらのことから、IA類の基本的な製作工程は次のように推定できる。すなわち、(1)布をかぶせた円柱状の型に粘土板を巻きつけて叩き締める(凹面の痕跡：粘土板合わせ目・第1次布目、凸面の痕跡：第1次叩き目)、(2)二分割した後、布をかぶせた断面∩状の凸型台の上に丸瓦を置き凸面を叩き調整する(凹面の痕跡：第2次布目、凸面の痕跡：第2次叩き目)、(3)側面・小口面をヘラケズリ調整する、という工程をとる。少数例ではあるが(2)の段階後に凸面のほぼ全面または一部を主に縦方向にヘラケズリ調整するものもある。これらについてもヘラケズリのおよばない部分には叩き目残り、凹面に布目の重複が認められる。

凸型台の使用

製作工程

叩き目をみると、第1次叩き目はすべて平行叩き目に限られているが、第2次叩き目には平行叩き目と無文叩き目が用いられている。第1次と第2次の平行叩き目が重複する場合にも、両者は原体が異なるため明瞭に区別できる。また第2次叩き目のうち、無文叩き目には原体の幅が確認できるものがあり、その痕跡から幅3cmほどのきわめて狭い柁目板を原体として使用していたことがわかる。

以上の特徴のうち、第2次叩き目の種類およびその後のヘラケズリ調整の有無を基にすると、IA類は次の3タイプに細分される。

細 分

aタイプ 第2次叩き目が無文叩き目のもの。

bタイプ 第2次叩き目が平行叩き目のもの。

cタイプ 第2次叩き目の上に縦方向のヘラケズリを施すもの(PL.86-1)。

量的には、aタイプが圧倒的に多く、完形品47点中41点を占める。cタイプは4点、bタイプは2点にすぎない。

ところで、112・113軒丸瓦の丸瓦接合部の形態が、IA類の調整時に用いた凸型台と同様に∩状をなすことから、この類が両軒丸瓦に用いられたことがわかる(PL.68-5.6.7)。このIA類の丸瓦の生産地は不明であるが、桃生郡鳴瀬町亀岡遺跡からは平瓦IC類-bタイプとともに出土している⁽¹⁾。

IIA類(PL.86-2)：粘土紐巻き作りによる無段丸瓦である。断面形は半円形をなす。法量は、広端幅19cm、狭端幅12cm、長さ36cm程のものが多い。胎土には砂粒をやや多く含む。色調は灰色を基調とするものが多いが、若干ながら灰白色を基調とするものもある。

A類

凹面には幅3cm程の粘土紐痕と単一の布目、および時には布合わせ目が認められる。

痕 跡

凸面のほぼ全面にロクロナデ調整痕がみられ、調整のおよばない部分ではそれ以前の工程による縄叩き目がみられる。

側面・小口面はヘラケズリ調整されている。

製作工程 これらの凹凸両面の観察からⅡA類の製作工程は次のように推定できる。すなわち、(1)布をかぶせた円柱状の型に粘土紐を巻きつけて叩き締める(凹面の痕跡：粘土紐痕・布目、凸面の痕跡：叩き目)、(2)円柱状の型を回転させ、ロクロナデ調整する(凸面の痕跡：ロクロナデ)、(3)二分劃した、側面・小口面をヘラケズリ調整する、という工程をとる。

このⅡA類の丸瓦は222・227軒丸瓦に用いられている。

B類 **ⅡB類(PL.86-3~6)**:粘土紐巻き作りによる有段丸瓦である。丸瓦の中で最も量が多い。断面形は半円形をなす。縦断面では体部が厚く、玉縁部は薄い。法量は様々であるが、広端幅18cm、狭端幅12cm、長さ40cmほどのものが多い。胎土は砂粒をほとんど含まないものと砂粒を含むものがある。色調は灰色を基調とするものが多いが、中には黒褐色を基調とするもの、赤褐色を基調とするものもある。

痕跡 凹面には粘土紐痕(PL.86-5)、布合わせ目がみられる。凸面にはほぼ全面にロクロナデ調整痕がみられ、調整のおよばない部分ではそれ以前の工程の叩き目が観察できる。叩き目の種類には縄叩き目、格子叩き目、矢羽根状叩き目がある。玉縁部にもロクロナデ以前の叩き目がみられるものがあることから、粘土紐巻きつけの段階で、体部に太い粘土紐を、玉縁部分には細い粘土紐を用いて、玉縁部の段をつくり出していたことがわかる。

側面・小口面にはヘラケズリ調整がみられる。

これらの凹凸両面の観察から製作工程は基本的にはⅡA類と変らないと考えられる。

細分 この類の丸瓦は叩き目の相違により、**a**:縄叩き目を残すもの、**b**:格子叩き目を残すもの、**c**:矢羽根状叩き目を残すもの、の3タイプに細分できる。量的には**a**タイプが圧倒的に多量を占め、**b**、**c**タイプはきわめて少ない。

aタイプ **a**タイプは縄叩き目を残すものである(PL.86-3.5.6)。少数ながら凹面の粘土紐接合部を横方向に指ナデするものもある。また玉縁部に「上」、「木」、「常」、「富田」とヘラ書きしたり、体部に伊、固、矢、田、物、などの角印を押すものや、円形または楕円形の記号印を押すものなどもみられる。この**a**タイプの丸瓦を用いた、軒丸瓦には120~122、126、127、129、222、240、241、310A・B、311、422、425、427、431がある。

bタイプ **b**タイプは格子叩き目を残すものである(PL.86-4)。玉縁部に「毛」とヘラ書きする丸瓦のすべてと「常」とヘラ書きするものの一部はこのタイプに属す。

cタイプ **c**タイプは矢羽根状叩き目を残すものである。中には玉縁部に「下」とヘラ書きしたものがみられる。

(2) 平 瓦

平瓦は瓦埴類のうちで最も多量を占める。そのほとんどは破片資料であるが、全形を知

りうる資料もいくつかある(PL.87~91)。ここではまず、平瓦についてその形態、法量、製作工程で生ずる痕跡などを観察し、その結果を基に分類を試みたい。

平面形では広端部と狭端部の差が大きく、台形を呈するもの(PL.89-3・91-3)とその差がほとんどなく長方形に近い形をとるもの(PL.89-2・90-2.3)に大別されるが、その中間的な形態をとるものもある。また、断面形では円弧状をなすものと、中央部では円弧状をなすが両側端で折れ曲がり∟状を呈するもの(PL.91-2.3)とがみられる。量的には円弧状をなすものが圧倒的に多い。円弧状をなすものではその曲率にかなりの多様性がみられる。

法量も多様であるが、広端幅 20~30 cm、狭端幅 17~25 cm、長さ 31~42 cmの範囲にほぼおさまる。中でも広端幅 29 cm、狭端幅 23 cm、長さ 38 cm程度のもが多い。

製作工程で生ずる痕跡についてみると、平瓦の多くには糸切り痕がみられるのに対し、粘土紐の痕跡は全く認められない。このことから、すべての平瓦は粘土板を素材としていることがわかる。また、平瓦には、糸切り痕が平瓦の長辺に対して横位をとり、粘土板合わせ目や模骨痕がみられるものと、糸切り痕が縦位をとり、粘土板合わせ目や模骨痕が全く認められないものがある。前者は桶巻き作りによるものであることが明らかであり、後者は一枚作りによるものと考えられる。以下、Ⅰ：桶巻き作りによる平瓦と、Ⅱ：一枚作りによる平瓦、とに分けて製作工程で生ずる痕跡を観察し、それぞれの特徴をもとに分類を行う。

a 桶巻き作りの平瓦

平瓦の凹面に認められる痕跡には、糸切り痕、粘土板合わせ目、模骨痕、布目、ナデ、木目圧痕などがある(図 79-A~D)。これらの痕跡を新旧関係に視点を据えて観察すると、基本的には、横走する糸切り痕・粘土板合わせ目→模骨痕・第1次布目→第2次布目・ナデ・木目圧痕の順になる。第1次布目以降の痕跡の組み合わせは、次の3種に限られる。

A: 第1次布目を切るナデ調整と、さらにこれを切る木目圧痕が認められるものである。ナデ調整は比較的丁寧でほぼ全面におよぶ。木目圧痕の残る凹面は平滑であり、枠板を連結した模骨痕のような凹凸は認められない(図 79-C)。

B: 第1次布目を切って第2次布目がそれに重複するものである(図 79-D)。第1次布目と第2次布目は糸の方向や密度の違いにより明瞭に区別できる。第1次布目が模骨圧痕の凹部でみられるのに対し、第2次布目は第1次布目を切る状況で凸部で観察できる場合が多い。

C: 第1次布目を切るナデがみられるものである。

平瓦の凸面に認められる痕跡には、叩き目、布目、ナデ、叩き目のつぶれがある。叩き目には縄叩き目、格子叩き目、平行叩き目、矢羽根状叩き目がみられる。このうち、縄叩き目が最も多い。中には異原体の二つの叩き目が重複するものもある(図 79-F)。この場合、新しい叩き目(第2次叩き目)は軽く施されたもので、凸面全面にはおよんでいないこ

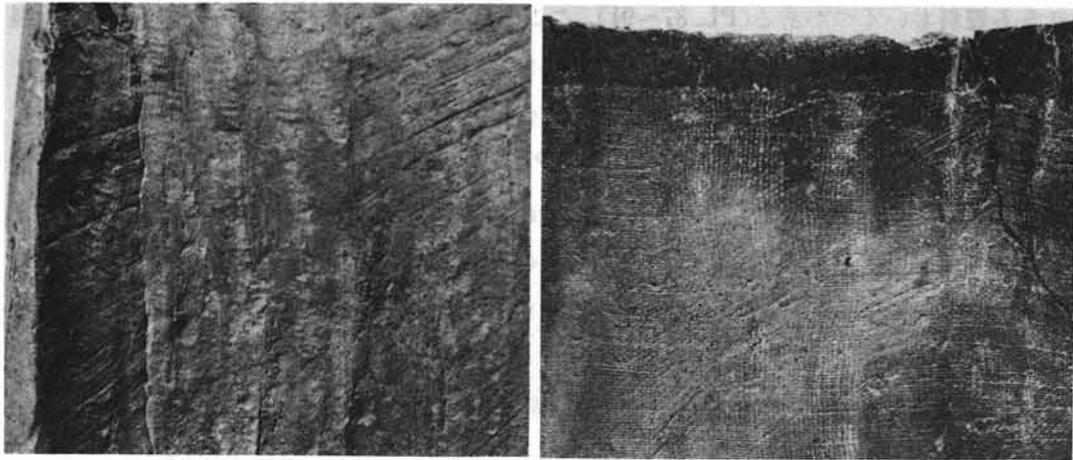
形態

法量

桶巻き作りと一枚作り

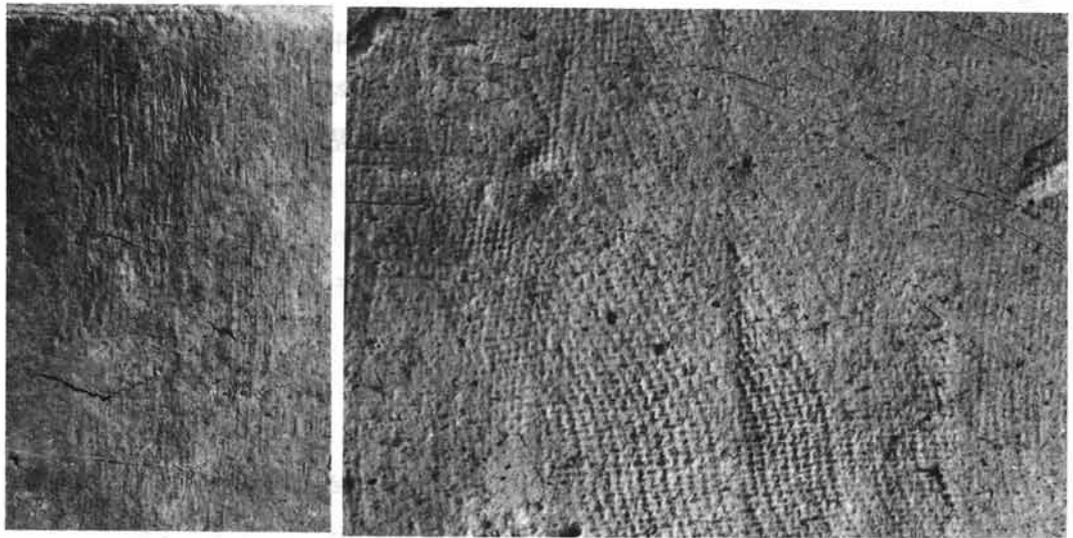
凹面の痕跡

凸面の痕跡



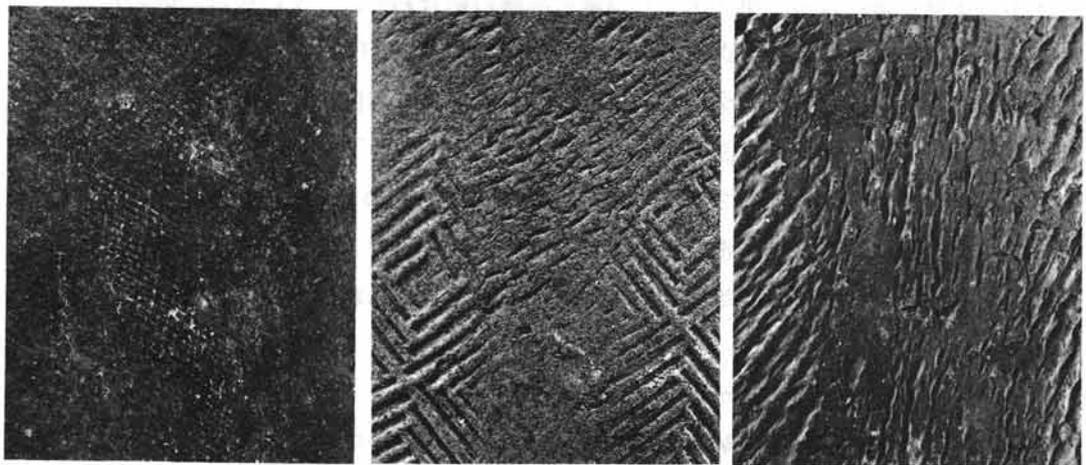
A 粘土板合せ目と糸切痕

B 模骨痕



C 木目圧痕

D 布目の重複



E 凸面の布目

F 叩き目の重複

G つぶれ気味の叩き目

図 79 平瓦の凹面・凸面にみられる痕跡

とから調整的なものとみられる。

これらの凸面の痕跡を新旧関係に視点を据えて工程順にみると、その組み合わせは次の4種に限られている。

a : 痕跡が叩き目→布目→ナデの順に重複するものである。この場合、叩き目は縄叩き目と格子叩き目の2種に限られ、量的には前者が圧倒的に多い。布目はナデ調整のおよばない部分でみられ、その残存状況から、凸面のほぼ全面におよんでいたものと考えられる(図79-E)。

b : 痕跡が叩き目→ナデの順に重複するものである。叩き目には縄叩き目と格子叩き目がある。

c : 痕跡が第1次叩き目→第2次叩き目の順に重複するものである。

d : 単一のつぶれ気味の叩き目を残すものである(図79-G)。

側面・小口面にはすべての平瓦にヘラケズリがみられる。

桶巻き作りの平瓦について、これまで観察した凹面の痕跡(A~C)と凸面の痕跡(a~d)との組み合わせでみるとAa、Bb、Bc、Cdの4種に限られている。

まず、Aaの場合、痕跡の順序は凹面では模骨痕・第1次布目→ナデ→木目圧痕、凸面では、叩き目→布目→ナデの順になる。凹面の第1次布目は幅2~3cm程で連続する凹凸状態の圧痕として残存しており、これが模骨に巻きつけた布の圧痕であることがわかる。これと凸面での最も古い痕跡である叩き目が対応する。このことからこれらは桶巻き段階の痕跡であることが知られる。その後の凹面と凸面の痕跡を対応させると、(1)凹面のナデと凸面の布目、(2)凹面の木目圧痕と凸面のナデが組み合う。(1)の場合、凹面のナデは、桶巻き段階では絶対に付きえない痕跡であり、当然、桶巻き段階の円筒状のものを分割した後の痕跡とみななければならない。この凹面のナデに凸面の布目が対応することを考えると、ナデ調整の段階で布を敷いた一枚分の凹型調整台が使用されていたことが推定できる。(2)の凸面ナデと凹面の木目圧痕は(1)の段階の後に付いた痕跡である。したがって、凹面の木目圧痕は凸面ナデを行う際に用いた凸型台の圧痕とみることができる。この際、凸型台には布は敷かず、直接凸型台上に置き、凸面をナデ調整したものと考えられる。以上により、Aaの痕跡は桶巻き段階の痕跡と分割後の調整段階の痕跡から成っていることがわかる。

ここで、Bb、Bc、Cdの痕跡をみると、桶巻き段階での痕跡はAaの場合と基本的には同一であり、分割後の調整の痕跡に違いがみられる。

おのおのについて凹面と凸面の痕跡を桶巻き段階と調整段階に分けて示すと表8のとおり

組合せ	凹面の痕跡		凸面の痕跡	
	桶巻き段階	調整段階	桶巻き段階	調整段階
A a	糸切り痕・粘土板合せ目→模骨痕・第1次布目	ナデ→凸型台圧痕	叩き目	布目→ナデ
B b	糸切り痕・粘土板合せ目→模骨痕・第1次布目	布目	叩き目	ナデ
B c	糸切り痕・粘土板合せ目→模骨痕・第1次布目	布目	第1次叩き目	第2次叩き目
C d	糸切り痕 →模骨痕・第1次布目	ナデ	叩き目	叩き目のつぶれ

表8 桶巻き作りによる平瓦の凹面と凸面の痕跡

凹面痕跡と凸面痕跡の対応

凹型台の使用

凸型台の使用

りになる。

以下、Bb、Bc、Cdの調整段階の痕跡について述べる。

Bbは調整段階の痕跡として凹面に布目、凸面にナデがみられるものである。これらは凸型台に布を敷き、凸面をナデ調整したことによる痕跡とみられる。

Bcは調整段階の痕跡として凹面に第2次布目、凸面に第2次叩き目がみられるものである。この第2次叩きは凸面全面にはおよばない軽い叩き締めであることから、調整の叩きとみられる。これらの痕跡のあり方から、Bcは布を敷いた凸型台に分割した平瓦をのせ、叩き調整したものと考えられる。また、この第2次叩き目には桶巻き段階の第1次叩き原体と同一のものと、異原体によるものがある。

Cdは調整段階の痕跡として凹面にナデ、凸面に縄叩き目のつぶれがみられるものであ

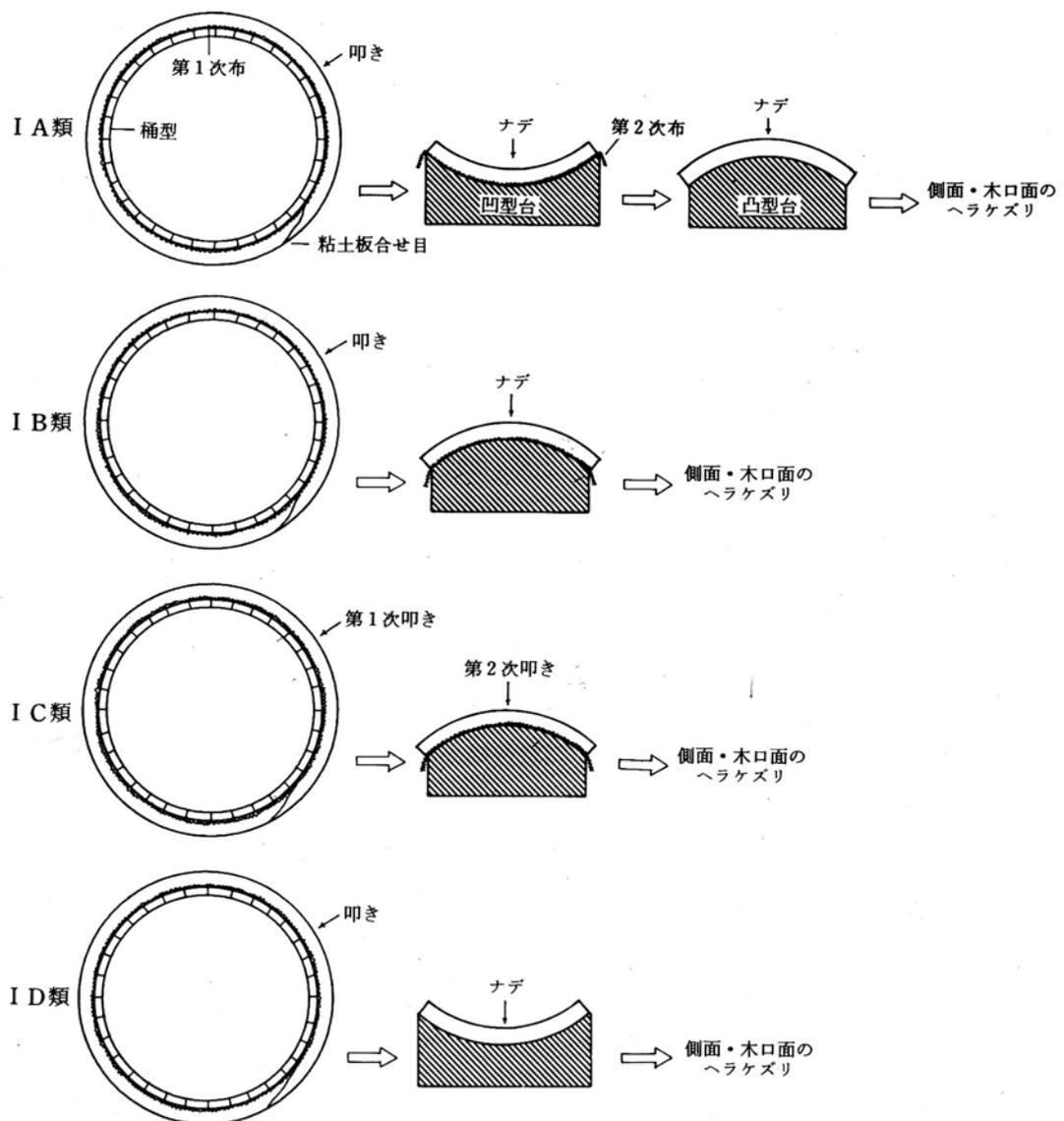


図 80 桶巻き作りによる平瓦の製作工程

る。このつぶれ気味の叩き目は凹面をナデ調整する際に直接凹型台に平瓦をのせたために生じたものと思われる。

このように、桶巻き作りによる平瓦は分割後の調整のあり方から、**IA類(Aa)**、**IB類(Bb)**、**IC類(Bc)**、**ID類(Cd)**の4類に分類される。各類を工程の特徴から規定すれば次のようになる(図80)。

IA類：桶巻き作りによる平瓦円筒を分割した後、凹面→凸面の順にナデ調整したもの

IB類：桶巻き作りによる平瓦円筒を分割した後、凸面をナデ調整したもの

IC類：桶巻き作りによる平瓦円筒を分割した後、凸面を叩き調整したもの

ID類：桶巻き作りによる平瓦円筒を分割した後、凹面をナデ調整したもの

なお、これらの中には、叩き目の相違や調整のあり方から、さらに細分が可能なものもある。この場合、細分されたものについてはタイプとして扱い、アルファベット小文字で標示する。

以下、分類ごとに、その特徴を記述する。

IA類 (PL.87-1.2・105-16)：桶巻き作りによる平瓦円筒を分割した後、凹面→凸面の順にナデ調整したものである。桶巻き作りの平瓦の中で量的に主体を占める。断面形は円弧状をなす。法量は広端幅28cm、狭端幅23cm、長さ41cm程度のものである。胎土は緻密で砂粒をほとんど含まない。色調は灰色を基調とするものが多いが、中には黒褐色、灰白色を基調とするものもある。

凹面と凸面における痕跡の対応関係をもとにすると、**IA類**はつぎの工程で製作されたものと推定される(図80)。すなわち、(1)布をかぶせた桶型に粘土板を巻きつけて叩き締め、平瓦円筒を作る(凹面の痕跡：粘土板合わせ目・模骨痕・布目、凸面の痕跡：叩き目)、(2)分割した平瓦を布を敷いた凹型台上に置き、凹面を主に縦方向にナデ調整する(凹面の痕跡：布目を切るナデ、凸面の痕跡：叩き目を切る布目)、(3)布を敷かない凸型台上に平瓦を直接置き、凸面をナデ調整する(凹面の痕跡：ナデ調整を切る凸型台の圧痕、凸面の痕跡：布目を切るナデ調整)、(4)側面と小口面をヘラケズリ調整する、という工程をとる。

この工程で生ずる痕跡のうち、主要なものについて説明しておく。

(3)段階でみられる凹面のナデ調整を切る凸型台圧痕には、木目圧痕が明瞭にみられるもの(図79-C)と、木目圧痕は不明瞭であるが凸型台製作時の工具痕と判断される圧痕がみられるものがある。工具痕と判断される圧痕は平瓦広端部・狭端部付近では縦横に、中央部では斜行する細かい線状の圧痕として認められる場合が多い。

凸面のナデは、ほぼ全面におよんでいるが、それ以前の桶巻き段階の叩き目や布目を完全に消すほどまでは徹底していない。そのため、調整のおよばない部分では、布目や叩き目を確認できる。叩き目には縄叩き目と格子叩き目の2種がみられる。

以下では、この叩き目の相違から、平瓦**IA類**を縄叩き目の**aタイプ**と格子叩き目の**bタイプ**に細分し、それぞれの特徴を述べる。量的には**aタイプ**が圧倒的に多く、**bタイプ**はきわめて少ない。

分類

A類

製作工程

細分

aタイプ aタイプは縄叩き目のものである(PL.87-1.2)。平面形は台形をなし、断面形は円弧状をなすものがほとんどである。法量は種々のものがあるが、広端幅 28 cm、狭端幅 23 cm、長さ 41 cm程度のもが多い。中には PL.87-2 のように広端幅 27 cm、狭端幅 22 cm、長さ 32 cmと小型のものも若干みられる。胎土は緻密で、ほとんど砂粒を含まない。焼成は堅緻である。色調は灰色を基調とするものが多量を占めるが、わずかながら黒褐色あるいは灰白色を基調とするものもある。平瓦凹面には陽出した「下」の左文字(図 133-1)がみられるものがある。文字部分に木目がみられることから、これは文字を彫りこんだ凸型台によって生じたことがわかる。この aタイプは 511-aタイプの軒平瓦に用いられている。

なお、この aタイプの平瓦は、田尻町木戸窯跡群⁽²⁾、色麻町日の出山窯跡群⁽³⁾、古川市大吉山窯跡群⁽⁴⁾で採集されている。このタイプの瓦のうち、前述した色調が灰白色を基調とするものは、採集品でみる限り、日の出山窯跡群に限られている。

bタイプ bタイプは格子叩き目のものである。すべて破片資料であるため、平面形、法量は不明である。胎土は緻密で、砂粒をほとんど含まない。色調は灰白色を基調とする。平瓦凹面に調整段階で使用する凸型台に彫りこんだために生じた陽出文字「今」がみられるものもある(PL.105d-16)。

B類 **IB類**(PL.87-3)：桶巻き作りによる平瓦円筒を分割した後、凸面をナデ調整したものである。

平瓦の断面形は円弧状をなす。法量については破片であるため不明である。胎土は緻密で、砂粒をほとんど含まない。色調は灰色を基調とするものが多い。出土量はきわめて少ない。

製作工程 凹面と凸面における痕跡の対応関係をもとにすると、IB類はつぎの工程で製作されたものと考えられる(図 80)。すなわち、(1)布をかぶせた桶型に粘土板を巻きつけて叩き締め、平瓦円筒をつくる(凹面の痕跡：粘土板合わせ目・模骨痕・第1次布目、凸面の痕跡：叩き目)、(2)分割した平瓦を布を敷いた凸型台上に置き、凸面をナデ調整する(凹面の痕跡：第1次布目を切る第2次布目、凸面の痕跡：叩き目を切るナデ)、(3)側面と小口面をヘラケズリ調整する、という工程をとる。この工程は、IA類の工程から凹面のナデ調整を省略したものともみることできる。

この工程で生ずる痕跡のうち、主要なものについて説明しておく。

この類の平瓦では凹面にナデ調整が加わらないため、模骨痕が比較的明瞭に残るものが多い。これらの観察によると、模骨は 2~3 cm幅の枳板を組み合わせたものであり、その組み方にはとくに規則性は認められなかった。また、枳板とじ合わせの痕跡が認められるものはない。

布目の重複 桶巻き段階の第1次布目と調整段階の第2次布目との重複状況をみると、前者が模骨痕の凹部に、後者が前者を切って凸部を中心に観察できる。

平瓦凸面の調整が不十分な部位では桶巻き段階の叩き目が認められる。叩き目の種類には縄叩き目と格子叩き目がある。

したがって、IB類はIA類と同様に叩き目の相違から、縄叩き目のaタイプと格子叩き目のbタイプに細分することができる。

aタイプは縄叩き目がみられるものである(PL.87-3)。このタイプの平瓦は色麻町日の出山窯跡群のA地点の調査で出土している⁽⁵⁾。

bタイプは格子叩き目がみられるものである。PL.93-1は、このタイプの平瓦を用いた隅切瓦である。

IC類(PL.91-1~3・105-10~14)：桶巻き作りによる平瓦円筒を分割した後、凸面を叩き調整したものである。

平面形は台形を呈するものが多い。断面形では円弧状をなすものと、両側端で極端に折れ曲がる∟状をなすものがある。法量では、広端幅29cm、狭端幅25cm、長さ35cm程度のものであるが、中にはPL.91-3のように小振りのものもある。胎土は緻密で砂粒をほとんど含まない。色調は灰色を基調とするものと灰白色を基調とするものがあるが、後者はきわめて少量である。

凹面と凸面における痕跡の対応関係をもとにすると、IC類はつぎの工程で製作されたものと考えられる(図80)。すなわち、(1)布をかぶせた桶型に粘土板を巻きつけて叩き締め、平瓦円筒を作る(凹面の痕跡：粘土板合わせ目・模骨痕・第1次布目、凸面の痕跡：第1次叩き目)、(2)分割した平瓦を布を敷いた凸型台上に置き、第2次の調整叩きを行う(凹面の痕跡：第1次布目を切る第2次布目、凸面の痕跡：第1次叩き目を切る第2次叩き目)、(3)小口面と側面をヘラケズリ調整する、という工程をとる。

このうち(2)段階の第2次叩きには、第1次叩きと異原体で行うものと同原体で行うものがある。また、この類の平瓦の断面形の違いは(2)の段階で用いられた凸型台の上面形を反映したものと考えられる。

以下では、凸型台の形状に規制された平瓦の断面形を基にしてIC類を、断面形が円弧状をなすaタイプと、∟状をなすbタイプに細分し(図81)、それぞれの特徴を述べる。

aタイプは断面形が円弧状をなすものである。第2次叩き目を観察すると、桶巻き段階

の第1次叩き目と異原体の叩き目のものと、同原体の叩き目のものがあることがわかる。前者には、縄叩き目→矢羽根状叩き目の順になるもの(PL.91-1・93-2・105-8)と、縄叩き目→平行叩き目の順になるものとがみられる。また、軒平瓦511(PL.102c-7)の平瓦部凸面に格子叩き目→平行叩き目の順になるものとがみられることから、第1次叩き目に格子叩き目、第2次叩き目に平行叩き目を用いる平瓦も存在することが知られる。なお、矢羽根状叩き目の中には、その前段階でナデ調整がみられるものもある。

後者すなわち第1次叩きと第2次叩きが同原体の叩き目には、縄叩き目(PL.105d-12)と格子叩き目(PL.105d-13)とがみられる。

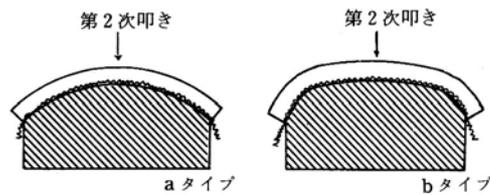


図81 IC類-a・bタイプと凸型台

細 分

分 類

C類

製 作 工 程

細 分

aタイプ

このタイプの平瓦の凹面には凸型台によって生じた「今」・「常」・「上」・「下」などの陰刻文字がみられるものもある(PL.105-12.13.14)。これらの平瓦の色調は灰白色を基調とする。

なお、この a タイプは 511-c タイプと 514 の軒平瓦に用いられている。

b タイプ

b タイプは断面形が U 状をなすものである(PL.91-2.3)。第 1 次叩きと第 2 次叩きには同原体が用いられており、叩き目は斜格子叩き目に限られている。法量は広端幅 29 cm、狭端幅 25 cm、長さ 35 cm 程であるが、PL.91-3 のように極端に小振りのものもある。色調はすべて灰色を基調とする。

なお、b タイプは 512・513 軒平瓦に用いられている。また、断面形の特徴は丸瓦 I A 類と共通する。このタイプの平瓦の生産地は不明であるが、桃生郡鳴瀬町亀岡遺跡では、このタイプの平瓦が丸瓦 I A 類とともに出土している⁽⁶⁾。

D 類

ID 類：桶巻き作りによる平瓦円筒を分割した後、凹面をナデ調整したものである。出土量はきわめて少なく、すべて破片資料であるため、平面形・法量は不明である。断面形は円弧状をなす。胎土は緻密で砂粒をほとんど含まない。色調は灰白色を基調とする。

製作工程

凹面と凸面における痕跡の対応関係をもとにすると、ID 類はつぎの工程で製作されたものと考えられる(図 80)。すなわち、(1)布をかぶせた桶型に粘土板を巻きつけて叩き締める(凹面の痕跡：模骨痕・布目、凸面の痕跡：叩き目)、(2)分割した平瓦を布を敷かない凹型台上に直接置き、凹面をナデ調整する(凹面の痕跡：布目を切るナデ、凸面の痕跡：叩き目のつぶれ)、(3)小口面と側面をヘラケズリ調整する、という工程をとる。(1)の段階の叩き目はすべて格子叩き目である。図 129 は ID 類の平瓦を用いた隅切瓦である。

b 一枚作りによる平瓦

一枚作りによる平瓦の製作工程で生ずる痕跡を部位ごとに観察し、その特徴をもとに分類を行う。

凹面の痕跡

平瓦凹面に認められる痕跡としては、糸切り痕、布目、凸型台圧痕、ナデがある。糸切り痕は縦位のものに限られている。また、布目は単一で重複するものはない。凹面の痕跡のあり方を観察すると一枚作りの平瓦は、A：瓦よりひとまわり小さい一枚布の圧痕がみられ、布がおよばない周縁部に凸型台の圧痕を残すもの、B：布目を切るナデがみられるもの、C：全面に布目を残すもの、の 3 種に区別される。

凸面の痕跡

平瓦凸面に認められる痕跡としては、糸切り痕、叩き目、ナデ、凹型台圧痕がある。叩き目はすべて、縄叩き目に限られている。凸面の痕跡のあり方を観察すると一枚作りの平瓦は、a：叩き目を切るナデがみられるもの、b：叩き目を切る凹型台圧痕ないつぶれ気味の叩き目がみられるもの、c：叩き目をそのまま残すもの、の 3 種に区別される。

側面・小口面には、すべての平瓦にヘラケズリ調整がみられる。

両面の痕跡の対応

一枚作りの平瓦について、凹面の痕跡(A~C)と凸面の痕跡(a~c)との組み合わせでみると、Aa、Bb、Cc の 3 種に限られている。それぞれについて両面にみられる痕跡の対応

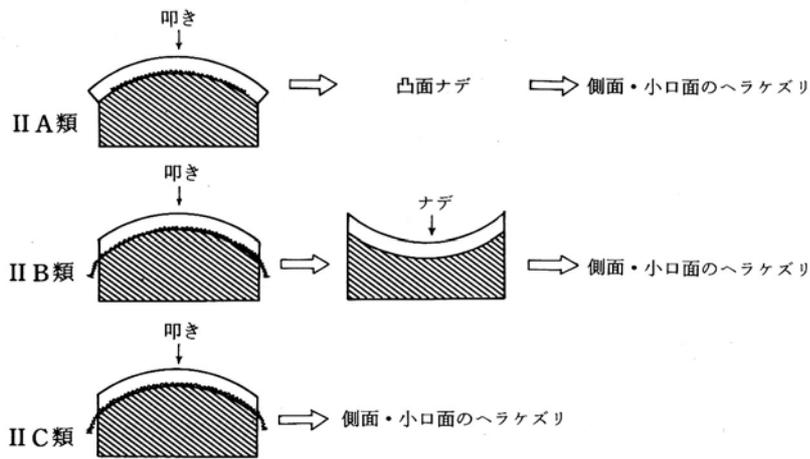


図 82 一枚作りによる平瓦の製作工程

関係を整理し、製作工程を復原するとつぎのようになる(図 82)。

Aa : 凹面に瓦より小さい一枚布の圧痕と凸型台圧痕を残し、凸面に縄叩き目を切るナデがみられるものである。これらの痕跡から、その製作工程は凸型台上に瓦よりひとまわり小さい一枚布を敷き、凸面を縄叩きした後、同じ凸型台上でナデ調整したものと考えられる。

Bb : 凹面に布目を切るナデ、凸面に縄叩き目を切る凹型台圧痕ないしつぶれ気味の縄叩き目を残すものである。これらの痕跡から、その製作工程は布を敷いた凸型台上で縄叩きした後、布を敷かない凹型台を使用して凹面をナデ調整したものと考えられる。

Cc : 凹面に布目、凸面に縄叩き目を残すものであり、布を敷いた凸型台上で縄叩きしたものと考えられる。

このように、一枚作りの平瓦は調整のあり方から、II A類(Aa)、II B類(Bb)、II C類(Cc)の3類に分類される。これらのうち、他の要素で細分できるものについては桶巻き作りの場合と同様にタイプとして扱い、アルファベット小文字で標示する。

以下、分類ごとにその特徴を記述する。

II A 類 (PL.88-1) : 瓦より小さい一枚布を敷いた凸型台上で、凸面を縄を巻いた原体で叩き締め、同じ凸型台上で凸面をナデ調整したものである。その後、側面・小口面をヘラケズリ調整している。断面形は円弧状をなす。法量は広端幅 29 cm、狭端幅 23 cm、長さ 37 cmほどのものが多い。胎土は緻密で砂粒をほとんど含まない。色調は灰色を基調とする。

凹面には糸切り痕、凸型台圧痕、瓦よりひとまわり小さい一枚布の圧痕がみられる⁽⁷⁾。糸切り痕は少数例でしか観察できない。布目と凸型台圧痕は同時についた痕跡である。布目は端部を折り曲げて、周囲をかがり綴じた一枚布の圧痕である。多くの場合、織目の異なる精粗の布をつなぎ合わせたものが用いられている。凸型台圧痕は布目のおよばない周縁部に縦方向の木目状の圧痕として認められる。凸型台圧痕が付着している面は平滑で模骨痕のような凹凸はない。

凸面のナデはほぼ全面におよぶが、それが不十分な部分には縄叩き目がみられる。

分 類

A類

一枚布

このⅡA類は511-dタイプの軒平瓦に用いられており、色麻町日の出山窯跡群のA地点の調査で出土している。⁽⁸⁾

B類 **ⅡB類 (PL.88-2.3・89-1~3)**：布を敷いた凸型台上で凸面を縄を巻いた原体で叩き締めた後、布を敷かない凹型台上に直接置き、凹面をナデ調整したものである。その後、側面・小口面をヘラケズリ調整している。平面形は矩形に近い台形を呈し、断面形は円弧状を呈す。法量は広端幅28cm、狭端幅23cm、長さ38cm程度のもが多い。胎土には砂粒を比較的多く含む。色調は灰色ないし黒褐色を基調とするものと、赤褐色を基調とするものがある。凸面の痕跡をみると、縄叩き目を切る凹型台圧痕がつくものと、縄叩き目のつぶれがみられるものがある。両者はともに凹面をナデ調整する際、瓦を直接凹型台上に置いたため生じた痕跡と思われる。この類の平瓦には凹型台の側端部が明瞭に認められるものと、それが認められないものがある。前者は凹面ナデ調整の際に平瓦より幅の狭い凹型台を使用したために生じた痕跡である。後者については、側面にヘラケズリが施されているため、本来の平瓦と凹型台の幅の関係は判然としないが、平瓦凸面にみられる特徴としては前者と顕著な違いがある。

凹型台側端部の圧痕

細 分

以下では、凸型台側端部圧痕の有無をもとにして、ⅡB類を凹型台の側端部圧痕のみられないaタイプと、側端部圧痕のみられるbタイプに細分し(図84)、それぞれの特徴を述べる。

aタイプ

aタイプは凹型台の側端部圧痕のみられないものである(PL.88-2.3・89-1)。このタイプの平瓦凸面の縄叩き目をみると、A：中央部に平瓦の長軸に沿う叩き目があり、これに重複して全面に斜め方向の叩き目がみられるもの(PL.88-3)と、B：全面に平瓦の長軸に沿う叩き目がみられるもの(PL.89-1)との両者がある。また、色調については、a：灰色ないし黒褐色を基調とするものと、b：赤褐色を基調とするものがある。したがって、aタイプの平瓦はこれらの組み合わせによりAaのaタイプ1、Baのaタイプ2、Bbのaタイプ3に分けられる。それぞれの特徴は以下のとおりである。

aタイプ1：色調は灰色ないし黒褐色を基調とし、凸面には中央部に平瓦の長軸に沿う縄叩き目があり、これに重複して全面に斜め方向の縄叩き目がみられるものである。叩き目をみると、これに叩き板の側端部による叩きが加わるものもある。また、一部の平瓦には図83のように凸面に方形の突出部がみられるものがある。この突出部にも木目圧痕が観察されることから、これは粘土を貼付したものではなく、凹型台に方形のくぼみを彫り込んだものの圧痕とみることができる。凹面に丸、田、物、矢などの角印が押されているものもある(PL.103)。このaタイプ1は、640・620・621軒平瓦に用いられており、仙台市小田原蟹沢窯跡の調査で640軒平瓦とともに出

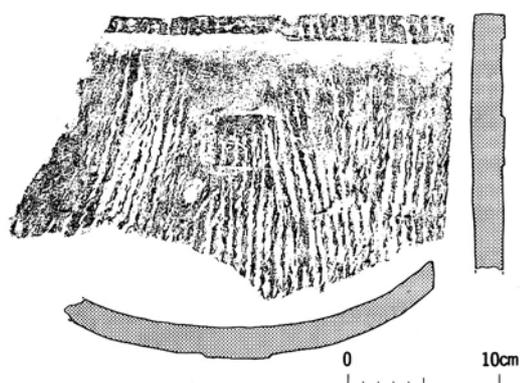


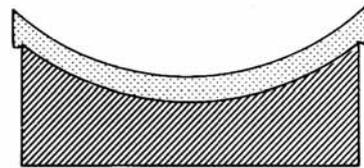
図83 凹型台による方形突出

土している⁽⁹⁾。

a タイプ 2：色調は灰色ないし黒褐色を基調とし、凸面全面に平瓦の長軸に沿う縄叩き目がみられるものである。この **a タイプ 2** は、620・632・640・650・660・710・720・721A 軒平瓦に用いられている。

a タイプ 3：色調は赤褐色を基調とし、凸面全面に平瓦の長軸に沿う縄叩き目がみられるものである。この中には微量ながら小口面に記号を押印したものもみられる (PL.105-6)。この **a タイプ 3** は、625・721A・710・711・650 軒平瓦に用いられている。

b タイプは平瓦凸面に凹型台の側端部圧痕を残すものである (PL.89-2.3)。凸面の縄叩き目は平瓦の長軸に平行する傾向をもつ。このタイプは色調により、灰色を基調とする **b タイプ 1** と、赤褐色を基調とする **b タイプ 2** に分けられる。



bタイプ

図 84 II B 類-b タイプと凹型台

b タイプ 1は、色調が灰色を基調とするものである。このタイプの平瓦は利府町春日大沢瓦窯跡の調査で 721B-b タイプの軒平瓦とともに出土している⁽¹⁰⁾。

b タイプ 2は、色調が赤褐色を基調とするものである。平面形は長方形に近いものが多い。凸面の中央部上下 2 箇所方形のくぼみがみられるものもある (PL.89-3)。このくぼみには木目状の圧痕がみられることから、凹面の調整に用いた凹型台に起因するものと考えられる。

II C 類 (PL.90-1~3)：布を敷いた凸型台上で、凸面を縄を巻いた原体で叩き締めたものである。その後、側面と小口面をヘラケズリ調整しているが、凹面と凸面には調整は全くみられない。

C類

平面形は台形をなすものと矩形に近いものがあり、矩形に近いものが多い。断面形は円弧形をなす。法量は広端幅 25~31 cm、狭端幅 22~27 cm、長さ 32~38 cm とさまざまであるが、広端幅 28 cm、狭端幅 24 cm、長さ 35 cm 程のものが多い。胎土は砂粒を比較的多く含む。色調は灰色を基調とする。

凹面の布目にはきわめて荒いものがある。この荒い布目はこの平瓦 II C 類に限ってみられる特徴である。また、凸面には縄を巻いた原体による叩き方の強弱によって生じた、著しい凹凸がみられる場合が多い。叩き原体の幅もやや狭い傾向がある。縄叩き目は中央部に平瓦の長軸に沿うものが多い。また、凹面に押印やヘラ書きにより記号や文字を記したものもある。記号を押印したものはこの II C 類に限られる。この II C 類は 721B・831・910・911・920・921 軒平瓦に用いられている。このうち、布目の荒い平瓦は 831・910・921 軒平瓦にみられる。

なお、この類の平瓦は仙台市五本松窯跡の調査で出土している⁽¹¹⁾。

(3) 軒 丸 瓦

軒丸瓦は 2,316 点(分類可能なもの 2,130 点)出土している。

瓦 当 文 様 瓦当文様はすべて範によって施文されており、その種類は 46 種ときわめて多い。文様の系統ごとにみると重弁蓮花文 31 種、細弁蓮花文 3 種、宝相花文 4 種、齒車文 1 種、陰刻花文 3 種、重圈文 4 種、その他 1 種となり、重弁蓮花文が主体を占める。ここでは範の違い

分 類 番 号 をもとに軒丸瓦を分類し、これを 3 桁番号で標示することにした。また、同一の範によるものではあるが、使用時のある時点で、範に文字を彫りこんだり、摩耗などのため、文様に著しい変化が生じているものがある。この場合、原範によるものには 3 桁番号に A を付し(例：127A)、改変した範によるものには B (例：127B)を付して区別した。なお、軒丸瓦の出土量および部位ごとの法量を示せば付表 2 のようになる。

以下、各々の軒丸瓦の特徴を記述するが、これに先だち、まず、製作工程の概要と軒丸瓦の各部位で観察できる工程段階に伴う痕跡などについて述べておく。

製 作 工 程 軒丸瓦は基本的には同一の製作工程をとる。すなわち、(1)粘土素材を範に詰め込む。(2)瓦当裏面・側面を叩き締め、瓦当部を作る、(3)瓦当裏面に丸瓦の挿入溝を掘り、丸瓦を印籠つぎにより接合し、丸瓦接合部の内外に粘土を付加してナデ調整する、(4)丸瓦接合部の外側を中心に瓦当側面を再度叩き締め、接合の効果を上げる、(5)瓦当側面を中心にヘラケズリやナデなどの調整を加え、範からははずす、という工程をとる。このうち、(3)の前に接合する丸瓦の端部に平行状や斜格子状にヘラキガミを施す場合もある。また(5)の段階で側面のヘラケズリ調整を行わず、(2)の段階の叩き目をそのまま残すものもある。製作工程で生ずる痕跡を部位ごとにみると次のようになる。

範 の 圧 痕 瓦当面にみられる範の圧痕には柾目圧痕がみられるものと、維管束の圧痕がみられるもの(PL.71-2)があり、前者が圧倒的に多い。これは範の素材に、前者が柾目材、後者は木口材を使用していたことを示している。

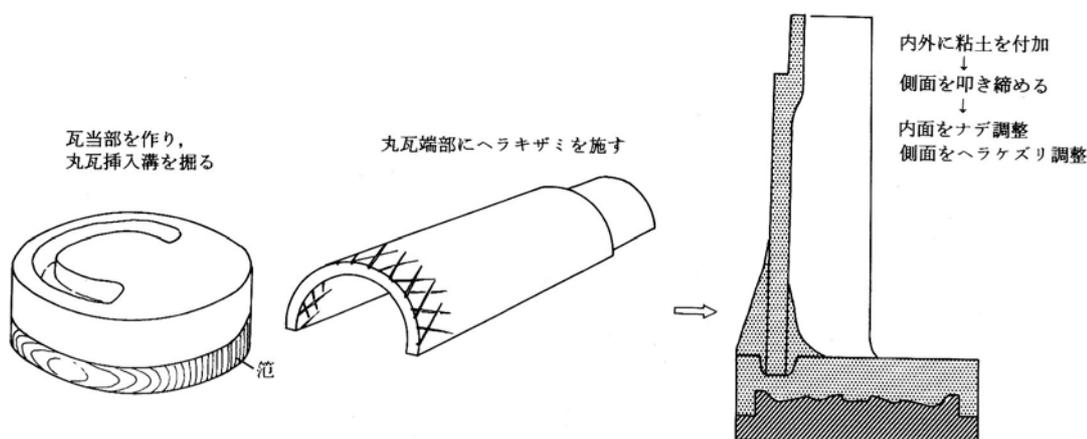


図 85 軒丸瓦の製作工程

瓦端の圧痕が残る資料をみると、周縁の外縁とほぼ同じか若干内側に残るものと、周縁の外側に残るものがあり、前者が圧倒的に多い(図 86)。

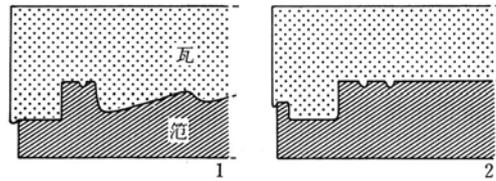


図 86 范端の圧痕位置

瓦当部の断面を観察すると、数層の粘土が重ねられた状況が認められ、これによって粘土素材の范への詰め方は、(i)周縁部に粘土紐を詰める、(ii)これに糸で切った薄い粘土板を重ねて范に密着させる、(iii)さらに粘土を詰めて、瓦当を成形する、といった手順であることがわかる。このうち、(iii)の段階では、2～3枚の粘土板を詰めるもの、いくつかの粘土塊を積み上げるもの直径 3～4 cm程の粘土紐を渦巻き状にして詰めてさらにその上に粘土板を重ねるもの、の三者がみられる(図 87)。

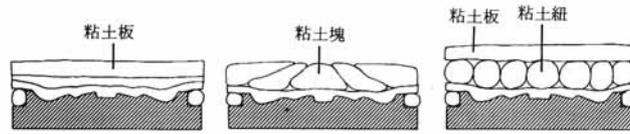


図 87 范への詰め方

(2)の段階の瓦当裏面および側面の叩き目はその後に行われたヘラケズリやナデ調整で消されている場合が多いが、調整のおよばない部位には平行叩き目、縄叩き目、格子叩き目が認められ、前二者が圧倒的に多い。この際、同一范による軒丸瓦の叩き目は一種類に限られる場合がほとんどである。

范への詰め方

瓦当裏面と側面の痕跡

(3)の段階の瓦当部と丸瓦との接合法は、瓦当裏面に半円状の挿入溝を掘り、丸瓦をさし込み、その内外面に粘土を付加してナデ調整して接合するいわゆる印籠つぎである。挿入溝は瓦当裏面外周の若干内側に掘り込まれる場合が多いが、かなり内側に位置するものもある(PL.73-1.2)。この際、丸瓦の小口面や内外面にヘラキザミを施し、接合の効果をあげているものもある(図 88)。粘土が付加された部分は丸瓦部の内側では横方向に、外側では縦方向に指ナデされている。

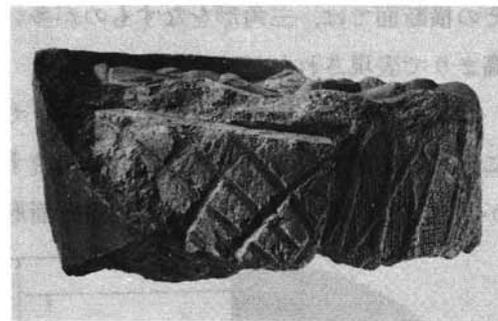


図 88 丸瓦端部のヘラキザミ

印籠つぎ

ヘラキザミ

瓦当文様および范製作時の范きずなどをもとに、瓦当部と丸瓦部との接合関係を検討してみると、同一范による製品では瓦当文様に対する丸瓦の接合位置はほぼ一定していることがわかる。

瓦当部と丸瓦部の接合位置

(4)の段階の瓦当側面上半を中心に行われる叩き締めには(2)の段階と同原体のものが用いられている。

また、最終工程の(5)段階で瓦当側面にヘラケズリ調整を行うものでは、下半部を横方向に、上半部を縦方向に行う傾向がある。

以下、瓦当文様ごとに、その特徴を述べる。

a 重弁蓮花文軒丸瓦

呼 称 多賀城跡から出土する重弁蓮花文軒丸瓦は、広義には単弁蓮花文軒丸瓦に含まれるものであるが、蓮弁の基部に重なる小蓮弁は独立した花弁状をなし、一般的な単弁蓮花文軒丸瓦にみられるような逆U字形の子葉とは意匠を若干異にすることから、内藤政恒氏の提唱⁽¹²⁾に従い、ここでは、重弁蓮花文軒丸瓦と呼ぶことにする。部位名称については図89を参照されたい。

重弁蓮花文軒丸瓦は31種ある。直径では、14~16cmの小型のもの、18~22cm程のもの、26~31cmの大型のもの三者がある。瓦当面には笱の柁目圧痕がみられる。また笱の端の圧痕は周縁の外縁とほぼ同じ位置か若干内側に残る。以下、部位ごとに、特徴を観察してゆきたい。

蓮 弁 蓮弁数では8葉のものが大部分であるが、6葉・5葉のものも若干みられる。蓮弁の平面形は端部がやや丸みを帯びるものが多いが、尖るものもある。縦断面でみると、上面が端部に向かって高く反り上がるものと、なだらかに盛り上がるものがある。横断面では三角形をなすものも多く、その他に蒲鉾型のものや、逆蒲鉾型にくぼんでいるものもある。

小 蓮 弁 小蓮弁の平面形は先端がやや丸味を帯びたものが多いが、やや尖るもの、直線的になるもの、小蓮弁の盛り上がりが少ないために輪郭が判然としないものもある。縦断面をみると、上面が端部に向かって高く反り上がるものと、なだらかに盛り上がるものがある。その横断面では、三角形をなすものが多いが、若干ながら半円形をなすものや、わずかな高まりで表現されただけのものもある。

間 弁 間弁は隆起する銀杏形の端部と中房まで延びる隆線部からなるものが多い。端部は左右に延びて蓮弁を包み、隣りの間弁に連続するものがほとんどであるが、連続しないで間弁が独立しているものもある。端部の断面形には三角形をなすものと蒲鉾型をなすものがある。この他、若干ながら、間弁全体を隆線で表現するものや、間弁のないものもみられる。

中 房 中房は円板状のものが大部分を占めるが、乳頭状をなすものや、平坦なものもある。直径はさまざまであるが、1.8~5cmの範囲におさまる。蓮子構成は1個の中心蓮子に4個の周縁蓮子を配したもの（以下、1+4のように記す）が多いが、わずかながら0+4、1+6、および蓮子のないものもある。中心蓮子はすべて円形である。周縁蓮子には頭部が丸味を帯びる楔形ないし楕円形をなすものと、円形をなすものがある。また、1+4の蓮子構

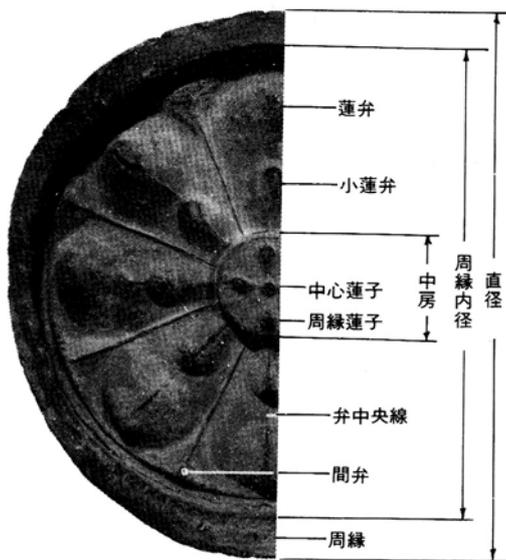


図89 瓦当文様の部位名称

成をとるものの中には周縁蓮子間が区画されているものもある。

重弁蓮花文軒丸瓦は蓮弁数、中房の形態、蓮子構成と周縁蓮子の平面形および周縁蓮子間の区画の有無を基準にすると、次のように分けることができる。

A類: 8葉の重弁蓮花文で、中房が円板状をなし、蓮子構成は1+4、周縁蓮子は楔形で、周縁蓮子間に区画のあるもの

B類: 8葉の重弁蓮花文で、中房が円板状をなし、蓮子構成は1+4、周縁蓮子は楔形あるいは楕円形で、周縁蓮子間に区画のないもの

C類: 8葉の重弁蓮花文で、中房が円板状をなし、蓮子構成は1+4、周縁蓮子は円形で、周縁蓮子間に区画のないもの

D類: 8葉の重弁蓮花文で、中房が円板状をなし、蓮子構成は0+4、周縁蓮子は円形で、周縁蓮子間に区画のないもの

E類: 8葉の重弁蓮花文で、中房が円板状をなし、蓮子構成は1+6、周縁蓮子は円形で、周縁蓮子間に区画のないもの

F類: 8葉の重弁蓮花文で、中房が円板状をなし、蓮子のないもの

G類: 8葉の重弁蓮花文で、中房が乳頭状をなし、蓮子のないもの

H類: 6葉の重弁蓮花文で、中房が円板状をなし、蓮子構成は1+4、周縁蓮子は円形で、周縁蓮子間に区画のないもの

I類: 5葉の重弁蓮花文で、中房が平坦であり、蓮子構成は1+4、周縁蓮子は円形で、周縁蓮子間に区画のないもの

以下では各類ごとに特徴を述べることにする。

A類

A類は8葉の重弁蓮花文で、中房が円板状をなし、蓮子構成は1+4、周縁蓮子は楔形で、周縁蓮子間に区画のある軒丸瓦である。これには、114、128の2種がある。

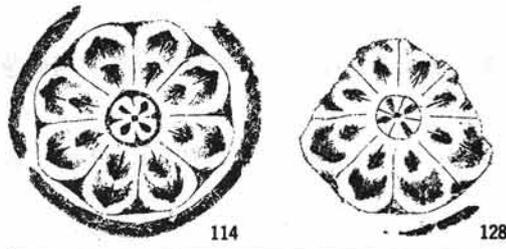
114 (PL.69-1): 直径19.1 cmの重弁蓮花文軒丸瓦で、4点出土している。瓦当の厚さは4.8 cmと厚手である。蓮弁の平面形は端部がやや尖る。小蓮弁の平面形は端部でやや丸味を帯びる。蓮弁・小蓮弁とも弁中央線は明瞭である。縦断面で見ると、蓮弁・小蓮弁とも上面が端部に向かって高く反り上がり、その横断面は三角形をなす。間弁は銀杏形の端部と隆線部からなり、端部が左右にのびて蓮弁を包むように隣りの間弁に連なる。端部の断面は三角形をなす。中房の周縁部は若干高まる。中心蓮子と周縁蓮子を結ぶ線(以下、周縁蓮子の方向という)は間弁方向をさす。周縁蓮子は間弁状の隆帯で区画されている。

範への粘土素材の詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰め、つぎに粘土板を2~3枚重ねる手法をとる。丸瓦部が欠損しているため、丸瓦端部のヘラキザミの有無は不明である。瓦当裏面はナデ、側面はヘラケズリされている。側面のヘラケズリが不十分な部分には叩き目を残す。叩き目がみられるものでは、すべて平行叩き目に限られる。この軒丸瓦に用いられる丸瓦は紐巻き作りによるものである。胎土は緻密で砂粒をほとんど含まない。色調は灰色を基調とする。この軒丸瓦は日の出山窯跡群C地点で採集されている。

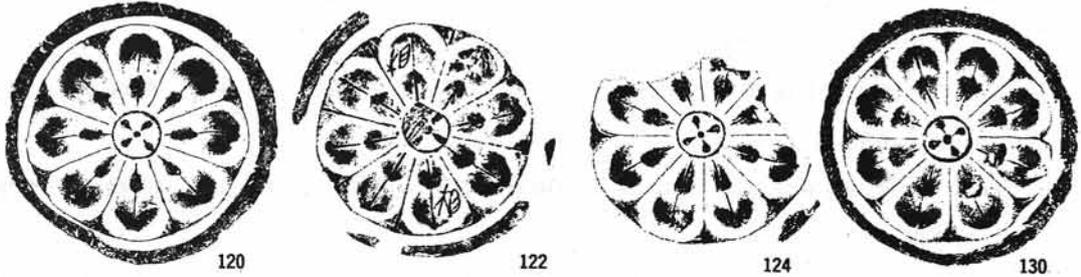
A類

114

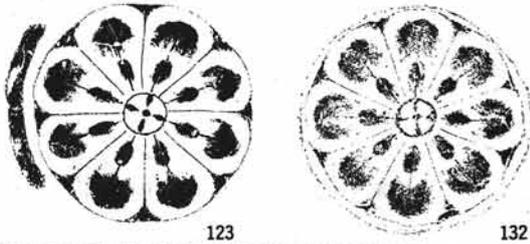
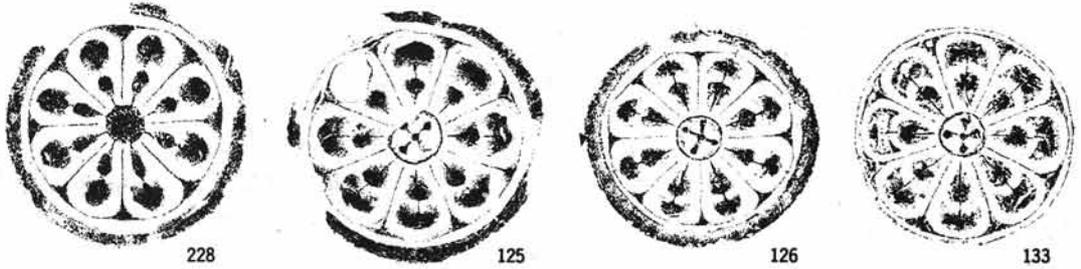
A類



B類



周縁蓮子の方向が蓮弁を指すもの



周縁蓮子の方向が間弁を指すもの

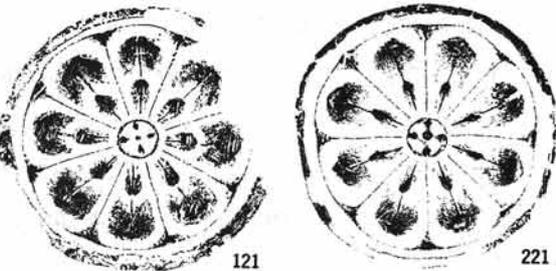
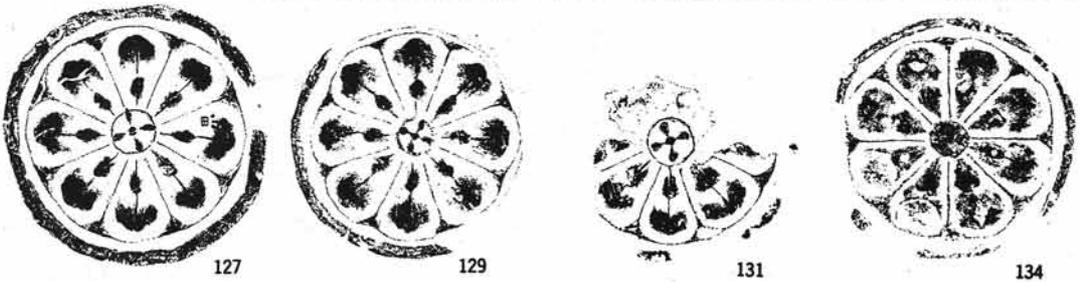


図90 重弁蓮花文軒丸瓦 (その1)

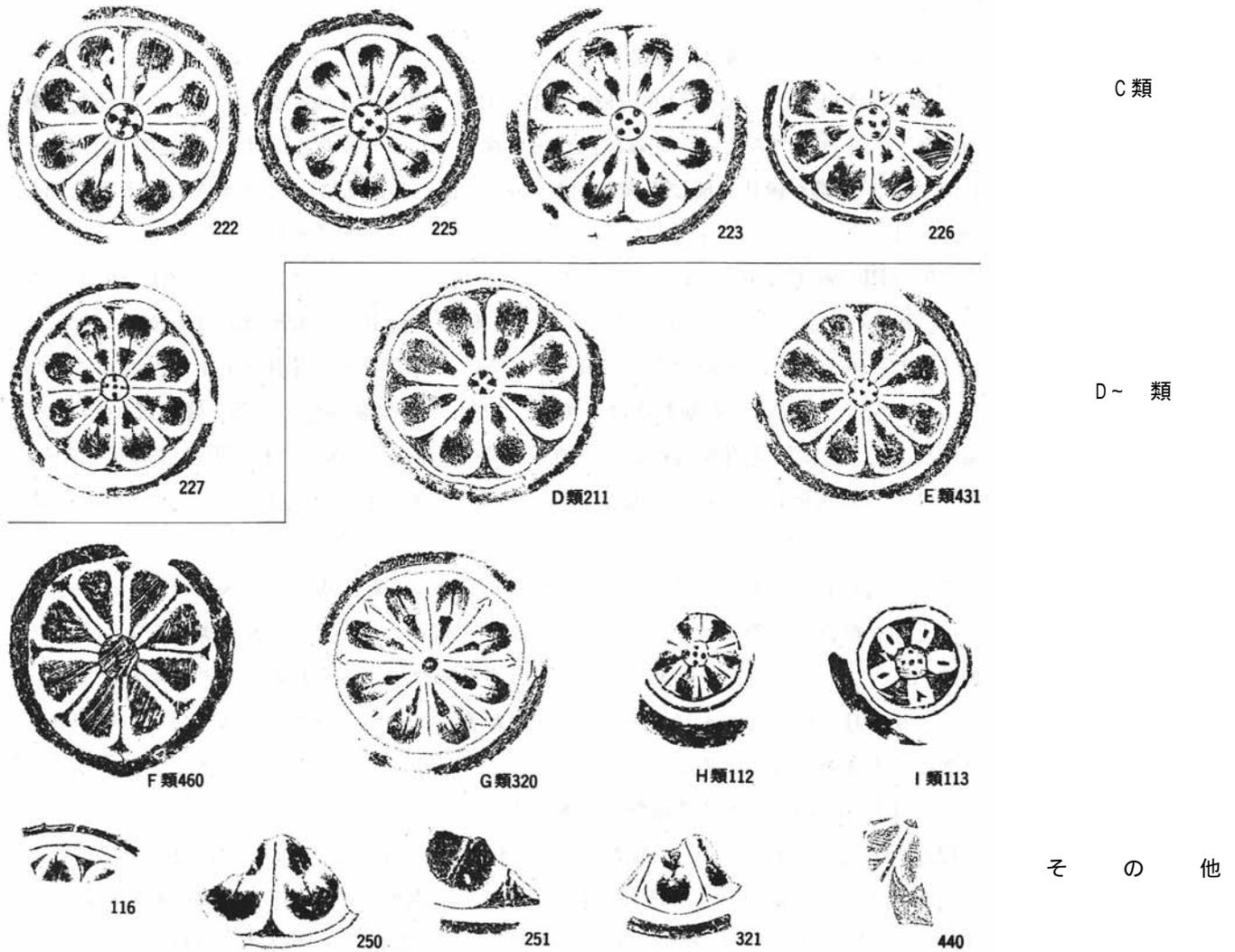


図 91 重弁蓮花文軒丸瓦 (その 2)

なお、周縁蓮子を間弁状の隆帯で区画し、114 と類似した文様構成をもち、蓮弁外に一重の圈線を配すものに仙台市郡山遺跡の重弁蓮花文軒丸瓦がある⁽¹³⁾。

128 (PL.67-4) : 直径 18.8 cm の重弁蓮花文軒丸瓦で、2 点出土している。瓦当の厚さは 5.1 cm と厚手である。蓮弁・小蓮弁・間弁の形態は 114 と同様であるが、蓮弁の幅はやや広い。周縁蓮子の方向は 3 個が間弁をさし、1 個は蓮弁をさす。周縁蓮子間は 114 と異なり、隆線で区画されている。範への詰め方は 114 と同様である。丸瓦を接合する際、丸瓦端部にヘラキザミは施さない。瓦当裏面および側面はヘラケズリされている。ヘラケズリが不十分な部分にみられる叩き目の種類、用いられる丸瓦、胎土、色調は 114 と同様である。用いられる丸瓦は不明である。この軒丸瓦は日の出山窯跡群 C 地点で採集されている。

B類

B 類は 8 葉の重弁蓮花文で、中房が円板状をなし、蓮子構成は 1+4、周縁蓮子は楔形あるいは楕円形で、周縁蓮子間に区画のない軒丸瓦である。これには、120~127、129~134、221、228 の 16 種がある。これらを周縁蓮子の方向でみると、蓮弁方向をさすものと間弁方

C類

D~類

そ の 他

128

B類

周縁蓮子の方向

向をさすものに分けられる。

○周縁蓮子の方向が蓮弁をさすもの

これには 120、122、123～126、130、132、133、228 の 10 種がある。これらの軒丸瓦を周縁蓮子の平面形でみると、先端に向かって徐々に細まる楔形をなすもの(120・122・124・130・228)、先端が線状に延びる楔形をなすもの(125・126・133)、楕円形をなすもの(123・132)の 3 つのグループに分けることができる。以下、この順に種類ごとの特徴を述べる。

周縁蓮子の形

120

120 (PL.66-1):直径 21.3 cm と面径の大きい重弁蓮花文軒丸瓦である。31 点出土している。瓦当の厚さは約 2～3 cm のものが多い。蓮弁・小蓮弁の平面形は端部がやや丸みを帯びており、弁中央線は明瞭である。縦断面でみると、蓮弁・小蓮弁とも上面が端部に向かって高く反り上がる。その横断面は三角形である。間弁は銀杏形の端部と隆線部からなり、端部は左右に延びて蓮弁を包むように隣りの間弁に連なる。端部の断面形は三角形である。中房は高さが 0.5 cm で、その上面は平坦である。周縁蓮子の形状は先端に向かって徐々に細まる楔形をなす。

範への詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰、つぎに粘土板を 2～3 枚重ねる手法をとる。丸瓦を接合する際、丸瓦端部にヘラキザミを施すものはない。瓦当裏面と側面はナデ調整されているが、ナデが不十分な側面では平行叩き目がみられる。この軒丸瓦に用いられる丸瓦はⅡB類-aタイプである。胎土は緻密で、砂粒をほとんど含まない。色調は灰色または黒褐色を基調とする。

この軒丸瓦は田尻町木戸窯跡群の発掘調査で出土している⁽¹⁴⁾。

122 (図 92):直径 21cm と面径の大きい重弁蓮花文軒丸瓦である。5 点出土している。瓦当の厚さは約 5 cm と厚手である。蓮弁の平面形は端部がやや尖る。蓮弁の断面形と小蓮弁・間弁の形態は 120 と同様である。中房の高さは 1.2 cm で、重弁蓮花文軒丸瓦の中で最も高い。周縁蓮子の形は 120 と同様であるが、これよりやや大きい。また、122 の中には、

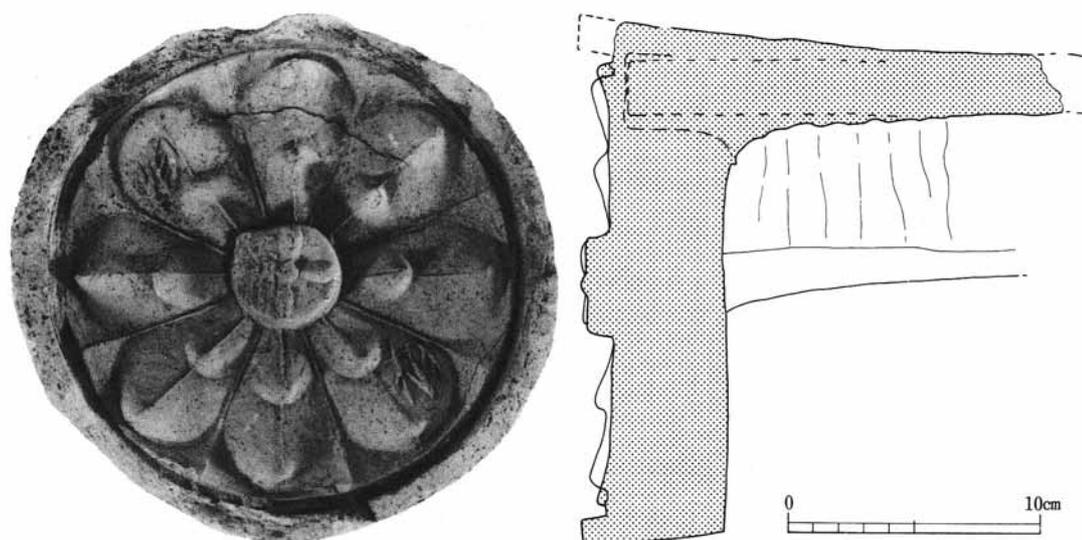


図 92 軒丸瓦 (補) 122

相対する蓮弁上にそれぞれ「相」と「相」の左文字を範によって陽出したものがみられる。多賀城廃寺跡ではこの陽出文字をもつ軒丸瓦とともに、同範ではあるが文字のない軒丸瓦も出土しており⁽¹⁵⁾、122には文字のない122Aと「相」・「相」の左文字のみられる122Bとがあることが知られる。政庁跡から出土した5点のうち3点は122Bであり、他の2点は文字位置の蓮弁が欠けているためA・Bの判定がつかないものである。

多賀城跡出土のものでは技法の細部の状況が観察できないため、これと同範の多賀城廃寺跡出土の資料を参考にすると、範への詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰め、つぎに、0.5cm程の粘土板を置き、その上に粘土塊を積み上げる手法をとることがわかる。丸瓦を挿入する際の溝は4cmと深い。丸瓦を接合する際には、端部の内外両面に斜格子状のヘラキザミを施している。瓦当裏面のナデ、側面のヘラケズリが丁寧であるため、叩き目は残っていない。用いられる丸瓦、胎土、色調は120と同様である。

この軒丸瓦は色麻町日の出山窯跡群のD地点で採集されている⁽¹⁶⁾。

124 (PL.66-5) : 直径 20.2 cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。6点出土している。瓦当の厚さは4、5 cm程と厚手である。蓮弁の平面形は端部がやや尖っている。蓮弁の断面形と小蓮弁・間弁の形態は120と同様である。中房の周縁部は若干高まっている。周縁蓮子の形は120とほぼ同様であるが、頭部がこれよりややふくらむ。箱への詰め方も120と同様である。丸瓦を接合する際、丸瓦端部の凹凸両面および小口面に平行状ないし斜格子状にヘラキザミを施すものもある。瓦当裏面・側面にはナデがみられる。瓦当側面に残る叩き目の種類、胎土、色調は120と同様である。

124

この軒丸瓦は色麻町日の出山窯跡群のC・D地点で採集されている⁽¹⁶⁾。

130 (PL.67-6) : 直径 19.8cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。37点出土している。瓦当の厚さは2~3 cmと薄手のものと、6 cm程の厚手のものがある。蓮弁・小蓮弁・間弁の形態は120とほぼ同様であるが、小蓮弁端部の幅は120よりやや広く、蓮弁・小蓮弁の盛り

130

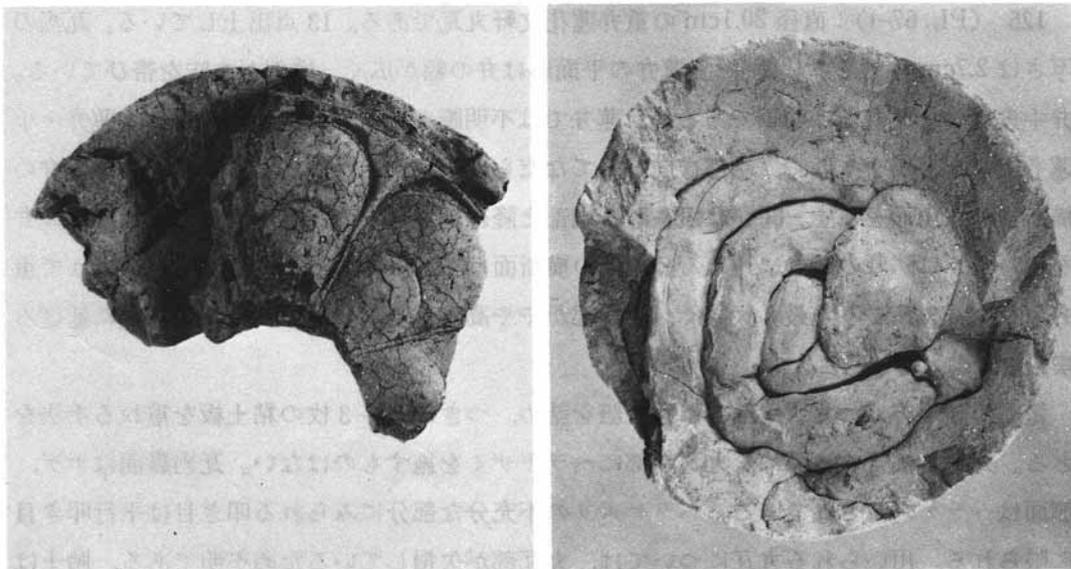


図 93 130 の範への詰め方

上がりも著しい。中房周縁は若干高まる。周縁蓮子の形は 120 とほぼ同様であるが、頭部がこれよりふくらむ。箆への詰め方には 120 と同様の手法をとるものと、周縁部に粘土紐を詰め、それに薄い粘土板を重ね、その上に直径 3 cm程の粘土紐を渦巻き状にして詰めて、さらに薄い粘土板を重ねるといった手法をとるもの(図 93)とがある。後者の詰め方は、この軒丸瓦のうち、厚手のものに限って認められる手法である。丸瓦を接合する際、丸瓦凹面端部に平行状のヘラキザミを施すものも若干ある。瓦当裏面および側面はナデ調整されており、まれに側面がヘラケズリされているものもある。調整の不十分な部分にみられる叩き目は、縄叩き目 1 点を除きすべて平行叩き目である。胎土、色調は 120 と同様である。用いられる丸瓦は不明である。

228 **228 (PL.70-4, 図 94)** : 直径 18.7 cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。30 点出土している。瓦当の厚さは 3.3 cm程のものである。蓮弁・小蓮弁の平面形、横断面は 120 と同様であるが、縦断面は上面が端部に向かってなだらかに盛り上がる。また、弁中央線は蓮弁・小蓮弁とも不明瞭である。間弁の形態は 120 と同様である。中房径は 2.7 cmで、先端に向かっ

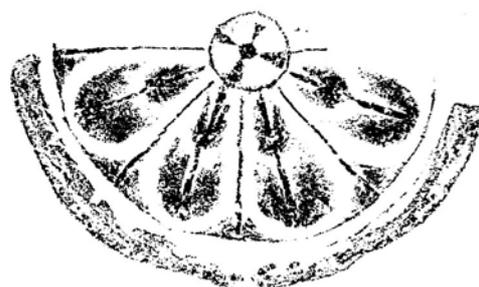


図 94 軒丸瓦(補) 228

て徐々に細まる楔形の周縁蓮子をもつグループの中では最も小さい。周縁蓮子の形は 120 と同様であるが、大きさは 120 に比べてかなり大きい。なお箆への詰め方が不十分であるため、中房蓮子が確認できないものもある。箆への詰め方および丸瓦の接合方法は 120 と同様である。瓦当裏面はナデ、側面はヘラケズリされている。叩き目が認められるのは少数であるが、すべて縄叩き目である。用いられる丸瓦は紐巻き作りによるものである。胎土には砂粒を比較的多く含む。色調は 120 と同様である。

125 **125 (PL.67-1)** : 直径 20.1 cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。13 点出土している。瓦当の厚さは 2.7 cm程である。蓮弁・小蓮弁の平面形は弁の幅が広く、端部が丸味を帯びている。弁中央線は小蓮弁では明瞭であるが、蓮弁では不明瞭である。縦断面でみると、蓮弁・小蓮弁とも端部がやや低く、端部に向かってなだらかに盛り上がっている。蓮弁・小蓮弁の横断面は三角形をなす。間弁は銀杏形の端部と隆線部からなり、端部は左右に延びて蓮弁を包むように隣りの間弁に連なる。端部の横断面は三角形である。中房は径が 4.7 cmで重弁蓮花文軒丸瓦のうち最も大きく、周縁部がやや高まる。周縁蓮子は先端が線状に延びる楔形をなす。

箆への詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰め、つぎに 2~3 枚の粘土板を重ねる手法をとる。丸瓦を接合する際に、丸瓦端部にヘラキザミを施すものはない。瓦当裏面はナデ、側面はヘラケズリされている。ヘラケズリの不十分な部分にみられる叩き目は平行叩き目に限られる。用いられる丸瓦については、丸瓦部が欠損しているため不明である。胎土は緻密で、砂粒をほとんど含まない。色調は灰色を基調とするものが多い。

この軒丸瓦は色麻町日の出山窯跡群のB・D地点で採集されている⁽¹⁶⁾。

126 (PL.67-2) : 直径 17.9 cmと面径の小さい重弁蓮花文軒丸瓦である。95点と出土量が多い。瓦当の厚さは2.1 cmと薄手である。蓮弁の平面形は端部がやや丸味を帯びており、弁中央線が周縁までのびる。蓮弁の断面形と小蓮弁・間弁の形態は125とほぼ同様である。瓦当面は蓮弁端から中房に向かって全体的に大きくくぼんでいる。中房の形態と周縁蓮子の形は125とほぼ同様であるが、周縁蓮子は125よりやや長い。

126

範への詰め方は125と同様である。丸瓦を接合する際、丸瓦端部にヘラキザミは施さない。瓦当裏面のナデ、側面のヘラケズリが丁寧であるため、叩き目を残さない場合が多い。ごく少数例でみられる叩き目は平行叩き目である。用いられる丸瓦はⅡB類-aタイプである。胎土は125と同様で、色調は灰色を基調とする。

この軒丸瓦は色麻町日の出山窯跡群A地点の発掘調査で出土しており、また、同窯跡群のC・D両地点でも採集されている⁽¹⁶⁾。

133 (PL.68-3) : 直径 18.6 cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。5点出土している。瓦当の厚さは3.2 cm程である。蓮弁・小蓮弁・間弁の形態は125と同様であるが、蓮弁の弁中央線は明瞭であり、間弁までのびる。中房の形態と周縁蓮子の形は125と同様であるが、全体に小さい。範への詰め方は125と同様である。丸瓦接合部が剥離しているため、接合状況の詳細は不明である。瓦当裏面をナデ、側面をヘラケズリしているが、側面の一部に縄叩き目がみられる。胎土は125と同様であり、色調は灰色を基調とする。

133

123 (PL.66-3) : 直径 21.7 cmと面径の大きい重弁蓮花文軒丸瓦である。5点出土している。瓦当の厚さは4.5 cm程と厚手である。蓮弁・小蓮弁の平面形は端部が丸みを帯びている。蓮弁の弁中央線は不明瞭である。縦断面で見ると、蓮弁・小蓮弁とも上面が端部に向かって反り上がり、その横断面は三角形をなす。間弁は銀杏形の端部と隆線部からなり、端部は左右に延びて、蓮弁を包むように隣りの間弁に連なる。端部の断面は三角形である。周縁蓮子の形状は楕円形をなし、中心蓮子に接する。

123

範への詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰め、つぎに粘土板を2~3枚重ねる手法をとる。丸瓦を接合する際、丸瓦凸面の端部にヘラキザミを施すものも若干ある。瓦当裏面および側面はナデ調整されている場合が多い。ナデが不十分な側面では格子叩き目がみられる。中には叩き原体の幅がわかるものがあり、それは4.8 cmである。この軒丸瓦に用いられる丸瓦はⅡB類-bタイプである。胎土は緻密で、砂粒をほとんど含まない。色調は灰色を基調とするものがほとんどであるが、若干ながら、灰白色を基調とするものもある。

この軒丸瓦は色麻町日の出山窯跡群のD地点で採集されている⁽¹⁶⁾。

132 (PL.68-2) : 直径 19.7 cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。5点出土している。瓦当の厚さは3.5 cm程である。蓮弁・小蓮弁・間弁の形態は123と同様である。周縁内径が123に比べて3 cm程小さい。周縁蓮子は123とほぼ同様であるが、それよりもやや長い。

132

範への詰め方は123と同様である。ただし、中には一度詰め込んだ粘土を範からはずし、再度詰め込んだため、瓦当文様が重複しているものもみられる。丸瓦を接合する際、丸瓦

端部にヘラキザミを施すものはみられない。瓦当裏面にはナデ、側面にはナデまたはヘラケズリを施すものが多い。ナデやヘラケズリが不十分な部分に縄叩き目を残すものが1点ある。用いられる丸瓦には縄叩き目がみられる。胎土は123と同様である。色調は灰色を基調とする。

○周縁蓮子の方向が間弁をさすもの

周縁蓮子の形

これには、121、127、129、131、134、221の6種がある。これらの軒丸瓦を周縁蓮子の平面形でみると、先端に向かって徐々に細まる楔形をなすもの(127)、先端が線状に伸びる楔形をなすもの(129・131・134)、楕円形をなすもの(121・221)の3つのグループに分けることができる。以下、この順に種類ごとの特徴を述べる。

範の改変

- 127 **127 (PL.67-3)** : 直径19.9 cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。5点出土している。瓦当の厚さは4 cm程である。蓮弁・小蓮弁の平面形は端部がやや丸味を帯びており、弁中央線は明瞭である。縦断面でみると蓮弁・小蓮弁とも上面が端部に向かって高く反り上がる。横断面は三角形をなす。間弁は銀杏形の端部と隆線部からなり、端部は左右に延びて蓮弁を包むように隣りの間弁に連なる。端部の断面形は三角形である。周縁蓮子の形状は先端に向かって徐々に細まる楔形をなす。丸瓦接合位置の中心にあたる間弁から右3番目の蓮弁端には範による「小田」の陽出文字がみられるものがある。多賀城廃寺跡ではこの陽出文字をもつ軒丸瓦とともに、同範ではあるが文字のない軒丸瓦も出土しており⁽¹⁷⁾、127には文字のない127Aと「小田」のみられる127Bとがあることが知られる。政庁跡から出土した5点のうち3点は127Bであり、他の2点は残存部に文字位置の蓮弁を含まないため、A・Bの判定がつかないものである。

範への詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰め、つぎに粘土板を2~3枚積み重ねる手法をとる。丸瓦を接合する際、丸瓦の凹面端部に格子状にヘラキザミを施すものが多い。また丸瓦挿入溝が瓦当裏面の内側に寄って掘られるため、丸瓦部外面への付加粘土が多い傾向がある。瓦当裏面および側面はナデまたはヘラケズリ調整されているが、それが不十分な部分にみられる叩き目はすべて平行叩き目である。用いられる丸瓦はII B類-aタイプである。胎土は緻密で、砂粒をほとんど含まない。色調は灰色を基調とするものが多いが、灰白色を基調とするものも若干ある。

この軒丸瓦は色麻町日の出山窯跡群のD地点で採集されている⁽¹⁶⁾。

- 129 **129 (PL.67-5)** : 直径18.7 cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。2点出土している。瓦当の厚さは3 cm程である。蓮弁・小蓮弁の平面形は端部がやや丸味を帯びており、弁中央線は明瞭である。縦断面でみると、蓮弁・小蓮弁とも上面が端部に向かって高く盛り上がる。蓮弁・小蓮弁の横断面は三角形をなす。間弁は銀杏形の端部と隆線部からなり、端部は左右に延びて蓮弁を包むように隣りの間弁に連なる。端部の断面は三角形である。周縁蓮子の形状は先端が線状に伸びる楔形をなし、中心蓮子に接する。

範への詰め方、丸瓦の接合状況は破片資料がないため不明である。瓦当裏面、側面はナデ調整されているが、それが不十分な部分には縄叩き目がみられる。用いられる丸瓦はII

B類-aタイプである。胎土は緻密で、砂粒をほとんど含まない。色調は黒褐色を基調とする。

この軒丸瓦は古川市大吉山窯跡群で採集されている⁽¹⁸⁾。

131 (PL.68-1) : 直径 18.3 cmと推定されるやや小振りの重弁蓮花文軒丸瓦である。5点出土している。充当の厚さは3 cm程である。蓮弁・小蓮弁の平面形は端部が幅広く、丸みを帯びている。弁中央線は明瞭である。蓮弁・小蓮弁の縦断面は端部に向かってゆるやかに盛り上がる。蓮弁・小蓮弁の横断面形と間弁の形態は129と同様である。周縁蓮子の形は129とほぼ同様であるが、先端がそれよりやや太い。箆への詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰め、ついで2~3枚の粘土板を重ねるといった手法をとる。丸瓦部が欠損しているため、接合状況はわからない。瓦当裏面および側面はナデ調整されている。側面のナデが不十分なところでは平行叩き目がみられる。胎土は129と同様である。色調は灰色を基調とする。

131

134 (PL.68-4) : 直径 18.6 cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。1点出土している。瓦当の厚さは2.5 cmと薄手である。蓮弁・小蓮弁・間弁の形態は129と同様であるが、小蓮弁はそれより長い。中房形態と周縁蓮子の形は129と同様であるが、ともに129より小さい。破片資料がないため、箆への詰め方、丸瓦の接合状況はわからない。瓦当裏面をナデ、側面をヘラケズリしているが、それが不十分な側面の部分では縄叩き目がみられる。胎土、色調は129と同様である。

134

121 (PL.66-2) : 直径 21.0 cmと面径の大きい重弁蓮花文軒丸瓦である。29点出土している。瓦当の厚さは2.5 cm程と薄手である。蓮弁・小蓮弁の平面形は端部がやや丸味を帯びており、弁中央線は明瞭である。縦断面をみると、蓮弁・小蓮弁とも、上面が端部に向かって高く反り上がる。その横断面は三角形である。間弁は銀杏形の端部と隆線部からなり、端部は左右に延びて蓮弁を包むように隣りの間弁に連なる。端部の断面形は三角形である。周縁蓮子は小振りで、形は楕円形をなす。

121

箆への詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰め、つぎに粘土板を2~3枚重ねる手法をとる。丸瓦を接合する際、丸瓦端部にヘラキザミは施さない。瓦当裏面、側面はナデ調整されているが、ナデが不十分な側面では平行叩き目がみられる。用いられる丸瓦はII B類-aタイプである。胎土は緻密で、砂粒をほとんど含まない。色調は灰色を基調とする。

この軒丸瓦は田尻町木戸窯跡群の調査で出土している⁽¹⁹⁾。

221 (PL.69-4) : 直径 20.3 cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。27点出土している。瓦当の厚さは3 cm程である。蓮弁の平面形および横断面は121と同様である。縦断面をみると、蓮弁・小蓮弁とも、上面がなだらかに盛り上がる。小蓮弁の平面形は先端がやや尖る。小蓮弁の横断面および間弁の平面形、横断面は121と同様である。周縁蓮子の形は121と同様であるが、やや大きい。

221

箆への詰め方は、丸瓦端部のヘラキザミの有無、瓦当裏面・側面の調整、叩き目については121と同様である。用いられる丸瓦は粘土紐巻き作りで、縄叩き目を残すものである。

胎土は砂粒を含む。色調は灰色を基調とする。

C類

C類は8葉の重弁蓮花文で、中房が円板状をなし、蓮子構成は1+4、周縁蓮子は円形で、周縁蓮子間に区画のない軒丸瓦である。これには222、223、225、226、227の5種がある。これらを、周縁蓮子の方向で見ると、蓮弁方向をさすものと間弁方向をさすものがある。

○周縁蓮子の方向が蓮弁をさすもの

これには222、225の2種がある。

222 **222** (PL.69-5) : 直径 19.9 cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。286点出土しており、重弁蓮花文軒丸瓦の中で32%を占める。瓦当の厚さは3 cm程である。蓮弁の平面形は端部がやや丸味を帯びる。縦断面で見ると、上面が端部に向かいなだらかに盛り上がっている。横断面は三角形をなす。小蓮弁の平面形は、先端がやや尖る。縦断面・横断面の形状は蓮弁と同様である。蓮弁・小蓮弁とも弁中央線は明瞭である。間弁は銀杏形の端部と隆線部からなり、端部は左右に延びて蓮弁を包むように隣りの間弁に連なる。端部の断面形は三角形である。

筈への詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰め、ついで2~3枚の粘土板を重ねる手法をとる。丸瓦を接合する際、丸瓦端部にヘラキザミは施さない。瓦当裏面はナデ、側面はナデまたはヘラケズリ調整されているが、調整が不十分な部分で見られる叩き目は平行叩き目に限られる。この軒丸瓦に用いられる丸瓦にはIIA類とIIB類-aタイプがある。胎土には砂粒を比較的多く含む。色調は灰色を基調とするものが多いが、若干量ながら灰白色を基調とするものもある。

この軒丸瓦は仙台市安養寺下窠跡の発掘調査で出土し、同市神明杜東南地区窠跡で採集されている⁽²⁰⁾。

225 **225** (PL.70-1) : 直径 19.5 cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。14点出土している。瓦当の厚さは3.5~4 cm程のものが多い。蓮弁・小蓮弁・間弁の形態は222とほぼ同様であるが、222と比べ小蓮弁の幅が細く、先端部が尖って長く延び、間弁の隆線部が太い。

筈への詰め方は222と同様である。丸瓦の接合状況を観察できる資料はない。瓦当裏面のナデ、側面のヘラケズリ調整が丁寧に行われているため、叩き目は確認できない。用いられる丸瓦は粘土紐巻き作りで、縄叩き目を残すものである。胎土は222と同様である。色調は灰色を基調とするものに限られ、瓦当面に自然釉や灰が付着しているものが多い。

○周縁蓮子の方向が間弁をさすもの

これには223、226、227の3種がある。

223 **223** (PL.69-6) : 直径 20.6 cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。40点出土している。瓦当の厚さは3 cm程である。蓮弁の平面形は端部がやや丸味を帯びる。縦断面で見ると、上面が端部に向かいなだらかに盛り上がる。横断面は三角形をなす。小蓮弁の平面形は先端がやや尖る。縦断面、横断面は蓮弁のそれと同様である。蓮弁・小蓮弁とも弁中央線は明瞭で

ある。間弁は銀杏形の端部と隆線部からなり、端部は左右に延びて蓮弁を包むように隣りの間弁に連なる。端部の断面形は三角形をなす。中房は高さ 1.0 cm と高く、上面がやや丸味を帯びる。

範への詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰め、つぎに粘土板を 2~3 枚重ねる手法をとる。丸瓦を接合する際、丸瓦端部にヘラキザミは施さない。瓦当裏面はナデ、側面はナデまたはヘラケズリ調整されている。調整が不十分な部位では平行叩き目がみられる。この軒丸瓦に用いられる丸瓦は粘土紐巻き作りで、縄叩き目のものである。胎土には砂粒を比較的多く含む。色調は灰色を基調とする。なお、瓦当裏面に固の角印を押したものが 1 点ある。

226 (PL.70-2) : 直径 18.5 cm の重弁蓮花文軒丸瓦である。1 点出土している。瓦当の厚さは 3.6 cm である。蓮弁の形態は 223 と同様である。小蓮弁の平面形は端部がやや直線的である。中房の左に位置する弁は長く、右に位置する弁は短い傾向があるため、小蓮弁の端部を結ぶ線が卵形をなす。その縦断面をみると、端部に向かってやや反り上がっており、横断面は三角形をなす。間弁の形態は 223 と同様である。中房の周縁蓮子は 223 に比べてやや高い。

226

範への詰め方は 223 と同様である。丸瓦部が欠損しているため、丸瓦の接合状況は不明である。瓦当裏面・側面のナデ調整は丁寧であり、叩き目はみられない。胎土および色調は 223 と同様である。

227 (PL.70-3) : 直径 17.8 cm の重弁蓮花文軒丸瓦である。31 点出土している。瓦当の厚さは 3 cm 程である。蓮弁の形態は 223 と同様である。小蓮弁の平面形は 226 と同様に端部がやや直線的である。小蓮弁の端部を結ぶ線は円形をなすが、その中心が中房の中心よりも若干右に偏しているため、中房の右に位置する弁が長く、左に位置する弁は短い傾向がある。縦断面は上面が端部に向かってなだらかに盛り上がり、横断面は三角形をなす。間弁の形態は 223 と同様である。中房は直径 2.7 cm ときわめて小さく、周縁部が若干高まっており、蓮子も小さい。

227

範への詰め方は 223 と同様である。丸瓦を接合する際、丸瓦の凹面端部にヘラキザミを施している。瓦当裏面をナデ、側面をヘラケズリ調整しているが、調整が不十分な部分では平行叩き目がみられる。この軒丸瓦に用いられる丸瓦は II A 類である。胎土、色調は 223 と同様である。

D 類

D 類は 8 葉の重弁蓮花文で、中房が円板状をなし、蓮子構成は 0+4、周縁蓮子は円形で、周縁蓮子間に区画のない軒丸瓦である。これには 211 の 1 種がある。

D 類

211 (PL.70-5) : 直径 20.7 cm の重弁蓮花文軒丸瓦である。19 点出土している。瓦当の厚さは 3.5 cm 程である。蓮弁・小蓮弁の平面形は端部が丸味を帯びている。これらの縦断面をみると、上面は端部に向かってなだらかに盛り上がり、横断面は半円形に近い。弁中央線は蓮弁・小蓮弁とも不明瞭である。間弁は銀杏形の端部と隆線部からなり、端部が左

211

右にのびて蓮弁を包むように隣の間弁に連なる。また端部の横断面は蒲鉾形をなす。

範への詰め方は判然としない。丸瓦を接合する際、丸瓦端部にヘラキザミを施すものはない。瓦当裏面はナデ調整され、瓦当側面はヘラケズリされているが、側面の一部に平行叩き目を残すものがみられる。用いられる丸瓦は粘土紐巻き作りによる縄叩き目を残すものである。胎土には砂粒を比較的多く含む。色調は灰色を基調とするものが多い。

E類 **E類**

E類は8葉の重弁蓮花文で、中房が円板状をなし、蓮子構成は1+6、周縁蓮子は円形で、周縁蓮子間に区画のない軒丸瓦である。これには431の1種がある。

- 431 **431 (PL.72-1)** : 直径19.3 cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。109点出土しており、重弁蓮花文軒丸瓦の12%を占める。瓦当部の厚さは3.5 cm程である。蓮弁の平面形は端部が丸味を帯びている。この縦断面をみると、上面は端部に向かってなだらかに盛り上がり、横断面は三角形をなす。小蓮弁はわずかな高まりで表現されているため輪郭が判然としない。蓮弁・小蓮弁とも弁中央線が明瞭でない。間弁は銀杏形の端部と隆線部からなり、端部は左右がのびて蓮弁を包むように隣の間弁に連なる。端部断面は蒲鉾形である。

範への詰め方はまず周縁部に粘土紐を詰め、さらに2~3枚の粘土板を重ねる手法をとる。丸瓦を接合する際、丸瓦の凹面端部にヘラキザミを施すものも若干みられる。瓦当裏面はナデ調整され、瓦当側面はヘラケズリ調整されているが、側面の一部に平行叩き目が残るものもある。用いられる丸瓦はII B類-aタイプである。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は灰色を基調とする。

この軒丸瓦は利府町春日大沢瓦窯跡群で採集されている⁽²²⁾。

F類

- F類 **F類**は8葉の重弁蓮花文で、中房が円板状をなし、蓮子のない軒丸瓦である。これには460の1種がある。

- 460 **460 (PL.73-5)** : 直径19.1 cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。8点出土している。瓦当の厚さは2~5 cm程である。蓮弁の平面形は端部が丸味を帯びている。この縦断面をみると、上面が端部に向かってなだらかに盛り上がり、横断面は三角形である。小蓮弁はわずかな高まりとして表現されているため輪郭が判然としない。間弁は太い隆線で表されており、その端部がわずかに広まって周縁に接している。全点とも範への詰め方が不十分なため、中房蓮子の有無を断定することはできないが、これまでのところ中房蓮子を確認できるものはない。周縁は他に比べて極端に高い。

範への詰め方はまず周縁部に粘土紐を詰め、ついで粘土板を重ねる手法をとる。丸瓦を接合する際、丸瓦端部にヘラキザミは施さない。瓦当裏面を若干ナデるだけで、側面は調整しないため、瓦当裏面および側面に縄叩き目が残る。用いられる丸瓦は粘土紐巻き作りで、縄叩き目を残すものである。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は灰色を基調とする。

G類

- G類 **G類**は8葉の重弁蓮花文で、中房が乳頭状をなし、蓮子のない軒丸瓦である。これには

320の1種がある。

320 (PL.72-2) : 直径 19.5 cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。61点出土している。瓦当の厚さは 3 cm程である。蓮弁・小蓮弁の平面形は幅が狭く、端部はやや丸味をおびている。縦断面でみると、蓮弁では上面が端部に向かってなだらかに盛り上がるが、小蓮弁は上面がやや高く反り上がる。また横断面では、蓮弁が蒲鉾形、小蓮弁が三角形をなす。間弁は全体が細い隆線で表現されており、端部は錨形になる。蓮弁の外側には一重の細隆線がめぐっている。

320

範への詰め方は判然としない。丸瓦を接合する際、丸瓦端部の凹凸両面に斜格子状のヘラキザミを施している。瓦当裏面はナデ、側面はヘラケズリ調整されているが、ヘラケズリが不十分な側面では平行叩き目がみられるものもある。用いられる丸瓦は粘土紐巻き作りで、縄叩き目を残すものである。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は赤褐色を基調とする。

この軒丸瓦は仙台市安養寺下窯跡の発掘調査で軒平瓦 650 とともに出土している⁽²³⁾。

H類

H類は 6 葉の重弁蓮花文で、中房が円板状をなし、蓮子構成は 1+4、周縁蓮子は円形で、周縁蓮子間に区画のない軒丸瓦である。これには 112 の 1 種がある。

H類

112 (PL.68-5) : 推定直径 14.6 cmと小振りな重弁蓮花文軒丸瓦である。5点出土している。瓦当の厚さは 4 cm程である。蓮弁の平面形は端部が丸味を帯び、間弁の端部に接している。その縦断面をみると、上面は端部に向かってなだらかに盛り上がり、横断面は三角形をなす。小蓮弁はわずかな高まりで表現されており、その輪郭は判然としない。間弁は蓮弁の周囲をめぐる隆線状の端部と中房までのびる隆線部とからなる。間弁の外側には一重の圏線がめぐっている。

112

範への詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰め、ついで粘土板→粘土塊の順に重ねる手法をとる。丸瓦部が欠損しているため、丸瓦の接合状況は不明である。瓦当裏面はナデ調整されるが、側面にはヘラケズリはみられず無文叩き目が残る。用いられる丸瓦は、瓦当裏面の挿入溝の形から IA類と推定される。胎土は砂粒をほとんど含まないもので、色調は灰色を基調とする。

I類

I類は 5 葉の重弁蓮花文で、中房が平坦で、蓮子構成は 1+4、周縁蓮子は円形で、周縁蓮子間に区画のない軒丸瓦である。これには 113 の 1 種がある。

類

113 (PL.68-6) : 直径 14.3 cmと小振りな重弁蓮花文軒丸瓦である。1点出土している。瓦当の厚さは 4.2 cmである。蓮弁は陰刻の楕円形で表現されており、その断面は逆蒲鉾形である。小蓮弁は蓮弁の中に楕円ないしハート形の陽出部として表現されている。蓮弁間は平坦で間弁はとくに表現されていない。また蓮弁の外側には一重の圏線がめぐっている。この瓦は範への詰め方が不十分なためか中房蓮子はみられないが、多賀城廃寺跡の同範瓦 (PL.68-7)によって、その構成が知られる⁽²⁴⁾。以上述べたように、113 の蓮弁・小蓮弁の形態

113

は他の重弁蓮花文軒丸瓦とはだいぶ異なるものである。

範への詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰め、ついで粘土板→粘土塊の順に重ねる手法をとる。挿入溝に残る丸瓦の圧痕を観察すると丸瓦部にヘラキザミは施されていないことがわかる。瓦当裏面はナデ、側面はヘラケズリ調整されているが、側面の一部に無文叩き目が残る。用いられる丸瓦は瓦当裏面の挿入溝の形からIA類と推定される。胎土は砂粒をほとんど含まないもので、色調は灰色を基調とする。

その他の重弁蓮花文軒丸瓦

このほか、中房を欠く破片資料のため分類できないものとして、116、250、251、321、440がある。推定復原するといずれも8葉の重弁蓮花文軒丸瓦となる。

116 **116 (PL.69-3)**：推定直径約16cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。1点出土している。瓦当の厚さは不明である。蓮弁の平面形は端部が尖っている。縦断面をみると上面は端部に向かって高く反り上がっており、横断面は三角形である。間弁の端部は銀杏形で、その左右は隣の間弁と接続せず独立している。端部の横断面は三角形である。蓮弁の外側には一重の圏線がめぐっている。

範への詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰め、ついで粘土板を2~3枚重ねる手法をとる。側面にヘラケズリはみられず、平行叩き目が残っている。用いられる丸瓦の種類は不明である。胎土は緻密で砂粒をほとんど含まないものであり、色調は灰色を基調とする。

250 **250 (PL.70-6)**：推定直径26cmと大きな重弁蓮花文軒丸瓦であり、7点出土している。瓦当の厚さは3cm程である。蓮弁・小蓮弁の平面形はともに端部が丸味を帯びている。これらの縦断面をみると、上面が端部に向かってなだらかに盛り上がっており、横断面は三角形である。間弁端部は銀杏形で左右が蓮弁を包むように隣の間弁と接続する。その横断面は三角形である。範への詰め方、丸瓦の接合状況は不明である。瓦当裏面、側面とも丁寧にナデ調整されており、叩き目は残っていない。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は灰色を基調とする。

なお、これと同範かとみられる瓦が仙台市柞江窯跡⁽²⁵⁾の発掘調査で出土している。

251 **251 (PL.71-1)**：推定直径約31cmのきわめて大きな重弁蓮花文軒丸瓦である。1点出土している。瓦当の厚さは4cmである。蓮弁・間弁の形態および、胎土、色調は250と共通する。範への詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰め、つぎに2~3枚の粘土板を重ねる手法をとる。瓦当裏面、側面を丁寧にナデ調整しているため、叩き目は残っていない。

321 **321 (PL.72-3)**：推定直径約21cmの重弁蓮花文軒丸瓦である。2点出土している。瓦当の厚さは不明である。蓮弁の形態、間弁全体が隆線で表現される点、および蓮弁の外側に細隆線がめぐる点で、G類の320と共通するが、間弁の端部が雁又状となり、蓮弁が広くしかも高い点で320と異なる。範への詰め方は判然としない。瓦当裏面・側面はナデ調整が全体におよび、叩き目は確認できない。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は赤褐色を基調とする。

440 **440 (図95)**：小破片であるため直径が不明な重弁蓮花文軒丸瓦である。1点出土して

いる。瓦当の厚さは不明である。蓮弁・小蓮弁ともわずかな高まりで表現されている。小蓮弁の平面形は端部が尖っており、その周囲をくぼめることによって蓮弁と区別されている。裏面はナデ調整されている。胎土には砂粒をやや多く含み、色調は灰色を基調とする。

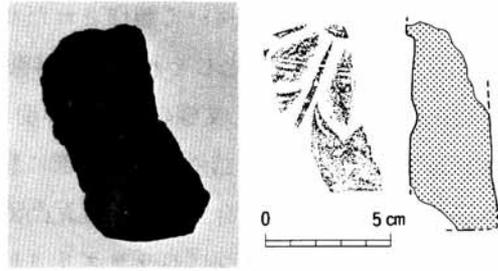


図 95 軒丸瓦（補）440

なお、このほか分類できない重弁蓮花文軒丸瓦の小破片資料が 592 点出土している。これらは文様の特徴や胎土などの点から 120～134 のいずれかとみられるものと、221～228 のいずれかとみられるものとに大別できる。量的には前者が 234 点、後者が 358 点となる。

b 細弁蓮花文軒丸瓦

細弁蓮花文軒丸瓦には 310A・B、311 の 3 種がある(図 96)。ともに瓦当面に柂目圧痕が認められることから、柂目材の範によって製作されたことが知られる。

311 (PL.72-5.6): 直径 21 cm の 12 葉の細弁蓮花文軒丸瓦である。121 点出土している。瓦当の厚さは 3 cm 程である。蓮弁は端部に向かって太さを増す隆線によって細長いハート形に表現されている。子葉は先端が尖っている。間弁は銀杏形に隆起する端部と中房までのびる隆線部とからなる。蓮弁の外側には一重の細い圏線がめぐるが、圏線の外には珠文はない。二重の細い圏線で画された中房内には 0+3 の円形蓮子が配されている。

311

範への詰め方は判然としない。丸瓦を接合する際、丸瓦端部にヘラキザミは施さない。瓦当裏面はナデ調整され、側面はヘラケズリ調整されているが、それが不十分な部分では平行叩き目がみられる。用いられる丸瓦は II B 類-a タイプである。胎土には砂粒を多く含む。色調は赤褐色を基調とするものが多い。

310 (PL.73-1.3): 直径 20 cm の 20 葉の細弁蓮花文軒丸瓦である。190 点出土している。内区の蓮弁・子葉の形は 311 と同様であるが、3 箇所左右の蓮弁が接している。間弁は表現されていない。蓮弁の外側には一重の細い圏線がめぐり、外区には 21 個の楕円形の珠文を配している。二重の細い圏線で画された中房には 1+5 の円形蓮子が配されている。

310

ところで、この軒丸瓦には、文様の彫りが鮮明なものと、不鮮明で範の木目が顕著にみられるものがある。両者の文様構成は細部に至るまで同一であることから、後者は前者

範の風化

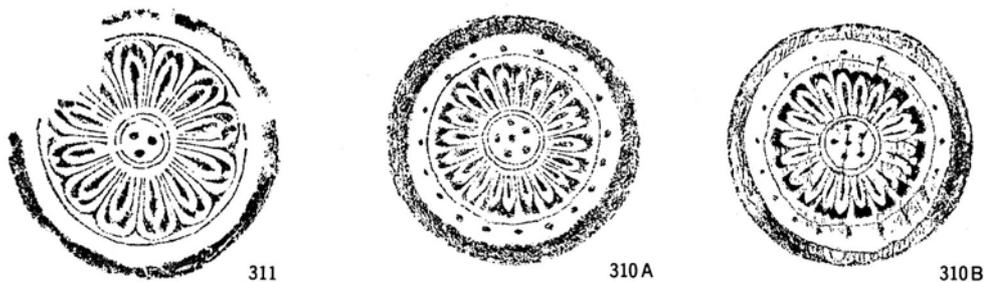


図 96 細弁蓮花文軒丸瓦

の範が風化したものを用いて製作されたものと考えられる。したがって、以下では前者を310A、後者は310Bとしそれぞれの特徴を述べる。

310A **310A (PL.73-1)** : 文様の彫りが鮮明なものである。69点出土している。瓦当の厚さは3 cm程である。範への詰め方は周縁部に粘土紐を詰め、ついで2~3枚の粘土板を重ねる手法をとる。丸瓦を接合する際、丸瓦凸面の端部に斜格子状のヘラキザミを施したのも若干みられる。瓦当側面はヘラケズリされているが、側面および裏面に平行叩き目を残すものもある。用いられる丸瓦はⅡB類-aタイプである。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は赤褐色を基調とするものが多い。

この軒丸瓦は仙台市神明杜東方窯跡と神明杜東南麓窯跡で採集されている⁽²⁶⁾。

310B **310B (PL.73-3)** : 文様が不鮮明で範の木目が顕著なものである。121点出土している。瓦当の厚さは2~3 cm程のものが多い。

範への詰め方、用いられる丸瓦の種類、胎土は310Aと同様である。色調は灰色を基調とする。丸瓦を接合する際のヘラキザミはみられない。瓦当裏面をナデ、側面をヘラケズリするものが多い。調整の不十分なものでは、裏面と側面に縄叩き目や平行叩き目が残る。

この軒丸瓦は利府町春日大沢瓦窯跡⁽²⁷⁾群、仙台市安養寺中圀窯跡⁽²⁸⁾の発掘調査で出土しており、仙台市五本松窯跡⁽²⁹⁾でも採集されている。

c 宝相花文軒丸瓦

宝相花文軒丸瓦は420、422、423、425の4種がみられる(図97)。いずれも瓦当面に範の柁目圧痕がみられる。

420 **420 (PL.73-6)** : 直径19 cmで7葉の宝相花文軒丸瓦である。26点出土している。瓦当の厚さは3 cm程のものが多い。花卉はハート形の先端を切り取った形状をなし、基部に三角形状のふくらみが重なっている。瓦当面の中央部にはやはりハート状の花弁4個を配している。内外の花弁はいずれも扁平な高まりで表現されている。周縁の内側は弁間と花卉中央部で中房に向かって突出している。

範への詰め方は判然としない。丸瓦を接合する際、丸瓦端部にヘラキザミを施すものが若干ある。瓦当裏面および側面はナデ調整されている。それが不十分な部分でみられる叩き目は、縄叩き目に限られる。用いられる丸瓦は粘土紐巻き作りで、縄叩き目を残すものである。胎土には砂粒を多く含む。色調は灰色を基調とする。

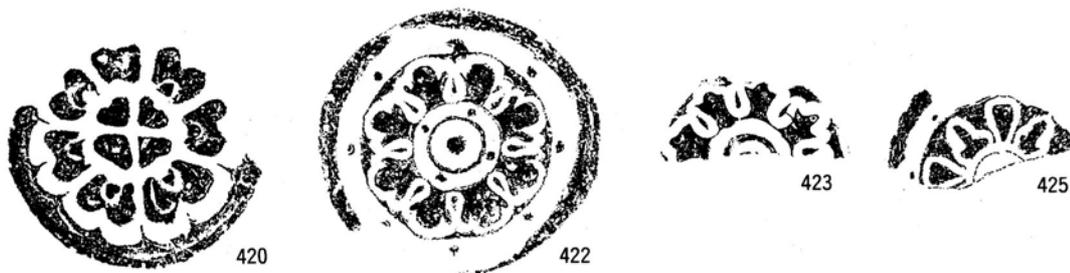


図97 宝相花文軒丸瓦

422 (PL.74-1) : 直径 21.4 cm で 8 葉の宝相花文軒丸瓦である。10 点出土している。瓦当の厚さは 3.5 cm 程である。瓦当文様は中房部、花卉部および花卉部の周囲に配された 8 個の円形珠文からなる。花卉は葛葉状の高まりとして表現されている。間弁は蠕幅形の端部とその下に独立する紡錘形の隆起部からなる。端部の左右はのびて花卉を包み隣の間弁に連なる。中房部は一重の太い圏線によって内外に分けられ、内側には 1 個の大形円形蓮子が、外側には 4 個の小型円形珠文が配されている。

422

範への詰め方は判然としない。丸瓦を接合する際、丸瓦の端部にヘラキザミを施すものはない。瓦当裏面および側面に調整を全く施さないため、縄叩き目が明瞭に残る。用いられる丸瓦はⅡB類-aタイプである。胎土には砂粒を多く含む。色調は灰色を基調とする。

この軒丸瓦は仙台市安養寺中囲窯跡の発掘調査で出土している⁽³⁰⁾。

423 (PL.74-2) : 直径 15 cm 以上で 8 葉の宝相花文軒丸瓦である。18 点出土している。すべて破片資料であるため、これと同範の陸奥国分寺跡出土の例で文様を説明する。文様の基本的な構成は 422 に類似するが、花卉部の外側および中房部の圏線の外側に珠文はない。また、422 と比べ花卉が長く、中房部の圏線が太い。

423

範への詰め方、および丸瓦の接合状況は判然としない。瓦当裏面、側面を軽くナデ調整するため、この部分に縄叩き目が明瞭に残る。胎土、色調とも 422 と同様である。

425 (PL.74-3) : 直径 18.9 cm で 8 葉の宝相花文軒丸瓦である。10 点出土している。瓦当の厚さは 3 cm 程である。瓦当文様は中房部、花卉部および花卉部の周囲に配された 8 個の楕円形珠文からなる。花卉は扁平な高まりとして表現されており、葛葉状の花弁と無花果状の花弁が交互に 4 葉ずつ配されている。中房部には一重の細い圏線がめぐっており、中心に 1 個の円形蓮子が配されている。

425

範への詰め方、および丸瓦の接合状況は判然としない。瓦当裏面をナデ、側面を軽くヘラケズリ調整するものと全く調整をしないものがある。いずれも、側面、裏面に縄叩き目を残す。用いられる丸瓦はⅡB類-aタイプである。胎土、色調は 422 と同様である。

この軒丸瓦は仙台市堤町一本杉窯跡で採集されている⁽³²⁾。

d 陰刻花文軒丸瓦

陰刻花文軒丸瓦には 450、451、452 の 3 種がある(図 98)。これらは花卉が陰刻の楕円形で表現されており、相対的に間弁は糸巻状の扁平な盛り上がりをなす。花卉数には、6 葉・8 葉・9 葉のものがみられる。中房はいずれも中央で高まる段状をなし、2 段になるものと 4 段になるものがある。また、花文の外側に圏線がめぐるものとないものがある。これらの瓦当面には範の柁目圧痕がみられる。

450 (PL.74-5) : 直径 18.7 cm の 6 葉陰刻花文軒丸瓦である。7 点出土している。瓦当の厚さは 3.5 cm 程である。中房は 2 段であり、花卉の外側に一重の圏線がめぐっている。

450

範への詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰め、ついで 2~3 枚の粘土板を積み重ねる手法をとる。丸瓦を接合する際、丸瓦端部にヘラキザミは施さない。瓦当側面はヘラケズリ

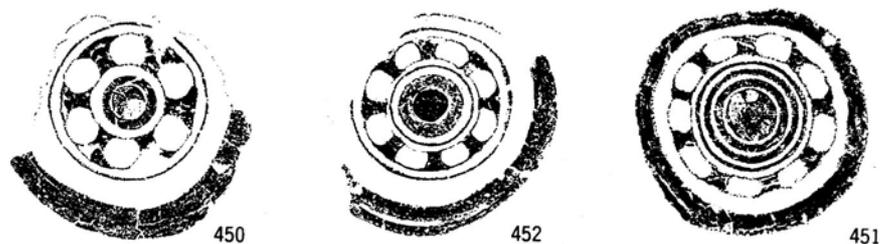


図 98 陰刻花文軒丸瓦

されている。瓦当側面と裏面の一部に縄叩き目を残す。用いられる丸瓦は粘土紐巻き作りで、縄叩き目を残すものである。胎土には砂粒を多く含む。色調は灰色を基調とする。

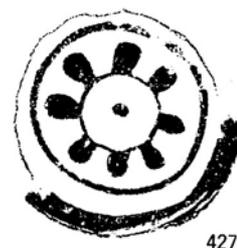
452 **452 (PL.74-7)** : 推定直径 19 cm の 8 葉陰刻花文軒丸瓦である。24 点出土している。瓦当の厚さは 3 cm 程である。中房は 2 段で、花卉の外側に一重の圏線がめぐっている。範への詰め方は判然としない。丸瓦を接合する際、丸瓦端部の凸面に斜格子状のヘラキザミを施すものと、施さないものがある。瓦当裏面、および側面は調整しないため、縄叩き目を明瞭に残す。用いられる丸瓦、胎土、色調は 450 と同様である。

451 **451 (PL.74-6)** : 直径 17.4 cm の 10 葉陰刻花文軒丸瓦である。5 点出土している。瓦当の厚さは約 4 cm である。中房は 4 段で、花卉外側の圏線はない。範への詰め方は判然としない。丸瓦を接合する際、丸瓦端部の凸面に平行状にヘラキザミを施すものと施さないものがある。瓦当裏面・側面には調整を施さないため、縄叩き目を明瞭に残す。用いられる丸瓦、胎土、色調は 450 と同様である。

e 歯車状文軒丸瓦

歯車状文軒丸瓦には 427 の 1 種がある。

427 **427 (PL.74-4)** : 直径 20.5 cm で 8 葉の歯車状文軒丸瓦である。56 点出土している。瓦当の厚さは 3.5 cm である。花卉は扁平な高まりで表現されており、端部は丸く、中房を画す一重の圏線に接して歯車状に配されている。花文の外側には太い圏線がめぐっている。また、中房には楕円形の大きな中心蓮子がみられる。範への詰め方は判然としない。丸瓦を接合する際、丸瓦端部にヘラキザミを施した例はない。瓦当裏面はナデ、側面はヘラケズリ調整されているが、図 99 歯車状文軒丸瓦瓦当側面・裏面の一部に縄叩き目を残すものもある。用いられる丸瓦は II B 類-a タイプである。胎土には砂粒を多く含む。色調は灰色を基調とする。



この軒丸瓦は、仙台市安養寺中囲窠跡の発掘調査で出土している。⁽³³⁾

f 重圏文軒丸瓦

重圏文軒丸瓦には 240、241、242、243 の 4 種がみられる(図 100)。これらはいずれも瓦当面に二本を単位とした圏線を二重にめぐらしたいわゆる複線二重圏文である。中心に一

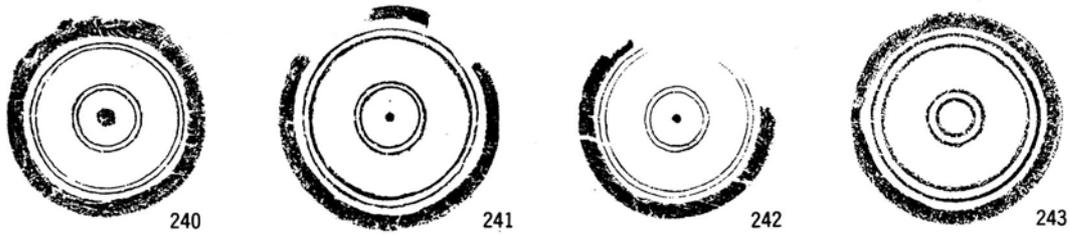


図 100 重圏文軒丸瓦

個の蓮子をもつもの 3 種と、無蓮子のもの 1 種がある。前者はそれぞれ面径、圏線の太さ、蓮子の大きさが異なる。これらの瓦当面に残る範の圧痕を観察すると、範はすべてロクロ挽きによって文様を彫ったもので、範の端は周縁の若干外側までのびていることから、周縁の外側まで範によって製作されたことが知られる。PL.71c の拓本で示した周縁の外側にめぐる圏線はこの範端の線であり、文様意匠とは異なる。周縁はすべて無文の直立縁である。また、範には柾目材を用いたものと木口材を用いたものがある。

ロクロ挽きによる
範

240 (PL.71-2) : 直径 17.2 cm の重圏文軒丸瓦である。46 点出土している。瓦当の厚さは 3 cm 程である。圏線は細く中心蓮子は大きい。これらの中には焼成前に中心蓮子を削り取ったもののがかなりみられる。これを基にすると、240 は蓮子の残る a タイプとこれが削除された b タイプ(PL.71-5)とに分けられる。中心部の残る資料でみると、a タイプが 23 点、b タイプが 16 点となる。両タイプとも以下に述べる共通した特徴をもっている。瓦当面に木口材を用いた範の圧痕がみられる。範への詰め方は、まず周縁部に粘土紐を詰め、ついで粘土板を 2~3 枚重ねる手法をとる。丸瓦を接合する際に丸瓦端部にヘラキザミは施さない。瓦当裏面にはナデ、瓦当側面には丁寧なヘラケズリが施されており、叩き目は不明である。用いられる丸瓦は II B 類-a タイプである。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は灰色ないし灰白色を基調とするものが多いが、黒褐色のものもみられる。このうち 1 点は瓦当裏面に物 A の角印が押されている。この軒丸瓦は仙台市蟹沢中窯跡の発掘調査で出土しており、⁽³⁴⁾軒平瓦 640 と組むことが確認されている。

240

木口材の範

241 (PL.71-3) : 直径 18.5 cm と 240 に比べて面径の大きな重圏文軒丸瓦である。45 点出土している。瓦当の厚さは 3.5 cm 程である。圏線は 240 よりやや太めで、中心蓮子は小さい。瓦当面に範の柾目圧痕がみられる。範への詰め方は 240 と同様である。丸瓦を接合する際、丸瓦の凸面端部にヘラキザミを施したのもみられる。瓦当側面の調整、叩き目の状況、用いられる丸瓦、胎土、色調は 240 と同様である。

241

242 (PL.71-4) : 直径 16.4cm と 240 に比べて面径の小さい重圏文軒丸瓦である。7 点出土している。瓦当の厚さは 3 cm 程である。圏線は細く、中心蓮子は小さい。瓦当面に範の柾目圧痕がみられる。製作技法上の特徴および胎土、色調は 240 と同様である。

242

この軒丸瓦は仙台市蟹沢中窯跡の発掘調査で出土している。⁽³⁵⁾

243 (PL.71-6) : 直径 17.0 cm の重圏文軒丸瓦である。16 点出土している。瓦当の厚さは 3~4.2 cm 程である。圏線が太く、中心蓮子はない。瓦当面に範の柾目圧痕がみられる。

243

製作技法上の特徴、胎土、色調は 240 と同様である。

この軒丸瓦は仙台市蟹沢中窯跡の発掘調査で出土している⁽³⁶⁾。

なお、このほか 240・241・242 のいずれであるか判別できない破片資料が 59 点出土している。

g その他の軒丸瓦

以上のほかに特殊な蓮花文軒丸瓦 1 種がみられる。

313

313 (PL.72-4)：推定直径 28 cm と超大形の蓮花文軒丸瓦であり、蓮弁は 8 葉と推定される。3 点出土している。蓮弁は端部に向かって太くなる隆線により細長いハート形に表現したもので、この中にやはり隆線により表された小蓮弁と子葉が重なっている。子葉は先端が尖っている。間弁は隆起する銀杏形の端部と中房までのびる隆線部とからな



図 101 313 軒丸瓦

り、端部の左右は隣の間弁に接続する。この外側には一重の圏線がめぐる。中房は大半が欠損しているが、わずかな隆帯がみられることから、圏線で画されたものと思われる。以上でみた蓮弁・子葉・間弁・圏線の形態は、細弁蓮花文軒丸瓦 311 に類似する。

瓦当面には笱の柱目圧痕がみられる。瓦当部の破片資料であり、笱への詰め方、丸瓦の接合状況、用いられる丸瓦については不明である。瓦当裏面をナデ、側面をヘラケズリ調整している。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は赤褐色を基調とする。

(4) 軒平瓦

施文方法

軒平瓦は 2,883 点(分類可能なもの 2,832 点)出土している。これらは施文方法の違いにより **a**：手描きによるものと、**b**：笱によるものに大別されるが、このほかに **c**：瓦当面に全く文様を施さないものも若干みられる。このうち **a** については瓦当の文様構成の違いにより、**b** は笱の違いによりさらに分類される。以下ではこのようにして分類されたものを軒丸瓦と同様に 3 桁番号で標示する。なお、笱に改変がみられる場合、原笱によるものについては 3 桁番号の次に **A** を付し、改変後のものは **B** を付して区別した(例：721A、721B)。また、分類番号が同じものでも、その他の特徴が異なり明瞭に区別できる場合はタイプとして扱い、アルファベット小文字で標示した(例：511-a タイプ)。各種の出土点数、法量については付表 2 に示した。

分類番号

種類ごとの特徴を記述するに先だち、ここで瓦当面・顎面の文様、法量、形態、製作技法などの項目ごとに概観しておきたい。

瓦当文様

軒平瓦は 27 種に分類される。瓦当文様でみれば、手描きによるものに弧文 7 種、鋸歯文 3 種、波文 3 種、その他 1 種があり、笱によるものに唐草文 10 種、連珠文 1 種、その他 1 種があり、このほかに無文の 1 種がみられる。このうち弧文については、弧の本数により

単弧文(1種)、二重弧文(4種)、三重弧文(2種)に分かれ、波文も波線の本数により単波文(1種)、二重波文(2種)に分かれる。また、唐草文については、唐草が一方向に展開する偏行唐草文(6種)と、中心から左右に展開する均整唐草文(3種)とに分かれる。なお、鋸歯文と波文は類似した文様であり、いずれとも判別し難いものがみられるが、ここでは、へら状工具などを用いて連続的に描いたものを波文とし、描き方に連続性のないものを鋸歯文と呼ぶこととしたい。この描き方により、波文は山部と谷部に丸味を帯びたものが多く、鋸歯文の場合は \wedge ・ \vee 状となる。この区別の方法は以下で述べる顎面文様でも共通して用いる。

顎面文様についてみると、手描きによる文様をもつものと無文のものがあるが、同種の軒平瓦でも文様をもつものと無文のものとの両者がみられる場合がある。顎面文様には、鋸歯文とその下を画す1本ないし2本の直線文を施すもの、鋸歯文とその上下を画す直線文を施すもの、波文のみを施すもの、および直線文のみを施すものがみられる。

まず、瓦当部の法量についてみると、瓦当面の最大幅では28~32 cm、瓦当面中央の厚さでは3~7 cm、顎の長さでは3~11 cmのものがみられるが、上弦幅30 cm、厚さ5 cm、顎の長さ8 cm前後のものが多い。箱による軒平瓦はこれらの法量のうち最大幅、中央の厚さは種類ごとにほぼ一定しているが、手描きによる軒平瓦ではかなりのばらつきがある。今回全点の計測を行い得なかったため、付表3では各種の代表的な個体の法量を示すこととどめる。

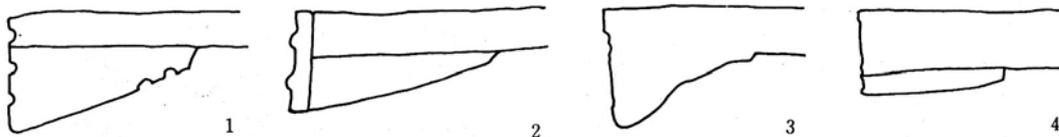


図 102 顎の断面形

顎の断面形にはかなりの多様性がみられるが、大別すれば(図 102)、三角形のもの(1・2)、斜辺が外反する直角三角形状のもの(3)、および長方形のもの(4)となる。

瓦当上縁の形には、円弧状のものと、中央部が円弧状をなすが両側端が上方に折れ曲り \cup 状をなすものがある。前者の弧形については、半径と中心角によって表される。筈による軒平瓦は種類ごとに弧形がほぼ一定であるが、手描き軒平瓦の場合同種類の中でいくつかのまとまりに分かれる場合がある。弧形は原則として軒平瓦製作段階の凸型台の断面形に規制されるものであるから、上縁の弧形も同類の手描き軒平瓦を細分する際の視点の一つになると思われる。これについては、個別記載の中で一部の軒平瓦に限って検討した結果を述べることとしたい。

つぎに軒平瓦の製作工程を観察すると、基本的には(1)凸型台の上で平瓦の凸面に顎部の粘土をのせて叩き締める、(2)顎面をナデあるいは刷毛目調整する、(3)顎の段部を調整する、(4)瓦当面をへらケズリ調整する、(5)側面をへらケズリ調整する、(6)瓦当面・顎面に施文する、という工程で製作されたことが知られる。ただし、種類によっては無顎のもの、(2)の

顎 面 文 様

法 量

顎 の 断 面 形

瓦 当 上 縁 の 形

製 作 工 程

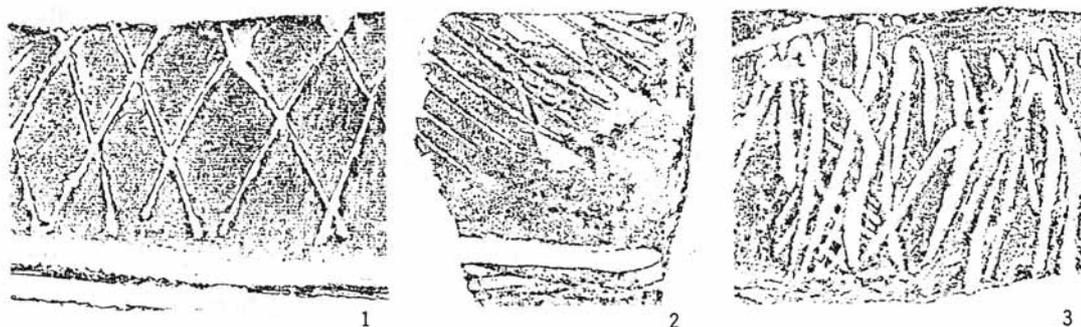


図 103 平瓦端部のヘラキザミの種類

顎面調整の工程がないもの、(6)の顎面施文のないもの、また、(5)と(6)の工程が逆になるものがある。以下この工程に従って若干詳しくみておきたい。

用いられる平瓦

軒平瓦に用いられる平瓦には、IA類、IB類、IC類、IIA類、IIB類のaタイプ、IIC類の平瓦がある。顎部を接合する際、接合効果をも高めるため平瓦部側の接合面に先端の尖ったヘラによるヘラキザミを入れたものが多い。中には顎部側にもヘラキザミを入れたものも少数例みられる。ヘラキザミには斜格子状のもの、縦あるいは斜方向の平行線のもの、および不規則に入れたものなどがある(図103)が、斜格子のものが圧倒的に多い。

ヘラキザミ

顎部の粘土素材

顎部の粘土素材は、粘土紐を3~4本並べたもの(図104)と、顎部側の接合面にヘラキザミが施されていることなどから、粘土板であったことが知られるものとみられる。

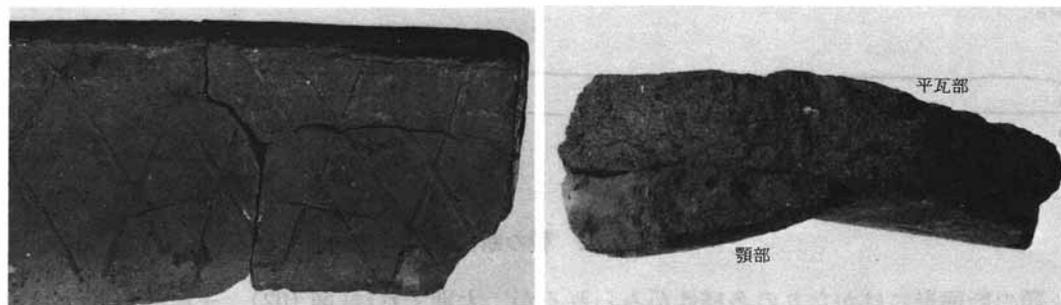


図 104 粘土紐を素材とした顎部(ともに 511)

顎面の叩き目

顎面の叩き目には、縄叩き目が多いが、格子、平行、矢羽根状などの叩き目もみられる。この叩き締めは凸型台の上で行われたものと推定される。ところで、軒平瓦に用いられる平瓦には、最終工程で凸型台を使用したもの(IA・IB・IC・IIA・IIC類)と凹型台を使用したもの(IIB類)とがある。前者を用いた軒平瓦の凹面を観察すると、平瓦製作の最終段階の痕跡である凸型台圧痕や布目より新しい痕跡はみられないことから、平瓦製作に引き続き同じ凸型台上で顎を接合し叩き締めたものと考えられる。一方、後者の場合は凹面のナデの上に凸型台圧痕が重なることから、凹型台からはずした平瓦を凸型台にのせ顎を接合したことが知られる。なお、このIIB類を用いた軒平瓦にみられる凸型台圧痕は、平瓦でみられる凹型台・凸型台の圧痕に比べて不明瞭なものも多く、平瓦を若干乾燥させた後、顎部を接合したことも考えられる。

凸型台の使用

顎面の調整

顎面については、叩き締めの後に調整を加えているものが多いが、調整がみられず叩き

目がそのまま残るものもみられる。調整はナデによるものが圧倒的に多いが、少数ながら刷毛目調整されたものもある。

顎の段部にはすべて段に沿う調整が加えられている。調整には、ナデとヘラケズリ調整とがある。ヘラケズリ調整の場合は、まず段に沿って切り込みを入れ、幅 2~4 cm程の工具の小口面を使用して余分な粘土をかきとることによって明瞭な段に仕上げているものが多い。

瓦当面は施文前にヘラケズリ調整されるものがほとんどであるが、調整がなく叩き目が残るものもある。また、ヘラケズリ調整のあるものの中には部分的に叩き目が観察されるものがある。このことから、種類によっては(1)の段階で瓦当面にも叩き締めが施されたことが知られる。ただし調整されたものすべてに叩き締めの工程があったか否かについては判然としない。

瓦当面の施文方法では、手描きによるものと、筥によるものがある。手描きによるものには、先端の尖ったヘラ状工具で描くものと半裁管状の鋭利な工具で彫るものがある。前者は文様の両側に粘土が寄って盛り上がっているのに対し、後者は粘土を鋤き取るため粘土の盛上がりはほとんどみられない。従来両者を総称する名称として「ヘラ書き軒平瓦」を用いてきたが、以上の観察から不相当と考え「手描き軒平瓦」と改めた。つぎに、筥による軒平瓦についてみると、筥にはすべて柁目材が用いられている。筥の大きさは、軒平瓦の瓦当面とほぼ同じもの(図 105-1・2)と、それより一まわり小さなものがある(図 105-3)。筥が一まわり小さなものでは、筥による文様の外側に無文の周縁をもつ。前者は 6 種、後者は 5 種みられる。また、筥によるものの施文のあり方をみると、大部分は平瓦部の先端が瓦当面まで延びていることから、顎を接合した平瓦に直接筥を押しつけて施文

顎段部の調整

瓦当面の調整

瓦当面の施文

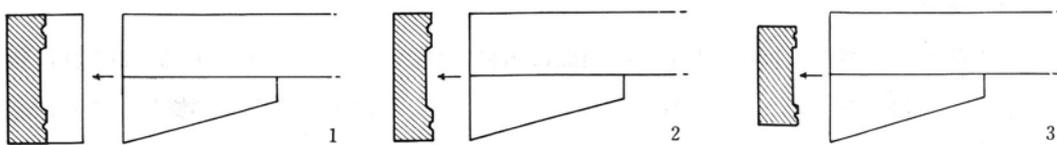


図 105 筥による施文のあり方

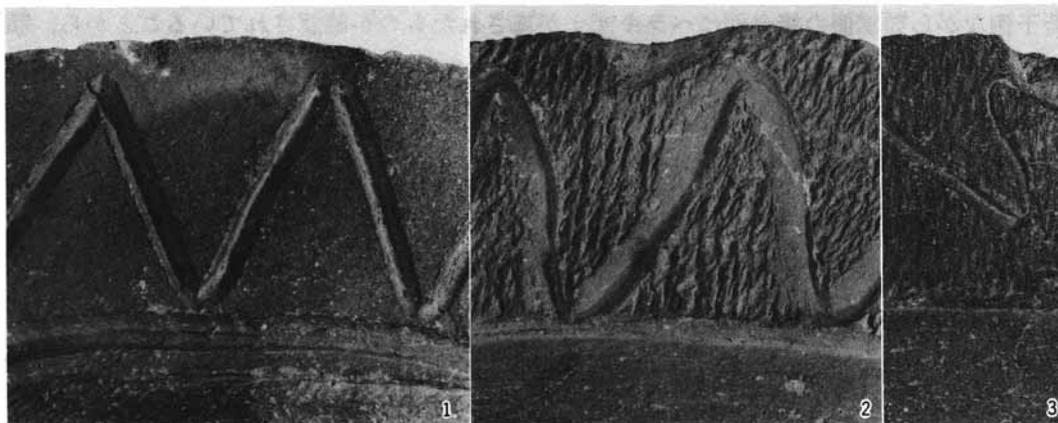


図 106 顎面の施文方法

したことが知られるが(図 105-2.3)、若干ながら箔に粘土を詰めてあらかじめ瓦当部を作り、これを顎を付けた平瓦部に接合したものもみられる(図 105-1)。この場合、瓦当部、側と顎を付けた平瓦部側とにヘラキザミを入れて接合するものと、平瓦部小口面にのみヘラキザミを入れて接合するものとがみられる。

顎面施文

顎面の施文はすべて手描きによる(図 106)。これらは、瓦当文様と同様にヘラ状工具で描くものと半截管状工具で彫るもの(1)とに大別され、前者はさらに先端の尖った工具を用いるもの(3)と、先端がやや丸味を帯びた太い工具を用いるもの(2)に分けられる。

側面はすべてヘラケズリ調整される。手描き軒平瓦の場合は瓦当面の施文前に調整が行われるが、箔による軒平瓦の場合は施文後に行われることが多い。

a 手描きによる軒平瓦

手描き軒平瓦は、ヘラ状工具ないしは半截管状の工具により瓦当文様を施したものであり、14種出土している。瓦当文様には、単弧文・二重弧文・三重弧文・鋸歯文・波文などがみられる。

単弧文軒平瓦

単弧文軒平瓦は640の1種だけであるが、566点出土し、軒平瓦の20.0%を占める。

640

640 (PL.77-4) : 半截管状工具で彫った単弧文軒平瓦である。いずれも顎面は無文である。顎の断面形は三角形である。用いられる平川らにはⅡB類(一枚作り・凹面ナデ・凸面縄叩き目)のa₁タイプとa₂タイプがみられる。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は灰色を基調とするものが多いが、黒褐色を基調とするものもある。



図 107 単弧文軒平瓦

640の基本的な製作工程は、(1)平瓦の凸面に斜格子状のヘラキザミを入れる、(2)にれに顎部を接合し、叩き締める、(3)顎の段部をヘラケズリないしはナデにより調整し、さらに瓦当面と側面をヘラケズリする、(4)瓦当面に施文する、という順である。ただし、このほかに(2)と(3)の間に顎面をナデあるいは刷毛目調整する工程が加わるものがある。(2)の段階で、若干例ながら顎部側の接合面にヘラキザミが施されたものが確認されていることから、顎部の素材は粘土板と推定される。また、平瓦部凹面に平瓦製作段階のナデを切って凸型台圧痕がついているのがみられることから、平瓦ⅡB類を製作した後、それを布を敷かない凸型台上に移して軒平瓦を製作したことが知られる。

細分

以下では、顎面調整のあり方からaタイプ:無調整のもの、bタイプ:ナデ調整するもの、cタイプ:刷毛目調整するものに分け、それぞれの特徴を述べる。量的にはaタイプが83%と大部分を占め、bタイプは10%、cタイプが7%となる。

aタイプ

aタイプ:顎面無調整で縄叩き目を残すものである。顎面の縄叩き目には縄目が縦位のもの(a₁タイプ)と横位のもの(a₂タイプ)とに細分される。a₁タイプが8割、a₂タイプが2割を占める。a₁タイプの場合、顎の段部は幅の広い工具によってケズリ調整されるもの

がほとんどで、ナデ調整によるものは例外的であるのに対し、 a_2 タイプの場合その比率が逆転しナデ調整のものがほとんどであるといった相違を示す。

bタイプ：顎面をナデ調整したものである。この中にはナデ調整が不完全なため縄叩き目をわずかに残すものがある。顎の段部はすべてナデ調整されている。

bタイプ

cタイプ：顎面を刷毛目調整したものである。顎の段部はすべてナデ調整されている。

cタイプ

ところで、640の瓦当上縁の弧形をみるとかなり多様性がある。弧形は半径と中心角で表すことができる。完形資料26点を計測しその分布をみると図108のようになる。この表から、完形資料の弧形は、半径が17~19.5cmで中心角が80~100°のもの、半径が21~22.5cmで中心角が70~80°のもの、半径が約29cmで中心角が約60°のもの、の三つにまとめるとしてとらえることができる。640は瓦当上弦幅に大差はみられないため、半径が大きくなるにつれ中心角が小さくなる。

瓦当上縁の弧形

弧形を規定する一要素である半径については、瓦当の $\frac{1}{2}$ 以上残る破片資料からもデータを加えることができ、図109のようになる。これによって、図108にみられた三つのまとめのほかに、半径約13.5cm(中心角不明)のものと、半径約15.5cm(中心角不明)のものの2種が新たに確認される。

瓦当上縁は、原則として顎部を接合して叩き締める際、凸型台ないしその上にかぶせた布に密着するものであるから、その半径は凸型台上面の形に規制されることになる。その

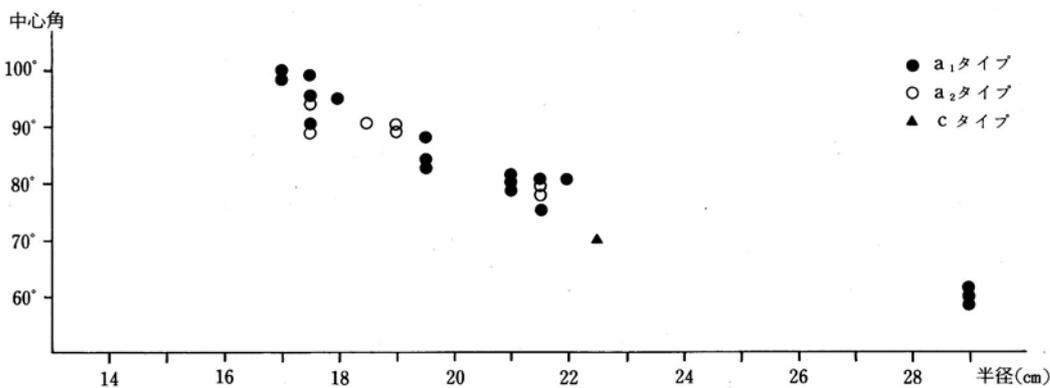


図 108 640 の瓦当上縁の弧形

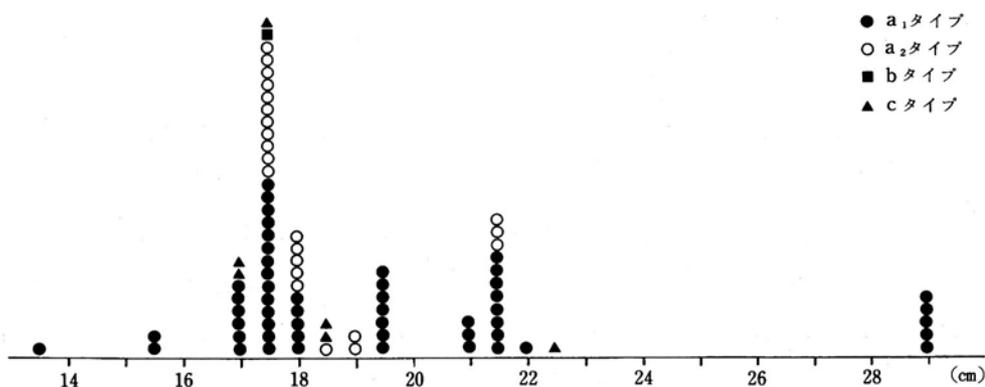


図 109 640 の瓦当上縁の半径

後のヘラケズリ調整、焼成時における変形、あるいは資料測定時の誤差を考慮しても、半径が大きく異なる場合は、用いられた凸型台の種類が異なっていたと考えられる。したがって、さきにみた半径のあり方から、640の製作には少なくとも5種類以上の凸型台が用いられていたことが知られる。なお、図109によって640の各タイプごとに半径の分布上のまとまりをみるとa₁タイプでは六つ、a₂タイプでは二つ、b₁タイプでは一つ、cタイプでは二つに分けてとらえることができる。いずれのタイプも半径が17~19.5 cmの間か、21~22.5 cmの間に分布するものが多いが、a₁タイプには極端に半径の小さなものや大きなものも含まれている。

なお、640のbタイプの中に[㊦]A、タイプ不明の中に[㊧]Aの角印が押されたものがみられる。また、640は仙台市蟹沢中窯跡の発掘調査で出土している⁽³⁷⁾。

二重弧文軒平瓦

二重弧文軒平瓦には511、710、512、513の4種がある。これらの瓦当文様をこまかくみると、円弧のもの-511、円弧の両側端が下方に屈曲するもの-710、弧の両側端がやや上方に屈曲するもの-512、513となる。このうち513は無顎のため他と比べて文様幅が極端に狭いという特徴をもつ。また、これらの4種は用いられる平瓦の種類、顎面の状況、および胎土・色調などの点でも異なった様相を示し明瞭に区別される。量的には511が圧倒的に多く、710がこれにつき、512、513はごく少ない。

511 (PL.75) : 半截管状工具で彫った円弧状の二重弧文軒平瓦である。952点出土し、軒平瓦の33.6%を占める。いずれも顎面には半截管状工具で彫った鋸歯文とその下を画す直線文をもつ。直線文は2本のものとも1本のものともがある。顎部の断面形は三角形をなす。用いられる平瓦には桶巻き作りによるIA類、IB類、IC類-aタイプと、一枚作りによるIIA類がある。これらの平瓦はいずれも最終工程で凸型台を使用して製作されたため、凹面に凸型台圧痕ないし布目がつくものである。これらを用いた511の平瓦部凹面をみると平瓦製作の最終工程でついた凸型台圧痕や布目を切る新たな痕跡は認められない。したがって511は平瓦製作に引き続き同じ凸型台上で顎を接合し叩き締めたものと考えられる。

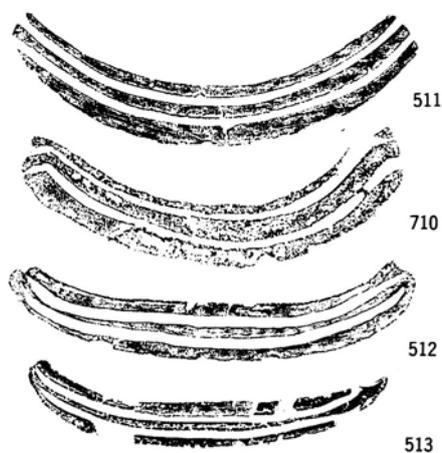


図110 二重弧文軒平瓦

胎土は緻密で砂粒をほとんど含まないものが多いが、砂粒を少量含むものもみられる。色調は灰色を基調とするものが大部分であるが、灰白色のものも若干含まれる。

511の基本的な製作工程は、(1)平瓦の凸面にヘラキザミを入れる、(2)これに顎部を接合して叩き締める、(3)顎面をナデ調整する、(4)段部・瓦当面・側面をヘラケズリする、(5)瓦当面・顎面に施文するという順である。ただし、中には(1)のヘラキザミや(3)のナデ調整の工程がないものもみられる。また、顎部の粘土素材には、粘土紐を用いる

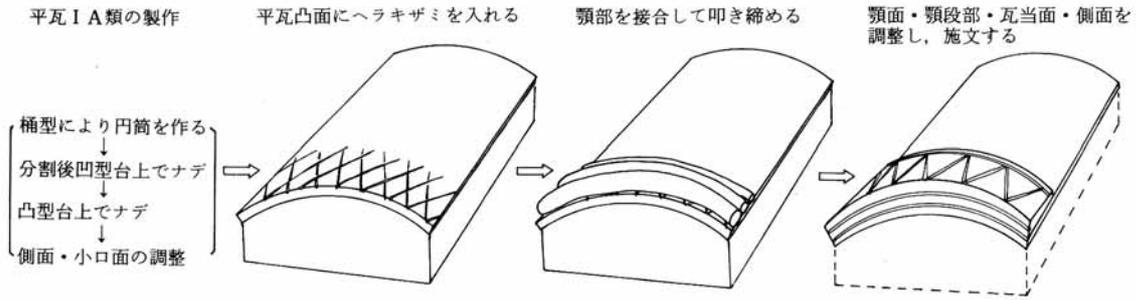


図 111 511-a タイプの基本的な製作工程

ものと、粘土板を用いるものの両者がみられ、その叩き目には、縄叩き目・平行叩き目・格子叩き目・矢羽根状の叩き目がみられる。

以下では、用いられる平瓦の種類から、平瓦IA類を用いた511-aタイプ、平瓦IB類を用いた511-bタイプ、平瓦IC類-aタイプを用いた511-cタイプ、平瓦IIA類を用いた511-dタイプ、の4タイプに分けそれぞれの特徴を述べる。量的には、aタイプが圧倒的に多く71%を占め、b・cタイプは合わせて25%、dタイプは4%となる。bタイプとcタイプを合わせたのは、平瓦部の遺存状況が悪く、いずれかの判定ができないものがかかりみられるからである。識別できるものでみれば両タイプはほぼ等量となる。

aタイプは、平瓦IA類(桶巻き作り・両面ナデ)を用いた軒平瓦である(PL.75)。この基本的な製作工程の概略を示せば図111のようになる。平瓦部凸面の顎との接合部には、ヘラキザミを入れるものがほとんどであるが、入れないものも若干みられる。ヘラキザミには、斜格子状のもの(図112)、平行線状のもの、不規則なものがあり、このうち斜格子状のものが最も多く5割を占める。顎部の粘土素材ははっきりしないものが多いが、粘土紐を2、3本並べた例が確認されている(図104)。顎面はナデ調整されるものが大部分であるが、無調整のものもみられる。後者に観察される叩き目には平行叩き目と格子叩き目があり、平行叩き目が圧倒的に多い。顎面の鋸歯文の下を画す直線文は、2本のものが7割、1本のものが3割を占める。

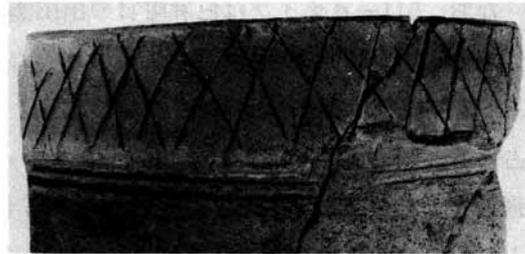


図 112 平瓦部凸面のヘラキザミ

なお、511-aタイプは田尻町木戸窯跡群⁽³⁸⁾と色麻町日の出山窯跡群B地点⁽³⁹⁾の発掘調査で出土している。

bタイプは平瓦IB類(桶巻き作り・凹面布目・凸面ナデ)を用いた軒平瓦である。平瓦部凸面の顎接合部にヘラキザミを入れるものがほとんどであるが、入れないものも若干みられる。ヘラキザミには斜格子状のものと不規則なものがある。顎部の粘土素材については不明である。大部分のものは顎面がナデ調整されているが、無調整のものも若干みられる。前者の中にはナデが不十分なため縄叩き目が残るものがあり、後者の叩き目は平行のものである。顎面の鋸歯文の下を画す直線文は、2本のものが6割、1本のものが4割を

細 分

aタイプ

bタイプ

占める。

cタイプ

cタイプ、平瓦IC類-aタイプ（桶巻き作り・凹面布目・凸面叩き目・断面円弧状）を用いた軒平瓦である（PL.102c-7・105d-8）。平瓦凸面にはヘラキザミを入れる場合がほとんどであるが、ないものもみられる。ヘラキザミには斜格子状のものと不規則なものがある。顎面はナデ調整されるものが大部分であるが、無調整のものも若干含まれている。前者の中にはナデが不十分なため縄叩き目が残るものがあり、後者の叩き目には平行叩き目と矢羽根状叩き目とがある。顎面の叩き目と平瓦部凸面の第二次叩き目は共通しており、同じ叩き原体が用いられたことが知られる。矢羽根状叩き目は、軒平瓦全体をみてもこの511-cタイプに限ってみられるものである。顎面の鋸歯文の下を画す直線文は2本のものに限られる。胎土・色調については前述した511全体の特徴と共通するが、砂粒を少量含むものと灰白色を基調とするものが占める割合は他のタイプに比べやや高い。

dタイプ

なお、511-cタイプは色麻町日の出山窯跡群C地点で採集されている⁽⁴⁰⁾。

dタイプ平瓦IIA類（一枚作り・凹面布目・凸面ナデ）を用いた軒平瓦である。平瓦凸面の顎接合部をみると、平行のヘラキザミを入れるものと入れないものがあり、後者が多い。顎面はいずれも完全にナデ調整されており、叩き目は全く残っていない。また、顎面の鋸歯文の下を画する直線文はすべて1本である。

なお、511-dタイプは色麻町日の出山窯跡群A地点の発掘調査で出土している⁽⁴¹⁾。

710

710（PL.81-1）：半截管状工具で彫った両側端が下方に屈曲する二重弧文の軒平瓦である。平瓦部の種類・色調などの点でも511とは異なる。147点出土し、軒平瓦の5.2%を占める。顎面はすべて半截管状の工具で彫った文様をもつ。その文様は、ほとんどの場合鋸歯文とその下を画す1本の直線文を彫るものであるが、鋸歯文を二等分する直線文を加えるものや、鋸歯文の上に1本下に2本の直線文をもつものも若干みられる。顎の断面は三角形をなす。用いられる平瓦にはII B類（一枚作り・凹面ナデ・凸面縄叩き目）のa₂タイプとa₃タイプがみられ、前者が多い。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は灰色を基調とするものが多いが、赤褐色のものもみられる。なお、数例ながら瓦当文様の側端で屈曲しない重弧文をなすものがみられるが、他の特徴が710と共通するためこれに含めている。

710の基本的製作工程は、(1)平瓦の凸面に斜格子状のヘラキザミを入れる、(2)顎部を接合し、縄を巻いた原体で叩き締める、(3)顎の段部・瓦当面・側面をヘラケズリ調整する、(4)施文する、という順である。ただし、(2)と(3)の間で顎面ナデ調整の工程が加わるものも4割ほどある。このナデ調整は軽いものがほとんどであるため、(2)段階の縄叩き目が比較的多く残っている。一方、顎面無調整のものは6割を占める。それらの縄叩き目をみると、縦位のものが多いが、横位のものや縦位と横位の重なるものもみられる。瓦当上縁の弧形については、完形品が少ないので半径でみると、12.5 cm前後のもの、17.5 cm前後のもの、22.5 cm前後のもの、および24 cm前後のものがある。

512

512（PL.76-1）：半截管状の工具で彫った両側端が上方に屈曲する二重弧文の軒平瓦である。39点出土している。顎面に半截管状工具で彫った2本の直線文をもつものと無文

のものがある。顎の断面形には長方形のものと三角形のものがある。用いられる平瓦はすべてIC類(桶巻き作り・凹面布目・凸面格子叩き目)の**b**タイプ(断面∟状)である。

512の基本的な製作工程は、(1)平瓦凸面に顎部を接合し、格子目の原体で叩き締める、(2)顎の段部をヘラケズリないしナデ調整する、(3)瓦当面・側面をヘラケズリ調整する、(4)施文する、という順である。ただし、中には(1)の前に平瓦凸面にヘラキザミを入れるものや、(1)と(2)の間に顎面のナデ調整が加わるものがある。また、顎部の粘土素材には粘土板のものと粘土紐のものが見られる。

以下では、顎面に施文する**a**タイプと無文の**b**タイプに分け、それぞれの特徴を述べる。量的には両タイプとも5割を占める。

aタイプは顎面に半截管状工具で彫った2本の直線文をもつものである。顎部は粘土板を素材としており、段部はヘラケズリ調整されている。顎の幅では、6.5cm前後のもの(PL.76-1)と3cm程のごく狭いものがあり、他の点でも異なる特徴を示す。前者についてみると、顎接合時のヘラキザミと顎面ナデ調整は全くみられず、顎の断面は三角形である。また、顎面の直線文は顎の段側に寄っている。一方、後者には平瓦の凸面に斜格子状のヘラキザミを入れるものと入れないものが見られ、顎面はすべてナデ調整されている。顎の断面は長方形である。また、顎部の幅が狭いためか顎の直線文は片寄ことはない。

bタイプは顎面が無文のものである。顎の断面は三角形に近い。段部はナデ調整されているが、顎面には調整がなく格子叩き目がみられる。顎の粘土素材と接合時のヘラキザミについては不明である。

513(PL.76-2)：平瓦広端部小口面に半截管状の工具で彫った両側端が上方に屈曲する二重弧文の軒平瓦であり、顎部のない特異なものである。20点出土している。512と同様平瓦IC類-bタイプが用いられている。胎土には砂粒を少量含む。色調は灰色を基調とする。

三重弧文軒平瓦

三重弧文軒平瓦には514と711の2種がある。514の文様は円弧であり、711の場合は弧の側端が下方に屈曲するものである。両者は用いられる平瓦、胎土、色調などの点で異なる。出土量はともにきわめて少ない。

514(PL.77-1)：半截管状工具で彫った三重弧文軒平瓦である。1点のみ出土した。顎面には変則的な鋸歯文とその下を画する2本の直線文が彫られている。顎の断面は三角形をなす。用いられる平瓦は、IC類(桶巻き作り・凹面布目・凸面叩き目)の**a**タイプ(断面円弧)であり、凸面の叩き目は矢羽根状かとみられる。胎土は砂粒をほとんど含まないもので、色調は灰白色を基調とする。

514の製作工程は、(1)平瓦の凸面に顎を接合して叩き締める、(2)顎面をナデ調整する、(3)顎の段部・瓦当面・側面をヘラケズリ調整する、(4)施文する、という順である。平瓦凸面

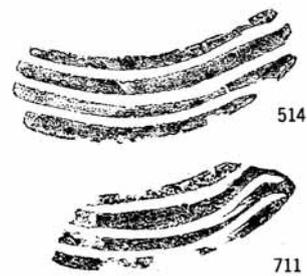


図113 三重弧文軒平瓦

細 分

aタイプ

bタイプ

513

514

のヘラキザミの有無、顎部の粘土素材、顎面の叩き目は不明である。

711 **711 (PL.81-2)**：半截管状工具で彫った側端が下方に屈曲する三重弧文軒平瓦である。4点出土している。顎面には半截管状工具で彫った鋸歯文とその下を画する1本の直線文をもつ。顎の断面は三角形をなす。用いられる平瓦はⅡB類（一枚作り・凹面ナデ・凸面縄叩き目）のa₃タイプである。胎土には砂粒を多く含む。色調は赤褐色を基調とする。

711の製作工程は、(1)平瓦凸面にヘラキザミ(種類不明)を入れる、(2)顎部を接合して縄を巻いた原体で叩き締める、(3)顎面を軽くナデ調整する、(4)顎の段部・瓦当面・側面をヘラケズリ調整する、(5)施文する、という順である。顎部の粘土素材は不明である。以上述べた**711**の特徴は、弧文の本数の違いを除くと**710**の特徴と類似する。

鋸歯文軒平瓦

鋸歯文軒平瓦には**630**、**631**、**632**の3種がある。これらの瓦当文様をこまかくみると、等辺の鋸歯文をもつ**630**、不等辺の鋸歯文をもつ**631**、下端で交叉する鋸歯文をもつ**632**に分けられる。また、**630**・**631**は半截管状工具で彫られており、線が太いのに対して、**632**は先端の尖ったヘラ状工具で描かれており、線は細い。いずれも出土量はきわめて少ない。



図 114 鋸歯文軒平瓦

630 **630 (PL.80-4)**：半截管状工具で彫った鋸歯文軒平瓦である。3点出土した。顎面への施文はなく、顎の断面は長方形をなす。用いられる平瓦はⅡB類(一枚作り・凹面ナデ・凸面縄叩き目)である。胎土には砂粒を少量含む。色調は赤褐色を基調とし、中には褐色の釉がかかるものもある。

630の製作工程は、(1)平瓦凸面に斜格子状のヘラキザミを入れる、(2)顎部を接合し、縄を巻いた原体で叩き締める、(3)顎の段部・瓦当面・側面をヘラケズリ調整する、(4)施文する、という順である。顎面には横位の縄叩き目がみられ、ナデ調整を施すものはない。顎部の粘土素材は不明である。

631 **631 (PL.80-5)**：半截管状工具で彫った不等辺の鋸歯文軒平瓦である。小破片1点が出土したのみである。顎面には半截管状工具で彫られた2段の鋸歯文とその上下を画する直線文をもつ。顎の断面は三角形をなす。顎面はナデ調整されているが、縄叩き目がかすかに残る。平瓦部に用いられる平瓦は凹面にナデのみられるものである。胎土には砂粒を多く含む、色調は灰色を基調とする。

632 **632 (PL.80-6)**：先端の尖ったヘラ状工具で描いた、下方でX状に交叉する細い鋸歯文軒平瓦である。4点出土している。いずれも顎面は無文で、顎の断面は長方形をなす。用いられる平瓦はⅡB類（一枚作り・凹面ナデ・凸面縄叩き目）のa₂タイプである。胎土には砂粒を多く含む。色調は灰色を基調とし、表面に灰がかかるものが多い。製作工程は、(1)平瓦の凸面にヘラキザミ(種類不明)を入れる、(2)顎部を接合し、縄を巻いた原体で叩き締める、(3)顎の段部・瓦当面・側面をヘラケズリ調整する、(4)施文する、という順である。

顎面には横位の縄叩き目がみられ、調整は施されない。顎部の粘土素材は不明である。

単波文軒平瓦

単波文軒平瓦は 921 の 1 種だけである。

921 (PL.85-6.7) : ヘラ状工具で連続的に描いた単波文軒平瓦である。20 点出土している。これらの文様には、明確に波文といえるもののほか、鋸歯文に近いものや連弧文に近いものもあるが、いずれも連続的に描かれていることから、ここでは波文として一括した。図 115 単波文軒平瓦 921 には顎面に瓦当面と同様の波文をもつものと無文のものがある。顎の断面は斜辺が外反する直角三角形形状をなす。用いられる平瓦は II C 類(一枚作り・凹面布目・凸面縄叩き目)である。胎土には砂粒を多く含み、色調は灰色を基調とする。



921

921 の基本的な製作工程は、(1)平瓦凸面に顎部を接合し、縄で巻いた原体で顎面・瓦当面を叩き締める、(2)顎面と顎の末端をナデ調整する、(3)瓦当面と側面をヘラケズリ調整する、(4)施文する、という順である。ただし中には(2)の顎面・顎末端の調整や(3)の瓦当面・側面のヘラケズリ調整がないものもある。顎部の粘土素材は不明である。

以下では顎面に波文をもつ a タイプと、無文の b タイプとに分けてそれぞれの特徴を述べる。出土量は、a タイプ 10 点、b タイプ 7 点、不明 3 点となる。

細分

a タイプは顎面にヘラ状工具で連続的に描いた波文をもつものである(PL.85-6)。顎面無調整のものがほとんどであるが、1 例のみナデ調整されたものがみられる。顎部と平瓦部との境はナデによって区分されている。瓦当面についてみると、ヘラケズリされるものが 6 点、無調整で縄叩き目がみられるものが 4 点となる。

a タイプ

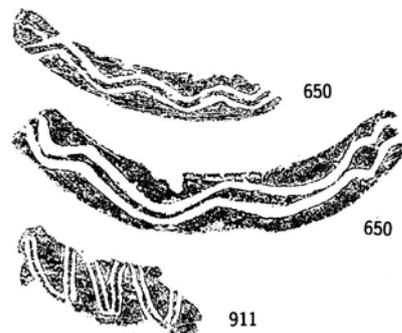
b タイプは顎面が無文のものである(PL.85-7)。顎面は無調整で縦位の縄叩き目を残す。多くは顎の段部をナデ調整するが、1 例のみ無調整のため顎と平瓦部との境がないものがある。瓦当面はヘラケズリされるものと無調整で縄叩き目を残すものがある。

b タイプ

二重波文軒平瓦

二重波文軒平瓦には 650 と 911 の 2 種がある。650 は波高が低く左右対称の波形となるものであり、911 は波形が高く左右非対称の波形となるものである。出土量は 650 が比較的多く、911 はきわめて少ない。

650 (PL.82-1.2) : 連続的に描いた波高の低い二重波文軒平瓦である。88 点出土し、軒平瓦の 3.1% を占める。二重波文には 2 本を単位とする先端の尖った工具を用いて一度に描いたものと、一本の半截管状工具で 2 本の波文を彫ったものがある。650 には顎面に



650

図 116 二重波文軒平瓦

半截管状工具で彫った鋸歯文とその下を画す 1 本の直線文をもつものと無文のものがある。顎の断面には長方形のものや三角形のものがある。用いられる平瓦には II B 類(一枚作り・凹面ナデ・凸面縄叩き目)の a₂タイプと a₃タイプがある。胎土には砂粒を多く含み、

色調には灰色を基調とするものと赤褐色を基調とするものがある。

650 の基本的な製作工程は、(1)平瓦凸面にヘラキザミ(種類不明)を入れる、(2)顎部を接合し、縄を巻いた原体で叩き締める、(3)顎の段部および瓦当面・側面をヘラケズリ調整する、(4)施文する、という順である。顎部の粘土素材は不明である。

細 分 以下では、顎面に施文する a タイプと無文の b タイプとに分け、それぞれの特徴を述べる。出土量は、a タイプが 1 例のみであり、b タイプが 87 点となる。

a タイプ a タイプは、顎面に半截管状工具で彫った鋸歯文とその下を画す 1 本の直線文をもつものである(PL.82-1)。瓦当面の施文工具も同じものであり、波文を 1 本ずつ彫るため上下の波形が異なる。顎の断面は三角形をなす。用いられる平瓦はⅡB 類-a3 タイプであり、凸面のヘラキザミの有無は不明である。顎面の調整はみられず、縦位の縄叩き目が残る。瓦当上縁の弧形は、半径約 17 cm、中心角約 100° である。色調は赤褐色を基調とし表面には褐色の自然釉がかかる。

b タイプ b タイプは顎面が無文のものである(PL.82-2)。瓦当面には 2 本を単位とする先端の尖った工具を用いて連続的に二重波文を描いている。顎の断面は長方形状である。用いられる平瓦はⅡB 類-a₂タイプであり、凸面に斜格子状のヘラキザミのあるものが確認される。顎面に調整はなく縄叩き目がみられる。縄叩き目は、横位のものが大部分であるが、縦位のものが 1 割ほどみられる。瓦当上縁の弧の半径は 14 cm 前後である。色調は灰色を基調とする。以上述べたように、b タイプは、顎面文様のほかに瓦当施文の工具、顎の断面形、瓦当上縁の弧の半径、色調の点でも a タイプとは異なっている。

なお、650-b タイプは仙台市安養寺下窯跡群の発掘調査で出土している⁽⁴²⁾。

911 911 (PL.85-4) : 2 本を単位とする先端の尖った工具で連続的に描いた波高の高い二重波文軒平瓦である。4 点出土した。顎面にはヘラ状工具により波文が描かれている。顎の断面形は三角形をなす。用いられる平瓦はⅡC 類(一枚作り・凹面布目・凸面縄叩き目)である。胎土には砂粒を多く含む。色調は灰色を基調とする。911 の製作工程は、(1)平瓦凸面に顎部を接合し、縄を巻いた原体で叩き締める、(2)顎の段部をナゲ調整する、(3)瓦当面と側面をヘラケズリ調整する、(4)施文する、という順である。4 例ともに平瓦部凸面のヘラキザミと顎面調整は行われていない。顎部の粘土素材は不明である。

その他の軒平瓦

このほかの手描き軒平瓦として 910 の 1 種がある。

910 910 (PL.85-3) : ヘラ状工具により連珠文状の文様とそれを囲む界線を描いたものである。1 点のみ出土した。顎面にはヘラ状工具により波文が描かれている。顎の断面形は三角形をなす。用いられる平瓦はⅡ 図 117 910 軒平瓦 C 類(一枚作り・凹面布目・凸面縄叩き目)である。胎土には砂粒を多く含む。色調は灰色を呈する。910 の製作工程は、(1)平瓦凸面に顎を接合し、縄を巻いた原体で叩き締める、(2)顎面と顎の段部をナゲ調整する、(3)瓦当面と側面をヘラケズリする、(4)施文する、という順である。平瓦凸面のヘラキザミの有無と顎の粘土素材は不明である。



910

b 範による軒平瓦

範によって瓦当文様を施した軒平瓦は 11 種出土している。瓦当文様には偏行唐草文、均整唐草文、連珠文などがある。

偏行唐草文軒平瓦

偏行唐草文軒平瓦には、620、621、624、625、626、627 の 6 種がある。文様後世をみると、唐草文には陽刻のものゝ陰刻のものゝあり、さらに左から右へ展開するものゝ、右から左へ展開するものゝに分かれる。また、大部分はその上下に細い隆線で結ばれた珠文が配されるが、1 例のみ珠文のないものゝみられる。偏行唐草文軒平瓦をこれらの組合せからみると、(1) 陽刻で左から右へ展開し、珠文をもつものゝ620、(2) 陽刻で右から左へ展開し、珠文をもつものゝ621、(3) 陰刻で左から右へ展開し、珠文をもつものゝ624・627、(4) 陰刻で右から左へ展開し、珠文をもつものゝ625、(5) 陰刻で右から左へ展開し、珠文のないものゝ626 となる。(3) の 624 と 627 については文様細部が異なる。範の大きさはいずれも瓦当面とほぼ同一と思われる。出土量は、620 が 162 点、621 が 177 点、624 が 31 点と多く、他の 3 種は数点にすぎない。

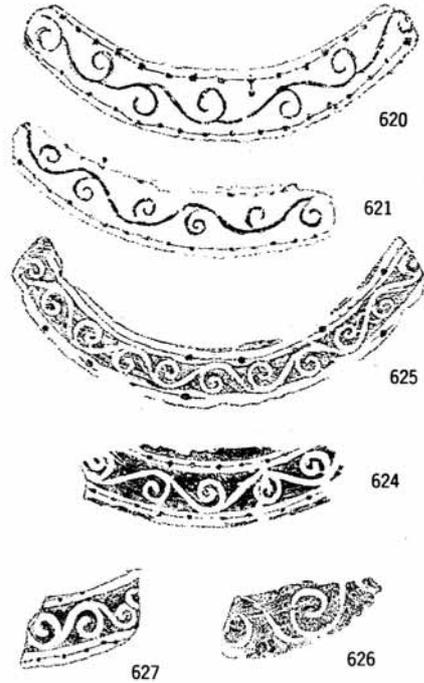


図 118 偏行唐草文軒平瓦

620 (PL.78-1) : 左から右へ展開する陽刻の唐草文と、その上下を画す細い隆線で結ばれた珠文をもつ軒平瓦である。162 点出土し、軒平瓦中 5.7%を占める。いずれも顎面は無文である。顎の断面は三角形をなす。用いられる平瓦には II B 類(一枚作り・凹面ナデ・凸面縄叩き目)の a₁タイプと a₂タイプとがある。胎土には砂粒を多く含み、色調は灰色を基調とするものが多い。

620

620 の基本的な製作工程は、(1)平瓦にヘラキザミを入れる、(2)粘土板を素材とした顎部を接合し凸型台上で叩き締める、(3)これとは別に範により瓦当部を作成し、範につめた状態のまま接合して顎面を叩き締める、(4)顎の段部を調整する、(5)両側面と凹面先端部をヘラケズリ調整する、という順である。ただし、このほかに(3)と(4)の間に顎面をナデ調整する工程が加わるものもある。(3)にみられる瓦当部を別に作り接合する技法は、620 と 621 に限ってみられる特異な技法である。(1)~(3)の平瓦部・顎部・瓦当部の接合に際して施されるヘラキザミのあり方や(4)の段部の調整の種類にはバラエティがある。

瓦当部の接合

以下では工程差を示す顎面調整の有無により、無調整の a タイプと、ナデ調整する b タイプとに分け、その特徴を述べる。量的には a タイプが 69%、b タイプが 31%となる。

細分

a タイプは顎面無調整で縄叩き目のみられるものである。縄叩き目は縦位のものに限ら

a タイプ

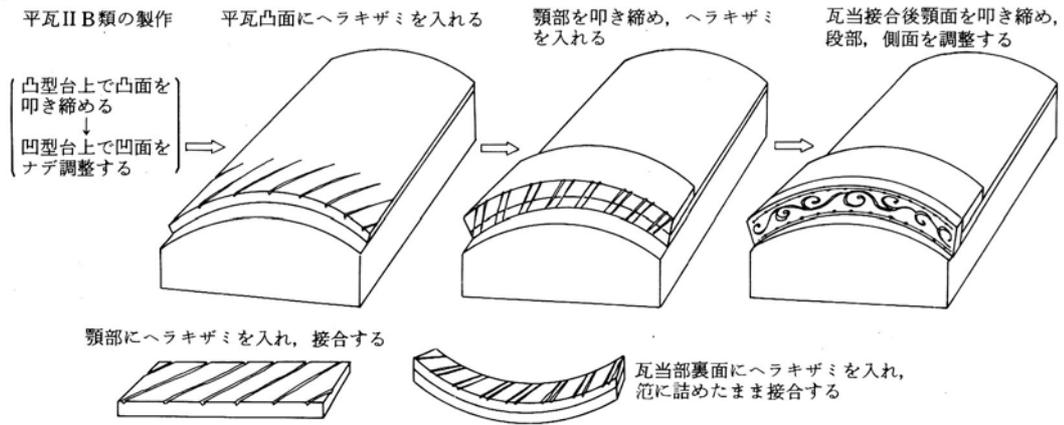


図 119 620-a タイプの基本的な製作工程

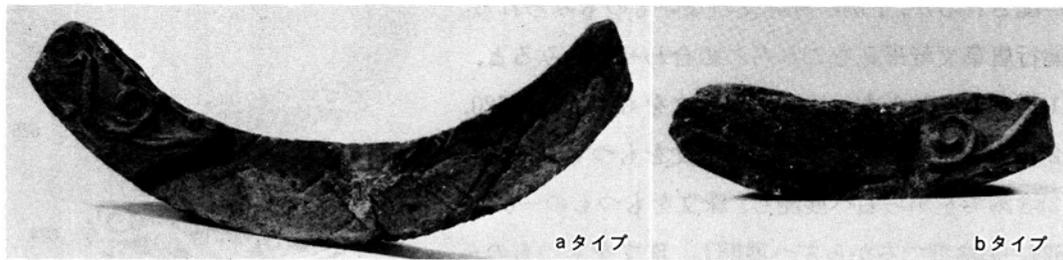


図 120 620 瓦当部の接合状況

れる。接合面のヘラキザミについてみると、顎部接合に際し平瓦部側と顎部側に平行斜線のヘラキザミを施している。また、瓦当部接合時にも瓦当部側と顎部・平瓦部側とに同種のヘラキザミを施している(図 119)。このヘラキザミは、2本を単位とする平行斜線を間隔をあけて施したものが多いが、中には接合面の弧に沿って多数の線を施したものもみられる。このタイプには、瓦当部が剥離したものが多くみられる(図 120 左)。顎の段部はすべてヘラケズリにより明瞭な段に仕上げられている。

bタイプ

bタイプは顎面をナデ調整したものである。調整が完全に行われるため、叩き原体は不明である。顎部は2枚の粘土板からなり、まず、(2)の段階で薄い粘土板を平瓦凸面に接合し、ついで瓦当部を接合し、さらにもう1枚の粘土板をその上に重ねていることが知られる(図 120 右)。接合時のヘラキザミは平瓦部の凸面と小口面にのみみられ、aタイプのように瓦当部側や顎部側に入れられた例はない。ヘラキザミの種類は平瓦部凸面が斜格子状に、小口面が左右対称の平行斜線に限られる。顎の段はすべてナデ調整によりなだらかな段に仕上げられている。

なお、620は仙台市神明社東方窯跡で採集されている⁽⁴³⁾。

621

621 (PL.78-2) : 右から左へ展開する陰刻の偏行唐草文と、その上下を画する細い隆線で結ばれた珠文をもつ軒平瓦である。177点出土し、軒平瓦中6.2%を占める。いずれも顎面は無文である。顎の断面は三角形をなす。用いられる平瓦にはII B類(一枚作り・凹面ナデ・凸面縄叩き目)のa₂タイプである。胎土には砂粒を多く含み、色調は灰色を基調とするものが多い。

621の製作工程は、(1)平瓦の凸面と小口面にヘラキザミを入れる。(2)これに顎部の一部をなす薄い粘土板を接合する。(3)これとは別に範により瓦当部を作り、範につめた状態で顎部を接合した平瓦と接合し、(2)の顎部の上にさらに薄い粘土を加える、(4)顎部を刷毛調整する、(5)顎の段部を幅の広いヘラ状工具でケズリ調整し、側面をヘラケズリ調整する、という順である。(1)のヘラキザミは、凸面では斜格子状のもの、小口面では弧に沿った無数の線を入れたものがみられる。(2)と(3)の段階で叩き締めがあったものと推定されるが、(3)の粘土の付加あるいは(4)の刷毛目調整のため顎部で叩き目を観察できるものは全くない。ただ、621の平瓦部凸面に限り縄叩き目の上に稲妻状の叩き目が重



複するものがしばしばみられ(図121)、稲妻状叩き目が顎部にも及んでいた可能性がある。また、瓦当上縁の弧の半径が平瓦部凹面のそれより大きいため、中央部では平瓦が瓦当上縁より下にずれて接合されることになり、この部分には若干の粘土が補充される。この現象からみると、瓦当部接合時には凸型台を用いておらず、範につめた瓦当部を下に置きこれに平瓦部を立てて接合して製作したものと考えられる。

なお、621は⁽⁴⁴⁾仙台市神明社東南地区窯跡で採集されている。

624 (PL.79-1.2)：左から右へ展開する陰刻の偏行唐草文と、その上下を画す細い隆線で結ばれた陽刻の珠文をもつ軒平瓦である。31点出土し、軒平瓦中1.1%を占める。これらの大部分は、顎面に半截管状工具で彫った鋸歯文とその上下を画する直線文をもつもの(PL.79-1)であるが、1例のみ顎の末端と先端に直線文をもつだけのもの(PL.79-2)がみられる。両者は顎面文様以外の点では以下に述べる共通した特徴をもっている。顎の断面は三角形をなす。用いられる平瓦はⅡB類(一枚作り・凹面ナデ・凸面縄叩き目)である。胎土には砂粒を多く含み、色調は灰色を基調とするものが多い。

624の製作工程は、(1)平瓦の凸面に斜格子状のヘラキザミを入れる、(2)顎を接合し、縄を巻いた原体で顎面と瓦当面を叩き締める、(3)顎面をナデ調整する、(4)顎の段部・瓦当面をヘラケズリ調整する、(5)瓦当面・顎面に施文する、(6)側面をヘラケズリする、という順である。瓦当施文の方法は、平瓦部が完全に瓦当面までおよんでいることから、620・621のような瓦当部を別個に作り平瓦・顎部に接合する方法とは大きく異なることが知られる。以下で述べるほかの軒平瓦も624と同じであり、むしろ620・621が特異な方法を用いているといえよう。

627 (PL.80-2.3)：左から右へ展開する陰刻の唐草文と、その上下を画す細い隆線で結ばれた陽刻の珠文をもつ軒平瓦であり、624と比べ上下の隆線の間隔が広い。瓦当部のみの小破片が4点出土した。627には、顎面に半截管状工具で彫った鋸歯文とその下を画す2本の直線文をもつaタイプ(3点)と、無文のbタイプがあるが、他の点では差異をみいだせ

624

627

ない。顎の断面は三角形をなす。用いられる平瓦は、凹面にナデがみられるが、種類は特定できない。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は灰色を基調とする。

627の基本的な製作工程は、(1)平瓦凸面に斜格子状のヘラキザミを入れる、(2)凸型台上で顎部を接合し、縄を巻いた原体で叩き締める、(3)顎面をナデ調整する、(4)顎の段部と瓦当面をヘラケズリ調整する、(5)範を押しつけて施文する、(6)側面をヘラケズリ調整する、という順である。aタイプについては、(6)の前に顎面施文の工程が加わる。

625 (PL.79-3) : 右から左へ展開する陰刻の唐草文と、その上下を画す細い隆線で結ばれた陽刻の珠文をもつ軒平瓦である。2点出土した。ともに顎面に半截管状工具で鋸歯文とその下を画す2本の直線文が彫られている。瓦当上縁の弧は他の範による軒平瓦に比べて曲率が大きい。顎の断面は三角形をなす。用いられる平瓦はII B類(一枚作り・凹面ナデ・凸面縄叩き目)のa₃タイプである。胎土には砂粒を多く含み、色調は赤褐色を基調とする。製作工程は624のaタイプと同じである。

626 (PL.80-1) : 右から左へ展開する陰刻の唐草文をもつ軒平瓦であり、上下の隆線や珠文はみられない。小破片2点が出土している。2例とも顎面は半截管状工具で彫った鋸歯文とその下を画す2本の直線文をもつ。顎の断面は三角形をなす。用いられる平瓦はII B類(一枚作り・凹面ナデ・凸面縄叩き目)である。胎土には砂粒を多く含み、色調は赤褐色を基調とする。製作工程は624-aタイプ、625と同様である。

均整唐草文軒平瓦

均整唐草文軒平瓦には660、720、721A、721Bの4種がある(図122)。文様をみると、珠文のある660と、珠文のたい720・721A・721Bに分かれる。後者の3種は、唐草文様が類似するが、唐草文を囲む区画線の本数がそれぞれ異なる。すなわち、720は上下・左右とも2本で、721Aは上下が各1本、左右が各2本、721Bは上下・左右とも1本である。660は、菜切谷廃寺跡の同範瓦によりさらに外側に周縁をもつものもあることが知られる。他の3種は、範が瓦当面より一まわり小さいため、いずれも無文の周縁が形成されている。量的には、721A・Bが多く、720・660はごく少ない。

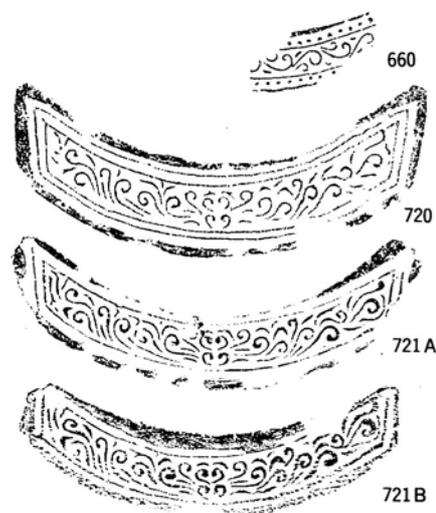


図122 均整唐草文軒平瓦

660 (PL.77-2) : 内区に均整唐草文、外区に珠文をもつ軒平瓦である。4点出土している。すべて顎面は無文である。顎の断面は長方形をなす。用いられる平瓦はII B類(一枚作り・凹面ナデ・凸面縄叩き目)のa₂タイプであり、縄叩き目の単位が非常に長い。胎土にはほとんど砂粒を含まない。色調は灰色を基調とする。

660の製作工程は、(1)平瓦の凸面に顎部を接合して叩き締める、(2)顎面をナデ調整する、(3)顎の段部と瓦当面をヘラケズリする、(4)範を押しつけて施文する、(5)側面をヘラケズリ

調整する、という順である。ただし、(1)の顎部の接合時に平瓦部側に斜格子状のヘラキザミを入れる工程が加わるものがみられる。顎部の粘土素材は不明である。

なお、660は色麻町日の出山窯跡群C・D地点で採集されている⁽⁴⁵⁾。

720 (PL.83-1) : 2 重の区画線で囲まれた均整唐草文をもつ軒平瓦である。13点出土している。顎面は無文で、顎の断面は三角形をなす。用いられる平瓦は**II B**類(一枚作り・凹面ナデ・凸面縄叩き目)のa₂タイプである。胎土には砂粒を多く含む。色調は灰色を基調とするが、表面に黒褐色の自然釉や灰がかかるものが多い。

720

720の製作工程は、(1)平瓦の凸面にヘラキザミを入れる、(2)顎部を接合して縄を巻いた原体で叩き締める、(3)顎面をナデ調整する、(4)顎の段部と瓦当面をヘラケズリ調整する、(5)範を押しつけて施文する、(6)側面と凹面先端部をヘラケズリ調整する、という順である。平瓦部のヘラキザミの種類と顎部の粘土素材については不明である。

721 (PL.82-3・83-2・84-1.2) : 上下の区画線が各1本となる均整唐草文の軒平瓦である。唐草文の構成は720と同様であるが、文様部分は720に比べて太い。721の側端の区画線についてみると、各2本のもの、各1本のものがみられる。両者の文様は、この側端の区画線の数を除けば細部に至るまで同じであることから、後者は前者の範の両側端を削り取ったものを用いて製作されたものと考えられる。また、両者は顎面文様、用いられる平瓦の種類、色調などの点でも特徴が異なる。したがって、以下では原範による前者を721A、改変した範による後者を721Bとしてそれぞれの特徴を述べる。

721

範 の 改 変

721A (PL.82-3・83-2) : 側端の区画線が各2本のものである。367点出土し、全軒平瓦の13.0%を占める。顎面には半截管状工具で彫られた鋸歯文とその下を画す1本の直線文をもつものと、無文のものがある。顎の断面は三角形をなす。用いられる平瓦には、**II B**類(一枚作り・凹面ナデ・凸面縄叩き目)のa₂タイプとa₃タイプがある。量的にはa₃タイプが圧倒的に多い。胎土には砂粒を多く含む。色調は赤褐色を基調とするものが多いが、灰色のものもみられ、表面に黒褐色や赤褐色の自然釉がかかるものが多い。

721A

721Aの基本的な製作工程は、(1)平瓦の凸面に斜格子状のヘラキザミを入れる、(2)これに3本程の粘土紐を並べて顎部とし、縄を巻いた原体で叩き締める、(3)顎面をナデ調整する、(4)顎の段部と瓦当面をヘラケズリする、(5)瓦当面・顎面へ施文する、(6)側面をヘラケズリ調整する、という順である。ただし、中には(3)の顎面調整のないものや、(5)の顎面施文のないものがある。また、顎面の縄叩き目には縦位のもの、横位のものがみられる。

以下では、顎面に文様をもつaタイプと、無文のbタイプに分けてそれぞれの特徴を述べる。量的には、aタイプが66%、bタイプが34%となる。

細 分

aタイプは、顎面に半截管状工具で彫られた鋸歯文とその下を画す1本の直線文をもつものである(PL.82-3)。このタイプの顎面は、無調整で縄叩き目の残るものが8割を占めるが、ナデ調整されたものも2割程みられる。前者の縄叩き目の方向には、横位のもの(7割)、縦位のもの(2割)と縦位と横位が重なるもの(1割)とがある。

aタイプ

なお、PL.82-3の断面図では瓦当部を別個に作成し、顎・平瓦部と接合したように推定

線を入れているが誤認であり、721A はすべて平瓦部が瓦当面までのびている(図 123)。

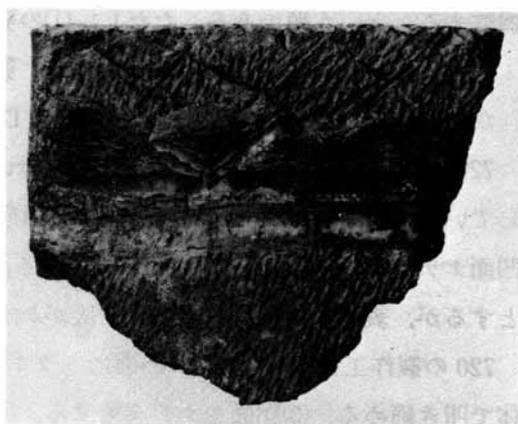


図 123 721A の顎部の接合状況

b タイプ

b タイプは顎面が無文のものである(PL.83-2)。この大部分は顎面が軽くナデ調整されているが、無調整のものも 2 割程みられる。前者の縄叩き目の方向は縦位と横位が重なるものが多いが、後者では横位のもの、縦位と横位が重なるものがあり、相半ばする。

なお、721A-a タイプは仙台市小田原窯跡群⁽⁴⁶⁾で採集されている。

721 B

721B (PL.84-1.2) : 側端の区画線が各 1 本のものである。184 点出土し、軒平瓦の 6.5% を占める。顎面には、へら状工具で描かれた波文をもつものと、無文のものがある。顎の断面には、斜辺の外反する直角三角形形状のもの、三角形のものが見られる。用いられる平瓦は II C 類(一枚作り・凹面布目・凸面縄叩き目)である。胎土は 721A と同様であり、色調は灰色を基調とする。721B の基本的な製作工程は 721A とほぼ同様であるが、顎面のほかに瓦当面と側面の叩き締め⁽⁴⁷⁾の工程が加わることが確認できること、顎面の調整が全くみられないこと、および、瓦当面・側面のへらケズリ調整や平瓦部凸面のへらキザミがないものが見られる点で 721A と異なる。

細

分

以下では、顎面に波文を描く a タイプと無文の b タイプに分け、それぞれの特徴を述べる。量的には a タイプが 7 割、b タイプが 3 割となる。

a タイプ

a タイプは、顎面に先端が丸味を帯びた太いへら状工具や先端の尖ったへら状工具で描いた波文をもつものである(PL.84-1)。顎の断面は斜辺の外反する直角三角形形状をなすものが多い。平瓦部の凸面には斜格子状のへらキザミが見られるものがある。顎面はナデ調整されるものが 3 割程あるが、7 割は無調整のものである。両者とも縄叩き目は縦位のものに限られる。瓦当面は叩き締め後へらケズリされるものと、無調整で縄叩き目を残すものがある。なお、顎面の施文に太いへら状工具を用いたものには、顎面ナデ調整がほとんどみられないのに対し、細い工具を用いたものには、顎面のナデ調整は半数にみられるといった傾向がうかがえる。

b タイプ

b タイプは顎面が無文のものである(PL.84-2)。a タイプとは顎の断面形、顎面調整などの点で若干異なる。顎の断面は三角形をなす。平瓦部にへらキザミを入れた例は確認されていない。顎面はナデ調整がなく縄叩き目を残す。縄叩き目は、縦位のものが多いが、横位のもの、縦位と横位が重なるものもみられる。

なお、721B-a タイプは仙台市五本松窯跡⁽⁴⁷⁾で採集されている。また、721B-b タイプは利府町春日大沢窯跡⁽⁴⁸⁾および仙台市安養寺中囲窯跡⁽⁴⁹⁾群の発掘調査で出土している。

連珠文軒平瓦

連珠文軒平瓦は 831 の 1 種のみで、出土量は少ない。範は瓦当面より一まわり小さい。

831 (PL.85-1.2) : 大きな珠文を連ねた文様の軒平瓦である。珠文の周囲と連珠の上下に凹線が施されているため、珠文間に上下に向かい合う三角形の陽出部が形成されている。**18点 831** 出土している。顎面はへら状工具で描かれた波文をもつものと、**図 124** 連珠文軒平瓦無文のものがある。顎の断面は、斜辺がやや外反する直角三角形形状をなす。用いられる平瓦はⅡC類(一枚作り・凹面布目・凸面縄叩き目)である。胎土には砂粒を多く含み、色調は灰色を基調とするものが多い。



920

831

831 の基本的な製作工程は、**(1)**平瓦凸面にへらキザミを入れる、**(2)**顎を接合し、縄を巻いた原体で顎面・瓦当面および側面を叩き締める、**(3)**顎の段部をナデないしへらケズリにより調整する、**(4)**瓦当面をへらケズリ調整する、**(5)**瓦当面・顎面に施文する、**(6)**側面をへらケズリする、という順である。ただし、中には**(1)**のへらキザミ、**(4)**の瓦当面のケズリ調整、**(5)**の顎面施文、**(6)**の側面のケズリ調整がないものもある。顎部の粘土素材は不明である。

以下では、顎面に波文をもつ **a** タイプと、無文の **b** タイプに分け、それぞれの特徴を述べる。出土量は、**a** タイプが **10** 点、**b** タイプが **8** 点である。

細 分

a タイプは顎面にへら状工具で波文を連続的に描いたものである(**PL.85-1**)。平瓦部のへらキザミはない。顎面にナデ調整はみられず、縄叩き目を残す。縄叩き目は縦位と横位が重なるものがほとんどである。顎段部の調整はへらケズリの場合が多い。瓦当面はへらケズリされる。また、側面はへらケズリされるものと無調整のものがある。

a タイプ

b タイプは顎面が無文のものである(**PL.85-2**)。平瓦部にはへらキザミ(種類不明)がみられる。顎面には **a** タイプと同様縄叩き目が残るが、縦位のものに限られる。顎段部の調整はナデの場合が多い。瓦当面のケズリ調整は全くなく、縄叩き目を残す。側面の状況は **a** タイプと同様である。

b タイプ

なお、**831-a** タイプは⁽⁵⁰⁾仙台市堤町窯跡で採集されている。

その他の軒平瓦

このほかの範による軒平瓦として連符状の文様をもつ **920** が **1** 種ある。範は瓦当面より一まわり小さい。出土量はきわめて少ない。

920 (PL.85-5) : 3箇の珠文を左下方から隆線で結んだものを連ねた軒平瓦である。**3** 点出土している。顎面は無文である。顎の断面は斜辺が外反する直角三角形形状である。用いられる平瓦はⅡC類(一枚作り・凹面布目・凸面縄叩き目)である。胎土には砂粒を多く含み、色調は灰色を基調とする。



920

920

図 125 920 軒平瓦

920 の製作工程は、**(1)**平瓦の凸面にへらキザミ(種類不明)を入れる、**(2)**顎を接合して、縄を巻いた原体で顎面・瓦当面および側面を叩き締める、**(3)**顎の段部をナデ調整する、**(4)**瓦当面に施文する、**(5)**側面をへらケズリする、という順である。顎面と瓦当面にはケズリ調整がなく、縄叩き目がみられる。顎面の縄叩き目は縦位のものに限られる。顎の粘土素材は不明である。

c 無文軒平瓦

以上述べた手描き軒平瓦と筈による軒平瓦のほかに、瓦当面に全く文様を施さない**641**がある。

641

641 (PL.77-3) : 無文軒平瓦である。15点出土している。顎面に文様はなく、顎の断面は三角形をなす。用いられる平瓦はⅡB類(一枚作り・凹面ナデ・凸面縄叩き目)である。胎土には砂粒を多く含む。



641

色調は灰色を基調とするものと黒褐色のものがある。**641**の基本的な製作工程は、(1)平瓦の凸面にヘラキザミを入れる、(2)顎を接合し、縄を巻いた原体で叩き締める、(3)瓦当面・顎の段部・側面をヘラケズリする、という順である。ただし、若干ながら(2)と(3)の間に顎面のナデ調整が加わるものもある。なお、**641**は瓦当文様がない点を除けば単弧文軒平瓦**640**ときわめて類似している。

図126 無文軒片瓦

なお、**641**は仙台市蟹沢中窯跡の発掘調査で出土している。

(5) 道 具 瓦

道具瓦としては、鬼板、熨斗瓦、隅切瓦のほか、用途不明のものが若干出土している(PL.92~95)。

a 鬼 板

鬼板には重弁蓮花文鬼板と鬼面鬼板の2種がある(PL.94・95)。

950 C

重弁蓮花文鬼板 950C 小片が8点出土しており、いずれも同一の筈によるアーチ形の鬼板と考えられる(PL.94-1~4)。これらの破片と同筈であることが知られている大吉山窯跡群出土の鬼板⁽⁵²⁾を合わせて復原すると、図127のようになる。その文様後世は、大型の重弁蓮花文を中心に据え、周囲に蓮珠文をめぐらし、さらに両脚部に蓮花の蕾を配したものである。また、左脚部の蕾の左下には判読不能の陽出文字が認められるが、これは大吉山窯跡の鬼板を参考にすると、「小田建万呂」と記されていたものと推定される。

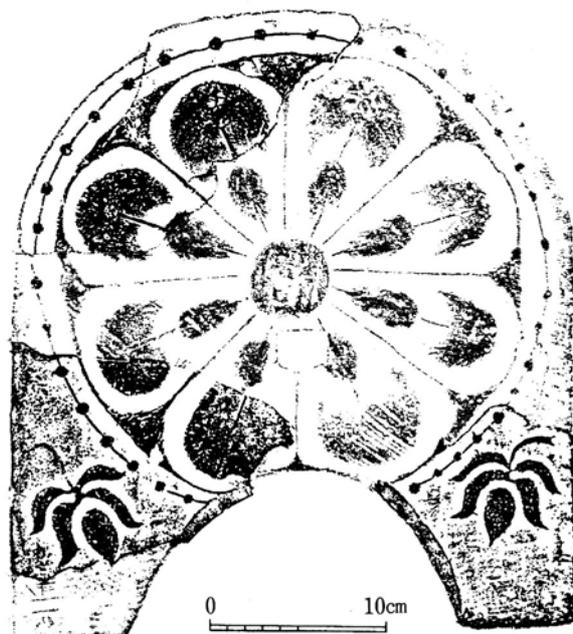


図127 950C 復原図

範は柁目材を素材としたものであり、鬼板の周縁にその端の痕跡が観察されることから、鬼板と同形のアーチ形であったことがわかる。胎土には緻密で砂粒をほとんど含まない。色調は灰色を基調とする。

ところで、ここで復原した鬼板は、多賀城廃寺跡出土の重弁蓮花文鬼板 950B(PL.94-5)と比較すると、方形とアーチ形という違いはあるものの同じ文様構成であることが知られる。さらに両者の文様細部、範の木目痕および範製作時のキズ痕が全く一致していることから、政庁跡の鬼板 950C の範は多賀城廃寺跡の方形鬼板 950B の範の周縁をアーチ形に削り取ったものであることが明らかである。ただし、両者は調整や厚さの点において相違をみせている。方形鬼板 950B は裏面に簀の子の圧痕を残すものが多く、4 cm前後の厚さをもつのに対し、アーチ形の鬼板 950C は例外なく裏面がヘラケズリされ、厚さも2 cm程と極端に薄い傾向がみられる。こういった相違は 950B の製作地が日の出山窯跡群であり⁽⁵⁴⁾、一方の 950C が大吉山窯跡群であるという製作地の違いによるものであろう。大吉山窯跡での共伴関係から 950C は重弁蓮花文軒丸瓦 129 および重弧文軒平瓦 511 と組むことが確認されている。

なお、多賀城廃寺跡からは、950B と同範であるが範の左脚部に「小田建万呂」の文字を彫り込まない 950A が出土している⁽⁵⁵⁾。

鬼面鬼板 960 小片を含めて 24 点が出土している。この中には眼の破片が 8 点、眉の破片が 3 点、左脚部が 2 点、右脚部が 2 点みられ、4 個体以上の破片であることが確認される。PL.95-1 は、このうち 1 個体分について復原を試みたものであり、幅 32.5 cm、高さ 43.5 cm程で、起伏の著しい鬼面のアーチ形鬼板になる。頭頂部には円形の釘穴があり、下端部には半円形の削り込みがみられる。表面は粗雑なナデによって仕上げられており、範によって製作されたものとは考え難い。断面観察からも、粘土塊を順次付加しながら鬼面を形作っていったことが確認される。裏面は大きく抉られており、ヘラケズリ及びナデにより調整されている。胎土には砂粒を多く含み、色調は黄燈色でやや軟質である。

PL.95-2 は左下半の破片で、下端に半円形の削り込みがみられる。製作技法は 1 とほぼ同様と思われるが、頬の高まりが長く、また、歯の周辺が高いことなど鬼面の表現がかなり異なっている。色調も PL.95-1 と異なり灰色を基調とする。このほかに色調がこれと類似した眉かと思われる小片があり、同一個体の可能性が考えられる。

他の破片については不明な点が多いが、前述の 2 例に類した鬼板と思われる。これらの色調は PL.95-1 と同様である。

b 熨斗瓦

熨斗瓦は 6 点出土している(PL.93、図 128)。これらは幅が 14 cm程の I 類と、幅が 4.5 cmと狭い II 類とに分れる。出土量は I 類が 5 点、II 類が 1 点となる。

I 類 完形品 PL.93-4 によって法量をみると広端幅 14 cm、狭端幅 12.5 cm、長さ 34 cm、厚さ 2~2.5 cmとなる。いずれも平坦な熨斗瓦であり、一側面にのみ深さ 0.7 cmの分割線が

認められ、他の三辺はヘラケズリされている。また、表裏の面にはともに布目と縄叩き目が重複してみられ、その前後関係は表裏で逆となっている。以上の観察から、この熨斗瓦の製作工程は(1)布を敷いた平坦な台上で熨斗瓦2枚分の粘土板を叩き締める、(2)同じ台上で粘土板を反転して叩き締める、(3)中央に分割線を入れ、周辺をヘラケズリ調整する、(4)焼成後に分割する、という順であったことが知られる。胎土は砂粒を含むもので、色調は黒色を基調とする。

類

Ⅱ類 幅4.5 cm、長さ10 cm以上、厚さ2.2 cmの平坦な熨斗瓦である(図128)。片側面に深さ1.5 cmの分割線が認められ、一方の側面はヘラケズリ調整されている。また、一方の面にはナデ、他方の面にはつぶれ気味の縄叩き目がみられる。以上の痕跡から、この熨斗瓦の製作工程は、(1)平坦な台上で熨斗瓦2枚分の粘土板を叩き締める、(2)粘土板を反転させ同じ台上に直接のせてナデ調整する、(3)中央に分割線を入れ、周辺をヘラケズリ調整する、(4)焼成後分割する、という順であったことが知られる。なお、(2)の段階で布を用いていないことは明らかであるが、(1)の段階については不明である。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は黄灰色を基調とする。

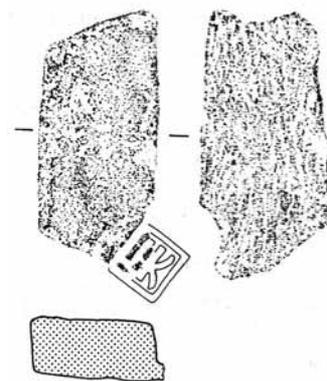


図128 熨斗瓦(補)Ⅱ類

c 隅切瓦

隅切瓦は21点出土している(PL.92・93)。いずれも平瓦の隅を焼成前に切り落したものである。狭端部を切ったものが多いが、まれに広端部の場合もみられる。また、これらの大部分は平瓦端部の辺を残さずに切り先端が三角形をなすものであるが、1点のみ端部の辺を一部残して切るものがある。前者の場合、先端の角度は約25～55°でのぼらつきがあ

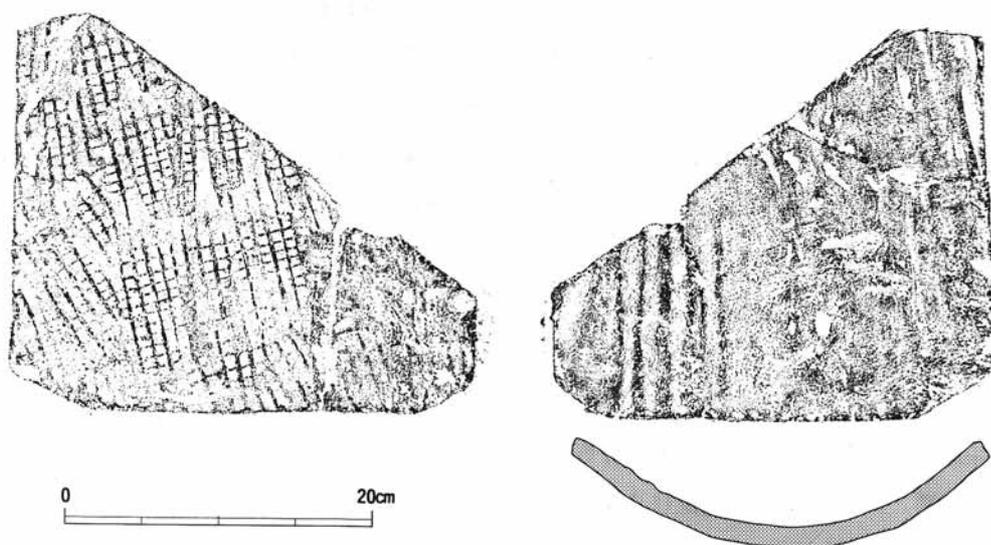


図129 隅切瓦(補)

るが、45°前後のものが多い。また、右上隅を切るものと左上隅を切るものは相半ばしてみられる。用いられる平瓦の種類からみると、I A類が10点(PL.92-1.2)、I B類が2点(PL.93-1)、I C類-aタイプが4点、I C類-bタイプが1点(PL.93-3)、I D類が3点(図129)、II A類が1点(PL.92-3)となり、桶巻き作りによるものが圧倒的に多い。また、端部を一部残して切り落すのはI C類-bタイプである。

d その他

このほか、PL.95-3のような特殊な瓦が2点出土した。軒平瓦721Bと同じ範を用いて上下2段に均整唐草文を押し厚さ2.5cmほどの瓦当部を作り、これに平瓦を接合し、さらに凸面側に顎部を接合したものである。この形は軒平瓦に類似するが、瓦当部の半分が平瓦部凹面側に突出している。顎にはへら状工具により波文が描かれている。また、顎面・瓦当面とも調整は施されておらず、全面に縄叩き目を残している。

特殊瓦

(6) 塼

ここで塼としたものには、裏面に抉りのないものと、抉りのあるものがある(PL.96~98)。後者の抉りが何を目的として入れられたかについては不明であるが、ここでは塼の一種と考えておきたい。以下抉りのないものをI類、抉りのあるものをII類とする。I類、II類ともに文様のあるAと無文のBに細分される。各類の出土点数は、I A類が4点、I B類が7点、II A類が4点、II B類が33点である。

I A類 抉りのない文様塼である。木製の範による文様塼2種(PL.96-1~3)と手彫りによる文様塼1種(PL.97-1)があり、計4点出土した。

A類

PL.96-1は正面に鹿文様、上側面に唐草文が浮彫的に表現されたものである。1点出土した。鹿の上面は、範への粘土の入り方が不十分であったためか、微細な文様表現がなく平坦な低い高まりとなっている。また、側面上端には幅0.6cm程の隆帯がみられる。三辺と裏面が欠けているため本来の法量は不明であるが、側面の右端(PL.96-1では左端)の文様を唐草文の中心飾とすれば、横の長さは左右を折り返すことにより約28cm以上と推測される。胎土は砂粒を含まないもので、色調は灰色を基調とする。なお、PL.96-1の断面図では裏面に抉りのあるような推定線を記しているが、これは誤りである。

鹿文塼

PL.96-2.3は正面に神獣文様、下側面に唐草文が浮彫的に表現されたものである。2点出土した。厚さは2が6.0cm、3が6.3cmであり、裏面はともにへらケズリ調整されている。両者は正面にみられる前足の位置や形からみて同範の塼と考えられる。そこで両者を合成すると図130のようになり、側面の文様も少なくとも右と下の2面にあることが確認される。さらに下側面の左端の文様を唐草文の中心飾と仮定すると、横の長さは左右を折り返して21cm程と推定される。縦の長さについては、右側面の唐草文が下側面と比較して左右の展開の間隔がつかまっていることから横よりも若干短いと思われる。したがって、

神獣文塼

この埴の正面形は図 130 のような左右が長い長方形のものとして推定することができる。胎土は砂粒をやや含むものであり、色調は灰色を基調とする。

なお、ここで復原した神獣文埴と前述の鹿文埴とは、推定される横の長さに違いがあるが、獣類を正面のモチーフとしている点や側面の唐草文の構成とその上端にみられる縁の状況が共通していることから、組み合うものと考えられる。また、側面

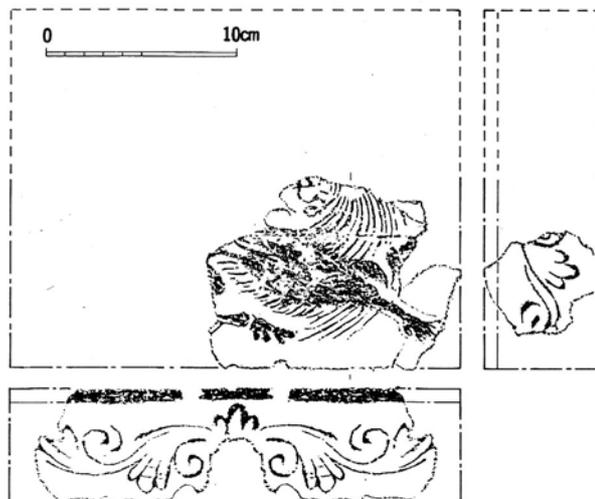


図 130 神獣埴推定復原図

の唐草文と類似した文様は仙台市燕沢遺跡出土の軒平瓦の瓦当面にみられる⁽⁵⁶⁾。

手彫り文様埴

PL.97-1 は、全体をヘラケズリした後、裏面を除く各面に手彫りによって文様を表した長方埴である。正面の文様は半截管状の工具で周囲を彫りくぼめることによって浮き上がらせたもので、粗雑に仕上げられている。幅は 7.5 cm、厚さ 5.5 cm、現存長 13.5 cm である。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は灰色を基調とする。

B類

I B類 抉りのない無文埴である。7 点出土した。全面に平行叩き目がみられる a タイプ (PL.97-2) とヘラケズリ調整される b タイプがある。出土量は a タイプが 4 点、b タイプが 3 点である。a タイプは 4 点とも幅が約 8 cm、厚さ 5.5 cm で、法量に規格性が認められる。長さは不明であるが、現存長 13 cm のものがある。胎土は砂粒をやや含むもので、色調は灰色を基調とする。b タイプは幅 7.5 cm 程、厚さ 3.4~5.7 cm のものである。長さは不明であるが、現存長 9.8 cm のものがある。胎土には砂粒をほとんど含まないものと多く含むものがあり、色調はすべて灰色を基調とする。

A類

II A類 抉りのある埴のうち、正面に文様を施したものである。4 点とも全面をヘラケズリした後、正面にヘラによって PL.98-1 のような矢羽根状の文様が描かれたものである。これらの破片を総合すると、その法量は幅 9 cm、厚さ 6 cm 程で、長さは 11 cm 以上と推定される。裏面は横断面 U 字形に大きく抉られており、その内面は粗雑にナデ調整されている。なお、これらは黄橙色ないし黄白色を呈し、もろいことから二次的な火熱を受けたものと思われる。

B類

II B類 裏面に抉りのある無文の埴である。33 点出土した。いずれも厚さは 5 cm 程であるが、幅では 5 cm 程の小型のものと 8 cm 前後の比較的大型のものがみられる。また、全面に叩き目がみられるものと、全面がヘラケズリ調整されるものがある。以上述べた大きさと各面の痕跡とから II B類は、a タイプ：小型で全面に叩き目のみられるもの、b タイプ：小型で全面がヘラケズリ調整されるもの、c タイプ：大型で全面に叩き目のみられるもの、d タイプ：大型で全面がヘラケズリ調整されるもの、の 4 タイプに分けられる。量

的には、aタイプが2点、bタイプが2点、cタイプが14点、dタイプが15点である。

aタイプは小型で全面に叩き目がみられるものである(PL.98-2)。叩き目には縄叩き目と格子叩き目がある。裏面の挟りは横断面U字形の溝状になっており、IIA類やIIB類のc・dタイプと比較してかなり狭い。胎土には砂粒をほとんど含まないものと多く含むものがあり、前者は格子叩き目のもの、後者は縄叩き目のものである。色調はともに灰色を基調とする。

aタイプ

bタイプは小型で全面がヘラケズリ調整されるものである。裏面の挟りはaタイプと類似する。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は灰色を基調とする。

bタイプ

cタイプは、14点とも幅8cm、厚さ5cm前後の大型で、縄叩き目を残すものである(PL.98-3)。正面の四辺の稜は面取りされている。裏面の挟りは平面が長方形で横断面は逆M字形であり、a・bタイプよりも大きい。その内面は粗雑にナデ調整が行われている。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は灰色を基調とするものが多い。

cタイプ

dタイプは大型で全面がヘラケズリされたものであり、15点出土した。完形品によると法量は幅8.0cm、長さ23.5cm、厚さ5.2cmであり(PL.98-4)、ほかもこれに近いものと思われる。いずれも裏面の四辺以外の稜が面取りされている。裏面の挟りの平面形と大きさはcタイプと類似するが、横断面はすべてL形で、内面が丁寧にナデ調整される点で明瞭な違いを示す。小口面にしばしばヘラ記号「×」がみられるのもこのタイプの特徴である。胎土には砂粒をほとんど含まないものとやや含むものがあり、色調は灰色を基調とする。

dタイプ

(7) 文字・記号瓦類

政庁地区・政庁北方地区から出土した瓦の中には、文字、記号あるいは戯画を記したものがみられ、その総数は1,271点にのぼる。量的には文字瓦が93%を占めており、圧倒的に多く、記号瓦が7%で、戯画瓦は2点にすぎない。これらの表記方法には、a：ヘラ書きによるもの、b：刻印によるもの、c：凸型台によるもの、d：叩き板によるもの、e：筥によるもの、とがみられる。これらのうちでは刻印によるものが75%と圧倒的に多く、ヘラ書きによるものが19%でこれにつぎ、他はきわめて少ない。また、主体を占める文字瓦の内容についてみると、地名ないし人名と明確に判断できるものに「伊具郡麻」「新田伊良口」「丸子マ大万口」「新田」「小田」「富田」「太田」の7例があるのみで、その他は内容が不明なものである。以下では表記方法ごとにa～eの順に記述してゆく。

a ヘラ書き瓦

ヘラ書き瓦には戯画瓦・文字瓦・記号瓦がある(PL.99～102)。これらが記される瓦の部位をみると、戯画瓦は平瓦凸面、文字瓦は丸瓦玉縁部・丸瓦凸面・丸瓦凹面・平瓦凸面・平瓦凹面・平瓦小口面・軒丸瓦瓦当面・軒平瓦凹面、記号瓦は丸瓦凹面・平瓦凹面に記されている。以下では、戯画瓦、文字瓦、記号瓦に大別し、表記部位ごとにみてゆく。

戯画瓦

平瓦凸面に仏像を描いたものと唐草文を描いたものが1点ずつある。

PL.99-1: 細いへらにより仏像を描いたものである。上半と右半分が欠けているが、蓮華座にのる座像で、衣文が表現されている。また、左上には光背かとみられる線がある。平瓦はIA類で、凹面には凸型台の圧痕が明瞭についている。

図131-1: 半截管状工具により唐草文を彫ったものである。小破片のため全体の文様構成は不明である。平瓦はIA類である。

文字瓦

丸瓦玉縁部の文字

丸瓦玉縁部に記された文字瓦 丸瓦玉縁部にへら書きされた文字瓦は130点出土している。1文字だけのものには、「下」「常」「木」「毛」「上」「十」がみられ、2文字のものには「富田」「下入」とがある。このうち「下」が69点と最も多く、「常」の26点がこれに

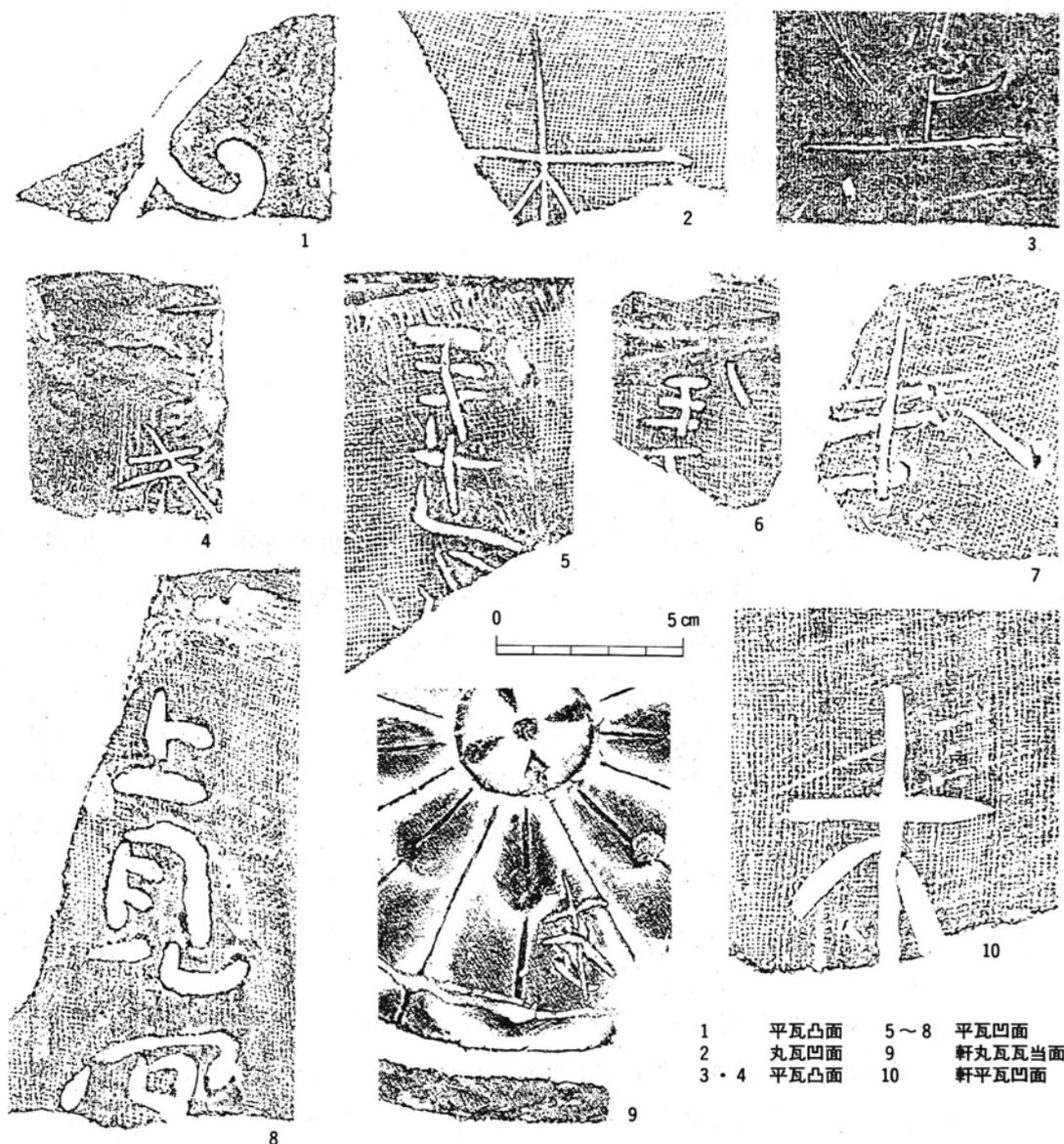


図131 へら下記瓦(補)

つぎ、他は少ない。これらはすべて細いへらを用いて書かれたものであり、大部分は玉縁のほぼ中央にみられるが、「富田」の中には極端に側端に片寄るものもある。丸瓦はⅡB類(粘土紐巻き作り、有段)に限られ、胎土・色調も共通する。胎土は緻密で砂粒をほとんど含まず、色調は灰色を基調とする。

「下」(PL.99-2) : 69点ある。叩き目が観察できるものでみると、大部分がⅡB類のaタイプ(縄叩き目)であるが、cタイプ(矢羽根状叩き目)も若干含まれている。なお、同様の「下」の文字瓦は日の出山窯跡群B・D地点⁽⁵⁷⁾と大吉山窯跡群⁽⁵⁸⁾で採集されている。

「常」(PL.99-4) : 26点ある。叩き目の観察できるものでみると、丸瓦はⅡB類のaタイプ(縄叩き目)とbタイプ(格子叩き目)である。なお、同様の「常」の文字瓦は日の出山窯跡群D地点⁽⁵⁹⁾で採集されている。

「木」(PL.99-3) : 13点ある。叩き目が観察できるものでみると、丸瓦はすべてⅡB類のaタイプ(縄叩き目)である。同様の「木」の文字瓦は日の出山窯跡群D地点⁽⁵⁹⁾で採集されている。

「毛」(PL.99-6) : 11点ある。叩き目が観察できるものでみると、丸瓦はすべてⅡB類のbタイプ(格子叩き目)である。同様の「毛」の文字瓦は日の出山窯跡群D地点⁽⁶⁰⁾と大吉山窯跡群⁽⁶⁰⁾で採集されている。

「上」(PL.99-5) : 7点ある。叩き目が観察できるものでみると、丸瓦はすべてⅡB類のaタイプ(縄叩き目)である。なお、同様の「上」の文字瓦は日の出山窯跡群B地点⁽⁵⁹⁾で採集されている。

「十」(PL.99-7) : 1点ある。小破片のため丸瓦の詳細は不明である。

「富田」(PL.99-8) : 2点ある。「富」は冠に「ワ」を用い、第4画を省略した異体字で書かれている。丸瓦はⅡB類のaタイプ(縄叩き目)である。

「下入」(PL.99-9) : 1点ある。玉縁部かとみられる小破片に記されたもので、丸瓦の詳細は不明である。

丸瓦凸面に記された文字瓦 丸瓦の玉縁部を除いた凸面にへら書きされた文字瓦は 12 **丸瓦凸面の文字**
点出土している。「富田」「太田」「下」「井」「年王^カ」「瓦^カ」「瓦瓦」がみられ、これらのほか判読不能なものもいくつかある。いずれも細いへらを用いて書かれている。丸瓦の種類
の判るものはすべてⅡB類であり、灰色を基調とする点は共通するが、胎土では砂粒をほとん
ど含まないものと、多く含むものがある。

「富田」 : 2点ある。第1文字目の「富」は玉縁部に書かれた「富田」と同じ異体字で書かれている。丸瓦はⅡB類のaタイプ(縄叩き目)で、胎土には砂粒をほとんど含まない。

「太田」(PL.99-10) : 1点ある。丸瓦はⅡB類のaタイプ(縄叩き目)であり、胎土には砂粒をほとんど含まない。

「下」 : 3点ある。丸瓦はⅡB類のaタイプ(縄叩き目)であり、胎土には砂粒をほとんど含まない。

「井」(PL.100-4) : 3点ある。丸瓦はⅡB類のaタイプ(縄叩き目)であり、胎土には砂

粒を多く含む。

「年王」(PL.100-1) : 1点ある。丸瓦の詳細は不明である。

「瓦」(PL.100-2) : 1点ある。つぎに述べる「瓦瓦」とやや類似することから「瓦」としたが、構のはね方や中の点が縦に書かれていることなどが異なり断定はできない。丸瓦は粘土紐巻き作りによるものである。胎土には砂粒を多く含む。

「瓦瓦」(PL.100-3) : 1点ある。「瓦」の崩し字が縦に2文字並べて書かれている。丸瓦の詳細は不明である。

丸瓦凹面の文字

丸瓦凹面に記された文字瓦 丸瓦凹面にヘラ書きされた文字瓦は12点出土している。これには「生」「田」「丸」「九」「七」「木」がみられる。丸瓦は種類を確定できないものが多い。色調はいずれも灰色を基調とするが、胎土では砂粒をほとんど含まないものと多く含むものがある。

「生」(PL.100-5) : 2点ある。丸瓦は粘土紐巻き作りによるもので、縄叩き目がみられる。胎土には砂粒をほとんど含まない。

「田」(PL.100-6) : 5点ある。丸瓦はⅡB類-aタイプ(縄叩き目)であり、胎土には砂粒を多く含む。

「丸」(PL.100-7) : 1点ある。丸瓦は粘土紐巻き作りによるもので、縄叩き目がみられる。胎土には砂粒を多く含む。

「七」(PL.100-8) : 1点ある。丸瓦は粘土紐巻き作りによるもので、縄叩き目がみられる。胎土には砂粒を含む。

「九」(PL.100-9) : 2点ある。丸瓦は粘土紐巻き作りによるもので、縄叩き目がみられる。胎土には砂粒を多く含む。

「木」(図131-2) : 1点ある。下半が欠けているが「木」かと思われる。丸瓦は粘土紐巻き作りによるものである。胎土には砂粒を多く含む。

平瓦凸面の文字

平瓦凸面に記された文字瓦 平瓦凸面にヘラ書きされた文字瓦は5点出土している。これには「伊具郡麻」「下」「上」「貳」と、判読不能なものがある。いずれも細いヘラが用いられている。平瓦にはⅠA類とⅡB類がみられる。

「伊具郡麻」(PL.100-11) : 1点ある。「麻」の下に文字は続かないが、伊具郡麻績郷を指すと考えられる。凹面には丸Aの刻印がみられる。平瓦はⅡB類である。胎土は砂粒を多く含むもので、色調は黒褐色を基調とする。

「下」(PL.100-10) : 1点ある。平瓦ⅠA類の凸面広端部隅に小さく記されたものである。凹面には凸型台の圧痕が明瞭についている。なお、こういった特徴を持つヘラ書きの文字瓦は多賀城廢寺跡から出土しており、凹面中央部には凸型台によって生じた陽出の「下」の左文字があることが知られる。⁽⁶¹⁾

「上」(図131-3) : 1点ある。平瓦はⅠA類である。

「貳」(図131-4) : 1点ある。平瓦はⅠA類の小破片である。

PL.101-1 : 判読不能なものである。

平瓦の凹面に記された文字瓦 平瓦の凹面にへら書きされた文字瓦は 22 点出土している。これには「玉造」「玉仁」「玉」「上見^囿」「丸子マ大万仁」「大七」「九」「上工」「乙」「大」「井」「^カ戊」「伊」「^カ件」「七」がみられ、ほかに判読不能なものが若干ある。これらの大部分は細いへらによって書かれたものであるが、「七」には先端の丸い太いへらが用いられている。平瓦には I B 類、I C 類、II B 類、II C 類がみられる。

平瓦凹面の文字

「玉造」(図 131-5) : 1 点ある。「造」は「玉」に比べて大きく書かれている。平瓦は I B 類とみられる。

「玉仁」(図 131-6) : 1 点ある。平瓦は I B 類とみられる。

「玉」(図 131-7) : 2 点ある。平瓦は I B 類である。

「上見^囿」(図 131-8) : 1 点ある。末尾の文字は下半が欠けているが、丸瓦玉縁部に書かれた「富田」の「富」と同じ異体字かとみられる。平瓦は I C 類-a タイプであり、凸面に矢羽根状叩き目がみられる。

「丸子マ大万仁」(PL.101-3) : 1 点ある。「丸子」の付近は表面が剥離しており、「万」の下は欠損している。平瓦は II B 類-a タイプである。

「大七」(PL.101-5) : 1 点ある。平瓦は II B 類であり、二次的火熱を受けている。

「九」(PL.101-10) : 1 点ある。平瓦は II B 類であり、色調は黒色を基調とする。

「上工」(PL.101-4) : 1 点ある。平瓦は II C 類である。

「乙」(PL.101-6) : 1 点ある。平瓦 II C 類の凹面中央部に書かれている。

「大」(PL.101-7) : 3 点ある。いずれも平瓦 II C 類の凹面中央部に書かれている。

「井」「^カ戊」「伊」「^カ件」(PL.101-8.11・102-2.4) : 各 1 点出土した。平瓦はいずれも II C 類である。

「七」(PL.102-5) : 1 点ある。平瓦は II C 類である。

このほか判読できないものとしては、PL.101-9、PL.102-1.3.6 が各 1 点出土している。平瓦はすべて II C 類である。

平瓦小口面に記された文字瓦 平瓦小口面にへら書きされた文字瓦は、「子」の 1 点が出土した。細いへらが用いられている。平瓦は II B 類であり、凸面に凹型台に起因する方形のくぼみがみられる。色調は赤褐色を基調とする。

平瓦小口面の文字

軒丸瓦瓦当面に記された文字瓦 軒丸瓦の瓦当面にへら書きされた文字瓦には、「木」の 1 点がある。軒丸瓦は重弁蓮花文 127 であり、右下の蓮弁に細いへらで書かれている(図 131-9)。

軒丸瓦瓦当面の文字

軒平瓦凹面に記された文字瓦 軒平瓦凹面にへら書きされた文字瓦は 12 点出土している。これには細いへらによる「新田^伊良仁」「コ良門」「新田」「コ王」と、太いへらによる「上富」「上見」、および半截管状工具による「木」がある。これらの文字瓦はすべて軒平瓦 511 である。大部分は平瓦部凹面の瓦当付近に記されたものであるが、「木」の 1 例のみ平瓦部凹面の中央に彫られている。

軒平瓦凹面の文字

「新田^伊良仁」(PL.101-9) : 1 点ある。多賀城廃寺跡出土の軒平瓦 511 にみられる「新

田伊良門⁽⁶²⁾」と文字の形・瓦の種類が共通することから、同種の文字瓦と考えられる。軒平瓦は511-cタイプであり、平瓦部凸面では格子叩き目の上に平行叩き目が重複する。なお、日の出山窯跡群C地点で「新田伊仁」とへら書きされた軒平瓦511が採集されている。⁽⁶³⁾

「コ良門」(PL.102-8)：1点ある。「門」の書き方が上記の「新田伊良門」と共通していることから、同種の文字瓦とみられる。瓦当部を欠く顎の段付近の破片資料であるが、胎土、色調の点から511と考えられる。

「新田」(PL.102-7)：6点ある。下に文字は続かず完結している。瓦はいずれも511-cタイプである。平瓦部の遺存状況の良い資料をみると、凸面は格子叩き目の上に平行叩き目が重複している。小破片資料では格子叩き目のみ残るものと平行叩き目のみ残るものとがみられる。

「コ王^カ」(PL.102-10)：1点ある。上と左側が欠けている。末尾の文字を「王」としたが、丸瓦凹面に書かれた「生」と同じ文字の可能性もある。軒平瓦は511-bタイプないしcタイプである。

「上富」(PL.102-11)：1点ある。「富」の下は欠損している。「富」は丸瓦にみられたへら書き文字「富田」と同じ異体字である。軒平瓦は511-cタイプであり、平瓦部の叩き目は格子叩き目の上に矢羽根状叩き目が重複する。顎部は剥離している。

「上見」(PL.102-12)：1点ある。軒平瓦は511-cタイプとみられる。平瓦部の叩き目は不明であるが、顎面には矢羽根状叩き目が残る。

「木」(図131-10)：1点ある。平瓦部のほぼ中央に半截管状工具で彫ったものである。軒平瓦は511-bタイプである。顎部は剥離している。

記号瓦

丸瓦凹面の記号 丸瓦凹面に記された記号瓦 丸瓦凹面にへら書きされた記号瓦は3点ある。これには、「×」「1」「=」がある。「×」の丸瓦はIA類-bタイプであり、他はII B類-aタイプである。

平瓦凹面の記号 平瓦凹面に記された記号瓦 平瓦凹面にへら書きされた記号瓦は39点ある。「×」「1」「≡」が各1点のほかは不規則な記号的なものである。細いへらを用いたものが多いが、太いへらを用いたものも若干みられる。これらの平瓦はすべてII C類である。

b 刻印瓦

刻印瓦には、文字を記したものと、記号を記したものとがある(PL.103~105)。また、印の形態でみると、文字・記号を彫った方形、楕円形ないし円形の印を押したものと、「一」状の印を繰り返し押し出したもの、および竹管状の印を押したものと3者がある。竹管状の印によるもの以外は刻印部分に木目がみられることから、木印によるものであることが知られる。以下、文字瓦、記号瓦の順に述べる。

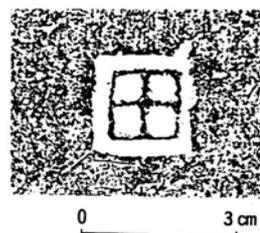


図132 刻印瓦(補)田D

刻印文字瓦

刻印文字瓦には「物」「丸」「田」「伊」「占」「矢」「福」「上」「本」の9文字がみられる。同一文字で印が異なるものはA・B・……を付して区別すると、「物」にはA～Cの3種、「丸」にはA・Bの2種、「田」にはA～Dの4種、「矢」にはA～Cの3種、「上」にはA・Bの2種がみられ、全体で印は18種となる。これらはすべて木印によるものである。

刻印の各種類の出土数は表9に示したとおりであるが、この中では丸Aが29%と最も多く、ついで物A・伊・矢Aがそれぞれ16%ほどを占めており、以下、田A(8%)、矢B(3%)、物B・占(各2%)、丸B(1%)と続き、ほかは1%にも満たない。これらの印の平面形には、ほぼ正方形のもの、

長方形のもの、楕円形のものがある。文字部分は陽刻のものや陰刻のものがある。また、文字の周囲に輪郭線をもつものと、もたないものがある。以上述べた平面形、文字部の陰陽、輪郭線の有無の組み合わせにより、刻印文字瓦をみると、次の6種に分けられる。

- 1：ほぼ正方形で、文字部が陽刻で、輪郭線がないもの……物A、丸A・B、田A～D、占
- 2：ほぼ正方形で、文字部が陽刻で、輪郭線があるもの……矢C
- 3：ほぼ正方形で、文字部が陰刻で、輪郭線がないもの……福
- 4：ほぼ正方形で、文字部が陰刻で、輪郭線があるもの……矢A・B
- 5：長方形で、文字部が陽刻で、輪郭線がないもの……物B・C、伊、上A・B
- 6：楕円形で、文字部が陽刻で、輪郭線がないもの……本

刻印の寸法は、長辺ないし長径が1.4 cmから2.7 cmまでのものがみられる。

押印された瓦には、平瓦・丸瓦・軒平瓦・軒丸瓦・熨斗瓦がある。量的には、平瓦が75%と主体を占め、丸瓦が25%とこれにつぎ、他はきわめて少ない。出土量が10点を超える刻印についてみると、(1)：平瓦に特に集中するもの……物A、丸A・B、田B、矢A・

刻印の種類	平瓦		丸瓦		軒平瓦 640 凹面	軒丸瓦		熨斗瓦 II類	計
	II B類 凹面	II C類 凹面	II B類 凹面	凸面		240 瓦当裏面	223 瓦当裏面		
物 物A	138		1	3	3	1			146
物 物B	10			11					21
物 物C	4								4
丸 丸A	259				1				260
丸 丸B	13								13
田 田A	29			39					68
田 田B	14								14
田 田C	9								9
田 田D				1					1
伊 伊	7			147					154
占 占				18			1		19
矢 矢A	151			2	1			1	155
矢 矢B	30								30
福 福		2							2
上 上A		2							2
上 上B		3		1					4
本 本		1	1						2
計	665	8	2	222	5	1	1	1	905

表9 刻印文字瓦の出土点数(PL.103～105 参照)

印の形態

瓦の種類

B、(2)：丸瓦に特に集中するもの…伊、厩、(3)：平瓦・丸瓦ともにみられ、偏りがないもの…物B、田A、となる。また、それぞれの瓦の種類には、平瓦ではII B類のa₁・a₂タイプとII C類があり、丸瓦はすべてII B類、軒平瓦は640、軒丸瓦は240・223、熨斗瓦はII類がみられる。瓦の種類ごとに刻印をみると、

- 1：平瓦II B類にみられる刻印……物A～C、丸A・B、田A～C、伊、矢A～C
- 2：平瓦II C類にみられる刻印……福、上A・B、本
- 3：丸瓦II B類にみられる刻印……物A・B、田A・D、伊、厩、矢A、上B
- 4：軒平瓦640にみられる刻印……物A、丸A、矢A
- 5：軒丸瓦240にみられる刻印……物A
- 6：軒丸瓦223にみられる刻印……厩
- 7：熨斗瓦II類にみられる刻印……矢A

となる。このうち、平瓦についてみると、平瓦の種類によって押される刻印が明確に区別

されており、注目される。

刻印が押される部位は、平瓦と軒平瓦においてはすべて凹面に限られており、丸瓦においては凹面に押された2例を除けば他はすべて凸面である。また、軒丸瓦では瓦当裏面に押印されている。

これらの刻印のうち、物A～C、丸A・B、田A～D、伊、厩、矢A・Bは蟹沢中窯跡の発掘調査で出土している⁽⁶⁴⁾。

刻印記号瓦

刻印記号瓦には、記号を彫った木印によるもの、「一」状の木印によるもの、および竹管状の印によるものがある。刻印の種類ごとの出土量は表10に示したとおりである。

記号を彫った木印によるもの これにはPL.104-2~14.17、PL.105-1~3.7の18種がある。刻印の種類は多いが、各々の出土量は全体的に少ない。刻印の形には、円形のもの(PL.104-3.4.6.7.13)、楕円形のもの(PL.104-2.5.8~12.14.17)、正方形のもの(PL.105-1)、長方形のもの(PL.105-2.3)、および記号部のみ現われ、印の端の圧痕がみられないため形状不明のもの(PL.105-7)とがある。記号部分は陽刻のものが大部分であるが、陰刻のものも2例みられる(PL.104-7・105-7)。印の大きさは、長辺ないし長径で2.0~3.1 cmまで

押印部位

刻印 ()はPL.番号	平瓦		丸瓦		計
	II B類 小口面	II C類 凹面	II B類 凹面 凸面		
 (104-3)		3			3
 (104-4)		1			1
 (104-6)		2			2
 (104-7)		2		1	3
 (104-13)		1			1
 (104-2)		3			3
 (104-5)		1			1
 (104-8)		1			1
 (104-9)		7			7
 (104-10)		1	1		2
 (104-11)		2			2
 (104-12)		2			2
 (104-14)		2	1		3
 (104-17)		1			1
 (105-1)		2			2
 (105-2)		2			2
 (105-3)		1			1
 (105-7)	3				3
 (105-6)	1				1
 (105-5)		2			2
計	3	36	2	1	43

記号を彫った木印

表10 刻印記号瓦の出土数

のものがみられる。

これらが押された瓦には平瓦と丸瓦とがある。量的には平瓦が9割強と圧倒的に多く、丸瓦は1割弱である。また、瓦の種類をみると、平瓦にはⅡB類のa₂タイプとⅡC類があり、丸瓦はⅡB類に限られている。平瓦ⅡC類と丸瓦ⅡB類に押された刻印はすべて印形の判るものであるが、平瓦ⅡB類のa₂タイプの刻印は形不明の「Ⅲ」である。

押印される部位は、平瓦では凹面の場合がほとんどであるが、小口面の場合も若干あり、丸瓦では凹面の場合と凸面の場合がある。平瓦凹面と丸瓦の両面にみられる刻印はすべて印形の判るものである。平瓦小口面に押された刻印は印形不明の「Ⅲ」のみである。なお、平瓦ⅡC類の中には、押印部分を軽くナデ調整してからその部分に押印しているものもみられる。

以上述べたように、印形不明な「Ⅲ」は、平瓦の種類、押印される部位の点でも、他の刻印瓦とは異なる。

「-」状の印を用いたもの これには、「+」(PL.105-6)1種がある。「+」は縦と横の面に切り合いがみられることから、「-」状の印を2回押すことによって記号を表わした特異な刻印瓦と考えられる。この刻印は平瓦の小口面に押されている。押印された平瓦はⅡB類のa₃タイプである。

「-」状の印

竹管状の印を用いたもの これにはPL.105-5の1種がある。2点とも平瓦ⅡC類の凹面に押されたもので、直径は0.9cmである。いずれも押印部分を軽くナデ調整してから押印している。

竹管状の印

c 凸型台による文字瓦

凸型台に起因する文字瓦には、瓦の文字が陽刻されたものと陰刻されたものがある(PL.105-8~16)。また、凸型台に直接あたって生じたものと、布を介在させて生じたものとがみられる。これらの文字がみられる瓦には、平瓦のⅠA類、ⅠC類と、ⅠC類を用いた軒平瓦511-cタイプがあり、すべて桶巻き作りによるものである。桶巻き段階で生じた痕跡を切ることから、文字圧痕はすべて分割後の調整の際に用いられた凸型台に起因するものであることが知られる。

陽出文字瓦

「小田」「今」「下」の左文字の3種があり、4点出土している。文字圧痕を観察すると、周囲の凸型台の木目圧痕が文字部分に連なることから、文字を陰刻した凸型台に瓦を直接のせて調整したために生じた文字であることがわかる。瓦には、平瓦ⅠA類とⅠC類のaタイプがみられる。

陽出文字

「今」(PL.105-16) : 1点ある。平瓦は分割後に凹面、凸面の順にナデ調整したⅠA類であり、凸面にかすかに格子叩き目が残ることからbタイプであることが知られる。文字圧痕を含む凸型台圧痕は凹面のナデを切っており、凸面をナデ調整する段階でついたものと考えられる。

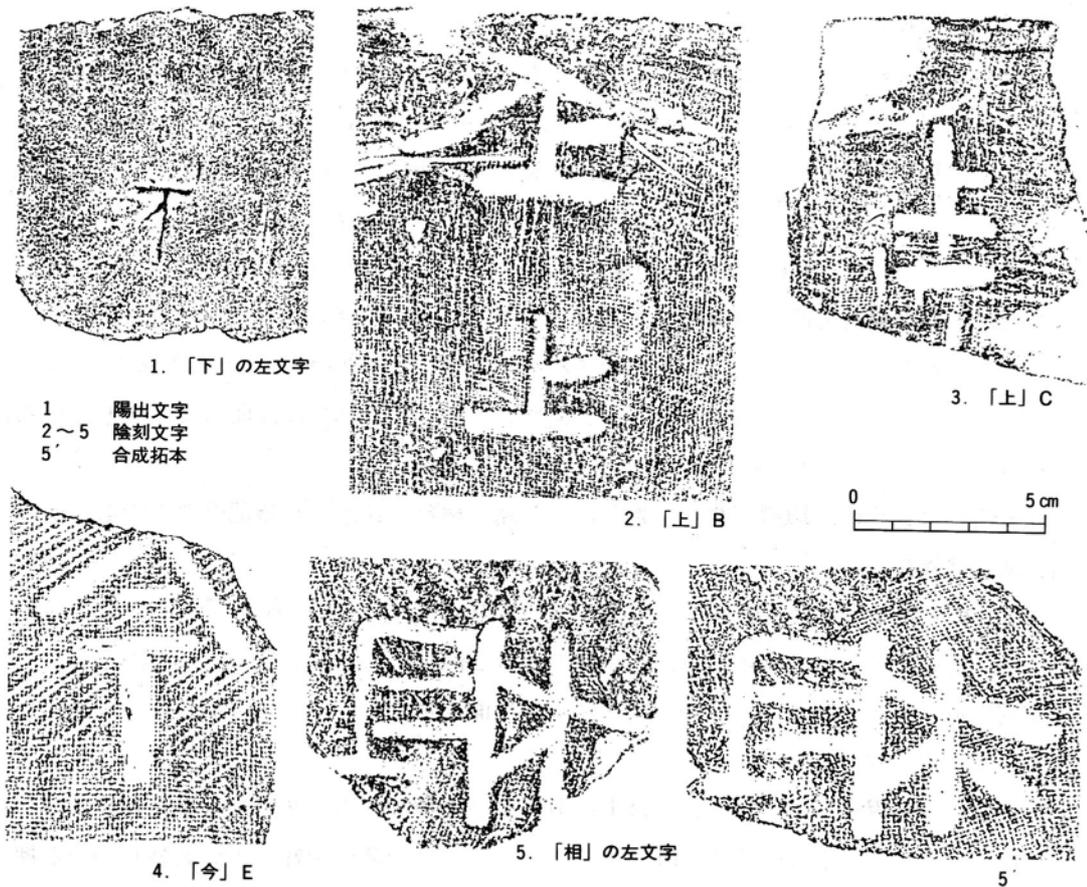


図 133 凸型台による文字瓦（補）

「下」の左文字(図 133-1) : 2 点ある。いずれも平瓦は I A 類-a タイプである。正字の「下」を凸型台に彫り込んだために生じたものである。なお、この種の「下」の平瓦は多賀城廃寺跡から多数出土しており、これによると、「下」は凸型台の中央に彫ったものであること、および凸面の広端部隅にへら書きの「下」が伴ってみられることが知られている⁽⁶⁵⁾。

「小田」(PL.105-15) : 1 点ある。「小田」かとしたが、文字はつぶれており、判然としない。小破片であるため詳細は不明であるが、平瓦は I C 類-a タイプとみられ、凸面には格子叩き目が残る。文字圧痕は布目を切っている。

陰刻文字瓦

陰刻文字

「下今」、「下」、「今」C・D・E・F⁽⁶⁶⁾、「上」A~C、「常」、「相」の左文字の 11 種があり、71 点出土している。瓦には平瓦 I C 類-a タイプと、これに用いた軒平瓦 511-c タイプがある。これらの文字瓦には、文字部のくぼみが分割後についた第二次布目が通っているもの(PL.105-8 など)と、この布目の通る文字圧痕を切って、周囲の凸型台圧痕から続く木目がみられる文字圧痕がつくものがある(PL.105-9)。

まず、後者についてみると、布目の通る文字圧痕とこれを切る木目のみられる文字圧痕とは、形、大きさに違いは全くみられない。したがって、両者は同一の凸型台に起因したものであることが知られる。すなわち、布目の通る文字圧痕は凸型台に布を敷いて調整した際のものであり、木目のみられる文字圧痕は凸型台から布をはずして再度その上で調整

した際の痕跡と考えられる。

一方、前者の布目の通る文字圧痕のみのものについては、文字の種類ごとに記銘場所がほぼ一定であることから、やはり凸型台に起因したものと考えられる。

「下今」(PL.105-8)：軒平瓦 4 点と平瓦 31 点の計 35 点がある。いずれも平瓦凹面の広端部隅に記されている。上下にずれて数回押されているものが多いが、「下」とその右下の「今」との位置関係は常に一定であり、「下今」と考えられる。出土例の大半は布目の通るものであるが、2 例には布をはずした後についた「下今」が重複している。平瓦はすべて IC 類-a タイプである。凸面の叩き目は縄叩き目の上に矢羽根状叩き目が重複するものが大部分であるが、縄叩き目のみのものもある。軒平瓦は IC 類-a タイプの平瓦を用いた 511-c タイプである。

「上」A(PL.105-9)：平瓦 1 点がある。この文字は平瓦の広端部付近にみられ、布目の通る「上」が 2 回にわたり上下にずれて押され、さらに木目のみられる「上」が重なっている。平瓦は IC 類-a タイプである。

「上」B(図 133-2)：平瓦 1 点と軒平瓦 1 点の計 2 点がある。「上」は平瓦凹面の広端部中央付近にみられ、上下にずらして 2 回押されている。平瓦は IC 類-a タイプであり、凸面では縄叩き目の上に矢羽根状叩き目が重複している。軒平瓦は 511-c タイプである。

「上」C(図 133-3)：軒平瓦 1 点がある。文字は凹面の広端部付近にみられる。布目の通る「上」の上に木目のみられる「上」が重複している。軒平瓦は 511-c タイプであるが、平瓦部凸面の叩き目は不明である。

「下」(PL.105-10)：平瓦 5 点、隅切平瓦 1 点の計 6 点がある。文字は布目が通るもので、平瓦凹面のほぼ中央にみられる。平瓦は IC 類-a タイプであり、凸面には縄叩き目の上に矢羽根状叩き目 B(図 77)が重複する。

「今」C(PL.105-11)：平瓦 9 点がある。文字は布目が通るもので、平瓦凹面のほぼ中央やや左寄りの位置にみられる。平瓦は IC 類-a タイプであり、凸面の叩き目では、縄叩き目の上に平行叩き目が重複するもの、格子叩き目のみのもの、縄叩き目のみみられるものがある。

「今」D(PL.105-13)：平瓦 3 点がある。文字は布目が通るもので、平瓦凹面のほぼ中央やや左寄りの位置にみられる。平瓦は IC 類-a タイプであり、凸面には 2 例に格子叩き目、1 例に平行叩き目が残る。

「今」E(図 133-4)：平瓦 1 点がある。文字は布目が通るもので、平瓦凹面の左側端付近にみられる。平瓦は IC 類-a タイプであり、凸面に格子叩き目を残す。

「今」F(PL.105-12)：平瓦 1 点がある。文字は布目が通るもので、平瓦凹面の左側端付近にみられる。平瓦は IC 類-a タイプであり、凸面には縄叩き目を残す。

「常」(PL.105-14)：平瓦 8 点がある。文字は布目が通るもので、平瓦凹面の左側端部付近にみられる。平瓦は IC 類-a タイプである。凸面の叩き目には、矢羽根状叩き目のもの、平行叩き目のもの、縄叩き目のものがみられる。

「相」の左文字(図 133-5)：平瓦 5 点がある。破片資料の拓本を合成すると図 133-5 のようになり、「相」の左文字と考えることができる。文字は布目が通るものである。記銘場所については破片資料のため限定できない。平瓦は IC 類-a タイプである。凸面の叩き目には、格子叩き目の上に平行叩き目が重複するもの、平行叩き目のもの、格子叩き目のもの、縄叩き目のものがみられる。

d 叩き板による文字瓦

これには縦に 4 字以上の「大」を彫った叩き板による陽出文字瓦 1 種 1 点が出土している(PL.105-17)。IC 類-a タイプの平瓦であり、凸面には格子叩き目がみられる。色調は灰白色を基調とする。

e 範による文字瓦

範によって生じた陽出文字瓦には、「相」と「相」の左文字のみられる軒丸瓦 122B、「小田」の軒丸瓦 127B、および「小田健万呂」と推定される鬼板 950C の 3 種がある。

122B は重弁蓮花文軒丸瓦であり、右下の蓮弁に正字の「相」、これに相対する左上の蓮弁には、「相」の左文字が陽出するものである(図 1、4)。4 点出土している。

127B も重弁蓮花文軒丸瓦であり、右下の蓮弁に「小田」が陽出するものである(PL.105-18)。3 点出土している。

950C は重弁蓮花文鬼板であり、左脚部の破片資料の中に陽出した文字のあるもの 1 点のみられる(PL.94-3)。文字部分はかなりつぶれて判然としないが、鬼板の項で述べたように同範の鬼板の例から「小田建万呂」と推定される。

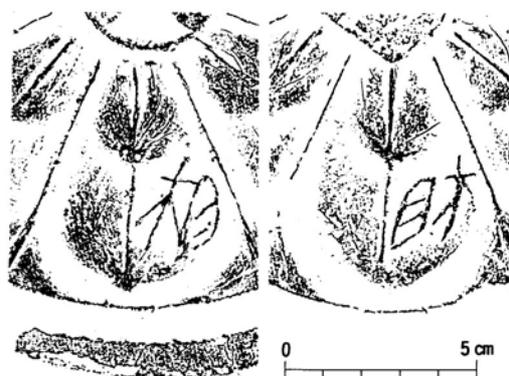


図 134 範による文字瓦(補)

(8) 瓦埴類の出土状況

政庁地区(第 1~6・9・16・19 次調査)と政庁北方地区(第 31・32 次調査)から出土した瓦埴類は膨大な量にのぼる。本項では軒瓦・道具瓦・文字瓦、および整理の完了した一部の平瓦・丸瓦について出土状況を述べる。

a 政庁地区

層位的出土状況 政庁地区出土の瓦を層位的にみると、7 割

	軒丸瓦	軒平瓦	計
表土	1,249	1,768	3,017(68.6%)
堆積土	89	125	214(4.9%)
整地層	141	145	286(6.5%)
建物(柱穴等)	4	6	10(0.2%)
築地積土	15	23	38(0.9%)
〃崩壊土	69	70	139(3.2%)
土壌	242	319	561(12.8%)
その他	58	75	133(3.0%)
計	1,867	2,531	4,398(100.1%)

表 11 政庁地区出土の軒瓦数

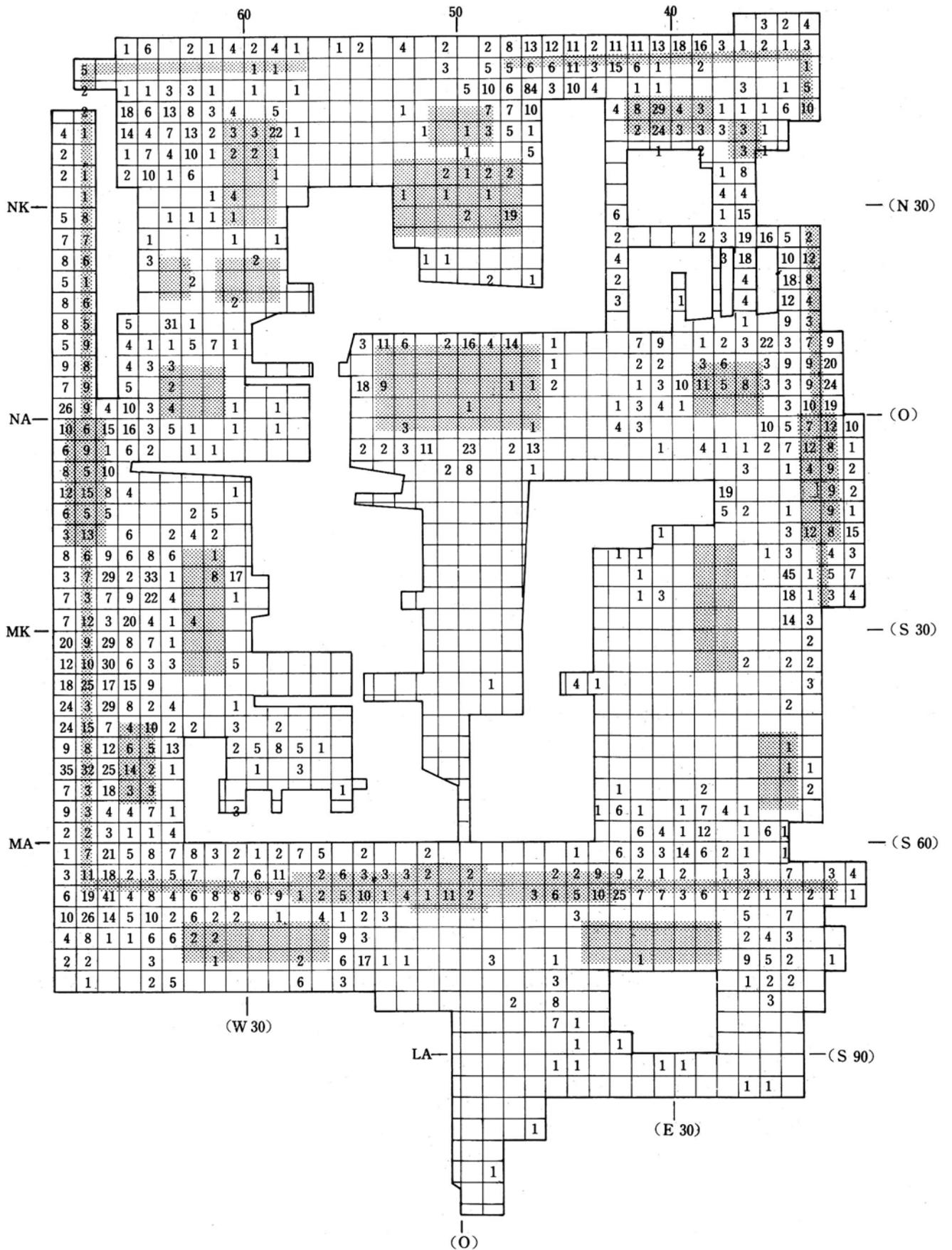


図 135 出土地点別軒平瓦数

の瓦が表土から出土したものであるが、整地層、築地の積土中、柱穴、土壇などから出土し、遺構との関係が把握できたものもかなりみられる(表 11)。

平面的出土状況

つぎに、軒瓦の出土状況を平面的にみると、図 135 のようになる。軒瓦が集中する地区としては、築地の周辺、正殿周辺、正殿東方、北西部などの地域をあげることができるが、正殿周辺を除くほかの地域には多数の土壇・溝および整地層が存在し、軒瓦の多くはこれらの遺構や層から出土していることから、出土した瓦が当時の使用場所から大きく動かされていることが推定される。かなり離れた地点から出土した軒瓦が接合する現象はこういった推定を裏づけるものであろう(付図 2)。これに対し、正殿周辺は後世に攪乱された形跡はほとんどみられないことから、この地域から出土した軒瓦は最終期の正殿に葺かれていた瓦の様相をある程度反映しているものと思われる。また、西辺築地の西側では築地の屋根から落下した状態を反映するような状況で多量の瓦が出土しており、その使用場所を確定できる。

記載順

以下では遺構との関係が把握できたものを中心に、整地層、築地積土、暗渠・構、築地崩壊土、建物の柱穴・据え穴、土壇、正殿跡周辺、の順にそれぞれの出土瓦の様相をみてゆく。

整地層出土の瓦

整地層としては、第 V 章の層序の節で述べた第 1 次から第 4 次までの整地層のほか、SB1150 西脇殿跡周辺にみられた整地層がある。このうち瓦の出土は第 3 次・第 4 次・SB1150 周辺の整地層に限られており、第 1 次と第 2 次の両整地層からは遺物は全く出土していない。

第 3 次整地層

第 3 次整地層の瓦 第 3 次整地層は、政庁南西部および西辺築地西側と北辺築地北側の犬走り上にみられた、多量の瓦や焼土のほか焼けた壁材などを含む層である。

南 西 部

南西部の整地層は比較的広範囲に分布しており、この上面に南辺西半築地跡 SF108B の積土がのり、西辺南半築地跡 SF176C の東側礎石が据えられていた。

この層から出土した軒瓦は軒丸瓦 96 点と軒平瓦 101 点の計 197 点にのぼる(表 12)。軒丸瓦には重弁蓮花文 10 種(120・121・126・221・222・223・225・227・228・211)と重圏文 3 種(240・241・242)があり、軒平瓦には重弧文 1 種(511)、単弧文 1 種(640)、偏行唐草文 2 種(620・621)、均整唐草文 1 種(660)がある 1 このうち出土量が多いのは重弁蓮花文軒

軒 瓦		南西部	SF 179 西 側	SF 176 西 側	計	
軒	120	2			2	
	121	2			2	
	126	3			3	
	120~134	5			5	
	221	1			1	
	222	39		16	55	
	223	2			2	
	丸	225	1			1
		227	4			4
		228	6		1	7
221~228		19		9	28	
瓦	211	1		1	2	
	240	7		1	8	
	241	3			3	
	242	1			1	
	軒 平 瓦	511	18	1		19
		620	17			17
621		8			8	
640		57	14	16	87	
660		1			1	
計		197	15	44	256	

表 12 第 3 次整地層の軒瓦数

丸瓦 222 と単弧文軒平瓦 640 である。

西辺築地西側の整地層は北半(SF179)と南半(SF176)の犬走りのほぼ全域に分布していた。北半部ではこの上面に SF179C の寄柱礎石が、南半部では SF176C の寄柱礎石が据えられている。この地区の整地層は南西部の整地層とは様相を異にし、焼土中に瓦が重なり合うような状態で面をなして出土している。また、北半部の瓦の接合作業を行った結果、完形になるものが相当数みられた。これらの状況から、西辺築地西側の整地層は、築地の屋根から焼け落ちた瓦や焼土を若干かきならした程度のもものとみられる。したがって、この層から出土した瓦は使用場所、使用時期ともに限定しうる良好な資料といえる。

西 辺 築 地 西 側

出土した軒瓦は軒丸瓦 28 点と軒平瓦 31 点の計 59 点である(表 12)。軒丸瓦には重弁蓮花文 3 種(222・228・211)と重圈文 1 種(240)があり、このうちでは重弁蓮花文の 222 が過半数を占める。軒平瓦では重弧文 511 の 1 例をのぞきすべて単弧文の 640 である。このことから、西辺築地に葺かれていた主要な軒瓦は重弁蓮花文軒丸瓦 222 と単弧文軒丸瓦 640 であったことが知られる。

つぎに、整理が完了している北半部出土の平瓦・丸瓦について述べる。平瓦は、類別できる破片資料 706 点でみると、ⅠA 類 3 点、ⅠB 類 1 点、ⅡB 類 698 点、ⅡC 類 4 点となり、ⅡB 類が 99%を占める。ⅡB 類には a₁タイプと a₂タイプがみられ、これらの中には ㊦A、㊦A、㊦B の角印が押されたものがそれぞれ 1 点ずつみられる。丸瓦は、類別可能な 17 点でみると、ⅡA 類が 10 点、ⅡB 類-a タイプが 7 点となる。なお、南半部出土の丸瓦ⅡB 類-a タイプの中には ㊦A の角印が押されたものが 1 点みられる。

北辺築地 SF167 北側の整地層は西半部に部分的に分布していたもので、この上面に SF167B の寄柱礎石が据えられている。この層からは平瓦・丸瓦の小破片が出土したのみで、軒瓦は出土していない。

北 辺 築 地 北 側

第 4 次整地層の瓦 南辺西半築地跡 SF108 付近で部分的に確認された整地層で、この上面に SF108C が構築されている。この層から出土した軒瓦は 5 点である。軒丸瓦には重弁蓮花文 431 が 2 点、225 が 1 点、同文様の小破片が 1 点みられ、軒平瓦には均整唐草文軒平瓦 721A が 1 点ある。

第 4 次 整 地 層

SB1151 付近の整地層の瓦 西脇殿 SB1151 の付近にみられた整地層で、この上面に SB1151 の礎石据え穴が掘られている。出土した軒瓦は、軒丸瓦 13 点、軒平瓦 15 点の計 28 点である(表 13)。軒丸瓦はすべて重弁蓮花文(221・222・223)であり、軒平瓦は偏行唐草文の 620 が 13 点と主体を占め、ほかに 表 13 SB1151 付近の整地層の軒瓦数均整唐草文の 721A と 721B が各 1 点ずつみられる。

SB1151 付近

軒丸瓦	点	軒平瓦	点
221	2	620	13
222	4	721 A	1
223	3	721 B	1
221~228	4		
計	13	計	15

築地積土出土の瓦

積土から瓦が出土した築地跡には、北辺の SF167B、西辺北半の SF179C、西辺南半の SF176D、南辺西半の SF108B、南辺東半の SF103C、東辺の SF121B・C がある。この

うち SF167B と SF103B・C からは軒瓦を含む多量の瓦が出土したが、ほかの築地跡については積土の大部分を残して調査したため、平瓦・丸瓦片が若干出土したのみである。

SF167B 積土

SF167B 積土中の瓦 北辺東半部の SF167B は積土中に多量の焼土と瓦片を含む築地跡であり、第2次整地層に伴って構築された SB370 や SF167A2 の礎石を覆っている。積土中から 7 点の軒瓦と 2 点の熨斗瓦および多量の平瓦・丸瓦が出土している。軒丸瓦は、重弁蓮花文 126・222 が各 1 点と重圏文 240 が 1 点みられ、軒平瓦は単弧文 640 が 3 点と偏行唐草文 621 が 1 点ある。うち 640 の 1 点には物 A の角印が押されている。角印が押されたものは、平瓦・丸瓦の中にも比較的多くみられる。角印の種類ごとにみると、物 A の平瓦 2 点、物 B の丸瓦 1 点、丸 A の平瓦 3 点、矢 A の平瓦 2 点、田 A の平瓦 1 点、田 B の平瓦 1 点、伊の丸瓦 3 点となる。これらの刻印瓦をみると、平瓦はすべて II B 類-a タイプであり、丸瓦はすべて II B 類-a タイプ、熨斗瓦は 2 点とも 1 類である。

SF103B 積土

SF103B 積土中の瓦 南辺東半築地跡 SF103B も SF167B と同様、積土中に多量の焼土と瓦片を含むものであり、SC105 翼廊の礎石を覆っている。積土中からは、重弁蓮花文軒丸瓦 127 が 1 点と重弧文軒平瓦 511 が 1 点、単弧文軒平瓦 640 が 3 点の計 5 点の軒瓦が出土している。

SF103C の基底面

SF103C 基底面の瓦 SF103C は SD081 石組溝を覆って構築された築地跡である。この基底面には多量の瓦が敷き並べられていた。

軒丸瓦	点	軒平瓦	点
130	1	511	2
222	5	640	2
223	1	650	2
225	1	710	3
243	1	720	2
431	2	721 A	4
計	11	計	15

基底面から出土した軒瓦は 26 点である(表 14)。軒丸瓦には、重弁蓮花文 5 種 (130・222・223・225・431)と重圏文 1 種(243)がみられ、軒平瓦には、重弧文 2 種(511・710)、単弧文 1 種(640)、二重波文 1 種(650)、表 14 SF103C 基底面の軒瓦数均整唐草文 2 種(720・721A)がある。平瓦は類別可能な破片が 373 点あり、内訳は I A 類 38 点、I B 類 2 点、I C 類-a タイプ 4 点、I D 類 3 点、II A 類 4 点、II B 類 322 点となる。これらのうちでは II B 類が圧倒的に多く 86%を占める。II B 類では、a タイプが 7 割、b タイプ 3 割となる。a タイプの中には a₁・a₂・a₃がみられるが、a₃が多く 7 割を占める。また b タイプには b₁・b₂がみられるが、b₂が 8 割を占める。丸瓦は大部分が小破片であるが、類別可能なものはすべて II B 類-a タイプである。

暗渠・溝出土の瓦

政庁地区からは瓦が出土した多数の溝と暗渠が検出されているが、ここでは主要な遺構をとりあげ、その様相を記述したい。なお、西辺南半築地の東側に沿う SD079 石組溝については、第3次整地層によって埋められているため、この中から出土したものは第3次整地層(南西部)出土の瓦として扱った。

SD111

SD111 の瓦 SD111 は、SF103C 積土を切って設けられた石組暗渠である。この据え方埋土中から 6 点の軒瓦が出土した。軒丸瓦には、重弁蓮花文 (120~134 のいずれか)、細弁蓮花文 310A・310B の各 1 点があり、軒平瓦では、重弧文 511、単弧文 640、均整唐草

文 721A の各 1 点ある。また、暗渠内堆積土中からは、歯車状文軒丸瓦 427、重弧文軒平瓦 511、単弧文軒平瓦 640、均整唐草文軒平瓦 721A が各 1 点出土している。

SD112 の瓦 SD112 は SD111 の西で検出された石組暗渠である。この据え方埋土中から偏行唐草文軒平瓦 624 が 1 点出土している。また、暗渠中の堆積土からは、単弧文軒平瓦 640 が 2 点と均整唐草文軒平瓦 721A-b タイプが出土している。

SD113 の瓦 SD113 は、南門の西で検出された SC109 翼廊の根石を切る石組暗渠である。暗渠中の堆積土から重弁蓮花文軒丸瓦 431 と歯車状文軒丸瓦 427 が各 1 点出土した。

SD200 の瓦 SD200 は西辺南半築地跡 SF176A に伴う西雨落溝である。堆積土中からの出土遺物はきわめて微量であり、平瓦 IC 類-b タイプが 1 点出土したにすぎない。

築地崩壊土出土の瓦

各辺の築地跡の両側には崩壊土の堆積がみられた。これらは時期を限定できなかつたものが多いが、中には灰白

表 15 築地崩壊土出土の軒瓦数(*印は火山灰層下の瓦)色火山灰層との関係がとらえられたものもある。

築地崩壊土から出土した軒瓦は 139 点で、地区ごとに示すと表 15 のようになる。また、灰白色火山灰層に覆われた崩壊土は 3 箇所認められ、SF167 西半部北側の崩壊土からは重弁蓮花文軒丸瓦 222・223、SF179 西側の崩壊土からは細弁蓮花文軒丸瓦 310B・宝相花文軒丸瓦 425、SF121 西側の崩壊土からは均整唐草文軒平瓦 721B が出土している(表中※印)。

障物跡の柱穴・礎石据え穴出土の瓦

建物跡の柱穴や礎石据え穴の埋土から出土した軒瓦・文字瓦は表 16 のとおりである。このほかに類別不能な平瓦や丸瓦の破片もかなり出土している。

場所 分類番号	SF 167				SF 179	SF 176	SF 108		SF 121	計
	東半部北側	東半部南側	西半部北側	西半部南側	西側	西側	南側	北側	西側	
120			1			1				2
125	1									1
126					1		1			2
130						1		1		2
120~134	2		1	1		1	1			6
221								1		1
222			*2			22		6		30
223			*1			1				2
228								2		2
221~228				1		4	1	1		7
211						1				1
250							1			1
242						1				1
243	1									1
240~243	1									1
310-A	1									1
311						1				1
320		1								1
431	2	1								3
310-B					*1					1
425					*1					1
427						1				1
511	3	1	1	1		3	1			10
513	1									1
620							1	1		2
621						1	2	1		4
640	4	1		1	11	19				36
624	1		1							2
710	2					1		2		5
721-A						3		2		5
721-B					1	1	1		*1	4
911					1					1
計	19	4	7	4	16	62	9	17	1	139

SD112

SD113

SD200

第VI章 遺 物

			軒丸瓦	軒平瓦	その他
北方地区	SB 551 A	柱穴埋土	223-1点	721 B-2点	ヘラ書「常」の丸瓦II B類-1点
	SB 551 B	〃	310 B-1点		
	SB 553	〃		511-1点	
	SB 1050	〃		624-1点	
北辺築地線上	SB 365 B	礎石据え方	320-1点		
北西部	SB 593	柱穴埋土	460-1点	511-1点	
	SB 1146	〃		511-1点	
西辺築地線上	SF 179 C	礎石据え方			刻印(因)Aの平瓦II B類-1点
	SB 180	〃	120-1点		
	SB 377				平瓦II C類-5点

表 16 建物跡の柱穴・礎石据え方出土の瓦

	軒 瓦		計	文 字 瓦		備 考
	軒 丸 瓦	軒 平 瓦		平 瓦	平 瓦	
SK 375	121-1点. 126-1点. 120~134-2点. 310A-1点. 310B-1点. 311-1点. 320-1点. 452-1点. 460-1点	511-1点. 640-1点. 641-1点. 721A-2点	15点			土器微量(須恵系有)
SK 378	126-1点. 240~243-1点. 452-2点	511-1点. 640-2点. 721 B-3点. 831-1点	11点	刻印(PL. 104-3)-1点		土器微量(須恵系有)
SK 556		511-1点	1点			土器微量(須恵系有)
SK 559	120~134-2点	621-4点. 640-1点	7点			土器微量(須恵系有)
SK 600	121-1点. 120~134-1点. 228-1点	511-6点. 512-1点. 513-2点	12点	因A-1点		土器微量(須恵系有)
SK 603		511-1点. 512-1点	2点			土器微量(須恵系有)
SK 604		511-6点. 640-1点. 650-1点	8点			土器微量
SK 620	121-1点. 113-1点	511-5点. 512-1点. 513-1点	9点			土器微量(須恵系有)
その他	125-1点. 120~134-1点	511-2点. 512-5点. 513-1点	10点			
軒瓦計	23点	52点	75点			

表 17 北西地区土壌出土の瓦

	軒 瓦		計	文 字 瓦		その他	備 考
	軒 丸 瓦	軒 平 瓦		丸 瓦	平 瓦		
SK 054	120~134-1点. 221~228-1点	511-2点. 624-1点. 721A-1点. 721 B-1点	7点				土器微量(須恵系有)
SK 055	126-1点. 240~243-1点	640-1点	3点	ヘラ書「丸」-1点	因A-1点		土器微量(須恵系有)
SK 056	125-1点. 129-1点	511-9点. 640-1点	12点	因A-2点 伊-1点 ヘラ書「下」-1点	丸A-1点 丸B-2点 矢A-1点 物A-1点		土器微量(須恵系無)
SK 057	125-1点. 250-1点. 310A-1点. 310B-1点	511-8点. 620-1点. 710-1点. 721 B-1点	15点			鬼板950C-1点	土器微量
SK 058	120~134-1点. 126-1点. 221~228-2点. 310B-1点. 427-1点. 425-2点	511-8点. 620-1点. 710-3点. 721A-2点. 721 B-1点. 921-1点	24点	伊-1点. ヘラ書「下」-1点	丸A-6点 矢B-1点 物A-4点	埴II B類 a-1点	土器多量(須恵系主体)
SK 059	120~134-4点. 228-1点. 422-1点. 427-1点	921-1点	8点				土器微量
SK 077	240~243-1点. 311-1点	511-1点	3点				土器微量
SK 364	120-1点. 126-1点. 130-2点. 134-1点. 120~134-9点. 221-1点. 222-2点. 221~228-4点. 240-1点. 241-2点. 242-1点. 240~243-2点. 310A-5点. 311-3点. 320-1点. 431-9点	511-19点. 512-2点. 513-4点. 621-1点. 624-3点. 625-1点. 626-1点. 627-1点. 632-1点. 640-1点. 650-4点. 710-14点. 720-1点. 721A-6点	104点	因A-1点 伊-1点	丸A-3点 矢A-3点 凸型台による「下今」-1点. 同「今」F-1点	隅切平瓦(平瓦I A類を用いたもの)-1点	土器多量(須恵系無)
その他	221~228-3点	511-8点. 640-2点. 721 B-2点	15点				
軒瓦計	75点	116点	191点				

表 18 北東地区土壌出土の瓦

	軒	瓦	文 字 瓦			備 考
			丸瓦	平	瓦	
SK 625			匣-1点	匣A-1点・匣A-2点・匣B-1点		土器多量(須恵系無)

表 19 北辺築地北側地区土壙出土の瓦

	軒			瓦			計	文 字 瓦		そ の 他	備 考
	軒	丸	瓦	軒	平	瓦		丸	瓦		
SK 067				640-1点			1点				土器無
SK 068	126-1点. 222-2点. 228-1点. 221~228-3点. 320-1点. 310A-2点. 310B-2点. 311-1点. 431-1点			511-3点. 620-1点. 640-1点. 627-1点. 721A-6点. 721B-4点			30点				土器少量(須恵系有)
SK 069	222-6点. 228-1点. 221~228-2点. 241-3点. 240~243-1点. 310A-1点. 310B-2点. 311-1点			511-10点. 512-1点. 620-3点. 624-1点. 640-4点. 650-2点. 710-1点. 721A-5点			44点		凸型台による「小田」-1点	埴II B類 a-1点	土器少量(須恵系有)
SK 070	120~134-4点. 221~228-13点. 240~243-5点. 310A-2点. 311-1点. 320-1点. 431-1点			511-5点. 620-8点. 640-8点. 650-1点. 710-1点. 711-1点. 721A-1点. 721B-1点			53点		刻印(PL. 104-9)-1点		土器少量(須恵系有)
SK 071				511-1点			1点				土器無
SK 072				310B-1点			3点				土器無
SK 073				120~134-1点. 221~228-1点. 240-1点			4点	匣A-1点			土器微量(須恵系有)
SK 1104	124-1点. 120~134-1点. 221~228-17点. 241-3点. 310A-2点. 320-1点			511-4点. 620-13点. 640-5点. 721A-1点			48点			埴II B類 b-1点	土器少量(須恵系無)
その他	120~134-3点. 221~228-8点. 240-1点. 425-1点			511-3点. 620-2点. 640-2点. 650-2点. 721A-1点. 721B-1点			24点				
軒瓦計		100点		108点			208点				

表 20 南西地区土壙出土の瓦

	軒			瓦			計	備 考
	軒	丸	瓦	軒	平	瓦		
SK 060	221-1点. 227-1点. 221~228-1点. 420-2点. 427-1点			511-2点. 640-1点. 831-1点. 921-1点			11点	土器微量(須恵系有)
SK 089			221~228-1点. 211-1点				2点	土器無
その他			221~228-1点			710-1点	2点	
軒瓦計			9点			6点	15点	

表 21 南東地区土壙出土の瓦

	軒			瓦			計	文 字 瓦	備 考
	軒	丸	瓦	軒	平	瓦			
SK 062			221-1点	650-4点. 921-1点			6点		土器微量(須恵系有)
SK 063	223-3点. 431-1点		225-1点. 420-3点.	511-1点. 650-3点			12点		土器多量(須恵系多)
SK 064			221-1点	621-1点			2点	刻印(PL. 104-14)-1点	土器多量(須恵系多)
SK 065			240~243-1点. 427-1点	641-1点. 710-1点			4点		土器多量(須恵系主体)
SK 066			120-1点. 222-2点. 223-1点. 221~228-2点. 320-1点. 420-1点. 431-1点. 427-1点	511-1点. 640-2点. 710-1点. 721A-1点			15点		土器多量(須恵系主体)
その他			223-1点. 211-6点	511-4点. 620-1点. 640-9点. 641-1点. 650-1点. 710-2点. 921-2点			33点		
軒瓦計			35点	37点			72点		

表 22 南辺築地南側地区土壙出土の瓦

土壙出土の瓦

政庁地区からは多数の土壙が検出されている。以下では、第V章-2-(13)の項の記載に沿って地域ごとに土壙をまとめ、各土壙からの出土瓦を表17~22に示した。なお、備考欄には伴出した土器の量および須恵系土器の有無について簡単に記した。

正殿跡周辺出土の瓦

正殿跡 SB150 の基壇周辺からは多量の瓦が出土している(図15)。この地区には後世の攪乱は殆んどみられないことから、最終期の正殿の屋根に葺かれていた瓦の様相をある程度反映しているものと考えられる。

正殿跡周辺から出土した軒瓦には、軒丸瓦 69 点、軒平瓦 93 点の計 162 点がある(表23)。軒丸瓦では、重弁蓮花文 9 種以上(120・121・123・131・120~134 のいずれか・227・221~228 のいずれか・320・321・431・460)、細弁蓮花文 3 種(310A・310B・311)、宝相花文 4 種(420・422・423・425)、歯車状文 1 種(427)、陰刻花文 1 種(451) がみられる。量的には 310A・310B・311 などの細弁蓮花文の軒丸瓦がやや多い傾向があるが、全体としては、大きな偏りはみられない。軒平瓦には、重弧文 3 種(511・512・710)、単弧文 1 種(640)、単波文 1 種(921)、二重波文 1 種(650)、鋸歯文 2 種(630・631)、偏行唐草文 3 種(620・621・625)、均整唐草文 3 種(720・721A・721B)、連珠文 1 種(831)がある。

軒丸瓦	点	軒平瓦	点
120	1	511	17
121	1	512	2
123	1	620	1
131	1	621	1
120~134	7	625	1
227	1	630	1
221~228	2	631	1
310 A	8	640	1
310 B	12	650	5
311	14	710	10
320	1	720	1
321	1	721 A	31
420	2	721 B	15
422	1	831	2
423	4	921	4
425	3		
427	3		
431	4		
451	1		
460	1		
計	69	計	93

表23 正殿跡周辺の軒瓦

このほか、鬼面鬼板 960 が 1 点と埴 I B 類-a タイプが 1 点出土している。

b 政庁北方地区

第31・32次で調査を行った政庁北方地区は、地形的にみると政庁北辺築地の北に接する南区と、その北側に東から入り込む小さな沢に面した北区とに分けられる。南区は、全体的にほぼ平坦で、表土直下の地山面で規模の大きな掘立柱建物跡群(SB551・1013・553・1050)が検出されている。一方、沢に向かう緩斜面となっている北区では、第1層から第XII層までの堆積層がみられ、第1層は表土、第II~VI層は遺物を含む自然堆積層、第VII~X層は整地層、第XI・XII層は無遺物の自然堆積層であった。北区で検出されたおもな遺構には小規模な掘立柱建物跡3棟(SB1017・1022・1026)と竪穴住居跡3棟(SIX24・1063・1065)などがある。

堆積層と検出遺構

瓦の出土状況

政庁北方地区から出土した瓦には、軒丸瓦 263 点、軒平瓦 304 点、鬼板 1 点、隅切瓦 1 点、熨斗瓦 1 点、埴 2 点のほか多量の丸瓦・平瓦がみられ、出土量はきわめて多い。また、

1. 軒瓦				2. 道具瓦・埴				4. 刻印瓦						
軒丸瓦	点	軒平瓦	点	種類	記入場所		点	種類	丸瓦	平瓦	軒平瓦 640	埴斗瓦	計	
120	5	511	142	鬼板 950 C	平瓦凸面		1	文字	惣A	2	83	1		86
121	5	512	3	埴斗瓦 II類	丸瓦玉縁		33		惣B	8	9			17
122	5	513	2	隅切瓦	常	〃	16		惣C		1			1
123	3	620	9	埴 IA類 (神獣文)	毛	〃	7		因A		135	1		136
124	4	621	84	埴 IIB類-bタイプ	木	〃	8		因B		2			2
126	12	624	1		富田	〃	1		因A	10	19			29
127	2	640	47		富田	丸瓦凸面	2		因B		5			5
128	1	641	2		下	〃	3		因C		4			4
130	3	650	3		井	〃	2		因D	1				1
131	4	660	1		木カ	丸瓦凹面	1		因	103	2			105
120~134	53	710	2		生	〃	1		因A	10				10
114	2	721 A	4		九	〃	1		因B		71	1	1	73
222	2	721 B	4		上	平瓦凸面	1		記号	PL104-12		1		1
227	1				貳	〃	1	PL105-7		1			1	
221~228	80				玉造	平瓦凹面	1	計		134	343	3	1	481
250	3				玉匚	〃	1							
251	1				玉	〃	1							
240	11				上見窓	〃	1							
241	1				下	〃	1							
242	1				上	〃	3							
243	8				木	軒丸瓦当面	1							
240~243	19				木	軒平瓦凹面	1							
310 A	10				計		88							
310 B	8													
311	3													
313	1													
320	4													
420	1													
427	2													
431	5													
440	1													
450	1													
452	1													
計	263		304											

表 24 政庁北方地区出土の瓦

これらの中には文字瓦も 617 点含まれている。瓦の出土は南からは少なく、大部分は北区の堆積層から出土しており、中でも第VII層などの整地層に集中していた。この第VII層は、焼土や瓦をきわめて多量に含む点で政庁地区の第3次整地層と類似し、これとの関連が考えられるが、第3次整地層中にみられない須恵系土器を含む点などから、これとは時期を異にしたものとみられる。また、政庁北方地区から出土した遺物の中には、政庁地区から出土したものと接合するものもある。以上の状況および政庁北方地区では瓦葺きと推定できる建物が検出されていないことから、本地区から出土した瓦の大部分は政庁地区から運ばれて二次的に堆積したものと推定することができる。

したがって、ここでは本地区から出土した瓦を一括し、瓦の種類とそれぞれの点数を表 24 に示すにとどめたい。

註

- (1) 鳴瀬町教育委員会『亀岡遺跡・金山貝塚』鳴瀬町文化財調査報告書第1集 1977
- (2) 昭和33年に東北大学考古学研究室によって発掘調査が実施されている。同大学蔵の当時の資料を實見して確認した。
- (3) 宮城県教育委員会『日の出山窯跡群―埋蔵文化財緊急調査概報―』宮城県文化財調査報告書第22集 1970 p.11の「凹面、凸面ともにすり消しが行なわれた」平瓦「第1類」がこれにあたる。
- (4) 古川市教育委員会・古川市図書館『郷土資料目録(考古)』 1980 pp.23~26・50
- (5) 註(3)の文献では報告されていないが、当研究所蔵となっている当時の発掘資料を再検討した結果、この類も若干含まれていることを確認した。
- (6) 註(1)に同じ
- (7) 平瓦ⅡA類凹面周縁部で凸型台の木目状圧痕と重複して部分的に布目が認められるものがある。布目と木目状圧痕との前後関係は明瞭でないが、この布目が凸型台使用以前に付着したものであれば、桶巻き段階の布目が遺存した可能性も生じてくる。しかし、模骨痕、粘土板合わせ目および一枚布のあたる範囲内での布目の重複はなく、さらに少数例にはあるが縦方向の糸切り痕がみられることからここでは一枚作りによって製作され、凸面をナデ調整したものとみておきたい。
- (8) 註(3)に同じ p.11で平瓦「第2類」としているものがこれにあたる。
- (9) 古窯跡研究会『仙台市原町小田原蟹沢中瓦窯跡発掘調査報告書』研究報告第1冊 1972
- (10) 内藤政恒『宮城県利府村春日瓦焼場大沢瓦窯跡研究調査報告』東北帝国大学法文学部奥羽史料調査部研究報告第1 1939
- (11) 仙台市教育委員会『仙台市荒巻五本松窯跡発掘調査報告書』仙台市文化財調査報告書 第6集 1972 pp.5・18
- (12) 内藤政恒「東北地方発見の重弁蓮花文鑑瓦に就いての一考察(上)」『宝雲』第20冊 1973
- (13) 仙台市教育委員会『郡山遺跡Ⅱ―昭和56年度発掘調査概報―』仙台市文化財調査報告書第38集 1982 pp.18・19
- (14) 工藤雅樹「古式重弁蓮花文鑑瓦の年代について」『東北考古学』第3輯 1972 pp.5・15
- (15) 宮城県教育委員会・多賀城町『多賀城跡調査報告Ⅰ―多賀城廃寺跡―』1969 p.38
「相」と「相」の左文字がある122Bが「多賀城式重弁蓮花文鑑瓦第3類」として報告されている。また、報告されていないが、当研究所蔵となっている当時の発掘資料の中に文字のない122Aも存在することを確認した。
- (16) 註(3)に同じ p.18
同書では旧分類番号で記されているため、新=旧の書式で対応関係を示しておく、122=111-A、124=111-C、125=111-D、126=111-E、123=111-B、127=111-Fとなる。
- (17) 註(15)に同じ p.39
同書には「多賀城式重弁蓮花文鑑瓦第8類」として報告されている。
- (18) 古川市教育委員会・古川市図書館『郷土資料(考古)』1979 p.9
- (19) 註(14)に同じ pp.5・15
- (20) 古窯跡研究会『陸奥国官窯跡群―台の原古窯跡群調査研究報告―』研究報告第2冊 1973 pp.38・60
- (21) 内藤政恒「仙台市台ノ原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦(二)」『歴史考古』第11号 1964 pp.5・6
- (22) 古窯跡研究会の渡辺泰伸・滝口卓氏より重弁蓮花文軒丸瓦も採集されているとの御教示を受

け、これを実見して確認した。

- (23) 註(20)に同じ pp.36～45・69・76
- (24) 註(15)に同じ p.41・図版 43
- (25) 仙台市教育委員会・仙台市土地開発公社・古窯跡研究会『杵江遺跡発掘調査報告書―造瓦所の調査―』仙台市文化財調査報告書第18集 1980 pp.97・108・126
- (26) 内藤政恒「仙台市台ノ原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦(Ⅲ)」『歴史考古』第12号 1964 p.7
- (27) 註(10)同じ
- (28) 註(20)に同じ pp.11～27・66
- (29) 註(20)に同じ pp.5・70・83
- (30) 註(20)に同じ pp.11～27・65
- (31) 宮城県教育委員会『陸奥国分寺跡発掘調査報告書』1961 図版第91
- (32) 内藤政恒「仙台市台ノ原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦(一)」『歴史考古』第9・10合併号 1963 p.28
- (33) 註(20)に同じ p.14～16・67
- (34) 註(9)に同じ p.40・41
- (35) 註(9)に同じ p.42・43
- (36) 註(9)に同じ p.38
- (37) 註(10)に同じ
- (38) 註(2)に同じ
- (39) 註(3)に同じ p.11 に記された平瓦「第1類」を用いた重弧文軒平瓦がこれにあたる。
- (40) 進藤秋輝・高野芳宏・渡辺伸行「多賀城創建瓦の製作技法」宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要Ⅱ』1975 p.40
同書で「511-E」とした軒平瓦は、凹面に布目の重複、凸面に叩き目の重複がみられる平瓦 I C 類-a タイプを用いたものである。
- (41) 註(3)に同じ pp.10・11・29・30
- (42) 註(20)に同じ pp.36～45・69・76
- (43) 註(26)に同じ pp.7～11
- (44) 註(21)に同じ pp.5～7
- (45) 註(3)に同じ p.18
- (46) 註(10)に同じ pp.62・63・74 (これによれば現在の日本専売公社仙台工場付近とみられる)。
- (47) 註(20)に同じ pp.70・83
- (48) 註(10)に同じ
- (49) 註(20)に同じ pp.11～27・76
- (50) 原田良雄編『内藤政恒先生蒐集東北古瓦図録』 1974 p.193
- (51) 註(9)に同じ pp.16・48
- (52) 註(4)に同じ p.45
- (53) 註(17)に同じ pp.44・45
- (54) 註(3)に同じ p.18
- (55) 註(15)では未報告であるが、現在当研究所蔵となっている当時の発掘資料を実見して確認した。
- (56) 註(50)に同じ p.161
- (57) 註(3)に同じ pp.18・19
- (58) 註(4)に同じ pp.48・49

- (59) 註(3)に同じ p.18
- (60) 註(40)に同じ p.41
- (61) 宮城県多賀城跡調査研究所年報 1975 p.21
- (62) 註(15)に同じ p.51
- (63) 註(3)に同じ p.18
- (64) 註(9)に同じ
- (65) 註(61)に同じ pp.21～26
- (66) 註(15)に同じ p.50

同書では「新田伊良フ」としているが、末尾の文字は「門」の崩字と考えられる。

第11図-15にはこれらと異なる「今」が報告されており、当研究所ではこれを「今」Bとしている。なお、高野芳宏・進藤秋輝・熊谷公男・渡辺伸行「多賀城の文字瓦(その1)」宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要Ⅲ』1976 pp.62・78で「今」Aが多賀城跡から出土していると報告しているが、「今」Cと同一である可能性が強く、ここでは「今」Cに含めた。

2 土 器 類

土器類は瓦について出土量が多い。土器類には土師器、須恵器、須恵系土器⁽¹⁾、施釉陶器、磁器などがある。量的には須恵系土器が圧倒的に多く、土師器、須恵器がこれにつき、ほかはきわめて少量である(表 25)。土器類は政庁地区のほぼ全域から出土しているが、中でも土壌が多数分布する南西部や北東部からの出土量が多い。層位的には、表土出土のものが大部分を占め、土壌、溝、建物跡柱穴、整地層などの遺構から出土したものはそう多くはない⁽²⁾。そこで、ここではまず、政庁地区から出土した土器類について種類ごとに特徴を述べ、ついでそれらの遺構でのあり方をみてゆく。

種 類 と 量
出 土 状 況

土器類の特徴を種類ごとに記述するに先だち、まず本報告書で用いる器種について規定しておきたい。

一般に消費の場においては、いくつかの種類の土器類が組成をなし、相互に関連性をもちながら使用されている。したがって種類ごとに基準を異にする器種設定を行った場合、種類は異なるが同一の器形をとる土器間の相互の関係を把握することは困難となる。そこで、ここでは器種の設定は土器類の種類にかかわらず、一括して統一的な基準で行うこととする。この際その対象としては、出土量が豊富な土師器、須恵器、須恵系土器の3種類の土器に限定してみてゆきたい。以下、3種類の土器について杯類、甕類、瓶類、その他に分けて器種分類の基準を述べる。

器種設定の基準

杯類

底部から口縁部にかけてさして大きな屈曲をもたずに単純にひらきながら立ち上がる器形のものを杯類とした。一般には鉢、椀、稜椀、杯、高台杯、高杯、盤、皿、小皿などの名称で呼ばれているものがこれにあたる。杯類のうち、体部に稜をもつ「稜椀」と高い脚部がつく「高杯」は形態的な特徴が明瞭であるが、これ以外のものについては相互の形態的な変化が連続的であるため、形態の違いによって器種を裁然と区別することは困難であ

器 種	土 師 器	須 恵 器	須恵系土器	施 釉 陶 器	磁 器	合 計
杯 類	無 高 台	908	317	3,474	1	4,700
	高 台 付	89	49	2,235	10	2,383
甕 類		21	101			122
瓶 類		1	79	1	7	88
そ の 他	甌	3				3
	耳 皿	5				5
	三 足 皿			3		3
	高 杯	7	4			11
	器 台	0		6		6
	蓋	5	37		1	43
合 計	1,039	587	5,719	18	1	7,364

表 25 政庁地区土器類出土数

る。そこで、ここでは稜椀、高杯以外の杯類について器形と法量を検討し、統計的にそのあり方を把握することによって器種を設定することにしたい。

器形の把握

杯類のおおよその器形は口高比と外傾度によって把握できる。口高比(口径/器高)は、器高を1とした場合の口径の比率を示す数値であり、口高比が一致する個体は口径と器高で構成される方形が相似形をとることになる。これを相互に比較することによりおおよその外形の対比が可能と思われる。

しかし、口高比が同一の個体どうしても、体部の外傾度によって器形が大きく異なることが多い。外傾度は底部から口縁部に至る立ち上がりの角度で、概念上それは鉛直線と、口縁と底縁を結ぶ線がなす角度、ないし口径・底径・器高の3者の関係によって求めることができる。ところが、実際には底部から口縁部に至る屈曲が一律でないこと、体部下端部付近で傾きが大きく変わるものが多いこと、体部と底部の境が不明瞭な個体が多いことなどから統一的に計測することはなかなか困難である。体部下端や底部がヘラケズリ調整されているものはいっそう難しくなる。以上の理由から、ここでは器高の上部 $\frac{1}{2}$ における体部の傾きがその個体の主要な傾きを代表していると考えてこれをその個体の外傾度とし、底部から $\frac{1}{2}$ までの高さの傾きは捨象することによって計測点の統一をはかった(図136)。したがって各々の土器の外傾度は、口縁部外縁と底部から $\frac{1}{2}$ の高さにおける体部外面とを結ぶ線と、鉛直線とがなす角度によって求められる⁽³⁾。

器形の分布

図137は政庁地区出土の土師器、須恵器、須恵系土器のうち、完形に復原できたすべての杯類(稜椀、高杯を除く。高台が付くものは高台部を除く)について杯部の口高比と外傾度を計測し、その分布を示したものである。近接した分布域に存在する個体どうしは口高比と外傾度によって知られる器形が相似形に近い形になる。この結果、口高比が大きいものほど外傾度も大きくなる傾向が認められ、その分布頻度によって杯類は器形上おおむねA

3群の存在

～Cの3つのまとまりとして把握することができた。すなわちA群は口高比が2.0～2.9で、外傾度が11°～25°グループ、B群は口高比が2.5～6.7で、外傾度が26°～67°のグループ、C群は口高比が7.4～9.5で、外傾度が56°～79°のグループである。少数ではあるが、これらのまとまりからはみ出すものもあるので、以下ではA群を外傾度25°以下のもの、B群を口高比が7未満で外傾度が25°を超えるもの、C群を口高比が7以上のものとしてと

らえておく。

法量による細分

つぎにA群～C群の各々の法量について検討する。ここでは器高で法量を代表させ、群ごとに杯部の器高の分布頻度を検討した(図138)。その結果、A群の器高は3.9～7.4 cmの範囲に収まるが、その分布頻度により、AⅠ類：3.9～4.9 cmのもの、AⅡ類：5.7～6.2 cmのもの、AⅢ類：7.2～7.4 cmのもの、の3グループに

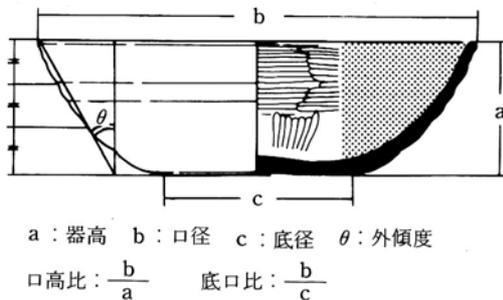


図136 杯類の計測基準

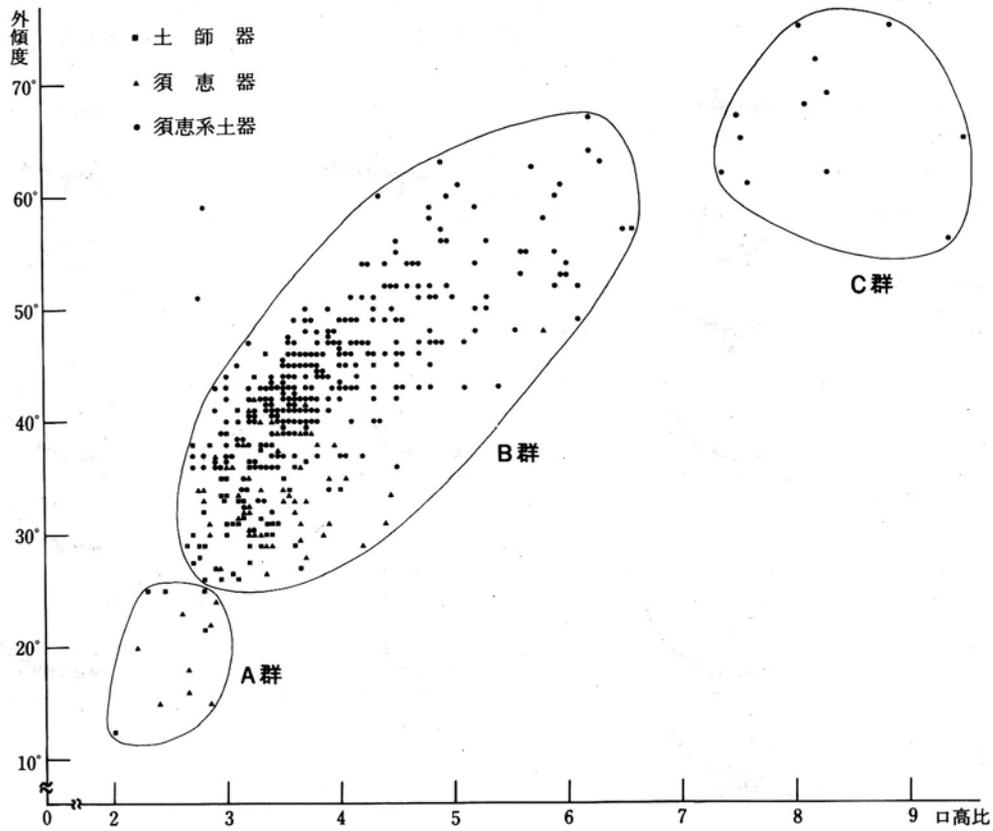


図 137 杯類器形分布図

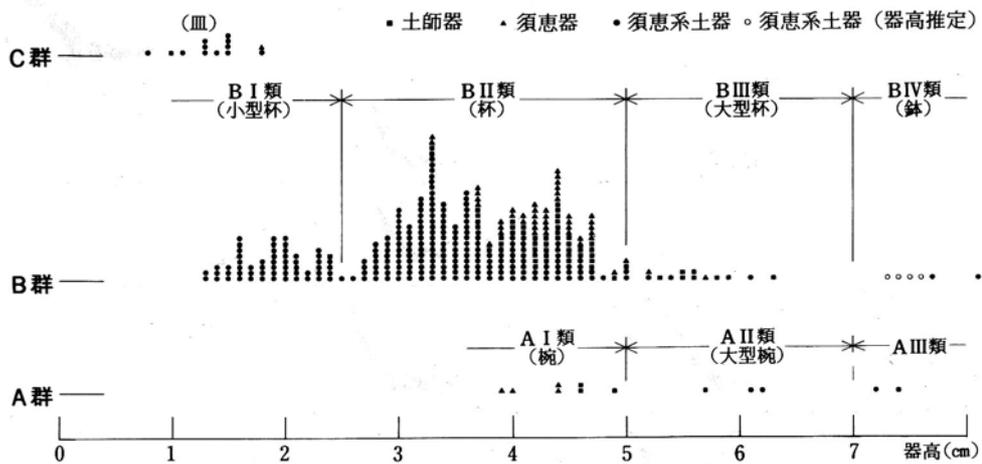


図 138 杯類法量分布図

分類できた。また、B群においては器高は1.3～8.1 cmの範囲に収まるが、その分布頻度によって、B I類 1.3～2.5 cmのもの、B II類：2.6～5.0 cmのもの、B III類：5.2～6.3 cmのもの、B IV類：7.6～8.1 cmのもの、の4グループに区別された。C群は器高0.8～1.8 cmで分布範囲が小さく、全体をひとつのまとまりとして認識できた。

これまでの検討の結果で器形と法量によって分類された杯類のそれぞれのまとまりは、

	土師器	須惠器	須惠系土器
皿			
高台皿			
小型杯			
高台小型杯			
杯			
高台杯			
大型杯			
高台大型杯			
鉢			
高台鉢			
椀			
高台椀			
大型椀			
高台大型椀			
稜椀			

0 15 cm

図 139 杯類器種分類図

一定の用途を反映している可能性が強いと考えられ、これらを器種として把握することが妥当と思われる。これらの器種が古代においてどういった名称で呼ばれていたかについては検討できる材料がきわめて少ない。そこでここではBⅡ類を「杯」とし、これよりも器高の低いBⅠ類を「小型杯」、BⅡ類よりも器高の高いBⅢ類を「大型杯」、さらに器高が高くなるBⅣ類を「鉢」としておきたい。一方、A群はB群に比較して口高比、外傾度ともに小さく、体部の立ち上がりが急で深い器形をとる。ここでは、器高が杯とほぼ一致するAⅠ類を「椀」、AⅠ類よりも器高の高いAⅡ類、AⅢ類を「大型椀」とする(AⅡ類とAⅢ類は、器高が異なるが、いずれも個体数が少なく、両者が明瞭に区別されるべき器種であるかどうか不明なので「大型椀」として一括しておく)。また、C群はB群に比べて口高比、外傾度ともに大きく、体部が大きくひろく浅い器形をとることからこれを「皿」と

器種名

器種	大型椀 高台大型椀	椀 高台椀	鉢 高台鉢	大型杯 高台大型杯	杯 高台杯	小型杯 高台小型杯	皿 高台皿	稜椀
器形	7.0未満						7.0以上	体部に稜をもち高台のつくもの
外傾度(θ)	θ ≤ 25°			θ > 25°				
法量	器高(h)	h > 5.0cm	h ≤ 5.0cm	h > 7.0cm	5.0cm < h ≤ 7.0cm	2.5cm < h ≤ 5.0cm	h ≤ 2.5cm	

表 26 杯類器種分類表

する(表 26)。なお、BⅡ類としたまともは一般に「杯(坏)」として分類されることが多いものであるが、多賀城内五万崎地区を対象とした第 30 次調査では BⅡ類に属する須恵器の底部外面に「坏」と墨書されたものが 1 点発見されており、これを参考にすると BⅡ類は当時「坏」と呼ばれていた可能性が強い。

また、大型椀、椀、鉢、大型杯、杯、小型杯、皿には高台の付くものがみられ、それぞれ「高台大型椀」、「高台椀」、「高台鉢」、「高台大型杯」、「高台杯」、「高台小型杯」、「高台皿」として区別できる。高台器種にはこれらのほかに、体部に明瞭な稜をもつ「稜椀」がある。

以上により、杯類では無高台の器種として大型椀、椀、鉢、大型杯、杯、小型杯、皿の 7 種、高台をもつ器種として高台大型椀、高台椀、高台鉢、高台大型杯、高台杯、高台小型杯、高台皿、稜椀の 8 種、それに高杯を加えて計 16 器種が設定できるものと考えられる(図 139)。

杯類の 16 器種

杯類について土器の種類ごとに特徴を述べ、分類するにあたっては、おもに完形に復原されたものを対象として、(1)口径、底径、器高それぞれの法量、(2)口高比、底口径(底径/口径)、外傾度、(3)体部の形状、(4)成形・調整の痕跡、(5)底部の特徴、などを観察することとした。また、各器種における分類は観察項目ごとの分類に基づき、それらの組み合わせによって行った。この場合、(3)と(5)については分類の基準が多くの器種に共通しているの

杯類の観察

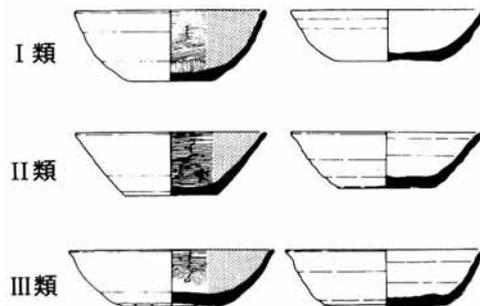


図 140 杯類体部の形状分類図

で、煩雑さをさけるためあらかじめ以下のように分類しておく。

体部の形状 (3)体部の形状については次のように分類しておく(図140)。Ⅰ：内湾しながら外傾するもの、Ⅱ：直線的に外傾するもの、Ⅲ：内湾しながら外傾し、口縁部で若干外反するもの。

底部の特徴 (5)底部の特徴では、ロクロからの切離し技法と切離し後の調整について観察した。ロクロからの切離し技法には、静止糸切りのもの、回転ヘラ切り（以下単にヘラ切りという）のもの、回転糸切り（以下単に糸切りという）のものがみられるほか、ヘラケズリや、ナデなどの調整のため切離し技法が不明なものもある。一方、切離し後の調整には、手持ちヘラケズリによるもの、回転ヘラケズリによるもの、ナデによるものがある。各個体の特徴は切離し技法とその後の調整のあり方の組み合わせによって把握できる。両者の組み合わせについては次のように分類しておく。1：静止糸切りで手持ちヘラケズリ調整が施されたもの。2：ヘラ切りで無調整のもの。3：ヘラ切りで手持ちヘラケズリ調整が施されたもの。4：ヘラ切りで回転ヘラケズリ調整が施されたもの。5：糸切りで無調整のもの。6：糸切りで手持ちヘラケズリ調整が施されたもの。7：糸切りで回転ヘラケズリ調整が施されたもの。8：底部全面に手持ちヘラケズリ調整が施され、切離しが不明なもの。9：底部全面に回転ヘラケズリ調整が施され、切離しが不明なもの。10：底部全面にナデ調整が施され、切離しが不明なもの。

甕類

長胴形と胴長形

胴部が長胴形ないし胴張形をなし、頸部でしまり、口縁部がひらく器形で、頸部の径が最大径の $\frac{1}{2}$ 以上のものを甕類とした。甕類は胴部の形態により長胴形のものと同張形のものに分類できる。政庁地区以外の例を参考にすると、長胴形のは器高が30cm前後と推定されるものが多く、口径よりも器高がかなり大きい（口高比は0.6～0.8前後で0.7前後のものが多い）。また、胴張形のは器高が25～40cmほどと推定されるものと、50cmを超すと推定される大型のものに分けられる。これらのほかに、器高が20cm未満と推定される小型のものがある。小型のものは長胴形に近い器形をなし、口径と器高がほぼ同じか、口径が若干大きくなる（口高比は1.0前後～1.8で、1.0前後のものが多い）。ここでは器高が20cm未満のものを「小型甕」、長胴形で器高が30cm前後のものを「長胴甕」、胴張形で器高40cm未満のものを「胴張甕」、胴張形で器高50cm前後以上のものを「胴張大甕」とする。一般に小型甕、長胴甕では頸部のしまりが小さく、口縁部が大きく外傾し、最大径が口縁部にあるものが多い。また、胴張甕・胴張大甕では頸部のしまりが大きく口縁部高く立ち上がりながら外反し、最大径が胴部にあるものが多い。また、胴張甕には平底のものと丸底のものとがみられ前者が多く、胴張大甕は大部分が丸底である。以上により、甕類では、小型甕、長胴甕、胴張甕、胴張大甕の4器種を設定しておく。

甕類の4器種

瓶類

胴部が大きく膨らみ、頸部の径が最大径の $\frac{1}{2}$ 未満のものを瓶類とした⁽⁵⁾。政庁地区以外の例を参考にすると、瓶類は口頸部の形態により、「長頸瓶」、「短頸瓶」、「平瓶」に分類できる。口頸部は長頸瓶、短頸瓶ではいずれも胴部の中心につくが、平瓶では扁平な胴部の周

縁寄りにつく。長頸瓶と短頸瓶では、器高が20 cm以上のものと、20 cm未満の小型のもの
とに分けられる。ここでは20 cm以上と推定されるものをそれぞれ「長頸瓶」、「短頸瓶」
とし、20 cm未満と推定されるものは、一括して「小型瓶」としておく。以上により、瓶類
では長頸瓶、短頸瓶、小型瓶、平瓶の4器種を区別しておく。

瓶類の4器種

その他の器種

これらのほかに、皿の両端を上方に折り曲げた「耳皿」、底部に甌孔のついた「甌」、「蓋」、
「器台」などの器種がある。蓋と器台は他の器種と組み合っって一定の機能を果すものであり、
厳密には容器としての器種の中で扱うには無理があると思われるが、以下の説明では
便宜上器種の中に含めて記述しておく。

蓋と器台

(1) 土師器

土師器には大型椀、椀、大型杯、杯、小型杯、皿、高台大型椀、高台大型杯、高台小型
杯、蓋、耳皿、高杯、小型甕、長胴甕、甌、小型瓶の16器種がみられる。以下器種ごと
に特徴を述べ、分類を行う。

器種

大型椀 (PL.108-78)

完形に復原されたものが1点ある。法量は口径が13.2 cm、底径が5.7 cm、器高が5.7
cmで、口高比は2.31、底口比は0.43となり、外傾度は25°である。体部の形状はやや内
湾しながら外傾する。ロクロ調整であり、内面はヘラミガキ・黒色処理されている。底部
外面は剥落が著しく、特徴は不明である。

椀 (PL.106-26・107-60・108-69)

完形に復原されたものが3点ある。法量は口径が9.3~13.6 cm、底径が5.9~7.6 cm、器
高が4.6~4.9 cmで、口高比は2.02~2.78、底口比は0.46~0.63となり、外傾度は11°~
25°である。これらは口径によりA:9.3 cmの比較的小型のもの、B:12.8 cm、13.6 cm
の比較的大型のものに分けられる。体部の形状および調整についてみると、いずれも体部
は内湾しながら外傾し、ロクロ調整で、内面はヘラミガキ・黒色処理されている。底部の
特徴には、5:糸切り無調整のもの、8:全面手持ちヘラケズリのもの、9:全面回転ヘラ
ケズリのもの、がみられ各々異なる。8・9のものは体部下端もヘラケズリ調整されている。
以上の特徴により椀を分類すると、A9類-60、B5類-26、B8類-69、となる。

口径の分布

底部の特徴

分類

大型杯 (PL.106-28.29・107-39.53.62.64)

完形に復原されたものが6点ある。法量は口径が15.7~18.4 cm、底径が5.2~7.7 cm、器
高が5.3~6.3 cmで、口高比は2.63~3.33、底口比は0.28~0.46となる。これらの分布はい
ずれもほぼ均等なばらつきを示す。一方、外傾度は29°~46°であるが、その分布により、
A:29°~35°のもの、B:46°のものに分けられる。量的にはAが5点で、Bは1点
のみである。体部の形状には、I:内湾しながら外傾するもの、II:直線的に外傾するもの、
III:内湾しながら外傾し、口縁部で若干外反するものがみられ、Iが3点、IIが1点、IIIが2

外傾度の分布

体部の形状

底部の特徴 点となる。調整はすべてロクロ調整で、内面はヘラミガキ・黒色処理されている。底部の特徴には、5：糸切り無調整のもの、6：糸切りで手持ちヘラケズリのもの、8：全面手持ちヘラケズリのもの、9：全面回転ヘラケズリのものがある。出土量は5が2点、6・8・9が各1点で、他の1点は摩滅が著しく特徴が不明である。9のものは体部下端もヘラケズリ調整されている。

分類 以上述べた特徴のうち体部の形状(I～III)、外傾度(A、B)、底部の特徴(5、6、8、9)を基に大型杯を分類すると、IA5類-28、IA8類-53、IA9類-62、IIB5類-29、IIIA6類-39、IIIA類-64となる。

杯 (PL.106-1~25.27・107-41.48~52.55~59・108-66~68.70~74.77)

法量 完形に復原されたものが46点ある。まず法量からみてゆく。口径は12.4~15.6 cmで、その分布は約6.5割が13.0~14.5 cmの間に収まる。底径は4.5~8.5 cmで、分布には顕著な傾向性はみられない。器高は3.3~5.0 cmで9割以上が3.7~4.5 cmの間でほぼ均等に分布する。口高比では、2.67~4.27のものがみられ、その分布頻度により大きくA：2.67~3.40の比較的深い器形のもの、B：3.51~4.27のやや浅い器形のものに分けられる。量的にはAが38点で約8割を占める。底口比は0.33~0.61で、0.39~0.54までのものが大部分である。また外傾度は26°~45°で、その分布には、さしてまとまりはみられない。体部の形状を検討すると、I：内湾しながら外傾するもの、II：直線的に外傾するもの、III：内湾しながら外傾し、口縁部で若干外反するもの、の三者がみられる。量的には、Iが38点で約8割を占め、IIIが6点(約1割)でこれにつぎ、IIは2点のみである。これらの杯はすべてロクロ調整されており、内面にはヘラミガキ・黒色処理が施されている。底部の特徴をみると、5：糸切り無調整のもの、6：糸切りで手持ちヘラケズリのもの、8：全面手持ちヘラケズリのもの、9：全面回転ヘラケズリのものに分類できる。量的には5が26点(約5.5割)で過半数を占め、8が10点(約2割)で、6と9は各々1点ずつあるにすぎない。

口高比の分布 これらのほかに摩滅のため底部の特徴が不明なものが8点(約2割)ある。なお、8の一部のものと6・9のものは体部下端もヘラケズリ調整されている。

体部の形状 杯について以上述べた特徴のうち、体部の形状(I～III)、口高比(A、B)、底部の特徴(5、6、8、9)を基準に分類すると次のようになる。IA5類-2~5、8~14、16、18、19、24、25、27。IA6類-41。IA8類-49、50、55、57、58、67。IIB5類-6、7、17。IIB8類-48、51、52。IIA5類-1。IIA9類-59。IIIA5類-15、20、22、23。IIIB8類-56。IA類-66、68、70~74、77。分類別ではIA5類が17点、IA8類が6点、IIIA5類が4点、IIB5類・IIB8類が各3点、IA6類・IIA5類・IIA9類・IIIB8類が各1点、IA類が8点となる。このことから、政庁地区出土の土師器杯では、体部が内湾しながら外傾し、比較的深い器形で、糸切り無調整のIA5類が最も多いことがわかる。

小型杯 (PL.107-45)

分類 完形に復原されたものが1点ある。法量は口径が10.5 cm、底径が4.6 cm、器高が2.4 cm

で、口高比は **4.38**、底口比は **0.44** となり、外傾度は **54°** である。体部はほぼ直線的に外傾する。ロクロ調整されており、その後内外全面に入念なヘラミガキ調整が施され、黒色処理されている。底部にはヘラミガキの下にわずかに糸切りの痕跡を残す。

皿 (PL.107-46)

完形に復原されたものが **1** 点ある。法量は口径が **9.5 cm**、底径が **5.3 cm**、器高が **1.0 cm** で、口高比は **9.50**、底口比は **0.56** となり、外傾度は **65°** である。口高比、外傾度ともに大きいため、きわめて浅い器形をとり、内面は中央部がわずかにくぼむ程度である。体部は直線的に外傾する。ロクロ調整されており、内面にはヘラミガキ・黒色処理が施されている。底部は全面が手持ちヘラケズリ調整され、切離しは不明である。

高台大型椀 (PL.108-81)

完形に復原されたものが **1** 点ある。法量は口径が **18.2 cm**、底径が **9.8 cm**(椀部 **9.0 cm**)、器高が **8.4 cm**(**7.4 cm**)で、椀部の口高比は **2.46**、底口比は **0.49**、外傾度は **25°** となる。体部はやや内湾しながら外傾する。ロクロ調整の後、外面には体部下端から底部にかけて回転ヘラケズリが施され、外傾し端部が角張るやや高い高台が付されている。内面はヘラミガキ調整され、黒色処理が施されている。回転ヘラケズリおよび高台貼り付けの際のナデ調整のため、切離しは不明である。

高台大型杯 (PL.108-84.86)

完形に復原されたものが **2** 点ある。両者は特徴が大きく異なるので、体部の形状によって **I** : 内湾しながら外傾するものと、**II** : 直線的に外傾するものに分類し、個別に記述してゆく。**I** 類(**86**)は口径 **16.3 cm**、底径 **7.9 cm**、器高 **5.9 cm**(杯部 **5.7 cm**)で、杯部の口高比は **2.76**、底口比は **0.48**、外傾度は **29°** となる。底部には、直立し端部が丸味をもつ低い高台が付されており、高台内に糸切り痕を残す。ロクロ調整の後、体部の内外両面にヘラミガキ調整が施され、内面は黒色処理されている。**II** 類(**84**)は口径 **15.2 cm**、底径 **6.8 cm**(杯部 **7.5 cm**)、器高 **5.6 cm**(**5.5 cm**)で、杯部の口高比は **2.71**、底口比は **0.49**、外傾度は **38°** となる。底部には、直立し断面が三角形をなす低い高台が付されている。ロクロ調整の後、内面にはヘラミガキ・黒色処理が施されている。ナデ調整のため切離しは不明である。

体部の形状

類

類

高台小型杯 (PL.108-82)

完形に復原されたものが **1** 点ある。法量は口径が **12.5 cm**、底径が約 **5.7 cm**(杯部 **5.5 cm**) 器高が約 **4.0 cm**(**1.9 cm**)で、杯部の口高比は **6.58**、底口比は **0.44**、外傾度は **57°** となる。体部はやや内湾しながら大きくひらき、底部には外反する高い高台が付されている。ロクロ調整の後、内面にはヘラミガキ・黒色処理が施されている。ナデ調整のため、切離しは不明である。

高杯 (PL.108-93.94)

脚部資料が **2** 点ある。いずれも脚は中空である。**93** は表面が縦方向に幅広く面取りされており、横断面は七角形になる。**94** は表面に縦方向の入念なヘラミガキ調整が施され、横断面は円形になる。

脚部の面取り

蓋 (PL.108-90~92)

ほぼ完形に復原されたものが1点(92)、つまみ部と天井部が残るものが1点(90)、天井部だけのものが1点(91)ある。すべてロクロ調整で内面はヘラミガキ・黒色処理されている。92は扁平な擬宝珠形つまみもち、天井部はなだらかで、口縁端は外傾している。口縁部付近ではヘラミガキが外面にもおよんでいる。口縁部の内径は約19cmで、口径などからみて高台大型椀に組み合う可能性が強い。90は擬宝珠形つまみもち。

耳皿 (PL.10-79.80)

耳部を欠くものが2点ある。いずれもロクロ調整された無高台の耳皿で、内外ともに軽いヘラミガキが施され、黒色処理されている。79は糸切り無調整、80は底部全面手持ちヘラケズリのものである。

小型甕 (PL.109-97.102.103)

完形に復原されたものはないが、残存部の形態や法量から小型甕と推定できるものが3点ある。すべてロクロ調整されているが、その後のヘラミガキ・黒色処理調整のあり方に類によって以下の3類に分類できる。A類：ヘラミガキ・黒色処理が施されたいもの(97)、B類：内面がヘラミガキ・黒色処理されているもの(102)、C類：内外両面がヘラミガキ・黒色処理されているもの(103)。97の口縁端部は肥厚して丸く収まり、体部下半には手持ちヘラケズリが施されている。

長胴甕 (PL.109-98~101・110-104.106.107)

完形に復原されたものが3点、口縁部を欠くものが1点、胴部下半～底部を欠くものが3点ある。政庁地区出土の長胴甕には、製作過程でロクロによる調整を受けないものと、ロクロ調整されているものがあるが、前者はすべて小破片で実測図を作成できたものはない。ロクロ調整の長胴甕は、口縁端部の形態により、I類：口縁端部が単純に収まるもの(101)、II類：口縁端部が上方に挽き出されているもの(98・99)、III類：口縁端部が上下に挽き出され縁帯状になるもの(100・106・107)、の三者に分類できる。98・101・107は胴部下半が縦方向に手持ちヘラケズリされている。107では内面に幅3cmの横方向に走る粘土紐の接合痕跡、外面には平行叩き目・ロクロナデ、胴部下半に縦方向に走る手持ちヘラケズリの痕跡が観察され、これらの前後関係からこの甕が①粘土紐巻き成形、②叩き締め、③ロクロによる調整、④手持ちヘラケズリによる調整、⑤焼成、といった工程で作られたことが知られる。

甌 (PL.109-96),

単孔式の甌の底部破片が1点ある。器面の摩滅が著しく、ロクロ調整かどうかは不明である。外面は孔の周辺に細かい手持ちヘラケズリ調整が施されている。孔の内径は約1.6cmである。

小型瓶 (PL.109-95)

胴部の器高が7cmほどの口頸部を欠く小型瓶が1点ある。ロクロ調整のもので、胴部外面には入念なヘラミガキ調整が施され、黒色処理されている。底部には糸切り痕を残す。

分類

分類

(2) 須 恵 器

須恵器には大型椀、椀、大型杯、杯、高台椀、高台皿、稜椀、高杯、蓋、小型甕、胴張器種
甕、胴張大甕、長頸瓶、短頸瓶、小型瓶、平瓶の16器種がみられる。

大型椀 (PL.110-113・111-141・112-170)

完形に復原されたものが3点ある。法量は口径が14.9~16.2 cm、底径が8.0~9.1 cm、器高と底部の特徴
器高が6.1~7.2 cmで、口高比は2.22~2.66、底口比は0.50~0.59、外傾度は15°~20°となる。これらは器高によってA:6.1 cm、6.2 cmの比較的低いものと、B:7.2 cmの比較的高いものに分けられる。体部の形状および調整をみると、いずれも体部はやや内湾しながら外傾し、内外面ともにロクロ調整されている。底部の特徴には、2:ヘラ切り無調整のもの、4:ヘラ切りで回転ヘラケズリのもの、9:全面回転ヘラケズリのもの、がみられ各々異なる。

以上の特徴により、大型椀を分類すると、A2類-113、A9類-170、B4類-141となる。なお、141と170は体部下端も回転ヘラケズリ調整されている。分類 類

椀 (PL.111-138・112-166.167)

完形に復原されたものが3点ある。法量は口径が11.5~11.6 cm、底径が6.1~7.7 cm、器高と底部の特徴
器高が4.0~4.4 cmで、口高比は2.61~2.90、底口比は0.53~0.67となる。外傾度では16°~24°のものがみられるが、その分布により、A:16°の比較的小さいものと、B:23°、24°の比較的大きいものに二分できる。体部の形状にはI:内湾しながら外傾するものと、II:直線的に外傾するものがみられる。いずれも内外面ともにロクロ調整されている。底部の特徴には、2:ヘラ切り無調整のもの、6:糸切りで手持ちヘラケズリのものがある。体部の形状と底部の特徴

以上の特徴により椀を分類すると、I A6類-166、II B2類-138、II B6類-167となる。なお、167は体部下端にも手持ちヘラケズリ調整が施され、口縁部外面には1本の細い沈線が巡っている。分類 類

大型杯 (PL.111-142・112-143)

完形に復原されたものが2点ある。142は口径が15.9 cm、底径が6.8 cm、器高と底部の特徴
器高が5.7 cmで、口高比は2.79、底口比は0.43となり、外傾度は33°である。また143は口径が16.3 cm、底径が7.6 cm、器高が5.2 cmで、口高比は3.13、底口比は0.47となり、外傾度は32°である。法量的には両者はほとんど変わらない。体部の形状ではII:直線的に外傾するもの(142)と、III:内湾しながら外傾し、口縁部で若干外反するもの(143)、に分かれる。いずれも内外ともロクロ調整されており、底部は糸切り無調整である。したがって、大型杯は体部の形状により、II類-142、III類-143に分類される。体部の形状 分類 類

杯 (PL.110-119~112.114~116・111-117~135.137.139・112-144~159.169.172・113-173.174・133-88)

完形に復原されたものが49点ある。法量は口径が11.8~15.6 cm、底径が5.1~10.8 cm、

器高が 2.7～5.0 cmで、口高比は 2.76～5.78、底口比が 0.37～0.70 となり、外傾度は 26°～48° である。これらは口高比の分布頻度により、A：2.76～2.91 の深い器形のもの、B：3.02～3.78 のやや深い器形のもの、C：3.86～4.43 のやや浅い器形のもの、D：5.78 とときわめて浅い器形のもの、に分けられる。量的にはAが6点(約1割)、Bが34点(約7割)、Cが8点(約1.5割)、Dが1点で、Bが圧倒的に多い。体部の形状をみると、Ⅰ：内湾しながら外傾するもの、Ⅱ：直線的に外傾するもの、Ⅲ：内湾しながら外傾し、口縁部で若干外反するもの、がありⅠが17点(約3.5割)、Ⅱが24点(約5割)、Ⅲが8点(約1.5割)で、Ⅱが約半数を占めている。成形、調整については、117 や 157 の体部外面にロクロ調整以前の斜行する粘土紐の痕跡がみられ、これらは粘土紐巻き成形の後にロクロ調整されたことが知られる。体部の内外面にはロクロ調整の際の凹凸が顕著なものが多い。底部の特徴では 2：ヘラ切り無調整のもの、4：ヘラ切りで回転ヘラケズリのもの、5：糸切り無調整のもの、6：糸切りで手持ちヘラケズリ調整のもの、9：全面回転ヘラケズリ調整のもの、10：全面ナデ調整のもの、の6種がみられる。このほか、杯と推定される底部資料に 1：静止糸切りで手持ちヘラケズリ調整の特徴をもつものもある(PL.110-108)。量的には2が28点(約6割)、5が16点(約3割)で、他は各1点ずつであり、他に摩滅が著しく特徴の不明なものが1点ある。したがって、杯では2としたヘラ切り無調整のものと、5とした糸切り無調整のもの両者が全体の約9割を占めることになり、4・6・9・10 など、切離し後にヘラケズリ調整が施されるものはごく少量であることがわかる。

以上述べた特徴のうち、体部の形状(Ⅰ～Ⅲ)、口高比(A～D)、底部の特徴(2、4～6、9、10)を基準に杯を分類すると次のようになる。ⅠA5 類-150。ⅠB2 類-114、120、121、123、127、128、135。ⅠB4 類-88。ⅠB5 類-145、153、155。ⅠB10 類-173。ⅠC2 類-109、112、125。ⅠC5 類-149。ⅡA2 類-116、133、134。ⅡB2 類-115、117、118、122、124、126、129、130、132、139。ⅡB5 類-144、156～159。ⅡC2 類-111、131。ⅡC6 類-169。ⅡC9 類-172。ⅡD2 類-110。ⅢA2 類-137。ⅢA5 類-154。ⅢB2 類-119。ⅢB5 類-146、147、148、151、152。ⅡB 類-174。出土量はⅡB2 類が10点、ⅠB2 類が7点、ⅡB5 類とⅡB5 類が各5点、ⅠB5 類・ⅠC2 類・ⅡA2 類が各3点、ⅡC2 類が2点で、他は1点ずつである。なお、120 の底部外面には「×」かとみられるヘラ書き、123 の底部外面には「養」と推定できる墨書、121 の体部外面には油煙状の付着物がみられる。また、88 は硯に転用されている。

高台椀 (PL.113-187)

体部の中央に双耳の付くものが1点ある。法量は口径 11.1 cm、底径 7.3 cm(椀部 7.1 cm)、器高 4.6 cm(3.9 cm)で、椀部の口高比は 2.85、外傾度は 22° となる。体部は内湾しながら外傾し、底部には、外傾し端部が角張る低い高台が貼付されている。切離しは不明である。

高台皿 (PL.134-101)

完形に復原されたものが1点ある。法量は口径が 18.2 cm、底径が 9.2 cm(皿部 9.0 cm)、器高が 3.0 cm(1.8 cm)で、皿部の口高比は 10.1 となる。皿部は口縁端が外反気味に直立す

る。底部には、外傾し端部でやや厚くなる高さ 1.2 cmの高台が付されている。硯に転用されており、内面に朱が付着している。

稜椀 (PL.113-176~183・134-100)

完形に復原されたものが 4 点、椀部のみ復原されたものが 1 点、残存部の器形から稜椀と推定されるものが 8 点ある。椀部が完形のものでみると、椀部の法量は口径が 12.4~16.4 cm、底径が 7.1~7.6 cm、器高が 3.4~6.5 cmで、口高比は 2.52~4.15、外傾度は 15° ~29° なる。これらは椀部の器高分布により、A : 6.5 cmの比較的高いものと、B : 3.4~4.2 cmの比較的低いものに分けられる。また体部の形状をみると、稜より上が I : 直線的に外傾するものと、II : 外反するものがある。高台はいずれも外傾し、端部が角張るものであるが、高台の高さには① : 1.2 cmほどの高いものと、② : 0.8 cm未満の低いもの、の両者がみられる。

椀部の器高と形状

高台の高さ

以上の特徴により稜椀を分類すると、I B②類-183、II A①類-178、II B②類-100・181 となる。また破片資料では I B 類-180、I ②類-182、II ①類-177 となる。底部の切離しは 177 がへら切り、180 が静止糸切りである。176 はロクロ調整の後、高台内側を除く内外全面に入念なへらミガキ調整が施された「ミガキの須恵器」⁽⁶⁾である。高台内には判読不能な墨書が認められる。また、100 は硯に転用されている。

分類

ミガキの須恵器

高杯 (PL.114-204~207)

脚部の資料が 4 点ある。いずれも裾部に向かってひらく円筒形の脚で、内面にしぼりの痕跡が認められるものもある。204 は裾が大きくひらき、端部が垂直に下方に挽き出されており、長頸瓶の口頸部を倒立させたような形状をなす。脚部には一対の縦長の方形透かしがつけられている。

透かし

蓋 (PL.113-188~201・114-202.203・134-102~110)

完形に復原されたものが 3 点、口径が推定できるものが 10 点、つまみ部ないし天井部のみのもものが 12 点ある。口径が推定できるもの 13 点について口径により分類すると I 類 : 19.0 cm前後のもの(188~190)、II 類 : 12.5~17.0 cmのもの(200~203・102・105・108・109)、III 類 : 3.5 cmのもの(198)、の三者に大別できる。I 類の蓋に組み合う杯身は口径が 18.5 cm前後のものとして推定され、大型椀、高台大型椀、大型杯、高台大型杯、稜椀などが該当するものとみられる。このうち 188 と 189 は内外両面に入念なへらミガキ調整が施された「ミガキの須恵器」の蓋であり、PL.113-176 のような「ミガキの須恵器」の稜椀に組み合うものとみられる。190 は宝珠形につまみを持ち、天井部が高く口縁部が外反しており、他の蓋の器形とは異なる。II 類の蓋に組み合う杯身は口径が 12.0~16.5 cm前後のものとして推定され、I 類と同様の杯類が該当するとみられる。これらの蓋はいずれも扁平な宝珠形につまみを持つ。天井部は低くなだらかで口縁部が若干下方に挽き出されるものが大部分を占める。また硯に転用されているものが比較的多い(102~110)。III 類の蓋に組み合う器種は口径からみて小型短頸瓶と推定される。

口径による分類

類

類

類

小型甕 (PL.115-228~230・117-250.251.253)

口頸部資料が4点(228~230・250)、底部資料が2点(251・253)ある。口頸部資料では口縁部が大きく外傾し、最大径は口縁部にある。口縁端は若干下方に挽き出され、縁帯状になるものが多い。口径は229が約33cm、230が約20cmと推定される。なお、228・230・250にはロクロ調整前の平行叩き目、251には格子叩き目が認められる。また、251・253には内面にヘラナデ調整が認められる。

胴張甕 (PL.115-231~236・116-237~241・117-252)

口縁部資料が10点(231~240)、底部資料が2点ある(241・252)。口縁部資料は口径16~28cm、口頸部の高さは5cm前後である。口頸部の立ち上がりおよび口縁端の形態にはかなりの多様性がある。口縁部、底部両資料ともに外面にロクロ調整前の平行叩き目、体部内面に同心円文のあて板痕跡を残すものが多い。

胴張大甕 (PL.116-242.243・117-245~249)

胴張大甕の口縁部と推定される資料が7点ある。これらは長胴甕に比べて口径が大きく、口頸部の高さは9cm以上になる。また、器壁も胴張甕より厚い。頸部には櫛書きによる波状文が数段施文されている。

長頸瓶 (PL.114-208.215.217~219・115-220~222)

口縁部を欠く資料が1点(208)、頸部資料が1点(215)、底部資料が6点(217~222)ある。208は口縁部を欠くが全体の器形をほぼ推定できる。頸部は口縁に向かってラップ状に大きくひらき、体部との接合は2段構成である。肩部は張りが弱くなだらかに下降する。底部は比較的大きめで、先端が角張る低い高台が付されている。215はわずかにひらきながら立ち上がり、口縁部で大きく外反する頸部資料である。底部資料にはすべて低い高台が付されている。高台の形態には、端部が肥厚するもの(217・219)、端部が角張るもの(218)、端部が尖るもの(221)、端部が尖り、内面が段状になるもの(220・222)がある。

2 段 構 成
高 台 の 形 態

短頸瓶 (PL.114-216)

口縁部から肩部にかけての資料が1点ある。口径約16.0cm、口頸部の高さ2.4cmで、大型の短頸瓶である。口頸部は直立し、口縁端は角張っている。体部外面には平行叩き目、内面には同心円文あて板痕跡がみられる。叩き締めの後、口縁部の内外面はロクロナデ調整、体部内面はナデ調整されている。

小型瓶 (PL.114-209~214)

口頸部資料が1点(209)、体部資料が3点(210・213・214)、底部資料が2点(211・212)ある。209は肩部に丸味をもつ長頸の小型瓶で、頸部と体部の接合は2段構成である。210も残存部の形態から長頸の小型瓶と推定される。213・214はともに肩部が「く」の字形に折れ曲る体部資料で、209・210とは器形を異にする。底部資料には高台をもつもの(211)と無高台のもの(212)とがある。

2 段 構 成

平瓶 (PL.115-223~227)

把手が4点(223~226)、底部資料が1点ある。把手は幅2~3cmで、細かいヘラケズリにより器面調整されている。227は無高台の底部資料で底径約15cmである。

(3) 須恵系土器

須恵系土器には大型椀、鉢、大型杯、杯、小型杯、皿、高台鉢、高台杯、高台小型杯、高台皿、小型瓶、器台の 12 器種がみられる。また、杯、小型杯、皿、高台鉢などの器種には体部や底部に焼成前の穿孔がみられるものがあるので、最後にこれを「穿孔のある土器」として取り上げ、説明を加える。

大型椀 (PL.127-582)

底部を欠く資料が 1 点ある。法量は、口径 17.1 cm、器高 11 cm以上(推定 13~15 cm)、外傾度約 6° である。器高が高く外傾度が著しく小さいため、土師器や須恵器の大型椀とは器形が大きく異なり、また高台がつくかどうか不明であるが、1 点のみであるのでここでは大型椀に含めておく。ロクロ調整の後、体部下半には手持ちヘラケズリが施されている。

鉢 (PL.127-583~586)

口縁部資料が 4 点ある。口径は 29.2~34.8 cmで、22 cm未満の大型杯、大型椀に比べて著しく大きい。いずれも底部を欠くため正確な器高は知り得ないが、残存部から 584 が約 8 cm、585 が約 9 cm、586 が約 10 cmと推定される。したがって、口高比は 3.5~4.0 前後、外傾度は 40° ~50° 前後となる。高台がつくかどうかは不明であるが一応鉢としておく。口縁部の形態は各々異なり、外反しながらひらき、端部が丸くおさまるもの(583)、内湾気味にひらき、口縁部外面に段を形成するもの(584)、直線的にひらき、端部が大きく外反するもの(585)、内湾気味にひらき、端部が丸くおさまるもの(586)、がある。すべてロクロ調整されており、583 の体部下半には手持ちヘラケズリが施されている。なお、585 の体部外面には粘土紐の接合痕跡が認められ、粘土紐巻き成形であったことが知られる。

口縁部の形態

大型杯 (PL.124-498.500.501)

完形に復原されたものが 3 点ある。法量は口径 17.7~21.9 cm、底径 6.3~8.3 cm、器高 5.2~6.1 cmで、口高比は 2.76~3.59、底口比は 0.36~0.38、外傾度は 33° ~51° となる。体部の形状には、I : 内湾気味に外傾するもの(498・501)と、II : 直線的に外傾するもの(500)とがある。器面調整をみると、全面がロクロナデされており、外面にはロクロによる凹凸が残されているが、内面は平滑に調整されているものが多い(500・501)。底部はすべて糸切り無調整である。

体部の形状

杯 (PL.119~124-321~497<380.446.469を除く>499.502.509.517・128-606.607)

完形に復原されたものが 180 点あり、すべての器種の中で最も量が多い。まず法量からみてゆく。口径は 9.8~17.6 cmで、その分布をみると、10.5~14.0 cmに集中しており、約 8 割がこの範囲に収まる。底径は 3.4~6.6 cmで 4.3~5.5 cmに集中しやはり約 8 割がこの範囲に収まる。器高は 2.6~5.0 cmであるが、その分布頻度を検討すると、3.3~3.6 cmに大きな頂点が、4.0 cmに小さな頂点が認められ、両者の間で最小値を示す 3.9 cmを境に A : 3.9 cm未満のもの、B : 3.9 cm以上のものとに分けられる。量的には A が約 7.5 割を占め

法量

器高の分布

圧倒的に多い。口高比は 2.68～5.33 で、3.50 を頂点に前後に単純減少している。底口比では 0.27～0.56 で 0.39 を頂点に前後に単純減少している。また外傾度をみると、30°～52° で 43° を頂点に前後に単純減少している。一方体部の形状では、Ⅰ：内湾しながら外傾するもの、Ⅱ：直線的に外傾するもの、Ⅲ：内湾しながら外傾し、口縁部で若干外反するもの、の三者がみられ、量的にはⅠが約 5 割、Ⅱが約 3 割、Ⅲが約 2 割となる。また体部から底部にかけては、内外面ともに丸味をおびており、体部と底部の境が不明瞭なものが多い。成形は、体部外面にロクロ調整以前の斜行する粘土紐痕跡が認められるものが多い(334・354・383・384・400・422・426・449・460・486・492)ことから、粘土紐巻き成形であったことが知られる。また、器面調整をみると、体部外面にはロクロナデによる凹凸が顕著であるが、内面は平滑に調整されているものが大部分を占めている。底部はほとんどが糸切り無調整であるが、例外的に体部下端や底部が手持ちヘラケズリ調整され切離し痕跡を残さないものが 1 点(372)ある。

分類 以上述べた特徴のうち、体部の形状(Ⅰ～Ⅲ)と器高(A、B)を基準に杯を分類すると以下のようになる。

ⅠA 類—323、328、329、330、333、334、336、337、339、341、342、343、345、346、
349、350、351、352、355、356、359、362、369、372、373、375、377、382、
383、384、387、389、393、394、395、396、402、409、410、411、418、422、
423、429、432、434、435、441、442、450、451、452、453、465、466、467、
470、471、478、479、480、482、486、489、496、509、517、606、607

ⅠB 類—385、417、426、427、430、436、437、438、445、448、449、456、458、460、
461、464、474、476、477、483、488、490、492、493、494、499

ⅡA 類—321、322、325、326、327、331、335、340、344、360、361、364、365、367、
371、374、376、381、392、407、412、415、421、425、428、433、439、440、
447、454、455、468、472、495、502

ⅡB 類—363、370、404、425、431、444、463、473、481、484、485、487、491

ⅢA 類—324、332、338、347、348、353、354、357、358、366、368、378、379、386、
388、390、391、397、398、399、400、401、403、405、406、408、414、416、
419、420、443

ⅢB 類—413、457、459、462、475、497

量的にはⅠA 類 69 点(38%)、ⅠB 類 26 点(15%)、ⅡA 類 35 点(20%)、ⅡB 類 13 点(7%)、ⅢA 類 31 点(17%)、ⅢB 類 6 点(3%)となり、内湾しながら外傾し、器高が 2.6～3.9 cm未満のⅠA 類が最も多いことが知られる。なお、606 と 607 には体部下端ないし底部に焼成前に穿たれた径約 1.0 cmの貫通孔がみられる。また 499 には口縁部に油煙状の付着物がみられる。

小型杯 (PL.118・119—254～297.306～315・122—446・123—469・128—604)

口径の分布 完形に復原されたものが 57 点ある。口径は 6.8～14.0 cmであるが、その分布頻度をみる

と、A : 6.8~11.2 cmのものと、B : 13.6~14.0 cmのものに分けられる。量的にはAが圧倒的に多く、Bは3点のみである。底径は2.7~6.4 cmで、その分布にはかなりのばらつきがある。器高は1.3~2.5 cmで1.9 cm付近を頂点に前後に減少している。口高比は3.00~6.62、底口比は0.34~0.65であり、両者ともにその分布にはかなりのばらつきがみられる。外傾度は36°~67°で、45°~55°の間に集中し、約7割がこの範囲に収まる。体部の形状にはⅠ：内湾しながら外傾するもの、Ⅱ：直線的に外傾するもの、Ⅲ：内湾しながら外傾し、口縁部で若干外反するものが認められ、量的にはⅠが約2割、Ⅱが約8割、Ⅲは1点のみで、Ⅱが圧倒的に多い。成形は260・283・285の体部外面に粘土紐の痕跡が認められることから、杯と同様粘土紐巻き成形とみられる。内面はやはり平滑に調整されているものが大部分を占める。底部は全面が手持ちヘラケズリ調整され、切離しが不明な1点(469)を除き、すべて糸切り無調整である。

体部の形状

以上述べた特徴のうち、体部の形状(Ⅰ~Ⅲ)、口径(A、B)を基準に小型杯を分類すると次のようになる。ⅠA類-262、269、283、288、289、294、297、306、308~312。ⅡA類-254~261、263~268、270~282、284~287、290~293、295、296、307、314、315。ⅡB類-446、469、604。ⅢA類-313。出土量はⅠA類13点、ⅡA類40点、ⅡB類3点、ⅢA類1点となり、ⅡA類が約7割を占め、ⅠA類が2割強でこれにつき、ほかはきわめて少ない。なお、604には体部に焼成前に穿たれた径約6 mmの貫通孔がみられる。また256と281には口縁部の内外面に油煙状の付着物が認められる。

分類

Ⅲ (PL.121-380・128-602.605)

完形に復原されたものが2点ある。380は口径12.1 cm、底径4.2 cm、器高15 cmで、口高比は8.06、底口比は0.35となる。体部は外反しながら開き、外傾度は75°ときわめて大きい。底部は糸切り無調整である。605は口径14.9 cm、底径5.5 cm、器高1.8 cmで、口高比は8.28、底口比は0.37となる。体部はわずかに内湾しながら大きく開き、外傾度は69°である。体部には焼成前に穿たれた径約5 mmの貫通孔がみられる。底部は糸切り無調整である。

これらのほかに、3箇所に足部の接合痕跡を残す底部資料が1点ある(602)。皿部はロクロ調整されており、3本の足は皿部の体部下端にほぼ正三角形に配されている。皿部と足部の接合方法をみると、まず、皿部の体部下端に径約1.0 cmの貫通孔を穿ち、これに外面から足を嵌めこみ、内面にはみ出した粘土をなでつけて接合している。3本の足を嵌入了後、外面には残存部のほぼ全面にうすく粘土が貼り付けられており、底部にはその上から手持ちヘラケズリ調整が施され、丸底気味に仕上げられている。足の周辺部はヘラケズリ後さらにナデ調整されている。なお、器形、法量ともにこの底部資料とほぼ同一の三足この付皿が多賀城内金堀地区を対象とした第21次調査で出土しており、602の実測図はこれを参考にして推定復原したものである。

三足皿

高台鉢 (PL.127-581.587.588.590.591・128-592~597・129-613)

完形に復原されたものが2点、底部資料が10点ある。完形に復原されたものは、いずれ

低い高台の鉢

もロクロ調整されており、体部がほぼ直線的で、口縁部がわずかに立ち上がる播鉢状をなし、体部下端に外傾する断面三角形の低い高台が付されている。581は同一個体の破片から復原したもので、口径が25.7 cm、底径が9.4 cm、器高は約7.9 cm(鉢部約7.7 cm)と推定され、鉢部の口高比は約3.34、外傾度は約51°になる。内面は平滑で、体部下半の外面には手持ちヘラケズリ調整が施されている。613は口径が27.7 cm、底径が11.8 cm、器高が9.0 cm(鉢部8.1 cm)で、鉢部の口高比は3.42、外傾度は50°となる。内面はナデツケ調整、体部外面下半は手持ちヘラケズリ調整されている。底部周縁には焼成前に穿たれた径6 mmの貫通孔が1個ある。

高い高台の鉢

底部資料はいずれも残存部の器形から高台鉢と推定されるものであるが、高台部は581・613とは大きく異なる。すなわち、高台部の形態がわかる590~594の資料では、高台の高さ6~7 cm、高台底径16~23 cmで、高台部はほぼ直線的に外傾し、大型杯を伏せたような形状をなしている。592~597の資料にみられる高台部と鉢部の接合痕跡によれば、これらの高台鉢の製作は、ロクロによりまず大型杯状の高台部を作り、これを逆にしてロクロ上に固定し、高台上面を底部とし、これに粘土紐を巻き上げて鉢部の成形を行ったことが知られる。この際、高台部と鉢部の接合を安定させるために高台上面の周縁に指頭によるとみられる凹凸をつけた資料もみられる。また、592の高台部には粘土紐痕跡が認められる。

製作工程

高台杯 (PL.125-522.529.531~549・126-550~553)

器高の分布

完形に復原されたものが21点、杯部だけ復原されたものが4点ある。口径は12.9~20.4 cmで、13.0~15.5 cmに集中し、21点がこの範囲に収まる。杯部の底径は5.9~7.8 cmで、ほぼ均等なばらつきで分布する。器高は3.0~5.3 cm(杯部2.7~4.6 cm)であるが、杯部の器高分布頻度により、A:2.7~2.9 cmのもの、B:3.3~3.7 cmのもの、C:4.1~4.6 cmのもの、の三者に分類できる。量的にはAが4点、Bが13点、Cが8点で、Bが最も多い。杯部の口高比は2.80~5.89、外傾度は38°~61°で、いずれもほぼ均等なばらつきで分布する。

体部の形状

体部の形状にはⅠ:内湾しながら外傾するもの、Ⅱ:直線的に外傾するもの、Ⅲ:内湾しながら外傾し、口縁部で若干外反するもの、の三者がみられ、量的にはⅠが7点、Ⅱが12

高台の特徴

点、Ⅲが6点で、Ⅱが最も多い。また、高台部について観察すると、高台の形状や高さに多様性がみられ、①:断面三角形で、外傾し、高台の低いもの、②:断面三角形で、外傾し、高台の高いもの、③:断面三角形で、直立し、高台の低いもの、④:断面三角形で、直立し、高台の高いもの、⑤:端部が角張り、外傾し、高台の低いもの、⑥:端部が角張り、外傾し、高台の高いものに分類できる。量的には⑥が8点、①が5点で比較的多く、②が4点、⑤が2点でこれにつぎ、③と④は各1点みられるだけである。成形については529・536・539・540・543など比較的多くの資料で杯部外面に斜めに走る粘土紐の痕跡が認められることから、粘土紐巻き成形であったことがわかる。杯と同様に体部外面にはロクロ調整の凹凸がみられるが、内面は平滑に調整されたものが多い。切離しが判明するものはすべて糸切りである。また、531・532・550などで高台の剥落がみられることから、高台部は杯部の成形後に貼付されたことが知られる。

成形と調整

以上の特徴のうち、体部の形状(I~III)、杯部の器高(A~C)、高台部の特徴(①~⑥)により高台杯を分類すると次のようになる。IA④類-533。IB①類-532。IB②類-545。IB⑤類-529・531。IC①類-537。IC⑥類-542。IIA①類-522。II B①類-534。II B②類-546。II B⑥類-541、543、549。II C②類-539。II C③類-538。II C⑥類-540。III B②類-535。III B⑥類-544、548。III C①類-536。III C⑥類-547。杯部だけの資料ではII A類-551・553、II B類-552、III C類-550となる。出土量はII B⑥類が3点、IB⑤類・III B⑥類が各2点みられるほかはすべて1点ずつである。

分類

ところで、532および548の資料には底部外面の高台内側中央部付近にヘラ状工具によるとみられる螺旋状ないし不整円形に巡る点列が認められる。こういった点列は高台杯、高台小型杯ないし高台皿と推定される底部資料にも多数みられる(PL.126-563~577)。螺旋状に巡るものが多いことから、ここではこれらを「螺旋状点列」と総称しておく。また、これとは別に574の資料には底部の中心部から高台に向かう放射状の沈線が施されており、これを「放射状沈線」とする。

螺旋状点列は糸切り痕を切る軽いロクロナデの上に認められ、高台付近では高台周辺のロクロナデ調整によって切られているものがあることから、底部全面をロクロナデした後で、高台を貼付し、その周囲をロクロナデする前に施された可能性が強い。螺旋は1~2周するものが大部分であり、その方向は内側から外側に向かって施されているものが多い。点列を構成する単位はいずれも若干の長さを持ち、少しずつ角度を変えながら螺旋状に巡っている。沈線状にみえる場合でも大部分がこういった単位の集合としてとらえることができる。したがってこの螺旋状点列はロクロ回転によって付されたものではなく、工具自体の移動によって付されたものとみられ、高台のつく器種に限って認められることから、高台部の製作に関わる工具痕跡と考えられる⁽⁸⁾。

螺旋状点列

一方、放射状沈線は高台貼付後に施されたもので、沈線の末端がすべて高台付近に達しており、しかも高台内側のロクロナデによって覆われている。このことからこれは高台貼付後に底部中央から高台内側に向かって粘土をかき寄せ、その粘土を高台内側にナデつけることにより高台部と杯部の完全な接合をはかった痕跡であろうと思われる⁽⁹⁾。

放射状沈線

高台小型杯 (PL.118-298.300.302.303・119-318~320・125-520.521.524~528.530)

完形に復原されたものが15点ある。口径は9.4~14.6 cmで、その分布頻度によりA:9・4~11.7 cmのものと、B:12.2~14.6 cmのものに分けられる。量的にはAが11点、Bが4点で前者が7割以上を占める。杯部の底径は5.0~7.2 cmで、その分布にはかなりのばらつきがある。器高は1.7~4.3 cm(杯部1.5~2.5 cm)であり、杯部の器高は2.0~2.5 cmに集中する。杯部の口高比は4.70~6.73、外傾度は42°~65°となるが、いずれも特にまとまりのある分布は示さない。体部の形状には、I:内湾しながら外傾するもの、II:直線的に外傾するもの、III:内湾しながら外傾し、口縁部で若干外反するもの、の三者がみられる。量的にはIが3点、IIが10点、IIIが2点で、IIが最も多い。また高台部については、高台の形状および高さにより、①:断面が三角形で、高さが0.4 cm以下の低いもの、②:断面が三

口径の分布

体部の形状

高台の特徴

角形で、高さが0.8 cm以上の高いもの、③：端部が角張り、高さが0.4 cmと低いもの、④：端部が角張り、高さが1.2～2.1 cmと比較的高いもの、の四者に分けられる。量的には①が8点で過半数を占め、ほかは④が4点、②が2点、③は1点となる。成形痕について観察すると、526の杯部と高台部の境に貼り付け痕跡、527の高台部に粘土紐巻き上げ痕跡が認められる。また、杯部内面は平滑に調整されているものが多い。切離しが判明するものはすべて糸切りである。

分 類 以上のうち、体部の形状（Ⅰ～Ⅲ）、口径（A、B）、高台部の特徴（①～④）を基準に高台小型杯を分類すると次のようになる。ⅠA②類-528。ⅠB②類-530。ⅠB④類-526。ⅡA①類-298、300、302、303、318～320。ⅡA③類-520。ⅡA④類-525。ⅡB①類-521。ⅢA④類-524。ⅢB④類-527。量的にはⅡA①類が7点で約半数を占め、ほかは1点ずつしかみられない。このことは、須恵系土器の高台小型杯では、体部が直線的に外傾し、口径が9.4～11.7 cmで、断面三角形で0.4 cm以下の低い高台のつくものが多いことを示している。口径と高台部の形態の関係についてみると、口径の小さいAには断面三角形で低い高台①がつくものも多く、口径の大きいBには比較的高台の高い②・④がつく傾向が認められる。なお、高台杯の項で述べたように、高台小型杯と推定される底部資料の高台内側には螺旋状点列がみられるものもある。

高台皿 (PL.118-299.301.304.305・119-316.317・125-518.519.523)

皿部の器高と形状 完形に復原されたものが8点、皿部だけ復原されたものが1点ある。口径は9.6～12.4 cmで、9.6～10.5 cmのものが比較的多い。皿部の底径は5.2～7.0 cmであり、かなりばらつきをもって分布する。器高は1.5～2.7 cm(皿部0.8～1.5 cm)であるが、皿部の器高をみると、A：0.8～1.1 cmの扁平で浅いものと、B：1.3～1.5 cmのやや深いものに分けられる。量的にはAが3点で、ほかの6点はBに属す。皿部の口高比は7.50～12.50、外傾度は64°～79°である。Aは口高比、外傾度ともにBより大きい傾向がある。体部の形状では、Ⅱ：直線的に外傾するものと、Ⅲ：内湾しながら外傾し、口縁部で若干外反するものがみられ、Ⅱが7点、Ⅲが2点である。一方、高台部については、高台の形状と高さにより、①：断面が三角形で、高さが0.2～0.3 cmと低いもの、②：断面が三角形で、高さが0.7～1.0 cmの比較的高いもの、③：端部が角張り、高さが1.8 cmと高いもの、に分けられる。量的には①が4点、②が3点、③が1点で、断面三角形のものが大部分を占めている。成形、調整上の特徴としては、高台部が粘土の貼り付けによるものであること、内面が平滑に調整されているものが多いことがあげられる。なお、切離しが判明するものはすべて糸切りである。

高 台 の 特 徴

分 類 以上のうち、体部の形状(Ⅱ、Ⅲ)、皿部の器高(A、B)、高台部の特徴(①～③)により高台皿を分類すると次のようになる。ⅡA②類-301、304。ⅡA③類-503。ⅡB①類-299、518、519。ⅢB①類-317。ⅢB②類-523。ⅡB類-316。量的にはⅡB①類が3点、ⅡA②類が2点で、ほかは1点ずつである。なお、高台皿と推定される底部資料の中には、やはり螺旋状点列があるものがみられる。

小型瓶 (PL.128-603)

胴部から底部にかけての資料が1点ある。胴張形をなすもので残存部からみて胴部の高さは6.5 cm程と推定され、きわめて小型である。内外面ともにロクロ調整されているが、器壁は約1.5 cmもあり、かなり厚い。

器台 (PL.128-598~601)

脚部の資料が4点ある。いずれも下に向かって若干太くなる柱状部の両端に、大きくひらく受部と裾部がつくものである。柱状部は長さ約13~14 cm、径約4~5 cmで、中心部に径1.0~1.5 cm程の孔が上下に貫通している。柱状部外面に指によるナデの痕跡がみられ、孔の内面には縦にはしる多数の条痕が認められる。器面に残る痕跡によりこれらの器台の製作工程をみると、①棒状の工具を芯にしてその周囲に粘土を巻きつけ、柱状部をつくる、②柱状部の両端側縁から粘土紐を巻き上げて受部と裾部をつくる、③芯を抜き取る、という順になる。調整は柱状部が縦方向の指ナデ調整、受部は外面がヨコナデ調整、内面がナデ調整されているが、内面には孔の周辺に粘土の高まりを残すなど、概して粗雑なつくりである(598)。完形に復原されたものがなく、全体の器形は知り得ない。

製 作 工 程

穿孔のある土器 (PL.128-604~609・129-610~615)

須恵系土器には焼成前に体部や底部などに穿孔された土器がある。これは杯(606・607)、小型杯(604)、皿(605)、高台鉢(613)などの器種にみられ、穿孔部位、穿孔の形態、数、大きさなどにはかなりの多様性が認められる。604~606の資料は杯・皿の体部に小さな貫通孔が1個穿たれたものであるが、穿孔位置は各々異なる。また、607~609・611~613の資料は杯類の底部に1個の貫通孔が穿たれたもので、やはり孔の大きさや穿孔位置を異にしている。610の資料は杯類の底部に3個の貫通孔をもつ例である。614・615の資料はいずれも高台鉢と推定されるものである。このうち614には高台部上端に外面からの盲孔が、615には鉢底部中央に1個、高台部上端に4個の貫通孔がみられる。これらの「穿孔のある土器」がどういった目的のために製作されたのかは、今のところ明らかではない。少なくとも体部や底部に貫通孔をもつものは、液体容器には用いられなかったものと考えられる。

焼 成 前 の 穿 孔

(4) 灰粕陶器・緑粕陶器・白磁

灰釉陶器が13点、緑釉陶器が6点、白磁が1点出土している。いずれも破片資料であるが、以下実測図に示したものを中心に残存部の特徴をみてゆく。なお、これらはすべて搬入品であるので、器種名については生産地で一般に使用されている呼称を用いる。

灰釉陶器 (PL.129-616~622)

灰釉陶器には、椀、鉢、蓋、長頸瓶などがみられる。

椀は3点ある。617は底径約6.7 cmの底部資料で、底部を回転ヘラケズリした後、高さ1.0 cmのやや高い高台が付されている。高台は外傾し、端部が丸く収まる。胎土は灰白色をなし、長石の小粒を少量含む。内面には黄灰色の釉が刷毛塗りされているが、見込み部は無釉である。高台内には墨痕が認められる。620は口縁端が鋭く外反する口縁部資料であ

椀

る。胎土は灰白色をなし、内外両面に黄白色の釉がかけられている。他の1点は体部資料で、胎土は灰色で黒粒を斑点状に含み、外面に淡灰緑色の釉がかけられている。

鉢 鉢は1点ある。619は口径26cmほどの大型鉢の口縁部資料である。口縁部は直線的に外傾し、外面には1条の沈線が巡っている。沈線より下は内外とも横方向にヘラミガキされている。胎土は灰白色で、内外両面に透明な釉が刷毛塗りされている。

蓋 蓋には天井部～口縁部の資料が1点ある。胎土が明灰色で、外面に濃灰緑色の釉がかけられている。

長頸瓶 長頸瓶には肩部資料が5点、胴部資料が1点、底部資料が1点ある。621は最大径が12cmほどの小型長頸瓶の肩部～胴部の資料で、胎土は灰白色をなし外面には淡黄緑色の釉がかけられている。また、622は頸部と体部の接合が2段構成をとる資料で、胎土は灰色をなし、黒粒を斑点状に含む。外面には濃灰緑色の釉が厚くかけられている。621・622を除く肩部資料3点と胴部資料1点はいずれも小破片で、胎土は灰色をなし、黒粒を含み、外面には濃灰緑色の釉が厚くかけられている。618は底径5.3cmの小型長頸瓶の底部資料で、断面が三角形をなす低い高台をもつ。胎土は灰白色をなし均質である。外面は無釉であるが、内面に釉の付着が認められることから、体部上半は施釉されていたものとみられる。周縁には意図的な敲打調整が施されており、用途は不明であるが、破損後に何らかに転用されたものとみられる。

616は底径が8cm前後の瓶の底部資料である。無高台で、底面には糸切り痕を残しており、手付瓶ないし平瓶の底部かと思われる。胎土は黄灰色をなし、黒粒を少量含む。体部外面には淡緑色の釉がかけられている。

生産地 これらの灰釉陶器の生産地は、器形、器面調整、胎土、釉調などの特徴から、616・622が愛知県猿投古窯跡群、617・619～621が岐阜県東濃古窯跡群かと推定される。

緑釉陶器 (PL.129-623~627)

緑釉陶器には皿と椀がある。

皿 皿は1点ある。623は底径が8.5cmほどの底部資料である。高台は高さ0.6cmほどの削り出しのベタ高台で、中央部が回転ヘラケズリ調整され若干くぼんでいる。胎土は黄白色をなし、きわめて軟質であり、砂粒などは全く含まない。内外ともに軽くヘラミガキされ、淡黄緑色の釉がかけられている。

椀 椀には底部資料が4点、体部資料が1点ある。624は底径が7.6cmほどの底部資料である。高台は高さが0.5cmで、端部は角張る。内外ともにヘラミガキされ、淡緑色の釉がかけられている。胎土はやや軟質で黄灰色をなす。625は底径が7.5cmの体部下半～底部資料である。体部下半は大きく湾曲しながら立ち上がる。底部には若干外反し、端部がやや肥厚して角張る高さ0.6cmの低い高台が付されている。見込み部中央には幅0.2cmほどの沈線によって花文を簡略化し花芯だけを表現したとみられる径2.5cmの円文が彫り込まれている。胎土は黒粒を斑点状に含み灰色をなす。内外ともにヘラミガキされ、淡緑色の釉がかけられている。内面は使用による摩滅が著しい。626は底径8.8cmのやや大きめの底

部資料である。底部には糸切り後、直立気味で、端部が尖る高台が付されている。胎土は須恵質で灰色をなす。内外ともにヘラミガキされ、濃緑色の釉が比較的厚くかけられている。高台内側には三叉トチンの痕跡がみられる。627は底径7.0cmの底部資料である。底部には糸切り後、直立し端部が若干尖り気味の高さ0.3cmの低い高台がつく。高台は入念にヘラミガキされており、高台の内側もヘラミガキされている。外面には濃緑色の釉がかかけられている。618と同様に破損後、周縁に入念な敲打調整が施されている。

これらの緑釉陶器の生産地は、624が愛知県猿投古窯跡群、623が京都府北部古窯跡群、626が滋賀県近江古窯跡群かと推定される。 生 産 地

白磁 (PL.129-628)

輪花皿の小破片が1点ある。花文は外面からヘラで縦に押しつけることによって表現されている。胎土はややくすんだ白色をなし、釉は透明である。中国河北省邢州窯系の五代期の製品と考えられる。 輪 花 皿

(5) その他の土器

以上のほかに土師質土器、美濃焼、灯明皿が少量出土している。土師質土器(PL.129-629.630)としたものは非ロクロ調整で酸化焰焼成された明褐色をなす古代末の土器である。629と630は丸底気味の皿で、内面と口縁部外面がヨコナデ調整、底部がナデ調整されている。630は口縁部外面がわずかに肥厚している。胎土は軟質である。美濃焼(PL.129-631)には皿が2点ある。631は口径が13.6cm、器高が2.8cmの、口縁部が大きく外反し、削り出し高台をもつ皿である。胎土は須恵質で灰色をなし、内外全面に黄緑色の釉がかかけられている。他の1点も法量、特徴ともにこれと全く一致する。器形や釉調などから17世紀後半頃の製品と思われる⁽¹¹⁾。灯明皿(PL.129-632~634)はロクロ調整された土師質の素焼きの小皿中央に灯芯を受ける舌状突起がつけられたものである。近世以降のものであろう。 土 師 質 土 器
美 濃 焼

(6) 遺構出土の土器類

土器類は表土から出土したものが大部分を占め、遺構に伴って出土したものは少ない。以下では遺構出土の土器類のうち出土状況が比較的安定し、量的にもある程度のまとまりをもつ7例の一括資料を取り上げ、遺構単位に特徴を述べる。

a SK625 土壇出土の土器群(図141・表27)

SK625は北辺築地の西端部北側で検出された第3次整地層を切る不整形の土壇で、この付近に部分的に分布する灰白色火山灰層に覆われている。埋土から63点の土器と瓦が出土している。土器は土師器41点、須恵器15点、須恵系土器7点がみられる。土師器には杯土師器類が40点、甕類が1点ある。杯類はすべてロクロ調整で、内面がヘラミガキ・黒色処理さ 土 師 器

須 恵 器

れている。全形が復原されたものは比較的高い高台をもつ高台小型杯（82）1点のみである。器種不明な底部資料はいずれも無高台のものであり、これを底部の特徴により分類すると、糸切り無調整のもの10点（38）、底部全面に手持ちヘラケズリや回転ヘラケズリが施されているもの5点、摩滅のため特徴が明らかでないもの24点となる。甕類には長胴甕と推定される底部資料（105）がみられるのみである。須恵器には杯類が13点、甕類と蓋が各1点みられる。杯類で全形が復原されたものには杯ⅢB5類が2点（147・148）ある。いずれも底部は糸切り無調整である。他の11点はすべて器種不明な無高台の底部資料で、底部の特徴は糸切り無調整のもの9点（160）、ヘラ切り無調整のもの1点（硯82）、底部全面に手持ちヘラケズリが施されているもの1点であり、糸切り無調整のものが圧倒的に多い。160の底部外面には「東」の墨書が認められる。また、硯82の内面には朱が付着している。甕は器種不明な底部資料である。蓋は内外両面に入念なヘラミガキ調整が施された「ミガキの須恵器」の天井部資料であり、口径やつまみの特徴は明らかではない。須恵系土器7点はいずれも器種不明な無高台杯類である。

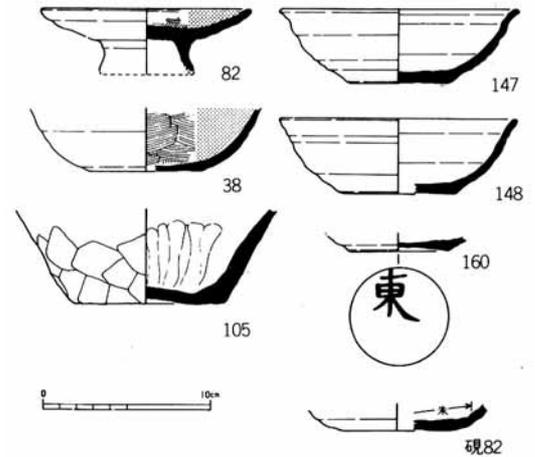


図 141 SK625 土壙出土土器

ミガキの須恵器蓋

※点数は最小個体数、（ ）は図 141 の番号

土 師 器	杯類	40点	高台小型杯1点（82）、器種不明39点〔無高台39点（38）〕
	甕類	1点	長胴甕1点（105）
須 恵 器	杯類	13点	杯ⅢB5類2点（147・148）、器種不明11点〔無高台11点（160・硯82）〕
	甕類	1点	器種不明1点
	蓋	1点	分類不明1点〔ミガキの須恵器〕
須恵系土器	杯類	7点	器種不明7点（無高台）

表 27 SK625 土壙土器類出土数

b SK090 土壙出土の土器群（図 142・表 28）

出 土 状 況

SK090 は北辺築地北側で検出された SB551B 建物跡の柱穴を切る楕円形の小土壙である⁽¹²⁾。埋土中から完形品12点を含む37点の土器類が重なり合うような状態で出土し、小土壙中に意図的に一括廃棄したものと考えられた。これらはすべて杯類で、内訳は土師器2点、須恵器1点、須恵系土器33点、緑釉陶器1点となり、須恵系土器が圧倒的に多い。土師器には杯ⅢA5類が1点（15）と器種不明なものが1点（42）ある。両者とも糸切り無調整で、内面をヘラミガキ・黒色処理したものである。42には体部下端に手持ちヘラケズリが施されている。須恵器には糸切り無調整の無高台杯類の底部資料が1点あるのみである。須恵系土器には全形を復原できたものが11点ある。いずれも杯で、IA類が1点（435）、IB類が3点（456・474・476）、IIA類が2点（433・454）、IIB類が3点（404・485・487）、

土師器と須恵器

須 恵 系 土 器

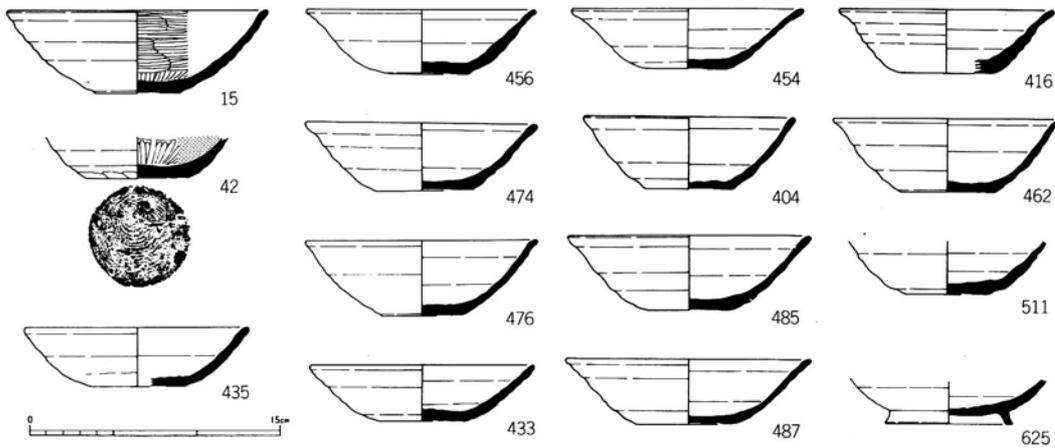


図 142 SK090 土壇出土土器

※点数は最小個体数、() は図 142 の番号

土師器	杯類	2点	杯1点〔ⅢA 5類(15)〕, 器種不明1点〔無高台(42)〕
須恵器	〃	1点	器種不明1点〔無高台〕
須恵系土器	〃	33点	杯11点〔ⅠA類1点(435), ⅠB類3点(456・474・476), ⅡA類2点(433・454), ⅡB類3点(404・485・487), ⅢA類1点(416), ⅢB類1点(462)〕, 器種不明22点〔無高台(511)〕
緑釉陶器	〃	1点	見込み部に陰刻円文(625)

表 28 SK090 土壇出土土器

ⅢA類が1点(416)、ⅢB類が1点(462)となり分類ごとのまとまりは特にない。ほかに器種不明の無高台杯類の底部資料が22点ある(511)。緑釉陶器には見込み部に花文を簡略化したとみられる陰刻円文をもち、淡緑色の釉が施された椀の体部下半～底部にかけての資料が1点(625)ある。

緑 釉 椀

これらの土器類は出土状況からみて確実な相伴関係を持つ良好な一括資料として把握することが可能である。

c SK364 土壇出土の土器群(図 143・表 29)

SK364 は後殿地区で検出された楕円形の小規模な土壇である。埋土中にきわめて多量の瓦が含まれており、瓦溜めの土壇と考えられた。瓦に混じって土師器と須恵器が出土している。土師器には器種不明な杯類の底部資料が8点ある。いずれもロクロ調整で、内面はヘラミガキ・黒色処理されている。うち7点は無高台の杯類で、底部の特徴で分類すると、糸切り無調整のもの1点、底部全面に回転ヘラケズリが施されたもの3点、摩滅のため特徴が不明なもの3点となる。須恵器には杯類が20点、甕類が3点、瓶類が3点、蓋が4点ある。杯類のうち、復原されたものには、椀1点(171)、杯ⅠB2類1点(123)、杯ⅡA2類1点(116)、杯ⅡB2類2点(129・130)、高杯1点(204)がある。椀、杯について底部の特徴をみると、椀は底部全面に回転ヘラケズリが施されており、杯はすべてヘラ切り無調整のものである。123の杯には底部外面に「養」と推定される墨書がある。また、204の高杯は脚部に一對の縦長の方形透かしをもつ。他の14点は器種不明な杯類の底部資料で、内

土 師 器

須 恵 器

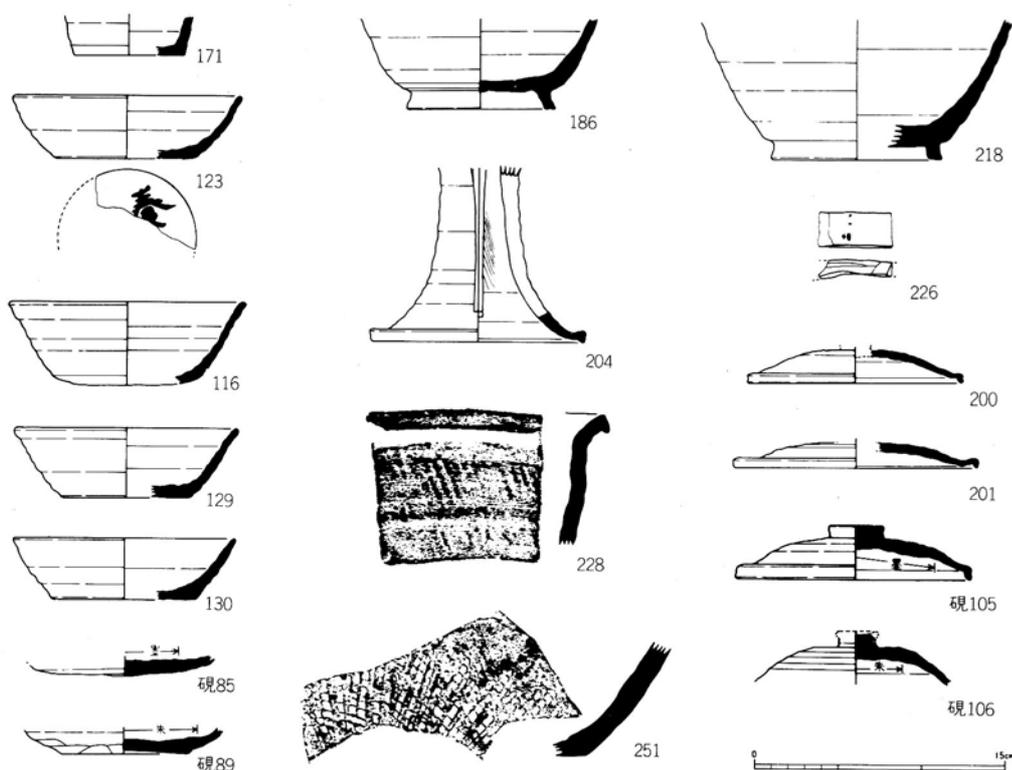


図 143 SK364 土壇出土土器

※点数は最小個体数、() は図 143 の番号

土 師 器	杯類	8点	器種不明8点〔無高台7点・高台付1点〕
須 恵 器	杯類	20点	椀1点 (171) 杯4点〔I B 2類1点 (123), II A 2類1点 (116), II B 2類2点 (129・130)] 高杯1点 (204) 器種不明14点〔無高台12点 (硯85・硯89), 高台付2点 (186)]
	甕類	3点	小型甕2点 (228・251), 器種不明1点
	瓶類	3点	長頸瓶1点 (218), 平瓶1点 (226), 器種不明1点
	蓋	4点	II類3点 (200・201・硯105), 分類不明1点 (硯106)

表 29 SK364 土壇土器類出土数

転 用 硯

訳は無高台のもの 12 点 (硯 85・硯 89)、高台の付くもの 2 点 (186) である。無高台のものを底部の特徴で分類すると、ヘラ切り無調整のもの 6 点(硯 85)、ヘラ切りで底部周縁に手持ちヘラケズリが施されたもの 1 点(硯 89)、糸切り無調整のもの 1 点、底部前面に手持ちヘラケズリが施されたもの 1 点、摩滅のため特徴が不明なもの 3 点となり、ヘラ切りのものが主体を占めている。硯 85 と硯 89 は内面に摩耗痕がみられ、硯 85 には墨、硯 89 には朱が付着していることから、これらはいずれも硯に転用されていたことが知られる。甕類には小型甕と推定される口縁部資料(228)と底部資料(251)、器種不明な底部資料が 1 点ずつある。また瓶類には長頸瓶と推定される底部資料 (218)、平瓶の把手 (226)、器種不明な底部資料が各々 1 点みられる。蓋はいずれも杯類に組み合わせるもので、口径が復原されたものが 3 点 (200・201・硯 105)、天井部のみのものが 1 点(硯 106) ある。前者は口径が 12.7 ~ 14.4 cm ですべて蓋 II 類に属す。硯 105 と硯 106 の蓋の内面には摩耗痕が認められ、硯

105 には墨が、硯 106 には朱が付着しているところから、硯に転用されたことがわかる。SK364 からはこれらの土器の他に須恵系土器杯類と褐釉陶器瓶類の底部資料がそれぞれ 1 点ずつ出土しているが、いずれも小破片で、混入の可能性が高い。

d SK058 土壙出土の土器群(図 144・表 30)

SK058 は東辺築地の内側で検出された築地に沿って延びる長大な土壙である。埋土中からきわめて多量の土器と瓦が出土し、土器や瓦を投棄するために掘り込まれた土壙と考えられた。土器は土師器 36 点、須恵器 12 点、須恵系土器 560 点が出土しており、須恵系土器が圧倒的に多い。土師器はすべてロクロ調整で、内面がヘラミガキ・黒色処理された杯類である。完形に復原されたものには、糸切りで底部周縁に手持ちヘラケズリが施された大型杯ⅢA2 類が 1 点(39)と、糸切り無調整の杯ⅠA2 類が 1 点(25)ある。また、器種不明な 34 点の内訳は無高台のもの 33 点、高台付のもの 1 点である。無高台のものを底部の特徴により分類すると、糸切り無調整のもの 31 点、底部全面手持ちヘラケズリのもの 1 点、底部全面回転ヘラケズリのもの 1 点(63)となる。須恵器には杯類が 9 点、甕類が 2 点、瓶類が 1 点ある。杯類はすべて無高台のもので、底部の特徴により分類すると、糸切り無調整のもの 6 点(163)、ヘラ切り無調整のもの 2 点、底部全面回転ヘラケズリのもの 1 点となる。甕類には胴張大甕と推定される頸部に 3 段の波文を施した口頸部資料が 1 点(248)、胴張甕と推定される口縁部から胴部にかけての資料が 1 点(240)みられる。瓶類は長頸瓶とみられる端部が尖り、内側が段状になる高台をもつ底部資料が 1 点(220)あるのみである。須恵系土器には杯類が 559 点と、器台と推定される脚部資料が 1 点ある。杯類では杯 16 点、小型杯 4 点、高台鉢 3 点、高台杯 7 点、皿 1 点の計 31 点が復原されている。杯にはⅠA 類が 8 点(333・356・382・411・434・466・470・471)、ⅠB 類が 1 点(426)、ⅡB 類が 1 点(491)、ⅢA 類が 6 点(386・388・397・399・406・419)みられ、ⅠA 類とⅢA 類が多い。小型杯にはⅠA 類が 2 点(283・311)、ⅡA 類が 2 点(284・287)みられる。高台鉢には全形が復原されたもの 1 点(581)と底部資料が 2 点(590・592)ある。581 は同一個体の破片から復原した低い高台の付く摺鉢状の高台鉢で、体部下半の外面には手持ちヘラケズリが施されている。

土 師 器

須 恵 器

多量の須恵系土器

※点数は最小個体数、()は図 144 の番号

土 師 器	杯類	36点	大型杯1点〔ⅢA2 類 (39)〕, 杯1点〔ⅠA2 類 (25)〕, 器種不明34点〔無高台33点 (63), 高台付1点〕
須 恵 器	杯類	9点	器種不明9点 (163)
	甕類	2点	胴張大甕1点 (248), 胴張甕1点 (240)
	瓶類	1点	長頸瓶1点 (220)
須恵系土器	杯類	559点	杯16点〔ⅠA類8点 (333・356・382・411・434・466・470・471), ⅠB類1点 (426), ⅡB類1点 (491), ⅢA類6点 (386・388・397・399・406・419)〕 小型杯4点〔ⅠA類2点 (283・311), ⅡA類2点 (284・287)〕 高台鉢3点 (581・590・592) 高台杯7点〔ⅠB2 類1点 (542), ⅡA類2点 (551・553), ⅡC2 類1点 (539), ⅡC3 類1点 (538), ⅢB5 類1点 (548), ⅢC5 類1点 (547)〕 皿1点〔三足皿〕 器種不明528点〔無高台336点, 高台付192点 (555・557・589・612)〕
	器台	1点	(599)

表 30 SK058 土壙土器類出土数

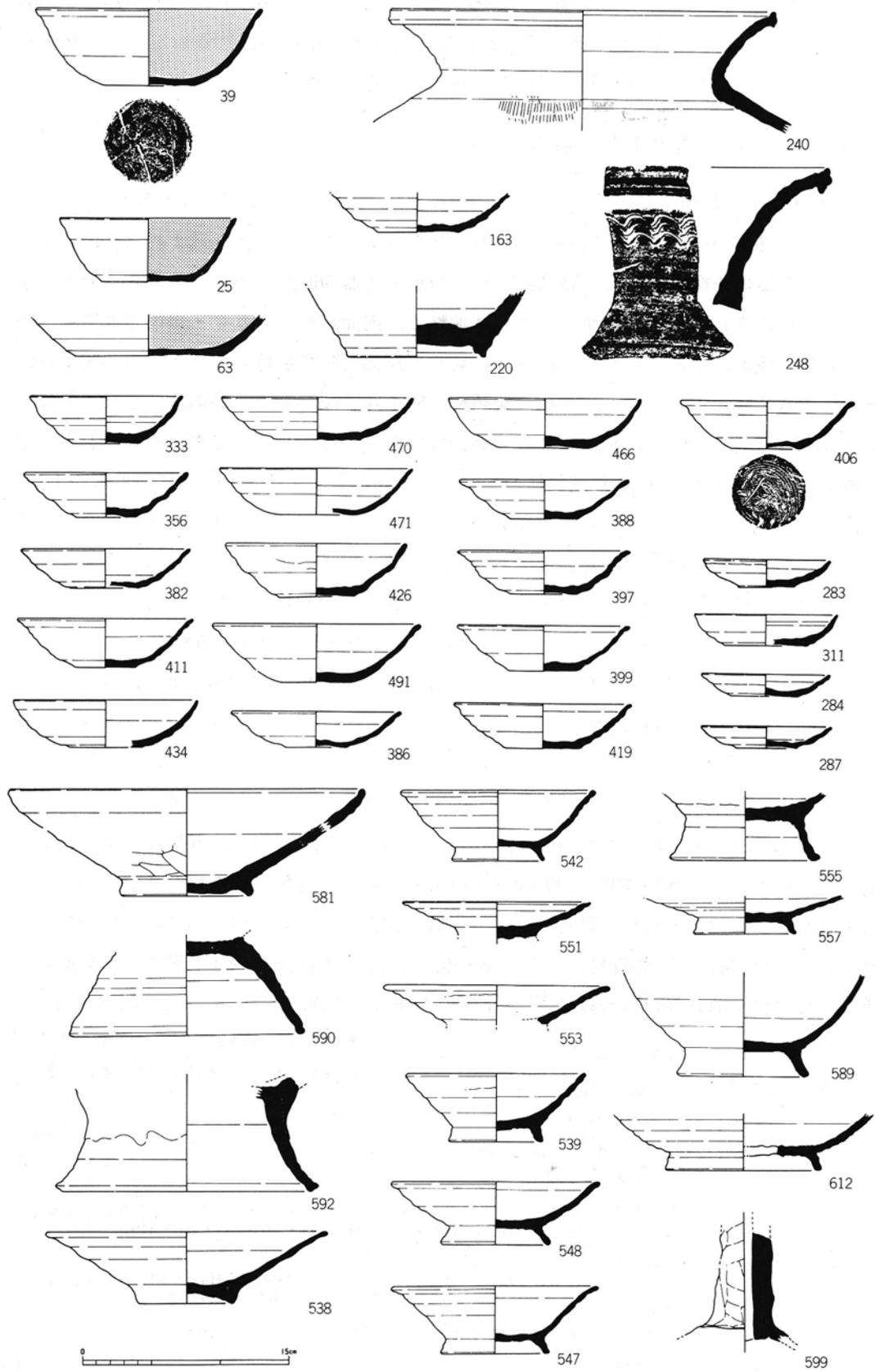


图 144 SK058 土壙出土土器

底部資料はいずれも比較的高い高台のものである。高台杯にはI B2類が1点(542)、II A類が2点(551・553)、II C2類が1点(539)、II C3類が1点(538)、III B5類が1点(548)、III C5類が1点(547)みられ、かなり多様性がある。皿には三足皿の底部資料が1点みられるのみである。一方、器種不明な杯類の底部資料528点の内訳は無高台のものが336点、高台付のもの192点(555・557・589・612)である。器台は柱状部から脚部にかけての資料(599)である。

e SK1104 土壌出土の土器群(図145・表31)

SK1104は南西部で検出された不整形の比較的大規模な土壌である⁽¹³⁾。埋土中からはきわめて多量の瓦が出土しており、おもに瓦を投棄する為に掘り込まれた土壌と考えられた。土器の出土量は計47点で瓦に比べると少ない。内訳は土師器8点、須恵器23点、須恵系土器16点である。土師器には杯類が5点、甕類が3点あるが底部のみの資料のため器種は不明である。杯類はすべてロクロ調整で内面がヘラミガキ・黒色処理されている。いずれも無高台のもので、底部全面に手持ちヘラケズリが施されているものが3点あり、他の2点は摩滅が著しくて底部の特徴は明らかでない。須恵器には杯類が14点、甕類が3点、瓶類が2点、蓋が4点ある。杯類で全形が復原されたものには大型椀1点(113)と杯IB2類1点(120)がみられ、いずれもヘラ切り無調整のものである。他の12点は器種不明な底部資料で、無高台のもの9点の底部の特徴は、ヘラ切り無調整のもの5点、ヘラ切りで手持ちヘラケズリが施されたもの1点、ヘラ切りで回転ヘラケズリが施されたもの1点、糸切

土 師 器
須 恵 器

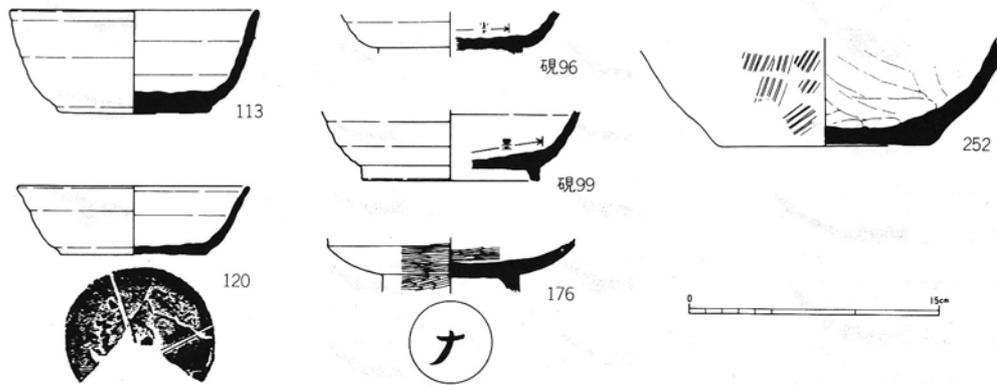


図145 SK1104 土壌出土土器

※点数は最小個体数、()は図145の番号

土 師 器	杯類	5点	器種不明5点〔無高台〕
	甕類	3点	器種不明3点
須 恵 器	杯類	14点	大型椀1点(113), 杯1点〔I B 2類(120)], 稜椀1点(176), 器種不明11点〔無高台9点, 高台付2点(硯96・硯99)〕
	甕類	3点	胴張甕1点(252), 器種不明2点
	瓶類	2点	器種不明2点
	蓋	4点	分類不明4点

表31 SK1104 土壌土器類出土数

ミガキの須恵器稜
湾

り無調整のもの 1 点、底部全面に回転ヘラケズリが施されたもの 1 点となり、ヘラ切りのものが主体を占めている。高台付のものは 3 点あり(硯 96・硯 99・176)、96 と 99 は硯に転用されている。また、176 は内外面に入念なヘラミガキが施された「ミガキの須恵器」で、底部外面には判読不能の墨書がある。甕類の底部資料は 3 点あり、うち 1 点(252)は内面調整の特徴から胴張甕と推定される。瓶類には器種不明の底部資料が 2 点ある。蓋はいずれも小破片で、どの器種に組み合わせるものかは不明である。うち 2 点は硯に転用されている。SK1104 出土の土器の中にはこれらの他に須恵系土器の底部資料が数点みられるが、すべて小破片であり、混入の可能性が高い。

f SK078 土壌出土の土器群 (図 146・表 32)

土 師 器
須 恵 系 土 器

SK078 は南西部で検出された南半部が調査区外に延びる土壌である。埋土中からは多量の須恵系土器と土師器、白磁が出土した。土師器ではロクロ調整で内面がヘラミガキ・黒色処理された高台大型杯Ⅱ類が 1 点(84)出土している。須恵系土器は 79 点がすべて杯類で、完形に復原されたものには杯ⅠA類が 3 点(452・496・606)、杯ⅡA類が 1 点(428)、小型杯ⅠA類が 1 点(262)、小型杯ⅡA類が 12 点(254・257・261・263~268・270・271・280)あり、小型杯ⅡA類が圧倒的に多い。器種不明な底部資料は 62 点あり、その内訳は無高台のもの 50 点(514・609)、高台付のもの 12 点(562)となる。なお、606 の杯ⅠA類の体部下半および 609 の無高台杯類の底部には焼成前の穿孔がある。白磁には中国邪州窯系と

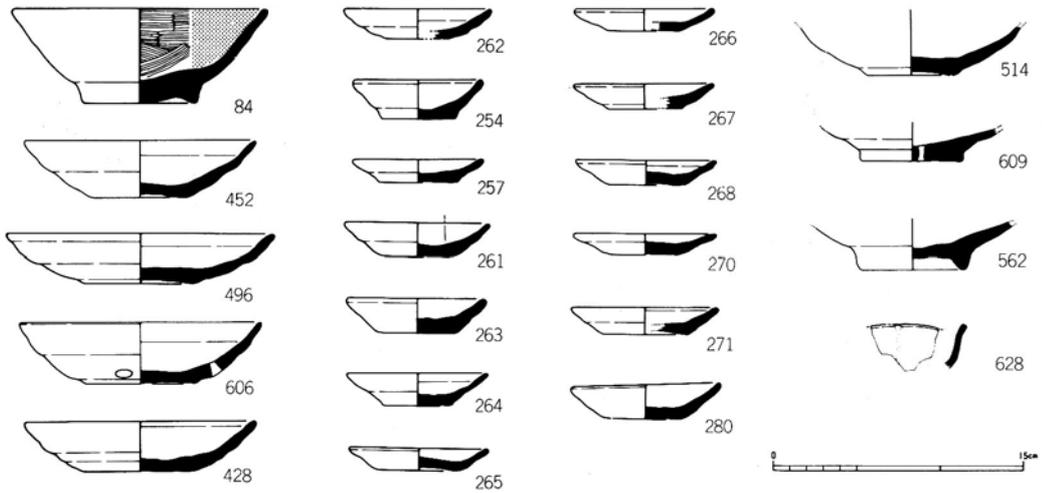


図 146 SK078 土壌出土土器

※ 点数は最小個体数、()は図 146 の番号

土 師 器	杯類	1点	高台大型杯1点〔Ⅱ類(84)〕
須恵系土器	杯類	79点	杯4点〔ⅠA類3点(452・496・606)、ⅡA類1点(428)〕 小型杯13点〔ⅠA類1点(262)、ⅡA類12点(254・257・261・263~268・270・271・280)〕 器種不明62点〔無高台50点(514・609)、高台杯12点(562)〕
白 磁	杯類	1点	輪花皿(628)

表 32 SK078 土壌土器類出土数

推定される輪花皿の口縁部資料が1点(628)みられる。

白磁輪花皿

g SF167 北辺築地崩壊土出土の土器群 (図147・表33)

SF167 は政庁地区の北辺を区画する築地跡である。SF167 の西半部北側には築地崩壊土が厚く堆積しており、灰白色火山灰層を境として上層の崩壊土Ⅰと下層の崩壊土Ⅱの2層に分けられた。両層からは瓦や土器類が比較的多量に出土した。土器類について両層を比較してみると、土師器と須恵系土器の比率が若干異なり、崩壊土Ⅰでは須恵系土器が圧倒的に多量を占め、土師器が比較的少ないのに対し、崩壊土Ⅱでは土師器が主体を占め、須恵系土器は少ないといった特徴がみられる。

崩壊土Ⅰ出土の土器群

崩壊土Ⅰからは土師器19点、須恵器39点、須恵系土器153点が出土しており、須恵系土器が圧倒的に多く、出土量の7割強を占めている。土師器には杯類が18点、甕類が1点みられる。杯類はすべてロクロ調整で、内面がヘラミガキ・黒色処理された器種不明な底部資料である。いずれも無高台のもので、底部の特徴がわかる9点はすべて糸切り無調整である。甕類は長胴甕と推定されるロクロ調整された口縁部資料(106)である。須恵器には杯類が6点、甕類が30点、瓶類が3点みられる。杯類で全形が復原されたものには糸切り無調整の杯ⅡB5類が1点(144)ある。他の5点はいずれも器種不明な無高台の底部資料で、底部の特徴では糸切り無調整のもの1点、糸切りで底部の周縁に回転ヘラケズリが施されたもの1点、ヘラ切り無調整のもの1点、摩滅のため特徴が不明なもの2点となる。甕類では胴張甕と推定される口頸部資料が1点(237)みられるほかは、すべて器種不明な底部資料である。瓶類もやはり底部の小破片であり、器種は知り得ない。須恵系土器はすべて杯類で、全形を復原できたものには杯が4点あり、その内訳はⅠB類1点(430)、ⅡA類1点(440)、ⅡB類2点(425・444)となる。他の149点はいずれも器種不明な底部資料で、無高台のものが129点、高台付のものが20点を占めている。

土師器

須恵器

須恵系土器

崩壊土Ⅱ出土の土器群

崩壊土Ⅱからは土師器110点、須恵器6点、須恵系土器20点、灰釉陶器2点が出土しており、崩壊土Ⅰとは異なり土師器が8割強を占める。土師器はすべてロクロ調整で、内面がヘラミガキ・黒色処理された杯類である。全形が復原されたものには杯ⅠA5類2点(16・24)、杯ⅠA6類1点(41)、杯ⅠA類1点(71)の4点があり、16と24は糸切り無調整、41は糸切りで底部周縁に手持ちヘラケズリが施されている。71は摩滅のため底部の特徴が明らかでない。器種不明な底部資料は106点あり、内訳は無高台のもの98点、高台付のもの8点となる。無高台のものについて底部の特徴をみると、糸切り無調整のもの25点、底部全面に手持ちヘラケズリが施されたもの2点、摩滅のため特徴が不明なもの71点となる。須恵器には杯類が5点、瓶類が1点みられる。杯類で完形に復原されたものは糸切り無調整の杯ⅢB5類1点(151)のみである。他の4点はいずれも器種不明な無高台の杯類(硯80)で、底部はすべて糸切り無調整である。瓶類は器種不明な底部資料である。須恵系

土師器

須恵器

須恵系土器 土器には鉢と推定される底部を欠く資料が 2 点(585・586)、器種不明な杯類の底部資料が 18 点ある。底部資料の内訳は無高台のもの 14 点、高台付のもの 4 点で、いずれも杯、高台杯の底部とみられる。灰釉陶器には美濃古窯跡産と推定される口縁端が鋭く外反する椀の

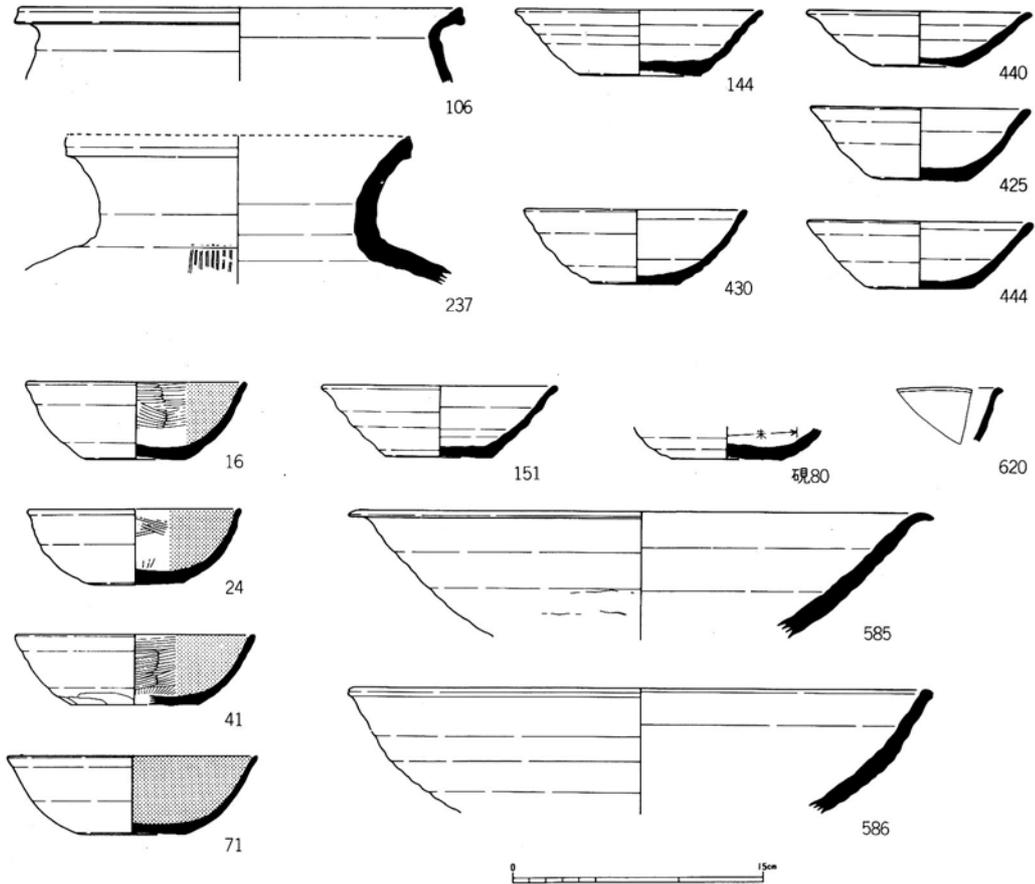


図 147 SF167 北辺知事崩壊土出土土器

※ 点数は最小個体数、() は図 147 の番号

崩壊土 I (上層)			
土 師 器	杯類	18点	器種不明18点〔無高台〕
	甕類	1点	長胴甕1点 (106)
須 恵 器	杯類	6点	杯1点〔II B 5 類1点 (144)], 器種不明5点〔無高台〕
	甕類	30点	胴張甕1点 (237), 器種不明29点
	瓶類	3点	器種不明3点
須恵系土器	杯類	153点	杯4点〔I B 類1点 (430), II A 類1点 (440), II B 類2点 (425・444)] 器種不明149点〔無高台129点, 高台付20点〕
崩壊土 II (下層)			
土 師 器	杯類	110点	杯4点〔I A 5 類2点 (16・24), I A 6 類1点 (41), I A 類1点 (71)] 器種不明106点〔無高台98点, 高台付8点〕
須 恵 器	杯類	5点	杯1点〔III B 5 類1点 (151)], 器種不明4点〔無高台4点 (硯80)]
	瓶類	1点	器種不明1点
須恵系土器	杯類	20点	鉢2点 (585・586), 器種不明18点〔無高台14点, 高台付4点〕
灰 釉 陶 器	杯類	1点	器種不明1点 (620)
	瓶類	1点	器種不明1点

表 33 SF167 北辺築地崩壊土土気類出土数

口縁部資料(620)と、器種不明な瓶類の底部資料が 1 点ずつある。崩壊土Ⅱから出土した須恵器、灰釉陶器の中には墨や朱が付着し、転用硯として利用されたものが比較的多い。これを器種別に見ると、須恵器では杯類の底部内面を硯面にしたもの 2 点(硯 80)、甕類の胴部内面を硯面にしたもの 6 点、瓶類の胴部内面を硯面にしたもの 3 点で、灰釉陶器では瓶類の底部内面を硯面に利用している。

註

- (1) 当研究所では 1971 年以来、多賀城跡から出土する古代の土器のうち、ロクロ調整され、切離し後ヘラミガキや黒色処理などの調整を受けず、酸化焰焼成されたもので、器形的にも一定のまとまりをもつ土器群を、「須恵系土器」と呼び、土師器・須恵器と区別している。須恵系土器の特徴、出土状況、年代などの概要については以下の文献を参照されたい。

宮城県多賀城跡調査研究所年報 1970

岡田茂弘・桑原滋郎「多賀城周辺における古代杯形土器の変遷」宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要Ⅰ』1974 pp.65～92

桑原滋郎「須恵系土器について」東北考古学会編『東北考古学の諸問題』1976 pp.443～469

白鳥良一「多賀城跡出土土器の変遷」宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要Ⅶ』1980 pp.1～38

- (2) 発掘調査が終了してからすでに 10 数年を経ているため、遺構や整地層から出土した土器類の中には、記銘が消えてしまったり、遺構や層との対応関係が不明瞭になってしまったものがかなりある。
- (3) 杯類の主要な傾きを器高の上部 2/3 で代表させる方法は奈良国立文化財研究所が用いており、これを参考にした。なお、杯類の器形を口径と器高の比および外傾度(または外傾指数)で表す方法は奈良国立文化財研究所や佐々木和博などが採っている。また、木本元治はこれを底径と器高の比と外傾度で示している。

奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告Ⅱ』1962 pp.90～91

木本元治「轆轤土師器—杯形土器について—」福島県考古学会『福島県における土師器編年試論』1976 pp.29～39

佐々木和博「下総国古代土器編年試論(1)—下総国分遺跡を中心として—」『史館』第 13 号 pp.38～55

- (4) 宮城県多賀城跡調査研究所年報 1977 pp.23～25
- (5) 瓶類としたものの中には一般に壺と称されているものも含まれることになるが、両者の形態的な区別を截然と規定することは困難であるので、ここでは一括して瓶類として扱った。
- (6) 多賀城跡から出土する須恵器には内外両面に入念なヘラミガキ調整が施された特異な一群がある。これは城内五万崎地区の調査で初めて注目された土器群で、当研究所ではこれを「ミガキの須恵器」と呼んでいる。器種としてはこれまでに稜椀、蓋、高杯が確認されている。

宮城県多賀城跡調査研究所年報 1976 pp.40～43

- (7) 宮城県多賀城跡調査研究所年報 1973 p.58
- (8) これとほぼ同様の痕跡をもつ土器は、愛知県、岐阜県などの古窯跡群からも出土している。このうち、『老洞古窯跡群発掘調査報告書』には 8 世紀前半と考えられる須恵器高台杯に認められる同様の痕跡が「爪状圧痕」として紹介されており、類例として愛知県鳴海 32 号窯(須恵器窯)、同篠岡 4 窯(灰釉陶器窯)、岐阜県北丘古窯跡群(灰釉陶器窯)の資料が写真に示されている。老洞例および鳴海 32 号例はいずれも爪状の痕跡が高台の内側に沿ってほぼ規則的に円形に巡るものであり、須恵系土器にみられる「螺旋状点列」は直線上の点列が高台の中央部付近に螺旋を描い

第VI章 遺 物

て巡る点で、むしろ篠岡4号例、北丘例に近い。

岐阜市教育委員会『老洞古窯跡群発掘調査報告書』1981 pp.47～50

- (9) 「放射状沈線」は青森県下の遺跡で多数発見され「菊花文」と呼ばれているものと同じものである。同様のものは宮城県高清水町の手取・西手取遺跡などでも多数発見されている。

早坂春一・阿部恵「(5)西手取遺跡」・「(6)手取遺跡」宮城県教育委員会「東北自動車道遺跡調査報告書Ⅱ』1980 pp.253～408

- (10) 灰釉陶器、緑釉陶器の器種や個別の特徴、生産地の比定などについては、おもに愛知県陶磁資料館の井上喜久男氏、白磁については九州歴史資料館の亀井明德氏の御教示によった。

- (11) 井上喜久男氏の御教示による。

- (12) 当研究所年報1973および註(1)に掲げた白鳥論文ではこの土壙をSB551Bの柱痕跡としたが、土器の出土状況からここではSB551B建物跡の柱穴を切る小土壙として扱った。

- (13) 当研究所発行の『多賀城漆紙文書』ではこの土壙をSK1104とSK1105の2つの土壙としてとらえたが、両者に明瞭な切り合いが確認されていないことおよび両土壙出土の土器に接合関係をもつものが多いことなどから、今回はSK1105をSK1104に包括させた。

3 硯

硯には円面硯、風字硯、転用硯がある。政庁地区からの出土点数は円面硯が 66 個体分、風字硯が 19 個体分、転用硯が 200 点である。

(1) 円面硯

記述に先だち、円面硯の部位名称を図 148 のようにしておきたい。

円面硯は 66 個体分ある⁽¹⁾ (PL.131.132・133-63~78、図 149)。これらの大部分は破片であり、全体の特徴を知り得るものは少ない。こ

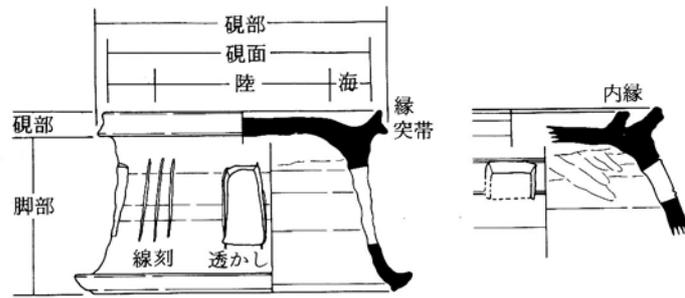


図 148 円面硯部位名称図

こではこれらの観察結果をもとに円面硯の特徴を述べ分類を行う(表 34)。

完形に復原できるものは 5 点ある。これらのおおよその器形を把握するために、器高と脚部の直径との比率(器高/脚部の直径)をとると、全体としては 0.40~0.64 のものがみられ、その分布から A₁: 0.40 のもの(30)、A₂: 0.50 のもの(28)、A₃: 0.59~0.64 のもの(20・21・29)、とに分けられる。したがって、完形に復原された円面硯には脚部に対して器高が比較的高いものがやや多いことがわかる。

法量については、硯部の直径が推定できるものが 9 点ある。全体としては 11.0~19.4 cm のものがみられ、その分布から、B₁: 11.0~12.4 cm の比較的小さいもの(20・24・25・28)、B₂: 15.2~17.4 cm のもの(19・21・29・30)、B₃: 19.4cm の比較的大きいもの(23)、とに分けられる。脚部の直径が推定できるものは 9 点ある。全体としては 17.0~26.0 cm のものがみられ、その分布から、C₁: 17.0~18.4 cm の比較的小さいもの(21・26・28・29・31)、C₂: 19.6~21.8 cm のもの(20・27・30)、C₃: 24.8 cm の比較的大きいもの(22)、とに分けられる。また、器高が推定できたものが 5 点ある。全体としては 8.1~12.5 cm のものがみられ、D₁: 8.1~8.5 cm の比較的低いもの(28・30)、D₂: 10.8~10.9 cm のもの(21・29)、D₃: 12.5 cm の比較的高いもの(20)、とに分けられる。

以上の特徴のうち、完形に復原できる 5 点を器高と脚部の直径との比率(A₁~A₃)、硯部の直径(B₁~B₃)、器高(D₁~D₃)との組み合わせでみると、20 は A₃B₁D₃ であり、21 と 29 は A₃B₂D₂、28 は A₂B₁D₁、30 は A₁B₂D₁ となる。

硯部は硯面とその周囲を巡る縁からなる。縁の内側には内縁が巡るものがある。また、

種類

部位名称

おおよその器形

硯部の径

脚部の径

器高

器形と法量

図版番号 (PL. 131~133)	分類	法 量(cm)			形 態					透 か し	線 刻 文	
		硯部	脚部	器高	陸	縁	内縁	突帯	脚端部			
19	I	17.4			平 坦	A 2	A 2				横長の方形	4本1組の平行線
20	I	12.4	19.6	12.4	平 坦	B 2		b 2	①		縦長の方形	平行線
21・51・77	I	16.4	17.8	10.9	平 坦	A 1		a 1	①		縦長の方形(4単位)	3本1組の平行線
22	IV		24.8						①		縦長の方形+単数円形	斜格子+平行線
23	II	19.4			平 坦	A 1		b 1			単数円形(4単位)	斜格子
24	II	11.0				A 1					円形	斜格子
25	II	12.0			ドーム	A 1		b 1			円形(4単位)	斜格子
26	II		17.6			A 1			②		円形	斜格子
27	II		21.8						②		円形	斜格子
28	IX	12.0	17.0	8.1	ドーム	A 2		b 1	③		なし	なし
29・69	V	15.2	18.4	10.8		A 2		b 1	①		円形+火燈窓形	なし
30	VI	17.0	21.0	8.5	平 坦	A 1		b 1	①		3個1組の円形	なし
31	VII		18.0						①		2個1組の円形+花形	なし
32	IかIV										不明	平行線
33	I				ドーム		B 2				方形	平行線
34	I				ドーム		B 1	b 1			方形	平行線
35	IV?				ドーム	A 2	B 2	b 1			方形	斜格子+平行線
36・39	I					A 2		b 1	①		縦長の方形	平行線
37	IかIV								①		不明	平行線
38	I								②		縦長の方形	平行線
40	IかIV										不明	平行線
41・42・43	I										縦長の方形	平行線
44	IかIV										不明	平行線
45	I								①		縦長の方形	平行線
46	I										縦長の方形	平行線
47	IかIV								①		方形	不明
48	I								①		方形	平行線
49	IかIV								①		不明	平行線
50	I								①		方形	平行線
52	IIかIV					A 1		b 1			不明	斜格子
53	IIかIV					A 1		b 1			不明	斜格子
54	IIかIV					A 1		b 1			不明	斜格子
55	IIかIV					A 1		b 1			不明	斜格子
56	IIかIV										不明	斜格子
57	II								②		円形	斜格子
58	II								②		円形	斜格子
59	IIかIV								②		不明	斜格子
60	IIかIV								②		不明	斜格子
61	IIかIV								②		不明	斜格子
62	IIかIV								②		不明	斜格子
63	不明					A 1		b 1	③		円形	不明
64	不明					A 1		a 1			不明	不明
65	VII?										花形?	不明
66	不明										円形	不明
67	不明								①		円形	不明
68	不明								①		円形	不明
70	V?								③		火燈窓形?	不明
71	不明								③		円形	不明
72	不明								①		不明	不明
73	不明								①		不明	不明
74	不明								③		不明	不明
75	III				平 坦	A 1		a 1			円形	木の葉状
76	VIII								①		十字形	不明
78	IかIV								③		方形	不明
図149	I								①		縦長の方形	平行線

縁・内縁の形態：A. 外傾するもの B. 直立するもの

突帯の位置：a. 縁につく b. 硯部と脚部の境につく

縁・内縁・突帯の断面形：1. 三角形 2. 四角形

脚端部の形態：①外反し上下に挽き出される ②外反し下方に挽き出される ③外反しない

表 34 縁面硯観察表

縁の外側に突帯がみられるものもある。

硯面には陸と海があり、これらには、陸が平坦でその周囲をくぼめて海にしているもの(21・75)、硯面がドーム型をなし、陸と海の境が不明瞭なもの(25・28・33~35)、硯面が平坦で両者の区別がないもの(19・20・30)、とがある。量的にはドーム型をなすものが6点と最も多い。なお、23には硯面の一部にくぼみがあり、その部分を海としていた可能性がある。

陸 と 海

また、縁、内縁、突帯の関係をみると、内縁と縁が巡るもの(19・32・33)、縁と突帯が巡るもの(20・21・23・25・28~30・52~55・63・64・75)、内縁、縁、突帯が巡るもの(34・35)、の三者がある。量的には縁と突帯が巡るものが18点と最も多い。以下、部位ごとみてゆく。

縁には外傾するものとほぼ直立するものがある。また、縁端部の形態には断面が三角形のもの(21・23~25・30・52~55・63・64・75)、外傾し断面が四角形のもの(19・28・29・35・36)、直立し断面が四角形のもの(20)、とになる。量的には外傾し断面が三角形のものが17点と最も多い。

縁

内縁には外傾するものとほぼ直立するものがある。内縁端部の形態には断面が三角形のもの(19)、ほぼ直立し断面が三角形のもの(34)、ほぼ直立し断面が四角形のもの(33・35)、とになる。

内 縁

突帯には縁に巡るものと、硯部と脚部との境に巡るものがある。突帯端部の形状には断面が三角形のもの(21・64・75)、硯部と脚部との境に巡り断面が三角形のもの(23・25・28~30・34~36・52~55・63)、硯部と脚部の境に巡り断面が四角形のもの(20)、とになる。量的には硯部と脚部との境に巡り断面が三角形のものが17点と最も多い。

突 帯

脚部のほぼ全形を推定できるものが7点あり、それらについて形態をみると、脚部の開きが小さいもの(20・21・23)と脚部の開きが大きいもの(28~31)とがある。

脚 部 の 形 態

脚端部の形態がわかるものが34点ある。これらは、端部が外反し上下に挽き出されているもの(20~22・29~31・36・37・45・47~50・67・68・72・73・76・図149)、端部が外反し、下方に挽き出されているもの(26・27・38・57~62)、端部が外反しないもの(28・63・70・71・74・78)、とに分けられる。量的には端部が外反し上下に挽き出されているものが19点と最も多い。



透 か し の 分 類

脚部には透かしがみられるものが多い。脚部を透かしの有無や形態によって分類すると、1: 方形の透かしをもつもの(19~21・33~36・38・41・45~48・50・78・図149)、

図149 円面硯(補)

2: 単数円形の透かしをもつもの(23~27・57・58・63・64・66~68・71・75⁽²⁾)、3: 方形と単数円形の透かしをもつもの(22)、4: 単数円形と火燈窓形の透かしをもつもの(29)、5: 3個1組の円形の透かしをもつもの(30)、6: 花形と2個1組の円形透かしをもつもの(31)、7: 十字形の透かしをもつもの(76⁽³⁾)、8: 透かしをもたないもの(28)、とになる。量的には1が17点、2が13点で、ほかは1点ずつである。なお40には脚上部に貫通孔がみられるが、これは先の鋭い工具を回転させて穿孔したもので、ヘラで切り取った円形の透かしとは異なる。

線刻の分類 また、脚部にはヘラによる線刻が施されているものが多い。脚部を線刻の有無や形状によって分類すると、A: 平行線文のもの(19~21・32~34・36~38・40・41・44~46・48~50・図149)、B: 斜格子文のもの(23~27・52~62)、C: 平行線文と斜格子文が組み合うもの(22・35)、D: 木の葉状文のもの(75)、E: 無文のもの(28~31)、とになる。出土量はAが20点、Bが17点、Eが4点、Cが2点、Dが1点である。

製作時の痕跡 円面硯の製作時の痕跡には、硯部と脚部の接合痕(40・75)、縁・内縁・突帯の貼り付け痕(19・34・53・64)、粘土紐巻き上げ痕(24)がある。24の粘土紐巻き上げ痕は1.5cm程の間隔で横走するものである。なお、縁、内縁の貼り付けに際して、あらかじめ硯部に沈線を入れているものがある(34)。

円面硯に施された調整の痕跡には、ナデ、ロクロナデ、回転ヘラケズリがある。これらを部位ごとにみると、硯部表面にはロクロナデ(64)、ナデ(23)、回転ヘラケズリ(19・25・32・33)が施され、裏面にはロクロナデ(21・23・28・32・35・52~54・64)、ナデ(19・20・25・33・34・55・75)が施される。また脚部は大部分が表裏ともロクロナデされるが、脚部表面の一部に回転ヘラケズリが施されているものも3点ある(19・22・30)。この回転ヘラケズリは30でみると脚下部のロクロナデよりは新しく、脚上部のロクロナデよりは古いものである。

製作工程 以上の痕跡から円面硯の製作工程を推定すると次のように考えられる。(1)硯部となる円盤上に粘土紐を巻き上げ、ロクロで成形し、杯状のものを作る(硯部と脚部の接合痕、粘土紐巻き上げ痕、ロクロナデ)。その際に硯部と脚部の接合部付近をナデ調整するものもある(裏面のナデ)。(2)杯状のものを反転してロクロ上に固定し、硯部や脚部を回転ヘラケズリする(硯部、脚部の回転ヘラケズリ)、(3)硯部に縁や内縁、突帯を貼り付け、ロクロ調整する(縁、内縁、突帯の貼り付け痕)。その際、硯部に沈線を入れて貼り付けの効果を高めているものが見られる。(4)脚部に透かし、線刻文を施す。(5)乾燥し焼成する。

使用痕 硯面に残された使用痕として、摩耗痕および墨、朱の付着が認められるものがある。摩耗痕が顕著に認められるものは7点ある(19・20・23・34・55)。墨は3点(23・64)に、朱は1点にみられる。墨と朱の両者が認められるものも1点(25)ある。

胎土・色調 胎土には、ほとんど砂粒を含まず緻密なもの(19~22・29~31など)と、砂粒を多く含むもの(23~27など)とがある。また色調は黒褐色を基調とするものと、黄褐色を基調とするものとの大別される。前者の色調のものには胎土が緻密なものが多く、後者の色調のもの

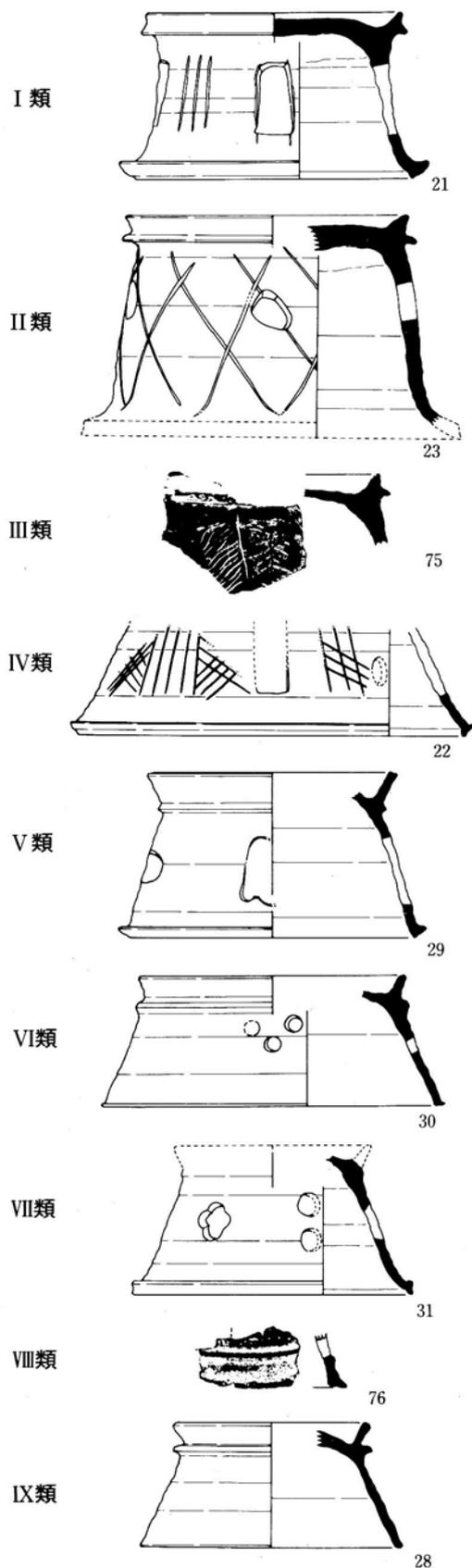


図 150 円面硯分類図

には砂粒を多く含むものが多い傾向がみられる。

以上述べてきた各部位の特徴のうち、比較的多くの個体で検討が可能な透かしの形態(1~8)と線刻文(A~E)との組み合わせで円面硯を分類すると、1A (I類)、2B (II類)、2D (III類)、3C (IV類)、4E (V類)、5E (VI類)、6E (VII類)、7E (VIII類)、8E (IX類)の9種に分類できる。

I類 方形の透かしを持ち、平行線文が施されたもので、14点ある。(19~21・33・34・36・38・41・45・46・48・50・図 149)。施文単位のわかる 19・21 ではいずれも透かし、線刻ともに4単位で交互に施されている。完形に復原できる 20・21 で形態・法量をみると、20はA₃B₁D₃と器高が高く硯面が小さいもの、21はA₃B₂D₂と脚部に対して器高が比較的高いもので、両者は法量が異なるが、脚部の形態は両者とも開きが小さい点では類似する。硯部に内縁の巡る円面硯は5点あるが、うち3点は本類に属し、ほかに本類に属す可能性があるものが1点ある。脚端部は38を除いて、いずれも外反し上下に挽き出されている。また胎土・色調はほとんど砂粒を含まず緻密で、黒褐色を基調とするものが大部分である。なお、19には横に2本の平行沈線が巡るが、透かしと線刻文がこの2本の間配されているので、これは文様割付けのために施されたものと思われる。

II類 単数円形の透かしを持ち、斜格子文が施されたもので、7点ある。(23~27・57・58)。ほぼ完形に復原できる 23 で形態・法量をみると、器高と脚部の直径との比率は0.6前後で、器高が14~15cmと大型のものであり、脚部はほぼ直立する。ほかに硯面や脚部の直径が小さなものがある(24~26)。硯部には縁と突

円面硯の分類

類

類

帯が巡り、内縁の巡るものはない。縁の形態はいずれも外傾し断面が三角形をなす。突帯は硯部と脚部との境に巡り断面は三角形である。脚部の形態にはほぼ直立するものと開くものがある。脚端部はすべて外反し下方に挽き出されたものである。胎土にはいずれも砂粒を多く含み、色調は黄褐色を基調とする。

類 **Ⅲ類** 単数円形の透かしを持ち、木の葉状文が施されたもので、1点ある(75)。硯部から脚上部の資料であり、形態・法量は不明である。硯部には縁と突帯が巡る。縁の形態は外傾し断面が三角形をなす。突帯は縁に巡り断面は三角形をなす。硯部と脚部の境には接合の痕跡がみられる。胎土には砂粒を含み、色調は黄褐色を基調とする。

類 **Ⅳ類** 単数円形の透かしと方形の透かしを持ち、平行線文と斜格子文が施されたもので、1点ある(22)。線刻文は方形の透かしの左右で若干の違いがみられる。すなわち左側の線刻文は、縦5本の平行線の左右に斜格子を描いているが、右側は縦3本の平行線に左上から右下に斜行する3本の平行線を交差させている。脚部資料のため全体の形態・法量は不明である。脚部は外へ開き、直径は約26cmである。脚端部は外反し上下に挽き出されている。円形の透かしより上部には回転ヘラケズリが施されている。胎土は緻密であるが、いくぶん砂粒を含み、色調は黒褐色を基調とする。

類 **Ⅴ類** 単数円形の透かしと火燈窓形の透かしを持ち、無文のもので、1点ある(29)。形態・法量は $A_3B_2D_2$ と、脚部に対し器高が比較的高いもので、脚部の開きは小さい。硯部には縁と突帯が巡る。縁は外傾し断面が四角形をなす。突帯は硯部と脚部の境に巡り断面が三角形をなす。脚端部は外反し上下に挽き出されている。胎土は緻密で、色調は黒褐色を基調とする。

類 **Ⅵ類** 3個1組の円形の透かしを持ち、無文のもので、1点ある(30)。透かしは5単位と思われる。形態・法量は $A_1B_2D_1$ と器高が低いもので、脚部は大きく開く。硯面は平坦で海と陸の区別がない。硯部には縁と突帯が巡る。縁は外傾し断面が三角形をなす。突帯は硯部と脚部の境に巡り、断面が三角形である。脚端部は外反し上下に挽き出されている。脚部外面の上半部には回転ヘラケズリが施され、その後の突帯を貼り付ける際のロクロナデで上部は消されている。胎土は緻密で、色調は黒褐色を基調とする。

類 **Ⅶ類** 2個1組の円形の透かしと花形の透かしを持ち、無文のもので、1点ある(31)。脚部は大きく開き、直径は18.0cmである。脚端部は外反し上下に挽き出されている。胎土は緻密で、色調は黒褐色を基調とする。

類 **Ⅷ類** 十字形の透かしを持ち、無文のもので、1点ある(76)。脚部の小破片のため、形態・法量などは不明である。脚端部は外反し上下に挽き出されている。胎土は緻密で、色調は黒褐色を基調とする。

類 **Ⅸ類** 透かし、線刻文ともにもたないもので、1点ある(28)。形態・法量は $A_2B_1D_1$ と硯面が小さく器高が低いもので、脚部は大きく開く。硯面はドーム型で、陸と海の境界が不明瞭である。硯部には縁と突帯が巡る。縁は外傾し断面は四角形をなす。突帯は硯部と脚部の境に巡り断面は三角形である。脚端部は外反しない。

なお、ここで小破片のため透かしや線刻文が不明で分類できなかったものについてふれておきた小。35は方形の透かしを持つ斜格子文のもので、IV類に属す可能性が強い。平行線文が施され透かしの形態が不明な32・37・40・44・49はI類かIV類に、斜格子文が施され、透かしの形態が不明な52～56・59～62はII類に属す可能性が強い。また、透かしをもち、線刻文が不明な47・78はI類かIV類に、63・66～68・71はV～VII類のいずれかに、65はVII類に、70はV類に属す可能性が強い。一方、透かし、線刻文ともに不明な64・72・73はV～IX類のいずれかに属する可能性がある。

破片資料の分類

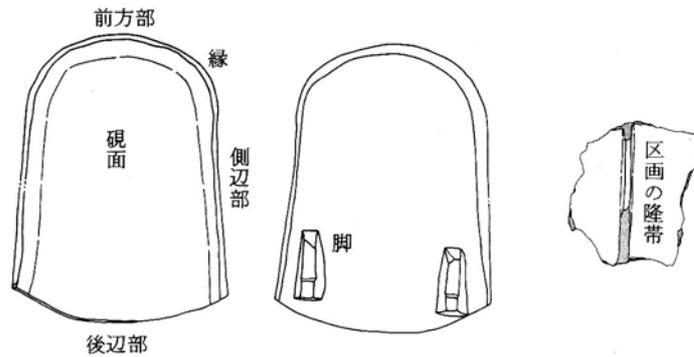
円面硯は政庁地区の築地周辺部の各地より出土しており、この中では北東部と南西部からの出土がやや多い。遺構から出土したものには、20(焼土層)、27(SK067)、28(SK625)、38・68(SK068)、44(SK066)、47(SK1104)、73(SK069)、78(SK070)がある。

出土状況

なお、円面硯のなかには同一個体の破片がかなり離れた地点から出土したものがみられた(付図2)。このことはこれらが、廃棄後二次的な移動をうけていることを示していると思われる。

(2) 風字硯

記述に先だち、風字硯の部位名称を図151のように決めておきたい。風字硯は19個体分あり、すべてを図示した(PL.130-1～18、図152)。これらの材質には須恵質のものや土師質のものがある。校舎は1点のみである(16)。また須



部位名称

図151 風字硯部位名称

恵質の風字硯には硯面を区画する隆帯をもつものもたないものがある。区画の隆帯をもつものは二面硯と思われ、2点ある(2・8)。以下量的に多い須恵質で区画の隆帯をもたない風字硯から順に記述する(表35)。なお、実測図中のドットの部分は割れ口、あるいは剥離した面を表現している。

須恵質と土師質

須恵質で区画の隆帯をもたない風字硯は16個体分ある。完形品でその平面形をみると、前方部が弧状で両側辺が開くもの(1)と、前方部が直線的で両側辺が平行するもの(117)とがある。なお、破片資料では、前方部が弧状の7と側辺が開く9・14・18は前者に、側辺が平行する10・13・17は後者に属すと思われる。また、脚の平面形には長方形のもの(1・9・10・13・14)とヘラケズリ調整によって多角錐状にしたもの(4・17・18・117)とがある。

須恵質風字硯

これらの製作時の痕跡についてみると、18の硯面には型の圧痕とみられる微細な凹凸がみられる。このことから成形は型造りによったものがあると思われる⁽⁴⁾。また脚の接合方法

脚の形態

型による成形

- 脚の接合** をみると、裏面に脚を貼り付けるだけのもの(10・14・16)と、裏面に円形の孔をあけておき、脚を差し込んで接合するもの(17・18)とがある。接合部の痕跡をみると、前者は長方形であり、後者の18には多角錐状の脚が残存している。したがって平面形が長方形の脚は貼り付けられており、多角錐状の脚は差し込んで接合されたものと思われる。
- 調整痕** 内面にみられる調整痕には、ナデ、ヘラケズリ、ヘラミガキがある。大部分のものにはヘラケズリが施されているが、12にはヘラミガキが施されている。18には型の圧痕がみられ、その後の調整痕はみられない。また、1・117には縁周辺にヘラケズリ後ナデが施されている。外面にはナデ、ヘラケズリがみられる。大部分のものにはヘラケズリが施されているが、12にはナデが施されている。
- 使用痕** これらの風字硯には使用痕として、摩耗痕および墨や朱の付着がみられるものがある。摩耗痕が顕著に認められるものは5点ある(3・10・13・17・117)。墨は2点(1・117)に、朱は1点(10)にみられる。
- 二面硯** 須恵質で区画の隆帯をもつ風字硯は2点(2・8)ある。ともに小破片であり、形態などは不明である。いずれも硯面に高さ約1.6cmの隆帯が付されている。なお、2には左側に脚を付けた痕跡があり、脚と隆帯との位置関係から、隆帯は硯面の左側に片寄って付けられていることがわかる。また、8には型の圧痕とみられる線條痕がみられ、成形は型造りによるものと思われる。
- 土師質風字硯** 土師質の風字硯は1点ある⁽⁵⁾。後辺部の小破片で全形は不明である。内面はヘラミガキ調整が施され、黒色処理されている。裏面には長方形の脚が剥落した痕跡がある。使用痕と

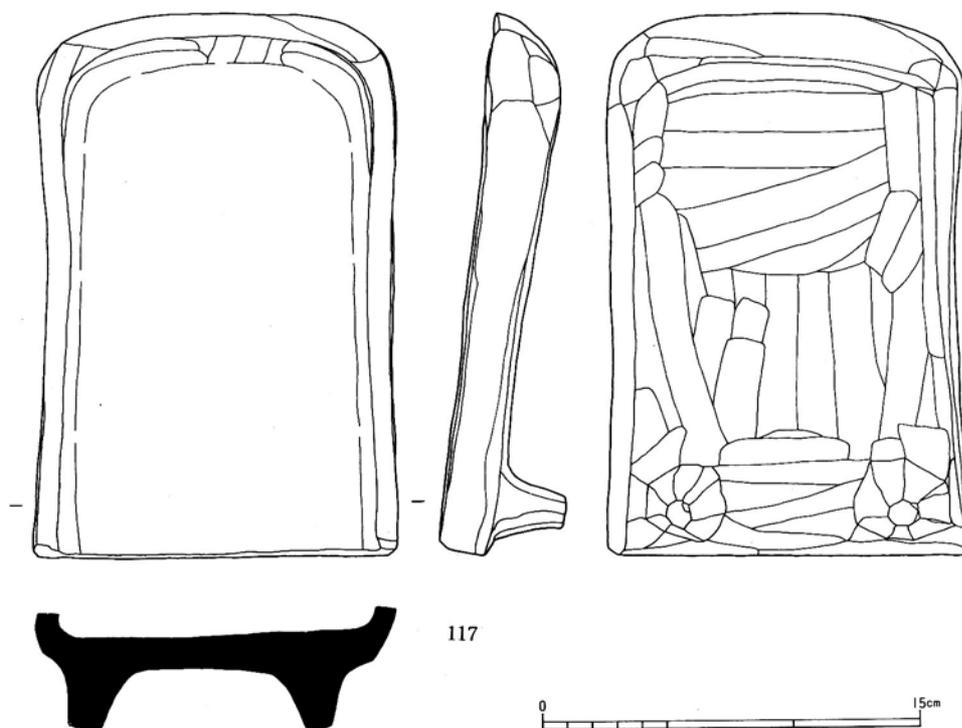


図 152 風字硯 (補)

図版番号 (PL.130)	材質	法 量		形 態				製 作 痕		使 用 痕	備 考
		最大長	最大幅	前方部	側辺部	後辺部	脚 部	硯 部	脚 部		
1	須恵質	17.3	12.9	弧 状	開 く	弧 状	長 方 形			墨	
2	須恵質					直 線			貼 付		区画の隆帯
3	須恵質									摩耗痕	
4	須恵質						多角錐				
5	須恵質										
6	須恵質										
7	須恵質		8.2	弧 状							
8	須恵質							型の圧痕			区画の隆帯
9	須恵質				開 く	直 線	長 方 形				
10	須恵質				平 行		長 方 形		貼 付	摩耗痕・朱	
11	須恵質										
12	須恵質										
13	須恵質				平 行	弧 状	長 方 形			摩耗痕	
14	須恵質				開 く	弧 状			貼 付		
15	須恵質										
16	土師質				平 行	直 線			貼 付	摩耗痕・金泥	
17	須恵質				平 行		多角錐		穿 孔	摩耗痕	
18	須恵質				開 く	直 線	多角錐	型の圧痕	穿 孔		
117	須恵質	21.5	14.3	直 線	平 行	直 線	多角錐			摩耗痕・墨	

表 35 風字硯観察表

して硯面中央部付近に磨耗痕がみられる。また、硯面の一部に微量ではあるが金泥が付着しており、金泥用の硯として用いられたと思われる。

金泥用の硯

これらは政庁地区の築地周辺部より多く出土している。大部分が表土などから出土しているが、8はSK069から出土している。

(3) 転用硯

須恵器の杯類・瓶類・甕類には、使用痕と思われる磨耗痕と墨や朱が付着しているものがある。これらのうち磨耗痕と墨や朱の付着物が認められるものは硯に転用されたことが明らかである。また、磨耗痕が判然としないが付着物が認められるものや、磨耗痕が認められるが付着物がみられないものも付着物や磨耗痕のあり方が硯に転用されたものに類似する。したがって、ここではこれらも転用硯として一括して扱うことにする。

磨耗痕と付着物

転用硯にみられる磨耗痕の状況には、Ⅰ：顕著なもの、Ⅱ：磨耗痕がみられるが顕著ではないもの、Ⅲ：判然としないもの、の三者がある。また付着物には、A：墨が付着しているもの、B：朱が付着しているもの、C：墨と朱が付着しているもの、D：墨や朱が認められないもの、の四者がある。磨耗痕と付着物の組み合わせには、ⅠA・ⅠB・ⅠC・ⅠD・ⅡA・ⅡB・ⅡC・ⅡD・ⅢA・ⅢB・ⅢC の 11 種がみられる。以下須恵器の器種ごとに特徴を記述する^⑨。

杯類 (PL.133-79~96・134-97~101)

杯類には、杯(88)、稜椀(100)、高台皿(101)を転用したのものがある。他は破片で器種が不明であるため、以下無高台の杯類と高台付の杯類とに分けて記述する。

無高台の杯類 無高台の杯類を転用したものは24点ある。いずれも底部内面を利用している。摩耗痕と付着物の組み合わせには、I A、I B(80・82・89)、I D、II A(81・83・85・87・88)、II B(79・84・86)、II D、III A、III B、III Cの9種がある。出土量はII Aが7点、I BとII Bが3点ずつ、I A・I D・III Aが2点ずつ、II D・III B・III Cが1点ずつである。

なお、88は底部から口縁部にかけての破片で、 $\frac{1}{2}$ 程残存している杯である。ほかの杯類の転用硯の摩耗痕や付着物が底部内面の中心部にみられるのに対し、この杯にみられる摩耗痕と朱は残存部の中央部分にあたる体部から底部への移行部に認められることから、この杯は破損後に転用されたものと思われる。

底部の特徴が明らかな1ものでは、へら切り無調整のもの8点(82～84・86)、糸切り無調整のもの6点(79・80)、へら切りで回転へらケズリが施されたもの3点(87・88)、全面に手持ちへらケズリが施されたもの2点(85・89)、糸切りで手持ちへらケズリが施されたものと全面に回転へらケズリが施されたものが1点ずつみられる。

高台付杯類 高台付の杯類を転用したものは13点ある。大部分が底部内面を利用しているが、高台内側を利用したもの(92)と、底部内面と高台内側の両方を利用したもの(98)が1点ずつある。摩耗痕と付着物の組み合わせには、I A(92・94・98・100)、I B(91・101)、II A(93・98)、II B(90・95・99)、II D、III Aの6種がある。出土量はI AとII Bが4点ずつ、II Aが3点、I Bが2点、II DとIII Aが1点ずつである。なお、98は底部内面がII A、高台内側がI Aである。

底部の特徴が明らかなものでは、へら切り無調整のもの4点(91・93・98)、糸切り無調整のもの(92)と全面に回転へらケズリが施されたものが各1点みられる。

蓋 (PL.134-102~110)

蓋を転用したものは15点ある。いずれも内面中央部を利用している。摩耗痕と付着物の組み合わせには、I A(104・105・109)、I B(108)、I C(110)、I D、II A(102・107)、II B(103・106)、II Dの7種がある。出土量はI A・I B・II A・II Bが3点ずつ、I C・I D・II Dが1点ずつである。

つまみの除去 なお、これらの中にはつまみに敲打を加え、打ち欠いているものもある(103・106・108)。

瓶類 (PL.134-97.111.112)

瓶類を転用したものは12点ある。111は長頸瓶を転用したもので、他は破片のため器種は不明である。胴部内面を利用したものが9点(111)、底部内面を利用したものが2点(112)、底部内面と高台内側を利用したものが1点(97)ある。摩耗痕と付着物の組み合わせには、I A(111・112)、I B、II A、II B(97)、III A(97)、III Bの6種がある。出土量はII Aが4点、I Aが3点、I B・II Bが2点ずつ、III A・III Bが1点ずつである。なお、97は底部内面がIII A、高台内側がII Bである。

甕類 (PL.134-113~116・156-118~120、図153)

甕類を転用したものは136点ある。いずれも破片の内面を利用している。胴部が130点(113~115・118~120)、底部が6点(116)ある。摩耗痕と付着物の組み合わせには、I A(113・

116)、I B、I D(114・115・118)、II A、II B、II C(119)、II D(図153)、III A、III B(120)の9種がある。出土量はI Dが43点、II Dが34点、I Aが23点、II Aが19点、III Aが7点、I Bが4点、III Bが3点、II Bが2点、II Cが1点である。

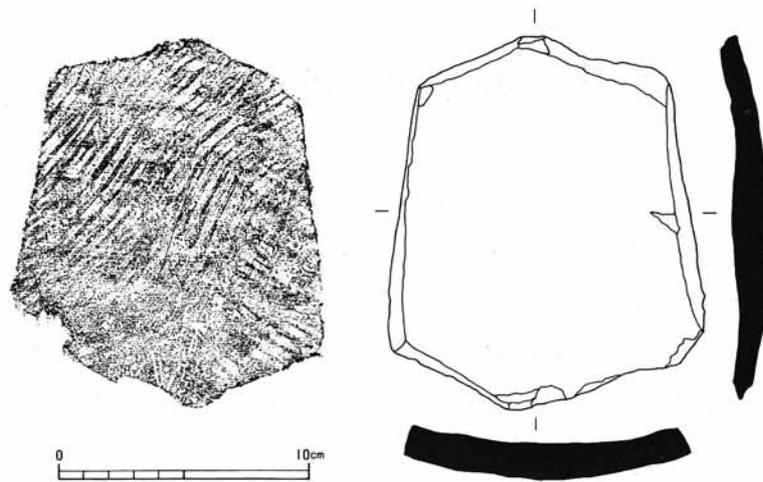


図153 転用硯(補)

なお、甕類の転用硯は大部分が破片を整形せずに利用しているが、胴部破片を敲打調整によって亀甲形に整えたものもある(図153)。

周縁の整形

転用硯のうち付着物がみられるものについて墨と朱の割合をみると、墨が付着しているもの(A)は杯類・蓋・瓶類では5~6割であるのに対し、甕類では8割以上を占め、器種によって相違がみられる。一方、摩耗痕の状況は、顕著なもの(Ⅰ)、摩耗痕は認められるが顕著ではないもの(Ⅱ)がそれぞれほぼ半数を占め、判然としないもの(Ⅲ)はきわめて少数であり、器種ごと、付着物ごとの相違はみられない。

墨と朱の割合

転用硯は政庁地区の築地周辺部より出土しており、とくに北東部・南西部に集中している。大部分は表土などから出土しているが、層位的にとらえられるものには、79(SK056)、82・112(SK625)、85・89・105・106(SK364)、86・96・99(SK1104)、87・88・94・114(SK069)、91(SF167B)、103(焼土層)、110(SK070)、113(SK066)がある。

出土状況

註

- (1) 出土した円面硯のうち、51と77が接合する。また41~43、51と77と21、36と39、22と69は形態や透かし、線刻、胎土、色調などが類似することから同一個体の破片と思われる。
- (2) 24と75には図示されていないが、円形の透かしの痕跡が認められる。
- (3) 76は実測図では方形の透かしのようには図示したが、その後の観察の結果、十字形の透かしであることが判明した。
- (4) 風字硯の成形については多賀城内の五万崎地区から縁を硯面に貼り付けた痕跡をもつ風字硯が出土しており、型造りによらないものもあることが確認されている。
- (5) 土師質の風字硯は多賀城内の五万崎地区、政庁北方地区からも出土しており、いずれも区画の隆帯をもつものである。また、五万崎地区出土のものには硯面に布目がみられることから、成形は型造りによるものと思われる。
- (6) 図録編に示したもののうち、94と96は接合し同一個体である。また、90・91・99・103・108は墨と付記しているが朱の誤りであり、114・115には付着物は認められない。訂正しておく。

4 漆紙文書

既刊の報告書

当研究所では、1978年以來、漆が付着しその硬化作用によって地中に遺存した古文書を「漆紙文書(うるしがみもんじょ)」と呼んでいる。多賀城跡からはこれまでの調査で、100点以上の漆紙文書が出土しており、その大部分は政庁地区で発見されている。これらについてはすでに『多賀城漆紙文書』⁽¹⁾(宮城県多賀城跡調査研究所資料I、1979)で報告してあるので詳細はそれにゆずることとし、若干の補足も含めて以下に要約しておく。

(1) 漆紙文書の特徴

出土数

漆紙文書は第9次調査で政庁地区南西部から95点、第31次調査で政庁北方(大畑)地区から1点出土している。漆紙文書はきわめて薄くて脆弱なため、小破片になりやすく、その接合作業もかなり困難であったことから、第9次調査の漆紙文書の中には同一個体のものも多数存在すると思われる。したがって本来の文書の数はこれをかなり下回るものと考えられる。以下これらについて遺物としての漆紙文書の特徴を簡単に述べる。

漆紙の形状

漆紙文書は土中では水分を多く含んでいるため、暗褐色を呈し、きわめて脆い。したがって、出土した漆紙文書をみると、紙といったイメージからは遠く、むしろ単独で出土した場合は風化した樹皮ないしは皮革製品の断片を想起させる⁽²⁾。これを注意深く取り上げ、徐々に乾燥させると、色調は褐色ないし明褐色に変色し、若干固さも増す。形状は、端部が破損していることが多く、一定していない。大きさもまちまちで、数cm四方程度のものから10数cm程のものが多いが、中には30cm四方以上の大きさにシート状をなすものもみられる。また比較的大きいものでは2枚以上の紙をつなぎ合わせているものもある。



図154 漆紙文書出土状況(SK1104)

漆の付着状況

漆の付着状況を見ると、漆が紙の片面にのみ付着しているものが多い(以下では便宜的に漆の付着していない面を表面、漆付着面を裏面とする)。また、漆付着面を内側にして二つ折りにされているものも比較的多くみられる。面の状態は表面と裏面では大きく異なる。表面は面が滑らかで曲線的に大きく波打つものが多い。これに対して裏面は漆が紙の面を

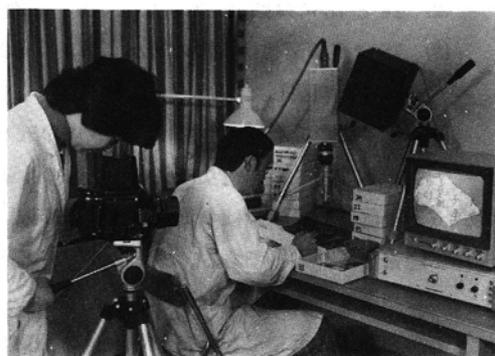


図155 赤外線テレビによる文書の解読

厚く覆っており、面の凹凸が顕著で、漆がヒダ状をなしているものが多い。表面を実体顕微鏡で10~40倍程度に拡大してみると保存の良好な資料では、裏面から滲み出た光沢をもつアメ状の漆が縦横に絡み合う紙の繊維を包みこんでいる状態が観察される。一方、風化の著しい資料では、紙の繊維はほとんど残っておらず、漆の上面にわずかにその痕跡とみられる多数の亀裂が認められるだけのものが多い。

これらの漆紙文書は、いずれも漆塗りの作業過程で、漆の状態を一定に保つため和紙を用いた文書の反故を漆の表面に密着させる「蓋紙」として再利用したことによって生じた遺物とみられる⁽³⁾。多賀城跡からはこれまでの調査で、漆液の運搬や保管に用いられたとみられる漆が付着した曲物容器、漆液を濾した麻布や和紙、塗りの作業の際にパレットとして使われたと思われる漆付着の土師器・須恵器の杯などが発見されており、城内で漆塗りの作業が行われていたことが確認されている⁽⁴⁾。シート状をなす比較的大きい資料は大型の漆容器の蓋紙として、また小さな資料は、パレットとして使われた小型の杯などの蓋紙として用いられたものが廃棄されたものと考えられる。

遺存の要因

(2) 解読の方法

漆紙文書にはごくまれに出土したままの状態で見ても肉眼で文字を判読できるものもあるが、むしろ、かすかに墨痕が認められる程度か、もしくは墨痕を全く確認できない場合の方が多い。漆紙文書の文字の解読については以下のような方法を用いた。

肉眼による判読

まず、多少毛の硬い毛筆などを用いて水に浸しながら、注意深く表面に付着した泥などの汚れを完全に除去した。これを水を浅く張ったバットにしずめ、実体顕微鏡用の強力なライトをあてると、それまではっきりしなかった文字がかすかに見えてくるようになった。これは、資料を水中に置くことによって光の乱反射が防止されるために文字の読み取りが容易になったものと思われる。多くの資料はこのような方法で解読したのであるが、この方法では文字がかすかにしか認識できず、ましてやこれを客観的な資料として提示することは不可能であった。

その後、こういった資料の解読には赤外線テレビが効果をあげるのではないかとこのことを知り、東京国立文化財研究所の装置を借用して資料の再検討を行った⁽⁵⁾。その結果、肉眼ではかすかにしかみえない文字がきわめて明瞭にブラウン管に映し出されたのみならず、全く墨が認められなかった資料にも文字があることが判明するなど多大の効果がみられた。これは赤外線が、墨書のごく微量のカーボンや、紙の深部に残るカーボンにも敏感に反応するといった特性をもつことによるものである。この装置では、カメラの下で資料を動かすことによって赤外線の照射角度や資料に対するアングルも自由に調節でき、さらに画像を観察しながら文字の表面に付着した汚れを除去することも可能である。漆紙文書の文字は表面から認められる場合が多く、漆が付着した裏面から認められることは少なかった。また表面から確認される文字には正字が多いが、これに重複して左文字がみられる

赤外線テレビによる解読

ものや、左文字のみがみられるものもあった。表面から左文字でみえるのは、裏面に書かれた文字の墨が表面から見えているのである。このうち左文字のみがみられるものは、本来表面に文字がなかったか、表面にあった文字がすでに風化剥落し、裏面の文字だけが表面から認められたことによるものと思われる。こういった作業を通じてかなり高精度の解読に成功した。解読作業の結果、文書内容の検討などからそれまで接合しなかった資料が接合する例も多くみられた。また、テレビのブラウン管に映し出された画像をモノクロ写真撮影することにより、資料の提示もきわめて容易になった。

なお、これらの文書の多くは当時の公式文書であるため、文書の正確な解読には、文書の様式、書体、書風など文献史的な知識が不可欠であることは言うまでもない。

(3) 文書の積文

政庁地区・政庁北方(大畑)地区から出土した漆紙文書の積文をつぎに掲げる。

写 真 撮 影

凡 例

一、文書の番号は発掘調査の年次にしたがって、同年次のもは、出土地点を基準にして配列した。

出土地区名	調査年次・回数	文書番号
政庁地区	1970 第9次 { SK 1104 土壌 焼土層	1～89 90～95
政庁北方地区	1977 第31次 堆積層第Ⅷ層	103

一、積文の前に付した数字は文書番号を示している。積文の文書番号・配列は、『多賀城漆紙文書』にしたがった。文書番号が太ゴシックになっているものは『多賀城跡政庁跡図録編』の PL.160～164 に写真が掲載されていることを示す。

一、文書に加えた符号は、つぎのとおりである。

□□□ 判読できない文字のうち字数の確認できるもの。

□□□□ 判読できない文字のうち字数が推定できるもの。

□ □ 判読できない文字のうち字数の数えられないもの。

□ □ 記載内容からみて上または下に少なくとも一字以上の文字の存在を推定できるもの。

「 」 別筆・追筆。

- ・ 文書の表裏に文字のある場合、表裏のそれぞれの冒頭に付して、その区別を示した。

カ 示した積文で、断定をさしひかえた文字に付した。

□□□□□ 直接接合しないが、内容および漆紙の状態から明らかに本来同一文書と認められた断片に付した。

1

月^カ九日^盡 月十^ハ日合十箇^口
 寶龜十一年九月廿^口
 行方團^口毅上毛野朝^口

2

(言ベソ) 者^口使^口郡運送^口
 [糧カ] 毅郡宜承知始来^口
 者謹依符旨^口^{差カ}^口

 寶龜十一年九月十七日
 (自署) 磐城臣千^口 主政外^口
 擬主政^口

3

郡司解 申進上兵馬馬子糧米事
 馬子八人部領一人合^口
斛貳斗貳升^{起カ} ^{廿カ} ^{廿カ}
九月^口日迄^口九月^口
長大伴部廣椅
 寶龜十一年^口
 (自署) ^{田カ}

4

鳥麻^口^{以カ}解^口
 寶^口
 大領外正六位上勲十等丈部「龍麻呂」^{自署}
 部病
 同月^口

5

斛三斗^口
 書生二人 膳部^口
廿一日盡廿九日合九箇日糧^口
 天應元年五月十八日書生^口
 厨^口

6

•
合十^口^口糧請^口
應元年五月九日^{書生カ}^口^口
 書生生部益人
 (別筆カ) 「十三日
掾安倍朝臣^口
 (自署カ)
真^口^口

- 條七里大^口田^口
- 條^口
- 條^口^口田^口
- 條^口^口田^口
- 條^口里^口^口
- 條^口

7

連立^口
 延曆二年十月廿八^口

8

[使カ] [道カ]
 • 三枝部山^口所進
 胡祿四百枚
 軛一百卷
者而無解文^口
四日^口

 [天カ][應カ][元カ]
 •

9

五月五日谷^口
 額田部伎^口

10

[牛カ]
壹頭 皮壹領
月十四日^口

25

- 伍枚
- 机壹具
- 飯碗壹拾合
- 佐良陸枚
- 〔横カ〕
- 折

26・31

- 31・ 五
-
-
- 〔土カ〕
- 四重罪无問
-
- (言ベソ)
- 26・
- (言ベソ言ベソ言ベソ)
-
-
-

27

- 舍
- 都

28

事

29

壹 壹

30

〔人カ〕 〔根カ〕
 請

32

- 是之
-
- 味色

33

〔進カ〕 〔件カ〕
 上如

34

軍士六

35

事

36

〔百カ〕
箭八

部領大目紀朝臣

附軍士所進

37

〔十カ廿カ卅カ〕
 百

38

石

39

〔馬または馬ヘソ〕

40

掾

41

五

42

者

43

横

44

者

45

延曆二年六

46

〔大カ〕〔毅カ〕

47

□□□□

48

□

酒□

49

□□

□七日□

50

□□□

51

[掾カ]
大□□

52

(イベン)
□□

53

□

[大カ]
□□□□

□□

54

[條カ]
□十一□

55

[日カ]
□□

56

□□

57

□

□□

58

• □□□

[延カ]
□曆□

• □七十□

□□

59

□□

[大カ][掾カ]
□□□

60

[并カ]
□

61

(イベン)
□□

62

□□

63

書生宗何□
[葉カ]
標□□

64

□

65

□□

66

□□□□

67

□伍拾捌□

68

□

69

陽□

70

□

71

□祢麻□

72

□□□

73

□十八□

74

- □□
- □十□

75

□帳□

76

[百カ]
□□□

77

同□

78

[石カ]
□□

79

[成カ]
□

80

□伍□

81

同條□

82

□前

83

□

84

□□□

□

□□□

85

□

□

86

- □□□□

□□□□□

[部カ]
□□ □ □

- □百九□

87

□五日

88

□二年十月五□

89

□□□

90

同條□

同條十六里

91

馬椅田二□

□□□□

92

- □冊
[目カ]
□行少□□

□□□□

- 二□

93

同條十七里大□□田□□四步七十二步

□□條十四里佐□□田□□十八步

[廿カ冊カ冊カ]
□□長□田四段二百□步

□□□□ 城田二段

□□□□ 八十步

94

□年肆拾玖□

□年参拾伍歲

95

□

□□□

103

• □事□
 □□但□□□
 [事カ][状カ]
 □仍録□□謹解
 弘仁十四年七月十一日
 (自署)
 少目三村部野□
 [廣カ]
 □□野
 [石雄カ]
 □□□

• □日□
 □十七張□
 □幕
 右, 民部 □□□□ 九日符□□^[傳カ]
 官 □□□□ 得国解備□

以上、政庁地区、政庁北方(大畑)地区から出土した 96 点の漆紙文書の積文を掲げた。これらの文書についての解説はすでに『多賀城漆紙文書』に詳述してあるので、以下には、a. 年紀を持つもの、b. 文書の様式が判明するもの、c. 文書の内容が判明するもの、について整理しておくにとどめる。

年 紀 a 年紀のある文書

年紀が記されている文書は計 11 点ある。年代順に示すと以下のとおりとなる。

- 第 2 号 宝亀十一年九月十七日
- 第 1 号 宝亀十一年九月廿二
- 第 12 号 宝亀十一年^[九カ]□月□□日
- 第 3 号 宝亀十一年□
- 第 4 号 宝□
- 第 6 号 □応元年五月九日
- 第 5 号 天応元年五月十八日
- 第 7 号 延暦二年十月廿八□
- 第 45 号 延暦二年六□
- 第 58 号 □^[延カ] 暦□
- 第 103 号 弘仁十四年七月十一日

これらを整理すると、宝亀 11 年…4 点、宝亀某年…1 点、天応元年…2 点、延暦 2 年…2 点、延暦某年…1 点となる。このうち政庁北方地区から出土した弘仁 14 年の資料を除くと、ほかはすべて政庁地区南西部から出土したものである。したがって、政庁地区から出土した年紀の明確な資料の年代は、判官 11(780)年から延暦 2(783)年までのわずか 4 年間に限られることになる。また年紀のない文書のうち 22 の「征東使」の語はほぼこの時期に併行して文献上に用いられていることが検討の結果判明した。これらのことから、政庁地区南西部出土の漆紙文書はこういったきわめて短期間の文書の反故であると推測される。

様 式 b 文書の様式について

文書の様式が判明するものは 5 点あり、これらはすべて解式に限られている。

第3号 □郡司解 申進上兵馬馬子^{〔所カ〕}糧米事

第12号 □^{〔所カ〕}解 申請糧事

第24号 □解 申請糧穀事

第4号 □鳥麻^{〔以カ〕}□解 (郡司の自署あり)

第103号 □仍録^{〔事カ〕} □^{〔状カ〕} 謹解 (国司の自署あり)

以上のうち、第3・12・24号の3点は解の事書をもつ史料である。また第4号と第103号には書き止め文言にそれぞれ「□^{〔以カ〕}解」、「謹解」とあることから解文であることが判明する。これらのほか、第1・2・5・6号の文書は事書および書き止め文言を欠くが、それらの内容からみて、文書の様式としては解式を用いたと考えられる。

C 文書の内容について

文書の内容が判明するものには請求文書、貢進文書、田籍様文書がみられる。請求文書は第1・5・6・12・24号の5点で、これらは軍毅・書生・膳部という国府などに勤務する官人達の公糧請求を内容としている。貢進文書は第2・3・8・11・33・36・37号の7点ある。これらは兵馬の糧米をはじめ、糧穀と武具の貢進を中心としたものである。また、田籍様文書は第6・13・14・15・16・17・18・54・81・90・91・93号の12点あるが、本来は数通の文書であったものが破損したものである。条、里、田、歩などの表記がみられ、文字の大きさは他の文書の半分位である。なお、文字の大きさや、数値の記載から第19・58・74号も田籍関係文書とみられる。

内 容

(4) 漆紙文書の出土状況

これらの漆紙文書は3地点から出土したものである。第9次調査では政庁地区南西部のSK1104⁽⁶⁾土壌から89点(第1~89号)、その南の焼土層中から6点(第90~95号)、また第31次調査では政庁北方(大畑)地区の自然堆積層第VIII層から1点(第103号)の漆紙文書が出土している。

89点と最も多量の漆紙文書を出土したSK1104はSF176政庁西辺南半築地の内側に沿って検出された、南北約6m、東西約3.5m、深さ約0.2mの不整形をなす大土壌である。この土壌は西で第2次整地層に伴って構築されたSD079石組溝を切り、東で須恵系土器を含むSK069土壌によって切られている。埋土中には多量の瓦や土器が含まれており、これらを廃棄するために掘り込まれた土壌と考えられる。漆紙文書はこれらの遺物に混じって漆を濾したと思われるしぼった状態の紙と共に土壌中に含まれていたものである。漆紙文書が大量に廃棄されていることから、この土壌が存在した時期には政庁内において漆を用いた作業が盛んに行われていたことが推測される。なお、SK1104土壌の詳細および出土した瓦、土器などについてはそれぞれ第V章遺構(第2節)、第VI章遺物(第2節)に述べてあるので参照されたい。

Sk1104 土壌

6点の漆紙文書を出土した焼土層はSK1104土壌の約24m南で認められた。この場所

焼 土 層

は西のSB172 脇殿の南東に近接する位置にあっている。この地区には多数の土壌が分布しており、この焼土層が、第3次整地層に含まれるものか、その上層から掘り込まれた土壌の埋土であるのかについては判然としなかった。この焼土層中からは他の遺物は出土していない。

政庁北方地区第
層

弘仁14(823)年の年紀をもつ第103号の漆紙文書は、政庁北方地区東半部の堆積層第VIII層から単独で出土したものである。この地区は地形が政庁から北側の沢に向かって傾斜しており、この斜面には古代の遺物を含む層が10層におよんで厚く堆積していた。第VIII層は発掘区の東端に部分的にみられた層で、多量の木炭と焼土・地山の小ブロックを含んでいる。この層からは他に多量の瓦、へら切りのものを主体とする須恵器杯類、ロクロ調整された土師器杯類、円面硯、土錘などが出土したが、須恵系土器は全くみられなかった。土師器杯類の中には漆塗りの際パレットとして用いられたと思われる、内面に漆が付着したものが1点みられ、漆紙文書との共伴例として注目される。

註

- (1) 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城漆紙文書』宮城県多賀城跡調査研究所資料I 1979
- (2) 当研究所でも発見当初はこれを皮製品として扱っていた。なお、漆紙文書が土師器や須恵器の杯の内面に付着して出土した場合は、土器の底部にこびりついた食料残滓を思わせることが多い。
- (3) 宮城県鳴子町在住の漆研究家沢口滋氏の御教示によれば、つい最近まで漆職人が漆塗りの作業過程で、その作業を中断した際、器に取り分けた漆の状態を一定に保つために渋をぬった和紙を漆の表面に密着させる方法を用いており、これを「フタ紙」と呼んでいたとのことである。
- (4) 漆容器としては鴻ノ池地区第5層から内面に漆がこびりついた径18cmの曲物蓋が出土している。また、漆を濾したものとしては、五万崎地区のSK1076土壌からしぼりあげた形をなす漆付着の麻布が2個出土しており、政庁地区SK1104土壌からは同様の形状の紙がここに報告する多量の漆紙文書と共に1個発見されている。一方、パレットとして使用されたと考えられる漆が付着した土師器・須恵器は城内の各地から比較的多量に出土しており、この中には漆の表面に漆紙文書が蓋紙として付着した状態で発見されたものもある。なお、城内における漆を用いた作業については『多賀城漆紙文書』のほか、桑原滋郎が詳しく述べている。
桑原滋郎「多賀城における器物製作を示す二、三の資料」宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要V』1978 pp.57~80
- (5) 国立歴史民俗博物館岡田茂弘氏・東海大学栗原治夫氏から御教示をいただいた。また赤外線テレビの効用と操作については東京国立文化財研究所の石川陸郎氏の御指導を得た。
- (6) この土壌については『多賀城漆紙文書』ではSK1104とSK1105との二つの土壌として把握して報告した。しかし、その後の検討の結果、両者に明瞭な重複関係が確認されていないこと、および両土壌出土の土器に接合するものが多いことなどから、今回、SK1104にSK1105を包括させた。

5 その他の遺物

(1) 土製品

土錘 (PL.135-1~15・157-24~27)

ここで土錘としたものは土師質で、円柱状をなし、長軸方向に貫通孔を有するものである。30点出土しており、うち16点は完形である。

完形品をみると形態上から、A：側辺が膨らんで縦断面が楕円形に近いもの(PL.135-1~3.8~11・157-24~26)と、B：側辺がほぼ平行し縦断面が長方形に近いもの(PL.135-4~7.12・157-27)とに分けられる。前者は10点、後者は6点ある。

法量は、長さが6.1~9.4 cm、最大径が3.9~6.2 cm、重さが109~256gである。完形品で形態と法量の関係を見ると、Aでは法量にばらつきが大きい、Bでは長さが6.7~8.1 cm、最大径が3.3~5.0 cm、重さが110~203gで、比較的小型のものが多い。貫通孔の直径は1.3~2.3 cmであり、1.3 cm程のものと2 cm前後のものに分けられる。前者は5点、後者は18点ある。これらを形態との関係でみると、前者はBに、後者はAに集中する⁽¹⁾。

製作時の痕跡には、長軸に沿う粘土の合わせ目、指頭によるオサエ、ナデ、ヘラケズリ、貫通孔内の擦痕がある。粘土の合わせ目は5点にみられる(1・9・11・27)。表面の指頭によるオサエはすべてのものにみられ、その後にナデが施されているものも1点ある(27)。また両端にヘラケズリによる面取り調整を施しているもの(4・5・7・10~12・27)、一端のみを面取り調整しているもの(3・6)もみられる。出土量は前者が7点、後者が4点となる。貫通孔内に擦痕が認められるものは19点ある。擦痕には縦のもの、斜めのもの、横のものがある。大部分が縦のもので、斜めのものは1点(13)に、横のものは3点(6・14)にみられる。横のものはいずれも貫通孔の端部にあり、縦の擦痕を切っている。

これらの製作時の痕跡のあり方から土錘の製作工程は次のように考えられる。すなわち、(1)細長い棒を芯とし、そのまわりに粘土を巻きつける(長軸に沿う粘土合わせ目)、(2)指頭により成形する(オサエ、ナデ)、(3)芯を引き抜く(斜め・縦の擦痕)、(4)焼成する、という工程をとる。また(3)の後に貫通孔内を調整し

形態分類

法量

製作時の痕跡

製作工程

図版番号	分類	法量(cm)			
		最大長 (cm)	最大径 (cm)	重量 (g)	貫通孔 径 (cm)
PL135-1	A	8.9	4.7	187	2.1
2	A	9.4	4.9	203	1.9
3	A	8.1	4.6	134	2.0
4	B	7.1	4.4	150	1.9
5	B	7.5	5.0	203	1.3
6	B	7.4	3.9	138	1.5
7	B	6.9	4.2	134	1.5
8	A	8.5	5.5	234	2.0
9	A	7.5	4.6	161	2.1
10	A	7.4	4.1	109	2.0
11	A	6.9	4.7	122	2.1
12	B	7.6	3.9	110	1.5
13			4.7		1.8
14			5.0		2.2
15			4.0		1.7
PL157-24	A	8.6	5.7	256	2.0
25	A	7.4	5.1		2.3
26	A	8.1	4.3	136	1.9
27	B	8.1	4.6	180	1.4

表 36 土錘計測表

たり(横の擦痕)、両端あるいは一端のみを面取り調整する(ヘラケズリ)という工程を加えたものもある。

出土状況 これらは大部分が西辺南半築地付近の表土から出土しているが、遺構出土のものには**1(SK066)**、**9・14(SK1104)**がある。

羽口 (PL.135-16.17・157-28)

形態 羽口は土師質で、基部が開き気味になる円筒状をなすもので、7点ある。すべてが破片で、強い火熱を受けたため脆い。比較的保存の良い3点について説明する。**16**は先端部の小破片で、直径約5cm、孔の直径約2cmと思われる。先端にはスラグが付着している。表面は縦にヘラナデ調整され、孔内面には縦の条痕がみられる。**17**は基部の破片で、直径7.0cm、孔の直径4.0cmのものであるが破損部では直径5.6cm、孔の直径2.7cmと細くなっている。強い火熱のため白色や灰色に変化している部分がある。孔内面には縦の条痕がみられる。**28**は先端部の破片で、直径7.0cm、孔の直径2.2cmのものである。胎土には苜を含む。先端にはスラグが付着している。表面には横に平行に走る4本の紐状の圧痕が、孔内面には縦とそれを切る横の条痕がみられる。

製作方法 これらの製作法は孔内の条痕や調整から、土錘の製作法と同様、芯に粘土を巻きつけ、ナデ調整で成形し、芯を引き抜いて焼成したものである。

これらは政庁地区の各地より出土するが、北東部からの出土がやや多い。これらの大部分は表土から出土している。なお、政庁地区からは北東部、北西部を中心に多量の鉄滓が出土しており、これらの羽口はそれに関連するものである。

用途不明土製品 (PL.135-18、図156)

円錐状土製品 PL.135-18は土師質の円錐状をなす土製品である。上端と底面の一部が欠損している。底径は5.8cm、現存する高さは4.1cmある。底面は平坦で、表面はナデ調整されている。

円板形土製品 図156-1は土師質の円板形をなす土製品である。法量は直径が5.1cm、厚さが1.6cmである。上下両面は平坦であるが、側面には幅0.5cm程のくぼみが帯状に巡っている。図示したもののほかに同様な形状で、直径が4.3cmで厚さが1.3cmのものと、直径が5.0cmで厚さが1.4cmのものがある。これらはいずれも風化が著しいため、調整などは不明である。

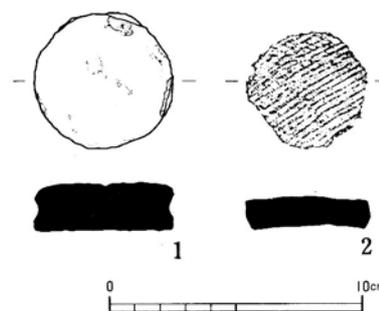


図156 用途不明土製品(補)

円板形の須恵器片 図156-2は須恵器甕類の胴部破片を敲打によって円板形に整形したものである。直径は4.5cm、厚さは1.1cmである。表面には平行叩き目がある。

他に焼成された粘土塊の破片がある。上下両面と一側面が残存し、上下の面は平行するが、側面は外傾している。厚さは6cm程であり、現存する長さは約11cm、幅は約5cmである。胎土は緻密で、灰白色を呈しており、その中に赤褐色や透明なガラス質の砂粒を含んでいる。

(2) 鉄製品

鉄製品には、鎌、鉾、刀装具、鋤、斧、釘などがある。

鎌

鎌の茎の部分が1点ある。先端、基部が欠損している。茎の横断面は四角形である。茎の周囲には矢柄が残存している。

鉾 (図 157-1)

鉾の先端部が1点ある。下端は欠損している。現存する長さは13.8 cm、幅3.4 cmである。横断面は下端近くではほぼ円形を呈し中空であり、先端付近では丸味を帯びた正方形を呈する。

刀装具 (PL.135-22)

足金物がついた鞘金具が1点ある。鞘金具部はほぼ完形で、長さ3.1 cm、幅4.6 cm、厚さ0.4 cmである。鏢と接する部分には幅0.7 cmの責め金具が巡る。その内側には、逆三角形の刀身の断面形と一致する形状に割り貫かれた金具がはめ込まれている。足金物部は長さ2.5 cm、幅1.0 cmの長方形部と鞘金具部の周囲を巡る幅0.6 cmの2本の帯状の部分とからなる。長方形部には長さ1.0 cm、幅0.3 cmの紐を通す長方形の孔がある。なお、鞘金具と責め金具の間と、足金物の帯状に巡る部分と鞘金具上部との間には緑青がみられることから、金具と金具の接合、あるいは接合面の隙間の充填に銅が用いられたと思われる。また、鞘金具と足金物の間には漆と思われる付着物が認められる。

足金物付き鞘金具

鋤 (図 157-2)

中央部で折れた鋤先が2点あるが、両者ともSK069より出土しており、同一個体と思われる。長さ20 cm、幅16 cm程である。柄の挿入部は断面V字形で、その間に木質部が遺存

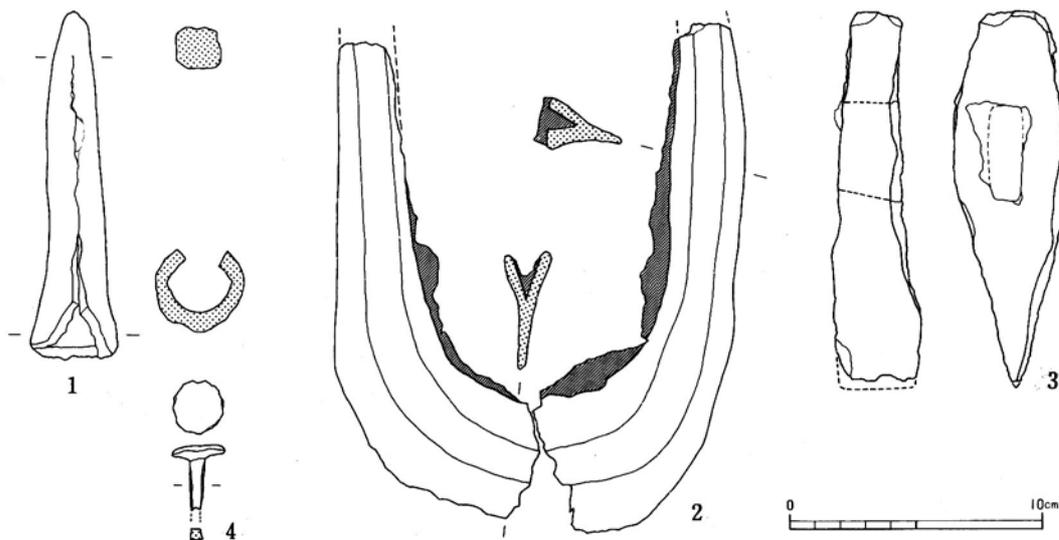


図 157 鉄製品(補)

している。

斧 (図 157-3)

完形の斧が 1 点ある。長さは 14.5 cm、幅は 4.2 cm、頭部の厚さは 1.9 cmである。基部に長さ 3.8 cm、幅 2.2 cmの柄を挿入するための長方形の孔があり、柄は刃部と平行につく。

釘 (PL.158-29~36、図 157-4)

釘は多数出土しており、すべてが断面四角形の角釘である。いずれも遺存状態が悪く錆による腐食が著しいため、全形のわかるものが少ない。断面は一辺が 0.8 cm程の比較的太いもの(33・35)と、0.4 cm程の比較的細いもの(29~32・34・36、図 157-4)とがある。また頭部の形状には、直径 2 cm程の円形のもの(図 157-4)、長方形のもの(29)、扁平につぶされて折り曲げられたもの(33・35)とがある。

頭部の形状

(3) 銅 製 品

丸

鞆

銅製品には鍔帯金具が 1 点ある(PL.135-23)。半円形で、下辺近くに長方形の透かしをもつ丸鞆である。長さ 3.7 cm、幅 2.3 cm、高さ 0.8 cmである。表面は黒漆塗りされ、内側の下辺左右と上辺中央には帯に装着するための鋏脚がある。SB136 礎石総柱建物跡付近から出土している。

(4) 銭 貨

銭貨は 14 点出土している。寛永通宝 6 点、文久永宝 1 点があり、他は腐食が著しく、種類を判別することができない。素材は種類がわかるもののうち寛永通宝 1 点が鉄で、他は銅である。種類が不明なものはすべてが鉄である。

(5) 石 製 品

石製品には、水晶平玉、砥石、加工された安山岩・凝灰岩・泥岩などがある。

水晶平玉 (PL.158-37)

透明度の大きい水晶を研磨によって円形に整形したものである。断面は凸レンズ型を呈する。直径は 1.6 cm、最大厚は 0.7 cmである。なお、参考に掲げた PL.158-38 は多賀城廃寺跡出土のもので、直径が 1.6 cm、最大厚は 0.9 cmで、37 よりもやや厚い。

砥石 (PL.135-20.21)

砥石は 4 点ある。泥岩を素材としたもの(20・21)と砂岩・粘板岩を素材としたものがある。20・21 は全面が研面とされている。

加工された安山岩 (図 158-1)

安山岩を研磨によって整形したもので、表面はザラザラしており砥石とは異なるもので

ある。縦 9 cm以上、横 5 cm以上で、厚さは 6.0 cmである。両端と一側面は欠損しており、研磨された三面は平坦でコの字形をなしている。側面には幅 1.2 cmと 0.4 cmの 2 本のくぼみが平行して走っている。

加工された凝灰岩 (図 158-2)

長さ 12 cm以上の断面が L 字状に加工された凝灰岩で、両端と L 字状の一端は欠損している。L 字状の欠損していない一辺は幅 12.5 cm、厚さ 6.5 cm、他辺は厚さ 7.0 cmで幅 7.5 cm以上である。他に表面の剥落の著しい加工された凝灰岩の破片が出土している。いずれも SB136 礎石建物跡周辺から出土している。

加工された泥岩 (図 159)

直方体に整形されたものが 1 点出土している。表面は全面が金属製の工具で入念な調整が施されている。法量は長さ 29.7 cm、幅 16.1 cm、高さ 7.7 cmである。一側面に研磨面が認められることから、砥石として転用されたことが知られる。

他に縄文時代に属すると思われる横型石匙と二次加工された剥片などがある。

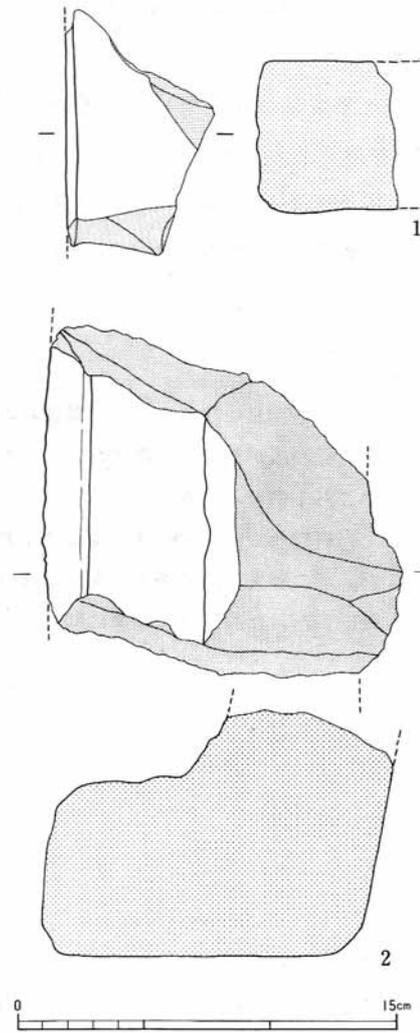


図 158 石製品 (補)

(6) その他

壁材と焼土塊、鉄滓がある。

壁材 (PL.135-19)

壁材は数点あり、いずれも苧を含み、焼けている。19 は上面と右側面に当時の面を残しているもので、上面に薄い白色部(図の小さなドットの部分)がみられる。この部分は粒子が緻密で苧を含まず、苧を含む赤褐色部とは明瞭に区別される⁽²⁾。この白色部は赤褐色部を覆うように存在することから、壁の化粧土の可能性が考えられる。

焼土塊

焼土や炭化物、焼けた壁材、土器の小片などがかたまっただけのものである。なお、土器の小

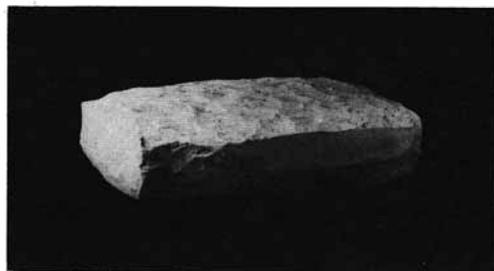


図 159 加工された泥岩

片の中には須恵系土器がみられる。

鉄滓

鉄滓は多量に出土している。形態や大きさはまちまちであるが、大きなものでは直径が30 cmを越えるものもある。また、中には半球状を呈しているものがいくつかあり、これは埴埴の内面の形を反映したものであろうと思われる。大部分が築地周辺部の表土などから出土しており、遺構から出土したものとしては北東部の土壙や北西部のSK589土壙からの出土量が多い。

註

- (1) 4は形態Bに属するもので貫通孔の直径が大きい、中央部分でみれば直径は小さく、両端の貫通孔の広がりには後の調整によるものと思われる。なお、このように貫通孔が両端で広がるものはこれ1例のみである。
- (2) 当研究所では、1980年に東北大学農学部山田一郎、庄子貞雄両氏にこの資料の分析を依頼した。その結果、白色部と赤褐色部はいずれも火熱を受けており、ほぼ同じ鉱物組成であることが判明した。なお、色の相違に関しては、赤褐色部の方が鉄が多かったためとされている。

第Ⅶ章 考 察

1 遺 構

(1) 遺構期の設定

ここでは、遺構の変遷を把握するための最も基本的な要素である、整地層と遺構との関係、遺構相互の重複状況、遺構間の対称性と平面の類似性、を中心とし、これらと政庁地区で顕著に認められる火災に関連する検出状況をもとに遺構の大別を行い、さらに構築技法など各遺構間にみられるいくつかの共通する特徴を補助的な要素として合わせ考え、各遺構群を細分することによって遺構期の設定を試みたい。

なお本項では、各遺構または遺構間で認められる特徴について、後述する⑤の表 37、⑥の図 160 および各遺構群に属する遺構を列挙する箇所において、理解の便を考慮し、必要に応じて下記の凡例に従い各遺構番号に記号で表示する。

→ 新旧関係,	第 次 整地層に伴う遺構,	◇ 対称関係
~~~~ 焼面を有する遺構	★ 焼土が多量に認められる遺構	☆ 焼土が微量認められる遺構
⊙ 焼瓦片を含む遺構	● 組み合うことが明らかな遺構	= 柱筋が一致する遺構
(円) 柱穴が円形の遺構	(礎) 礎石式の遺構	(不) 礎石式か掘立式か不明な遺構
掘立式の遺構は無記号		

各基本的要素に関する事実関係についてはすでに第Ⅴ章で遺構ごとに詳述したところであるが、遺構期の設定という観点から再度要素ごとに整理して示すと以下のとおりとなる。

基 本 的 要 素

④ 各整地層に伴って構築されたことが確認できる遺構

第 1 次整地層	SB187A、SF176A
第 2 次整地層	SB370、SF167A ₂ 、SF176B、SD079・081・086
第 3 次整地層	SF176C、SF108B
第 4 次整地層	SF108C

⑤ 重複状況により相互に新旧関係が確認できる遺構表……………37

⑥ 南北発掘基準線に対し対称に位置し、かつ平面の規模および構造が共通することより、同一計画によることが明らかな遺構……………図 160

ところで、政庁地区では焼失したことが明白な焼面を有するいくつかの遺構を検出している。また整地層のうち第 3 次整地層は焼壁や多量の焼瓦片・木炭などを含んだ特徴的な焼土層で、政庁地区の火災によって生じた土を用いて整地した層と考えられる。したがって、政庁地区は大きな火災にあったことが明らかであり、しかも第 3 次整地層が焼土層と

政庁地区の火災

火災に関わる検出  
状況

しては唯一で、かつこの層が焼面を直接覆うことから火災は一度であったことが知られる。さらに第 3 次整地層、焼面に加え、この火災に関連すると考えられる検出状況を示す多くの遺構が把握できる。これらの遺構を検出状況ごとに分けてあげればつぎのとおりである。

- ① 床面または築地犬走り上面に焼面が確認できる遺構  
〔SB135、SC109、SB370、SB550、SF176B〕
- ㊸ 柱穴埋土中、礎石据え穴内、築地積土中または基壇地覆石下に焼土が多量含まれる遺構

〔 SB150 C, SB172, SB136, SB101 C, SB187 C  
SB170 A, SB171, SB560, SB365 A  
SF179 C, SF103 B, SF108 B, SF167 B, SF121 B 〕

- ㊹ 柱穴埋土中または礎石据え穴内にごくわずかししか焼土を含まない遺構  
〔SB187D、SB170C、SB161A、SB553A、SB1013A〕
- ㊺ 柱穴埋土中や礎石据え穴または基壇築成土中に焼土は確認されていないが焼瓦片が含まれる遺構  
〔SB1151、SB186、SB1050B〕

上記の各検出状況のうち、①は火災時にその遺構が機能していたことを示し、㊸・㊹・㊺は火災後に構築された遺構であることを示している。

遺 構 の 大 別

これらの火災に関する特徴的な検出状況と前述の 3 つの基本的要素を用いることにより、SB160 など若干の遺構を除いた政庁地区のすべての遺構は、

- 〔A〕 火災で焼失する以前の遺構
- 〔B〕 火災後の遺構

に大別できる。

〔 A 〕 火災以前の  
遺 構

- すなわち〔A〕に該当する遺構は
- ①の焼面を有する遺構
  - ㊸のうち第 1 次・第 2 次整地層に伴う遺構
  - ㊸(表 37)のうち第 3 次整地層や㊸より古い遺構
  - ㊸(図 160)のうち前出の遺構のいずれかと対称となる遺構

〔 B 〕 火災後の遺  
構

- また〔B〕に該当する遺構は
- ㊸、㊹、㊺の焼土または焼瓦片を含む遺構
  - ㊸のうち第 3 次・第 4 次整地層に伴う遺構
  - ㊸(表 37)のうち第 3 次・第 4 次整地層や㊸、㊹、㊺の遺構より新しい遺構
  - ㊸(図 160)のうち前出の遺構のいずれかと対称となる遺構

である。

ところで、このほかに SB377、SB051 は柱穴が円形で埋土中に玉石が突き込まれていることで他に見られないきわめて特徴的な様相を示し、これは〔B〕に属する SB170B と共

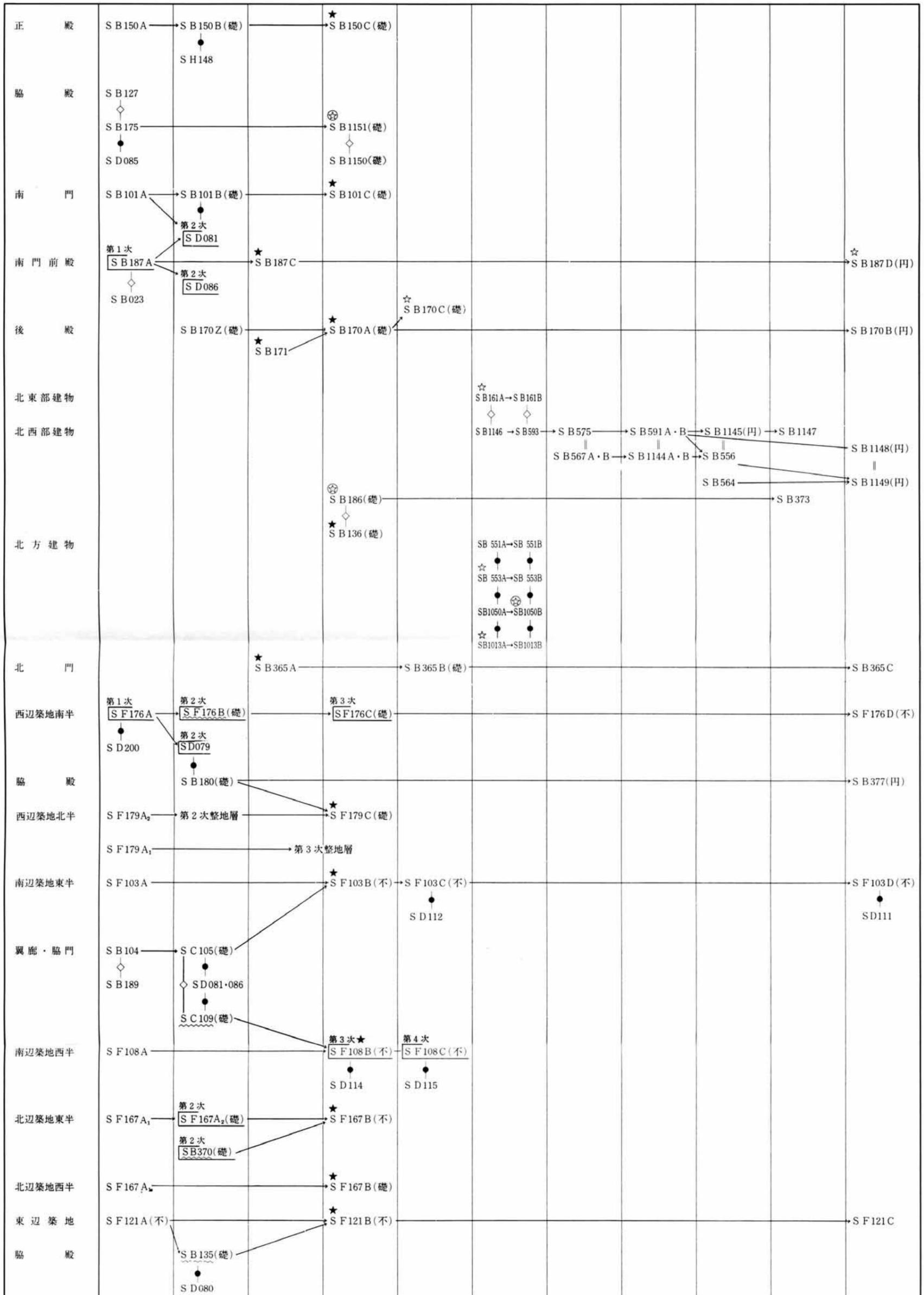
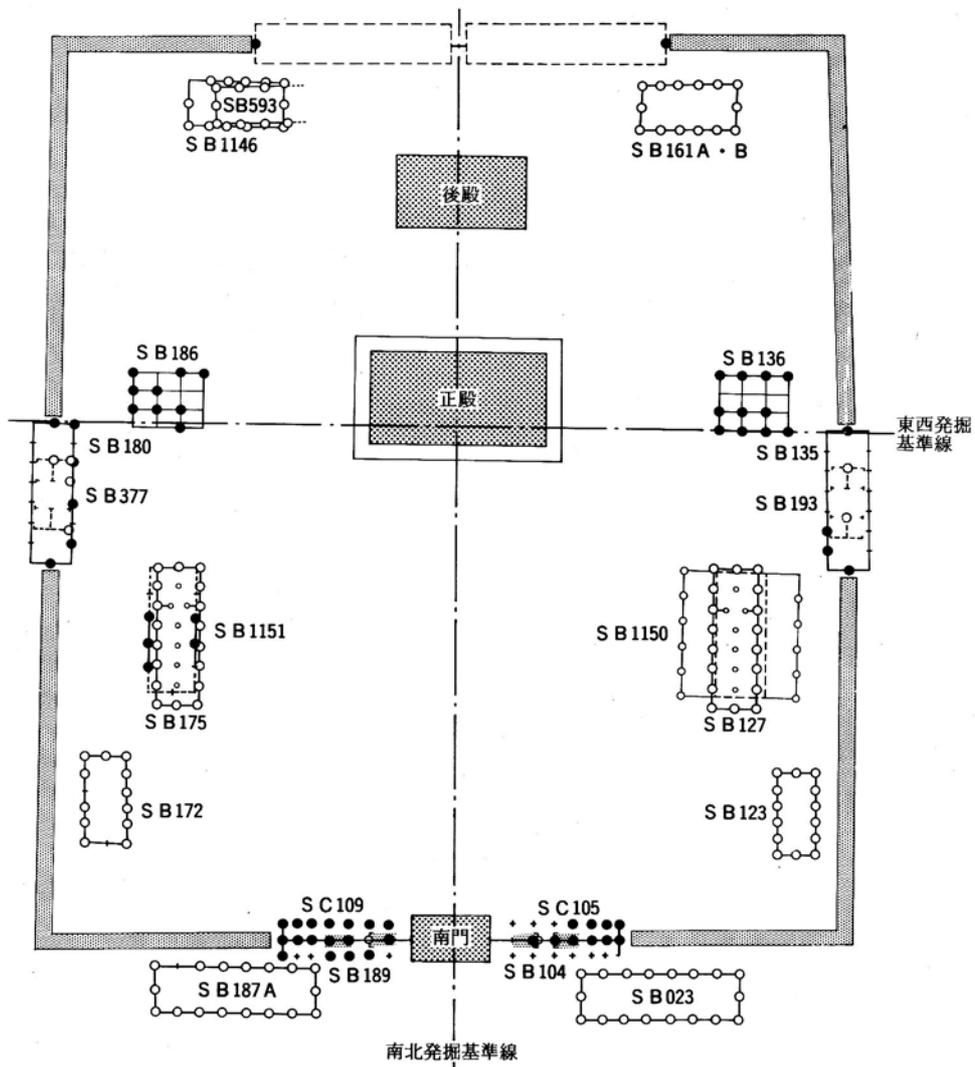


表 37 遺構の新旧関係



	東	西	規 模・構 造	備 考
脇 殿	SB 127 SB 135 SB 123 SB 1150 ★ SB 136	SB 175 SB 180 ★ SB 172 ⊙ SB 1151 ⊙ SB 186	南北棟(7×2間)掘立柱建物 " (7×2間)礎石建物 " (5×2間)掘立柱建物 " (5×2間)礎石建物 東西棟(3×3間)総柱礎石建物	床束・間仕切あり 両妻に築地が取付く  (註1)
翼 廊	SC 105	SC 109	" (6×2間)礎石建物	複廊形式
脇 門	SB 104	SB 189	東西一間掘立柱門	南門の東・西脇門
南 門 前 殿	SB 023	第1次 SB 187A	東西棟(7×2間)掘立柱建物	
北東・北西建物	☆ SB 161A	SB 1146	" (5×2間) "	
	SB 161B	SB 593	" (5×2間) "	(註2)
東西築地線上	SB 193	SB 377	南北棟(3×2間) "	東・西門(推定)

図 160 対称な遺構

通する。したがって、前出の 2 遺構および㉔(図 160)のうち SB377 と対称になる SB193 は SB170B と同時期で [B] に含まれるものと考えられる。

以上、政庁地区の遺構を火災を境として [A]、[B] に大別したが、これらは先の基本的要素および火災に関する特徴的な検出状況に加えて、[A]、[B] ごとに認められるいくつかの特徴を補助的要素とし、さらにいくつかの遺構群に分けられる。

〔 A 〕 の 細 分

[A] は火災以前の遺構である。㉔のうち第 1 次整地層に伴う SB187A、SF176A は掘立式であり、第 2 次整地層に伴う SF176B、SD079・081・086 は礎石式および石組溝である。

さらに、㉔(表 37)によれば重複しているものには

SB150A (掘立式) → SB150B (礎石式)、SB101A (掘立式) → SB101B (礎石式)、  
SB104 (掘立式) → SC105 (礎石式)、SF167A₁ (掘立式) → SF167A₂ (礎石式)、SF176A  
(掘立式) → SF176B (礎石式)

があり、最高 2 時期でいずれも掘立式から礎石式へと変遷している。

掘立式の柱穴はいずれも一辺 1.2~1.4m の方形で、埋土は丁寧に突き固められ遺物をほとんど含まないことで共通し、火災時に同時存在したことが明らかなの㉔焼面を有する遺構は不明な SB550 を除きすべて礎石式であることで共通する。したがって、[A] は掘立式の遺構と、礎石式または石を用いた遺構の 2 群に分けられ、前者は政庁地区で最も古い遺構群、これより新しい後者は火災により焼失した遺構群であることが知られる。

以上を整理すると、[A] は

群 の 遺 構

I 群：第 1 次整地層に伴って構築された遺構、掘立式の遺構

〔 SB150 A, SB127 ⇄ SB175 ⇄ SD085, SB101 A, SB104 ⇄ SB189, SB023 ⇄  
SB187 A, SF176 A ⇄ SD200, SF179 A₁・A₂, SF103 A, SF108 A, SF167  
A₁, SF121 A 〕

群 の 遺 構

II 群：第 2 次整地層に伴って構築された遺構、礎石式または石を用いた遺構

〔 SB150 B ⇄ SH148, SB135 ⇄ SB180, SB101 B, SC105 ⇄ SC109 ⇄ SD079  
~082・084・086・126, SB170 Z, SB370, SB550, SF176 B, SF167 A₂ 〕

の 2 群に分けられ、I 群→II 群と変遷する。

〔 B 〕 の 細 分

[B] は火災焼失後の遺構であり、㉕・㉖・㉗の遺構のほかに、これより新しい焼土をまったく含まない遺構がある。

㉕は焼土を多量に含むきわめて特徴的な状況が認められる遺構であり、㉖は焼土をごくわずかしき含まない遺構で、後殿における㉕の SB170A→㉖の SB170C といった重複状況より前者が古いことが知られる。すなわち㉕は、前述した II 群の火災焼失に伴い造営されたものであることを示していると考えられる。これに対し、㉖および焼土を全く含まない遺構は、火災焼失に伴う造営とは直接的関連性はなく、それよりも時期的に遅れると見る方が妥当であろう。

したがって、[B] は、3 つの基本的要素に前述の柱穴などにおける焼土のあり方を合わ

せ考えると、火災焼失に伴い造営された遺構群と、これより時期的に遅れる遺構群に分けられる。すなわち、

- Ⅲ群：第3次整地層および㊸のうちこの層に伴う遺構  
         焼土を多量に含む㊸の遺構  
         ㊸のうち前出のいずれかの遺構と大量になる遺構

群・群の設定

- Ⅳ群：第4次整地層および㊸のうちこの層に伴う遺構  
         ㊸のうちⅢ群より新しい遺構で、㊸または焼土をまったく含まない遺構

の2群に分けられⅢ群→Ⅳ群と変遷することが知られる。

なお、前述の各要素では限定し得ない㊸のSB1151については次項で検討したい。

さらに、Ⅲ群の建物跡には掘立式と礎石式があり、後殿の重複状況 SB171(掘立式)→SB170A(礎石式)を考慮すれば技法上の差異により、

群の細分

- Ⅲ_A群：掘立式の建物跡
- Ⅲ_B群：礎石式の建物跡

の2群に細分され、Ⅲ_A群→Ⅲ_B群と変遷することがわかる。

ところで築地跡については、寄柱がⅢ_B群と同じ礎石式であること、また、南辺築地西半はⅡ群の築地をすべて削除して新たに構築されておりⅢ_B群に属するSB101Cと共に造営された蓋然性が高いこと、などによりⅢ_B群に属すると考えられる。

以上、各群に属する各遺構を整理すると、

A・B群の遺構

- Ⅲ_A群 [SB123-◇-SB172, SB187 C, SB171, SB560, SB365 A]
- Ⅲ_B群 [SB150 C, SB136-◇-SB186, SB101 C, SB170 A, SF176 C  
           SF179 C, SF103 B, SF108 B-→-SD114, SF167 B, SF121 B]

となる。

Ⅳ群のうち㊸の焼土をわずかしか含まない遺構については、Ⅲ群と同様に掘立式か礎石式かの技法上の差異によりさらに2群に細分される。これらは直接重複しないため、その新旧関係は不明であるが、今は仮に

群の細分

- Ⅳ_A群：礎石式の建物跡 [SB170C]
- Ⅳ_B群：掘立式の建物跡 [SB161A、SB553A → SB1013A]

A・B群の設定

とし、新旧関係については後の検討としたい。

このほかに、礎石建物跡SB365Bは礎石据え穴内に焼土をまったく含まないが、Ⅳ群にはほかに礎石建物跡がないこと、Ⅲ群以前の各遺構群では掘立式と礎石式が混在する例がないことなどを考慮するとⅣ_A群に属するものと考えられる。

一方、Ⅳ_B群に属する遺構としてはほかに、㊸(図160)のうちSB161Aと対称なSB1146が、また北方建物は相互に組み合うことからSB553A、SB1013Aと共にSB551A、SB1050Aがあげられる。

これらⅣ_B群は、SB1146を除きすべて同位置、同規模でA→Bへと一度建て替えられていることで共通し、BはAを完全に踏襲している。したがってBの柱穴埋土中には焼土は

含まれていないが、A と共にIV_B群に含めて考える方が妥当であろう。この場合、㉔(図 160)のうち SB161B とほぼ対称な SB593 も同じIV_B群となる。

c群とその細々分

また、㉕(表 37)のうち柱穴に焼土を含まない遺構で、前述のIV_B群より新しいことが確認できる遺構として北西部建物跡があり、これらをIV_c群とする。

IV_c群は、さらに重複状況と柱筋の一致、柱穴の形状や埋土の状況を合わせ考えると、いくつかの小群に細々分できる。

㉕(表 37)のうち北西部の建物跡は、北半と南半に分けてそれぞれ新旧関係が把握できるが、古い順に南・北の各一棟ずつが対応してとらえられ、しかもこれらの 2 棟間には柱筋が一致するという共通点がある。すなわち、SB575 と SB567A・B は東側の柱筋が、SB591A・B と SB1144A・B は東西両側の柱筋が、SB1145 と SB566 は梁行柱筋が一致した、SB1148 の西妻に SB1149 の東側柱筋がほぼ一致する。前述の各 2 棟間以外には相互に柱筋が一致するものがないことは、これらが組み合せて変遷していたことを示すものであろう。

この場合、SB1148・SB1149 の小群と SB1147 は共に SB1145・SB566 の小群より新しいことになるが、両者の新旧関係については不明である。しかし、SB1148・SB1149 の小群より古い建物跡の柱穴は、SB1145 を例外としてすべて方形または不整形であり、SB1148・SB1149 の小群のように柱穴が円形を呈することはきわめて特徴的である。いずれ推定の域を出ないが、以上の状況より、柱穴が方形を呈する SB1147 を SB1148・SB1149 の小群より古いと考えておきたい。したがって、IV_c群は古い順にIV_{c1}小群(SB575=SB567A・B)、IV_{c2}小群(SB591A・B=SB1144A・B)、IV_{c3}小群(SB1145=SB566)、IV_{c4}小群(SB1147)、IV_{c5}小群(SB1148=SB1149)の 5 小群に細々分してとらえることができる。

つぎに、前述 5 小群のいずれに属するか推察可能な遺構について検討してみる。

SB564 は、柱穴埋土中に他の遺構では認められない鉄滓を含むことで SB566 と共通し、IV_{c3}小群に属すると考えられる。

また、SB170B、SB377、SB051 は、柱穴が円形で埋土中に玉石が突き込まれていることできわめて特徴的であることは先に述べたところである。IV_{c5}小群もいずれも柱穴が円形であり、特に SB1148 は一部の柱穴で玉石が突き込まれている状態が認められ、前述の 3 棟と状況が一致する。したがって、これら 3 棟および㉔(図 160)のうち SB377 と対称な SB193 をIV_{c5}小群に含めても大きな矛盾はないであろう。

さらに、柱穴が円形を呈するが、埋土中に若干の焼土を含む SB187D がある。焼土を重視すれば、前述のIV_B群に属する可能性も考えられようが、しかし、IV_B群は柱穴がすべて方形であり、いずれも同位置、同規模で一度建て替えられていることで、柱穴が円形で建て替えのない SB187D とは明らかに異なる。したがって、ここではこれを柱穴が円形であることで共通するIV_{c5}小群に含めて考えておきたい。

ところで北西部建物跡については、IV_{c1}からIV_{c4}の柱穴はいずれも方形で、新しくなるほど柱穴が小さくなる傾向が指摘できる。SB373 の柱穴は一辺 0.6m 前後の方形で、IV_{c3}小群の柱穴より小さくIV_{c4}小群の SB1147 の柱穴にほぼ一致する。一方、IV_{c5}小群は柱穴が円

形を呈すること、また、SB373 と SB1149 は重複状況より同時存在し得ないことより、IV_{c5}小群にも属さないことは明らかである。以上より、SB373 は SB1147 と柱穴の形状や大きさが類似することも合わせ考えればIV_{c4}小群に属すると推定される。

IV群の築地については、いずれも寄柱痕跡を確認しておらず、技法上の差異により分けることは不可能である。しかし、積土の状況に関する共通性より、褐色土や黄色粘土を用いてやや雑に版築されている SF103C、SF108C と、木炭や瓦片が混じる褐色土を用いて雑に積まれている SF176D、SF103D、SF121C との 2 群に分けられ、南辺東半築地跡における SF103C→SF103D の新旧関係より、前者が古く後者が新しいことになる。

ところで、築地は築地線上の建物と共に造り替えられる蓋然性が高いことを考慮すると、築地線上の遺構はIV_A群(SB365B)、IV_{c5}小群(SB377、SB193)のみにしか存在せず、しかも後述する瓦群との対応関係よりIV_A群→IV_{c5}小群の新旧関係が把握されることから、SF103C、SF108C がIV_A群に、SF176D、SF103D、SF121C がIV_{c5}小群に属するとみて大きな矛盾はないであろう。

この場合、SF108C は第 4 次整地層と共に構築されていることより、第 4 次整地層はIV_A群に属することになる。

これまで、IV群について細分または細々分してきたが、各群を整理して示すと、

IV_A群 [SB170C、SB365B、SF103C → SD112、SF108C → SD115]

IV_B群  $\left[ \begin{array}{l} \text{SB161A} \cdot \text{B} \leftrightarrow \text{SB1146} \cdot \text{SB593} \\ \text{SB551A} \cdot \text{B} \leftrightarrow \text{SB553A} \cdot \text{B} \leftrightarrow \text{SB1050A} \cdot \text{B} \leftrightarrow \text{SB1013A} \cdot \text{B} \end{array} \right]$

IV_c群

c₁ [SB575=SB567A・B]

c₂ [SB591A・B=SB1144A・B]

c₃ [SB1145=SB566、SB564]

c₄ [SB1147、SB373]

c₅  $\left[ \begin{array}{l} \text{SB051, SB187 D, SB170 B, SB1148=SB1149} \\ \text{SB193} \leftrightarrow \text{SB377, SF176 D, SF103 D} \leftrightarrow \text{SD111, SF121 C} \end{array} \right]$

となり、IV_A群・IV_B群→IV_c群(c₁→c₂→c₃→c₄→c₅)の変遷が把握できる。

なお、本項で属する群を限定し得なかった遺構のうち、SB1150、SB1151、SB365C、SD113 については次項で再度検討することとするが、その他の SB160、SB375、SA368、SA168、SX087、SD071、SD374 などについては属する群の推定は不可能である。

以上、政庁地区の遺構について 7 群に細分し、さらにIV_c群については 5 小群に細々分したが、その変遷は、

I 群→II 群→III_A群→III_B群→IV_A群・IV_B群→IV_c群

となることが知られる。

ところで、政庁の大規模な造営や補修と密接に関わるものとして整地層と瓦がある。このうち整地層と関係する遺構群は、第 1 次整地層：I 群、第 2 次整地層：II 群、第 3 次整

群の築地跡

A ~ c 群の遺構

遺構群と整地層

地層：Ⅲ_A群・Ⅲ_B群、第4次整地層：Ⅳ_A群である。

遺構群と瓦群

一方、政庁地区の出土瓦の群別と編年については次節で詳述するが、瓦は出土状況などよりA、B₁、B₂、C、Dに分けられ、このうちA・B₁・B₂群は火災以前に、C・D群は火災後に位置づけられる。これと同様に遺構も、Ⅰ・Ⅱ群が火災以前に、Ⅲ_{A・B}・Ⅳ_{A・B・C}群が火災後に位置づけられる。火災以前の瓦については後述するように製作時期の点からA・B₁と、B₂に分けられ、それぞれ遺構のⅠ・Ⅱ群に対応するものと考えられる。

火災後の対応関係について検討してみると、Ⅳ_A群のSB365Bの礎石据え穴中よりC群に属する軒丸瓦320が、Ⅳ_B群のSB551Aの柱穴埋土中からD群に属する軒平瓦721Bが出土している。したがって、C群の瓦はⅣ_{A・B・C}群の遺構とは対応し得ず、Ⅲ_AまたはⅢ_Bのいずれかと対応することになる。このうち、Ⅲ_A群はいずれも比較的小規模な掘立柱建物跡であり瓦葺であった可能性はほとんど考えられないことより、C群の瓦はすべて礎石建物からなるⅢ_B群と対応するとして差し支えないであろう。残るD群の瓦は前述の出土状況よりⅣ_{B・C}群とは対応し得ないことより心然的にⅣ_A群と対応することとなる。

主要な造営期

以上、遺構と整地層および瓦群との対応関係を整理して示すと、

- Ⅰ群：第1次整地層、A・B₁群の瓦
- Ⅱ群：第2次整地層、B₂群の瓦
- Ⅲ_B群：第3次整地層、C群の瓦
- Ⅳ_A群：第4次整地層、D群の瓦

となる。これらの4遺構群はそれぞれに整地が伴い、瓦群が対応することから政庁の主要な造営期としてとらえられ、政庁地区の遺構期は4期に分けて把握することができる。

遺構群の変遷

一方、遺構群と瓦群との対応関係より、不明であったⅣ_A群とⅣ_B群の新旧関係が明らかとなり、各遺構群の変遷は、

遺 構 期	小 期	遺 構 群	備 考
第Ⅰ期		Ⅰ群	第1次整地層、A・B ₁ 群の瓦、掘立柱建物
第Ⅱ期		Ⅱ群	第2次整地層、B ₂ 群の瓦、礎石建物
第Ⅲ期	第1小期 第2小期	Ⅲ _A 群 Ⅲ _B 群	第3次整地層、掘立柱建物 C群の瓦、礎石建物
第Ⅳ期	第1小期 第2小期 第3小期 a b c d e	Ⅳ _A 群 Ⅳ _B 群 Ⅳ _{C1} 群 Ⅳ _{C2} 群 Ⅳ _{C3} 群 Ⅳ _{C4} 群 Ⅳ _{C5} 群	第4次整地層、D群の瓦、礎石建物  } 掘立柱建物

表 38 遺構期と遺構群の対応関係

名称	遺構期		第Ⅲ期		第Ⅳ期									
	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第1小期	第2小期	第1小期	第2小期	第3小期							
							a	b	c	d	e			
正 殿	SB150A	SB150B		SB150C										
石敷広場		SH148												
脇 殿	SB127 SB175	SB135 SB180	SB123 SB172	(SB1150) (SB1151) SB136 SB186 SB101C										
南 門	SB101A	SB101B												
翼廊・脇門	SB104 SB189	SC105 SC109												
南門前殿	SB023 SB187A		SB187C										SB051 SB187D	
後 殿		SB170Z	SB171	SB170A	SB170C								SB170B	
北東部建物					SB161									
北西部建物			SB560		SB1146 SB593	SB575 SB567	SB591 SB1144	SB1145 SB566 SB564	SB1147 SB373	SB1148 SB1149				
北 門			SB365A		SB365B								(SB365C)	
北方建物					SB551 SB553 SB1050 SB1013									
築地線上の建物		SB370 SB550											SB193 SB377	
西 辺 築 地	SF176A SF179A ₁ SF179A ₂	SF176B		SF176C SF179C									SF176D	
南 辺 築 地	SF103A SF108A			SF103B SF108B	SF103C SF108C								SF103D	
北 辺 築 地	SF167A ₁	SF167A ₂		SF167B										
東 辺 築 地	SF121A			SF121B									SF121C	
雨 落・排 水	SD085 SD200	SD079 SD082 SD084 SD086 SD126		SD114	SD115 SD112								(SD113) SD111	

所属不明 SB160, SB375, SA368, SA168, SX087, SD071, SD374  
 なお、次項の検討で所属が決まる遺構については( )で示した。

表 39 各期に属する遺構

I 群→II 群→Ⅲ_A群→Ⅲ_B群→Ⅳ_A群→Ⅳ_B群→Ⅳ_C群

となる。

このうちⅢ_A群は、Ⅲ_B群と共に火災焼失に伴う造営であることは明らかであり、しかも、次項で詳述するようにⅢ_B群の本格的な造営に先行して暫定的に建てられた可能性が強いことよりⅢ_B群と同遺構期に、またⅣ_A群以降は主に造り替えが正殿より北の地域に限られる部分的なものであることよりⅣ_B・Ⅳ_C群をⅣ_A群と同遺構期に、それぞれ小期として含めて把握することが妥当と考えられる。

#### 遺構期の設定

以上より、各遺構期にあたる遺構群を整理して示すと表 38 のようになり、また各遺構期に属する遺構をあげると表 39 のようになる。

### (2) 各遺構期の建物と配置

前項では造営期別に各遺構を分類し、政庁の遺構期の設定を行った。ここでは主に各遺構期の建物構成とその配置計画について検討してみることにする。

なお、多賀城跡では発掘調査の基準線として、第Ⅲ-2 期の正殿と南門の心を結んだ線を南北発掘基準線に、これと直交する正殿南入側柱筋を東西発掘基準線にしている。しかし、各遺構期の正殿中軸線(正殿の心を通り、南入側柱列に直角な南北方向の線)は必ずしも先の発掘基準線に一致するわけではない。したがって、この項では便宜上各遺構期ごとの南北基準線を正殿中軸線、東西基準線を正殿南入側柱筋と記すことにする。

#### 第 I 期

#### 概要

多賀城政庁の創建期である。この期に造営された建物は、正殿(SB150A)、東脇殿(SB127)、西脇殿(SB175)、南門(SB101A)、東南門前殿(SB023)、西南門前殿(SB187A)および築地(SF176A、SF179A₁・A₂、SF103A、SF108A、SF167A、SF121A)などで、いずれも掘立式のものである。

#### 造成

政庁の立地する丘陵は、もともと北西から南東に伸びる尾根から南西に大きく張り出した緩斜面であったため、創建の造営にあたりその敷地を確保するために大規模な造成を行っている。すなわち、もともと自然地形として高い北西部を削平し、これより低い南西部および北東部に盛土(第 1 次整地層)することによって南北 130m 前後、東西 110m 前後の比較的平坦な面を造り出している。盛土は南西部で南北約 75m、東西約 50m、北東部で南北約 80m、東西約 15m の範囲になされ、もっとも厚いところで 0.6m 程である。しかし南西部は他に比べまだ低い箇所として残り、第Ⅱ・第Ⅲ期にも嵩上げされている。なお創建の造成時に正殿基壇および北辺築地の基部も同時に削り出されている。

#### 建物の配置と構造

この期に造営された政庁の主要部は、地山削り出しの基壇上に建てられた東西棟南廂付(5×3 間)の正殿を中心として、その南方に床張りで北妻より 2 間目に間仕切りを有する南北棟(7×2 間)の東・西脇殿がコの字型に対称に配されている。これら 3 棟は四周を築

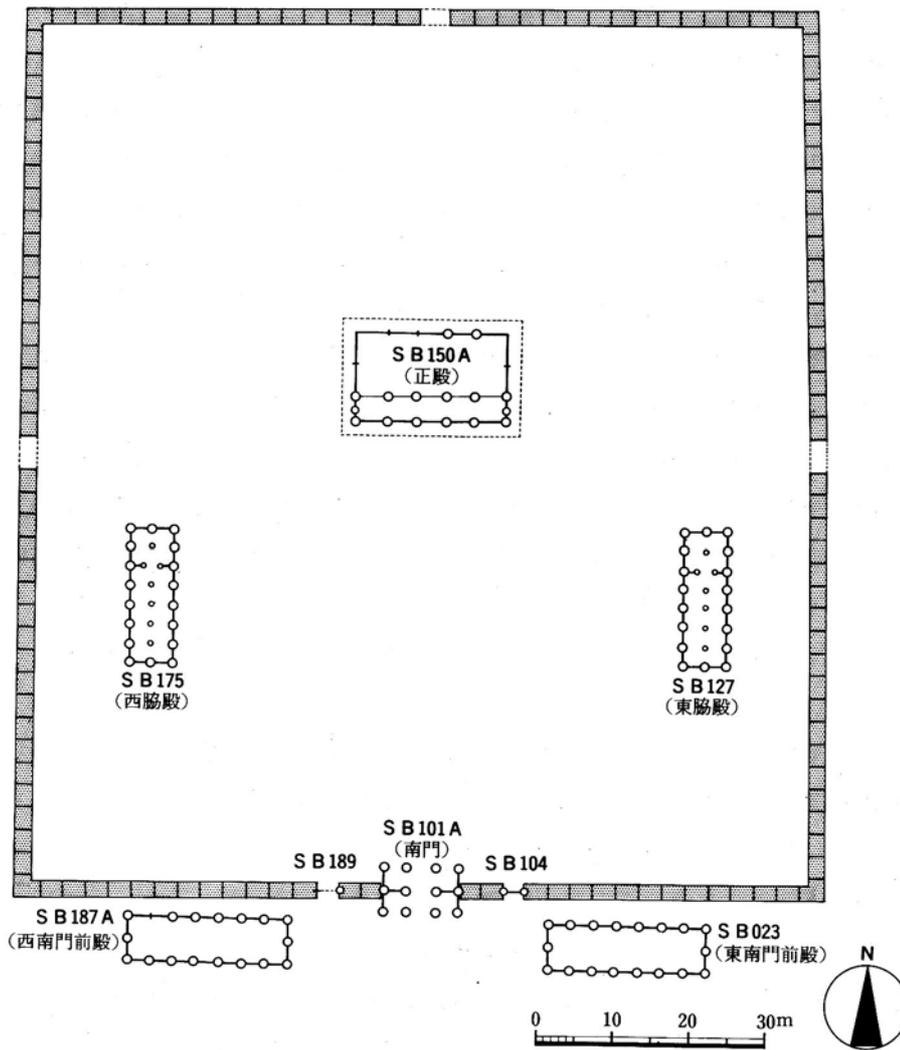


図 161 第 I 期政庁平面図

地によって囲まれ、正殿はその中心よりやや北寄りに位置している。

南辺築地の中央部すなわち正殿の南正面には八脚の南門が開かれ、その東西対称の位置には潜門程度の脇門が付設されている。南門のさらに南には南辺築地に近接して東西棟（7×2間）の南門前殿が東西対称の位置に配されている。

ついで、四周を囲む築地、および発掘調査ではその痕跡を確認していない北・東・西門の存在の可能性について検討してみる。

築地は基底幅が約 2.1m、桁行柱間寸法が約 3.0mである。また、西辺築地の西側に残る素掘りの雨落溝 SD200 より、軒の出は基底部より約 0.9mと考えられる。

南辺築地では、中央部に桁行総長 9.8m（中央間 4.2m、両脇間 2.8m）の南門が開かれ、その両妻から棟通りが一致する築地が東西に延びている。築地西半部の総長すなわち南門西妻から南西角出隅までの距離が約 47.7mである。この西半部について、確認している寄

築地と門の検討

南 辺

柱痕跡と脇門跡より桁行方向の割り付けを復原してみると、南門西妻より2間分(約6m)が築地で、3間目に門口2.7mの脇門が開き、さらに西に13間分(約39m)延びている。東半部については、東辺築地で寄柱痕跡を確認していないため南東角出隅が不明である。総長が西半と同じと仮定すると、その東端が東辺築地の残存積土の南北筋とほぼ一致し、東半部で確認している寄柱痕跡および脇門跡から復原する割り付けも西半と一致する。

したがって、南辺築地は南門に対し対称であることが知られ、その総長は約105.2mとなり、東辺築地と西辺築地の心々距離は103.1mとなる。

西 辺 西辺築地については、南西角と北西角の両出隅間の距離すなわち西辺築地の総長が118.5mであり、南辺と北辺築地の心々距離は116.4mとなる。北半および南半で確認している寄柱痕跡より桁行方向の割り付けを復原すると、北半、南半とも19間(約57.0m)で、西辺築地の中央部に約4.5mの割り付けることのできない半端な部分が生じる。この部分はちょうど未発掘部分のため遺構の状況は把握していないが、築地の桁行方向の割り付けから推定すると、西門が開かれていた可能性も考えられる。

なお、西辺築地北半部についてはこの遺構期中に1回の造り替え(A₂→A₁)がなされている。

東 辺 東辺築地については積土を検出したのみで寄柱痕跡を確認していないが、総長はその南北出隅間の距離より西辺と同じ長さが推定され、割り付けもまた同じであったと考えて差し支えないであろう。したがって、同じく中央部に4.5mの割り付け出来ない半端な部分が生じることとなる。この東辺築地中央部は発掘調査しているが、その箇所に東門を想定した場合、南妻の支柱跡ともみられる一辺約0.6mの方形の柱穴らしきものが築地棟通りに一致して存在する。一方、対となる北妻の支柱位置を見るとSB193の柱穴があり、支柱跡はこの柱穴により破壊されたと考えれば東門の存在した可能性はあながち無視できないものであろう。

東西門の想定 いずれ推察の域を出ないものではあるが、前述の寄柱痕跡による割り付けの復原により、東辺・西辺の中央に棟通りに支柱を持った桁行一間の棟門程度の東・西門が存在した可能性を指摘しておきたい。

地形上の制約 なお、東辺築地の北半部は北が西へ3m程振れている。これは東辺築地が丘陵東端に構築されており、前述のように政庁の北東部にかなりの盛土整地をしたにもかかわらず十分な敷地が確保できず、ある程度地形に合わせざるを得なかった結果と考えられる。

北 辺 北辺築地では、北西角と北東角の各出隅間の距離、すなわち総長が約102.9mである。東半および西半に確認している寄柱痕跡より桁行方向の割り付けを復原してみると、西半は17間(約51.0m)、東半は前述の東辺築地北半の振れで1間分減じて16間(約48.0m)となり、西辺・東辺築地同様、中心部に3.9mの割り付けのできない半端な部分が生じる。この部分も発掘調査では何ら北門跡と認められるものは確認していないが、支柱をもたない潜門程度のものであれば痕跡が残らないと考えられ、北門の存在した可能性もまた否定できないであろう。

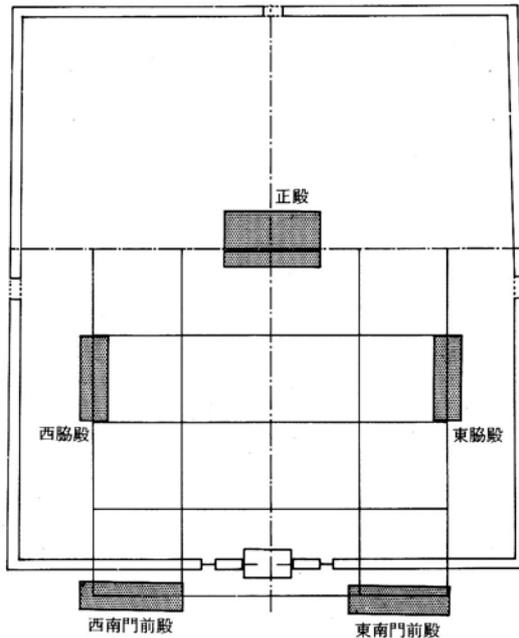


図 162 第 I 期建物の配置計画

を形成することになる。この方形の広場を中心として、コの字型に配された正殿、東・西脇殿および南門からなるこの地区は、政庁のうち最も重要で基本的な機能を有する一郭としてとらえることができる。

ところで、東・西南門前殿は桁行柱筋が一致し、正殿の振れと異なり発掘基準線に対し西で北へ若干振れる。一方、南門の中心は正殿の中軸線に一致せず、西へ約 0.3m ずれ、正殿中心と南門中心とを結ぶ軸線は東・西南門前殿の桁行柱筋に直交する。さらに、この軸線と両建物の内側の妻との東西距離は約 17.0m と等しく対称である。

以上のことより推察するならば、南門前殿は正殿、東・西脇殿および南門とともに計画的に配置することが意図されていたが、南門が施工誤差により西へずれてしまい、南門前殿の現地への割り付けに前述の振れが生じたものと考えられる。言いかえるならば、南門前殿は、正殿、脇殿、南門などの構築に引き続きこれらと異なる正殿心と南門心を結ぶ線を南北方向の基準としてその位置が決定された可能性が高い。

つぎに、前述の各建物に関する配置計画について検討してみる。

まず、南北方向についてみると、正殿入側柱筋と両脇殿北妻との南北距離が約 17.9m で、脇殿の桁行総長が約 17.9m である。さらに南門前殿棟通りと両脇殿南妻との距離が 37m 前後である。東西方向についてみると、正殿中軸線と両脇殿の棟通りまでの距離がいずれも約 36.4m、また南門前殿の内側の妻との距離がいずれも 17m 前後である。南門前殿については前述の施工時の誤差として見過しできるものとすれば、第 I 期の建物はいずれも正殿中軸線、および南入側柱筋を基準とした約 18m(1/6 町)の方眼にのって、計画的に配置されていることが推定される。

さらに検討を加えれば、正殿中軸線の東と西にそれぞれ約 18m の南北線から東・西脇殿

測 量 基 準

正殿南入側柱筋は、東西発掘基準線に対し東で若干北へ振れているが、東・西脇殿の北妻を結んだ線、南辺、北辺築地、および南門の方向も正殿の振れに一致する。したがって、これらは同一の測量基準により施工されたことが知られる。

建物の位置関係

これらの位置関係についてみると、正殿入側柱筋と南門棟通りまでの距離が約 66.0m で北辺築地心々までの距離が約 50.4m である。また、両脇殿の内側の側柱筋間の距離が約 66.2m で、正殿の中軸線に対し対称に位置する。すなわち、正殿の南入側柱筋は築地で囲まれた区域の中心より約 7.9m 北寄りに位置し、正殿、東・西脇殿、および南門により囲まれた部分は一辺 66m 前後の正方形の広場

南門前殿の施工誤差

配 置 計 画

の外側の柱筋までの距離がいずれも約 **20.8m** であり、南門前殿の桁行総長にほぼ一致する。これより両南門前殿の外側の妻はそれぞれ脇殿の外の側柱筋に一致するように計画されたと推定される。

ま と め 以上、第Ⅰ期の建物および配置についてその特徴を整理すると以下のとおりとなる。

1. 創建の政庁の建物や築地はすべて掘立式で、正殿は基壇上に建てられている。
2. 築地で区画された範囲は心々距離で南北 **116.4m**、東西 **103.1m** である。その区画内の中心よりやや北寄りに正殿が南面しており、東・西脇殿とともにコの字型に配されている。
3. 正殿南正面、すなわち南辺築地中央部には南門が開かれ、正殿、東・西脇殿および南門で囲まれた部分は一辺 **66m** 前後の正方形の広場を形成し、政庁の機能に関する最も重要で基本的な一郭と考えられる。
4. 第Ⅰ期の各建物は正殿中軸線および南入側柱筋を基準とする約 **18m(1/6 町)** の方眼により計画的に配置されていることが推定される。

終 末 なお、この期の建物は第Ⅱ期の造営に際し脇殿のみ柱を根本から切り、ほかは柱を抜き取って撤去している。

## 第Ⅱ期

概 要 第Ⅰ期の掘立柱建物を撤去し、全面的に礎石建物に造り替えている。この期に属する主要な建物としては、正殿(SB150B)、東脇殿(SB135)、西脇殿(SB180)、南門(SB101B)、築地(SF176B、SF167A₂)があり、これらのほかに第Ⅰ期にはなかった東翼廊(SC105)、西翼廊(SC109)、後殿(SB107Z)、石敷広場(SH148)、石組排水溝などが新たに設けられており、さらに北辺築地線上には後述する SB370、SB550 がある。

整 地 造営に際しての整地(第2次整地層)は、主に西辺築地南半の両側と、南辺築地西半の南側、および北辺築地東半の中央部付近の SB370 に関連する部分に認められ、あまり広範囲な整地は行われなかったようである。いずれも **0.2~0.3m** の厚さに盛土されている。

この期の建物は正殿、南門、および四周を区画する築地が第Ⅰ期の位置を踏襲して建て替えられているが、脇殿は東西築地線上にその位置を移している。

正 殿 正殿は東西棟四面廂付(7×4 間)に規模を拡大して建て替えられている。さらに基壇も規模を拡大させて造り替えられ、東西 **26.4m**、南北 **15.6m**、高さ約 **0.85m** で、玉石積で化粧されたと推定される。基壇南縁には中央間に合わせて幅 **5.4m** の階段が付設されている。第Ⅰ期正殿とは平面の規模および構造が異なるが、その桁行中心および南入側柱筋をほぼ一致させて建て替えている。南北棟(7×2 間)の脇殿はこの南入側柱筋に北妻を、また東西築地とその棟通りを一致させて建てられている。

石敷広場と通路 正殿の南正面には基壇幅に一致して東西 **26.4m**、南北 **32.5m** の石敷広場が設けられ、さらにこの石敷広場と東・西脇殿を連絡する幅 **1.6m** の小碎石敷の通路が東西方向に敷設され、各脇殿の中央間に接続している。

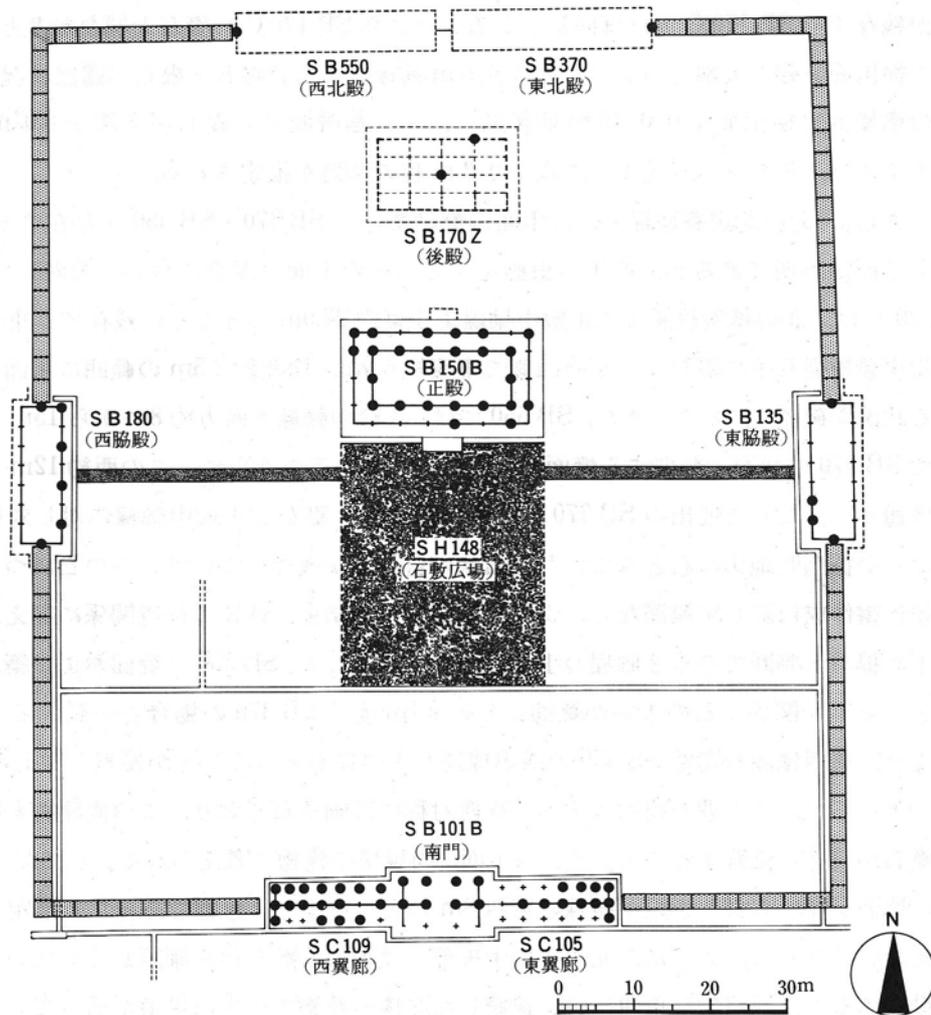


図 163 第Ⅱ期政庁平面図

以上のことより、この正殿と東・西脇殿に囲まれた石敷広場を中心とする部分は、各建物が相互に密接に関連し合い、政庁の機能上最も重要な一郭であることが推察される。

正殿の南正面には、第Ⅰ期のものと位置および規模を同じくして建て替えられた八脚の南門があり、その東西にはこれと棟通りを合わせて東西棟（6×2間）複廊形式の翼廊が延びている。この翼廊は東西にそれぞれ傾斜しており、南門両妻から離れる程柱間の寸法を減らしていくなどの特殊な意匠上の配慮がうかがえる。

正殿より南では東・西脇殿、南門、翼廊とこれらに接続する築地に沿って石組排水溝が巡っており、同時にこれが各建物の低い基壇を形成している。また、正殿と南門のほぼ中間にも同様の石組排水溝が東西に敷設されている。

一方、正殿の北には新たに設けられた後殿が存在する。この後殿は痕跡としては、根石2箇所を確認しているだけであるが、その位置が第Ⅲ-2期のSB170Aとほぼ一致することから同規模の東西棟総柱建物（4×4間）と推定されたものである。礎石の検出面が礎石

南門と翼廊

石組排水溝

後殿

が残存する SB170C とほぼ同じであることより SB170C の礎石天端を参考とすると、この検出面と礎石天端とのレベル差は 0.5m 前後となる。礎石と根石の露出状況より、当時の構築面は検出面より 0.15m 前後高く、かつ基壇面より礎石の天端が 0.05m 前後高いとすると、そのレベル差より、高さ 0.3m 程の基壇が推定される。

北

殿

さらに、北の北辺築地線上には床面が焼けている SB370・SB550 が存在する。両建物とも平面が不明であるが、若干の根拠をもとにその平面の復原について検討してみる。SB370 では、北辺築地棟通りで正殿中軸線より東約 27.0m のところに残存する東西棟礎石建物東妻棟通り下の礎石と、その西側で東西約 6.4m、南北約 2.5m の範囲に床面が焼けている状況を確認している。また、SB550 では、正殿中軸線の西方約 8m から 15m までの範囲で SB370 の状況に類似する焼面などを確認している。さらに、この西約 12m の北辺築地棟通り、すなわち前出の SB370 の東妻棟通り下の礎石と正殿中軸線に対し対称な位置には、発掘当時地山の石とみていた礎石状の自然石が残存している。この石については、本報告書作成に際し実測図などにより再度検討した結果、前述の位置関係に加え、この石の下に根石と判断できる 2 個程の小石が認められること、SB550 の焼面および築地犬走り面とのレベル関係で石の天端が焼面より約 0.1m 高く SB370 の場合と一致することなどにより、東西棟礎石建物 SB550 の西妻棟通り下の礎石とみるのが妥当と考えられる⁽³⁾。

ところで、この期の建物はすべて東西対称に計画されており、この両建物も棟通り下の礎石が対称に位置することより、同平面、同規模の建物と考えられる。したがって SB550 の焼面が認められる正殿中軸線の東西 8m のところまでは建物であったと推定して差し支えないであろう。さらに、北辺築地中央部には門の痕跡を何ら確認していないことなどを勘案すると、両建物は東西に長い連続した 2 棟の建物で中央に馬道が通っていた可能性が高い。

さらに、平面についての推察を加えてみたい。この期の築地線上の建物としては東・西脇殿、および翼廊がある。このうち、翼廊は棟通りに柱のある複廊形式であり、SB550、SB370 の状況とは明らかに異なる。したがって、東・西脇殿の柱間寸法を参考として、同じく桁行 2.6m、梁行 2.7m と仮定すると、SB550、SB370 とも桁行総長 26.0m の 10 間、梁行総長 5.4m の 2 間等間と推定でき、両建物間の中央部分に幅 2.0m 程の馬道が開くことになる。

資料に乏しく推察の域を出ないものではあるが、以上のような平面の推定復原から、SB370 を東の北殿、SB550 を西の北殿と呼称することにしておきたい。

南門前殿の存否

ところで、研究所年報 1970 において、建物の痕跡を何ら認めていないが、SD086 石組溝が第 I 期の西南門前殿 (SB187A) の西妻に重複して南北方向に残存していること、この石組溝構築に際し厚さ 0.2m 程の盛土整地をしていることより、東西棟礎石建物を想定し、これを南門前殿 SB187B としている。しかしレベル関係について詳細に検討してみると、脇殿、南門および翼廊の場合、いずれも残存根石上面と基壇を形成している各石組溝側石天端とのレベル差はほぼ 0.2m 前後である。すなわち、0.2m 程度の削平をうけても建物

の痕跡は十分に残りうることになる。南門前殿の場合も建物構築面が **SD086** 石組溝側石天端より高くなり得ないことを考慮すると、**SD086** 側石天端と **SB187B** 建物が位置すると想定される平坦面とのレベル差が **0.03～0.20m** であることより、もし建物が実際に存在したのであれば、十分に何らかの痕跡が残りうる状態であることが知られる。以上のことより、本報告書では、第Ⅱ期には南門前殿は存在しなかったと判断しておきたい。

築地は第Ⅰ期と同位置で造り替えられており、その全体規模は変化していない。この期の築地は寄柱を建て替え、第Ⅰ期の築地積土の基部を再利用して構築されており、基底幅約 **2.2m**、桁行柱間 **3m** 弱で、軒の出は築地に沿って走る石組溝を雨落溝と考えると、基底部より **0.9m** 程と考えられる。しかし、各辺の中央部には棟通りを合わせて建物が配置されているため、桁行方向の割り付けに若干の変化がある。

南辺築地についてみると、東・西翼廊の妻と築地は、その間を南北に走る石組溝が開渠であることより、直接には取り付かないものと考えられる。また、東辺および西辺の築地との関係については、西辺築地南端の東側犬走り面が焼けていることより、研究所年報 **1970** において南辺と西辺の築地本体は直接連結していないと考えた。しかし、南辺築地西半に残存している築地積土は第Ⅲ-2期のものであり、第Ⅱ期の築地本体は残存していないが、翼廊の棟通りが第Ⅰ期の築地の棟通りと一致し、また石組溝も第Ⅰ期の築地とその方向が一致することより、第Ⅰ期と同位置に存在したと考えられ、その西端は第Ⅲ-2期の築地より南へ約 **1.5m** ずれることになる。したがって、焼け面は南西角入隅より北に存在することになり、南辺築地と西辺築地が直接連結していなかったという根拠はないことになる。さらに、西翼廊の西側の石組溝と南西角入隅との東西距離が約 **27.4m** であり、築地桁行が **9** 間で割り付けられることより、むしろ南辺築地は西辺築地に直接連結していた可能性が高いと考えられる。この場合、築地沿いの石組溝はこの箇所では残存していないが、暗渠であったと推定される。

南辺築地東半と東翼廊および東辺築地についての接続関係、および桁行方向の割り付けについても同様のことが推定される。

東辺・西辺築地についてみると、脇殿は築地中央部に位置し、その南北両妻より **17** 間(東辺築地南半については **16** 間)とほぼ同じ長さの築地が延び、これに北辺築地および南辺築地がそれぞれ接続する。北東・北西角の納まりは第Ⅰ期と同じであるが、南東・南西角の納まりは異なり、東辺・西辺築地の南妻が南面し、南辺築地が横から突付けとなって連結されるかっこうとなる。なお、西辺築地南端の **2** 間分の割り付けは、北より **2.3・2.2m** となっており、他の柱間より小さく変則的になっている。

また、北辺築地の桁行は東半が **8** 間、西半が **9** 間で、それぞれ **SB370**、**SB550** の妻に取り付く。

なお、築地線上にある各建物は棟通りの振れが前述した第Ⅰ期築地の各辺の振れにそれぞれ対応しており、第Ⅰ期の築地積土を切開いて造営されている。そのため、全体の築地寄柱の桁行方向の割り付けに多少変則的な箇所が生じたものと推察される。

築 地

南 辺

東 辺 ・ 西 辺

北 辺

排水施設

この期には政庁南半部の建物および築地に沿って雨落溝も兼ねた石組の排水溝が、さらに南半部のほぼ中心には、北からの降水を集水し東西に排水するための東西方向の石組溝が敷設されている。これらの溝で集められた水は南東隅および南西隅に集中することになるが、特に政庁の中で最も低い南西隅には、北と東からの石組溝の交差部分に水勢を調節するための東西約 4.5m、南北約 0.6m で溝底よりさらに 0.3m 程深くなった石組枡を設置している。

配置計画

つぎに各建物間の位置関係について検討してみる。

正殿および築地は第Ⅰ期のものと同位置で造り替えられており、築地で画された範囲と正殿の位置関係は基本的に第Ⅰ期と変わりはない。

まず南北方向について見ると、正殿南入側柱筋に東・西脇殿の北妻が一致し、両脇殿の桁行総長がいずれも約 18.2m である。また、正殿南入側柱筋と、脇殿と石敷広場を連絡する通路の心までの距離が約 9.0m であり、同じく後殿北側柱列との距離が約 35.7m である。これらのことから正殿、脇殿、通路、後殿の間には南北方向に約 9m の計画的割り付けが存在することが知られる。

東西方向についてみると、正殿身舎の桁行長は 18.0m で、正殿中軸線に対し東西 9.0m ずつの振り分けとなる。後殿はその東西位置を正殿身舎に一致させている。東の北殿 SB370 の東妻、西の北殿 SB550 の西妻と正殿中軸線との東西距離はともに約 27.0m で、正殿身舎東西端よりの距離がそれぞれ約 18.0m となる。したがって、正殿、後殿、および北殿間には東西方向に約 9m の計画的割り付けが存在することが知られる。すなわち、東西方向、南北方向の割り付けを合せ考えれば、各建物は正殿中軸線および南入側柱筋を基準とする約 9m (1/12 町) 方眼にのって計画的に配置されていることになる。なお南門、翼廊、北殿が正殿南入側柱筋を基準とする割り付けにのらず、脇殿がまた正殿中軸線を基準とする割り付けにのらないのは、これらがいずれも築地線上に建てられていることにより、その棟通りを第Ⅰ期と位置が変わらない築地に一致させざるを得ないという配置計画以前の条件に左右されたものと推察される。また、翼廊は正殿中軸線を基準とする割り付けにもならないが、これは前述の桁行方向の柱間寸法の減少などにみられる意匠上の配慮による結果であろう。

なお、東・西脇殿中央間に一致して石敷広場への通路が東西に設けられているが、この通路の心は南北築地間のほぼ中心に一致する。さらにこの道路心と南辺築地棟通り間のほ

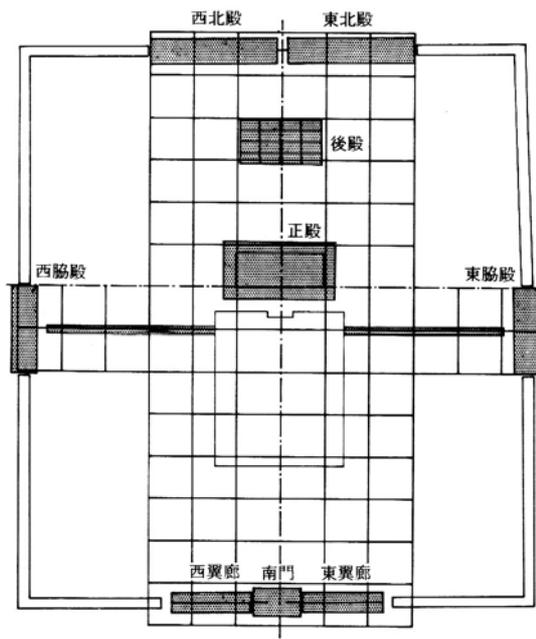


図 164 第Ⅱ期蓮物の配置計画

ぼ中心に東西石組溝(SD126、SD082)が敷設されている。すなわち、南北築地間の $\frac{1}{2}$ の位置に通路が、さらにその $\frac{1}{2}$ の位置に石組溝が東西方向に敷設されており、この石組溝が石敷広場の南限となっているなどの規則性も把握できる。

以上、第Ⅱ期の建物および配置についてその特徴を整理すると以下のとおりとなる。

1. 第Ⅰ期の掘立柱建物をすべて撤去し、礎石建物、および玉石などを用いた施設に造り替えている。この期には南門前殿がなくなり、翼廊、後殿、北殿、石敷広場が新たに加えられる。
2. 築地で区画された範囲は、第Ⅰ期を踏襲しており、同じく心々距離で南北 116.4m、東西 103.1m である。この中心よりやや北寄りに位置する正殿を中心として、その南に石敷広場、北方に後殿が存在するが、他の建物はすべて各辺の築地線上の中央に配されている。すなわち、正殿の南に南門と翼廊、北に北殿、そして東西に脇殿が存在する。
3. 正殿、東・西脇殿は石敷広場を中心として通路で連絡されており、この 3 棟は政庁で最も重要な建物で、その機能上密接に関連しあうものと考えられる。
4. この期の建物は、基本的には正殿中軸線と南入側柱筋を基準とする約 9m(1/12 町)方眼により計画的に配置されていることが推定される。

なお、この期の建物は大規模な火災により焼失している。

### 第Ⅲ期

第Ⅲ期は第Ⅱ期の火災による焼失に伴って造営されたものであり、第 1 小期と第 2 小期に分れる。第 1 小期はすべてが比較的小規模な掘立柱建物で、築地の造営を伴わないものであり、第 2 小期はいずれも礎石建物で、同時に築地の全面的な造り替えがなされている。このことから、第 1 小期は火災直後に暫定的に造営されたもの、第 2 小期は第Ⅱ期に代る政庁として本格的に造営されたものと考えられる。

第Ⅲ期の造営に際し行われた整地としては第 3 次整地層がある。この整地は焼土を用いて行われており、政庁南西隅および西辺築地沿いでは 0.1～0.5m 程の厚さで、とくにもともとほかより低い南西隅付近は嵩上げのため最も厚く盛土されている。南辺西半築地では第Ⅱ期築地を全面的に撤去した後整地を行うと同時に排水暗渠を設け、その上に新たに築地を構築していることより、この部分の整地は第 2 小期の築地構築に伴う整地の可能性が高い。また、西辺南半築地の東側では、整地時に第Ⅱ期の築地寄柱礎石および石組溝が埋められ、その上面に第 2 小期の築地寄柱礎石が据えられていることより、やはり第 2 小期の築地構築に伴う整地の可能性が高いと考えられる。ところで、第 1 小期のほとんどの建物の柱穴埋土には多量の焼土が含まれており、これを考慮するとこの小期にも建物付近には焼土を用いた整地が行われた可能性が考えられる。

以上より、第 3 次整地は 2 度におよんで行われたことも推定されるが、前述のように第 1 小期は暫定的なもので短期間であったと考えられることより、ここでは第 3 次整地層を

ま と め

終 末

概 要

整 地

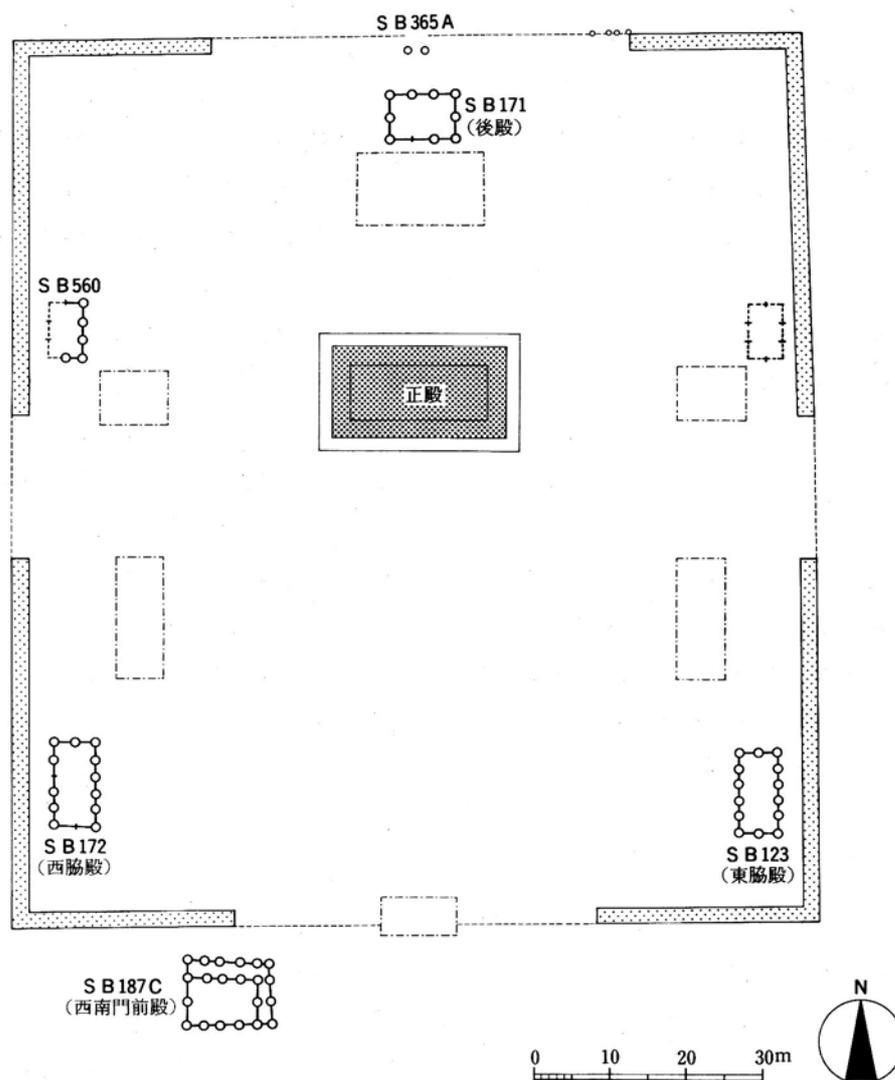


図 165 第Ⅲ-1期政庁平面図

火災後の復興に伴う整地として一括してとらえておきたい。

以下、各期ごとに記述する。

**第1小期**

**概要** 第Ⅱ期が火災で焼失した直後に造営されたもので、第2小期の本格的造営がなされるまでの暫定的なものと考えられる。

この期に造営された建物としては、東脇殿(SB123)、西脇殿(SB172)、後殿(SB171)、南門前殿(SB187C)、北門(SB365A)とSB560があり、いずれも掘立柱建物である。

**建物の配置と構造** 南北棟(7×2間)の東・西脇殿は、南北発掘基準線に対し対称な建物であり、築地の南東・南西隅付近に位置する。

東西棟(3×2間)の後殿は第Ⅱ期の後殿のあった位置に近接した北側に、東西棟北・東廂付(5×3間)の南門前殿は第Ⅰ期西南門前殿とほぼ同位置に建てられている。

ところで、**SB560**は西辺築地寄りに建てられた南北棟(3×2間)の建物である。南北発掘基準線に対称な東側の位置を見ると、**SK077・058**土壌で破壊されており、建物のあった痕跡を明瞭には把握し得ない状況である。しかし、あえて捜せば**SK058**の底で南北にならぶ3個の穴が確認できる。これらの穴の中心間の距離は約**2.4m**等間で、**SB560**の桁行柱間寸法と一致し、**SB560**の西側柱列と南北発掘基準線に対し対称の位置にある。しかも、穴の底のレベルがいずれもほぼ同じで遺構検出面から約**0.6m**の深さであり、これも**SB560**の場合の遺構検出面と柱穴の底のレベルとの関係に一致する。これらの痕跡は、あえてそう見れば柱穴として認められる程度のものであるが、後述する配置上の計画性も勘案すると、この位置に**SB560**と平面および規模が同じ建物が存在した蓋然性は高いと考えられることから、ここでは**SB560**と対称となる南北棟(3×2間)の建物を想定しておきたい。

つぎに第1小期と第2小期の築地内の各建物の位置を比較検討すると、注目すべき対応関係が認められる。すなわち、後殿は**SB171**のすぐ南に**SB170A**が、脇殿は**SB560**の南東に**SB186**が、**SB560**と対称の建物の南西に**SB136**がそれぞれ近接して位置し、第1小期の各建物は第2小期の建物配置があらかじめ想定されているかのごとく、対応する第2小期の各建物の位置を外している。また、**SB123・172**脇殿と対応する第2小期の脇殿も存在すると推定されるが、このことについては第2小期のところで詳細に検討する。

以上の状況は、第1小期の造営時にすでに第2小期の造営計画が成立しており、第2小期の各建物とその配置が第1小期の造営計画の前提条件となっていたことを示唆しており、第Ⅱ期が予期せぬ火災により焼失しこれに代る第2小期の本格的造営までかなりの準備期間を要するため、火災直後に第1小期が暫定的に造営されたものと考えられる。

さらに視点を変えて推察を加えれば、第1小期と第2小期は各建物の平面および規模は異なるが、構成および配置はほぼ同じである。すなわち、第1小期には暫定的意味合いが強いとはいえ、火災直後も政庁の機能を最低限保持しようとした意図が明瞭に把握できる。

ところで、政庁の機能を保持するための最も中心となる建物が正殿であることは言をまたないであろう。しかし、この期には第Ⅱ期の正殿に代るような建物は建てられていない。さらに、第Ⅱ期正殿の礎石は据え替えられていないことから、第Ⅱ期の正殿は火災時に焼失を免がれ、少なくとも第1小期のときは正殿として最低限機能し得る状態であったと推定せざるを得ないであろう。

築地は他の建物と同様に火災に遇ったと考えられるが、この期には造り替えられていない。しかし、第Ⅱ期の各築地線上の建物はいずれも焼面などが確認されていることにより焼失したことが知られ、結果的に建物の存在した箇所は築地が途切れることになる。ところが、北殿**SB370**の東妻付近で焼面を切り、焼土を含む第2小期の築地積土に覆われ、この期にしか属し得ない柱穴を築地線に沿って東西に**1.5m**前後の間隔で3個程検出しており、さらに北辺の中央部分には北門**SB365A**が存在する。したがって、北辺については建物が焼失してしまい、築地が途切れた部分は柵などにより仮に遮蔽していたと推定され

暫 定 的 造 営

正 殿 の 存 続

仮 の 遮 蔽

る。他の各辺では火災焼失後で第 2 小期より前であることが確認できるこの種の柱穴は検出されていないが、各辺とも築地が途切れている部分については、北辺と同じく仮に柵などにより遮蔽していたものと想定される。

**配 置 計 画** つぎに、建物間の位置関係について若干の検討を試みたい。正殿南入側柱筋と東・西脇殿南妻との南北距離が約 54.5m、東・西脇殿の棟通り間の距離が約 89.7m で、その中心が正殿中軸線に一致し対称に位置する。すなわち、いずれの方向も 9m でほぼ割り切れ、暫定的とはいえ正殿、脇殿の主要建物が正殿中軸線と南入側柱筋を基準とした約 9m(1/12 町)方眼にのって配置されていることが推定される。

南門前殿は、その北側柱列と脇殿南妻との距離が約 17.7m であり、方眼の南北方向の割り付けにのみ一致させて配されている。その他の北方の 3 棟については、築地と第 2 小期の建物予定位置との間に建てられているが、前述の計画方眼にのせて配置するにはなんらかの制約があったと推定される。

**ま と め** 以上、第 1 小期の建物および配置についてその特徴を整理すると以下のとおりとなる。

1. 第Ⅱ期の火災焼失直後に造営されたもので、すべて掘立柱建物である。この期の造営時にはすでに第 2 小期の造営計画があり、各建物の配置はそれを前提としてなされている。したがって、第 2 小期の本格造営までの間、政庁の機能を保持するため火災直後に暫定的に造営されたもので、短期間しか存続しなかったと推定される。
2. 正殿は第Ⅱ期のものが火災を免れ第 1 小期にも存続したものと推定される。一方築地線上の建物が火災で焼失し、築地が途切れた箇所は柵により仮に遮蔽されたと考えられる。
3. 政庁の主要建物である正殿、東・西脇殿は約 9m(1/12 町)方眼により計画的に配置されていることが推定される。

**終 末** なお、この期の建物はすべて第 2 小期の造営に際し、柱の根本から切り取って撤去されている。

#### 第 2 小期

**概 要** 第 1 小期の各建物を撤去し、第Ⅱ期に代るものとして本格的に造営されたものである。この期に造営された建物は、正殿(SB150C)、後殿(SB170A)、南門(SB101C)、脇殿(SB136、SB186)および築地(SF176C、SF179C、SF103B、SF108B、SA167B、SF121B)などで、すべて礎石式のものである。

**脇 殿 の 検 討** このほかに、この期に造営された可能性が高い脇殿 SB1150、SB1151 があり、これらについて検討する。両建物は、南北発掘基準線に対して対称に位置する礎石建物である。SB1151 の根石は、この建物の基壇築成土とみられる整地層上で検出しており、この整地層中より、表 13(P.229)に掲げたような軒瓦片が 28 点出土している。このうち、瓦群の C 群、D 群に属する瓦は各 1 点のみで、ほかはすべて B₂群の瓦である。

ところで、この基壇築成土はその西縁を C 群、D 群の瓦を多量に含む土壌 SK068、SK069 に破壊されており、前出の C 群、D 群の各 1 点の瓦は 28 点中の 2 点のみという出土瓦

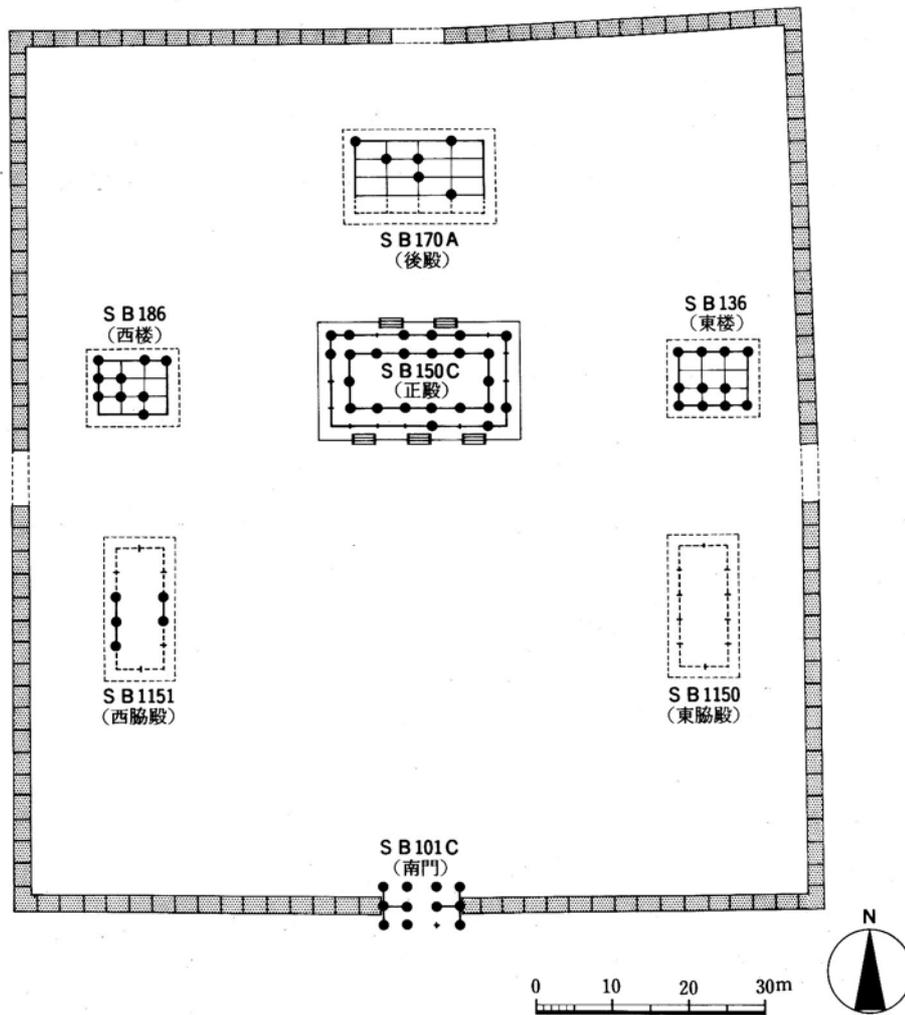


図 166 第Ⅲ-2 期政庁平面図

の組成からみてこれらの土壌から混入した可能性が大である。このことから基壇築成土中に含まれていた瓦は B₂群の瓦のみとみるのが妥当であろう。前項で述べたように B₂群の瓦は第Ⅱ期に対応することから、SB1151 は第Ⅲ期以降の建物ということになる。

一方、第 1 小期の各建物は前もって第 2 小期の建物の計画位置を考慮して配置されており、両期の各建物が対応することは先に述べたところである。第 1 小期の脇殿 SB123、SB172 に対応する建物を捜すならば、位置的に前述の SB1150、SB1151 が該当するとみられる。したがって、SB1150、SB1151 は第 1 小期造営時にすでに計画されていた第 2 小期に属する建物であると考えられる。

なお、東の SB1150 には東・西廂のつく時期が A、B、C の 3 時期ある。第 2 小期はその配置に対称性がかなり意図されており、対となるものは平面規模および構造が共通している。したがって、西の SB1151 には廂が付かないことより SB1150 にも当初は廂が付かず、後に付加されたものと考えられる。あえて廂が付加された時期を推定するならば、後

で述べる、対称性を失う第Ⅳ－3期のa～eまでのいずれかの小々期と推定される。

**正 殿** 正殿は東西棟四面廂付(7×4間)である。第Ⅱ期正殿は火災焼失を免れ、第1小期のときはそのまま存続していたと考えられることは先に述べたところであるが、第Ⅱ期正殿の礎石はこの期にも据え替えられていないことから、第2小期に全面的に建て替えられたか否かは不明である。しかし基壇化粧が全面的に造り替えられ、同時に階段位置にも変化がみられることを考えれば、建物自体もこの期の造営に際して少なくとも大きな改修が行われたことは疑いのないところであろう。基壇高は0.85mと変わらないが、基壇化粧は第Ⅱ期の玉石積から凝灰岩切石積に替えられている。階段も南側が中央間と身舎両端柱間に合わせて3箇所、北側が中央間の両脇の柱間に合わせて2箇所に付け替えられている。

**脇 殿 ・ 南 門** 正殿の南には南北棟(5×2間)の東・西脇殿(SB1150、SB1151)が、正殿中軸線に対し東西に対称の位置にあり、正殿を中心としてコの字型に配されている。また正殿の正面、すなわち南辺築地中央には八脚の南門が開かれている。第Ⅱ期の南門に比べて梁行が若干小さくなり、棟通りは一致するが東へ0.3m程ずれている。ところで、正殿南入側柱筋と南辺築地心との南北距離は約66.5m東・西脇殿の内側の側柱間の東西距離は約67.1mであり、これらに囲まれた部分はほぼ正方形を呈する。これは第Ⅰ期の場合と全く同じで、正殿、東・西脇殿とこれらに囲まれた正方形の広場が政庁の機能に関連する最も基本的な一郭であったことが知られる。

**東 ・ 西 楼** さて、正殿の東西に並んで対称の位置にこれまで脇殿としてきた東西棟総柱建物(3×3間)が存在する。両建物とも南北側柱列をそれぞれ正殿身舎の桁行柱筋に、内側の側柱列を前述の脇殿(SB1150、SB1151)の内側の側柱筋に一致させて配されている。これは、正殿、東・西脇殿に密接に関連して配されているものの、これらで囲まれる方形の広場には直接面しない位置である。加えてこれまでの各遺構期の脇殿がいずれも正殿より南に位置し、7×2間または5×2間の南北棟であることからすれば、両建物は東西棟で総柱の楼状の建物であること、また正殿に並んで位置することも他の脇殿に比べて異質であり、両建物は脇殿とは機能を異にするものと考えられる。したがって以後はSB136を東楼、SB186を西楼と呼称することとする。

**後 殿** 後殿は東西棟総柱建物(4×4間)であり、正殿の北に第Ⅱ期後殿と同位置で建て替えられている。

**基 壇 の 推 定** さて、以上の建物のうちすでに述べた正殿以外の基壇について検討してみる。

西脇殿 SB1151 は礎石据え穴が掘り込まれている厚さ0.3～0.5m程の整地層が基壇築成土と考えられ、高さ0.5m前後の基壇上に建てられていたと推定される。また、東脇殿 SB1150 は身舎部分の痕跡が何ら残存していないものであるが、廂の柱穴はあまり削平されず残存しており、もし地山上に据え穴を掘り礎石を据えていたら当然何らかの痕跡が認められる状況である。したがって、西脇殿と同じく基壇上に建てられ、その基壇と共に削平されたと推定する方が妥当であろう。後殿は第Ⅱ期で述べたように残存礎石と当時の構築面とのレベル差より、高さ0.3m程の基壇上に建てられていたと考えられる。また、西

楼 SB186 は残存礎石と当時の構築面とのレベル差より、高さ 0.3m 程の基壇上に建てられていた可能性が考えられる。東楼 SB136 は根石のみで礎石は残存していないが、根石の検出状況が西楼 SB186 と類似することより、これと同じく基壇上に建てられていたと推定して差し支えないであろう。

これらはいずれも比較的低い基壇であるが、基壇化粧について検討してみると、SB136 の周辺には基壇に関連する可能性が考えられる凝灰岩切石片が散乱していることから、正殿と同じく凝灰岩切石積かと推定される。

築地についてみると、基底幅は約 2.3m、桁行柱間は平均 2.93m であり、軒の出については不明である。

東辺および西辺築地は第Ⅰ期、第Ⅱ期と同位置で造り替えられており、その心々距離は 103.1m である。一方、南辺および北辺築地は多少内側に寄って造り替えられており、その心々距離は 115.8m と若干短くなる。

南辺築地は、西半で第Ⅱ期の築地をすべて撤去し新たに造り替えている。第Ⅱ期では西辺築地南端の 2 間分の寄柱桁行の割り付けが北より 2.3m、2.2m と変則的で、南端 1 間分が築地基底幅に一致し、この部分に南辺築地が連結していた。第 2 小期ではこの南西角の変則的な納まりが是正されており、2 間分、4.5m の南 1.5m 分を削除し、北からの 1 間分を約 3m としそれに南辺築地を合わせている。したがって、南辺築地西半はその西端が第Ⅱ期の位置より 1.5m 程北へずれて構築され、西で北へ若干振れることになる。

また、東半については、この期の築地が一部しか残存していないが、西半とは異なり第Ⅱ期築地の南東角の納まりは変則的ではないため是正の必要がないこと、また、残存している第Ⅳ期の築地が第Ⅰ期、第Ⅱ期と同位置で構築されていることを考慮すると、第 2 小期の築地も第Ⅱ期の築地と同位置に造り替えられたと推定される。

寄柱の桁行方向の割り付けを復原すると、東半は南門東妻から南東角出隅までの距離が約 47.5m で 16 間、西半は南門西妻から南西角出隅までの距離が約 48.0m で 16 間となる。

西辺築地は第Ⅱ期の築地をすべて撤去し構築し直すことはしていない。南半では第Ⅱ期の寄柱礎石を覆う整地を行い同位置で新たに礎石を据えており、北半では第Ⅱ期の礎石を同位置で据え替えたものと推定される。

つぎに、第 2 小期の東・西門についてその存在の可能性を検討してみたい。第Ⅱ期には中央部に脇殿が存在し、焼失の後はその部分は築地が途切れた状態である。脇殿南北両妻の取付き部分の寄柱礎石の位置は第 2 小期でも踏襲されており、その間の距離は約 19.2m で、桁行 3m 前後で割り付けるとほぼ 6.5 間となり半端な部分が生じる。西辺築地については前述したとおり、第Ⅱ期の築地南端部の変則的な納まりを是正していること、また寄柱礎石はすべて新たに据えていることを考え合わせれば、この造営時に割り付けを全体的に調整することが可能であるにもかかわらず、焼失した脇殿部分についてのみ寄柱の割り付けに関する配慮がなされていないのは不自然と言わざるを得ない。第Ⅱ期脇殿北妻棟通

築 地

南 辺

西 辺 ・ 東 辺

東 ・ 西 門 の 推 定

り下の礎石は第2小期の築地に覆われており、少なくともこの部分には築地が延びていたと考えられるが、第Ⅱ期脇殿の中央部は削平が著しく根石さえもほとんど残存していないことを踏まえてあえて推察を加えれば、南北よりそれぞれ築地が2間分(約6.0m)ずつ延び、残りの7.2mのところ中央間3.0m、両脇間2.1m程度の礎石の門が存在した可能性が考えられなくもないであろう。

東辺築地では寄柱痕跡は確認していないが、脇殿部分の状況は西辺築地の場合とまったく同じであり、同様の推定が可能であろう。

いずれにしても何ら門の痕跡を確認しているわけではないが、門がなく東辺・西辺築地が閉じられていたとする根拠も見いだせないことから、ここでは東・西門の存在を想定しておきたい。

推定門部分(7.2m)の南は、出隅までの距離が東辺・西辺築地とも約54.0mで18間である。北の出隅までの距離は、西辺築地が約55.8mで19間、東辺築地が約58.6mで20間と北辺築地東半の東端が北に振れている分西辺築地より長くなっている。

北 辺 北辺築地については残存する寄柱礎石をもとに桁行方向の割り付けを行ってみると、やはり中央部に7m程の割り付け得ない半端な部分が生じる。この部分では、第Ⅳ期の北門の据え穴が削平によりわずかししか残っていないことを考えれば、この期に北門が存在しなかったとは言い切れない状況であり、一応ここでは礎石の北門が開かれていた可能性を指摘しておきたい。推定北門部分(7.0m)の西は北西角出隅までの距離が約50.0mで17間、東は北東角出隅までの距離が約46.9mで16間である。

排水施設 なお、この期の排水施設は第Ⅱ期の石組溝がすべて廃絶され、もっとも低い南西角の部分にSD114暗渠が新たに設置されている。

配置計画 つぎに、各建物の配置について検討を加えてみる。

南北方向は、正殿南入側柱筋に東・西楼の南側柱列が一致する。また、正殿南入側柱筋から脇殿北妻までの距離が約18.4m、後殿北側柱列までの距離が約35.7mである。また正殿と後殿の建物間の中心は正殿南側柱筋からほぼ18mのところにある。

東西方向は、正殿身舎桁行両端(総長18.0m)柱筋に後殿の両妻がほぼ一致し、正殿中軸線に対し東西に約9.0mずつの振り分けになる。また、正殿中軸線と東・西脇殿棟通りとの距離がいずれも36m前後である。

これらの事実関係を合わせ考えれば、この期の建物は正殿中軸線と正殿南入側柱筋を基準とする約9m(1/12町)方眼で計画的に配置されているとみられる。

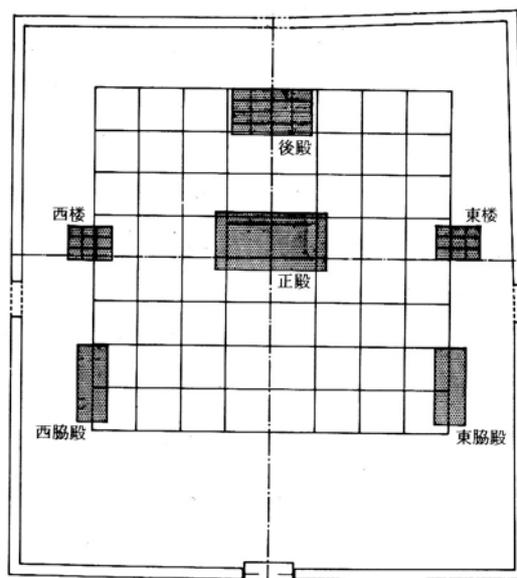


図167 第Ⅲ-2期建物の配置計画

以上、第2小期の建物および配置についてその特徴を整理すれば以下のとおりとなる。 ま と め

1. 第Ⅱ期の火災焼失後の本格的復興期で、すべて礎石式のものである。
2. 政庁の主要建物である正殿、東・西脇殿は、再び第Ⅰ期と同じ約66m四方の正方形の広場を中心としたコの字型に配されており、この部分が政庁の機能上最も基本的な一郭であったと考えられる。さらに、正殿の東西に並んで東・西楼が新たに建てられるが、南門前殿は存在しない。
3. この期の建物は、正殿中軸線および南入側柱筋を基準とした約9m(1/12町)方眼により計画的に配置されたと考えられる。

なお、この期の各建物は基本的には第Ⅳ期各小期の造営に際しても建て替えられることなく存続する。 終 末

### 第Ⅳ期

主に正殿より北の地域で建物の建て替えなどの造営が行われる時期である。 概 要

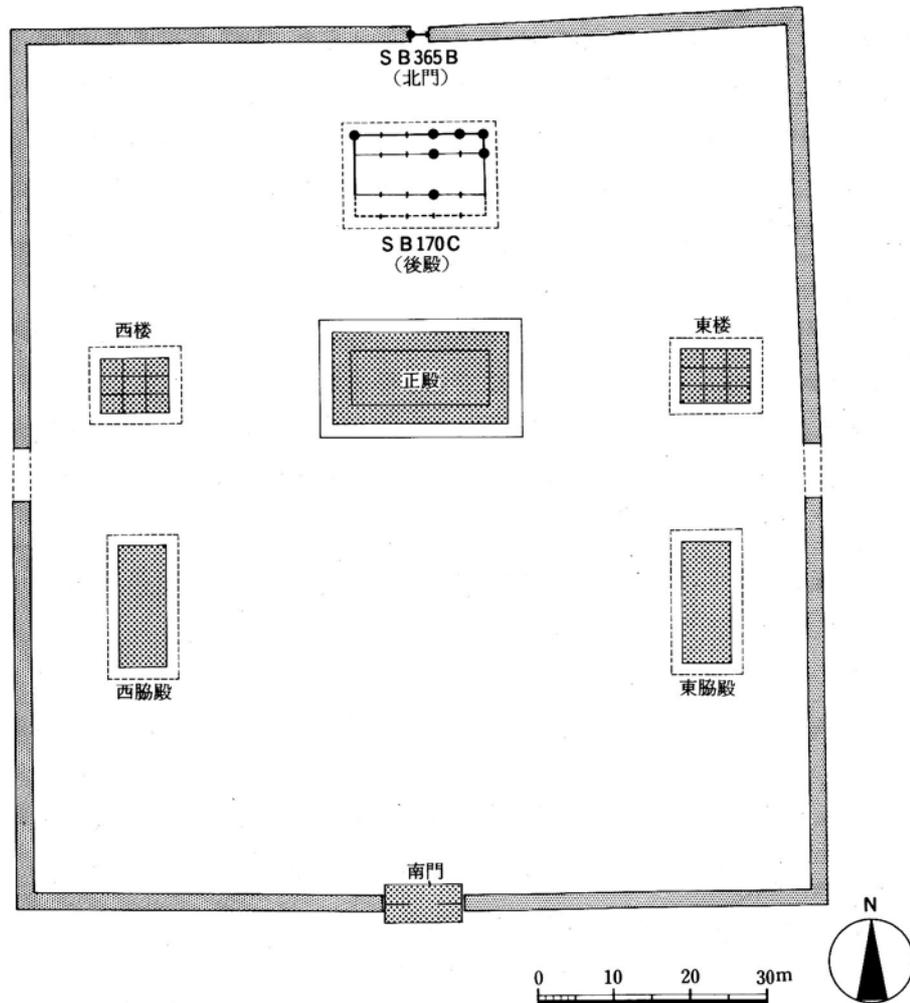


図 168 第Ⅳ-1期政庁平面図

政庁の最も主要な建物である正殿、東・西脇殿については、瓦の葺き替えなど何度かの大きな補修を受けながらも全体的に建て替えられることなく最終末期までその機能が保たれたものと推定される。

第Ⅳ期には、依然として建物配置の対称性に配慮がみられる第 1・第 2 小期と、対称性が失われ政庁北西部で連続して建て替えが行われる第 3 小期の 3 小期がある。以下、各小期ごとに記述する。

### 第 1 小期

この期に造営された建物は、後殿 (SB170C)・北門 (SB365B) の礎石建物および築地 (SF103C、SF108C) である。

第Ⅲ-2 期の建物のうち、造り替えられたのは後殿、北門および築地の一部のみで、他の建物は新たに建て替えられることなくそのまま存続したものと考えられる。しかし、D 群の瓦が第 1 小期に対応することより、他の建物についても大規模な瓦の葺き替えなどの補修が同時に行われたと推定される。整地 (第 4 次整地層) は南辺築地西半付近で部分的に行われているだけである。

後 殿 後殿は第Ⅲ-2 期の後殿と同位置、同規模で建て替えられているが、構造は異なり、東西棟南・北廂付(5×4 間)の建物となる。正殿南入側柱列と後殿北側柱列との距離は約 35.9m であり、正殿身舎と後殿の梁行柱筋は一致する。したがって、後殿は第Ⅲ-2 期と同様の計画により配されていることが知られる。後殿は残存する礎石天端と当時の構築面とのレベル差より、高さ 0.3m 前後の低い基壇上に建てられていたと考えられる。なお、基壇化粧については不明である。

築地と北門 築地は全面的に造り替えられている訳ではなく、南辺築地の東半部および西半部で築地本体を一部削除し補修していることが確認できる程度である。東半の東半分の箇所では第Ⅲ-2 期の築地を基底部から撤去し、瓦を敷き込んで築地を再構築している。北辺築地でも北門が建て替えられているため、少なくともこの部分では築地の改修が行われたものと推定される。

排水施設 また、排水施設としては南辺築地の補修と同時に南西隅に SD115 暗渠、東半の中央部に SD112 暗渠が新たに設けられている。

### 第 2 小期

第 1 小期の建物、築地などはそのまま存続し、これに加えて政庁の北東・北西隅および北辺築地の北に新たに建物が建てられる。

この期に新たに造営された建物は、SB161、SB1146、SB593、SB551、SB553、SB1050、SB1013 で、いずれも掘立柱建物である。SB1146 が多少東へずれて SB593 に建て替えられているほかはすべて同位置、同規模で 1 回の建て替えがなされている。

SB161、SB1146 はいずれも東西棟(5×2 間)で、正殿に対して北東および北西に対称に位置する。

北辺築地の北に近接して、東西棟(桁行 7 間、梁行不明)の SB551 を中心として東西に南

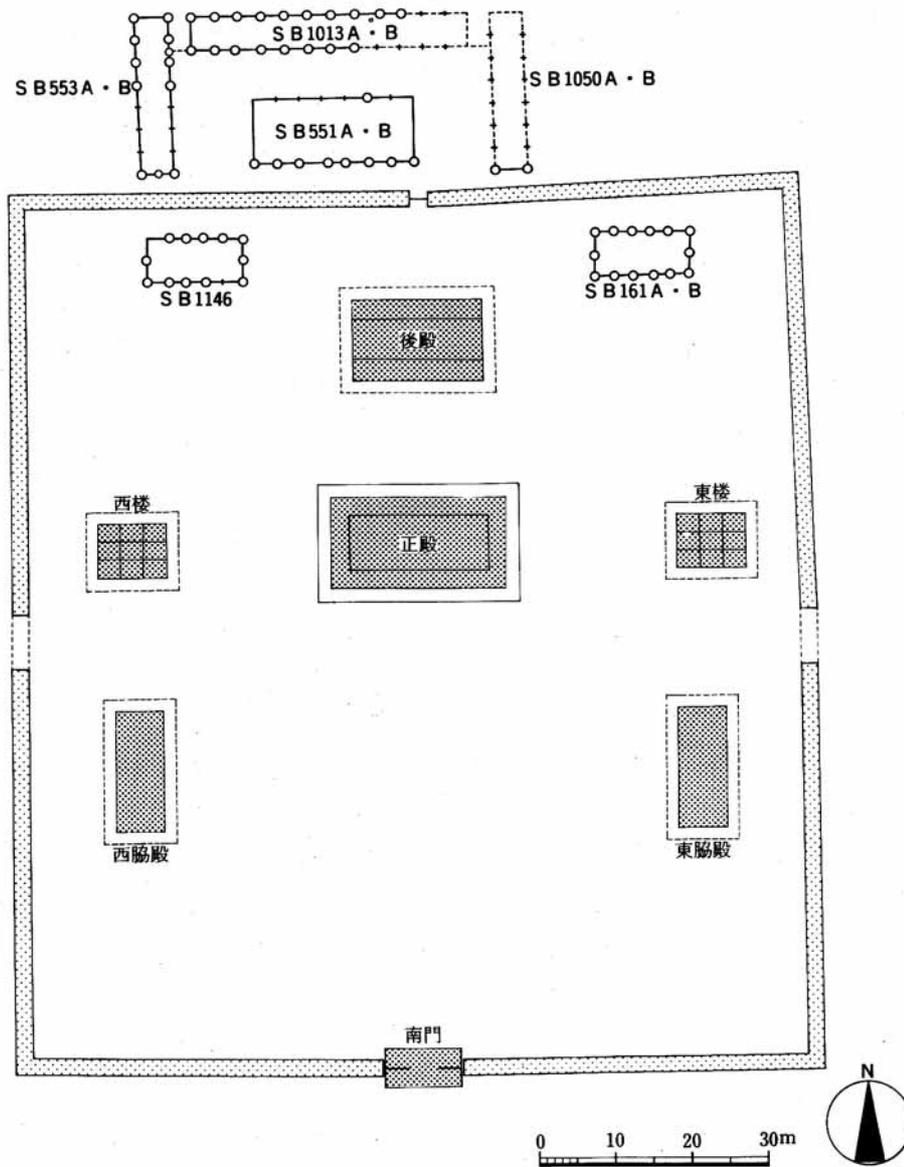


図 169 第IV-2期政庁平面図

北棟(7×1間)のSB1050・SB553が存在し、北にはこれらの北妻柱筋に北側柱列を合わせて東西棟(12×1間)のSB1013が存在する。すなわち、長大な3棟の建物がSB551をコの字状に囲むように計画的に配されている。今までになかったこの一郭が造営されたことにより、政庁に新たな機能が付加されたことが知られる。なお、これらの北方建物が政庁北の西寄りに位置するのは、単に地形上の制約によるものと考えられる。

つぎに、配置上の計画性について検討してみる。

南北方向については、正殿南入側柱筋からの距離は、SB161・SB1146の北側柱列までがほぼ45m、SB551の南側柱列までが約54.3m、そしてSB1013の棟通りまでが約71.9mである。一方東西方向についてみると、SB551の東妻が正殿中軸線に一致し、また正殿

中軸線と SB161・SB1146 の外側の妻との距離が  
いずれもほぼ 36m である。以上より、各建物は  
正殿中軸線および南入側柱筋を基準とする約 9m  
(1/12 町) 方眼により計画的に配置されている  
ことが推定される。この期の方眼は、この時期に  
も存続していると考えられる第Ⅲ-2 期の造営  
による建物の配置計画に使われた方眼とその基  
準が一致する。このことより、第 2 小期の造営に  
際しても第Ⅲ-2 期の配置計画が踏襲されてい  
ることが指摘できる。

### 第 3 小期

概

要

主に政庁北西部において連続して建て替えが  
行われる時期で、a 小々期から e 小々期までの 5  
小々期に分れ、いずれも掘立柱建物である。この  
遺構期に初めて政庁の対称性が失われる。

第 2 小期に新たに造営された建物はすでに a  
小々期の段階で廃絶するが、政庁の主要な建物で  
ある第Ⅲ-2 期以来の礎石建物のうち、少なくとも西楼が d 小々期の段階までには廃絶し、  
後殿が e 小々期に建て替えられる。それ以外の正殿、東・西脇殿は、e 小々期の改修が小  
規模ながら政庁全域におよんでいることを考えると、最終末期までその機能が維持された  
と推定される。

第 3 小期のうち、d 小々期を除くいずれの小々期も西側柱列または西妻が西脇殿の東側  
柱筋に一致することは、この遺構期の間脇殿などの主要建物が北西部の建物と併存し、各  
小々期に造営された北西部の建物も無計画ではなく、既存の主要建物との関連で配されて  
いることを示唆するものであろう。

なお、東脇殿の東西には対称性を失うこの第 3 小期になって初めて廂が付加されたと思  
えられる。この廂には A、B、C の 3 時期があるが、それぞれがどの小々期に属するものか  
は確定し得ない。

SB160 についても、西側に対称な建物が存在しないことからすると対称性を失うこの期  
に属するものと判断されるが、柱穴が方形であることから少なくとも柱穴が円形を呈する e  
小々期には属さないことが推定できる程度であり、これが他のどの小々期に属するか不明  
である。

また、北門の SB365C は門が築地の改修と井に建て替えられる蓋然性が高いことを考え  
れば、この期のうち唯一築地が補修されている e 小々期に属するとみて差し支えないであ  
らう。なお、北門については 2 間分の柱穴を確認しているが、桁行 2 間の門はあまり例

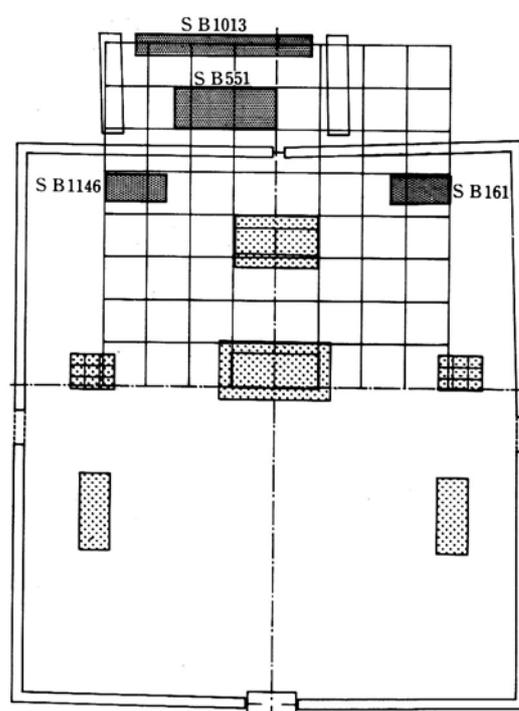


図 170 第Ⅳ-2 期建物の配置計画

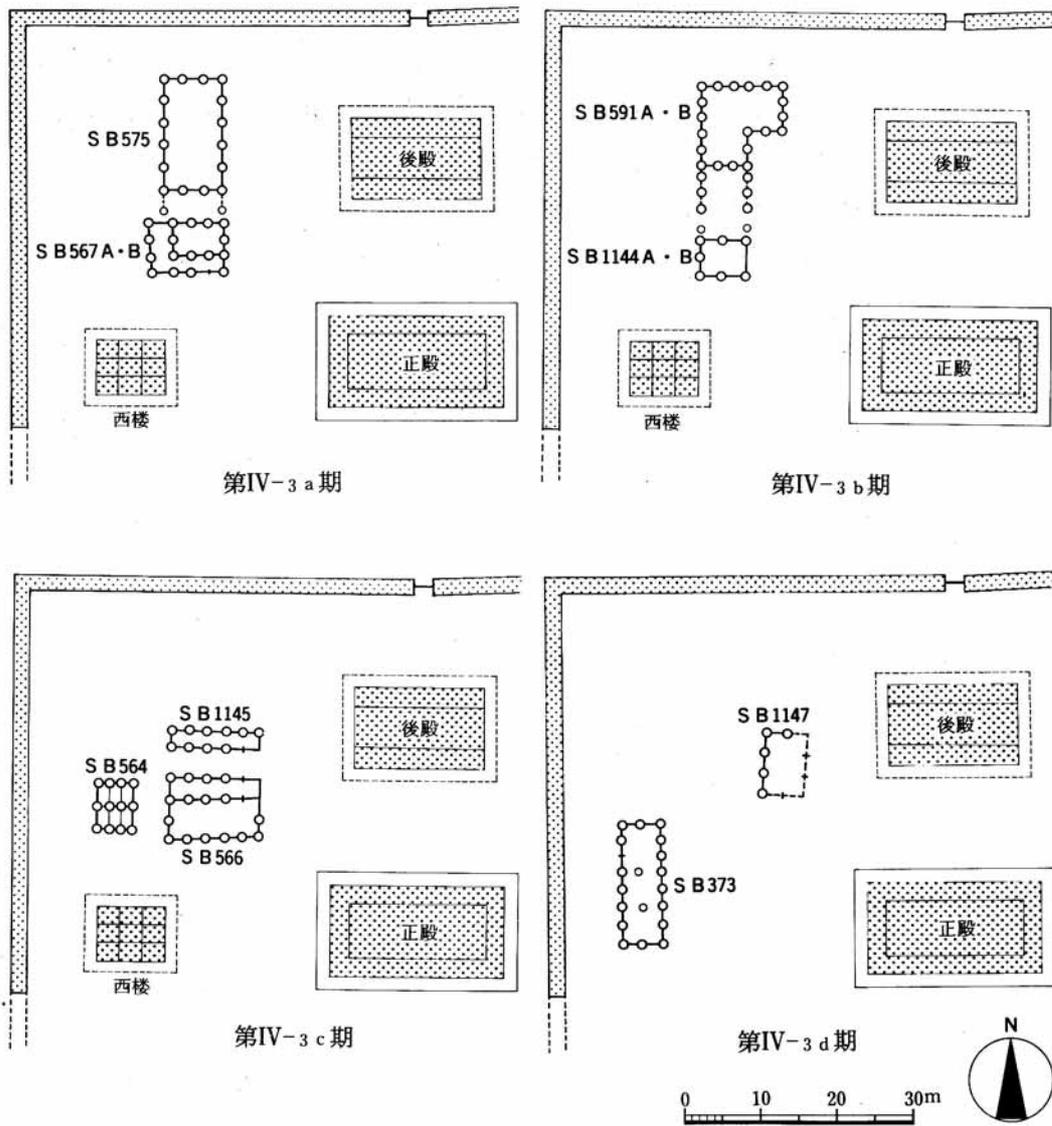


図 171 第Ⅳ-3a～3d 期政庁平面図

がないのでここでは正殿中軸線にその柱筋が直交する西側の1間分を門としてとっておきたい。

以下、各小々期ごとに記述する。

a 小々期

南北棟 (5×3 間) の SB575 と東西棟 (4×3 間) の SB567 があり、SB567 の身舎のみ同位置、同規模で 1 回建て替えられている。両建物は東側柱筋を一致させ、約 4.5m の間隔をおいて南北に並ぶ。

ところで、SB575 の東西側柱筋上で、両建物のほぼ中間に位置する一対の柱穴があり、2 時期重複する。この柱穴により、南北に並ぶ両建物を連結するなんらかの施設の存在が推定される。

a 小々期

b 小々期

b 小々期

平面 L 字形（東西、南北方向とも 5×3 間）の SB591 と東西棟（2×2 間）の SB1144 があり、いずれも同位置、同規模で 1 回建て替えられている。両建物は約 9.3m の間隔をおいて南北に並び、SB591 の東西側柱筋がそれぞれ SB1144 の両妻に一致する。

ところで、両建物間の東西側柱筋上には規則的に並ぶ柱穴があり、その一部は 2 時期重複している。この小々期も a 小々期と同じく南北に並ぶ両建物を相互に連結するなんらかの施設が存在したことが考えられる。

なお、SB591 は平面が L 字形の特殊な建物であるが、当然柱がなくては構造的に成立し得ないと考えられる箇所に柱穴が存在せず、また SB1144 も東妻棟通り下の柱穴を欠いている。したがって、両建物には部分的に礎石が使用された可能性も考えられる。

c 小々期

c 小々期

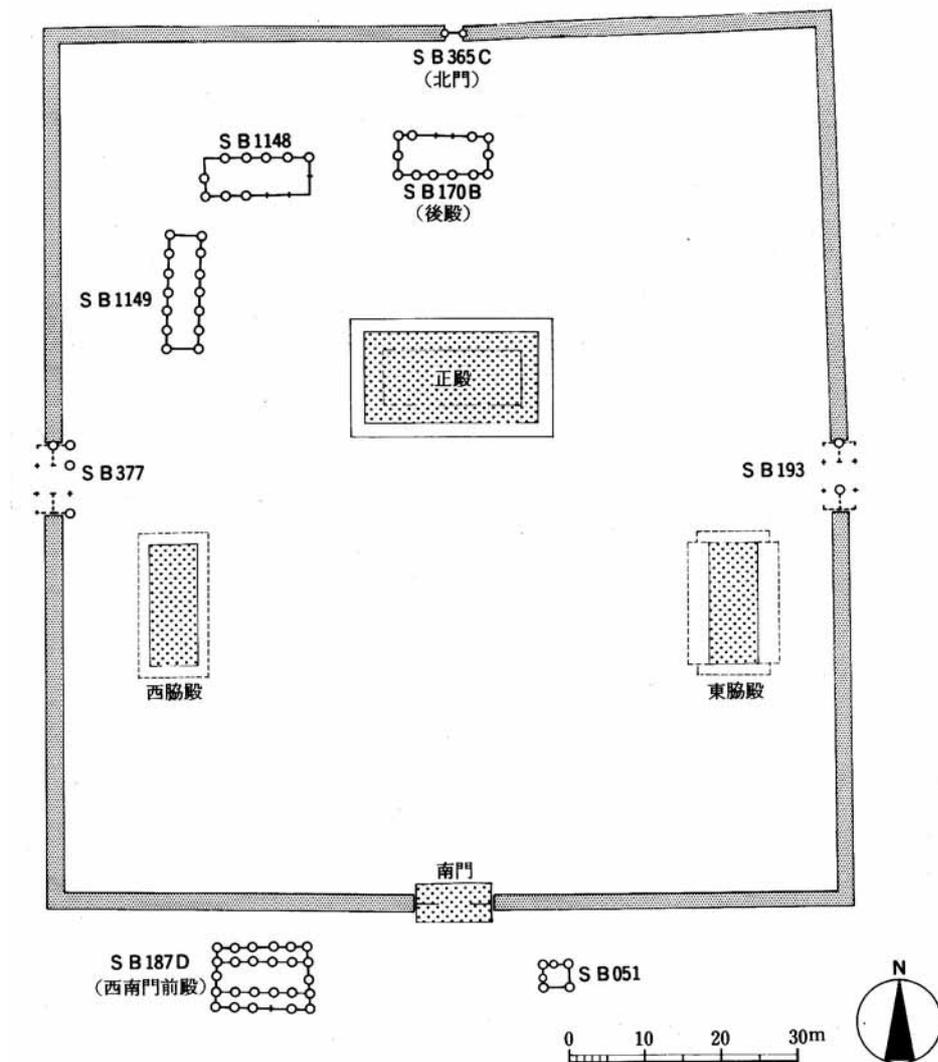


図 172 第IV-3e 期政庁平面図

東西棟北廂付建物（5×3間）のSB566を中心として、その西に南北棟総柱（2×3間）のSB564が、北に東西棟SB1145がある。SB1145は、梁行1間で桁行は5間まで確認しているが、SB566と西妻が合いさらに各梁行柱筋が一致することより、SB566と同じく桁行5間と考えて差し支えないであろう。

また、SB566とSB1145およびSB564の建物間の間隔はいずれも4.5m前後と等しく、これら3棟が計画的に配置されていることが知られる。

d 小々期

d 小々期

南北棟（3×2間）のSB1147と、南北棟（7×2間）のSB373がある。SB373は第Ⅲ-2期の造営になる西楼SB186と重複しており、少なくともこの段階では西楼は廃絶していることが知られる。

e 小々期

e 小々期

政庁の最終末期であり、造り替えも北西部だけでなく小規模ながら政庁全域で行われる。この期に造営された建物は、後殿（SB170B）、南門前殿（SB187D）、東・西門（SB193、SB377）、北西部建物（SB1148、SB1149）、北門（SB365C）、および小規模な建物（SB051）であり、いずれも掘立柱建物で、柱穴が円形を呈するなどの特徴を示す。築地も部分的に補修されているが、造営にあたっての整地などはなされていない。

建 物 構 成

東西棟（5×2間）の後殿は、第1小期の後殿と北側柱筋を一致させ、若干西にずれて建て替えられている。e小々期の後殿もまた他の時期の後殿と同じくその北側柱列を正殿南入側柱筋から約35.6mのところへ一致させて配されている。

東西棟南・北廂付（5×4間）の南門前殿は、第Ⅲ-1期南門前殿とほぼ同位置に再度建てられている。八脚の東・西門は各々東辺・西辺築地の中央部に建てられ、築地は東辺北半、西辺南半、南辺東半で部分的に補修されていることが確認できるが、いずれも積み方が雑である。

排水施設も南辺築地東半のほぼ中央部にSD111暗渠が、西半よりやや東寄りのところにSD113暗渠が付け替えられている。

排 水 施 設

また、北西部には東西棟（5×2間）のSB1148と南北棟（6×1間）のSB1149が建てられ、SB1148の西妻とSB1149の東側柱筋が一致する。

e小々期の造り替えは政庁の全体におよんでいることは、正殿、東・西脇殿などの主要建物が老朽化しながらも、政庁が最終末期であるこの期まで機能していたことを示唆するものであろう。

以上、第Ⅳ期の建物および配置についてその特徴を整理すると以下のとおりとなる。

ま と め

1. 造営が行われるのは主に正殿の北の地域で、第Ⅲ-2期に造営された正殿、東・西脇殿などは第1小期に瓦の葺替えなどの大規模な改修を受けるが、新たに建て替えられることはなく最終末期まで存続する。
2. 第2小期までは政庁の対称性に配慮がみられるが、第3小期には北西部に建て替えが集中し、対称性が失われる。

3. 第2小期の北方建物はこれより前の遺構期にはなかったものであり、この期に限って政庁に新たな機能が付加されたことを示している。

4. 各小期とも第Ⅲ-2期の約9m(1/12町)の方眼を踏襲して計画的に配置されている。

最 終 末

なお、第Ⅳ期の最終末期は第3小期のe小々期であるが、この期に造営されたほとんどの掘立柱建物の柱穴に柱痕跡が認められることから、柱の根本を切って人為的に撤去されたか、または自然に廃絶したかのいずれかであるが、正殿南側の石敷広場上では正殿が倒壊しその屋瓦が堆積したと推定される状況が認められることより、e小々期は自然廃絶の可能性が大きいと考えられる。

一方、第3小期のc小々期の柱穴は灰白色火山灰層に覆われており、少なくとも火山灰降灰時にはc小々期は廃絶していたことが知られる。しかし、d、e小々期と灰白色火山灰との新旧関係は不明である。また、これに関連することとして、築地崩壊土がこの灰白色火山灰層に覆われている状況を数箇所を確認しており、火山灰降灰時にはある程度築地が倒壊し始めていたことが知られる。

註

(1) SB1150については、身舎部分の礎石は残存せず、廂の柱穴よりSB1151と共に平面を推定したものである。しかし、SB1151に廂が付かないこと、SB1150の廂はかなり広く、掘立式で、身舎とは技法が異なり、柱穴も小さいことより、SB1150は後に廂が付加されたもので当初はSB1151と対称で平面が同規模、同構造の建物であったと推定される。

(2) SB593は、SB1146とほぼ同位置で、若干東へずれて重複している。桁行柱間数は不明で梁行総長はSB1146よりやや小さいが、SB161Bとほぼ対応する位置関係にあり、平面も類似するためこれと対称となる遺構としてとらえておきたい。

(3) SF167B築地西半部の東半分は、発掘調査時に地山削り出しの築地本体と理解しており、地山が礎石を覆う(図56)ことになる。しかし、西半分の積土部分との境は判然とせず、また地山削り出しと理解している部分の頂部は築地の構築された地山面より約0.4mも高く、周辺の地形の状態からすればこれを地山削り出しによる築地とみるにはかなりの無理がある。したがって、前述の部分は地山削り出しではなく、西半分の積土と同じ一連のものとして把握する方が妥当と考えられる。

## 2 遺 物

### (1) 瓦

多賀城の瓦に関する本格的な研究は、昭和初期に東北各地の古瓦を丹念に採集した内藤政恒によって開始された。内藤は 1935(昭和 10)年に「東北地方に於ける古瓦の特色に就いて」⁽¹⁾の論文でその成果をまとめ、翌年には多賀城に瓦を供給したと考えられた利府町春日大沢窯跡群の発掘調査を実施している。ついで 1937 年に発表した「東北地方発見の重弁蓮花紋鏡瓦に就いての一考察」⁽²⁾の中で、多賀城跡出土の重弁蓮花文軒丸瓦を様式論から 3 種類に分類し、それぞれが時期差をもつことを述べ、これらが多賀城の造営・修復に関わるものとする観点から文献的考察を加え、それぞれに製作年代を与えている。また、1939 年には春日大沢窯跡群の調査報告書を刊行し、その後も「仙台市台ノ原・小田原瓦窯跡群と出土の古瓦(I)~(IV)」⁽⁴⁾など、現地踏査と詳細な瓦の観察に基づいた多数の論考を発表している。

従 来 の 研 究

この研究を継承発展させたのが伊東信雄であり、1955(昭和 30)年から開始した陸奥国分寺跡・菜切谷廃寺跡・黄金山産金遺跡・木戸窯跡群・多賀城廃寺跡などの多賀城と関連の深い遺跡の発掘調査を通して、内藤の相対的編年観の妥当性を立証するとともに、年代観にも新見解を盛り込んだ^{(5)~(8)}。

また、陸奥国分寺跡・黄金山産金遺跡・多賀城廃寺跡および多賀城跡の発掘調査に参加した工藤雅樹は、1962(昭和 37)年から 1968 年までに陸奥国府系の瓦を対象とした一連の論考を発表し^{(9)~(13)}、瓦の様式や各遺跡での出土状況などを検討し、それに新たに製作技法の観点を加えて編年大綱をうち立てている。

さらに、渡辺泰伸を中心とする古窯跡研究会は、1972(昭和 47)年頃から県内瓦窯跡の分布調査および発掘調査を精力的に実施し、その解明に努めている^{(14)~(18)}。

このほか、多賀城跡の発掘調査が本格化した 1969(昭和 44)年以降は、当研究所年報によって逐次出土瓦の概要が報告されており、また、進藤秋輝・高野芳宏等によって多賀城跡出土瓦の製作技法や文字瓦に関する研究成果が発表されてきている^{(20)~(24)}。

以下おもにこれらの業績を基盤として、a 政庁跡出土瓦の相対的編年、b 軒瓦の文様変遷、c 製作技法の変遷、d 文字瓦、e 瓦群と遺構期、g 瓦の年代、の順に考察を加える。

#### a 政庁跡出土瓦の相対的編年

政庁跡から出土した瓦は種類・量ともに多く、葺き換えや補修に用いられた瓦がかなり含まれているものと推定される。これらの編年を行う第 1 の手がかりは、政庁跡における出土瓦の層位的把握にあることは言うまでもない。しかし、層位的に把握された瓦は廃棄

編 年 の 方 法

ないし遺棄された際の様相を示すものであり、製作年代の古い瓦が長期にわたって使用され続けることが多いといった瓦の性格を考慮すると、これをもってそのまま製作時期に基づいた編年に置きかえることはできない。このため、瓦の編年にはそれぞれの層に含まれ

軒瓦の分類番号		3 遺跡 での 出土 数			備考 (報告書中の名称)	
		政 庁 跡	多賀城廃寺跡	陸奥国分寺跡	多 賀 城 廃 寺 跡	国分寺跡
軒 丸 瓦	8葉重弁蓮花文	120	31	45		多賀城式-第1類
		121	29	35		" 第2類
		122	5	8		" 第3類
		123	5	13		" 第4類
		124	6	7		" 第5類
		125	13	4		" 第6類
		126	95	19		" 第7類
		127	5	2		" 第8類
		128	2	5		" 第9類
		114	4	20		" 第10類
		120~134	234	530		" 不 明
		221	27		318	陸奥国分寺式-第2・4類
		222	286	5		" 第3類
		223	40	2		第1類 第2・4類 第3類 第5類 第6類
		225	14		47	
	226	1		31		
	221~228	358	9		陸奥国分寺式-不 明	
	460	8		32	第7類	
	5葉重弁蓮花文	113	1	1		小形花文
	細弁蓮花文	310 A	69	1		第2 B類
		310 B	121	20	28	第2 C類
	宝相花文	422	10	1	83	第1類
		423	18		169	第2類
		425	10	4	72	第4類
	齒車状文	427	56	18	79	齒車文
	陰刻花文	450	7	4		異形花文第1類
		451	5	3		" 第2類
	重圈文	240	46	1	1	第1類
		241	45	1		第2類
		243	16	1		第3類
		240~242	59	2		不 明
軒	重弧文	511	952	1,076		
	単弧文	640	566	6	7	
	二重波文	911	4	27		
平	偏行唐草文	621	177		206	第1類
		620	162	8	5	第2類
瓦	均整唐草文	721 B	184	30	42	第1類
	連珠文	830		4	79	第1類
		831	18		280	第2類

表 40 政庁跡・多賀城廃寺跡・陸奥国分寺跡の間で共有関係をもつ軒瓦

1. 多賀城政庁跡

軒瓦の分類番号	点数	軒瓦の分類番号	点数	軒瓦の分類番号	点数
8葉重弁蓮花文軒丸瓦 116	1	8葉重弁蓮花文軒丸瓦 431	109	二重波文軒平瓦	650 88
”	129 2	”	440 1	鋸齒文軒平瓦	630 3
”	130 37	6葉重弁蓮花文軒丸瓦 112	5	”	631 1
”	131 5	細弁蓮花文軒丸瓦 311	121	”	632 4
”	132 5	蓮花文軒丸瓦 313	3	偏行唐草文軒平瓦	624 31
”	133 5	宝相花文軒丸瓦 420	26	”	625 2
”	134 1	陰刻花文軒丸瓦 452	24	”	626 2
”	211 19	重圈文軒丸瓦 242	7	”	627 4
”	227 32	二重弧文軒平瓦 512	39	均整唐草文軒平瓦	660 4
”	228 30	”	513 20	”	720 13
”	250 7	”	710 147	”	721 A 367
”	251 1	三重弧文軒平瓦 514	1	連珠状文軒平瓦	910 1
”	320 61	”	711 4	連符状文軒平瓦	920 3
”	321 2	単波文軒平瓦 921	20	無文軒平瓦	641 15

2. 多賀城廃寺跡

軒瓦の種類	点数	軒瓦の種類	点数
鋸齒文縁細弁蓮花文軒丸瓦第1類 (230)	17	旋回文軒平瓦	16
” 第2類 (231)	19		

( ) 内は当研究所の分類番号

3. 陸奥国分寺跡

軒瓦の種類	点数	軒瓦の種類	点数	軒瓦の種類	点数
重弁蓮花文軒丸瓦 第8類	7	宝相花文軒丸瓦 第3類	9	篋描文軒平瓦	67
” 第9類	3	” 第5類	1	偏行唐草文軒平瓦第3~5類	53
素弁蓮花文軒丸瓦 第1類	1	桜花文軒丸瓦	1	均整唐草文軒平瓦 第2類	75
” 第2類	1	重弧文軒平瓦第1類 (610)	73	” 第3類	25
” 第3類	1	” 第2類 (611)	1	” 第4類	31
細弁蓮花文軒丸瓦 第1類	28	” 第3類 (612)	2	細線陽刻偏行唐草文軒平瓦	3
複弁蓮花文軒丸瓦	1	三重波文軒平瓦	6	無文軒平瓦	25
変形蓮花文軒丸瓦	39	山形文軒平瓦	148		

( ) 内は当研究所の分類番号

表 41 政庁跡・多賀城廃寺跡・陸奥国分寺跡の間で共有関係をもたない軒瓦

る瓦を分類し、より古い瓦を除去する作業が必要となる。

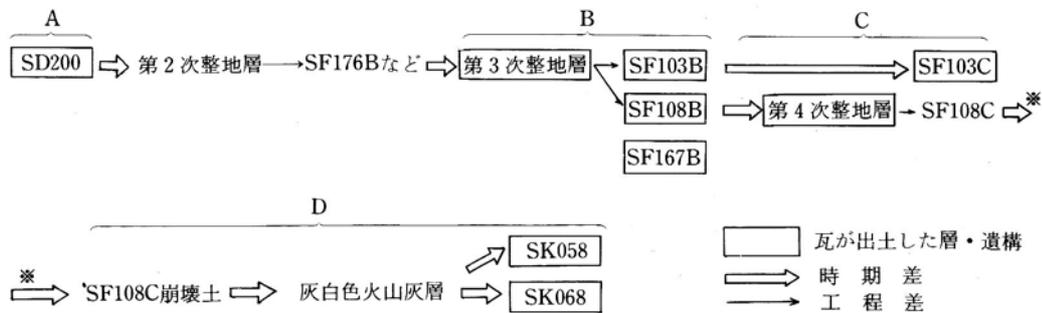
また、政庁跡で層位的に把握できた瓦は出土瓦全体からみればきわめて僅少であるといった資料上の限界があるため、編年に際しては、瓦の文様・製作技法のほか、瓦窯跡・多賀城廃寺跡・陸奥国分寺跡など多賀城と密接に関連する遺跡での瓦のあり方⁽²⁵⁾からの検討も不可欠となる。瓦窯跡については、eの項で述べるようにこれまでに発掘調査や表面観察が行われているものがあり、生産段階での瓦の組合せが判明してきている。関連遺跡のうち多賀城廃寺跡と陸奥国分寺跡では、多賀城と同範ないし同種の軒瓦が多数出土しており、3遺跡間で表40のような共有関係が認められる。このことから、両寺跡の瓦は基

本的には多賀城の瓦と同様に陸奥国府の管理による造瓦体制下で製作・供給されたものと考えられる。ただし、共有関係を瓦の種類ごとにみた時、3遺跡での出土量に差がみられる場合や、2遺跡で多く出土する瓦が他遺跡で全くない場合、また表41にみられるように1遺跡に限って出土する瓦もかなりあるなど、各遺跡での瓦のあり方はかなり異った様相を示している。これらの差違は、3遺跡の瓦が同一の造瓦体制下で製作されたものとみられる点を重視すると、主に各遺跡で多量の瓦を必要とした創建や修復の時期の違いに起因したものと考えられる。

i 軒瓦の相対的編年

層位的把握

瓦の出土状況については第Ⅵ章 1-(8)で述べたが、この中で瓦の前後関係が明瞭にとらえられた主要な層・遺構の層位関係を模式的に示せば次のようになる。



瓦が出土した層や遺構のうち層位的に最も古いものは、西辺南半築地 SF176A の雨落溝 SD200 であり、この溝は第1次整地層上面より掘り込まれ、第2次整地層に覆われていた。この埋土から出土した瓦を A グループとする。

これに次ぐのは第3次整地層であり、焼土や焼瓦を多量に含むことから、火災後の修復に伴う層と考えられる。また、南辺東半築地 SF103B と北辺築地 SF167B は、第Ⅶ章 1 で述べたように積土中に焼土や焼瓦を多く含むことなどから、第3次整地層と同時期に構築されたものと考えられる。そこで、第3次整地層、SF103B・SF167B の積土から出土した瓦を一括して B グループとする。

その後の層位については、基準となる整地層がないなどのため明確に同時期のものとして把握できる層の抽出が困難であるが、ここでは焼土を多量に含む上記の層・遺構に後続する SF103C 積土や第4次整地層と、それら以降の SF108C 崩壊土などの層や遺構とに2分し、前者からの出土瓦を C グループ、後者からの出土瓦を D グループとしておく。

以下では、層位的に把握された A~D グループの瓦について、それぞれより古い層に含まれる瓦を除去する作業を行うとともに、関連遺跡での瓦のあり方を参考にして製作時期からみた瓦群を設定し、つぎにその他の政庁跡出土瓦の中から、組合せ・文様・技法などの要素から各群に位置づけられるものを抽出する。その後、政庁遺構期との対応関係を検討することにより瓦群を再編成することとしたい。

A グループの瓦

A グループに基づいた瓦群の設定

A グループは西辺南半築地 SF176A の雨落溝である SD200 の埋土から出土した瓦で

ある。これには平瓦 IC 類-b タイプがあるにすぎないが、この平瓦は断面が∟状の特異な形をなすものであり、この形態上の特徴および鳴瀬町亀岡遺跡の調査成果によってこれと組む丸瓦・軒瓦を推定することが可能である。すなわち、1976 年に実施された亀岡遺跡の発掘調査では、平瓦 IC 類-b タイプが 103 点、丸瓦 IA 類 24 点のほか、8 葉重弁蓮花文軒丸瓦の小破片 1 点と瓦当は欠落しているが丸瓦 IA 類を用いた軒丸瓦 1 点⁽²⁷⁾が出土し、1936 年に行われた調査でも丸瓦 IA 類と平瓦 IC 類-b タイプが多量に出土している⁽²⁸⁾。この出土状況から断面∟状をなす平瓦 IC 類-b タイプは断面∩状をなす丸瓦 IA 類と組むことが知られる。したがって、平瓦 IC 類-b タイプを用いた二重弧文軒平瓦 512・513 は丸瓦 IA 類を用いた 6 葉重弁蓮花文軒丸瓦 112 と 5 葉重弁蓮花文軒丸瓦 113 と組むものと考えられる。亀岡遺跡では少量ながら 112・512 が採集されており⁽²⁹⁾、この組合せを裏づけている。そこでこれらを A 群と仮称する。A 群の瓦は多賀城廃寺跡では少量出土している⁽³⁰⁾が、陸奥国分寺跡には全くみられない。

A 群 の 設 定

### B グループに基づいた瓦群の設定

B グループは、第 3 次整地層、SF103B・SF167B 築地の積土中から出土した瓦である。軒瓦には、重弁蓮花文軒丸瓦 A~D 類の 120・121・126・127・221~223・225・227・228・211、重圏文軒丸瓦 240~242、単弧文軒平瓦 640、二重弧文軒平瓦 511、偏行唐草文軒平瓦 620・621、均整唐草文軒平瓦 660 がある。焼土を多量に含むこれらの層・遺構から出土した瓦は、政庁の火災以前に使用されていたと理解されるものである。

B グループの瓦

これらの瓦をみると、1：多賀城廃寺跡で同範ないし同種の瓦が出土し、その創建瓦とされているもの……120・121・126・127・511、2：陸奥国分寺跡で同範ないし同種の瓦が出土し、その創建瓦とされているもの……221~223・225・620・621、3：その他……227・228・211・240~242・640・660、からなっている。

そこで、まず多賀城廃寺跡と陸奥国分寺跡の出土瓦について概観しておきたい。

多賀城廃寺跡の調査では、軒丸瓦が 9 種 26 類の総数 797 点、軒平瓦が 7 種 1、167 点、鬼板 2 種、多量の丸瓦・平瓦が出土し、以下の 5 グループに大別されている⁽³¹⁾。

多賀城廃寺跡の瓦

- 1：多賀城式重弁蓮花文軒丸瓦(120~128・114)・重弧文軒平瓦(511)・重弁蓮花文鬼板(950B・951)の組合せ、および小形花文軒丸瓦(513)
- 2：陸奥国分寺式重弁蓮花文軒丸瓦(222・223)・偏行唐草文軒平瓦(620)・重圏文軒丸瓦(240・241・243)・単弧文軒平瓦(640)・鋸歯文縁細弁蓮花文軒丸瓦(230・231)など
- 3：素縁細弁蓮花文軒丸瓦(310A)
- 4：細弁蓮花文軒丸瓦(310B)と均整唐草文軒平瓦(721B)・宝相花文軒丸瓦(422・425)・歯車文軒丸瓦(427)と連珠文軒平瓦(830)の組合せ
- 5：異形花文軒丸瓦(450・451)と旋回文軒平瓦の組合せ

このうち 1 のグループは約 9 割を占めることなどから同寺の創建瓦として位置づけられ、その製作年代は、創建瓦の生産窯の 1 つである木戸窯跡群で採集された郷里制を示す文字瓦から、郷里制の施行年代である和銅・靈龜の頃から天平 12 (740) 年頃までの間に限

定されること、さらに、瓦が白鳳様式に属するものであることからその中でも古く養老年間か神亀の頃に求められている。

その他のグループについては、小規模な差し換えに用いられた瓦であり、2が奈良時代後半、3が平安時代初頭、4が貞観12年前後のもの、5が平安中期のものとされている。

#### 陸奥国分寺跡の瓦

陸奥国分寺跡の調査では、軒丸瓦が9種24類の総数952点、軒平瓦が10種20類の総数1,128点、鬼板1種と多量の丸瓦・平瓦が出土し、以下の3グループに大別されている⁽³²⁾。

1：重弁蓮花文軒丸瓦(221～223・225・226)と重弧文軒平瓦(610～612)・偏行唐草文軒平瓦(620・621・ほか3類)・山形文軒平瓦の組合せ

2：細弁蓮花文軒丸瓦(310B・ほか1類)、重圈文軒丸瓦(240)、宝相花文軒丸瓦(422～425・ほか1類)、齒車文軒丸瓦(427)、均整唐草文軒平瓦(721B・ほか3類)、連珠文軒平瓦(830・831)、篋描文軒平瓦など

3：変形蓮花文軒丸瓦と細線陽刻偏行唐草文軒平瓦の組合せ

このうち1のグループについては、まず、重弁蓮花文軒丸瓦221と重弧文軒平瓦の文様が多賀城跡と多賀城廃寺跡などから出土する重弁蓮花文軒丸瓦と重弧文軒平瓦と共通することから、同寺跡の出土瓦の中で様式上最も古いものであるとし、この組合せの出土量が少ないことから、軒丸瓦221に類似する他の重弁蓮花文軒丸瓦と、重弧文軒平瓦の顎面文様と共通する瓦当文様をもつ偏行唐草文軒平瓦と山形文軒平瓦を加えて、これらを同寺の創建期の瓦として位置づけている。これらは、全体の約4割を占める。その製作年代は、国分寺建立の詔が発せられた天平13(741)年を上限とし、国分寺創建瓦より新しいとした黄金山産金遺跡の出土瓦が天平神護3(767)年以前のもと考えられることから、下限をこれに求めている。

2のグループについては、1より新しいものであり、この中では、細弁蓮花文軒丸瓦(310B)と均整唐草文軒平瓦(721B)の組合せが最も古く、重圈文軒丸瓦(240)が奈良時代末、宝相花文軒丸瓦と連珠文軒平瓦の組合せが平安初期のものとされている。宝相花文軒丸瓦と連珠文軒平瓦は、前者の出土量が軒丸瓦35%、校舎が32%を占めていることからその組合せが考えられ、大規模な瓦の葺き換えに用いられたものとしている。

3のグループについては、変形蓮花文軒丸瓦がすべて承平4(934)年の塔の火災によって生じたとみられる焼土層の上から出土していることから、934年以後の最も新しい瓦とされている。

#### 両寺創建瓦の比較

つぎに、両寺跡の創建瓦を瓦当文様・製作技法・胎土と生産窯・両寺跡での出土状況の順に比較すると以下のようなになる。

**軒丸瓦の瓦当文様**：両者ともすべて重弁蓮花文であるが、多賀城廃寺跡では主体となる8葉のものほかに例外的に5葉のものがみられ、陸奥国分寺ではすべて8葉のものである。両寺跡の8葉重弁蓮花文は、いずれも円板状の中房に1+4の蓮子をもつものであるなど全体として類似した文様のものであるが、内藤政恒⁽³³⁾以来陸奥国分寺創建瓦は様式的に多賀城廃寺創建瓦の退化したものとして認識されている。内藤の見解を踏襲する工藤雅樹は、

多賀城廃寺創建瓦の重弁蓮花文を古式、陸奥国分寺創建瓦の重弁蓮花文を新式とし、両者の違いを「古式のものには蓮弁の先端が力強く突出しているのに対し、新式のものには蓮弁の先端が丸味を帯びており、退化様式を示している。又、古式のものには蓮子は中央の1ヶが円形をしているだけでその周囲の4ヶはあたかも小型の蓮弁であるかの如くに、♥形をしているのが大きな特徴であり、新式のものには蓮子が5ヶ共に円形をしているのと好対照をなしている。」と表現している⁽³⁴⁾。

ここで多賀城廃寺・陸奥国分寺の創建瓦の8葉重弁蓮花文を比較してみるとつぎのようになる。まず、重弁蓮花文軒丸瓦の分類からみれば、多賀城廃寺跡のものには、A類（中房が円板状、蓮子構成は1+4、周縁蓮子は楔形、周縁蓮子間に区画あり）とB類（中房が円板状、蓮子構成は1+4、周縁蓮子は楔形あるいは楕円形、周縁蓮子間に区画なし）があり、陸奥国分寺跡のものには、B類とC類（中房が円板状、蓮子構成は1+4、周縁蓮子は円形、周縁蓮子間に区画なし）とがある。蓮弁の形態については、多賀城廃寺跡のものでは、平面形の端部が尖り端部に向って高く反り上がるもの（114・122・124・128）、平面形の端部がやや丸味を帯び端部に向って高く反り上がるもの（120・121・123・127）、端部がやや丸味を帯び端部に向ってなだらかに盛り上がるもの（125・126）とがあるのに対し、陸奥国分寺跡のものではすべて端部がやや丸味を帯び端部に向ってなだらかに盛り上がるもの（221～223・225・226）である。また、周縁蓮子の形は、多賀城廃寺跡のものではいずれも楔形ないし楕円形をなすのに対し、陸奥国分寺跡のものでは楔形をなすもの（221）も少量みられるが、円形をなすもの（222・223・225・226）が主体である。このように両者ともその中間的な様相を示すものを若干含んではいるが、全体的な傾向としては工藤の指摘する特徴の相違が認められる。

**軒平瓦の瓦当文様：**多賀城廃寺創建瓦はすべて二重弧文（511）であるのに対し、陸奥国分寺創建瓦は、511と同文様の二重弧文（610）が2割弱と少なく、偏行唐草文が4割強、山形文が4割ほどを占めている。

**技法：**平瓦についてみると、多賀城廃寺創建瓦では凹面に1枚布の圧痕を残す特徴的な一枚作りのものが少量みられるが、桶巻き作りのものが主体を占めるのに対し、陸奥国分寺創建瓦はすべて一枚作りのものである。また、丸瓦は、多賀城廃寺創建瓦では粘土紐巻き作りで有段のものが主体を占めるが、粘土板巻き作りで無段のものも少量みられるのに対し、陸奥国分寺創建瓦はすべて粘土紐巻き作りで有段のものとされている。軒丸瓦・軒平瓦の瓦当部の成形技法には顕著な差はみられない。

**胎土と生産窯：**多賀城廃寺創建瓦はすべて砂粒をほとんど含まない緻密なものであるのに対し、陸奥国分寺創建瓦はいずれも砂粒を比較的多く含むという明瞭な差が認められる。前者の生産窯⁽³⁵⁾としては、田尻町木戸窯跡群（120・121・511）、色麻町日の出山窯跡群（122～128・114・511）、古川市大吉山窯跡群（511）が知られており、いずれも宮城県北部に所在する。一方後者の生産窯としては、安養寺下窯跡（222）、神明社東南地区窯跡（621）、神明社東方窯跡（620）などが知られており、すべて仙台市北部の台ノ原・小田原丘陵に位置してい

る。前述した胎土の差はこの生産地の違いに起因するものと考えられる。

**両寺跡での出土状況**：多賀城廃寺創建期の軒瓦は、多賀城廃寺跡で 1,765 点出土しており軒瓦全体の約 9 割を占めるが、陸奥国分寺跡では全くみられない。これに対し陸奥国分寺創建期の軒瓦は、陸奥国分寺跡で 884 点出土し軒瓦全体の約 4 割を占め、また多賀城廃寺跡でも 24 点とわずかではあるが出土している。

以上のように、両寺の創建瓦は、瓦当文様の点で類似する部分もあるが様式的な違いが認められ、製作技法、胎土と生産窯、両寺跡での出土状況の点でも明瞭な差がみられることから、製作時期の異なる瓦群として把握されるという従来の見解は妥当なものと言える。

**B1 群と B2 群の設定**

これまでの検討により、B グループには製作時期の異なる瓦群が含まれていることになる。そこで、多賀城廃寺創建期の瓦を B1 群、これより新しい陸奥国分寺創建期の瓦を B2 群と仮称すると、1 とした 120・121・126・127・511 は B1 群、2 とした 221～223・225・620・621 は B2 群ということになる。

B グループの瓦のうち 3 とした 227・228・211・240～242・640・660 については、次のように考えられる。

均整唐草文軒平瓦 660 は、瓦当文様が平城宮跡の 6721 型式にきわめて類似するものである。平城宮では 6721 型式が鋸歯文縁細弁蓮花文軒丸瓦 6282 型式と組むことが確認されており、日の出山窯跡群 C 地点の採集資料の中には 660 とともに 6282 型式と文様が類似する鋸歯文縁細弁蓮花文軒丸瓦 230・231 があり⁽³⁷⁾、菜切谷廃寺跡の調査でも 660 と 230 ないし 231 が出土している⁽³⁸⁾ことから、660 は 230・231 と組むものと考えられる。この組合せは、多賀城廃寺跡と B1 群が多量に出土する菜切谷廃寺跡でみられるが、陸奥国分寺跡では全くみられないことと、胎土が緻密で生産窯が県北にある点から B1 群に属するものと考えられる。

重弁蓮花文軒丸瓦 C 類の 227、B 類の 228、D 類の 211 は、蓮弁の平面形端部が丸味を帯び端部に向ってなだらかに盛り上がる点と、胎土に砂粒を多く含むという特徴をもつことなどから B2 群に属すると考えられる。

重圏文軒丸瓦 240・242 と単弧文軒平瓦 640 は、仙台市蟹沢中窯跡の調査⁽³⁹⁾で検出された平窯で相伴していることから組むことが知られているものである。同窯跡ではこのほか物 A～C、**丸** A・B、**田** A～D、**伊**、**固**、**矢** A・B などの刻印を押した丸瓦 II B 類や平瓦 II B 類が多量に出土しており、これらの刻印を押した丸瓦・平瓦も 240・242、640 と組むことが知られる。これらの刻印のうち**固**は政庁跡から出土した B2 群の重弁蓮花文軒丸瓦 223 にも押されたものがあり、刻印**固**を介在させて考えると、240・242・640 は B2 群に属すとみられる。重圏文 241 も文様が 240・242 に類似することからこれらと同様に考えてよいと思われる。

つぎに、このほかの政庁跡出土瓦の中で、文様・組合せ・技法などの要素から B1 群・B2 群にそれぞれ位置づけられるものを抽出しておきたい。

**その他の B1 群の抽出**

B1 群：先に述べた多賀城廃寺創建瓦の検討から、8 葉重弁蓮花文軒丸瓦 A 類の 114・

128 と B 類の 122～125 は B1 群であることが知られる。重弁蓮花文軒丸瓦 B 類の 129・130・132・134 は、周縁蓮子が楔形あるいは楕円形をなし、蓮弁の上面が端部に向って高く反り上がる点と、砂粒をほとんど含まない胎土である点から、また、重弁蓮花文軒丸瓦 B 類の 131・133 は、蓮弁の上面が端部に向ってなだらかに盛り上がるものではあるが、周縁蓮子が楔形をなし胎土が緻密である点などから、ともに B1 群と考えられる。さらに、三重弧文軒平瓦 514 は、瓦当面・顎面の文様が 511 に類似し、511-b タイプと同様に用いられる平瓦が IC 類タイプであることなどから、B1 群と考えられる。このほか、重弁蓮花文軒丸瓦 116 は、中心部を欠く資料であるが、蓮弁の上面が端部に向って高く反り上がる点と、胎土が緻密な点から B1 群に含まれるものとみられる。

B2 群：重弁蓮花文軒丸瓦 C 類の 226 は、周縁蓮子が円形をなし蓮弁の上面が端部に向ってなだらかに盛り上がる点と、胎土に比較的砂粒を多く含む点から B2 群と考えられる。250・251 は、中心部を欠くが、蓮弁の上面が端部に向ってなだらかに盛り上がる点と、胎土に砂粒を比較的多く含む点から B2 群とみられる。なお、仙台市栴江窯跡では、蓮弁・間弁の形態と法量の比較から 250 と同範と考えられる 8 葉重弁蓮花文軒丸瓦が出土しており、これによれば 250 は B 類に属することになる。

その他の B2 群の抽出

重圏文軒丸瓦 243 は、前述した蟹沢中窯跡の調査で、断面舟底形の土壇から B2 群の物、田、固の刻印瓦とともに出土していることから、また無文軒平瓦 641 は B2 群の単弧文 640 と顎部の特徴や用いられる平瓦が共通することから、ともに B 群に属するとみられる。

なお、B2 群とした軒瓦のうち重弁蓮花文軒丸瓦 227・228、重圏文軒丸瓦 240～243、偏行唐草文軒平瓦 620、単弧文軒平瓦 640 は、多賀城跡では多く出土するが、陸奥国分寺跡ではきわめて少ないか皆無のものであるため(表 40・41 参照)、陸奥国分寺の創建期と一部重複しながらも製作時期が若干異なる可能性もある。

### C グループに基づいた瓦群の設定

C グループは、南辺東半築地 SF103C の基底面と第 4 次整地層から出土した瓦である。SF103C の基底面には多量の瓦が敷き並べられており、ここから出土した瓦には、軒丸瓦 130・222・223・225・243・431、軒平瓦 511・640・650・710・720・721A がある。また、第 4 次整地層から出土した瓦には、軒丸瓦 225・431 と軒平瓦 721A がある。これらの中から政庁の火災以前に使用された B1 群、B2 群の瓦を除くと、8 葉重弁蓮花文軒丸瓦 431、二重弧文軒平瓦 710、二重波文軒平瓦 650、均整唐草文軒平瓦 720・721A が残り、これらは火災後に新たに製作された瓦群であると考えられる。

C グループの瓦

431 は、中房蓮子構成が 1+6 をなす E 類の重弁蓮花文軒丸瓦で、小蓮弁がわずかな高まりで表現されているため輪郭がはっきりしないなど B2 群の重弁蓮花文よりさらに退化した様相を呈している。710 軒平瓦は B1 群の 511 に類似するが、弧文の側端が下方に折れ曲がる点や用いられる平瓦の種類などの点で異なるものであり、後述するように政庁跡の出土率からみて 431 と組むものと考えられる。650 の二重波文は A 群～B2 群にみられない文様であり、720・721A の唐草文も B1 群とした 660 と比べると外区の珠文がなく、唐草

の文様構成も全く異なる。

**C 群 の 設 定** これらの瓦には、A・B1・B2 群や後述する D 群には全くみられない赤褐色を基調とするものがかなり含まれているという特徴がある。また、軒平瓦に用いられる平瓦はすべてⅡB 類である。政庁跡におけるこれらの出土量をみると、431 が 106 点、710 が 147 点、650 が 88 点、720 が 10 点、721A が 367 点となり、720 以外は非常に多い点が指摘できる。これらの瓦は多賀城廃寺跡・陸奥国分寺跡ではほとんど出土していないことから(表 40・41 参照)、多賀城へ供給することを主目的として製作された瓦群と考えることができる。出土層位からみてこれらの瓦は、政庁の火災以前に使用された B1 群・B2 群に後続するものであり、火災後の復興に用いられたものと考えられる。そこで、軒丸瓦 431、軒平瓦 650・710・720・721A などこの時期に製作された瓦を C 群と仮称する。

**その他のC群の抽出** つぎに、政庁跡出土瓦のうち、組合せ、文様などの要素から C 群に位置づけられるものを以下で述べる。

細弁蓮花文軒丸瓦 310A は、D 群で述べるように、これの風化した範による 310B が春日大沢窯跡の調査で均整唐草文軒平瓦 721A の範を改変して作られた 721B と組むことが知られていることから、721A と組むことが推定される。311 と 313 は、蓮弁の形態が 310A に類似し、赤褐色を基調とすることから C 群に属すると考えられる。

重弁蓮花文軒丸瓦 G 類の 320 は、仙台市安養寺下窯跡の調査⁽⁴⁾で軒丸瓦の主体を占め、同窯跡で、軒平瓦の主体を占める C 群の 650 と組むと考えられる。また、321 は蓮弁の形態や間弁が隆線によって表現されている点で 320 に類似し、赤褐色を基調とすることから、C 群に属すると考えられる。

三重弧文軒平瓦 711 は、弧文の側端が下方へ屈曲する点や用いられる平瓦がⅡB 類である点で 710 と共通することから C 群に属すると考えられる。

このほか、赤褐色を基調とし、用いられる平瓦がⅡB 類であるという特徴をもつ軒平瓦として鋸歯文 630 と陰刻の偏行唐草文 625・626 があり、これらは C 群に属する可能性が高いものと思われる。このうち 630 は陸奥国分寺跡の山形文軒平瓦に類似する文様のものがあるが、両者は顎の形態が全く異なっている。また、624・627 は、625・626 と同様の陰刻の偏行唐草文であることから、631・632 は 630 と同様鋸歯文であることから C 群に属するものと思われる。

**SK364 出土の C 群瓦** なお、C 群の瓦が多く出土した遺構として後殿付近で検出された SK364 土壌がある。ここから 104 点の軒瓦が出土しており、A～B2 群に含まれる瓦 54 点を除くと、310A—5 点、311—3 点、320—1 点、431—9 点、624—3 点、625—1 点、626—1 点、627—1 点、632—1 点、650—4 点、710—14 点、720—1 点、721A—6 点となり、C 群とした瓦のほとんどがここに含まれていることになる。この土壌は、焼土入りのくぼみを切っており火災後の遺構よりさらに新しい点では C 群設定の基準とした SF103C と共通している。

**D グループの瓦** **D グループに基づいた瓦群の設定**

D グループは、南辺西半築地 SF108C の崩壊土、SK058・SK068 土壌から出土した瓦

である。A～C 群の瓦以外では軒丸瓦 310B・425・427、軒平瓦 721B・921 がある。

このうち細弁蓮花文軒丸瓦 310B は、C 群の 310A の範が風化した範により、また均整唐草文軒平瓦 721B は C 群の 721A の範を改変した範により作られたものである。利府町春日大沢窯跡群の発掘調査で出土した軒瓦が 310B と 721B に限られることから、両者の組合せが確定されている⁽⁴²⁾。

歯車状文軒丸瓦 427 は、仙台市安養寺中圀窯跡第 4 号窯で 310B・422・無文の軒丸瓦と共伴している⁽⁴³⁾ ことから 310B と同時期のものであることがわかる。

宝相花文軒丸瓦 425 は陸奥国分寺跡で多量に出土しており、出土量の検討から 422・423 などの宝相花文軒丸瓦とともに連珠文軒平瓦 831・830 と組むことが指摘されている⁽⁴⁴⁾。このうち 422 が安養寺中圀窯跡で 310B・427 と共伴していることから、425 などの宝相花文軒丸瓦や連珠文軒平瓦は 310B・427 と同時期のものと考えられる。

ここで、721B と単波文 921 の 2 種の軒平瓦をみると、用いられる平瓦がⅡC 類(一枚作り、凸面縄叩き目、凹面布目)に限られること、顎面文様をもつものはすべて連続的に描かれた波文であり、B1 群と C 群にみられた半截管状工具で彫った鋸歯文の退化文様としてとらえられること、さらに、顎の断面は斜辺が外反する直角三角形形状のものが多いという C 群までの瓦にみられなかった特徴をもっている。

以上のように、これらの瓦は、C 群の主要瓦 310A・721A よりも新しいものであり、軒平瓦の顎面文様、顎の形態、用いられる平瓦の点でも C 群と明瞭な差が認められることから、C 群とは時期を異にする新しい瓦群と考えられる。そこで、軒丸瓦 310B・425・427、軒平瓦 721B・921 など C 群より新しい時期に製作された瓦を D 群と仮称する。

つぎに、政庁跡出土瓦のうち組合せ、文様などの要素などから D 群に位置づけられるものについて述べる。

連珠文軒平瓦 831、連珠状文の軒平瓦 910、二重波文軒平瓦 911、連符状文軒平瓦 920 は、721B・921 と同様にいずれも用いられる平瓦がⅡC 類であり、さらに 831・911・910 は顎面文様が波文である点で、また 920 は顎の形が斜辺が外反する直角三角形形状をなす点でも 721B・921 と共通していることから、これらはすべて D 群に属すると考えられる。

宝相花文軒丸瓦 422・423 は、仙台市堤町窯跡で 831 とともに採集されている⁽⁴⁵⁾ ことにより、陸奥国分寺跡の調査で推定された連珠文軒平瓦との組合せが裏づけられ、さらに、前述した安養寺中圀窯跡で 422 が 310B・427 と共伴していることから D 群に属すると考えられる。420 も 422・423・425 と同様に宝相花文であることからこれに属するものと思われる。

重弁蓮花文 F 類の 460 は、中房蓮子がない点や小蓮弁がわずか揃まりで表現されているにすぎないことから C 群の重弁蓮花文より後出のものとみられ、D 群の可能性が高い。また、440 は蓮弁・小蓮弁の高まりがごくわずかで小蓮弁が周囲をくぼめることで蓮弁と区別しているなどの点からやはり D 群と思われる。

陰刻花文軒丸瓦 450～452 については、組み合う軒平瓦が不明などのため位置づけが困難であるが、C 群までみられない文様であることから、ここでは D 群に含めておきたい。

D 群 の 設 定

その他の D 群の抽出

なお、細弁蓮花文 310B・均整唐草文 721B の組合せは政庁跡で多量に出土するが陸奥国分寺跡では少なく、これに対し宝相花文・連珠文の組合せは逆に陸奥国分寺跡に多く、政庁跡では少ない(表 40、41 参照)。本稿では窯跡での出土状況から両組合せを同時期のものとしたが、上記の出土状況から両者は一部重複しながらも若干の時間差をもって製作された可能性も考えられる。

瓦群と政庁遺構期

A 群 これまで述べた A～D の瓦群と第 1 節で検討した政庁遺構期との関係をみると、A 群は第Ⅱ期の造営に伴う第 2 次整地層下の SD200 から出土したことから第 1 期に使用されていたもの、B1 群と B2 群は、第Ⅲ期の造営に伴って施された焼土を多量に含む第 3 次整地層などから出土したことから火災以前の第Ⅱ期に使用されていたとみてよい。また、C 群は第Ⅳ-1 期の SF103C 築地の基底面に敷かれており、それ以前に使用されていたものであることが知られ、さらに火災後の瓦であることから、第Ⅲ期に使用されていた瓦と考えることができる。第Ⅲ期には 2 小期があるが、前節で述べたように第Ⅲ-1 期が暫定的なものと考えられるので、C 群の大部分は本格的な造営である第Ⅲ-2 期に伴って製作されたものと考えられる。D 群は、出土層位が C 群よりも上であることや瓦の検討によりその製作時期が C 群よりも新しいと推定されることから、第Ⅲ-2 期の後すなわち第Ⅳ期に使用されていた瓦と考えられる。第Ⅳ期には 3 小期があるが、第Ⅳ-2 期の SB593B・SB551A の柱穴埋土中に D 群の破損瓦が含まれていることからそれ以前に存在していたとみられ、D 群の大部分は第Ⅳ-1 期の造営に伴って製作されたものと考えられる。

B1 群と B2 群の検討 このうち第Ⅱ期に使用されていたと考えられる B1 群と B2 群は、多賀城廃寺跡や陸奥国分寺跡での出土状況などから製作時期が異なり、B1 群が B2 群に先行することが知られる。したがって、第Ⅱ期造営に伴って製作された瓦は B1 群、B2 群のいずれであるかが問題となる。まず両者の軒瓦の出土量をみると、B1 群の 1,442 点に対し B2 群が 1,908 点で、後出の B2 群の方が多いため、B2 群を補修瓦とすることはできない。また、

瓦 群 ( )は仮称	軒 丸 瓦	軒 平 瓦	層位的把握	出 土 量
第Ⅰ期の瓦群 (A)	112・113	512・513	左欄 4 種の軒瓦は S D200 出土の平瓦から推定	65
(B1)	120・121・122～125 126・127・128～134 114・116	511・514・660	左欄ゴシックの軒瓦は第 3 次整地層、S F167 B・S F103B の積土より出土	1,442 (30.4%)
第Ⅱ期の瓦群(B2)	221～223・225・226 227・228・211・240 ～242・243・250・251	620・621・640・641		1,908 (38.5%)
第Ⅲ期の瓦群(C)	320・321・310 A 311・313・431	624～627・630～632 650・710・711・720 721 A	左欄ゴシックの軒瓦は S F103 C の基底面、第 4 次整地層より出土	1,031 (20.8%)
第Ⅳ期の瓦群(D)	310 B・420・422 423・425・427 440・450～452・460	721 B・831・910 911・920・921	左欄ゴシックの軒瓦は S F108 C の崩壊土、S K058、S K068 より出土	516 (10.4%)

表 42 各群軒瓦の種類と出土量

第Ⅱ期の遺構は火災前に修復された形跡が全くないことから、第Ⅱ期の途中で B2 群の瓦を用いた大規模な修復を想定することも困難である。ところで、第Ⅰ期遺構に伴うことが知られる A 群は軒丸瓦・軒平瓦合わせても 65 点しか出土しておらず、第Ⅰ期の瓦葺き建物が主要なものに限られたとしても A 群のみではあまりに少ないように思われる。これらの状況から、第Ⅱ期造営時に製作された瓦は B2 群であり、B1 群は A 群とともに第Ⅰ期の造営時に製作され、第Ⅱ期にも再使用されたものとみることが妥当であろうと考えられる。なお、多賀城廃寺跡でもその創建瓦は B1 群が主体を占め A 群はごくわずかであり、同様の傾向を示している。

これまで出土層位を軸として瓦群を設定しこれに A～D の仮称を付してきたが、ここで政庁遺構期との関係から再編成し、A 群と B1 群を第Ⅰ期の瓦群、B2 群を第Ⅱ期の瓦群、C 群を第Ⅲ期の瓦群、D 群を第Ⅳ期の瓦群とする。群ごとの軒瓦の種類と出土量について整理すると表 42 のようになる。

#### 各群軒瓦の組合せ関係

つぎに、各群の軒丸瓦と軒平瓦の組合せについて検討してみたい。

**第Ⅰ期の瓦群**：8 葉の重弁蓮花文軒丸瓦 120～134・114・116 と二重弧文軒平瓦 511・三重弧文軒平瓦 514 は以下に述べる窯跡での出土状況などから組むものと考えられる。

田尻町木戸窯跡群は、B・C 地点の発掘調査が実施されており、両地点とも出土した軒丸瓦が 120 と 121 に限られ、軒平瓦は 511-a タイプに限られる⁽⁴⁶⁾ ことから、120・121 と 511-a タイプが組むことが知られる。

色麻町日の出山窯跡群は、A 地点の発掘調査が実施されており、3 号窯と 7 号窯で 126 と 511-d タイプが共伴している⁽⁴⁷⁾ ことから、126 と 511-d タイプが組むことが知られる。また、同窯跡群の B 地点では 125 と 511-a タイプ、C 地点では 124・126・128・114・鋸歯文縁細弁蓮花文の 230・231 と 511・均整唐草文 660 が、D 地点では 122・124～127 と 511・660 が、E 地点では 511 が採集されている⁽⁴⁷⁾。これらは、採集資料のため詳細な組合せが不明であるが、後述するように鋸歯文縁細弁蓮花文軒丸瓦と組むと考えられる均整唐草文 660 を除くと軒平瓦は 511 の 1 種だけとなり、これが B～E のすべての地点にみられることから、8 葉重弁蓮花文 122～128・114 と組むことが推定される。多賀城廃寺跡の調査でも軒丸瓦 122～128・114 と軒平瓦 511 が出土しており、出土量の検討からもこれらが組むことが裏づけられる。

古川市大吉山窯跡群は発掘調査が行われていないが、断面観察から 5 基の窯があることが確認されている。この窯から採集された軒瓦は 129 と 511-a タイプとに限られており⁽⁴⁸⁾、両者は組むものと考えられる。

軒丸瓦 130～134・116 は生産窯が不明であるが、第Ⅰ期の瓦群にみられる軒平瓦のうち 512・513・660 が後述するように 8 葉重弁蓮花文軒丸瓦とは組まないことが知られることから、511・514 と組む可能性が高いものと考えられる。三重弧文軒平瓦 514 は、8 葉重弁蓮花文軒丸瓦のいずれかと組むと思われるが、種類を特定できない。

瓦群の再編成

8 葉重弁蓮花文と重弧文

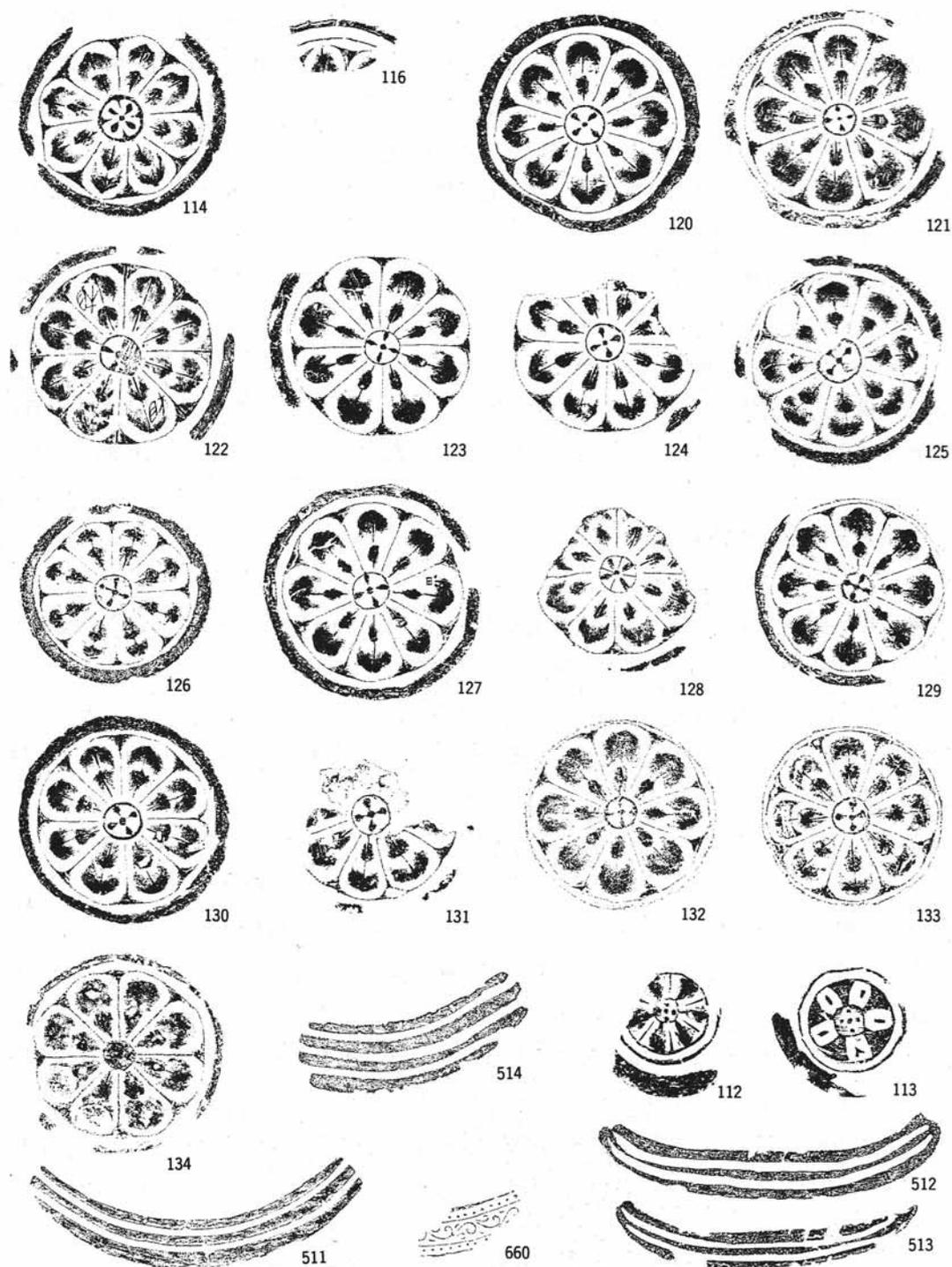


図 173 第 I 期の瓦群

6・5 葉重弁蓮花文  
と二重弧文

6 葉の重弁蓮花文軒丸瓦 112・5 葉の重弁蓮花文軒丸瓦 113 と二重弧文軒平瓦 512・513 については、前述したように、112・113 に用いられる丸瓦 I A 類と、512・513 に用いられる平瓦 I C 類-b タイプが亀岡遺跡で共伴すること、および、同遺跡で少量ながら 112・512 が採集されていることから、これらは組み合うものと考えられる。⁽⁴⁹⁾

均整唐草文軒平瓦 660 は、きわめて類似する瓦当文様をもつ平城宮跡の 6721 型式が軒丸瓦の 6282 型式と組むことが確認されており、日の出山窯跡群 C 地点の採集資料の中に 660 と 6282 型式と文様が類似する鋸歯文縁細弁蓮花文 230・231 があることなどから、230・231 と組むものと考えられる⁽⁵⁰⁾。ただし、230・231 は政庁跡では出土していない。

均 整 唐 草 文

第Ⅱ期の瓦群：この時期の瓦群の組合せ関係は複雑であるたね、まず、軒平瓦に視点を置いてこれに組む軒丸瓦の検討を行い、ついで、軒丸瓦からの検討を行う。

まず、単弧文軒平瓦 640 から検討する。640 は仙台市蟹沢中窯跡の発掘調査で重圏文 240・242 と共伴しており⁽⁶¹⁾、また、政庁跡出土の 240 と 640 の中には刻印 $\text{㊦}$  A が共通して押印された例があることから、重圏文 240・242 と組むことが知られる。これに対し、仙台市柘江窯跡の発掘調査では、5 基の窯が検出された A・B 地区から出土した軒丸瓦の大部分が 250 と同範とみられる重弁蓮花文軒丸瓦であり、軒平瓦は単弧文 640 の 1 種に限られる⁽⁶²⁾ことから、単弧文 640 は重弁蓮花文軒丸瓦 250 と組む可能性がある。また、政庁跡の西

単弧文と組む軒丸瓦

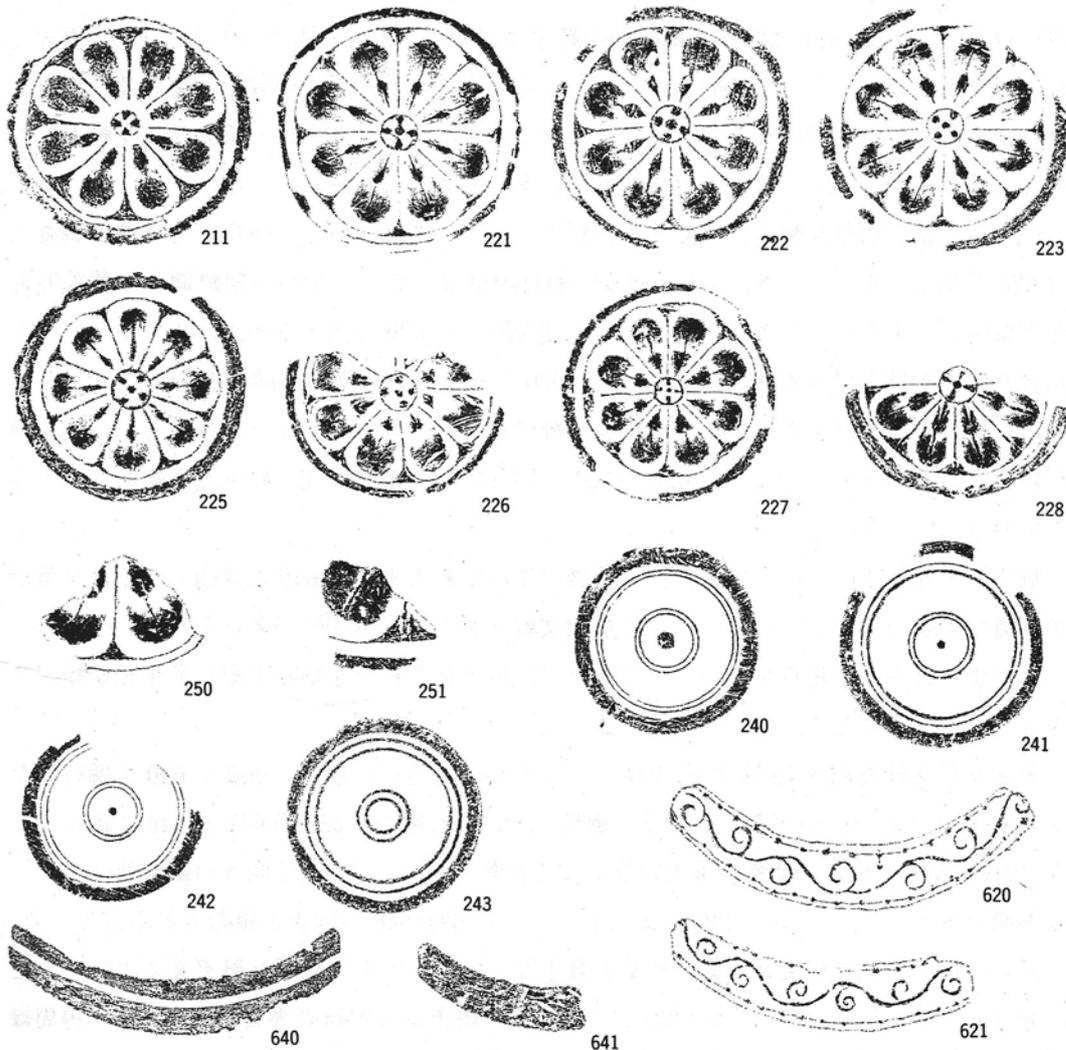


図 174 第Ⅱ期の瓦群

辺築地西側の第3次整地層では、重弁蓮花文軒丸瓦 222 が 16 点、228 が 1 点、211 が 1 点、221～228 のいずれかとみられる小破片が 9 点、重圏文軒丸瓦の 240 が 1 点、単弧文軒平瓦が 30 点、二重弧文軒平瓦 511 が 1 点の計 69 点の軒瓦が出土している。この層に含まれる瓦は築地の屋根から焼け落ちたものであり、火災前の築地に葺かれていた瓦の様相を反映しているものと理解される。したがって、軒平瓦の大部分を占める単弧文 640 は、軒丸瓦の大部分を占める 8 葉重弁蓮花文軒丸瓦と組み、中でも主体を占める 222 と組むことは確実であると考えられる。こういった状況は政庁跡出土の第Ⅱ期の瓦群における出土量の点でもみられ、重圏文が 2 割弱しかないのに対し単弧文が 6 割強を占めている(図 180、181 参照)。これらの点から、単弧文 640 は、重圏文軒丸瓦に限らず重弁蓮花文軒丸瓦とも組むことは明らかと考えられる。

偏行唐草文と組む  
軒丸瓦

つぎに、偏行唐草文軒平瓦 621 と組む軒丸瓦を検討する。陸奥国分寺跡の調査では 621 が多量に出土しており、621・620 などの偏行唐草文軒平瓦・重弧文軒平瓦(610～612)・山形文軒平瓦と重弁蓮花文軒丸瓦(222～223・225・226)との組合せがその創建期の瓦として位置づけられている⁽⁵³⁾。621 は国分寺創建期の軒平瓦の中で 4 割強を占めるものであり、重弁蓮花文軒丸瓦と組むことはまず問題のないところと考えられる。この 621 が重弁蓮花文軒丸瓦の全種類と組合せ関係をもつとは断言できないまでも、少なくとも重弁蓮花文軒丸瓦の中で主体を占める 222 とは組む可能性が高いものと考えられる。

つぎに、偏行唐草文軒平瓦 620 と組む軒丸瓦について検討する。陸奥国分寺跡の調査では 620 が微量出土しており、621 と同様の偏行唐草文であることから創建期の 8 葉重弁蓮花文軒丸瓦と組むものと考えられている⁽⁵³⁾。同寺跡での 620 の出土量がきわめて少ないため組合せ関係を確定できる状況にはないが、620 と 621 は唐草文の展開する方向が異なるものの、陽刻の唐草文であり、上下に細い隆線で結ばれた珠文を配するという点など瓦当文様が類似することから、ここでも 620 が 621 と同様に 8 葉重弁蓮花文軒丸瓦と組むものと考えておきたい。

無文と組む軒丸瓦

無文軒平瓦 641 については、顎部の特徴や用いられる平瓦が 640 と共通し、やはり蟹沢中窯跡の調査で出土している⁽⁵⁴⁾ことから重圏文軒丸瓦と組む可能性が考えられる。

これまで軒平瓦に視点をおいてみてきたが、軒丸瓦に視点移して組む軒平瓦を検討するとつぎのようになる。

重弁蓮花文と組む  
軒平瓦

重弁蓮花文軒丸瓦は 10 種あり、全体としてみれば前述した点から単弧文 640 と偏行唐草文 621・620 と組むものと考えられる。種類ごとにみた場合、222 が 621 と 640 に組むことと、250 が 640 と組む可能性が非常に高いことが知られるにすぎず、個々の組合せについては不明な点が多い。しかも、222 にみられるように 621・640 の両者と組むものもあるため、これらの重弁蓮花文軒丸瓦を偏行唐草文軒平瓦と組むものと、単弧文軒平瓦に組むものとに分けることができない。なお、221 については、陸奥国分寺跡の調査報告書で、中房周縁蓮子が多賀城跡の第Ⅰ期の瓦群の 8 葉重弁蓮花文軒丸瓦に類似することから、国分寺創建期の軒平瓦のうち最も古い様式の二重弧文軒平瓦 610～612 と組むとしている。ただし、政

庁跡では 610~612 は全く出土していない。

重圏文軒丸瓦 240・242 は前述したように単弧文軒平瓦 640、無文軒平瓦 641 と組むことが知られる。重圏文ではこのほかに 241・243 があるが、これらはいずれも瓦当文様が 240・242 に類似することから、やはり 640・641 と組むものと思われる。

第Ⅲ期の瓦群：重弁蓮花文軒丸瓦 320 と二重波文軒平瓦 650 は、仙台市安養寺下窯跡で出土した軒丸瓦・軒平瓦の中でそれぞれ主体を占める⁽⁵⁵⁾ ことから組むものと考えられる。重弁蓮花文軒丸瓦 321 は、蓮弁の形態や間弁が隆線で表現されている点で 320 と類似することから、これも 650 と組むものと思われる。

重弁蓮花文軒丸瓦 431 と重弧文軒平瓦 710 は、文様がそれぞれ第Ⅰ期の瓦群の 8 葉重弁蓮花文軒丸瓦と二重弧文軒平瓦 511 の組合せの系譜に連なるものであることと、政庁跡における出土率が近似することから、組むものと考えられる。また、710 と同様に弧の側端が下方に屈曲する三重弧文軒平瓦 711 も 431 と組むものと思われる。

細弁蓮花文軒丸瓦 310A と均整唐草文軒平瓦 721A は、これらの範を改変して作られた第Ⅳ期の瓦群の 310B と 721B が春日大沢窯跡群で組むことから、その組合せが類推される。ただし、310A の出土率は 721A のそれに比べ極端に低いため、蓮弁の形態が類似する

重圏文と組む軒平瓦

重弁蓮花文と二重波文

重弁蓮花文と重弧文

細弁蓮花文と均整唐草門

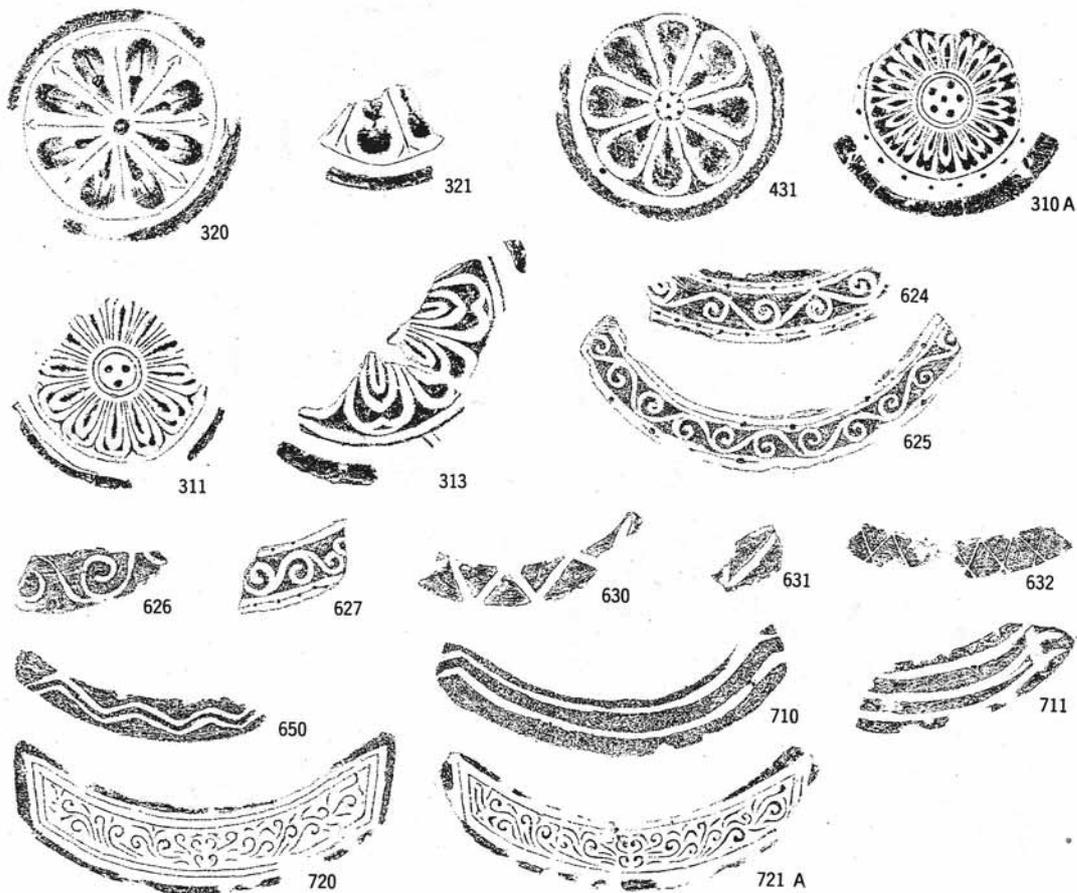


図 175 第Ⅲ期の瓦群

細弁蓮花文の 311 も 310A とともに 721A と組む可能性が高いものと考えられる。また、均整唐草文軒平瓦 720 は、区画線の本数の点を除くと唐草文が 721A ときわめて類似するものであることから、310A・311 と組むと思われる。

大形の蓮花文軒丸瓦 313、陰刻の偏行唐草文軒平瓦 624～627、鋸歯文軒平瓦 630～632 については、組む軒瓦が不明である。

細弁蓮花文と均整唐草門

第IV期の瓦群：細弁蓮花文軒丸瓦 310B と均整唐草文軒平瓦 721B は、利府町春日大沢窯跡群で多量に出土しており、出土した軒丸瓦と軒平瓦がそれぞれ1種に限られることから、その組合せが確定されている⁽⁵⁶⁾。

宝相花文と連珠文

宝相花文軒丸瓦 422・423・425 と連珠文軒平瓦 831 は、陸奥国分寺跡の調査で多量に出土している。同寺跡の調査報告書によると、宝相花文軒丸瓦(422・223・425 などの 5 種)が軒丸瓦の 35%を占め、連珠文軒丸瓦(831・830)が軒平瓦の 31.8%を占めることから、両者が組むものと考えられている。また、仙台市堤町窯跡では、422・423・831 が採集されており、これを裏づけている⁽⁵⁷⁾。以上の状況から、政庁跡から出土する 422・425 は 831 と組むものと考えられる。420 は、422・423・425 と同様に宝相花文であることから、ここでは 831 に組む可能性を考えておきたい。

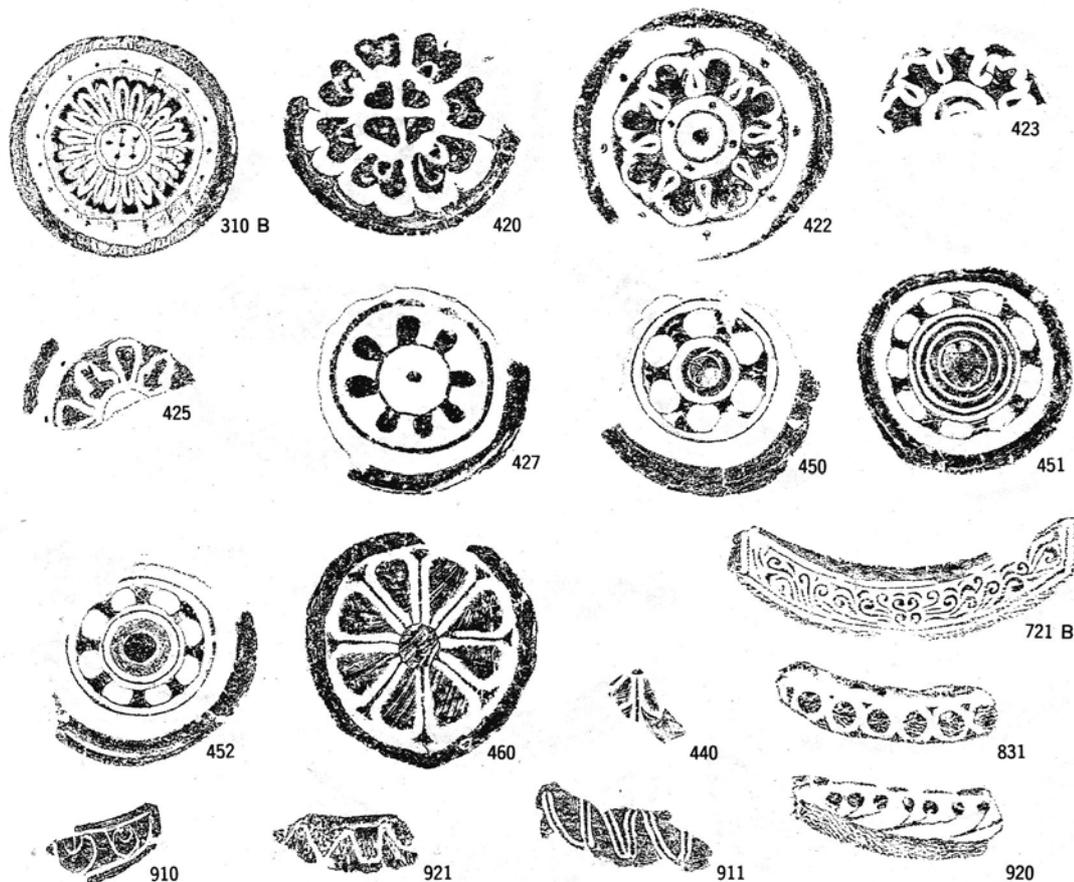


図 176 第IV期の瓦群

8葉重弁蓮花文軒丸瓦 460・440 は、第Ⅰ期から第Ⅲ期までの瓦群にみられる8葉重弁蓮花文軒丸瓦の大部分が手描きによる軒平瓦と組んでいることからみて、単波文 921 や二重波文 911 と組むものと思われる。その他 427・450～452・910・920 については組む軒瓦が不明である。

重弁蓮花文と波文

ii 丸瓦・平瓦の相対的編年

丸瓦・平瓦については整理が不十分であるため、ここでは軒瓦に用いられている丸瓦・平瓦を軸として軒瓦で検討した第Ⅰ期～第Ⅳ期の瓦群との関係をみてゆく。

丸瓦

丸瓦の種類ごとに主な特徴を示すと表 43 のようになり、これらを用いた軒丸瓦との対応関係は表 45 に示したとおりである。表 44 により、ⅠA類・ⅡB類-bタイプは第Ⅰ期の瓦群に、ⅡA類は第Ⅱ期の瓦群にのみ属するが、量的に主体を占めるⅡB類-aタイプは第Ⅰ期から第Ⅳ期までのすべての群に存在することが知られる。このⅡB類-aタイプには、胎土が緻密で砂粒をほとんど含まないものと、砂粒を含むものがあり、前者は第Ⅰ期の瓦群に属し、後者は第Ⅱ期～第Ⅳ期の瓦群に属するものと考えられる。また、ⅡB類-cタイプは、これを用いた軒丸瓦が不明であるが、胎土が緻密である点から第Ⅰ期の瓦群に属すると考えられる。

丸 瓦

平瓦

平瓦の種類ごとに主な特徴を示すと表 45 のようになり、これらを用いた軒平瓦との対応関係は表 46 に示したとおりである。表 46 により、ⅠA類-aタイプ・ⅠB類-aタイプ・ⅠC類-a・b両タイプ・ⅡA類は第Ⅰ期の瓦群に、ⅡC類は第Ⅳ期の瓦群にのみ属し、ⅡB類-aタイプは第Ⅰ期から第Ⅲ期の瓦群まで存在することが知られる。このⅡB類-aタイプは、色調と縄叩き目のあり方から、a₁：縄叩き目が平瓦の長軸に沿うものと斜方向のものが重複し、灰色ないし黒色を基調とするもの、a₂：縄叩き目が平瓦の長軸に平行し灰色ないし黒色を基調とするもの、a₃：縄叩き目が長軸に平行し赤褐色を基調とするもの、とに細分され、さらに a₂は胎土が緻密なものと、砂粒を比較的多く含むものに分け

平 瓦

	技 法	形 態	横断面	凸 面 の 痕 跡
ⅠA類	粘土板巻作り	無段丸瓦	∩ 状	平行叩き目→平行叩き目, 平行叩き目→無文叩き目 平行叩き目→平行叩き目→ヘラケズリ
ⅡA類	粘土紐巻作り	〃	∪ 状	縄叩き目→ロクロナデ
ⅡB類-aタイプ	〃	有段丸瓦	〃	〃
〃 -bタイプ	〃	〃	〃	格子叩き目→ロクロナデ
〃 -cタイプ	〃	〃	〃	矢羽根状叩き目→ロクロナデ

表 43 丸瓦各種の主な特徴

	第Ⅰ期の軒丸瓦	第Ⅱ期の軒丸瓦	第Ⅲ期の軒丸瓦	第Ⅳ期の軒丸瓦
ⅠA類	112・113			
ⅡA類		222・227		
ⅡB類-aタイプ	120～122・126・127・129	222・240・241	310A・311・431	310B・422・425・427
〃 -bタイプ	123			

表 44 丸瓦と軒丸瓦の対応関係

	技法	凹面の痕跡	凸面の痕跡	叩き目の種類・その他
I A類-aタイプ	桶巻作り	布目→ナデ→凸型台圧痕	叩き目→布目→ナデ	縄叩き目
〃 -bタイプ	〃	〃	〃	格子叩き目
I B類-aタイプ	〃	布目→布目	叩き目→ナデ	縄叩き目
〃 -bタイプ	〃	〃	〃	格子叩き目
I C類-aタイプ	〃	布目→布目	叩き目→叩き目	叩き目(縄→矢羽根, 縄→縄, 縄→平行, 格子→格子, 格子→平行)
〃 -bタイプ	〃	〃	〃	叩き目(格子→格子)・断面L状
I D類	〃	布目→ナデ	叩き目→叩き目のつぶれ	格子叩き目
II A類	一枚作り	布目(一枚布)	叩き目→ナデ	縄叩き目
II B類-aタイプ	〃	布目→ナデ	叩き目→凹型台圧痕	縄叩き目
〃 -bタイプ	〃	〃	〃	〃・凹型台側端部の圧痕
II C類	〃	布目	叩き目	〃

表 45 平瓦各類の主な特徴

	第Ⅰ期の軒平瓦	第Ⅱ期の軒平瓦	第Ⅲ期の軒平瓦	第Ⅳ期の軒平瓦
I A類-aタイプ	511-aタイプ			
I B類-aタイプ	511-bタイプ			
I C類-aタイプ	511-cタイプ・514			
〃 -bタイプ	512・513			
II A類	511-dタイプ			
II B類-a ₁ タイプ		620・621・640		
〃 -a ₂ タイプ	660	620・640	710・632・650・720・721A	
〃 -a ₃ タイプ			710・711・625・650・721A	
II C類				721B・831・910・911・920・921

表 46 平瓦と軒平瓦の対応関係

られる。このうち、a₁は第Ⅱ期の瓦群に、a₃は第Ⅲ期の瓦群に、a₂のうち胎土が緻密なものは第Ⅰ期の瓦群にのみ属し、a₂のうち胎土に砂粒を比較的多く含むものは第Ⅱ期の瓦群ないし第Ⅲ期の瓦群に属すると考えられる。

このほか、I A類-bタイプ・I B類-bタイプ・I D類は胎土が緻密な点から第Ⅰ期の瓦群に属すると考えられ、II B類-bタイプは、第Ⅲ期の瓦群の基準層である SF103C の基底面から多量に出土し、第3次整地層などのこれより古い層に全くみられないことから、第Ⅲ期の瓦群に属すると考えることができる。

### iii その他の瓦塼類の相対的編年

#### 道具瓦

鬼

板

鬼板には、重弁蓮花文鬼板 950C と鬼面鬼板 960 の 2 種がある。950C は大吉山窯跡群で軒瓦 129・511 と伴出している⁽⁵⁹⁾ ことから第Ⅰ期の瓦群に属すると考えられる。この鬼板は、多賀城廃寺跡などから出土する方形の 950B の範をアーチ形に改変して製作されたものであることから、第Ⅰ期の瓦群の中でも 950B より若干新しいものであることが知られる。960 については判然としないが、第Ⅱ期の瓦群に伴う鬼板が周囲に偏行唐草文をめぐるしたアーチ形重弁蓮花文鬼板であることが知られている⁽⁶⁰⁾ ことから、鬼面をモチーフとする 960 は第Ⅲ期以降の瓦群に属するものと考えられる。

熨

斗

瓦

熨斗瓦には幅が 14 cm 程の I 類と、4.5 cm 程の II 類がある。I 類は焼土を多量に含む SF167B 積土中から出土したことから、胎土が砂粒を多く含むものであることから、また、II

類は刻印⁽⁹⁾A が押されていることから、ともに第Ⅱ期の瓦群に属すると考えられる。

隅切瓦は、平瓦のⅠA・ⅠB類・ⅠC類-aタイプ・ⅠC類-bタイプとⅡA類が用いられていることから、いずれも第Ⅰ期の瓦群に属すると考えられる。

特殊瓦 PL.95-3 は軒平瓦 721B の範を用いて製作されていることから、第Ⅳ期の瓦群に属することが知られる。

### 博

博には裏面に挟りのないⅠA類・ⅠB類と裏面に挟りのあるⅡA類・ⅡB類とがある。ⅠA類の鹿文博と神獣文博は、側面の唐草文様の共通性から組み合うものと考えられる。側面の唐草文は仙台市燕沢遺跡の均整唐草文軒平瓦の瓦当文様と類似し、この顎面に 721B と共通する波文が描かれている⁽⁹⁾点を重視すれば第Ⅳ期の瓦群に属する可能性が考えられるが、胎土が第Ⅰ期の瓦群に近いこともあり判然としない。裏面に挟りのある文様博ⅡA類は、二次的火熱を受けている点から、火災以前の第Ⅰ期ないし第Ⅱ期の瓦群に属するものとみられる。ⅠB類・ⅡB類については不明な点が多いが、ⅠB類-bタイプの一部とⅡB類-aタイプのうち格子叩き目のものは、胎土が緻密な点から、第Ⅰ期の瓦群に属するものと考えられる。

### b 軒瓦の文様変遷

瓦の文様は軒丸瓦・軒平瓦の瓦当面にみられるほか、軒平瓦の顎面にも施されるものがある。以下ではまず各時期にみられる文様の種類とそれらの占める割合から、時期ごとに採用された文様の変遷を述べ、つぎに 2 時期以上にわたって存在する文様についてその変化を述べる。

#### i 軒丸瓦の瓦当文様

軒丸瓦の瓦当文様は、重弁蓮花文、重圏文、細弁蓮花文、宝相花文、歯車状文、陰刻花文に大別される。時期ごとの文様の変遷をみると、第Ⅰ期の瓦群ではすべて重弁蓮花文であり、8 葉のものが主体を占めるが、6 葉と 5 葉のものも若干みられる。第Ⅱ期の瓦群では、8 葉重弁蓮花文と重圏文があり、前者が 8 割強、後者が 2 割弱を占める。第Ⅲ期の瓦群では、8 葉重弁蓮花文と細弁蓮花文があり、両者はほぼ等量である。第Ⅳ期の瓦群では、細弁蓮花文、宝相花文、歯車状文、陰刻花文、8 葉重弁蓮花文があり、それぞれの割合は、細弁蓮花文が 4 割強、宝相花文が 2 割強、歯車状文が 2 割、陰刻花文が 1 割強、8 葉重弁蓮花文が 1 割未満となる。以上のことから、8 葉重弁蓮花文は次第に減少しながらも全期を通じてみられること、6 葉・5 葉の重弁蓮花文は第Ⅰ期の瓦群に、重圏文は第Ⅱ期の瓦群にのみみられること、細弁蓮花文は第Ⅲ期と第Ⅳ期の瓦群にみられること、また、宝相花文・歯車状文・陰刻花文は第Ⅳ期の瓦群にのみみられることが知られる。

このうち細弁蓮花文は、第Ⅳ期の瓦群の 310B が第Ⅲ期の瓦群の 310A の範が風化したものにより作られたものであるため文様的な変化はない。また、第Ⅰ期の瓦群の 5 葉と 6 葉の重弁蓮花文は蓮弁・間弁の形態が 8 葉重弁蓮花文と全く異なっており、これとは直接

隅 切 瓦

特 殊 瓦

博

時期ごとの文様の  
変遷

8 葉重弁蓮花文の変遷 的な関連性がないものと思われる。したがって、以下では 8 葉重弁蓮花文についてのみ文様の変遷を述べる。

部位ごとの変化 まず、蓮弁外側の圏線の有無、蓮弁・間弁・中房の形態、中房の蓮子構成、周縁蓮子の形、周縁蓮子間の区画線の有無について、第Ⅰ期の瓦群から第Ⅳ期の瓦群までの変化を文様の部位ごとに検討するとつぎのようになる。

圏線・蓮弁 蓮弁外側の圏線は、第Ⅰ期の瓦群でわずかにみられるだけ(116)で、他はすべて圏線のないものである。蓮弁についてみると、第Ⅰ期の瓦群では、平面形は端部が尖り縦断面は端部に向って高く反り上がるもの(114・116・122・124)、平面形は端部が丸味を帯び縦断面は端部に向って高く反り上がるもの(120・121・123・127・130・132)、平面形は端部が丸味を帯び縦断面は端部に向って高く盛り上がるもの(129・134)、平面形は端部が丸味を帯び縦断面は端部に向ってなだらかに盛り上がるもの(125・126・131・133)があるが、第Ⅱ期の瓦群以降ではすべて平面形は端部が丸味を帯び縦断面は端部に向ってなだらかに盛り上がるものとなる。間弁については、第Ⅰ期の瓦群ではすべて銀杏形の端部と中房まで延びる隆線からなり、端部の横断面が三角形をなすものであり、第Ⅱ期の瓦群では、これを主体としながらも銀杏形端部の横断面が蒲鉾形をなすもの(211)が加わり、第Ⅲ期の瓦群では、銀杏形の端部と中房まで延びる隆線からなり端部の横断面が蒲鉾形をなすもの(431)と、

間弁 細かい隆線による雁又形のもの(321)・錨形のもの(320)がみられ、第Ⅳ期の瓦群では、端部がわずかに広まる隆線のもの(460)となる。321の隆線による雁又形の間弁は第Ⅰ・Ⅱ期の立体的な間弁の図案化であり、320の錨形の間弁は321の変形で本来の形から離れた文様となったもの、第Ⅳ期の瓦群の460の間弁は431の間弁がさらに簡略化されたものと言えよう。中房の形態については、全期を通じて円板状のものがみられるが、第Ⅲ期の瓦群ではこれに乳頭状のもの(320)が加わる。蓮子構成については、第Ⅰ期の瓦群ではすべて1+4であり、第Ⅱ期の瓦群では1+4を主体としながらも0+4(211)がみられ、第Ⅲ期の瓦群では1+6(431)と蓮子のないもの(320)、第Ⅳ期の瓦群では蓮子のないものとなる。

中房と蓮子構成 周縁蓮子の形については、第Ⅰ期の瓦群ではすべて楔形ないし楕円形のものであるが、第Ⅱ期の瓦群では、楔形のもの(221・228)と円形のものがあり後者が主体を占め、第Ⅲ期の瓦群は円形のみとなる。周縁蓮子間の区画については、第Ⅰ期の瓦群に限り間弁状の区画帯をもつもの(114)と隆線による区画線をもつもの(128)が例外的にみられるが、他はすべて区画をもたないものである。

周縁蓮子 蓮子間の区画

ところで、多賀城の8葉重弁蓮花文の系譜を考える上で注目すべき資料として、第Ⅰ期の瓦群の114に酷似する仙台市郡山遺跡の重弁蓮花文軒丸瓦がある(図177)。この軒丸瓦



図177 郡山遺跡の重弁蓮花文軒丸瓦

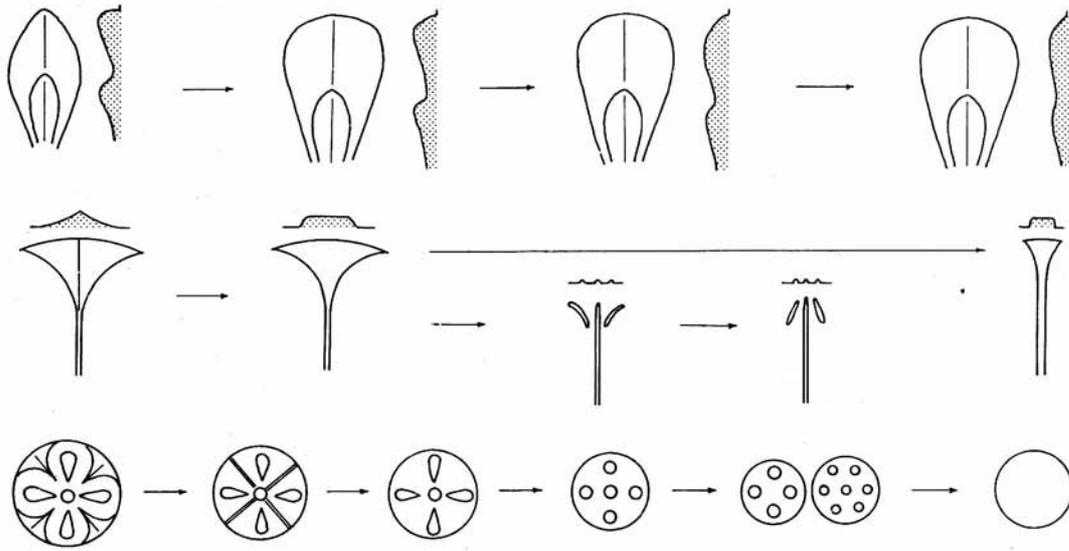


図 178 8葉重弁蓮花文軒丸瓦の蓮弁・間弁・中房の様式変遷

の文様は、円板状の中房、8葉の蓮弁、間弁、およびその外側をめぐる圏線からなる。蓮弁の平面形は端部が尖り、蓮弁・小蓮弁の上面は端部に向って高く反り上がる。間弁は横断面が三角形の銀杏形端部と中房まで延びる隆線からなる。中房の蓮子構成は1+4、周縁蓮子は小さな蓮弁状をなす楔形であり、間弁状の隆帯により区画されている。この文様は圏線がある点を除くと114ときわめて類似したものである。郡山遺跡の軒丸瓦は、ロクロ挽き重弧文軒平瓦と組むことや出土土器の様相などから政庁第Ⅰ期の瓦群よりも古い時期のものと考えられ、第Ⅰ期の瓦群の8葉重弁蓮花文軒丸瓦の祖型とみることができる。

政庁跡の8葉重弁蓮花文には前述したようにかなりのバラエティがみられるが、郡山遺跡の8葉重弁蓮花文にみられる諸特徴が最も古い様相であり、第Ⅳ期の瓦群にみられるそれが最も新しい様相であることを踏まえると、以下のような部位ごとの変遷の把握が可能となる(図 178)。すなわち、蓮弁の平面形端部は、尖るもの→丸味を帯びるもの、蓮弁の縦断面は、端部に向って高く反り上がるもの→端部に向って高く盛り上がるもの→端部に向ってなだらかに盛り上がるもの、と変化する。間弁は、端部が銀杏形でその横断面が三角形をなすもの→端部が銀杏形でその横断面が蒲鉾形をなすもの→端部がわずかに広まる隆線によるもの、と変化しており、これとは別に端部も隆線によって表現された雁又形のものや錨形のものが見られる。中房の蓮子構成は1+4→0+4→1+6・蓮子無し、周縁蓮子は小さな蓮弁状をなす楔形ないし楕円形→円形、蓮子間の区画は間弁状の区画帯→これを図案化したとみられる隆線による区画線→区画表現のないものと変化している。

以上の検討により、8葉重弁蓮花文には、蓮弁・間弁・中房のあり方がいずれも当初蓮の花に則した表現であったものが、次第に立体的要素がうすれて図案化されてゆくという変遷がとらえられる。そこで、この観点に基づいて各時期の8葉重弁蓮花文の特徴を整理しておく。

8 葉重弁蓮花文の変遷

第 期の重弁蓮花  
文

**第Ⅰ期瓦群の 8 葉重弁蓮花文** 全体の文様がわかるものは 16 種ある。蓮弁の平面形端部はやや丸味を帯びるものが主体を占めるが、郡山遺跡の軒丸瓦と同様に尖るものもみられる。蓮弁の縦断面は端部に向って高く反り上がるものを主体とするが、高く盛り上がるものや、第Ⅱ期の瓦群の 8 葉重弁蓮花文と共通するなだらかに盛り上がるものもみられる。間弁はすべて銀杏形の端部と中房まで延びる隆線からなり、端部の横断面が三角形をなす。中房の蓮子構成はすべて 1+4 であり、周縁蓮子はすべて楔形ないし楕円形をなす。周縁蓮子間に区画のないものが大部分であるが、郡山遺跡の軒丸瓦と共通する間弁状の区画帯をもつものと、これを図案化した区画線をもつものもみられる。以上のように、第Ⅰ期瓦群の 8 葉重弁蓮花文は蓮弁形態や周縁蓮子間の区画の点でバラエティがあり、これを様式的観点から古い順に整理するとつぎのようになる。

様式上の変化

I a : 蓮弁の平面形端部が尖り、縦断面が端部に向って高く反り上がり、周縁蓮子間に区画をもつもの……114・128

I b : 蓮弁の平面形端部が尖り、縦断面が端部に向って高く反り上がり、周縁蓮子間に区画がないもの……122・124

I c : 蓮弁の平面形端部がやや丸味を帯び、縦断面が端部に向って高く反り上がり、周縁蓮子間に区画がないもの……120・121・123・127・130・132

I d : 蓮弁の平面形端部がやや丸味を帯び、縦断面が端部に向って高く盛り上がり、周縁蓮子間に区画がないもの……129・134

I e : 蓮弁の平面形端部がやや丸味を帯び、縦断面が端部に向ってなだらかに盛り上がり、周縁蓮子間に区画がないもの……125・126・131・133

なお、このほか中心部を欠く資料として 116 がある。この瓦は蓮弁の形態と蓮弁の外側に圏線がめぐる点で郡山遺跡の軒丸瓦と共通しており、I a に先行する可能性があるが、中房部が不明なためここでは I a に含めておきたい。

第 期の重弁蓮花  
文

**第Ⅱ期瓦群の 8 葉重弁蓮花文** 全体の文様がわかるものは 8 種ある。蓮弁の形態はすべて共通しており、平面形端部がやや丸味を帯び、縦断面が端部に向ってなだらかに盛り上がる。間弁は、すべて銀杏形の端部と中房まで延びる隆線からなり、端部横断面は三角形をなすものが主体であるが、立体的要素のうすれた蒲鉾形をなすものもある。中房の蓮子構成は 1+4 を主体とするが、第Ⅰ期、第Ⅱ期の瓦群の原則をはずれた 0+4 もみられる。周縁蓮子は、第Ⅰ期瓦群のものと共通する楔形をなすものが若干みられるが、主体は円形をなすものである。周縁蓮子間の区画はみられない。以上のように、第Ⅱ期の 8 葉重弁蓮花文は、間弁端部の横断面形、蓮子構成、周縁蓮子の形の点でバラエティがあり、これを様式的観点から古い順に整理するとつぎのようになる。

様式上の変化

II a : 蓮子構成が 1+4、周縁蓮子が楔形で、間弁の銀杏形端部の横断面が三角形をなすもの……221・228

II b : 蓮子構成が 1+4、周縁蓮子が円形で、間弁の銀杏形端部の横断面が三角形をなすもの……222・223・225～227

Ⅱc：蓮子構成が0+4、周縁蓮子が円形で、間弁の銀杏形端部の横断面が蒲鉾形をなすもの……211

なお、このほか中心部を欠く資料として、250・251の2種がある。ともに蓮弁・間弁の形態がⅡa・Ⅱbのものと同通する。250は、柘江窯跡から出土する重弁蓮花文軒丸瓦と同範の可能性が強く、同範とすれば250は周縁蓮子が楔形をなすⅡaとなる。

**第Ⅲ期瓦群の8葉重弁蓮花文** 全体の文様がわかるものには431と320の2種がある。蓮弁の形態はともに第Ⅱ期のものと同様である。間弁は、銀杏形端部の横断面が蒲鉾形をなすもの(431)と、隆線による錨形のもの(320)がある。中房部は、円板状の中房に1+6の蓮子をもつもの(431)と、乳頭状の中房で蓮子のないもの(320)があり、前者の周縁蓮子は円形である。周縁蓮子間の区画はみられない。このほか中房部を欠く資料として321がある。蓮弁の形態は320に類似し、間弁は隆線による雁又形をなす。

第 期  
の重弁蓮花  
文

以上のように、第Ⅲ期瓦群の8葉重弁蓮花文は間弁と中房の蓮子構成の点で第Ⅰ期・第Ⅱ期の瓦群のものと大きく異なる。

**第Ⅳ期瓦群の8葉重弁蓮花文** 全体の文様がわかるものには460の1種がある。蓮弁の形態は第Ⅲ期瓦群のものと同様であるが、間弁は端部がわずかに広まる隆線によって表現され、円板状の中房に蓮子がみられない。このほか、小破片資料として蓮弁がわずかな高まりで表現された440がある。

第 期  
の重弁蓮花  
文

ii 軒平瓦の瓦当文様

軒平瓦の瓦当文様には、半截管状工具で彫った単弧文・二重弧文・三重弧文・鋸歯文、へら状工具で描いた単波文・二重波文・連珠状文、および範による均整唐草文・偏行唐草文・連珠文・連符状文とがあり、このほか無文のものがある。

時期ごとの文様の変遷をみると、第Ⅰ期の瓦群には二重弧文・三重弧文・均整唐草文があり、二重弧文が99%を占め他はきわめて少ない。二重弧文の大部分は円弧を呈するもの(511)であるが、弧の両側端が上方に屈曲するもの(512・513)も若干含まれている。第Ⅱ期の瓦群には単弧文・偏行唐草文・無文とがあり、量的には単弧文が6割と多く、偏行唐草文が4割弱、無文が微量となる。第Ⅲ期の瓦群では文様が多様で、二重弧文・三重弧文・二重波文・鋸歯文・偏行唐草文・均整唐草文がみられ、量的には均整唐草文が6割弱、二重弧文が2割強、二重波文が1割強、その他が1割弱となる。第Ⅳ期の瓦群には、単波文・二重波文・均整唐草文・連珠文・連珠状文様・連符状文があり、量的には均整唐草文が8割、連珠文と単波文が各々1割弱、その他若干となる。

時期ごとの文様の  
変遷

以上のことから、二重弧文と三重弧文は第Ⅰ期と第Ⅲ期の瓦群に、二重波文は第Ⅲ期と第Ⅳ期の瓦群に、偏行唐草文は第Ⅱ期・第Ⅲ期の瓦群に、均整唐草文は第Ⅱ期を除く各期の瓦群にみられ、単弧文と無文は第Ⅱ期の瓦群に、鋸歯文は第Ⅲ期の瓦群に、単波文・連珠文・連珠状文・連符状文は第Ⅳ期の瓦群に限定されていることが知られる。このうち手描きのものをみると、第Ⅰ期・第Ⅱ期の瓦群ではすべて弧文であり、第Ⅲ期の瓦群では弧文に鋸歯文と波文が加わり、第Ⅳ期の瓦群では波文と連珠状文となる。

弧 文 まず、第Ⅰ期から第Ⅲ期までの瓦群にみられる弧文について述べる。第Ⅰ期の瓦群の二重弧文(511)・三重弧文(514)と第Ⅱ期の瓦群の単弧文(640)と第Ⅲ期の瓦群の二重弧文(710)・三重弧文(711)は、文様が類似するほか半截管状工具で彫るという施文技法の点でも共通性をもつことから、同じ系譜に連なるものと考えられる。第Ⅲ期の瓦群の710・711は弧の両側端が下方へ屈曲する特徴をもつ。

鋸 齒 文 ・ 波 文 第Ⅲ期の瓦群にみられる鋸齒文(630)は、第Ⅰ期の瓦群の511などの顎面文様と共通するものであり、それが瓦当文様に採用されたものと考えられる。また、第Ⅲ期の瓦群の二重波文(650)は、鋸齒文を連続的に描くことから生じた文様とみられ、これが第Ⅳ期の瓦群にみられる二重波文(911)や単波文(921)へと変遷したものと考えられる。第Ⅲ期の瓦群の二重波文と第Ⅳ期の瓦群のそれを比較すると、前者の方が波長が長い。

均 整 唐 草 文 第Ⅰ期・第Ⅲ期・第Ⅳ期の瓦群にみられる均整唐草文を比較するとつぎのようになる。第Ⅰ期の瓦群の660は外区に珠文をもつもので、平城宮跡出土の6721型式の軒平瓦⁽⁶⁵⁾に酷似したものである。第Ⅲ期の瓦群の720と721Aは、上下の区画線の本数が異なるが、左右の区画線および唐草文がきわめて類似するものである。両者は唐草文が2段で表現されていることや外区に珠文がない点などで660と大きく異っており、これとは直接的な関連性がないものと思われる。第Ⅳ期の瓦群の721Bは721Aの範の側端を削り、側端の区画線を1本にした範によって作られたものであり、唐草文は細部に至るまで全く変わらない。

偏 行 唐 草 文 第Ⅱ期と第Ⅲ期の瓦群にみられる偏行唐草文は、上下に細い隆線で結ばれた珠文を配する点で共通するが、第Ⅱ期の瓦群の620・621では唐草文が陽刻であるのに対し、第Ⅲ期の瓦群の624～627ではすべて陰刻となっている。

### iii 軒平瓦の顎面文様

顎面文様は、第Ⅰ期の瓦群で97%、第Ⅲ期の瓦群で65%、第Ⅳ期の瓦群で67%の軒平瓦に施されており、第Ⅱ期の瓦群には全くみられない。文様には鋸齒文とそれを画する直線文を彫るもの、直線文のみを彫るもの、波文のみを描くものがある。鋸齒文とそれを画す直線文を彫るものは、第Ⅰ期と第Ⅲ期の瓦群にみられ、両時期には主体を占めるが、第Ⅳ期の瓦群では消滅する。直線文のみを描くものは第Ⅰ期と第Ⅲ期の瓦群のごく一部にみられる。また、波文のみを描くものは、鋸齒文を連続的に描くことから生じた文様と思われ、第Ⅳ期の瓦群に限ってみられる。

### c 製作技法の変遷

ここでは、第Ⅰ期の瓦群から第Ⅳ期の瓦群までの間にみられる製作技法の変化について、丸瓦・平瓦・軒丸瓦・軒平瓦の順に概観する。

#### 丸瓦

丸瓦は、粘土板巻き作りで無段のⅠA類、粘土紐巻き作りで無段のⅡA類、粘土紐巻き作りで有段のⅡB類に大別した。これを時期ごとにみると、第Ⅰ期の瓦群の丸瓦ではⅠA類とⅡB類のa～cタイプがあり、量的にはⅡB類-aタイプ(縄叩き目)が主体を占め、

ⅠA類・ⅡB類-bタイプ(格子叩き目)・ⅡB類-cタイプ(矢羽根状叩き目)はきわめて少ない。このうちⅠA類は断面が〇状をたすため一枚作りと誤認され易いものであるが、粘土板の合わせ目や重複する布目が観察されることから、布をかぶせた円柱状の型に粘土板を巻いて叩き締め、分割後布をかぶせた断面〇状の型台の上で調整して製作されたことが知られる。これと組む平瓦ⅠC類-bタイプも分割後に断面が円弧を呈さたいへん状の凸型台を使用して調整が行われている点で共通性がみられる。第Ⅱ期の瓦群の丸瓦では、ⅡA類とⅡB類-aタイプがあり、やはり後者が主体を占める。第Ⅲ期・第Ⅳ期の瓦群の丸瓦はすべてⅡB類-aタイプである。

以上のことから、第Ⅰ期の瓦群ではⅠA類、第Ⅱ期の瓦群ではⅡA類が若干みられるが、第Ⅰ期から第Ⅳ期の瓦群までの主体的な瓦は一貫してⅡB類であり、技法的には大きな変化がみられない。

なお、叩き目については、第Ⅰ期の瓦群に平行叩き目・無文叩き目(ⅠA類)、格子叩き目(ⅡB類-bタイプ)、矢羽根状叩き目(ⅡB類-cタイプ)が各々若干量みられるが、縄叩き目が主体で、第Ⅱ期の瓦群以降はすべて縄叩き目となる。

#### 平瓦

平瓦には桶巻き作りによるものと、一枚作りによるものがあり、調整のあり方から前者はⅠA～ⅠD類、後者はⅡA～ⅡC類に分けられる。第Ⅰ期の瓦群の平瓦には、桶巻き作りのⅠA～ⅠD類と一枚作りのⅡA類・ⅡB類がある。量的にはⅠA類が主体を占め、他は少なく、とくにⅡB類はきわめて稀である。ⅠA～ⅠD類はいずれも分割後に瓦1枚分の調整台を用いて凹面ないし凸面を調整したものであり、このため凹面には桶型段階の布目の上に調整段階のナデ、凸型台圧痕、布目が、また凸面には桶型段階の叩き目の上にナデ、叩き目、凹型台圧痕、布目などが重複する現象がみられる。これらの多くは断面が円弧形をなすが、ⅠC類のうちbタイプは両側端で折れ曲る特異な断面形をなす凸型台を用いたため〇状をなしている。一枚作りのⅡA類は凸面がナデ調整されたもので、凹面に一枚布の圧痕を残す点に特徴がある。ⅡB類については小破片のため詳細は不明である。

第Ⅱ期・第Ⅲ期の瓦群の平瓦は、すべて一枚作りによるⅡB類で、凹型台を用い凹面をナデ調整したものである。ⅡB類は凹型台の側端部の圧痕を残すbタイプと、それがみられないaタイプとに細分されるが、第Ⅱ期の瓦群の平瓦はaタイプに限られ、第Ⅲ期の瓦群の平瓦にはa・b両タイプがみられる。

第Ⅳ期の瓦群の平瓦は、すべて一枚作りによるⅡC類で、凹凸両面の調整が全くみられないものである。

以上のことから、第Ⅰ期の主体を占める桶巻き作りは第Ⅱ期以降には消滅する技法であることが知られる。第Ⅰ期の瓦群の桶巻き作りによる平瓦は、ⅠA～ⅠD類とも分割後に瓦一枚分の調整台を用いて調整したものであることは前述したとおりである。この点は、一般的にみられる分割後凹面凸面に調整を施さない桶巻き作り技法とは明瞭に異なっている。分割後無調整の桶巻き作り技法は県内では仙台市郡山遺跡⁽⁶⁶⁾、古川市名生館遺跡⁽⁶⁷⁾などの

桶 巻 き 作 り

平瓦でみられ、これと組む軒瓦の瓦当文様などの点から多賀城政庁跡の第Ⅰ期の瓦群に先行するものと考えられている。したがって、第Ⅰ期の瓦群にみられるような分割後の調整を行う桶巻き作り技法は、桶巻き作り技法の中では新しい段階のものと理解される。分割後の調整に瓦 1 枚分の調整台を使用する技法は、桶巻き作りから一枚作りへ移行する過渡的様相を示すものとして把握することができよう。

#### 一枚作り

一方、一枚作り技法は第Ⅰ期の瓦群の中で出現し、第Ⅱ期の瓦群以降はすべてこの技法による。第Ⅰ期の瓦群では凸面にナデ調整、第Ⅱ期・第Ⅲ期の瓦群では凹面にナデ調整が施されるが、第Ⅳ期の瓦群になると両面の調整が全くみられないようになる。

なお、叩き目について補足しておく、第Ⅰ期の瓦群では主体を占める縄叩き目のほかに格子・平行・矢羽根状の叩き目がみられる。桶巻き作りの平瓦の場合、桶型段階では縄叩き目と格子叩き目に限られ、調整段階では 4 種ともみられる。第Ⅱ期の瓦群以降はすべて縄叩き目となる。

#### 軒丸瓦

軒丸瓦は、すべて範に粘土を詰めて叩き締めた瓦当部に印籠つぎで丸瓦を接合し、その内外に粘土を付加して外面を叩き締め、さらに、瓦当側面を中心にヘラケズリ調整するという工程で製作されており、群による基本的な技法上の差を見い出すことはできない。ただし、細かな技法上の特徴ではある時期に限ってみられるものがあるので、以下これらの点についてみてゆく。

まず範についてみると、大部分は柱目材を用いたものであるが、第Ⅱ期の瓦群の重圏文 240 に限って木口材が用いられている。また、范文様は、第Ⅱ期の重圏文 240～243 はロクロ挽きで彫り込まれているが、他はすべて手彫りである。粘土素材の範への詰め方では、数枚の粘土板を重ねるものが一般的であるが、第Ⅰ期の瓦群の一部に限って粘土板の上に粘土塊(112・113)や粘土紐(131)を重ねる方法がとられている。瓦当部と丸瓦との接合時の叩き目は、平行叩き目と縄叩き目が第Ⅰ期から第Ⅳ期までの瓦群にみられるが、格子叩き目(123)と無文叩き目(112・113)は第Ⅰ期の瓦群の一部に限ってみられる。

#### 軒平瓦

軒平瓦の大部分は、平瓦端部に顎部の粘土を付加し、凸型台上で叩き締めた後に瓦当面や顎面に調整を加えたものであるが、第Ⅱ期の瓦群のうち偏行唐草文 620・621 の場合、顎部とは別に範に詰めた板状の瓦当部を作り、これと接合する技法がとられている。顎部の断面形は、第Ⅰ期の瓦群から第Ⅳ期の瓦群まで一貫して三角形のものが主体となっており、長方形のものは第Ⅰ期と第Ⅲ期の瓦群に若干みられ、斜辺が外反する直角三角形のものは第Ⅳ期の瓦群に限ってみられる。顎接合時の叩き目については、第Ⅰ期の瓦群では、平行叩き目・格子叩き目・縄叩き目のほか若干ながら矢羽根状叩き目がみられ多様であるが、第Ⅱ期の瓦群以降では、偏行唐草文 621 の稲妻状叩き目を唯一の例外とし、他はすべて縄叩き目である。また、瓦当面はほとんどが施文前にヘラケズリ調整されるが、第Ⅳ期の瓦群に限り若干ながら無調整で縄叩き目が残るものがある。

つぎに施文技法について述べる。瓦当面の施文には、手描きによるものと範によるものがある。ともに全期を通じてみられるが、時期ごとに両者の占める比率を比較すると、第Ⅰ期の瓦群が 99.7% : 0.3%、第Ⅱ期の瓦群が 63% : 37%、第Ⅲ期の瓦群が 37% : 63%、第Ⅳ期の瓦群が 11% : 89%となる。すなわち、第Ⅰ期の瓦群ではほとんどが手描きによるが、第Ⅱ期の瓦群以降範によるものが次第に増加し、第Ⅳ期の瓦群では逆にこれが大部分を占めるようになる。手描きによるものには、半截管状工具で彫るものと、ヘラ状工具で描くものがあり、第Ⅰ期・第Ⅱ期の瓦群ではすべて前者であるが、第Ⅲ期の瓦群には後者が加わり、第Ⅳ期の瓦群はすべて後者となる。なお、第Ⅰ期の瓦群の手描き重弧文 511-a~c タイプ・512~514 は、桶巻き作りによる平瓦を用いた軒平瓦であるが、平瓦自体にすでに分割後の調整が施されており、顎部の接合および施文の段階はロクロ挽き重弧文軒平瓦の場合とは基本的に異なる。顎面の施文はすべて手描きによっており、瓦当面の施文と同様に半截管状工具で彫るものと、ヘラ状工具で描くものがある。前者は第Ⅰ期と第Ⅲ期の瓦群に、後者は第Ⅳ期の瓦群にのみみられる。第Ⅱ期の瓦群には顎面に施文されたものはない。

#### d 文字・記号瓦類

文字・記号瓦類には、ヘラ書きによるもの、刻印によるもの、凸型台によるもの、叩き板によるもの、範によるものがみられ、その総数は 1,271 点にのぼる。これらはすべて瓦が生乾きの段階つまり生産段階で記されたものである。文字・記号が記された瓦類には、丸瓦ⅠA類・ⅡB類-a~cタイプ、平瓦ⅠA~ⅠC類・ⅡB類-a₁~a₃タイプ・ⅡC類、軒丸瓦 122・127・240、軒平瓦 511・640、鬼板 950C、熨斗瓦Ⅱ類がある。これらのうち、丸瓦のⅠA類、ⅡB類-aタイプのうち胎土が緻密なもの、ⅡB類-b・cタイプ、平瓦のⅠA~ⅠC類、軒丸瓦 122・127、軒平瓦 511、鬼板 950C は第Ⅰ期の瓦群に属し、軒丸瓦 240、軒平瓦 640、平瓦ⅡB類-a₁、および平瓦ⅡB類-a₂タイプと丸瓦ⅡB類-aタイプの一部は第Ⅱ期の瓦群に、平瓦ⅡB類-a₃タイプは第Ⅲ期の瓦群に、平瓦ⅡC類は第Ⅳ期の瓦群に属する。以下、文字・記号瓦類について時期ごとに検討してゆく。

#### 第Ⅰ期の瓦群の文字・記号瓦

第Ⅰ期の瓦群の文字・記号瓦には、ヘラ書きによるもの、凸型台によるもの、叩き板によるもの、範によるものがある。ヘラ書きによるものには、丸瓦ⅡB類の玉縁部に記された「下」「常」「木」「毛」「上」「十」「富田」「下入」(以上 PL.99-2~9)、丸瓦ⅡB類の凸面に記された「富田」、「太田」(PL.99-10)、「下」、種類不明の丸瓦凹面に記された「生」(PL.100-5)、丸瓦ⅠA類の凹面に記された「×」、平瓦ⅠA類の凸面に記された「下」(PL.100-10)、「上」(図 131-3)、「武」(図 131-4)、平瓦ⅠB類ないしⅠC類-aタイプの凹面に記された「玉造」「玉仁」「玉」「上見富」(以上図 131-5~8)、軒丸瓦 127 の瓦当面に記された「木」(図 131-9)、軒平瓦 511 の凹面に記された「新田伊良門」「新田」「コ王」「上富」「上見」(以上 PL.102-7~12)、「木」(図 131-10)があり、このほか、平瓦ⅠA類の

凸面に描かれた仏像と唐草文の戯画瓦(PL.99-1・図 131-1)がある。凸型台によるものには、平瓦ⅠA類に記された陽出文字の「小田」(PL.105-15)、「今」(PL.105-16)、「下」(図 133-1)と、平瓦ⅠC類-aタイプや軒平瓦511-cタイプに記された陰刻文字の「下今」(PL.105-8)、「下」(PL.105-10)、「今」C~F(PL.105-11~13・図 131-4)、「上」A~C(PL.105-9・図 133-2・3)、「常」(PL.105-14)、「相」(図 133-5)がある。また、叩き板によるものには、平瓦ⅠC類-aタイプに記された「大」(PL.105-17)、筈によるものには、軒丸瓦122の「相」(図 92)、軒丸瓦127の「小田」(PL.105-18)、鬼板950Cの「小田建万呂」(PL.94-3)がある。これらの総数は247点で、へら書きによるものが64%と最も多く、凸型台によるものが31%とこれにつき、その他はきわめて少ない。また、文字瓦が99%と大部分を占める。

内容 文字の内容については、「新田伊良門」と「小田建万呂」が人名であり、「新田」が「新田伊良門」と同じ軒平瓦511-cタイプの同じ位置に記されることから人名と推定され、「玉造」「富田」「太田」が人名ないし地名と推定される。その他については、1文字のみのものが多く、どういった内容のものかは判然としない。ただし、丸瓦玉縁部に記された「下」「常」「木」「毛」「上」は出土点数が多く、1文字を丸瓦玉縁部にへらで記すという共通性があり、日の出山窯跡群D地点で一括して出土している⁽⁶⁸⁾ことから、共通する意味をもつものと考えられる。また、凸型台による陰刻文字の「下今」、「下」、「今」C~F、「上」A~C、「常」、「相」は、同じ記銘方法によっていることから共通する意味をもつものと考えられる。

なお、伊東信雄は、丸瓦玉縁部に記された文字瓦のうちの「下」「上」「毛」「常」に筈による「相」を加えて、それぞれ下野もしくは下総、上総もしくは上野、毛野、常陸、相模と理解し、霊亀元年の東国の富戸を陸奥国へ配す記事などから推定される東北地方の開発に関与した関東の国に関わるものであると指摘している⁽⁶⁹⁾。

### 第Ⅱ期の瓦群の文字瓦

種類 第Ⅱ期の瓦群に記されたものとしては、刻印によるものとへら書きによるものがある。すべて文字瓦であり、記号瓦はみられない。刻印によるものには、**物**A~C、**丸**A・B、**田**A~D、**伊**、**占**、**矢**A~C(以上 PL.103、図 132)がある。これらは平瓦ⅡB類-a₁・a₂タイプと丸瓦ⅡB類に押印されることが多いが、**物**Aは丸瓦・平瓦のほか軒丸瓦240と軒平瓦640に、**丸**Aは丸瓦・平瓦のほか軒平瓦640に、**矢**Aは丸瓦・平瓦のほか軒平瓦640と熨斗瓦Ⅱ類に、**占**は丸瓦・平瓦のほか軒丸瓦223にも押されている。へら書きによるものには「伊具郡麻」(PL.100-11)、「丸子マ大万」(PL.101-3 ㊦)、「大七」(PL.101-5)「九」(PL.101-10)があり、いずれも平瓦ⅡB類に記されている。総数は898点で、刻印によるものが895点とほとんどで、へら書きによるものは4点にすぎない。

刻印瓦 **矢**Cを除く他の刻印瓦については蟹沢中窯跡で全種が出土し、柘江窯跡でも**物**A、**丸**、**田**A、**占**、**矢**B、**伊**が出土している⁽⁷⁰⁾。これらは多賀城跡で多量に出土するが、多賀城廃寺跡、陸奥国分寺跡ではほとんどみられないことから、主に多賀城へ供給することを目的に

生産された瓦と考えられる。これらは1文字だけの角印であること、生産窯でまとまって出土すること、さらに、主な供給先が限定されていることなどの特徴をもっており、共通する意味をもつものと考えられる。これについてはすでに高野芳宏、熊谷公男による検討がなされており⁽⁷²⁾、瓦の製作技法上の細かな特徴や押印場所には刻印ごとに一定の傾向性がみられることから、刻印は瓦工と密接な関連をもつものであり、具体的には瓦工名の省略形であることが推定されている。

ヘラ書きの「丸子マ大万匚」「大七」「丸」は、平瓦ⅡB類のa₁ないしa₂タイプの小破片であるが、表面が黒色を呈するなど重圈文240や単弧文640に限ってみられる特徴をもつことから、第Ⅱ期の瓦群と考えられる。

ヘラ書きの「伊具郡麻」は、凹面に刻印 $\square$ Aが押された平瓦ⅡB類の凸面に記されたもので、和名抄にみえる伊具郡麻續郷を指すものと考えられる。

### 第Ⅲ期の瓦群の文字・記号瓦

第Ⅲ期の瓦群のものとしては、平瓦ⅡB類-a₃タイプの小口面に記された刻印の「Ⅲ」(PL.105-7)が3点ある。このほか第Ⅲ期の瓦群に属する可能性が強いものとして、平瓦ⅡB類-a₂タイプの小口面にみられるヘラ書きの「子」(PL.102-2)と刻印の「+」(PL.105-6)が各1点ある。このように第Ⅲ期の瓦群の文字・記号瓦は不確実なものを含めても総数は5点にすぎない。

### 第Ⅳ期の瓦群の文字・記号瓦

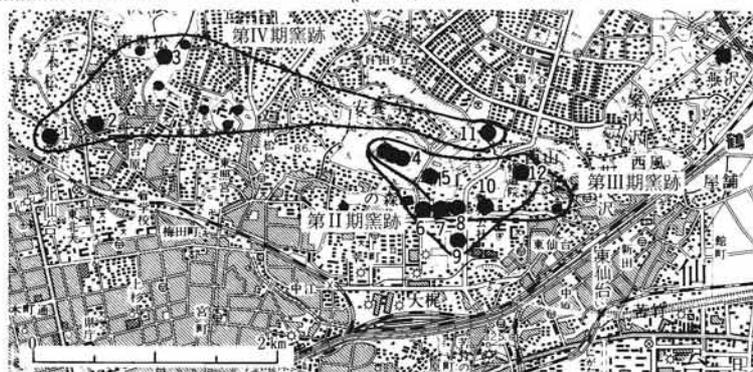
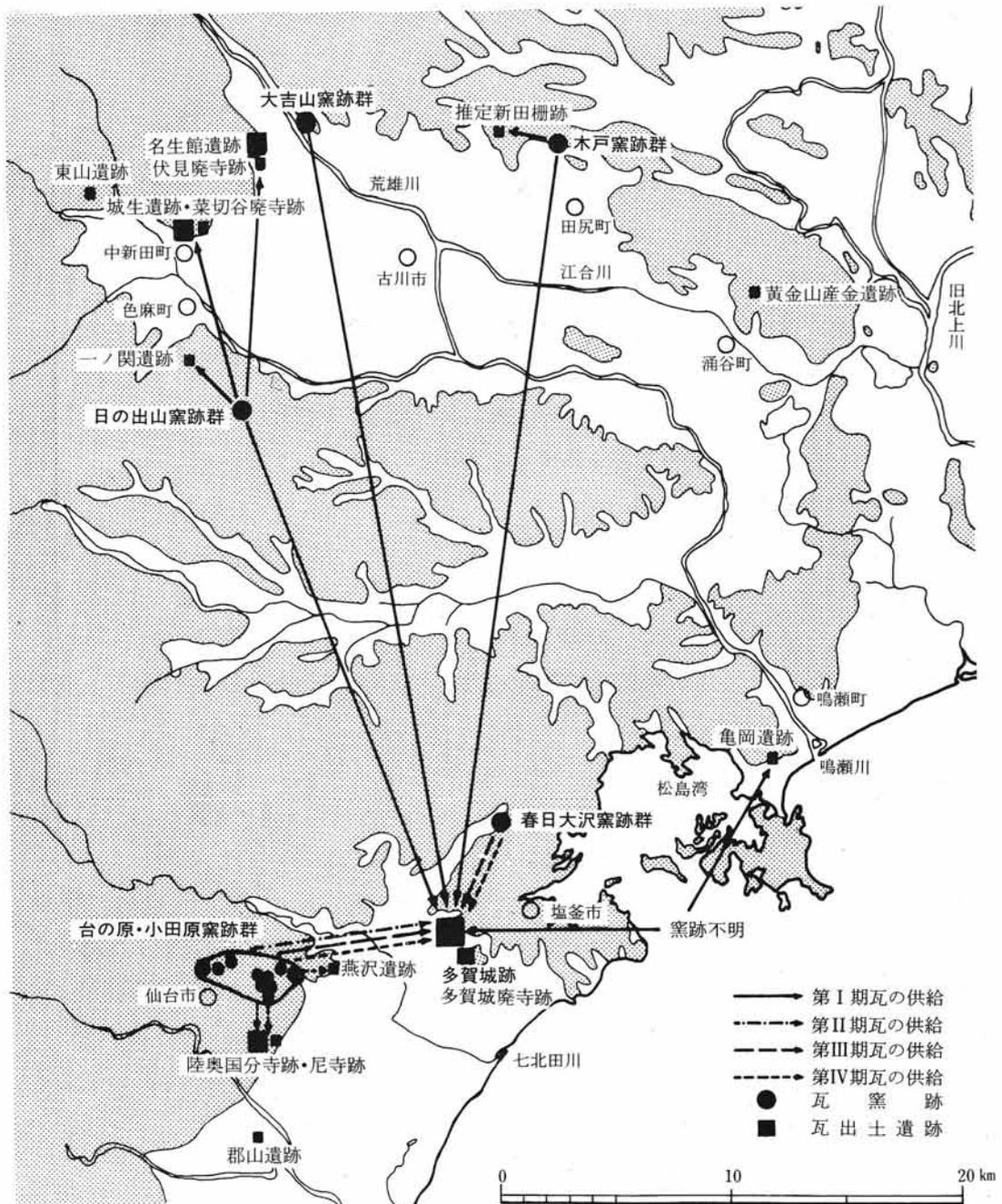
第Ⅳ期の瓦群の文字・記号瓦としては、平瓦ⅡC類の凹面にヘラ書きされた「上工」(PL.101-4)、「乙」(PL.101-6)、「大」(PL.101-7)、「井」(PL.101-8)、「 $\overset{\text{カ}}{\text{戊}}$ 」(PL.101-11)、「伊」(PL.102-2)、「 $\overset{\text{カ}}{\text{件}}$ 」(PL.102-4)、「七」(PL.102-5)。「≡」、「×」と、平瓦ⅡC類ないし丸瓦ⅡB類に記された刻印文字瓦 $\square$ (PL.105-4)、 $\square$ A・B(PL.104-15・16)、 $\oplus$ (PL.104-1)のほか、多数の刻印記号瓦(PL.104-2~14、PL.105-1~3・5)がある。総数は108点で、刻印記号瓦が45%、ヘラ書き記号瓦が36%、刻印文字瓦とヘラ書き文字瓦が各9%となり、記号瓦の割合が高い。これらのうち記号瓦については、記号そのものがきわめて限られた範囲の人々にしか理解できないものであることから、瓦を生産した工人ないし工房と関連する内容を示すものと思われる。

### 時期不明な文字・記号瓦

このほか、胎土の点から第Ⅱ期以降であることが知られるものの時期を特定できないヘラ書き瓦がみられる。これには、丸瓦凸面の「井」(PL.100-4)、「 $\overset{\text{カ}}{\text{瓦}}$ 」(PL.100-2)、「瓦瓦」(PL.100-3)、丸瓦凹面の「田」「丸」「七」「九」(以上PL.100-6~9)、「木」(図131-2)がある。

### e 瓦窯跡

ここでは、政庁跡出土瓦の窯跡についてそれぞれ位置、窯構造、焼成された瓦の種類などを時期ごとに概観する。



◀ 台の原・小田原窯跡群細部

1. 堤町窯跡
2. 堤町一本杉窯跡
3. 五本松窯跡
4. 与兵衛沼窯跡
5. 枡江窯跡
6. 蟹沢中窯跡
7. 神明社東南麓窯跡
8. 神明社東方窯跡
9. 神明社東南地区窯跡
10. 前田窯跡
11. 安養寺中田窯跡
12. 安養寺下窯跡

図 179 瓦窯跡の位置と供給先

### 第Ⅰ期の瓦群の窯跡

第Ⅰ期の瓦群の生産地としては、色麻町日の出山窯跡群、田尻町木戸窯跡群、古川市大吉山窯跡群の3箇所が知られている。いずれも多賀城跡から25～35 km離れた宮城県北部に所在し、発掘調査・断面観察によって知られた窯の構造はすべて地下式容窯である。

日の出山窯跡群は東西約1 kmの範囲にわたっており、A～Eの5地点に分れる。A地点については、1969年に発掘調査が実施されており⁽⁷³⁾、同一斜面に並ぶ7基の地下式容窯跡が検出された。このうち1基は須恵器専用窯であるが、他の6基からは多量の瓦と少量の須恵器が出土した。窯跡の中から出土した瓦をみると、軒丸瓦は重弁蓮花文126が5点、軒平瓦は二重弧文511-dタイプが40点ある。また、丸瓦はⅡB類が249点あり、平瓦にはⅠA類が1,887点、ⅠC類-aタイプが22点、ⅡA類が313点、ⅡB類⁽⁷⁴⁾・ⅡC類が335点ある。軒平瓦511-dタイプはすべての窯から出土し、軒丸瓦126は3号窯と7号窯から出土している。平瓦は、3号窯を除くといずれの窯でもⅠA類が最も多く、ⅡA類がこれにつき、ⅡB類・ⅡC類が少量もしくは皆無といった出土傾向を示している。3号窯では、平瓦ⅡB類・ⅡC類の占める割合が他に比べてかなり高いが、これは天井が崩落した後多数の完形の平瓦ⅡB類・ⅡC類が貯蔵されていたことによると考えられる。また、3号窯の操業停止後に平瓦ⅡB類・ⅡC類が貯蔵されていることから、平瓦ⅡB類・ⅡC類が、軒丸瓦126・軒平瓦511-dタイプ・平瓦ⅠA類・ⅡA類よりも新しい時期に製作された可能性が強いものと考えられる。この平瓦ⅡB類はa₂タイプで縄叩き目の単位が非常に長い特徴をもつものであり、これを用いた均整唐草文軒平瓦660と組むものとみられる。以上の出土状況から、A地点の瓦窯跡は主として軒瓦126・511-dタイプ、丸瓦ⅡB類、平瓦ⅠA類・ⅡA類を焼成したのと考えられる。

B～E地点については発掘調査が行われていないが、断面観察などからいずれも瓦窯跡とみられている⁽⁷⁵⁾。B地点では、重弁蓮花文軒丸瓦125、二重弧文軒平瓦511-aタイプ、丸瓦ⅡB類、平瓦ⅠA類・ⅠC類-aタイプ・ⅡA類が採集されており、丸瓦の中には玉縁に「上」「下」とへら書きされた文字瓦がみられる。C地点では、重弁蓮花文軒丸瓦124・126・128・114、鋸歯文縁細弁蓮花文軒丸瓦230・231、二重弧文軒平瓦511、均整唐草文軒平瓦660、平瓦ⅠA類・ⅡA類などが採集されており、511の中には凹面にへら書きされた「新田伊仁」の文字瓦がみられる。D地点では、重弁蓮花文軒丸瓦122・124～127、二重弧文軒平瓦511、均整唐草文軒平瓦660、重弁蓮花文鬼板950⁽⁷⁶⁾B、丸瓦ⅡB類のa～cタイプ、平瓦ⅠA類が採集されており、丸瓦の中には、玉縁にへら書きされた「木」「下」「常」「毛」「上」「上毛」「大」「富田」の文字瓦がみられる。また、E地点では二重弧文軒平瓦511が採集されている。

木戸窯跡群は南北0.5 kmの範囲にわたっており、A～Cの3地点に分れる。このうち、中程に位置するB地点は1958年に、南端に位置するC地点は1974年に発掘調査が実施されている。両調査とも報告書が刊行されていないため詳細は不明であるが、論文などによる紹介や略報によって概要をまとめるとつぎのようになる。

日の出山窯跡群

木戸窯跡群

B 地点の調査では、1 基の地下式窖窯が検出され、重弁蓮花文軒丸瓦 120・121 と二重弧文軒平瓦 511-a タイプ、平瓦 I A 類、丸瓦 II B 類が出土している⁽⁷⁷⁾。同地区ではこのほかに、平瓦 I A 類-a タイプの凹面に「□郡仲村郷他辺里長 二百長丈マ咎人」とヘラ書きされた文字瓦が採集されている⁽⁷⁸⁾。上記の発掘調査はこの採集地点を対象に実施されたものである。

C 地点の発掘調査では、2 基の地下式窖窯が検出され、重弁蓮花文軒丸瓦 120・121 と二重弧文軒平瓦 511-a タイプ、平瓦 I A 類、丸瓦が出土している⁽⁷⁹⁾。

北端の A 地点については発掘調査が行われていないが、断面観察から 7 基以上の地下式窖窯跡が存在することが確認されており、重弁蓮花文軒丸瓦、二重弧文軒平瓦、平瓦などが採集されている⁽⁸⁰⁾。このほか、A 地点では重弁蓮花文鬼板の小破片が採集されており⁽⁸¹⁾、蓮弁の形態および裏面にみられる篲の子状の圧痕から、950A ないし B かと思われる。以上述べたように同窯跡群の軒丸瓦は 120・121 の 2 種に、軒平瓦は 511-d タイプの 1 種に、平瓦は I A 類の 1 種に限られる。

### 大吉山窯跡群

大吉山窯跡群については発掘調査は行われていないが、断面観察により、同一斜面に 5 基の地下式窖窯が存在することが確認されている⁽⁸²⁾。ここから採集された瓦⁽⁸³⁾には、重弁蓮花文軒丸瓦 129 が 3 点、二重弧文軒平瓦 511-a タイプが 1 点、重弁蓮花文鬼板 950C が 2 点のほか、平瓦 I A 類-a タイプ、丸瓦 II B 類がある。丸瓦の中には玉縁にヘラ書きされた「下」「毛」の文字瓦がみられる。なお、鬼板 950C は、日の出山窯跡群 D 地点の方形鬼板 950B の範をアーチ型に改変して作られたものである⁽⁸⁴⁾。

### 3 窯跡群の操業時期

3 窯跡群の操業時期についてはつぎのように考えられる。日の出山窯跡群では瓦の種類が非常に多く、前項で述べた 8 葉重弁蓮花文軒丸瓦の様式からみると、I a (114・128)、I b (122・124)、I c (123・127)、I e (125・126)がある。これに対し、木戸・大吉山両窯跡群では瓦の種類が少なく、8 葉重弁蓮花文軒丸瓦の様式からみると前者に I c (120・121)、後者に I d (129)があるにすぎない。

第 I 期の瓦群の 8 葉重弁蓮花文は、様式的には I a → I e の順に並べられることはすでに述べたとおりである。このうち日の出山窯跡群にみられる I e の軒丸瓦は、様式的に最も新しいものであるとともに、桶巻き作りより後出の技法である一枚作りによる平瓦 II A 類を用いた 511-d タイプと組むものであり、桶巻き作りの平瓦を用いた 511-a ~ c タイプと組む I a ~ I d の軒丸瓦と区別されることから、製作時期の点でも最も新しいものと考えられる。また、I b・I c と I d の軒丸瓦の製作時期については、それぞれに組む重弁蓮花文鬼板 950B と 950C の関係からその前後が知られる。950C は方形鬼板 950B の範をアーチ型に改変して作られたものであり、大吉山窯跡での資料により I d の軒丸瓦と組むものと考えられる。一方、950B は日の出山窯跡群 D 地点で I b・I c・I e の軒丸瓦とともに採集されているが、950B が 950C より古いことから、I b ないし I c の軒丸瓦と組むものと考えられる。したがって、I b・I c の軒丸瓦は、950 の範が日の出山窯跡から大吉山窯跡へ移動する前に製作されたもの、I d の軒丸瓦はその後に製作されたものと考えられる。

えることができる。

以上のことから、I b・I c、I d、I eの3者は製作時期の点でも若干の時間差を持つ可能性が強いものと考えられる。I a、I b、I cの関係については論証し得ないが、これと同様に若干の時間差を持つと仮定すれば、第Ⅰ期の瓦群の窯の中では日の出山窯跡群が最も早く操業を開始し、中断期間があるものの最後まで活動していたこと、木戸窯跡群はその途中の1時期に、そして大吉山窯跡群は、木戸窯跡群の後で日の出山窯跡群の最終期より1時期前に操業していたものと推定することが可能である。

なお、日の出山窯跡群で生産された瓦は、多賀城跡・多賀城廃寺跡のほかに中新田町の菜切谷廃寺跡⁽⁸⁵⁾(122~124・126~128・511 など)、色麻町の一の関遺跡⁽⁸⁶⁾(511・230 または231・文字瓦「木」など)に供給されている。また、日の出山ないし大吉山窯跡群で生産されたとみられる文字瓦「毛」が宮崎町東山遺跡⁽⁸⁷⁾で出土し、木戸窯跡群で生産されたとみられる8葉重弁蓮花文軒丸瓦と二重弧文軒平瓦511は推定新田柵跡で出土している⁽⁸⁸⁾。このほか、窯跡を特定できないものの同時期と思われる8葉重弁蓮花文軒丸瓦が古川市の名生館遺跡⁽⁸⁹⁾と伏見廃寺跡に存在し、二重弧文軒平瓦511が伏見廃寺跡⁽⁹⁰⁾で出土している。このうち菜切谷廃寺跡は賀美郡の中心的官衙施設である城生遺跡⁽⁹¹⁾の付属寺院跡、名生館遺跡が玉造柵ないし玉造郡衙跡、伏見廃寺跡がその付属寺院跡と推定されており、県北部に所在するこれらの施設が多賀城第Ⅰ期と同じ時期に造営あるいは修造され、これに3窯跡群の瓦が用いられたものと考えられる。ここに多賀城第Ⅰ期の窯が遠隔地である県北部に設けられた理由の一つがうかがえる。

供 給 先

### 第Ⅱ期の瓦群の窯跡

第Ⅱ期の瓦群の生産地としては、仙台市柵江窯跡と蟹沢中窯跡が知られている。このほかに、第Ⅱ期の瓦群が採集され、焼土の散布や地形の点などから付近にこれを焼成した窯跡の存在が推定されるものとして、仙台市の神明社東方窯跡、神明社東南麓窯跡、神明社東南地区窯跡、安養寺中窯跡、安養寺下窯跡、前田窯跡がある。これらの窯跡はすべて仙台市北部の東西に延びる台の原・小田原丘陵に位置している。この丘陵上にある窯跡は一括して台の原・小田原窯跡群と呼ばれることもある。多賀城跡からは南西に9 km前後の距離にある。

柵江窯跡は1977年から1979年にわたり発掘調査が実施されており⁽⁹²⁾、A地区で1基の半地下式窖窯が、またこの東に隣接するB地区では4基の半地下式窖窯が並んで検出されている。窯跡の存在するA・B地区の出土瓦類をみると、250と同範とみられる重弁蓮花文軒丸瓦37点、細弁蓮花文軒丸瓦310Aが1点、単弧文軒平瓦640が5点、重弁蓮花文鬼板が1点、隅切瓦が19点、熨斗瓦が1点、塀1点のほか多量の平瓦ⅡB類と丸瓦ⅡB類がある。平瓦・丸瓦の中には刻印物A、田A、田、伊、矢B、田、田の文字瓦がみられる。窯のうち1基は全く瓦が出土していないが、1号窯では重弁蓮花文軒丸瓦が1点、2号窯では物Aの刻印瓦が1点、3号窯では重弁蓮花文軒丸瓦が3点と丸Aの刻印瓦3点、4号窯では重弁蓮花文軒丸瓦1点と物Aの刻印瓦1点が出土している。重弁蓮花文軒丸瓦と刻印瓦の

柵 江 窯 跡

あり方からみてこれらの窯は同時期のものと考えられる。なお、B地区の南のC地区では、工房跡とされる竪穴住居跡2棟と掘立柱建物跡8棟が検出され、重弁蓮花文軒丸瓦2点と細弁蓮花文軒丸瓦310Aの5点をはじめ多量の平瓦・丸瓦が出土している。調査報告書では、竪穴住居跡と掘立柱建物跡が組むことや、竪穴住居跡が内部施設に瓦を使用していることなどから瓦製作の工房跡と性格づけし、A・B地区の窯跡が使用停止した後の細弁蓮花文軒丸瓦310Aを製作した時期のものと考えている。

**蟹 沢 中 窯 跡** 蟹沢中窯跡は、1971年に発掘調査が実施されており、同一斜面に並ぶ2基の平窯跡が検出された。うち第2遺構とされる1基は遺存状況が良く、平瓦を積み重ねて窯壁としたことが知られる。出土した瓦類には、多量の重圏文軒平瓦240・242と少量の単弧文軒平瓦640のほか、丸瓦ⅡB類、平瓦ⅡB類、塼があり、丸瓦・平瓦の中には、**物**A~C、**丸**A・B、**田**A~D、**伊**、**占**、**矢**A・B、**行**、**夫**、**円**、**舎**の刻印を押したものが合わせて282点含まれている。瓦の詳細な出土状況が不明であるが、第2遺構の窯跡からは重圏文軒丸瓦2点と全種類の刻印瓦が出土し、第3遺構の窯跡からは多量の重圏文軒丸瓦(240・242)、少量の単弧文軒平瓦640、全種類の刻印瓦が出土している。両窯跡は刻印瓦と軒丸瓦のあり方からみて同時期のものと考えられる。なお、このほか付近から重圏文軒丸瓦243が出土しており、また、出土場所が不明なものに無文軒平瓦641がある。

**そ の 他 の 窯 跡** その他の窯跡については実態が不明であるため、採集されている第Ⅱ期の瓦群を記すにとどめたい。神明社東方窯跡では偏行唐草文軒平瓦620が、神明社東南地区窯跡では重弁蓮花文軒丸瓦222と偏行唐草文軒平瓦621が、神明社東南麓窯跡では単弧文軒平瓦640と**物**・**田**の刻印瓦⁽⁹⁵⁾が、安養寺中窯跡では単弧文軒平瓦640、偏行唐草文軒平瓦620と**丸**Aの刻印瓦⁽⁹⁶⁾が、前田窯跡では**伊**の刻印瓦⁽⁹⁷⁾が、また、安養寺下窯跡では重弁蓮花文軒丸瓦222⁽⁹⁷⁾が、それぞれ採集されている。このうち、安養寺下窯跡は発掘調査により主として第Ⅲ期の瓦群の320と650を焼成した窯跡であることが知られており、222はこの灰原から出土したものである。

**供 給 先** なお、これらの窯で生産された瓦は、多賀城跡のほかに陸奥国分寺跡⁽⁹⁸⁾(222・240・620・621など)、国分尼寺跡⁽⁹⁹⁾(222・620・621など)と多賀城廃寺跡⁽¹⁰⁰⁾(222・240・620など)に供給されている。

以上のように、第Ⅱ期の瓦群を生産した窯跡についてはその一部しか実態が把握されていないため、瓦窯跡を視点とした詳細な検討はできない状況にあるが、第Ⅰ期の瓦群の窯跡とは位置、窯構造の点で大きく異なっている点が指摘されよう。

### 第Ⅲ期の瓦群の窯跡

第Ⅲ期の瓦群の生産地としては、仙台市安養寺下窯跡が知られている。このほか、第Ⅲ期の瓦群が採集され、地形などの点から付近にこれを焼成した窯跡の存在が推定されるものとして、仙台市神明社東方窯跡、神明社東南麓窯跡、与兵衛沼窯跡、利府町春日大沢窯跡群がある。安養寺下窯跡・神明社東方窯跡・神明社東南麓窯跡・与兵衛沼窯跡の4窯跡は第Ⅱ期と同様台の原・小田原丘陵にあり、春日大沢窯跡群は多賀城の北方約6kmに位置

している。

安養寺下窯跡は、1972年に発掘調査が実施されており⁽¹⁰¹⁾、同一斜面に並ぶ3基の半地下式窖窯跡が検出された。出土瓦には重弁蓮花文軒丸瓦320、種類不明の重弁蓮花文軒丸瓦小片、二重波文軒平瓦650、二重弧文軒平瓦、丸瓦ⅡB類、平瓦ⅡB類がある。3基とも多量の丸瓦・平瓦が出土しており、2号窯では多量の二重波文軒平瓦650が、また3号窯では種類不明の重弁蓮花文軒丸瓦の小破片と二重弧文軒平瓦が出土している。このうち、2号窯は650が多く出土したことにより第Ⅲ期の窯跡であることが知られる。また、軒瓦の出土点数の記載が不明瞭であるが、この調査で出土した軒丸瓦の多くが320であり、軒平瓦の多くが650であるとされることから、320と650が組むと考えられる。なお、1号窯は軒瓦が出土していないため、また3号窯については、重弁蓮花文軒丸瓦が周縁部の小破片であり、二重弧文軒平瓦が陸奥国分寺創建期の610と政庁跡第Ⅲ期の瓦群の710のいずれであるか確定できないことから、これらの位置づけは差し控えておきたい。

安養寺下窯跡

神明社東方窯跡、神明社東南麓窯跡と与兵衛沼窯跡では、細弁蓮花文軒丸瓦310Aが採集されており⁽¹⁰²⁾、春日大沢窯跡では、後述する第Ⅳ期の瓦群の窯跡とは地点を別にして重弁蓮花文軒丸瓦431が採集されている⁽¹⁰³⁾。

その他の窯跡

なお、これらの窯で生産された瓦は多賀城跡のほかにも多賀城廃寺跡(310A)に少量ながら供給されている。

#### 第Ⅳ期の瓦群の窯跡

第Ⅳ期の瓦群の生産地としては、利府町春日大沢窯跡群と仙台市安養寺中囿窯跡・五本松窯跡が知られており、このほか、第Ⅳ期の瓦群が採集され、地形などの点から付近にこれを焼成した窯跡の存在が推定されるものとして、仙台市堤町窯跡、堤町一本杉窯跡がある。第Ⅲ期の瓦群の窯跡と同様に、春日大沢窯跡以外のものは台の原・小田原丘陵に位置しているが、その分布は第Ⅱ期・第Ⅲ期の窯跡よりも西方に広がっている。発掘調査によって知られた窯構造はすべて半地下式窖窯である。

春日大沢窯跡群は、1936年に発掘調査が実施されており⁽¹⁰⁴⁾、同一斜面に並ぶ5基の半地下式窖窯跡が検出された。出土した瓦には、細弁蓮花文軒丸瓦310B(図版に9点)、均整唐草文軒平瓦721B(図版に14点)、凸面縄叩き目の平瓦、有段の丸瓦がある。窯ごとの出土状況は判然としないが、軒丸瓦・軒平瓦とも1種に限られることなどから、310Bと721Bが組むことが知られ、またこれらの窯が同時期のものと考えられる。

春日大沢窯跡群

安養寺中囿窯跡は、1966年に発掘調査が実施されており⁽¹⁰⁵⁾、同一斜面に並ぶ5基の半地下式窖窯跡が検出された。第1号窯跡からは細弁蓮花文軒丸瓦310Bが1点と宝相花文軒丸瓦422(点数不明)が、第2号窯跡からは422が3点、第3号窯跡からは310B・422・均整唐草文軒平瓦721B(いずれも点数不明)が出土した。また、第4号窯跡では、敷瓦の上から10点の完形軒丸瓦が出土している。完形軒丸瓦には細弁蓮花文310B7点、歯車状文427が1点、無文のものが2点あり、また、敷瓦の下部から出土したものに宝相花文軒丸瓦422がある。このほか、破壊の著しい第6号窯跡を除く各窯跡からは丸瓦ⅡB類、平瓦ⅡC

安養寺中囿窯跡

類が多量に出土している。これらの窯跡は、422 が共通してみられることなどから同時期のものと考えられる。

**五本松窯跡** 五本松窯跡は、1972年に発掘調査が実施されており、同一斜面に並ぶ2基の半地下式窖窯が検出された。1号窯からは、軒丸瓦の小破片6点と平瓦・丸瓦が出土し、2号窯からは、丸瓦・平瓦が出土している。軒丸瓦のうち1点は歯車状文427かとされている。丸瓦はⅡB類であり、平瓦はⅡC類である。なお、同窯跡ではこのほかに細弁蓮花文軒丸瓦310Bと均整唐草文軒平瓦721Bが採集されている⁽¹⁰⁷⁾。

**堤町窯跡** 堤町窯跡は、瓦が詰った灰層を断面で観察したことにより推定されている窯跡である⁽¹⁰⁸⁾。ここから採集された瓦には、宝相花文軒丸瓦422・423、素弁8葉蓮花文軒丸瓦、連珠文軒平瓦831、罎の刻印瓦、「田」のへら書き瓦などがある。

**堤町一本杉窯跡** 堤町一本杉窯跡は、破壊された窯の痕跡がかすかに認められたことから確認されたものである⁽¹⁰⁹⁾。採集された瓦類には、宝相花文軒丸瓦425、均整唐草文軒平瓦(陸奥国分寺跡調査報告書の第2類)、埴がある。

**供給先** なお、これらの窯で生産された瓦は、多賀城跡のほかに陸奥国分寺跡(310B・422・423・425・427・721B・831など)、多賀城廃寺跡(310B・422・425・427・721B)、仙台市燕沢遺跡⁽¹¹⁰⁾(310B・427)に供給されている。

#### f 瓦群と遺構期

まず、前項で述べた各瓦群に属する瓦の種類を整理して示すと表47のようになる。

**各期の瓦群の出土比** このうち、軒瓦について各群の出土量と各種類の占める割合は図180、181のとおりである。軒丸瓦では、第Ⅱ期の瓦群が46%と最も多く、第Ⅰ期の瓦群が23%、第Ⅲ期の瓦群が17%、第Ⅳ期の瓦群が13%の順となり、軒平瓦では、第Ⅰ期の瓦群が36%と最も多く、第Ⅱ期の瓦群が33%、第Ⅲ期の瓦群が24%、第Ⅳ期の瓦群が8%の順となる。各群の軒丸瓦と軒平瓦の比率が対応しない点もあるが、軒瓦全体としては、第Ⅰ期の瓦群が3割前

	第Ⅰ期の瓦群	第Ⅱ期の瓦群	第Ⅲ期の瓦群	第Ⅳ期の瓦群	
瓦 の 種 類	軒丸瓦	112・114・116・120 ～134	211・221～223・225～ 228・240～243・250 251	310A・311・313・320 321・431	310B・420・422・423・ 425・427・440・450～ 452・460
	軒平瓦	511～514・660	620・621・640・641	624～627・630～632 650・710・711・720 721A	721B・831・910・911 920・921
	丸瓦	ⅠA類 ⅡB類-a～cタイプ	ⅡA類 ⅡB類-aタイプ	ⅡB類-aタイプ	ⅡB類-aタイプ
	平瓦	ⅠA類-a～dタイプ ⅡA類 ⅡB類-a ₂ タイプ	ⅡB類-a ₁ ・a ₂ タ イプ	ⅡB類-a ₂ ・a ₃ タ イプ	ⅡC類
	道具瓦	鬼板950C 隅切瓦(平瓦ⅠA～ ⅠC類・ⅡA類を用 いたもの)	鬘斗瓦Ⅰ類・Ⅱ類		特殊瓦(721Bの範を 用いたもの)

表47 各期の瓦類

後、第Ⅱ期の瓦群が4割前後、第Ⅲ期の瓦群が約2割、第Ⅳ期の瓦群が約1割を占めるとみてよい。第Ⅰ期の瓦群の量を基準にすると、第Ⅱ期～第Ⅳ期の瓦群の量はいずれも小規模な補修によって生じたものとは考え難い量であり、創建以後3回にわたって大規模な瓦の葺き替えが行われたことが推定される。以下では、遺構期ごとに製作された瓦および使用された瓦の様相を述べる。

3回の大規模な葺き替え

### 第Ⅰ期

この時期に製作された瓦は第Ⅰ期の瓦群であり、軒瓦には、8葉重弁蓮花文軒丸瓦(120～134・114・116)と二重弧文軒平瓦(511)・三重弧文軒平瓦(514)の組合せと、6葉・5葉の重弁蓮花文軒丸瓦(112・113)と二重弧文軒平瓦(512・513)の組合せがあり、このほか均整唐草文軒平瓦(660)がみられる。量的な比率では、8葉重弁蓮花文と二重弧文・三重弧文の組合せが9割強と主体を占め、他はきわめて少ない。

創建の瓦

第Ⅰ期の建物跡はすべて掘立式のものであり、この期間中に建て替えがみられないことから、主要建物が当初から瓦葺きであったと考えられる。第Ⅰ期の8葉重弁蓮花文は様式的にIa～Ieに分けられこれらには若干の時間差があった可能性が考えられるが、いずれも創建の造営期間中に製作された瓦と考えられる。ただし、均整唐草文軒平瓦660は、これに用いられる一枚作りのⅡB類平瓦が、日の出山窯跡群A地点の発掘調査でIeの軒丸瓦126や軒平瓦511-dタイプを焼成した窯が崩落した後に貯蔵されていることや、660の文様が第Ⅰ期の瓦群の主体を占める二重弧文とは全く異なるものであること、さらに出土量もきわめて少ないことから、補修瓦の可能性が高いと考えられる。

当初から瓦葺

補修瓦

### 第Ⅱ期

この時期に製作された瓦は第Ⅱ期の瓦群であり、軒瓦には、8葉重弁蓮花文軒丸瓦(221～223・225～228・211・250・251)と単弧文軒平瓦(640)・偏行唐草文軒平瓦(620・621)の組合せと、重圈文軒丸瓦(240～243)と単弧文軒平瓦(640)・無文軒平瓦(641)の組合せがある。量的な比率は、単弧文軒平瓦が両者に共通しているため軒丸瓦でみると、前者が約8割、後者が約2割となる。

第Ⅱ期の製作瓦

この時期の造営は、第Ⅰ期の掘立柱建物を全面的に礎石建物に改築したものであり、第Ⅰ期の瓦が大量に破損したとは想定できないことから、第Ⅰ期の大部分の瓦が第Ⅱ期にも再利用されたものと推定される。これを前提に軒瓦の出土量からみると、第Ⅱ期には大部分の第Ⅰ期の瓦群とこれを上回る量の第Ⅱ期の瓦群とが用いられたことになり、瓦葺きの軒総長が第Ⅰ期よりも大幅に増大したものと推定される。ここで注目されるのは、西辺築地西側の第3次整地層出土の瓦であり、これらの瓦が築地の焼失時に落下したものであることから、第Ⅱ期では主要建物のほかに築地も瓦葺きであったことが知られる。ところで、前節で述べた第Ⅰ・Ⅱ期の建物と築地の規模を基にこれらの軒総長を試算すれば、両期はほぼ等しく、それぞれの期の軒総長に占める築地部分の割合は、第Ⅰ期で約7割、第Ⅱ期で約5割となる。このことをふまえると、出土軒瓦の様相から推定された第Ⅱ期の瓦葺きの軒総長が第Ⅰ期に比べ大幅に増大した主要因は、第Ⅱ期になって築地も瓦葺きになった

再利用の瓦

瓦葺きの築地

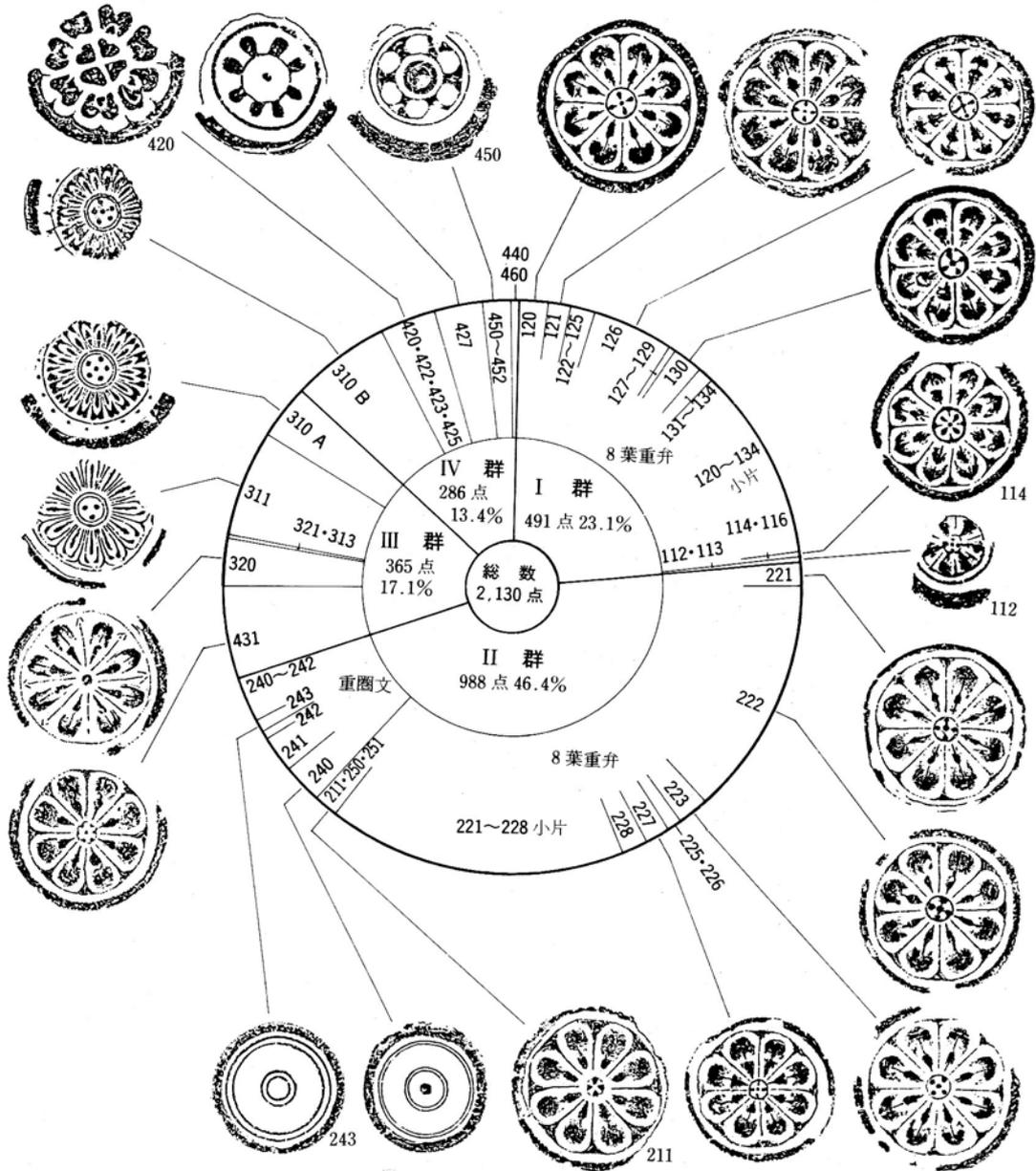


図 180 軒丸瓦種類別の出土比率

ことにあると考えられよう。なお、西辺築地西側の第 3 次整地層から出土した瓦のほとんどが第 II 期の瓦群である(表 12)こともこの状況を反映しているものとみられる。

第 III 期

第 期 の 製 作 瓦

火災後の造営であるこの時期に製作された瓦は第 III 期の瓦群である。軒瓦には、細弁蓮花文軒丸瓦 (310A・311) と均整唐草文軒平瓦 (721A・720) の組合せ、重弁蓮花文軒丸瓦 (431) と二重弧文軒平瓦 (710)・三重弧文軒平瓦 (711) の組合せ、重弁蓮花文軒丸瓦 (320・321) と二重波文軒平瓦 (650) の組合せがあり、このほか大型の蓮花文軒丸瓦 (313) や陰刻の偏行唐草文軒平瓦 (624~627)・鋸歯文軒平瓦 (630~632) がみられる。量的な比率では、細弁蓮花文と均整唐草文の組合せが約 5 割と最も多く、重弁蓮花文と二重弧文・三重弧文の組合

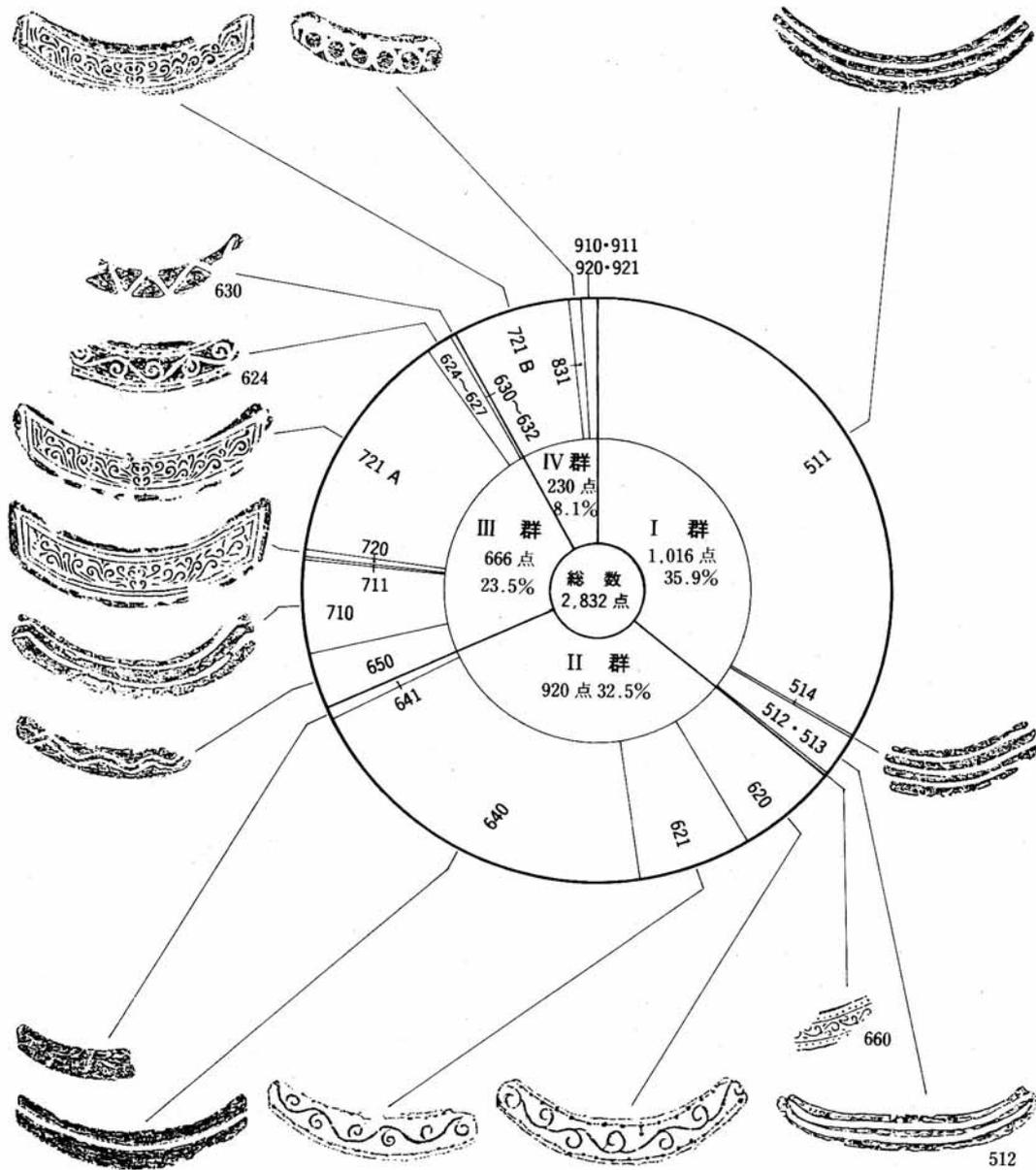


図 181 軒平瓦種類別の出土比率

せが約 3 割、重弁蓮花文と二重波文の組合せが 2 割弱となり、その他の組合せはきわめて微量である。

これらの大部分は第Ⅲ期の中でも本格的な造営が行われた第Ⅲ-2 期に伴って製作されたものと考えられる。第 3 次整地層での瓦の出土状況は第Ⅱ期末の火災により多量の破損瓦が生じたことを示しているが、SK364 土壌から出土した 104 点の軒瓦をみると、第Ⅰ期

再 利 用 の 瓦

の瓦群が 38%、第Ⅱ期の瓦群が 14%、第Ⅲ期の瓦群が 48%となり、また SF103C 基底面出土の瓦にもかなり第Ⅰ期・第Ⅱ期の瓦群が含まれている。これらは廃棄直前まで使用されていたものとみられることから、第Ⅲ期でもかなりの量の第Ⅰ期の瓦群と第Ⅱ期の瓦群が再利用されたことが知られる。

## 第Ⅳ期

## 第 期の製作瓦

この時期に製作された瓦は第Ⅳ期の瓦群である。軒瓦には、細弁蓮花文軒丸瓦(310B)と均整唐草文軒平瓦(721B)の組合せ、宝相花文軒丸瓦(420・422・423・425)と連珠文軒平瓦(831)の組合せ、重弁蓮花文軒丸瓦(460・440)と単波文軒平瓦(921)・二重波文軒平瓦(911)の組合せがあり、このほか、歯車状文軒丸瓦(427)、陰刻花文軒丸瓦(450～452)、連珠状文軒平瓦(910)、連符状文軒平瓦(920)がみられる。量的な比率をみると、組み合う軒丸瓦と軒平瓦の比率が必ずしも相関しないが、細弁蓮花文と均整唐草文の組合せが最も多く(軒丸瓦で4割、軒平瓦で8割)、宝相花文と連珠文の組合せがこれにつき(軒丸瓦で2割、軒平瓦で1割)、重弁蓮花文と波文の組合せはさらに少ない(軒丸瓦で1割、軒平瓦で0.5割)。組合せ不明のものの中では歯車状文が軒丸瓦中の2割を占めるが、他はきわめて少ない。

これらのうち細弁蓮花文と均整唐草文、宝相花文と連珠文の組合せ、および歯車状文は、安養寺中囿窯跡で相伴していることから同時期と考えられるもので、これらが第Ⅳ期の瓦群の8割以上を占めている。このことから、第Ⅳ期での大規模な瓦の葺き替えは1回だけであったことが知られる。また、前述したように第Ⅳ-2期の建物の柱穴埋土中には軒丸瓦460や軒平瓦721Bの破損瓦が入ることから、これらの瓦の生産時期は第Ⅳ-1期に限定される。軒丸瓦440・450～452、軒平瓦910・911・921については、310B・422などと同時期に生産されたものか、その後の補修瓦なのかは確定できない。

## 最終末期の正殿の瓦

ところで、SB150正殿跡の周辺には多量の瓦が出土しており、この地区に後世の攪乱がほとんどみられないことから、これらの大部分の瓦は最終期の正殿に葺かれていたものとみられる。出土した軒瓦は162点で、第Ⅰ期の瓦群が19%、第Ⅱ期の瓦群が4%、第Ⅲ期の瓦群が46%、第Ⅳ期の瓦群が32%を占める(表23)。この比率からみると、第Ⅳ期の瓦群はかなりの量の第Ⅰ期～第Ⅲ期の瓦群とともに葺かれていたものと考えられる。また、正殿周辺の落下した瓦が放置されている点を重視すれば、瓦葺きの正殿が政庁の最終末期まで維持されていたものと推定される。このほか、第Ⅳ期の瓦群は、SK375・054・047・058・068・069・070・066などの土壌から出土しているが(表17～22)、いずれの場合も第Ⅰ期～第Ⅲ期の瓦群を伴っており、正殿の場合と同様の使用状況が推定される。

## 再利用の瓦

## g 瓦の年代

ここでは瓦群ごとに軒瓦を中心として製作年代を考察し、丸瓦・平瓦については軒瓦との組合せ関係により年代を把握することとしたい。

## 第Ⅰ期の瓦群の製作年代

第Ⅰ期の瓦群を組合せからみれば、1:8葉重弁蓮花文軒丸瓦114・116・120～134、二重弧文軒平瓦511、三重弧文軒平瓦514、重弁蓮花文鬼板950C、丸瓦ⅡB類、平瓦ⅠA類～ⅠD類・ⅡA類、2:6葉重弁蓮花文軒丸瓦112、5葉重弁蓮花文軒丸瓦113、二重弧文軒平瓦512・513、丸瓦ⅠA類、平瓦ⅠC類-bタイプ、3:均整唐草文軒平瓦660、の3グループに大別される。量的比率をみると1が9割強、2が0.5割、3がごく微量となる。

1 グループの 8 葉重弁蓮花文軒丸瓦は、前項で述べたように様式的には I a (114・116・128)→ I b (122・124)→ I c (120・121・123・127・130・132)→ I d (129・134)→ I e(125・126・131・133)の順に並べることができる。このうち I b・I c と I d の間には、前者と組む方形鬼板 950B から後者と組むアーチ形鬼板 950C への改範が認められ、また、I c と I d の間には、平瓦の桶巻き作りから一枚作りへの転換がみられることなどから、これらの製作には若干の時間差があったものと考えられた。また、3 グループの均整唐草文軒平瓦 660 は、日の出山窯跡群 A 地点 3 号窯の調査でこれに用いられる平瓦 II B 類が I e を焼成した後に貯蔵されている⁽¹¹¹⁾ ことから、I e よりも若干新しいものと考えられる。

8 葉重弁蓮花文  
様式間の若干の時  
間差

これらのうち I c は、木戸窯跡群 B 地点で採集された「郷里制」を示す文字瓦によって製作年代が知られる⁽¹¹²⁾。この文字瓦は、平瓦 I A 類-a タイプの凹面に「コ郡仲村郷他辺里長 二百長丈マ皆人」とヘラ書きされたものである(図 182)。この採集地点を対象とした 1958 年の調査で地下式窖窯が発見され、8 葉重弁蓮花文軒丸瓦 I c の 120・121、二重弧文軒平瓦 511-a タイプ、平瓦 I A 類-a タイプ、丸瓦 II B 類が焼成されていたことが判明しており、この文字瓦もこの窯の製品とみてよいことが確認されている。したがって、木戸窯跡群で生産されたこれらの瓦の製作年代は、「郷里制」が施行された霊亀元(715)年から天平 12(740)年までの間に求めることができる⁽¹¹³⁾。また、軒丸瓦 120・121 の属する I

郷里制を示す文字  
瓦

c 全体としてもこの頃に位置づけてよいと考えられる。

I c より様式的に若干古い様相をもつ I a・I b と、若干新しい様相をもつ I d・I e は製作年代を確定できる資料がない。ただし、この時期の 8 葉重弁蓮花文軒丸瓦の中では最も新しい様相をもつ I e よりさらに新しいと考えられる均整唐草文軒平瓦 660 の年代を推定することにより、I d・I e の下限年代をある程度推測できる。660 は平城宮跡の 6721 型式と文様的に酷似したものである。6721 型式については、平城宮内裏北外郭の東区の SK820 素行で養老 2(718)年から天平 19(747)年までの多数の紀年木簡と共に出土し、紀年木簡の年号が天平 17 年から天平 19 年に集中することから、天平末(749)年頃にはすでに廃棄されてい

均 整 唐 草 文

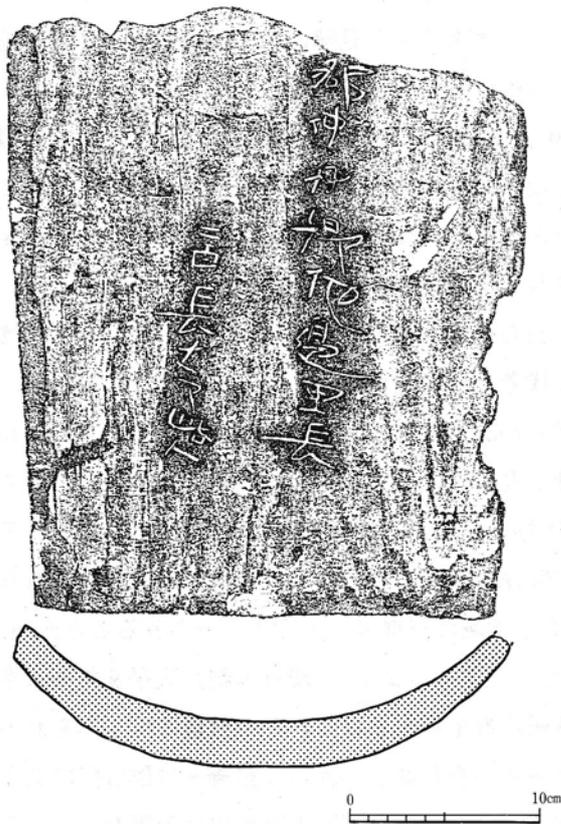


図 182 木戸窯跡群出土の文字瓦 (東北大学蔵)

たことが知られる⁽¹¹⁴⁾。文様が**6721**型式に類似する**660**の製作年代も一応これと同時とみることが許されるならば、**660**より古い**I d・I e**の製作年代を**749**年以前に求めることも可能であろう。

1 グループの二重弧文軒平瓦**511**は、用いられる平瓦の種類から**a～d**タイプに分れる。このうち一枚作りの平瓦**II A**類を用いた**511-d**タイプは**8**葉重弁蓮花文の**I e**と組み、桶巻き作りの平瓦**I A**類を用いた**511-a**タイプは**8**葉重弁蓮花文の**I c・I d**と組むことから、**511-d**タイプの製作年代は前述した**I e**と同時期、また**511-a**タイプは**I c・I d**と同時期と考えられる。桶巻き作りの平瓦**I B**類・**I C**類を用いた**511-b・c**タイプの製作年代については不明である。

6・5 葉重弁蓮花文

2 グループは、軒丸瓦が弁数・蓮弁と間弁の形態などが1グループの**8**葉重弁蓮花文軒丸瓦と全く異なり、丸瓦が粘土板巻き技法によること、丸瓦・平瓦の断面が円弧を呈さず側端が屈曲するなどの特徴をもつものである。この製作年代が1グループや3グループの瓦と同じか、これらとは若干の時間差をもつかについては今の所明らかではない。

瓦自体からの年代的考察は以上のとおりであるが、多賀城の創建年代が付章で述べるように文献上の検討から養老・神亀の頃と推定されており、この成果に基づくとすれば、第I期の瓦群の上限年代は位置づけが不明としたものも含めて養老・神亀の頃に求めることができる。

従 来 の 見 解

なお、第I期の瓦群の製作年代についての従来の主な見解には、内藤政恒、工藤雅樹、伊東信雄によるものがある。以下これらについて簡単に紹介しておく。

内 藤 説

〔内藤政恒説〕 重弁蓮花文軒丸瓦(**120**)、二重弧文軒平瓦(**511**)について：『続日本紀』神亀5年の「丹取軍団を改め玉作軍団となす」の記事、,仙台市に南接する名取周辺にあった丹取軍団を東北の玉造地方に移したと理解し、征夷の第一線が北進して仙台周辺が平穏になったこの年以降に、鎮所が整備され瓦葺き建物による多賀柵になったと考えた。これに多賀柵の初見年代を考え合わせ、これらの瓦が神亀5(728)年から天平9(737)年までの間のものとした。(「多賀城古瓦草創年代考」『文化』18-1 1954)

工 藤 説

〔工藤雅樹説〕 重弁蓮花文軒丸瓦(**120～122・124～126・128**)について：これらの瓦が木戸窯跡群の郷里制を示す文字瓦より霊亀元年から天平12年までの間に製作されたとみられることを指摘した上で、つぎのような把握をしている。当時の造瓦は律令的負担によるものであり、瓦窯の所在地は律令国家の内部に組み入れられていなければならない。これらの瓦を製作した木戸・日の出山両窯跡群のある地域の建郡は天平2年とみられることから、製作年代の上限は天平2(730)年とすることができる。また、『続日本紀』天平9年条に多賀柵とともに記される玉造柵・新田柵・色麻柵の推定地およびこれらの付属寺院とみられる遺跡から多賀城と同範の瓦が出土することから、多賀城とこれらの諸柵・付属寺院は天平9(737)年にはすでに瓦葺きであったと考えられ、これらの瓦の下限年代は天平9年とみられる。さらに、『続日本紀』天平8年の記事にみえる有功の郡司などへの論功行賞は諸柵の造営に関するものと理解できるので、これらの瓦の年代は、その直前の天平7(735)年頃と推

定される。(「古式重弁蓮花文鏡瓦の製作年代について」『東北考古学』第3輯 1962)

工藤はその後、天平9年にみえる多賀柵以外の諸柵の実態が郡の役所ではないかとの観点から、それらが所在する県北地方の建郡と、郡衙=瓦葺き建物を伴う諸柵の整備、を一体のものとしてとらえ、これらの瓦の年代を天平初年頃に修正している。(「多賀城の創建とその諸前提」『日本考古学・古代史論集』1974)

〔伊東信雄説〕 多賀城廃寺跡出土の重弁蓮花文軒丸瓦(120~128・114)・二重弧文軒平瓦(511)・重弁蓮花文鬼板 950B について：養老2年の石城・石背両国の分置が宮城県北部地方の建郡を前提としないと理解し得ないものであることなどを指摘し、瓦の年代を内藤、工藤が説くように神亀5年ないし天平2年以降に限定する必要は認められないとしている。さらに、軒丸瓦と鬼板の文様、軒丸瓦の面径の点で白鳳様式に属するものであるから、これらの瓦は郷里制を示す文字瓦から知られる年代のうちでも古い段階のもので、養老・神亀頃にはつくりはじめられていたと考えられるとしている。(『多賀城跡調査報告Ⅰ—多賀城廃寺跡—』1969)

伊 藤 説

以上の各説にみられる年代観は、いずれも木戸窯跡群の郷里制を示す文字瓦から知られる霊亀元年から多賀柵の初見記事のみえる天平9年までの間におさまるものであり、この中でさらに年代を限定する理由はほとんどの場合他の文献史料の解釈と大きく関わっている。これらの文献史料の解釈については付章で述べるため、ここではそれぞれについての論評を差し控えるが、伊東説は瓦が白鳳様式に属することを重視して年代観を提示しているので、この点について若干ふれておきたい。8葉重弁蓮花文軒丸瓦などの1グループは様式が白鳳的であることには特に異論はないが、天平13年以降に製作されたことが明らか陸奥国分寺創建瓦にも、これらの軒丸瓦と類似した白鳳的とみられる重弁蓮花文軒丸瓦があることを考慮すれば、様式的観点だけで瓦の年代をより限定することは困難であるように思われる。

## 第Ⅱ期の瓦群の製作年代

第Ⅱ期の瓦群を組合せからみれば、1：8葉重弁蓮花文軒丸瓦(221~223・225~228・211・250・251)、単弧文軒平瓦(640)・偏行唐草文軒平瓦(620・621)、丸瓦ⅡA類・ⅡB類、平瓦ⅡB類、2：重圈文軒丸瓦(240~243)、単弧文軒平瓦(640)・無文軒平瓦(641)、丸瓦ⅡB類、平瓦ⅡB類の2グループに大別される。単弧文軒平瓦が両者にみられるため、軒丸瓦で量的比率をみれば、1が8割強、2が2割弱となる。

まず、1グループから検討する。8葉重弁蓮花文は、様式的にはⅡa(221・228・250)→Ⅱb(222・223・225~227)→Ⅱc(211)の順に並べることができる。このうち、Ⅱaに属する250が柵江窯跡での調査成果により単弧文640に、Ⅱbに属する222が政庁跡第3次整地層での共伴関係などから単弧文640に、また、222を主体とするⅡbは陸奥国分寺跡での調査成果から偏行唐草文621と組むことが確認されている。

8 葉重弁蓮花文

さて、これらの中で8葉重弁蓮花文Ⅱaの221、Ⅱbの222・223・225・226、偏行唐草文621・620、単弧文640は陸奥国分寺跡で出土していることから、国分寺建立の詔の出自

れた天平 13(741)年に製作年代の上限を求めることができる⁽¹¹⁵⁾。さらに、陸奥国分寺創建瓦としても用いられているⅡa・Ⅱbと621については、黄金山産金遺跡から出土した瓦との関係を検討することにより年代をある程度限定することができる。

黄金山産金遺跡の瓦

黄金山産金遺跡の発掘調査では、礎石建物跡の一部が検出され、6葉重弁蓮花文軒丸瓦1種、偏行唐草文軒平瓦1種などが出土している⁽¹¹⁶⁾。この軒丸瓦は中房が円板状で、蓮子構成が1+4、周縁蓮子が楔形に近い楕円形のものであり、蓮弁・間弁は第Ⅱ期の瓦群の8葉重弁蓮花文軒丸瓦と同様のものである。軒平瓦は、621より小振りではあるがこれときわめて類似する瓦当文様をもつものである。このほか「天平卍」とへら書きされた瓦製宝珠と丸瓦が各1点採集されている。伊東信雄による報告では、建物跡は地形からみて小規模な仏堂と推定され、軒瓦が陸奥国分寺創建当初の瓦を真似ていることからそれよりは新しく、「天平卍」のへら書き文字から元号に「天平」の文字をもつ最後の年よりは古いと考え、これを天平13年から天平神護3年の間に建築されたものとした。さらに、現在でも付近から砂金が採集できることから、これを『続日本紀』天平21年条にみられる陸奥守百濟王敬福が陸奥国小田郡から産した黄金900両を貢献し、これに伴い天平感宝への改元や産金関係者への行賞が行われた記事とを関連させて、産金を記念して建てた仏堂跡と理解するとともに、仏堂および瓦の年代を天平21(749)年以降、天平神護3(767)年以前に限定している。

この見解は遺跡の発掘調査と遺物の分析および立地や周辺の環境などを総合的に検討し、文献史料との対比によって導き出されたものであり、遺跡の性格および瓦の年代についてはきわめて妥当なものと考えられる。しかし、同遺跡の軒瓦が陸奥国分寺創建当初の瓦より新しいとする点については若干の問題を含んでいるように思われる。

陸奥国分寺の創建瓦

陸奥国分寺跡の調査報告書⁽¹¹⁷⁾によれば、創建瓦のうち重弁蓮花文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦は黄金山産金遺跡の瓦に類似することからこれに近い時代のものであるが、国分寺の8葉重弁蓮花文軒丸瓦が多賀城の創建瓦のデザインをそのまま受け継いだものであるのに対し、黄金山産金遺跡の6葉重弁蓮花文軒丸瓦は陸奥国分寺跡の8葉重弁蓮花文軒丸瓦が退化したものであり、これよりも新しいとし、国分寺創建年代の下限を黄金山産金遺跡の瓦の下限年代である天平神護3(767)年に求められるとしている。

両遺跡軒瓦の比較

ここで、両遺跡の軒瓦の文様を比

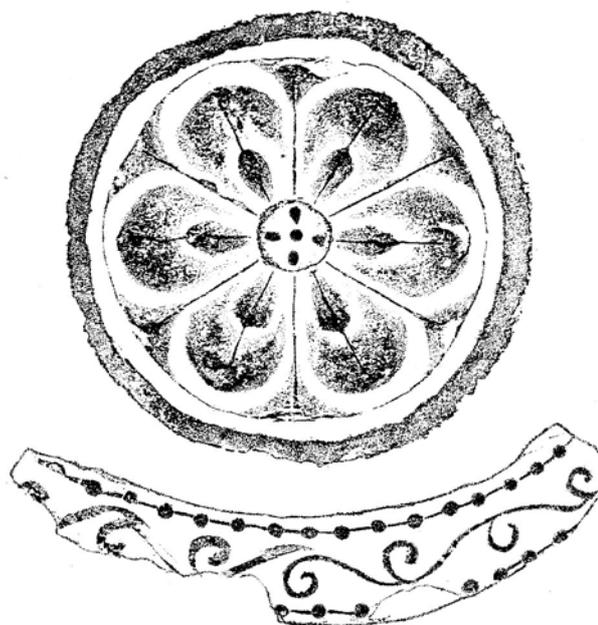


図 183 黄金山産金遺跡の軒瓦(縮尺 1/3)

較すると、黄金山産金遺跡の軒丸瓦は、弁数が異なるものの周縁蓮子が襖形に近い楕円形をなす点で国分寺創建瓦のうち様式的に最も古い様相をもつ**8葉重弁蓮花文Ⅱa**と共通した特徴をもっている⁽¹¹⁸⁾。**6葉**である点については、**6角形**の瓦製宝珠から推定される六角円堂に由来するものではないかという内藤政恒の指摘⁽¹¹⁹⁾もあり、一概に**8葉**の退化文様としてとらえることはできないように思われる。一方、黄金山産金遺跡の軒平瓦は、国分寺創建瓦のうち様式的に新しい様相をもつ**8葉重弁蓮花文Ⅱb**と組む偏行唐草文**621**と瓦当文様がきわめて類似している。すなわち、黄金山産金遺跡の軒瓦は、様式的にみれば、陸奥国分寺創建瓦にみられる最も古い様相をもつ軒丸瓦と、新しい様相をもつ軒平瓦の組合せということになる。これらが同時期に使用されていることを参考にすれば、国分寺跡の報告書で指摘されているように、古い様式の**Ⅱa**と新しい様式の**Ⅱb**の製作年代はほぼ同時か、差があったとしてもきわめてわずかなものでしかないと思われる。したがって、陸奥国分寺創建瓦の**Ⅱa・Ⅱb**の軒丸瓦や**621**軒平瓦は黄金山産金遺跡の瓦とほぼ同時期のものとみられ、その製作年代の上限・下限はそれぞれ後者の上限である天平**21(749)**年と下限である天平神護**3(767)**年にごく近いものとみられる。ただし、上限については国分寺創建瓦にかなりの多様性がみられ、これより若干遡る可能性も否定できないことから、ここでは国分寺建立の詔の出された**741**年としておく。

以上の検討により、政庁跡から出土した第Ⅱ期の瓦群のうち陸奥国分寺の創建瓦として用いられている重弁蓮花文**Ⅱa**の**221**、**Ⅱb**の**222・223・225・226**と偏行唐草文**621・620**の製作年代は、天平**13(741)**年から天平神護**3(767)**年頃までの間に置くことができる。また、重弁蓮花文**Ⅱa**に属する**228・250**と**Ⅱb**に属する**227**もこの頃に位置づけてよいと考えられる。

政庁跡重弁蓮花文  
の年代

なお、**620**は政庁跡では多量に出土するが、陸奥国分寺跡では**5**点出土しているにすぎないことから、陸奥国分寺跡に多い**621**と若干の時間差をもって製作された可能性も考えられる。**8葉重弁蓮花文**の**Ⅱc(211)**は様式的には**Ⅱb**より新しい様相をもつが、**Ⅱa・Ⅱb**と時間差があったかどうかについては不明である。

つぎに、**2**グループについて検討する。重圏文軒丸瓦(**240~243**)は、**240**が陸奥国分寺跡で出土したことから上限年代は**741**年と考えられ、また、以下に述べる刻印瓦のあり方から前述の**8葉重弁蓮花文Ⅱb**との関係が知られる。**240・242**は、蟹沢中窯跡で**640**や物、**固**などの刻印が押された丸瓦・平瓦と共伴している⁽¹²⁰⁾。また、これらの刻印の**固**うちは重弁蓮花文**Ⅱb**の**223**にも押印されたものが確認されている。したがって、重圏文軒丸瓦の年代は重弁蓮花文**Ⅱb**の**223**と大差ないものと考えられる。しかしながら、重圏文軒丸瓦は陸奥国分寺跡でごく微量しか出土していないものであり、また、多賀城第Ⅰ期の瓦群からの系譜に連なる**Ⅱa・Ⅱb**の重弁蓮花文とは文様が全く異なるものであることから、陸奥国分寺跡で多量に出土する**Ⅱa・Ⅱb・621**とは若干の時間差をもつ可能性も考えられる。両者の関係を知る資料の**1**つとして宮城県栗原郡築館町にある伊治城跡出土の重圏文軒丸瓦があげられる。この遺跡は瓦や硯が出土することなどから、早くから『続日本紀』にみ

重 圏 文

伊治城跡の重圏文

える神護景雲元(767)年に造営された伊治城跡と推定されてきた。当研究所による発掘調査では、⁽¹²¹⁾官衙的建物跡は発見されなかったが、外郭を区画する土塁や大溝のほか多数の竪穴住居跡が検出され、これらの遺構が8世紀末頃に限定されること、「城厨」と記された墨書土器が出土したことなどから、本遺跡が伊治城跡である蓋然性はさらに高くなったと考えられる。同遺跡から採集されている瓦には重圏文軒丸瓦、山形文軒平瓦などである。⁽¹²²⁾重圏文軒丸瓦は、中心に1個の蓮子をもつ複線二重圏文であり、240ときわめて類似したものである。これらの瓦は、伊治城の造営年代と発掘調査成果により、神護景雲元(767)年から8世紀末頃までの間に製作されたものとみることができる。したがって、これに類似する240をはじめ、他の重圏文軒丸瓦の年代もほぼ同様に考えてよいと思われる。

以上のことから、重圏文軒丸瓦の製作年代は重弁蓮花文Ⅱbの軒丸瓦と一部重複しながらも全体的にはそれよりやや新しく、767年以降にも製作された可能性が強いものと考えられる。

単弧文軒平瓦640については、前述したように重弁蓮花文Ⅱa・Ⅱbの軒丸瓦に限らず重圏文軒丸瓦とも組むことから、両軒丸瓦の年代観から741年～8世紀末頃といったかなりの時間幅が考えられる。

#### 第Ⅱ期の瓦群の下限

最後に第Ⅱ期の瓦群の下限について検討しておきたい。第Ⅱ期の瓦群のうち226・243・250・251・641を除く他の12種は政庁跡の焼土を多量に含む整地層や築地積土から出土したもので、政庁の大規模な火災以前に使用されていたものとして把握できることはすでに述べたとおりである。多賀城の火災については、『続日本紀』宝亀11年3月丁亥条に、伊治公砦麻呂の乱で多賀城が攻められ、「賊徒乃至。争取_レ府庫之物_一。蓋_レ重而去。其所_レ遺者放火而焼焉」と記されている。前節で述べたように、政庁跡にみられた火災の痕跡は一度だけであり、前述した瓦の製作年代からみてもこの火災は宝亀11年の伊治公砦麻呂の乱によるものとして矛盾はない。したがって、第Ⅱ期の瓦群全体の下限を宝亀11(780)年に求めることができる。

これまで述べたことをまとめればつぎのようになる。

第Ⅱ期の瓦群は、天平13(741)年から宝亀11(780)年までの間に製作されたものとしてとらえることができる。このうち1グループの8葉重弁蓮花文Ⅱa(221・228・250)・Ⅱb(222・223・225～227)、偏行唐草文621は、741年から767年頃までの間に、2グループの重圏文(240～243)は、1グループよりやや後れた時期に、また、単弧文は両者にまたがった時期に、それぞれ製作年代を求められよう。

#### 第Ⅲ期の瓦の製作年代

第Ⅲ期の瓦群には、細弁蓮花文軒丸瓦310A・311、重弁蓮花文軒丸瓦320・321・431、蓮花文軒丸瓦313、均整唐草文軒平瓦720・721A、偏行唐草文軒平瓦624～627、鋸齒文軒平瓦630～632、平瓦ⅡB類-a₂・a₃タイプ、ⅡB類-bタイプ、丸瓦ⅡB類がある。これを軒瓦の組合せでみれば、1：細弁蓮花文310A・311と均整唐草文720・721A、2：重弁蓮花文431と二重弧文710・三重弧文711、3：重弁蓮花文320・321と二重波文650、4：組合せ不明の313・624～627・630～632となり、量的な比率は1が5割、2が3割、

3が2割弱、4は微量である。

第Ⅲ期の瓦群については、瓦自体から製作年代を推定できる資料はないが、前述したように宝亀 11(780)年の火災後の造営に伴って製作されたものであることから、その上限を780年とすることができる。第Ⅲ期には第1小期と第2小期があるが、第Ⅲ-1期の遺構は小規模な掘立柱建物で、いずれも築地付近に寄せて配置されている点などにより暫定的なものと考えられることから、第Ⅲ期の瓦群は主に礎石建物による第Ⅲ-2期の本格的造営に伴って製作されたものとみられる。第Ⅲ-1期を暫定的なものともみれば、その存続期間はきわめて短期間であった可能性があり、第Ⅲ-2期の造営はおそくとも8世紀末頃までには完成していたと思われる。したがって第Ⅲ期の瓦群の製作年代は、第Ⅲ-1期の存続期間を考慮しても780年の火災からそう降らない8世紀末頃と推定しておきたい。

上 限 年 代

第 2 小 期 と 瓦

#### 第Ⅳ期の瓦群の製作年代

第Ⅳ期の瓦群には、細弁蓮花文軒丸瓦 310B、宝相花文軒丸瓦 420・422・423・425、重弁蓮花文軒丸瓦 440・460、歯車状文軒丸瓦 427、陰刻花文軒丸瓦 450～452、均整唐草文軒平瓦 721B、連珠文軒平瓦 831、単波文軒平瓦 921、二重波文軒平瓦 911、連珠状文軒平瓦 910、連符状文軒平瓦 920、平瓦ⅡC類、および丸瓦ⅡB類がある。軒瓦の組合せからみれば、1：細弁蓮花文 310B と均整唐草文 721B、2：宝相花文 420・422・423・425 と連珠文 831、3：重弁蓮花文 440・460 と単波文 921・二重波文 911、4：組合せ不明な 427・450～452・910・920 とに大別される。量的な比率は、軒丸瓦と軒平瓦の比率が相関しないため正確ではないが、1と2で約8割を占め、中でも1が多い。

これらのうち1の310B・721B、2の422・423・831、3の427は、前述したように安養寺中囿窯跡と堤町窯跡での出土状況⁽¹²³⁾から同時期と考えられ、また、2の425も陸奥国分寺跡の調査で831などの連珠文軒平瓦と組むとされている⁽¹²⁴⁾ことから同時期と考えられるものである。まず、これらの製作年代から検討する。

宝相花文軒丸瓦 422・423、歯車状文軒丸瓦 427、連珠文軒平瓦 831については、陸奥国分寺跡の調査成果⁽¹²⁴⁾によりその下限年代が知られる。塔跡の調査では、創建時の塔基壇の周りにその後の修復に際して積まれた整地層がみられ、その上に灰白色土(政庁跡の灰白色火山灰層と同一のものと推定される)、さらにその上に厚さ3～12cmの焼土層が堆積している状況が確認されている。このうち整地層からは各種宝相花文軒丸瓦、細弁蓮花文軒丸瓦、連珠文軒平瓦など多量の瓦(軒瓦の詳細な記載がないが、報告書の図版により少なくとも422・423・427・831がこれに含まれていることが知られる)が出土している。また焼土層は、中から炭・瓦片・青銅小片・鉄片などが出土し、付近から相輪の擦管が地中につきささって発見されたことなどから、『日本紀略』承平4年閏正月15日条の「陸奥国々分寺七重塔為-雷火-被-焼了」にみえる塔焼失に起因したものと考察されている。これによって、422・423・427・831の下限年代は承平4(934)年に求めることができる。さらに、焼土層の下には白色土の堆積があり、その下層の整地層中にこれらの瓦が廃棄された状態でつき込まれていることからすれば、これらの瓦の製作年代は934年よりかなり遡るとみてよかろう。

陸奥国分寺跡での  
出土状況

また、政庁跡においても灰白色火山灰層がみられ、この下層から細弁蓮花文軒丸瓦 310B、宝相花文軒丸瓦 425、均整唐草文軒平瓦 721B が出土していることから、これらの下限年代も 422・423・427・831 と同様に考えられる。

胆沢城跡の連珠文

連珠文軒平瓦 831 については、胆沢城跡出土の軒平瓦からその上限年代がある程度推定できる。胆沢城跡の調査で出土した瓦には、重弁蓮花文軒丸瓦、素弁蓮花文軒丸瓦、連珠文軒平瓦、無文軒平瓦などがある⁽¹²⁵⁾。連珠文軒平瓦は 2 種みられるが、ともに瓦当文様および顎面文様などが多賀城跡の 831 と類似するものであり、両遺跡の連珠文軒平瓦の製作年代にはさほどの差がないものと考えられる。したがって、831 の上限年代は胆沢城造営の延暦 21(802)年に求めることができる。さらに、胆沢城跡の瓦は創建期には遡らず、政庁正殿跡では 2 期目に用いられたと考えられている⁽¹²⁶⁾ ことなどを考慮すると、これらの連珠文軒平瓦の製作年代を 9 世紀中頃以降とみることもできる。

以上のことから、310B・422・423・425・427・721B・831 の製作年代は、802 年から 934 年までの間にあり、前述した種々の状況を考慮すると 9 世紀後半頃を中心とした時期に求めることも可能であろう。

貞観 11 年の大地震

ところで、『三代実録』の貞観 11 年 5 月 26 日条に「陸奥国地大震動。(中略)城墪倉庫。門櫓墻壁。頽落顛覆」、同 12 年 9 月 15 日条には「遣_下新羅人廿人。配_中置諸国上。(中略)潤清。長焉。真平等。才長_下於造瓦。預_下陸奥国修理府新造瓦事。令_下長_下其道_下者相從傳習」と記されている。これによって、貞観 11(869)年の大地震により陸奥国の施設が甚大な被害を受けたことが知られ、貞観 11 年の「城墪倉庫。門櫓墻壁。頽落顛覆」の記事は付章で述べるように多賀城に関するものと推定される。また、翌年には陸奥国修理府に造瓦に長じた新羅人が配されていることから、この修復に多量の瓦が必要とされたことが知られる。したがって、先に 9 世紀後半を中心とする年代を与えた第Ⅳ期の瓦群の多くはこの復興に関するものである蓋然性がきわめて高いものとみられ、その年代は貞観 11(869)年を上限としてこれにごく近い頃と考えられる。多賀城跡と多賀城廃寺・陸奥国分寺の 2 官寺跡では、量的な違いはあるものの共通して第Ⅳ期の瓦群が出土していることも、広範囲に被害をもたらした地震後の復興用の瓦という推定を裏づけるものであろう。

地震後の復興瓦

以上述べた第Ⅳ期の瓦群の年代についての基本的な考え方は、すでに陸奥国分寺跡出土の宝相花文軒丸瓦(422~425 など)の年代を考察した工藤雅樹の論文の中で示されている⁽¹²⁷⁾。工藤はさらに、九州の弥勒寺跡・安楽寺跡で出土する新羅系の宝相花文軒丸瓦との比較から、これらの宝相花文軒丸瓦が新羅系の文様構成をとるものとし、これを貞観 12 年の記事にみえる大宰府から陸奥国へ配され修理府の造瓦に関わった新羅人によってもたらされた文様と推定している。なお、この論文発表後に発見された宝相花文 420 は弥勒寺跡の軒丸瓦の文様により近いもので、やはり新羅系のものと考えてよいように思われる。

このほかの重弁蓮花文 460・440、陰刻花文 450~452、単波文 921、二重波文 911、連珠状文 910、連符状文 920 については、貞観 11 年の地震後の復興期のものと若干の時期差をもつものかどうかは不明である。

## (2) 土 器

### a 政庁跡出土土器の特徴

政庁跡出土の土器類について、まず土器の種類別にその出土量をみると、須恵系土器が 5,719 点、土師器が 1,039 点、須恵器が 587 点、施釉陶器が 18 点、磁器が 1 点となる。種類別出土量  
出土総数 7,364 点に占める割合では、須恵系土器が 77.6%と圧倒的に多く、土師器が 14.1%、須恵器が 8.0%でこれにつぎ、陶磁器は 0.3%にすぎない(図 184)。

つぎに、器種が判明するものについて土器の種類ごとに器種構成をみる。土師器には大型椀、椀、大型杯、杯、小型杯、皿、高台大型椀、高台大型杯、高台小型杯、高杯、耳皿、蓋、小型甕、長胴甕、甌、小型瓶の 16 器種がみられる。量的には杯類の器種が 64 点(80%)、甕類の器種が 11 点(14%)、瓶類の器種が 1 点、その他の器種(耳皿・蓋)が 4 点(5%)で、杯類の器種が圧倒的に多く、その中でも杯と大型杯が多くを占めている。須恵器には大型椀、椀、大型杯、杯、高台椀、高台皿、稜椀、高杯、蓋、小型甕、胴張甕、胴張大甕、長頸瓶、短頸瓶、平瓶、小型瓶の 16 器種がみられる。量的には杯類の器種が 76 点(52%)、甕類の器種が 25 点(17%)、瓶類の器種が 20 点(14%)、蓋が 25 点(17%)となり、やはり過半数が杯類の器種で、杯がその大部分を占めている。須恵系土器には大型椀、鉢、大型杯、杯、小型杯、皿、高台鉢、高台杯、高台小型杯、高台皿、小型瓶、器台の 12 器種がみられる。総数 320 点のうち、小型瓶 1 点と器台 4 点を除きすべて杯類の器種であり、それらの中でも杯と小型杯の両器種で約 73%を占める。器 種 構 成

さらに、政庁跡出土の土師器、須恵器、須恵系土器を一括して形態別に分類してみる。容器として独立した機能をもたない蓋、器台および耳皿を除く総数 7,292 点の内訳は、供膳形態の土器(土師器・須恵器・須恵系土器の杯類および瓶類)が 7,167 点(98.3%)、貯蔵

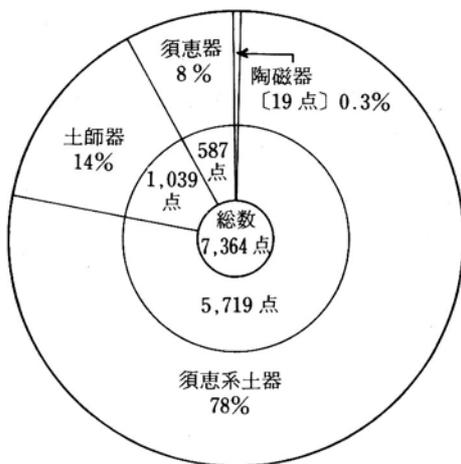


図 184 土器類種類別出土量

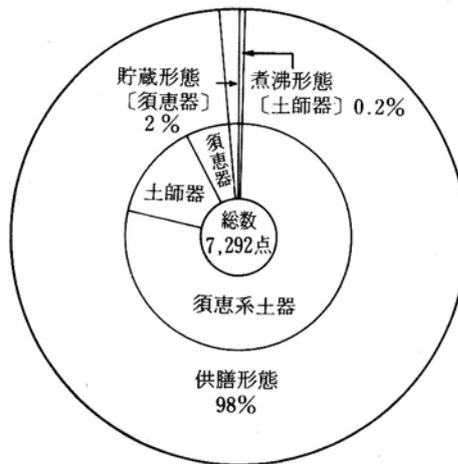


図 185 土器類形態別出土量

形態の土器(須恵器の甕類)が 101 点(1.4%)、煮沸形態の土器(土師器の甕類および甑)が 24 点(0.3%)となり、供膳形態の土器が大部分を占めており、貯蔵形態と煮沸形態の土器はきわめて微量である(図 185)。供膳形態の土器は比較的遺物量の多い一括資料の中でみても、SK078 土壌で 100%、SK058 土壌で 99%、SF167 築地崩壊土Ⅰ・Ⅱで 91%といずれも圧倒的に多量を占めており、こういった傾向は政庁跡出土土器の全体的な特徴とみてよい。

出土土器からみた  
政庁

これを集落遺跡の場合と比較してみると、須恵系土器を伴う高清水町手取・西手取遺跡⁽¹²⁸⁾では供膳形態の土器が 68%、煮沸形態の土器が 24%、貯蔵形態の土器が 8%で、煮沸形態と貯蔵形態の土器の割合が比較的高くなっており、政庁跡の構成とはかなり様相を異にしている。このように供膳形態の土器すなわち食器が圧倒的に多量を占め、煮沸・貯蔵形態の土器がきわめて僅少であるといった土器のあり方は、多賀城の政庁が煮炊きや貯蔵の場などではなく、多人数を対象とした饗応の場であったことを示しているものと考えられる。

なお、政庁跡出土の土器類には少量の緑釉・灰釉陶器、白磁が含まれている。これらはいずれも他地域から移入された奢侈製品であり、出土量もきわめて少ないことから、儀式など特殊な用途に使用されていた可能性がある。

#### b 土器の年代

政庁跡出土の土器については、出土状況および共伴遺物から直接的に年代を推定できるような発掘知見はほとんどない。そこで、ここでは従来の土器研究の成果と対比させ、その形態的・製作技法的な特徴から出土土器の年代を推定することとしたい。

従 来 の 研 究

多賀城跡出土土器に対する当研究所の見解は、これまでも当研究所年報でそのつど示してきた。また、従来の多賀城跡を中心とした土器の研究には岡田茂弘、工藤雅樹、桑原滋郎、白鳥良一らによるものがある⁽¹²⁹⁾。これらによると、多賀城跡から出土する土器では土師器、須恵器、須恵系土器の 3 種類が主体を占めており、土師器では製作過程でロクロを一切使用しない土器群(国分寺下層式)からすべての杯類がロクロによって製作される土器群(表杉ノ入式)へ、須恵器では杯類のロクロからの切離しがへら切りを主体とするものから糸切りを主体とするものへ、須恵系土器については杯類において比較的大型の杯類だけで構成されるものからこれに小型の杯類が加わる組成のものへと変遷していることなどが明らかにされている。また、これらの 3 種類の土器変遷の組合せによって多賀城跡の土器は以下の 6 つの土器群に分類され、A 群→B 群→C 群→D 群→E 群→F 群の順に変遷していたことが判明している⁽¹³⁰⁾。

土 器 群 の 特 徴

**A 群土器** 土師器の杯類が非ロクロ調整のものだけで構成され、須恵器の杯類がへら切りのものを主体とし、須恵系土器を全く含まない土器群。

**B 群土器** 土師器の杯類が非ロクロ調整とロクロ調整のもの両方で構成され、須恵器の杯類がへら切りのものを主体とし、須恵系土器を全く含まない土器群。

**C 群土器** 土師器の杯類がすべてロクロ調整のものだけで構成され、須恵器の杯類がへ

ラ切りのものを主体とし、須恵系土器を全く含まない土器群。

**D 群土器** 土師器の杯類がすべてロクロ調整のものだけで構成され、須恵器の杯類が糸切りのものを主体とし、須恵系土器を全く含まない土器群。

**E 群土器** 土師器の杯類がすべてロクロ調整のものだけで構成され、須恵系土器が大型の杯類に限られる土器群。須恵器の杯類は共伴する場合とほとんど共伴しない場合とがある。前者の場合でも量的には少なく、多くは糸切りのものを主体としている。

**F 群土器** 土師器の杯類がすべてロクロ調整のもので、須恵系土器が大型の杯類と小型の杯類の両方で構成される土器群。須恵器の杯類はきわめて少なく、全く共伴しない場合もある。共伴する場合は糸切りのものを主体としている。

以上の成果にもとづき、まず政庁跡出土の土器と A 群～F 群土器との関係を遺構出土の一括資料から検討してゆく。

#### 遺構出土土器の特徴

**SK625 土壙出土の土器** SK625 土壙出土の土器には土師器 41 点、須恵器 15 点、須恵系土器 7 点がある。土師器の杯類はすべてロクロ調整で内面がヘラミガキ・黒色処理されたものである。須恵器の杯類では糸切り無調整のものが 11 点と主体をなし、ほかにはヘラ切り無調整のものが 1 点、底部全面に手持ちヘラケズリされたものが 1 点みられるだけである。須恵系土器はすべて杯類であるが、小型杯や高台小型杯は全く含まれていない。土師器、須恵器、須恵系土器にみられる以上の特徴により、SK625 の土器は E 群土器とみなすことができる。

SK625 の土器

**SK090 土壙出土の土器** SK090 土壙出土の土器には土師器 2 点、須恵器 1 点、須恵系土器 33 点、緑釉陶器 1 点がある。すべて杯類で須恵系土器が圧倒的に多い。土師器の杯類はいずれもロクロ調整で内面がヘラミガキ・黒色処理されたものである。須恵器の杯類は糸切り無調整のものである。須恵系土器のうち、器種がわかるものはすべて杯であり、小型杯や高台小型杯などは全くみられない。土師器、須恵器、須恵系土器にみられる以上の特徴により、SK090 出土の土器は E 群土器とみることができる。

SK090 の土器

**SK364 土壙出土の土器** SK364 土壙出土の土器には土師器 8 点、須恵器 30 点がある。土師器はすべて杯類で、いずれもロクロ調整され、内面がヘラミガキ・黒色処理されている。須恵器の無高台杯類のうち、底部の特徴が明らかでない 14 点についてその内訳をみると、ヘラ切り無調整のもの 10 点、ヘラ切りで底部周縁に手持ちヘラケズリが施されたもの 1 点、糸切り無調整のもの 1 点、底部全面に手持ちヘラケズリが施されたもの 2 点となっており、ヘラ切りのものが主体をなしている。土師器、須恵器にみられる以上の特徴により、SK364 の土器は C 群土器とみることができる。

SK364 の土器

**SK058 土壙出土の土器** SK058 土壙出土の土器は土師器 36 点、須恵器 12 点、須恵系土器 560 点で、須恵系土器が 9 割以上を占め圧倒的に多い。土師器はすべて杯類で、いずれもロクロ調整され、内面にはヘラミガキ・黒色処理が施されている。須恵器の無高台杯類 9 点について底部の特徴をみると、糸切り無調整のもの 6 点、ヘラ切り無調整のもの 2 点、底

SK058 の土器

部全面に回転ヘラケズリが施されたもの 1 点となっており、糸切り無調整のものが主体を占めている。須恵系土器で器種のはかるものには杯 16 点、小型杯 4 点、高台鉢 3 点、高台杯 7 点、皿 1 点、器台 1 点がみられる。このうち、小型杯は口径が 10 cm 前後、器高が 2 cm 程のもので、破片資料の中にも口径や器高が小さく小型杯や高台小型杯と推定できるものが比較的多い。土師器、須恵器、須恵系土器にみられる以上の特徴から、SK058 の土器は F 群土器とみることができる。

SK1104 の土器

**SK1104 土壙出土の土器** SK1104 土壙出土の土器には土師器 8 点と須恵器 23 点がある。土師器はすべて無高台の杯類でいずれもロクロ調整され、内面にはヘラミガキ・黒色処理が施されている。須恵器の無高台杯類 11 点について底部の特徴をみると、ヘラ切り無調整のもの 7 点、ヘラ切りで底部周縁に手持ちヘラケズリが施されたもの 1 点、ヘラ切りで底部周縁に回転ヘラケズリが施されたもの 1 点、糸切り無調整のもの 1 点、底部全面に回転ヘラケズリが施されたもの 1 点となっており、ヘラ切りのものが主体を占めている。土師器、須恵器にみられる以上の特徴により、SK1104 の土器は C 群土器とみることができる。

SK078 の土器

**SK078 土壙出土の土器** SK078 土壙出土の土器には土師器 1 点、須恵系土器 79 点、白磁 1 点がある。すべて杯類で、須恵系土器がそのほとんどを占めている。土師器はロクロ調整で内面がヘラミガキ・黒色処理された高台大型杯である。須恵系土器で器種のはかるものには杯 4 点、小型杯 13 点がある。また破片資料の中には口径や器高が小さく、小型杯や高台小型杯と推定できるものが多数含まれている。須恵器は全く含まれていない。土師器、須恵系土器にみられる以上の特徴から、SK078 の土器は F 群土器とみることができる。

SF167 崩壊土出土の土器

**SF167 崩壊土出土の土器** SF167 北辺築地崩壊土出土の土器は灰白色火山灰層を境として崩壊土Ⅰ(上層)の土器と崩壊土Ⅱ(下層)の土器に分けられる。崩壊土Ⅰ出土の土器には土師器 19 点、須恵器 39 点、須恵系土器 153 点があり、須恵系土器が 7 割強を占めている。土師器の杯類 18 点はすべてロクロ調整され、内面にはヘラミガキ・黒色処理が施されている。須恵器の杯類のうち、底部の特徴が明らかでない 4 点についてその内訳をみると、糸切り無調整のもの 2 点、糸切りで底部の周縁に回転ヘラケズリが施されたもの 1 点、ヘラ切り無調整のもの 1 点となる。須恵系土器はすべて杯類で、器種がわかるものには杯が 4 点みられるが破片資料を含めても小型杯や高台小型杯と推定できるような小型品はみられない。崩壊土Ⅱ出土の土器には土師器 110 点、須恵器 6 点、須恵系土器 20 点、灰釉陶器 2 点があり、土師器が 8 割強を占めている。土師器はすべて杯類で、いずれもロクロ調整され、内面にはヘラミガキ・黒色処理が施されている。須恵器の杯類 5 点はすべて糸切り無調整である。須恵系土器はすべて杯類で、小型杯、高台小型杯と推定できるような小型品は含まれていない。

以上述べたように崩壊土Ⅰと崩壊土Ⅱの土器の土師器、須恵器、須恵系土器の特徴は共通しており、いずれも E 群土器とみなすことができる。ただし、両者の土器の構成比をみると、崩壊土Ⅱでは土師器が圧倒的に多いのに対し、崩壊土Ⅰでは土師器が減少し須恵系

土器が多くなるといった違いがみられ、こういった違いは E 群土器の中での時間差を示している可能性もある。

#### その他の土器の特徴

**土師器** 杯類は高杯を除きすべてロクロ調整で、内面にはヘラミガキ・黒色処理が施されている。したがって、これらはいずれも B 群土器以降のものとする事ができる。B 群～F 群にかけての杯類の器形的・製作技法的な変遷は現在のところ明確には把握されていない。そのため、これらの杯類の個々のものについてどの群に属するかを決定することは困難である。ただし、政庁跡からは現在のところ A 群～B 群土器にみられる非ロクロ調整の杯類が全く出土していないことから、これらのロクロ調整の杯類は B 群土器に属するものではなく、C 群土器以降のものである蓋然性が高い。同様にロクロ調整された甕類、瓶類、蓋、耳皿などもやはり C 群土器以降のものと考えられる。これらのほかに非ロクロ調整の甕類、高杯および摩滅のため調整不明な甌などが少量あるが、これらについては所属を限定することはできない。

その他の土師器

**須恵器** 従来の研究では無高台の杯類については、器形的にみて口径に対する底径の比が大きいものから小さいものへ、製作技法上ではロクロからの切離しが静止糸切りやヘラ切りのものから糸切りのものへ、切離し後の調整の点では底部や体部下端に調整を施すものから無調整のものへ、と変遷することが明らかにされている。しかし、これらはいくまでも無高台杯類の全体的な変遷の傾向性として把握されたものであり、実態としては各土器群においては特徴を異にする何種類かの無高台杯類が共存している場合が多い。したがって個々の杯類についてそれぞれの所属を限定することは現在のところ無理がある。政庁跡出土の杯類についてロクロからの切離し技法をみると、糸切りのものが 151 点(48.4%)、ヘラ切りのものが 126 点(40.4%)、静止糸切りのものが 1 点(0.3%)、ヘラケズリ調整のため切離しが不明なものが 34 点(10.9%)となり、糸切りのものが最も多数を占めている。前述したように、須恵器の無高台杯類は、A 群～C 群土器ではヘラ切りのものが主体を占め、糸切りのものが主体となるのは D 群土器以降であることを考慮すれば、政庁地区の糸切りのものの多くは D 群土器以降のものともみることができよう。ヘラ切りのものやヘラケズリ調整のため切離しが不明なものについては、A 群～F 群土器のいずれにもみられるものであるが、土師器杯類に非ロクロ調整のものが全くみられないことを参考にすれば、これらの多くも C 群土器以降のものである可能性が強い。同様に高台杯類、甕類、瓶類、蓋などについてもその多くは C 群土器以降のものともみておきたい。

その他の須恵器

**須恵系土器** 須恵系土器は多量に出土しており、これらは E 群土器、F 群土器のいずれかに属するものと考えられる。また、須恵系土器のうち、口径 10 cm前後、杯部の器高 2.5 cm未満の小型杯や高台小型杯は F 群土器に限ってみられるものであり、その所属時期が決まる。

その他の須恵系土器

#### 土器の年代

A 群～F 群土器の年代については、多賀城跡、陸奥国分寺跡、伊治城跡などの官衙・城

土器群の年代



以上の結果をもとに政庁跡から出土した土器の年代を検討すると、SK364・1104 土壇出土の土器は C 群土器であることから 9 世紀前半頃に、SK625・090 土壇および SF167 築地崩壊土 I・II 出土の土器は E 群土器であることから 10 世紀前半頃に、SK058・078 土壇出土の土器は F 群土器であることから 10 世紀中頃にそれぞれ位置づけることができる。また一括資料以外の土器については、ロクロ調整の土師器杯類や須恵系土器が多量を占めていることから大部分のものは C 群土器以降の土器とみられ、その年代は 9 世紀前半以降とすることができる。以上により、政庁跡出土土器のほとんどは 9 世紀前半以降のものともみられ、さらに E 群・F 群に属する須恵系土器が出土総量の約 78%を占めている状況から、その多くは 10 世紀前半から中頃のものであることが知られる。

政庁跡出土土器の年代

### c 土器と遺構期

最後に、政庁跡の遺構期にしたがって土器のあり方を整理しておく。

第Ⅰ期・Ⅱ期に相当する土器は A 群・B 群土器であるが、政庁跡からは確実にこの時期のものともみられる土器は全く出土していない。このことは、第Ⅰ期・Ⅱ期には土器などが政庁外に始末され、政庁が清浄な場として維持されていたことを示しているとも考えられる。

第Ⅰ期

第Ⅲ期に相当する土器は B 群・C 群・D 群土器である。このうち 9 世紀前半頃の C 群土器が SK364・1104 土壇から出土しているが、量的にはさほど多くはない。

第Ⅲ期

第Ⅳ期に相当する土器は D 群・E 群・F 群土器である。このうち 10 世紀の E 群・F 群土器は多数の土壇、築地崩壊土などから多量に出土しており、政庁跡出土土器の大部分がこの時期のもので言ってもよい。これらのことは政庁跡に残された土器の大部分が政庁終末期のものであることを示すとともに、築地周辺を中心に土壇がやや雑然と掘り込まれ、土器や瓦が多量に廃棄されていることから、第Ⅰ期・Ⅱ期でうかがえるような政庁に対する意識がすでに変化していることが知られる。また、この時期の土器には、供膳形態の土器が圧倒的多数を占めるといった、政庁が饗応の場であったことを示すとみられる様相が認められるほか、儀式用かともみられる白磁や施粕陶器も少量含まれている。

第Ⅳ期

### 註

- (1) 内藤政恒「東北地方に於ける古瓦の特色に就いて」『文化』2-3 1935
- (2) 内藤政恒「東北地方発見の重弁蓮花紋鏡瓦に就いての一考察」『宝雲』上：20 1937 下：22 1938
- (3) 内藤政恒『宮城県利府村春日瓦焼場大沢瓦窯址研究調査報告』東北帝国大学法文学部奥羽史料調査部研究報告第 1 1939
- (4) 内藤政恒「仙台市台ノ原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦」『歴史考古』(Ⅰ)：第 9・10 合併号 1963 (Ⅱ)：第 11 号 1964 (Ⅲ)：第 12 号 1964 (Ⅳ)：第 13 号 1965

- (5) 伊東信雄『菜切谷廢寺跡』宮城県文化財調査報告書第2集 1956
- (6) 伊東信雄『天平産金遺跡』1960
- (7) 宮城県教育委員会(伊東信雄編)『陸奥国分寺跡発掘調査報告書』1961
- (8) 宮城県教育委員会・多賀城町(伊東信雄編)『多賀城跡調査報告Ⅰ—多賀城廢寺跡—』1970
- (9) 工藤雅樹「古式重弁蓮花文鏡瓦の製作年代について」『東北考古学』第3輯 1962
- (10) 工藤雅樹「陸奥国分寺出土の宝相花文鏡瓦の製作年代について—東北地方における新羅系古瓦の出現—」『歴史考古』第13号 1965
- (11) 工藤雅樹「平安初期における陸奥国国府系古瓦の様相」『日本文化研究所研究報告』別巻第6集 1968
- (12) 工藤雅樹「奈良時代に於ける陸奥国府系瓦の展開」『日本歴史考古学論叢』第2 1968
- (13) その後に発表された多賀城瓦の製作年代などについて言及した主な論考としては以下のものがある。  
 工藤雅樹「多賀城の起源と性格」『古代の日本』8 1970  
 工藤雅樹「多賀城の創建とその諸前提」『日本考古学・古代史論集』1974  
 工藤雅樹「資料紹介 陸奥国府系瓦の分類と編年」『陸奥』東北歴史資料館報第7号 1977  
 工藤雅樹「宮城県の古瓦」『宮城県史』34 1981 pp.464~469
- (14) 古窯跡研究会『仙台市原町小田原蟹沢中瓦窯跡発掘調査報告書』研究報告第1冊 1972
- (15) 古窯跡研究会『陸奥国官窯跡群—一台の原古窯跡群調査研究報告—』研究報告第2冊 1973
- (16) 古窯跡研究会『陸奥国官窯跡群Ⅱ』研究報告第4冊 1976
- (17) 古窯跡研究会『陸奥国官窯跡群Ⅲ』研究報告第5冊 1980
- (18) 古窯跡研究会『陸奥国官窯跡群Ⅳ』研究報告書第6冊 1981
- (19) 研究所年報 1969~1981
- (20) 進藤秋輝・高野芳宏・渡辺伸行「多賀城創建瓦の製作技法」宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要Ⅱ』1975
- (21) 高野芳宏・進藤秋輝・熊谷公男・渡辺伸行「多賀城の文字瓦(その1)」宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要Ⅲ』1976
- (22) 進藤秋輝「東北地方の平瓦桶型作り技法について」『東北考古学の諸問題』1976
- (23) 進藤秋輝「多賀城系古瓦の二系統」宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要Ⅴ』1978
- (24) 高野芳宏・熊谷公男「多賀城第Ⅱ期の刻印文字瓦」宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要Ⅴ』1978
- (25) 各遺跡から出土した瓦のうち、実見ないし報告書の図版によって多賀城跡出土瓦と同範ないし同種瓦と認定できたものは当研究所の分類番号を用いることとする。
- (26) 註(7)・(8)による。両寺跡ではこれらの報告書刊行後にも部分的な発掘調査が実施されているが、出土瓦に関しては顕著な変化が認められないため、以下で記す両寺跡での瓦の出土状況はすべて註(7)・(8)によった。
- (27) 鳴瀬町教育委員会『亀岡遺跡・金山貝塚』鳴瀬等文化財調査報告第1集 1977
- (28) 伊藤信雄「秋の踏査記」『仙台郷土研究』第6巻13号 1936、『古代東北発掘』1973に収録。  
 および伊東信雄氏の御教示による。
- (29) 原田良雄編『内藤政恒先生蒐集東北古瓦図録』1974 pp.45・127・263
- (30) 註(8)に同じ。
- (31) 註(8)に同じ。
- (32) 註(7)に同じ。

- (33) 註(2)に同じ。
- (34) 註(9)に同じ。
- (35) 生産窯については、e 瓦窯跡の項およびその註を参照されたい。
- (36) 奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ 瓦編 2』1975
- (37) 宮城県教育委員会『日の出山窯跡群一埋蔵文化財緊急調査概報一』宮城県文化財調査報告書第 22 集 1970
- (38) 註(5)に同じ。
- (39) 註(14)に同じ。
- (40) 仙台市教育委員会『栴江遺跡発掘調査報告書一造瓦所の調査一』仙台市文化財調査報告書第 18 集 1980
- (41) 註(15)に同じ。
- (42) 註(3)に同じ。
- (43) 註(15)に同じ。pp.11～27・65～67
- (44) 註(7)に同じ。
- (45) 註(4)に同じ。(Ⅰ)：第 9・10 合併号 1963 pp.23～28
- (46) 註(9)に同じ。  
宮城県教育委員会『木戸瓦窯跡発掘終了報告資料』1974 など
- (47) 註(37)に同じ。
- (48) 佐々木茂禎「大吉山瓦窯跡群」『宮城県史』34 1981 p.460  
古川市教育委員会・古川市図書館『郷土資料(考古)』1979 p.9 など
- (49) 註(27)～(29)に同じ。
- (50) 註(36)～(38)に同じ。
- (51) 註(14)に同じ。
- (52) 註(40)に同じ。
- (53) 註(7)に同じ。
- (54) 註(14)に同じ。
- (55) 註(15)に同じ。
- (56) 註(3)に同じ。
- (57) 註(4)に同じ。(Ⅰ)：第 9・10 合併号 1963 pp.23～28
- (58) ⅡC 類が第Ⅳ期の瓦群にのみ属するとしたが、若干検討の余地を残している。瓦窯跡の項で述べるように第Ⅰ期の瓦群の窯跡である日の出山窯跡群 A 地点からはⅡB 類と共にⅡC 類の平瓦が出土しており、両者は凹面のナデ調整の有無の違いがあるものの、縄叩き目の単位が非常に長いことをはじめ他の諸特徴が全く共通している。政庁跡から出土した第Ⅰ期の瓦群の均整唐草文軒平瓦 660 にはⅡB 類が用いられているが、菜切谷廃寺跡出土の 660(東北大学文学部蔵)には日の出山窯跡群のⅡC 類が用いられており、ⅡC 類は第Ⅰ期の瓦群にも属する可能性が考えられる。  
なお、政庁跡から出土したⅡC 類の平瓦は縄叩き目などの点で日の出山窯跡群のⅡC 類の平瓦とは区別されるものである。
- (59) 古川市教育委員会・古川市図書館『郷土資料(考古)』1979 p.9
- (60) 註(7)によると陸奥国分寺跡の調査でアーチ形重弁蓮花文鬼板が出土しており、蓮花文の周囲に 621 と共通する偏行唐草文が配されていることなどから、創建期の鬼板と考えられている。また、多賀城跡外郭南辺築地跡の調査でもこれと類似したアーチ形重弁蓮花文鬼板が出土しており、周囲に 620 と共通する偏行唐草文が配されていることから、第Ⅱ期の瓦群に属するものと考えられる(研究

所年報 1979pp.60・61)。

- (61) 註(29)に同じ。 p.161
- (62) 掲載した写真の軒丸瓦は、仙台市教育委員会による郡山遺跡第 12 次調査で出土したものである。
- (63) 郡山遺跡では真北方向を基準とする新しい遺構と、真北から 30° 東へ偏した線を基準とする古い遺構が重複しており、真北方向を基準とする時期は北の推定方四町の官衙とその南に近接する推定方二町の付属寺院からなると考えられている。瓦が多量に出土するのは新しい時期の寺院跡とみられている地区である。本遺跡の調査報告には以下のものがある。
- 仙台市教育委員会『年報 1－昭和 54 年度－』仙台市文化財調査報告書第 23 集 1980 pp.7～20
- 仙台市教育委員会『宮城県仙台市郡山遺跡Ⅰ－昭和 55 年度発掘調査概報－』仙台市文化財調査報告書第 29 集 1981
- 木村浩二「郡山遺跡」(第 8 回古代城柵官衙遺跡検討会資料) 1982
- (64) 註(40)に同じ。
- (65) 註(36)に同じ。
- (66) 東北大学文学部蔵の表採資料と仙台市教育委員会による発掘調査の出土資料で確認した。
- (67) 宮城県多賀城跡調査研究所『名生館遺跡Ⅰ－玉造柵推定地－』多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 6 冊 1981
- (68) 註(37)に同じ。
- (69) 註(8)に同じ。
- (70) 註(14)に同じ。
- (71) 註(40)に同じ。
- (72) 註(24)に同じ。
- (73) 宮城県教育委員会『日の出山窯跡群－埋蔵文化財緊急調査概報－』宮城県文化財調査報告書第 22 集 1970
- (74) この 335 点の平瓦は、凸面縄叩き目、凹面布目のものとして報告されているものであるが、当研究所蔵の発掘資料を観察した結果、ⅡC 類のほかに凹面の全面的ないし周辺部に軽いナデ調整が施されたⅡB 類も半数ほどみられた。
- (75) 註(73)に同じ。
- (76) 伊東信雄「東北出土の蓮花文鬼板」『東北考古学』第 1 輯 1960
- (77) 伊藤玄三「宮城県田尻町木戸瓦窯址の調査」東北考古学会口頭発表 1961
- 工藤雅樹「古式重弁蓮花文鏡瓦の製作年代について」『東北考古学』第 3 輯 1962
- (78) 宮城県教育委員会・多賀城町(伊東信雄編)『多賀城跡調査報告書Ⅰ－多賀城廃寺跡－』1969 pp.96・99 の註(3)
- (79) 宮城県教育委員会『木戸瓦窯跡発掘終了報告資料』1974
- 宮城県教育委員会『宮城県文化財発掘調査略報(昭和 48・49 年度分)』宮城県文化財調査報告書第 40 集 1975
- (80) 佐々木茂禎「木戸瓦窯跡群」『宮城県史』34 1981 p.460
- (81) 内藤政恒「宮城県木戸瓦窯址の鬼板片」『歴史考古』第 6 号 1961
- (82) 佐々木茂禎「大吉山瓦窯跡群」『宮城県史』34 1981 p.460
- (83) 古川市教育委員会・古川市図書館『郷土資料(考古)』1979 p.9
- 古川市教育委員会・古川市図書館『郷土資料目録(考古)』1980 pp.21～26・44～51
- (84) 註(20) p.41 では、当窯跡と多賀城跡からアーチ形鬼板のほかに方形鬼板も出土していると記載したが、当時范の改変が認識されていなかったため、「小田建万呂」の陽刻がある脚部破片を多賀城廃

寺跡などから出土する 950B と同範と考え、方形と推定したものであり、ここで訂正しておく。

- (85) 註(5)に同じ。
- (86) 宮城県教育委員会「一の関遺跡」『宮城県文化財発掘調査略報(昭和 51 年度分)』宮城県文化財調査報告書第 48 集 1977 p.99
- (87) 宮崎町史編纂委員会『宮崎町史』1973 pp.154~160
- (88) 田尻町史編纂委員会『田尻町史』1960 pp.51~55・63・64
- (89) 同遺跡の小館地区から採集された瓦が佐々木茂禎氏により一括して保管されており、この中に重弁蓮花文軒丸瓦が含まれている。名生館遺跡の性格については、宮城県多賀城跡調査研究所名生館遺跡Ⅰ』多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 6 冊 1981 を参照されたい。
- (90) 佐々木茂禎「宮城県古川市伏見廃寺跡」『考古学雑誌』第 56 巻第 3 号 1971
- (91) 中新田町教育委員会『城生遺跡』中新田町文化財調査報告書第 1 集 1978
- (92) 仙台市教育委員会『栴江遺跡発掘調査報告書―造瓦所の調査―』仙台市文化財調査報告書第 18 集 1980
- (93) 古窯跡研究会『仙台市原町小田原蟹沢中瓦窯跡発掘調査報告書』研究報告第 1 冊 1972
- (94) 内藤政恒「仙台市台ノ原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦」『歴史考古』(Ⅲ): 第 12 号 1964 pp.7・8
- (95) 註(94)に同じ。(Ⅱ): 第 11 号 1964 pp.5~8
- (96) 註(94)に同じ。(Ⅲ): 第 12 号 1964 pp.8・9
- (97) 古窯跡研究会『陸奥国官窯跡群―一台の原古窯跡群調査研究報告―』研究報告第 2 冊 1973pp.8・38・60
- (98) 註(7)に同じ。
- (99) 仙台市教育委員会『史跡陸奥国分尼寺跡環境整備並びに調査報告書』1969
- (100) 註(8)に同じ。
- (101) 註(97)に同じ。pp.36~45・50~60・68・69・76・83・84
- (102) 註(94)に同じ。(Ⅱ): 第 11 号 1964 pp.1・2 (Ⅲ): 第 12 号 1964 p.7
- (103) 古窯跡研究会の渡辺泰伸・滝口卓氏の御教示による。
- (104) 内藤政恒『宮城県利府村春日瓦焼場大沢瓦窯址研究調査報告』東北帝国大学法文学部奥羽史料調査部研究報告 1 1939
- (105) 註(97)に同じ。pp.11~27・65~68・73~76・78・83・84
- (106) 仙台市教育委員会『仙台市荒巻五本松窯跡発掘調査報告書』仙台市文化財調査報告書第 6 集 1973
- (107) 註(97)に同じ。pp.77・83・84
- (108) 註(94)に同じ。(Ⅰ): 第 9・10 合併号 1963 pp.23~28
- (109) 註(94)に同じ。(Ⅰ): 第 9・10 合併号 1963 pp.28~30
- (110) 註(29)に同じ。pp.13・15・55
- (111) 註(73)に同じ。
- (112) 註(9)に同じ。
- (113) 岸俊男「古代村落と郷里制」『古代社会と宗教』1951、『日本古代籍帳の研究』1973 に収録。
- (114) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告Ⅶ』1976
- (115) 註(7)に同じ。
- (116) 註(6)に同じ。
- (117) 註(7)に同じ。

- (118) 工藤雅樹氏は註(12)で、黄金産金遺跡の軒丸瓦は周縁蓮子の形が多賀城創建期の重弁蓮花文軒丸瓦に近いことを指摘している。
- (119) 内藤政恒「天平産金地私考」『南都仏教』第2号 1955
- (120) 註(93)に同じ。
- (121) 宮城県多賀城跡調査研究所『伊治城跡Ⅰ』多賀城関連遺跡発掘調査報告第3冊 1978  
宮城県多賀城跡調査研究所『伊治城跡Ⅱ』多賀城関連遺跡発掘調査報告第4冊 1979  
宮城県多賀城跡調査研究所『伊治城跡Ⅲ』多賀城関連遺跡発掘調査報告第5冊 1980
- (122) 築館町文化財保護委員会『伊治城跡出土遺物目録並文献資料』築館町文化財保護委員会伊治城跡資料第2集 1970
- (123) 註(97)・(108)に同じ。
- (124) 註(7)に同じ。
- (125) 水沢市教育委員会『岩手県水沢市佐倉河胆沢城跡』昭和51年度発掘調査概報 1977
- (126) 水沢市教育委員会『岩手県水沢市佐倉河胆沢城跡』昭和54年度発掘調査概報 1980
- (127) 註(10)に同じ。
- (128) 早坂春一・阿部恵「(5)西手取遺跡」「(6)手取遺跡」宮城県文化財調査報告書第63集『東北自動車道遺跡調査報告書Ⅱ』1980 pp.253～408
- (129) a 桑原滋郎「ロクロ土師器杯について」『歴史』第39輯 1969  
b 工藤雅樹・桑原滋郎「東北地方における古代土器生産の展開」『考古学雑誌』第57巻 第3号 1972  
c 岡田茂弘・桑原滋郎「多賀城周辺における古代杯形土器の変遷」宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要Ⅰ』1974 pp.65～92  
d 桑原滋郎「須恵系土器について」東北考古学会編『東北考古学の諸問題』1976 pp.443～469  
e 白鳥良一「多賀城跡出土土器の変遷」宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要Ⅶ』1980 pp.1～38
- (130) 土器群の分類とその年代については註(129)eによった。

### 3 政庁の変遷と性格

これまで、遺構期の設定、遺構期ごとの建物構成とその配置、遺物と遺構期との関係などについて述べてきた。ここではこれらの検討を踏まえ、まず各遺構期の年代を把握し、ついで政庁の変遷と性格について述べることにする。

#### (1) 遺構期の年代

政庁の遺構期は第Ⅰ～Ⅳ期に大別され、そのうち第Ⅲ期は2小期に、第Ⅳ期は3小期に細分された。以下、各期に対応する瓦の製作年代および文献史料などにより、各遺構期の年代を検討してみる。

##### 第Ⅰ期

第Ⅰ期は多賀城の創建期である。この期の建物はすべて掘立式によるものであり、この期間中における大幅な建て替えはみられない。このことから、この期に対応する第Ⅰ期の瓦群は創建の造営にあたって製作されたものとみることができる。ところで、第Ⅰ期の瓦群の主体を占める8葉重弁蓮花文軒丸瓦のうち、木戸窯跡で生産された軒丸瓦の年代は、同窯跡から採集された郷里制を示す文字瓦によって靈龜元(715)年から天平12(740)年までの間に限定される。また、均整唐草文軒平瓦については、文様的に酷似する平城宮跡出土の6721型式軒平瓦との対比により、天平末(749)年以前に製作されたものと推定される。したがって、第Ⅰ期の瓦群の中で年代が推定できるものは靈龜元年から天平末年までの間に収まることになり、創建期の造営年代の一端は木戸窯跡の文字瓦により靈龜元年～天平12年の間にあったことが知られる。

創建瓦の年代

多賀城の創建年代について文献上からみた場合、「多賀柵」として初見する天平9(737)年以前に求めることにはとくに問題ないものと考えられる。さらに、付章の「律令制下の多賀城」で詳述するように、8世紀初頭に行われた全国的な地方行政整備の時期の中で、出羽国および石城・石背国の成立や停廢と陸奥国の関係、按察使の問題、鎮所と鎮守将軍の関係などの検討から多賀城の創建年代を総合的にみると、養老・神龜の頃が最も妥当な時期と推定される。

文献からみた多賀城創建

以上により、第Ⅰ期の開始年代は、瓦から知られる靈龜元年～天平12年のうち、文献的な検討により推定される養老・神龜の頃とみておきたい。

創建年代

なお、多賀城の創建年代をめぐる従来の見解には、伊東信雄の養老2(718)年以前とする説や工藤雅樹・佐々木茂楨の天平初年頃とする説などがあるが、これらについては付章で触れているのでそれに譲ることにしたい。

##### 第Ⅱ期

第Ⅰ期の瓦群の年代

第Ⅰ期の掘立柱建物が全面的に礎石建物に改められた時期である。この時期における建て替えの痕跡は全くみられない。この造営に伴って製作された瓦は第Ⅱ期の瓦群で、軒瓦では陸奥国分寺創建瓦と同範のものが主体を占めている。ところで、陸奥国分寺創建期の8葉重弁蓮花文軒丸瓦と偏行唐草文軒平瓦は、天平21(749)年の陸奥国からの貢金を記念して建てられた仏堂跡と推定されている黄金山産金遺跡出土の軒丸瓦、軒平瓦の特徴ときわめて類似している。このことから、これらの瓦は国分寺造営の詔が出された天平13(741)年から「天平仁」の文字瓦により知られる黄金山産金遺跡の下限年代である天平神護3(767)年までの間に製作されたものとみることができる。したがって、第Ⅱ期の瓦群の8葉重弁蓮花文軒丸瓦や偏行唐草文軒平瓦などにもこれと同様の年代を与えることができる。また、重圏文軒丸瓦などについては、これと同文様の瓦が神護景雲元(767)年に造営された伊治城跡から出土することから、8葉重弁蓮花文などよりはやや後れた時期に製作されたものとみられる。以上の第Ⅱ期の瓦群の年代により、この期の造営は8葉重弁蓮花文軒丸瓦や偏行唐草文軒平瓦などが製作された天平13(741)年から天平神護3(767)年までの間に開始されたものとみることができよう。

造営開始の年代

この期の建物の多くは大規模な火災によって焼失している。前節で述べたように、政庁における火災は一度だけであったとみられることから、この火災は宝亀11(780)年の伊治公咎麻呂の乱によるものと考えられ、第Ⅱ期の終末は宝亀11年に求めることができる。

第Ⅱ期の終末

### 第Ⅲ期

第Ⅱ期政庁の焼失に伴って造営された時期であり、第1小期と第2小期に分けられる。まず、第1小期の造営については宝亀11(780)年の火災直後と考えてよいであろう。この小期は、第1節で述べたように小規模な掘立柱建物によって構成されていることや、造営時にはすでに本格的な造営である第2小期の配置計画が成立していたとみられることから、暫定的な造営でありその存続期間はきわめて短期間であったものと考えられる。したがって、本格的な第2小期の造営は宝亀11年の火災からそう降らない8世紀末頃とすることが妥当と思われる。

第1小期の年代

第2小期の造営年代

### 第Ⅳ期

第Ⅳ期は3小期に分けられ、第3小期はさらにa～eの5小々に細分される。このうち、第1小期には第Ⅳ期の瓦群の大部分が対応する。第Ⅳ期の瓦群のうち、宝相花文・細弁蓮花文・歯車状文の軒丸瓦と連珠文・均整唐草文の軒平瓦などは、陸奥国分寺塔跡での出土状況や胆沢城跡出土の連珠文軒平瓦との関係などから、9世紀後半頃を中心とした時期に製作されたものと考えられる。ところで、文献上からは貞観11(869)年の陸奥国大地震により多賀城などの諸施設が甚大な被害を受けたことや、翌年には陸奥国修理府に造瓦に長じた新羅人が配されたことが知られ、地震後の復興に多量の瓦が必要とされたことが推定される。上記の宝相花文・細弁蓮花文・歯車状文などの軒瓦が多賀城跡のほか多賀城廃寺跡・陸奥国分寺跡でも共通してみられることは、これらの瓦がこの復興に関連して製作されたものであることを示しているとみられる。したがって、これらの瓦を用いた第1小

第Ⅳ期の瓦群の年代

第1小期の造営年代

期の造営は、貞観 11(869)年の大地震の直後になされたものとみるのが妥当と考えられる。

また、第 3 小期の c 小々期は、この期に属する SB1145 建物跡の柱穴が灰白色火山灰層により覆われていることから、この火山灰が降灰した時には廃絶していたことが知られる。この火山灰層は前節で述べたように陸奥国分寺塔跡でもみられ、承平 4(934)年の塔焼失に関わる焼土層の直下に存在することなどから、承平 4 年以前でしかもこれに近い頃のものと考えられる⁴⁾。以上により c 小々期の下限年代は、灰白色火山灰が降灰した承平 4(934)年直前頃に求めることができる。これに後続する d・e 小々期については灰白色火山灰層との前後関係が把握できていないが、e 小々期の建物が火山灰層と重複する位置にあることから、火山灰の降灰は d 小々期の存続期間中か e 小々期の廃絶後ということになる。ところで、政庁内には灰白色火山灰層を切って掘り込まれた土壌がいくつかあり、瓦や政庁に関わるとみられる土器が多量に廃棄されている。このことから、降灰以降にも政庁が維持されていたことが知られる。この状況により火山灰の降灰は d 小々期の存続期間中であり、e 小々期は降灰後に造営された可能性が高いものと考えられる。また、d・e 小々期に造営された建物がいずれも掘立式のものであることから、それらの存続期間はそう長くはなかったと考えられ、e 小々期は遅くとも 10 世紀後半には廃絶していたものと思われる。

以上により、各遺構期の年代をまとめれば、第 I 期が養老・神亀の頃から 8 世紀中頃まで、第 II 期が 8 世紀中頃から宝亀 11(780)年まで、第 III 期が宝亀 11(780)年から貞観 11(869)年まで、第 IV 期が貞観 11(869)年から 10 世紀中頃までとなる。

## (2) 政庁の変遷

第 1 節で各遺構期の建物とその配置について、また前項で各遺構期の年代について検討を加えてきた。ここではこれらの結果を踏まえ、各遺構期を相互に比較検討することにより知られる政庁の変遷について述べてみたい。

政庁の変遷について大きくみると、各期にどのような建物が加わりまた無くなったかという構成上の変遷、それらがどのように組み合わせ配置されたかという配置上の変遷、また各期を通じてある特定の位置を占めることより、政庁における固有な機能上の位置づけがなされたと推定される各建物の規模・構造上の変遷の 3 段階に分けてとらえることができる。

### a 構成上の変遷

構成上の変遷についてみると、各遺構期を通観するとき、各期を通じ普遍的に存在する建物を政庁の基本的構成要素、ある時期以降継続的に存在する建物を準基本的構成要素、そして断続的または一時的に存在する建物を付加的構成要素としてとらえることが可能である(表 49)。

基本的構成要素としては、正殿、東・西脇殿、南門、広場、築地がある。これらはいず

灰白色火山灰との  
関係

政庁の終末年代

各期の存続期間

基本的構成要素

構成区分	遺構期 名称	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期		第Ⅳ期		
				第Ⅰ小期	第Ⅱ小期	第Ⅰ小期	第Ⅱ小期	第Ⅲ小期
				基本的 構成要素	正 殿	●	●	
脇 殿	●	●	●		●	○		
南 門	●	●	---		●	○		
築 地	●	●	---		●	○		○
準基本的 構成要素	後 殿		●	●	●	●		●
	楼			(●)	●			
付加的 構成要素	翼 廊		●					
	北 殿		●					
	南 門 前 殿	●		●				●
	北 東 部 建 物						●	
	北 西 部 建 物						●	●
	北 方 建 物						●	

凡例 ● 新設・建て替え ○ 補修（推定） ||||| 存続（推定）

表 49 建物変遷表

れも第Ⅰ期から存在し、第Ⅱ期で東・西脇殿に移動があるものの他はほぼ同位置を踏襲して造り替えられている。第Ⅳ期には第Ⅲ-2期に造営されたものが大規模な補修は受けても全面的には造り替えられることなく最終末期まで存続したものと考えられる。

準基本的構成要素

準基本的構成要素としては、後殿、東・西楼がある。後殿は第Ⅰ期にはなく、第Ⅱ期以降最終末期までほぼ同位置で建て替えられながら継続して存在するものである。東・西楼は第Ⅲ期に初めて加えられ、その後は建て替えられることなく存続し、少なくとも第Ⅳ-3d期には廃絶していたと推定されるものである。後殿に比べて出現する時期が遅れかつ早く廃絶する建物であるが、第Ⅲ期、第Ⅳ期におよんで存在したことが考えられることより後殿と同様の構成要素としてとらえることができよう。

付加的構成要素

付加的構成要素としては、南門前殿、東・西翼廊、北殿、北東部建物、北西部建物、北方建物がある。南門前殿は第Ⅰ期には東西対称な一対の建物として存在するが、その後は対称でなく西側にのみ、火災直後の暫定的造営である第Ⅲ-1期および最終末期の第Ⅳ-3e期に断続的に付加される。東・西翼廊、北殿は第Ⅱ期にのみ存在する。その他の北東部、北西部、北方の各建物群はいずれも第Ⅳ-2期に初めて付加されるものである。とくに第Ⅳ-3期には、主に北西部に集中して最終末期まで連続的に建て替えが行われている。

b 配置上の変遷

前述の各構成要素ごとに建物や築地などの配置上の変遷について検討する(図 186)。



図 186 政庁変遷図

基本的構成要素

まず基本的構成要素についてみると、政庁はその立地する丘陵上のほぼ全面を敷地として四周を築地により画されており、平面形は地形上の制約で北東角が若干変則的になるもののほぼ方形を呈し、規模は築地の心々間の距離で南北 **116.4m**、東西 **103.1m** である。この規模は第Ⅲ－2 期には南北方向が **0.6m** 程縮少するものの、基本的には最終末期まで第Ⅰ期の位置・規模が踏襲されている。築地で画された方形の範囲の中心よりやや北寄りに正殿が南面して位置し、その南正面の南辺築地中央部には南門が開かれている。これらは各期を通じて同位置で建て替えられている。したがって、正殿、南門、築地の相互の位置関係は、全遺構期を通じて最も不変なものであることが知られる。

主要な一郭の普遍性

正殿の南方には脇殿が正殿中軸線に対して東西対称に位置し、正殿を中心としてコの字型をなす。ところで第Ⅰ期では、南北に東西棟の正殿と南門が、東西に南北棟の脇殿が配され、これらに囲まれた部分が一辺 **66m** 前後の正方形の広場を形成している。第Ⅱ期は脇殿のみ正殿の南入側柱筋にその北妻を一致させて東・西築地線の上に移動するが、正殿前面には石敷広場が付設され、これと東・西脇殿を連絡する通路が設けられており、これらが機能上密接に関連していたことが知られる。また、この時期にのみ南門に連続してその東西に翼廊が付加されているが、複廊形式で機能的には南門と一体として把握できることなどを勘案すると、この翼廊により前述の石敷広場を中心とした一郭に新たな機能が加えられたものではないと考えられる。したがって、第Ⅰ期に比べ脇殿が東西に離れるといった若干の配置上の変化はあるものの、基本的構成要素相互の機能面での関係は何ら変化していないとみて差し支えないであろう。第Ⅲ期では第 1 小期に暫定的な脇殿が第 2 小期の脇殿の計画位置を避け南東・南西隅近くに配されているが、本格的な第 2 小期には脇殿が第Ⅰ期の位置に戻り、南北に正殿と南門が、東西に脇殿が配され、これらに囲まれた部分が一辺 **66m** 前後の正方形の広場を形成し、この一郭は再び第Ⅰ期と同じ配置となる。第Ⅳ期では、この基本的構成要素からなる一郭は大規模な補修を受けることはあっても建て替えられることなく最終末期まで存続すると考えられる。

準基本的構成要素

準基本的構成要素の後殿と東・西楼についてみると、後殿は正殿の後方に位置し、最終末の第Ⅳ－3e 期のものを除きその両妻を正殿身舎の桁行両端柱筋に一致させ、また楼は正殿の東西に並んで位置し、その南北側柱列を正殿身舎の南北側柱筋に一致させている。すなわち、これらは前述の基本的構成要素からなる政庁の最も主要な一郭に直接関わることはないが、正殿と密接に関連して計画的にその位置が決定されていることが指摘できる。

付加的構成要素

付加的構成要素についてその位置をみると、南辺築地に近接してその外側に南門前殿、南辺築地線の上に翼廊、北辺築地の内側に北東・北西部建物、北辺築地線の上に北殿、北辺築地外に近接して北方建物が一時的または断続的に存在し、いずれも基本的小よび準基本的構成要素からなる正殿を中心とした一郭からは外れたところに位置する。

このうち、南門前殿は第Ⅰ期のもののみ南門の前方東西に対となる東西棟建物が配されている。両建物とも基本的構成要素である正殿、東・西脇殿とともに後述する同じ計画方眼により配置されたと推定されることなどを考えると、付加的構成要素とはいえ、少なく

とも第Ⅰ期においては機能上準基本的構成要素と同程度の位置づけがなされていたものと推定される。

第Ⅳ-2期に北辺築地外の西寄りに付加される北方建物は、SB551を中心として、その南北中軸線に対し対称となるように東・西・北を長大な建物がコの字型に囲んでおり、この一郭だけで機能上の一つの単位を構成している。すなわち、これまで政庁になかった新たな機能を持った一郭がこの時期に付加されたことが知られる。

第Ⅳ-3期になると北方の一郭はなくなり、これとは異なった機能を有すると推定される建物が北西部で連続して建て替えられる。これらは第Ⅲ-2期の西脇殿または西楼と側柱筋が一致することより、各小々期とも基本的・準基本的構成要素の制約を受けて建物配置が決められていることが知られる。

これまで、基本的・準基本的・付加的構成要素相互の関係を反映していると考えられるこれらの政庁地区で占める位置のあり方、また各構成要素に属する個々の建物の機能上の位置づけを反映しているとみられる各建物の位置関係についてそれぞれ変遷をみてきた。

さらに、これらと密接に関連することとして、各期を通じ各建物が正殿を中心とした計画方眼により配置されたと推定されることは第1節で指摘したところである。計画方眼には第Ⅰ期の約18m方眼と第Ⅱ期以降の約9m方眼とがあるが、いずれも正殿南入側柱筋を南北方向の、正殿中軸線を東西方向の基準にしていることでは同一である。計画方眼自体は各遺構期間で厳密には一致しないところがあるが、計画軸線が若干振れる場合があること、各期で若干異なる基準尺が使用された可能性が想定されること、および当時の施工誤差などを勘案し、各建物の若干のずれを見過しできるものとすれば、政庁の造営に際しては全期を通じて正殿南入側柱筋および正殿中軸線を基準とする同一の計画方眼が踏襲され、各建物が計画的に配置されたことが指摘できるであろう。すなわち、第Ⅱ期以降は第Ⅰ期の計画方眼を踏襲し、さらに小さい割り付け単位により配置計画をしたものとしてとらえることができる。

配置計画の一貫性

### c 規模・構造上の変遷

構成上および配置上の変遷を概観すると、各期を通じある特定の位置を占める建物は政庁における固有な機能上の位置づけがなされていたことが推定される。特に基本的・準基本的構成要素は各期を通じ同位置で変遷しており、これに比べ付加的構成要素は付加されるべき機能に応じた位置を占めると考えられるが、その位置は基本的・準基本的構成要素に制約されることでは共通することが知られる。したがって、各期を通じ同位置で建て替えられている幾つかの建物ごとにその規模・構造上の変遷について検討することにより、各期相互の質的・機能的変遷についていくらかでも把握できるものと考えられる。

まず基本的構成要素についてみると、正殿は全期を通じて基壇上に南面して建てられることで共通する。第Ⅱ期には第Ⅰ期の5×3間の南廂付掘立柱建物から7×4間の四面廂付礎石建物に建て替えられ規模が拡大するが、以後はこの第Ⅱ期の正殿が大規模な改修を

基本的構成要素

受けながらも規模・構造は変化せず存続すると推定される。脇殿はいずれも南北棟で、第Ⅱ期以降は第Ⅲ-1期の暫定的なものを除きいずれも基壇上に建てられたと推定される。第Ⅰ期と第Ⅱ期は掘立式と礎石式の違いはあるが、7×2間で同平面規模である。第Ⅲ期は第1小期が掘立式、第2小期が礎石式でいずれも5×2間であるが、第1小期は暫定的なもので第2小期のものに比べて規模も小さい。第Ⅳ期は第Ⅲ-2期のものが建て替えられることなく、東脇殿にのみ廂が付加されるなど若干の変化はあるものの、身舎部分は規模・構造を変えず存続したと推定される。すなわち全期を通じてみたとき、第Ⅲ期に若干桁行の規模は縮小するが基本的には大きな変化はないものとしてとらえることができる。南門はいずれも八脚門で、第Ⅲ期に梁行総長が若干縮小するが、各期を通じてほとんど変化はない。

以上により、基本的構成要素からなる政庁の最も主要な一郭については全期を通じて機能上の変化はないことが把握されるが、第Ⅰ期から第Ⅱ期にかけては掘立式から礎石式に変わることで、正殿の規模・構造が拡大すること、正殿前面に新たに石敷広場が設けられることなど質的に整備される状況が認められる。

準基本的構成要素

準基本的構成要素のうち、第Ⅱ期に初めて出現し、何度か建て替えが行われる東西棟の後殿についてみると、第Ⅱ期、第Ⅲ-2期は間に暫定的な第Ⅲ-1期の3×2間掘立柱建物をはさむが、いずれも同規模・構造の4×4間総柱礎石建物と推定されるものである。しかし、第Ⅳ-1期にはほぼ同規模であるが構造が異なる5×4間の南・北廂付礎石建物へ変化し、さらに最終末の第Ⅳ-3e期には規模が縮小し、構造も異なる5×2間の掘立柱建物となる。すなわち、同位置で変遷しているものの規模・構造からみる限り第Ⅳ-1期および第Ⅳ-3e期に機能上の位置づけが変化したと推察される。

付加的構成要素

付加的構成要素のうち、第Ⅰ・第Ⅲ-1・第Ⅳ-3e期にのみ断続的に付加された南門前殿と、第Ⅳ-3期に連続的に建て替えられる北西部建物について検討してみる。

南門前殿はいずれも東西棟の掘立柱建物である。このうち第Ⅰ期のもののみ東西対称の位置に配され、平面は7×2間で同時期の脇殿と同じであるがこれより桁行総長が長いこと規模は脇殿よりむしろ大きいほどである。一方、第Ⅲ-1期は5×3間の北・東廂相付建物、第Ⅳ-3e期は5×4間の南・北廂付建物であり、廂付きの建物に変化するが、西側にのみ存在し、規模はいずれも第Ⅰ期のものに比べてかなり小さい。したがって第Ⅰ期の南門前殿は、規模・構造上の変遷からも配置上の変遷における検討結果と同じく、付加的構成要素とていうものの機能上は準基本的構成要素程度の位置づけがなされていたものとみられる。これに対し、他の時期のものは明らかに付加的なものとして位置づけられていたことが把握できるであろう。

ついで北西部建物についてみると、第Ⅳ-3期にはさらにa～eの5小々期の変遷があり、いずれも掘立柱建物である。a小々期には北に5×3間の南北棟、南に4×3間の南・西廂付きの東西棟が、東側柱筋と東妻柱筋を一致させて並び、b小々期には北に平面L字形を呈する建物、南に2×2間の東西棟が、東西側柱筋と東西妻柱筋を一致させて並び、

c 小々期には、5×3間の北廂付きの東西棟を中心として、その北には梁行柱筋を合わせて5×1間の東西棟が平行して位置し、西には2×3間の南北棟総柱建物が並ぶ。また、d 小々期には北に3×2間、南に7×2間の南北棟がそれぞれ位置し、最終末のe 小々期には北に5×2間の東西棟、南に6×1間の南北棟が、西妻柱筋と東側柱筋を一致させて存在する。以上の状況をみる限り、各小々期とも基本的には南北に並ぶ2棟の建物が組み合いほぼ同位置で変遷しているが、各小々期ごとに明らかにその規模・構造が異なり、これらが共通した単一の機能をもってのみ変遷しているものではないことが知られる。すなわち、政庁全体からみれば第Ⅳ-3期に北西部のこの一郭に新たな機能が付加されたことになるが、詳細にみれば各小々期ごとに若干の機能上の変化があったことが指摘できるであろう。

#### d 各遺構期の特質

これまで、政庁の変遷について大きく構成上、配置上、建物の規模・構造上の3段階に分け、各構成要素ごとに比較検討してきた。以下では、このように政庁の全遺構期を通観することにより初めて抽出できる各遺構期ごとの特質について、前述の検討を踏まえて整理してみたい。

#### 第Ⅰ期

第 期 の 特 質

養老・神亀頃に造営された創建の政庁である。

この期は、正殿、脇殿、南門、築地の基本的なものと、南門前殿の付加的なものにより構成され、全遺構期中最も単純かつ基本的な様相を示す。建物および築地はすべて掘立式であるが、少なくとも主要建物については瓦葺きであったと推定される。また、正殿のみ基壇上に建てられている。

配置についてみると、南北116.4m、東西103.1mの範囲を築地により区画し、その南部を、南面する正殿を中心としてコの字型に配された東・西脇殿と南門およびこれらに囲まれた正方形の広場からなる一郭が占めている。この一郭は四周を画する築地とともに全遺構期を通じて踏襲されており、この期のものが以後の各遺構期の規範となっていることが知られ、政庁の機能上最も重要かつ普遍的な部分として把握できる。

南門前殿はこの一郭のさらに南の南辺築地外に存在するものであるが、他の時期のものとは異なり前述の政庁主要部に準じる機能上の位置づけがなされていたと推定される。

#### 第Ⅱ期

第 期 の 特 質

8世紀中頃に造営され、宝亀11(780)年の伊治公皆麻呂の乱の火災により焼失した政庁である。

この期の構成についてみると、基本的なものは石敷広場が新たに設けられること以外は第Ⅰ期と変わらないが、新たに準基本的なものとして後殿が、付加的なものとして翼廊・北殿が加わり、南門前殿はなくなる。建物および築地はすべて瓦葺きで、第Ⅰ期の掘立式から礎石式に変えられる。また、不明な北殿を除けばいずれの建物も玉石積基壇上に建て

られたと推定される。

主要部の配置についてみると、正殿の前には石敷広場が設けられ、東・西築地線上の脇殿とは通路で連絡されている。また南門の東西には翼廊が新たに付加されるが、複廊形式で南門と一体としてとらえられることなどを勘案すると機能上独立した明瞭な位置づけがなされているものではなく意匠的意味合いの強いものと推定される。したがって、広場を中心として正殿、東・西脇殿、南門が密接に関わり合っていることより、脇殿に移動があるものの、この一郭の機能上の位置づけは第Ⅰ期と何ら違いはないと考えられる。

ところで、他の時期にはみられないこの期の特徴として、正殿、後殿以外のすべての建物が築地各辺の中央部に配置されていること、このうち南辺築地線上の翼廊は、南門を中心として東西に傾斜しており、さらに南門両妻から離れる程桁行方向の柱間寸法を減少させていること、また玉石積基壇や石敷広場など化粧に石が多用されていることなどの意匠上の配慮が各所に認められることがあげられる。これらの特徴に加え、すべての建物および築地が掘立式から礎石式へ変えられていること、正殿が南廂付から四面廂付に変わり規模も拡大していることなどを合わせ考えると、この後の政庁の主要な遺構期である第Ⅲ-2期、第Ⅳ-1期の造営の発端が偶発的な火災や地震であるのに対し、この期の造営は質的整備を意図したものであったことがうかがい知れる。

なお、後殿はその東西両妻を正殿身舎両端柱筋に合わせその北方に配されており、正殿と機能上密接に関わると推察されるが、このような準基本的なものがこの期に初めて建てられ、以後全期を通じ継続して存在することは注目すべきことであろう。

## 第 期の特質

### 第Ⅲ期

#### 第 1 小 期

第 1 小期は宝亀 11(780)年の火災直後に、本格的な復興までの間政庁の機能を保持するため暫定的に造営された政庁で、建物はすべて掘立式である。

この期の造営時にはすでに第 2 小期の造営計画が存在し、両小期の各建物は互に対応しており、第 1 小期は第 2 小期の計画位置を避けて築地寄りに配されている。したがって、第 2 小期に比べ各建物の規模が小さく構造も若干異なるが、その構成は付加的な南門前殿を除けばまったく同じであり、暫定的とはいえ第 2 小期で意図された政庁の機能が最低限保持されていたことが知られる。なお、南門前殿は第 2 小期には計画されておらず、この期にのみ一時的に付加されたものである。

#### 第 2 小 期

第 2 小期は 8 世紀末頃に前述の暫定的な政庁に代り本格的に造営された政庁で、貞観 11(869)年の陸奥国大地震により被害を受けている。

この期は、正殿、脇殿、南門、築地の基本的なものと、後殿と新たに加えられた東・西楼の準基本的なものにより構成され、付加的なものは存在しないことが注目され、第Ⅰ期につき明瞭かつ基本的な構成を示す。建物および築地はすべて礎石式であり、不明な南門を除き切石積基壇上に建てられたと推定される。また主要建物は瓦葺きである。

配置についてみると、基本的構成要素からなる政庁南半部の一郭は、正殿と脇殿に若干の規模・構造の違いがあるものの、第Ⅰ期とまったく同一である。すなわち、この一郭は

火災焼失後の復興に際し再び第Ⅰ期と同じ配置に戻っていることが把握できる。準基本的な後殿と東・西楼はこの一郭の後方、すなわち正殿の北および東西に配される。後殿は第Ⅱ期のものと規模・構造が同じと推定されるものであるが、新たに加えられた東・西楼は総柱建物で、構成上も構造上もいままでみられなかったものであり注目される。これらはいずれも正殿と柱筋を揃えてその三方に配されており、正殿と機能上の関わりが密接であったことがうかがえる。

**第Ⅳ期**

第 期 の 特 質  
第 1 小 期

期は貞観 11(869)年の地震直後に復興された政庁である。第Ⅲ-2 期のうち建て替えられたのは後殿・北門のみで、他の建物については大規模な瓦の葺き替えなどは行われたが建て替えられることなく存続したと推定される。したがって、構成などは第Ⅲ-2 期とまったく同じで変化はない。しかし、後殿は規模は変わらないが、構造が総柱建物から南・北廂付建物になり、機能上の位置づけに何らかの変化があったと推定される。

第 2 小 期

第 2 小期は第 1 小期のものがそのまま維持されるが、政庁の後方には、掘立柱建物からなる北方建物がこの期のみに加えられる。北方建物は北辺築地外の西寄りに位置するが、明らかに機能上一つの単位を構成しており、この期まで政庁にみられなかった新たな機能が一時的に付加されたものと推定される。また、北辺築地内の北東・北西隅にも新たに東西棟の掘立柱建物が付加されるが、これらは正殿中軸線に対し対称に配されており、この期まで政庁全体の対称性に配慮がなされていることが知られる。

第 3 小 期

第 3 小期は政庁の最終末期であり、遅くとも 10 世紀後半には廃絶していたと推定される。この期に造営されたものはすべて掘立柱建物である。政庁の主要な一郭は基本的には第 1 小期のものがそのまま維持されるが、政庁北西部では第 2 小期に付加された建物に代り新たな建物が連続して建て替えられる。これらはほぼ同位置で建て替えられているが、各小々期ごとに明らかに規模・構造が異なることから、この一郭が単一の機能をもつのみ変遷していたものではなかったことが知られる。第 3 小期のうち、最終末の e 小々期には小規模ながらも全体に造り替えがおよんでおり、北西部建物のほかに後殿が規模を縮小して建て替えられ、南門前殿が第Ⅲ-1 期以来再度ほぼ同位置に付加されている。

**(3) 多賀城政庁の性格と機能**

前項では多賀城政庁が築地で周囲を画され、その南半部には南面する正殿を中心として東・西脇殿がコの字形に配され、これらと南門によって囲まれた部分が方形の広場を形成し主要な一郭をなす点で、基本的には第Ⅰ期～第Ⅳ期まで一貫していることなどを述べた。こういった遺構のあり方は、多賀城政庁の基本的な機能が各期を通じて不変であったことを示しているものと考えられる。

ところで文献上では、多賀城は『続日本紀』天平 9(737)年 4 月に「多賀柵」としてみえるのを初見として、宝亀 11(780)年 3 月には「多賀城」と記され、その後『続日本後紀』の

文献からみた多賀城の性格

承和 6(839)年 4 月までしばしば「多賀城」の名で記載されている。これらの記事のうち『続日本紀』宝亀 11 年 3 月丁亥条には、「護送=多賀城。其城久年国司治所兵器糧蓄不_レ可_レ勝計」とあり、多賀城が宝亀 11 年以前から久しく国司の治める所、すなわち国府であったことが知られる。また、10 世紀前半に成立したとされる『和名類聚抄』巻 5 には、陸奥国について「国府在=宮城郡」とみえる。多賀城跡が所在する多賀城市は昭和 46 年の市政施行以前は宮城郡多賀城町であったことから、この国府は多賀城を指すものと推定される。これらのことは、多賀城が少なくとも宝亀 11 年以前から 10 世紀前半までは陸奥国の国府であったことを示しており、伊治公皆麻呂の乱によって焼かれた第Ⅱ期から貞観 11 年以降に造営された第Ⅳ期までの多賀城政庁が、陸奥国府の政庁として機能していたことがわかる。また、養老・神亀の頃に造営されたとみられる第Ⅰ期の政庁については、前項で明らかにしたようにこの期の建物構成や配置が第Ⅱ期以降の政庁の規範となっていることから、多賀城政庁は創建期より陸奥国府の政庁として機能していたとみて差し支えないものと考えられる。なお文献上でも、付章第 2 節の「陸奥・出羽間連絡路の開削」で詳述するように、8 世紀前半にはすでに陸奥国府が多賀城にあったことが推定される。

陸奥国府政庁

城柵・大宰府との  
関連

また、陸奥国府である多賀城は、諸国の国府とは異なり、文献上で「多賀柵」や「多賀城」のように呼称され、他の城柵とともに記載されていることが多く、陸奥・出羽両国に設置された古代城柵と密接な関連をもちながら存在していたことが知られる。さらに多賀城は、西海道諸国を総括する中枢機関であり陸奥国と同様に辺境経営にあっていた大宰府と文献上で対比的に扱われていることが多い。

記述の方針

したがって、本項ではこれまで考古学的に明らかにされている他の国府、大宰府、および他の城柵の政庁との比較検討を通して多賀城政庁の特徴を把握することにより、その性格や機能を明らかにしてみたい。

以下では、他の国府、大宰府、城柵ごとにそれぞれの政庁の建物構成を、前節で述べた多賀城の場合と同様に、基本的・準基本的・付加的構成要素とに分けて把握し、多賀城政庁と比較検討する。なお、他の国府・城柵のように複数遺跡の総体と比較する場合、便宜上、各遺跡で各期を通して普遍的に存在し、かつ全遺跡に共通してみられる建物を他の国府ないし城柵総体の基本的構成要素、長期にわたり継続的に存在し、かついくつかの遺跡間で共通してみられる建物を総体の準基本的構成要素、その他の建物を総体の付加的構成要素としてとらえることとする。

#### a 他の国府政庁との比較

比較の対象

発掘調査で政庁の様相がある程度把握されている国府としては、下野国府⁽²⁾、近江国府⁽³⁾、伯耆国府⁽⁴⁾、筑後国府⁽⁵⁾、肥前国府⁽⁶⁾および平安時代の出羽国府とみられている城輪柵遺跡⁽⁷⁾、八森遺跡⁽⁸⁾の 7 例をあげ得るにすぎない。各国府間では調査の進捗状況に差があり、把握されている内容にも較差が大きいだが、ここではまず、これまで明らかにされている調査成果をもとに、下野・近江・伯耆・筑後・肥前国府など東北地方以外の各国府政庁との比較を

遺跡・遺構期	正 殿	東脇殿	西脇殿	南 門	後 殿	前 殿	楼	他の建物	
多賀城	I 期	片5×3	7×2	7×2	3×2	なし	なし	なし	東・西南門前殿
	II 期	●四7×4	●7×2	●7×2	●3×2	●総4×4	なし	なし	翼廊, 北殿
	III-2期	●四7×4	●5×2	●5×2	●3×2	●総4×4	なし	東西●総	
	IV-1期					●両5×4	なし	3×3	
下 野	A 期	推定	15×2	16×2	推定	不明	東西4×2	なし	
	B 期	推定	15×2	16×2	推定	不明	7×2 ●7×2	なし	
	C 期	推定	●15×2	●16×2	●3×2	不明	●2×1	なし	
	D 期	推定	15×2	16×2	●3×2	不明	なし	なし	
近 江		●四7×5	●16×2	●16×2	不明	●四7×4	不明	東西●2×2 推定	
伯 耆	A 期	片5×4	推定13×2	13×2	3×2	12×2	5×2	西 3×3 東 推定	
	B 期	片5×4	推定13×2	13×2	3×2	13×2	5×2	東 3×2 西 推定	
	C 期	●5×3	●13×2	●13×2	●3×2	●5×2	なし	西●3×3	
	D 期	5×3	13×2	13×2	3×2	5×2	なし	東西●3×2	
筑 後	III 期	不明	6以上×2	4以上×2	不明	不明	不明	不明	
肥 前		四9×4	不明	不明	不明	7×2	7×2	不明	西廻廊
城輪柵遺跡	I 期	5×3	5×2	7×2	3×2	不明	なし	なし	南門前方の建物
	II 期	5×2	7×2	7×2	3×2	7×1	なし	なし	南門前方の建物, 北東北西部の建物
	III 期	●片7×3	●片7×3	不明	●3×2	不明	なし	なし	北西部の建物, 南門前方の建物
八森遺跡		●7×3	不明	不明	3×2	7×1	不明	不明	

凡例 ●：礎石 四：四面廂付建物 両：南北廂付建物 片：片廂付建物 総：総柱建物

表 50 国府政庁建物一覧

通して多賀城政庁の特徴を整理し、ついで、陸奥国府多賀城とともに東北地方の律令行政の一翼を担った出羽国府との比較を行いたい。以下では、①政庁の平面形・規模と区画施設、②建物構成とその配置、③主要建物の規模・構造、の順に他の国府政庁の様相を概観し、多賀城政庁を各項目ごとに他の国府政庁と比較検討する。

比較の視点

なお、各国府政庁の主要な建物について遺構期ごとに規模、構造などを整理すれば表 50 のようになる。

下野・近江・伯耆・筑後・肥前国府政庁との比較

各国府政庁の遺構期と年代を示せば、下野国府では A～D 期(A 期：8 世紀前半～中頃、B 期：8 世紀後半～9 世紀前半、C 期：9 世紀中葉頃、D 期：～10 世紀初頭)、近江国府⁽⁹⁾では 8 世紀中葉～10 世紀末葉前後、伯耆国府では A～D 期(A 期：8 世紀後半～、D 期：～10 世紀初頭)、筑後国府では II・III 期⁽¹⁰⁾(II 期：8 世紀初頭～9 世紀前半、III 期：9 世紀中頃～9 世紀末)、肥前国府では 8 世紀前半～9 世紀後半、となる。

遺構期と年代

①政庁の平面形・規模と区画施設

他の国府跡：平面形はいずれも正方形ないし長方形の単郭をなす。なお、肥前国府の場合には平面形が不明であるが、正殿から西に延びる回廊が存在することから複郭をなす可能

平面形・規模

性もある。

政庁の規模は下野国府 A 期が東西 86.4m、南北 90.0m(以下 86.4×90.0m と記す)、B 期が 94.5×94.5m、C・D 期が 89.8×約 91m、近江国府が 72×84m 以上、伯耆国府 A 期が 66.5×73.2m、C・D 期が 78.0×88.5m、筑後国府が 72×推定 78m であり、全体として方 70m から方 90m 程のものまでがみられる。

**区画施設** 区画施設には下野・伯耆国府のように、一本柱列による堀から築地に変わるものと、近江・筑後国府のように当初から築地によるものがある。肥前国府は未調査のため不明である。なお、一本柱列による堀から築地に変わる下野・伯耆国府ではその時期に規模が若干変化している。

**多賀城跡**：多賀城政庁には第 I～IV 期の変遷があり、その年代は 8 世紀前半～10 世紀中頃とみられる。政庁の平面形は方形の単郭をなし、肥前国府を除く他の国府政庁と共通する。規模は東西 103m、南北 116m であり、他の国府のいずれよりも大きい。また、区画施設は創建期から築地であり、この点では近江・筑後国府と同様である。

#### ②建物構成とその配置

**構成要素** **他の国府跡**：構成要素についてみると、正殿は近江・伯耆・肥前国府の各期にみられる。下野国府では該当部分が未調査であるが、前殿の北方にその存在が推定されている。筑後国府では未調査のため不明である。東・西脇殿と後殿は、該当部分が調査されているすべての国府の各期に認められる。前殿は、下野国府 A～C 期、伯耆国府 A・B 期、肥前国府には存在するが、下野国府 D 期、伯耆国府 C・D 期には存在しないことが確認されている。筑後・近江国府では該当部分の調査が行われていない。楼については、伯耆国府 A～D 期にみられ、近江国府では創建期にはなく後に付設されたことが知られており、下野国府では存在しないことが確認されている。肥前・筑後国府では未調査である。南門は下野・伯耆国府で確認されており、ほかは該当部分の調査が行われていない。

上記のことから、区画施設内の正殿、東・西脇殿、南門、後殿は、すべての国府の各期を通じて普遍的に認められるものであることから国府政庁の基本的構成要素とみなすことができる。これに対し、前殿、楼はいくつかの国府間で共通してみられ、長期にわたり継続的に存在することから準基本的構成要素とみなすことができる。

**建物配置** つぎに、建物配置について基本的構成要素、準基本的構成要素の順にみてゆく。基本的構成要素の配置は、区画内の中央やや北寄りに南面する正殿、その前方東西対称の位置に各 1 棟の南北棟脇殿が配され、これら 3 棟がコの字型をなしている。また、正殿の正面には南門が設けられており、これと正殿、東・西脇殿によって囲まれた部分はほぼ方形の広場を形成する。また、後殿は正殿の北方に位置する。この配置は各国府のすべての遺構期に共通する。なお、正殿、東・西脇殿、後殿は一般には区画内に配されているが、伯耆国府 A 期のように、後殿、東脇殿が区画施設に接続するものもある。また、近江国府のように正殿と後殿、正殿と東・西脇殿を廊で連結する配置もみられる。

準基本的構成要素のうち、前殿は正殿の南正面に配される。楼は近江国府のように東・

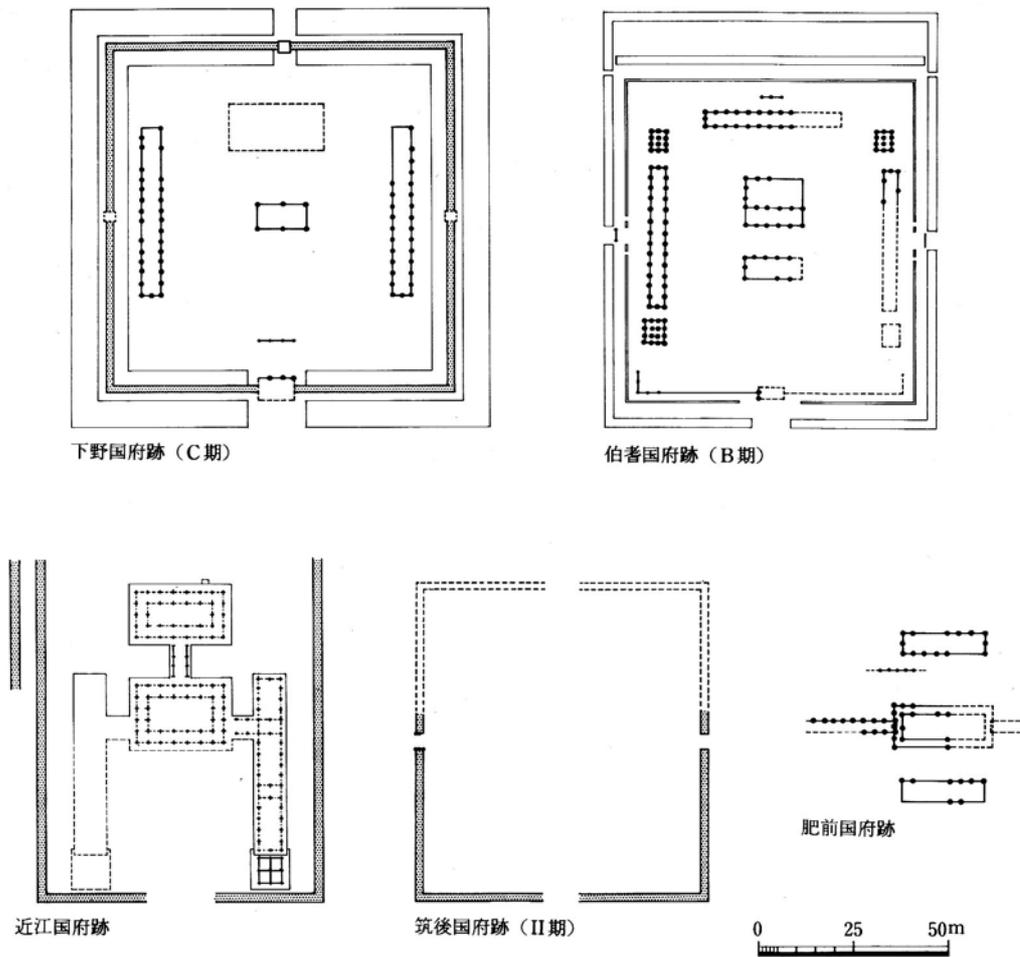


図 187 国府政庁跡平面図

西脇殿の南に配されるものと、伯耆国府のように東・西脇殿の南北に各 1 棟配される場合がある。

**多賀城跡**：基本的構成要素としては、正殿、東西各 1 棟の脇殿、南門とこれらに囲まれた広場があり、準基本的構成要素としては、第Ⅱ期以降終末期まで存在する後殿、第Ⅲ期から第Ⅳ-3c 期まで存続した東楼・西楼、付加的構成要素としては、第Ⅰ・Ⅲ-1・Ⅳ-3e 期に限ってみられる南門前殿、第Ⅱ期の翼廊・北殿、第Ⅳ-2 期の北方建物、第Ⅳ-2・3 期の北東部・北西部の建物がある。

このうち、基本的構成要素は他の国府政庁の基本的構成要素の中に含まれる。準基本的構成要素のうち、後殿は他の国府政庁では基本的構成要素になっており、また、楼は近江国府、伯耆国府 A~D 期にみられ、やはり準基本的構成要素となっている。このように、多賀城と他の国府政庁では後殿の位置づけに若干の違いがみられるものの、多賀城でも第Ⅱ期以降継続的に後殿が存在することを考慮すると、多賀城政庁の基本的構成要素と準基本的構成要素は他の国府政庁とほぼ共通するものとして把握できよう。

多賀城政庁の付加的構成要素のうち、翼廊、北東部・北西部の建物は、他の国府政庁で

構成要素の比較

はみられない。南門前殿については他の国府では該当部分の調査が行われておらず、比較できない。また、他の国府政庁の準基本的構成要素である前殿は多賀城政庁では各期を通じて存在しない。

建物配置の比較

つぎに配置についてみると、多賀城政庁の基本的構成要素は正殿と東・西脇殿がコの字型をなし、これらと正殿の正面にある南門によって囲まれた部分が方形の広場を形成している。この配置は他の国府政庁と共通する。また、多賀城政庁の準基本的構成要素である後殿は正殿の北方に配される点で他の国府と共通する。また、東・西脇殿の北方に東楼、西楼を配すあり方は多賀城第Ⅱ期にほぼ併行する伯耆国府 B 期に類似する。

③主要建物の規模・構造

各建物の規模・構造

**他の国府跡**：正殿には、近江国府の 7×5 間の四面廂付きと推定されている建物、肥前国府の 9×5 間(推定)の四面廂付建物、伯耆国府 A・B 期の 5×4 間の南廂付建物、伯耆国府の C・D 期の 5×3 間の建物があり、廂付き建物が比較的多い。このうち、近江国府正殿は瓦積基壇を伴う。

脇殿は、下野国府各期の 15×2 間と 16×2 間、近江国府の 16×2 間(推定)、伯耆国府各期の 13×2 間、筑後国府Ⅲ期の 6 以上×2 間があり、桁行が不明な筑後国府を除くとすべて長大なものである。このうち、近江国府の東・西脇殿は瓦積基壇を伴う。

南門は下野国府 C・D 期、伯耆国府 A～D 期のものが検出されており、すべて八脚門である。

後殿には四面廂付建物と廂の付かない建物とがある。前者には、近江国府の 7×4 間と推定されているものがあり、後者には、伯耆国府 A・B 期のように 12×2 間、13×2 間と長大なものと、伯耆国府 C・D 期の 5×2 間、肥前国府の 7×2 間のように桁行の短いものがある。このうち、近江国府の後殿は瓦積基壇を伴う。

前殿には、下野国府 A 期の 4×2 間(馬道をはさみ東西に 2 棟並ぶ)、下野国府 B 期・肥前国府の 7×2 間、伯耆国府 C・D 期の 5×2 間、下野国府 C 期の 2×1 間がある。

楼はすべて総柱建物であり、伯耆国府 A 期脇殿南の 3×3 間、B 期脇殿北の 3×2 間、近江国府の 2×2 間がある。

掘立式と礎石式

以上の各建物には、掘立式と礎石式のものがある。礎石建物には、下野国府 B 期のうち新しい方の前殿、C 期の東脇殿・西脇殿・前殿・南門、D 期の南門・北門、伯耆国府 C 期の正殿・東脇殿・西脇殿・後殿・楼、近江国府の楼がある。また、礎石建物と推定されているものに近江国府の正殿・東脇殿・西脇殿・後殿がある。この他はすべて掘立柱建物である。

瓦葺き建物

また、瓦葺き建物としては近江国府、下野国府 B 期、伯耆国府 B 期の建物が知られている。このほか、瓦が出土している国府としては肥前国府(8 世紀前半の瓦)があげられる。

規模・構造の比較

**多賀城跡**：正殿は第Ⅰ期が 5×3 間の南廂付建物で、第Ⅱ期以降は 7×4 間の四面廂付建物である。第Ⅰ期の正殿は桁行 5 間で南廂付きという点で伯耆国府 A・B 期と類似する。第Ⅱ期の正殿は規模・構造、基壇を伴う点で近江国府に類似する。

東・西脇殿には第Ⅰ・Ⅱ期の7×2間のもの、第Ⅲ期以降の5×2間のものがある。他の国府政庁にみられる桁行が13～16間と長大なものと比べると、多賀城政庁の脇殿は桁行が5間ないし7間と短く、大きな相違を示す。

南門は一貫して八脚門であり、これまで検出されている他の国府政庁と共通する。

後殿は、第Ⅱ・Ⅲ-2期が4×4間の総柱建物、第Ⅲ-1期が3×2間の建物、第Ⅳ-1期が5×4間の南・北廂付建物、第Ⅳ-3e期が5×2間の建物である。4×4間の総柱建物は他の国府では例をみない。5×4間の南・北廂付建物も例がないが、廂付きである点では近江国府の後殿に類似するとみられる。5×2間の後殿は伯耆国府C・D期と類似する。なお、総柱建物と南・北廂付建物は基壇を伴う点で近江国府と類似する。

東楼・西楼はともに3×3間の総柱建物で、伯耆国府A期のものに類似する。

建物について掘立式・礎石式の観点からみると、第Ⅰ期はいずれも掘立式のものである。第Ⅱ期以降では、基本的構成要素および準基本的構成要素は暫定的な第Ⅲ-1期と最終期の後殿を除きすべて礎石式であり、付加的構成要素はすべて掘立式である。多賀城のように主要建物が掘立式から礎石式へ変わる例としては、下野・伯耆国府がある。

技法上の比較

また、多賀城政庁では、主要な建物は8世紀前半の第Ⅰ期から一貫して瓦葺きである。他の国府で主要建物が瓦葺きの例としては、近江国府、下野国府B期、伯耆国府B期が知られている。なお、8世紀前半に瓦葺きであった可能性が考えられるものとして肥前国府があげられる。

これまでに述べた多賀城政庁と他の国府政庁との比較検討をもとに、両者の類似点・相違点を整理し、多賀城政庁の特徴をまとめると以下のようになる。

まず、多賀城政庁が他の国府政庁と類似する点としては、

類 似 点

- (1) 政庁の平面形が方形の単郭をなす点で、不明な肥前国府を除く他の国府と共通すること。
- (2) 主要部の建物構成が正殿、東西各1棟の脇殿、南門からなり、その配置は正殿が区画内の中央やや北寄りに南面して位置し、これを中心としてその前方対称の位置に東・西脇殿がコの字型に配され、これらと正殿正面の南門によって囲まれた部分が広場を形成する点で共通すること。
- (3) 後殿と楼についてみると、後殿は他の国府政庁の基本的構成要素の中に含まれるものであり、楼は他の国府でも準基本的構成要素として位置づけられ、その出現時期もほぼ併行することから、これらは国府全体の特徴と変遷の中で把握できるものであること。
- (4) 区画施設が創建当初から築地であることで、近江・筑後国府に類似することなどがあげられる。

一方、相違点としては、

相 違 点

- (1) 他の国府政庁の準基本的構成要素である前殿が多賀城政庁には存在しないこと。

(2) 脇殿の規模が、他の国府政庁では桁行が 13～16 間と長大であるのに対し、多賀城政庁では 5 間ないし 7 間と短いこと。

(3) 多賀城政庁の付加的構成要素のうち、翼廊、北東部・北西部の建物は他の国府政庁にはみられないこと。

があげられる。

#### 多賀城政庁の特徴

以上述べたように、多賀城政庁の最も主要な一郭の建物構成とその配置が他の国府政庁と共通することは、多賀城政庁の機能が他の国府政庁と基本的には共通していたことを示しているものと考えられる。後殿や楼の存在などについても他の国府に共通する様相として把握できるものであり、国府政庁としての特徴を示しているものとみられる。他方、上述した建物構成や規模などにみられるいくつかの相違点は、多賀城政庁が他の国府と基本的には共通の機能をもちながらも、それらとは異なる側面も有していたことを示しているものと思われる。

また、多賀城政庁は 8 世紀前半の創建当初から区画施設に築地が採用され、主要建物が瓦葺きで、正殿は基壇上に建てられるなど、かなり整備された政庁として造営され、それが基本的には終末まで維持されている。したがって、国府政庁の中では比較的格式の高い政庁として位置づけられていたものとみられる。とくに第Ⅱ期以降は、暫定的な第Ⅲ-Ⅰ期を除き主要建物がすべて基壇をもつ瓦葺き礎石建物であり、これらの特徴は陸奥国と同様に大国であった近江国府政庁にも認められることが指摘できる。

#### 出羽国府政庁との比較

出羽国府は数度移転したことが知られているが、山形県酒田市の城輪柵遺跡は、そのうち『三代実録』仁和 3(887)年 5 月 20 日条に記す延暦年中造営の出羽国府「井口国府」とされている。また、同県飽海郡八幡町に所在する八森遺跡は、建物構成や配置などが城輪柵遺跡と類似することから、「井口国府」から一時移転した国府とみられている。

#### 城輪柵遺跡の政庁

城輪柵遺跡では第Ⅰ～第Ⅲ期の変遷が把握され、第Ⅰ期が 9 世紀前半に推定されている。区画施設は第Ⅰ期が一本柱列による堀、第Ⅱ・Ⅲ期は築地である。規模は 120m 四方で変化がなく、多賀城政庁よりも若干大きい。検出された建物には、正殿、東・西脇殿、南門、東門、北門、後殿、北東部・北西部の建物、南門前方の東西に存在する建物があり、前殿はない。主要部の配置をみると、正殿の位置は遺構期により若干移動するが、正殿と東西対称の脇殿がコの字型に配され、これらと南門に囲まれた部分が方形の広場を形成する点は各期を通じて一貫している。この配置は第Ⅰ期が多賀城第Ⅰ・Ⅲ期に類似し、第Ⅱ・Ⅲ期は北東部・北西部の建物が加わることで、多賀城第Ⅳ期に類似する。東・西脇殿は 5×2 間または 7×2 間で、規模・構造とも多賀城各期の脇殿と類似する。後殿は 7×1 間の細長い東西棟建物である。なお、建物の多くは掘立式であるが、正殿と脇殿は第Ⅲ期に礎石式に変わっている。また、第Ⅱ期には瓦が葺かれていたと推定されているが、出土量はきわめて少ない。

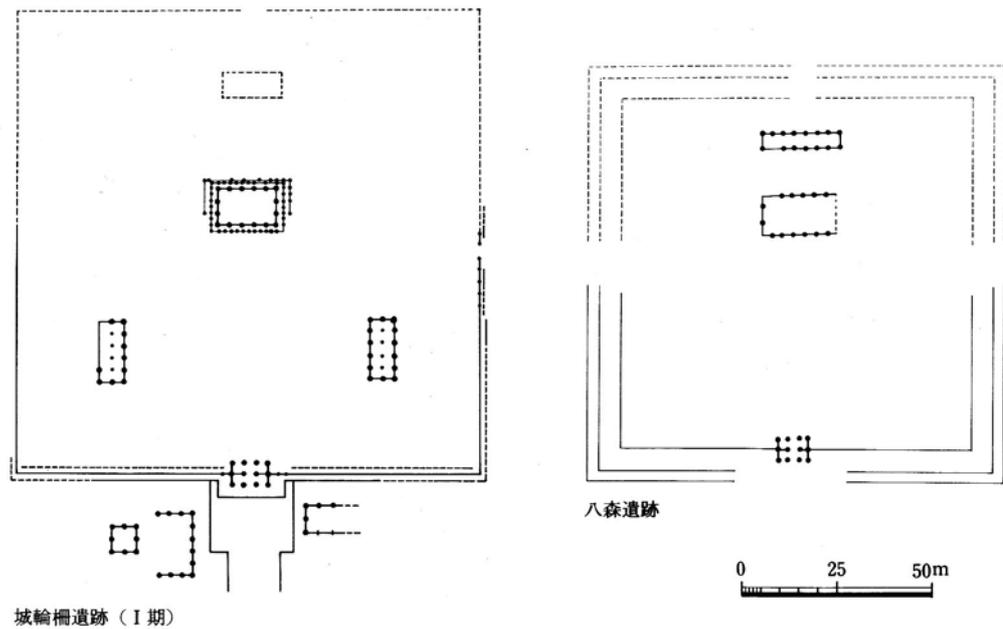


図 188 出羽国府政庁跡平面図

八森遺跡では正殿、後殿、南門および四至の区画溝が検出されている。区画溝は二重に廻り、内溝には杭跡の痕跡がみられる。規模は内溝で方約 90m とみられている。区画内中央のやや北寄りに南面する 7×3 間の礎石式による正殿を、その後方に 7×1 間の掘立式による東西棟の細長い後殿を、正殿の南正面には掘立式による八脚の南門を配している。この配置は城輪柵遺跡第Ⅱ期の政庁に類似するとされている。

八森遺跡の政庁

以上より出羽国府政庁は、城輪柵遺跡で見られるように、正殿、脇殿、広場、南門よりなる主要部の建物構成とその配置、および脇殿の規模・構造が多賀城政庁と類似するばかりでなく、北東部・北西部の建物などこれまでの他の国府政庁では存在しなかった付加的構成要素もみられ、基本的には多賀城政庁と同様の機能を有するものといえよう。

多賀城政庁との類似性

### b 大宰府政庁との比較

大宰府政庁では第Ⅰ～Ⅲ期の変遷が把握されている⁽¹¹⁾。このうち第Ⅲ期は、藤原純友の乱で 941 年に焼失した政庁を復興したもので、整然とした建物配置をとることが把握されている。8 世紀初頭の第Ⅱ期も第Ⅲ期と同様の配置・構成をとるものと推定されている。第Ⅰ期については不明な点が多いが、建物の配置や構造は第Ⅱ期以降のそれと著しく異なることが判明している。したがって、ここでは実態が明瞭に把握されている第Ⅲ期の政庁を対象として比較する。

第Ⅲ期政庁の平面形と区画施設についてみると、全体は南北に長い長方形であり、正殿と中門を結ぶ回廊によって画されたほぼ正方形の郭を中心として、その南北両側に築地によって画された郭がつき、複郭をなす。規模は東西 111m、南北 210m である。建物構成と配置についてみると、回廊によって囲まれた中央の郭では南面する正殿とその前方東西対

第Ⅲ期政庁の様相

称の位置にある各 2 棟の南北棟脇殿がコの字型をなし、これらと正殿正面に設けられた中門によって囲まれた部分が方形の広場を形成しており、政庁の中でも最も主要な一郭と考えられる。北の郭にはほぼ中央に後殿、その北の東西には楼が配されている。南の郭では南辺築地中央に南門があり、また、中門の前方東西対称の位置には第Ⅱ期と同様、衛門舎があったものと推定されている。建物の規模・構造をみると、正殿は凝灰岩切石積基壇を伴う 7×4 間の四面廂付建物、東西各 2 棟の脇殿は埴積基壇を伴う 7×4 間の東・西廂付建物、中門は八脚門、回廊は単廊である。さらに後殿は 7×3 間の南・北廂付建物、楼は 3×3 間と推定される総柱建物、南門は 5×2 間の門である。これらの建物は不明な衛門舎以外はすべて礎石式である。また、主要な建物は第Ⅱ期と同様に瓦葺きである。

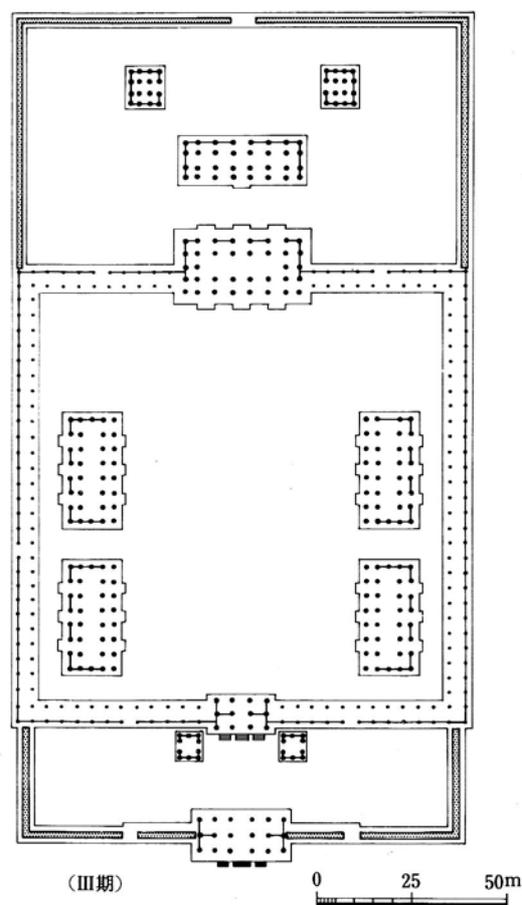


図 189 大宰府政庁跡平面図

類似点

多賀城政庁と大宰府政庁を比較すると、その類似点としては、(1)主要部の建物は正殿、東・西脇殿がコの字型に配され、これらと正

殿正面の門によって囲まれた部分が方形の広場を形成すること、(2)構成要素に前殿を欠くこと、(3)正殿、後殿の規模・構造がほぼ類似し、ともに基壇を伴うこと、(4)主要な建物が 8 世紀前半から瓦葺きであること、などをあげることができる。

相違点

一方相違点としては、(1)多賀城政庁が築地で区画された単郭であるのに対し、大宰府では主要部が回廊で画され、その南と北に築地で画された郭が付いて複郭をなすこと、(2)政庁規模において、東西長はほぼ同じであるが、南北長は大宰府政庁が多賀城政庁の 2 倍ほどときわめて大きいこと、(3)脇殿は多賀城政庁が東西各 1 棟であるのに対し、大宰府政庁では桁行が多賀城の脇殿とほぼ同じ建物各 2 棟で構成されること、があげられる。

以上述べたように、多賀城と大宰府で最も主要な一郭の構成と配置が共通することは、両者の機能が基本的には共通していたことを示すと考えられる。一方、政庁の平面形・規模と区画施設および脇殿の棟数などにみられる相違は、大宰府が律令制下において別格のものとして位置づけられていたことを反映しているものとみられよう。

### c 他の城柵政庁との比較

比較の前提

『日本書紀』、『続日本紀』、『日本後紀』などの文献には、淳足柵をはじめ 7 世紀から 9

世紀にかけて陸奥・出羽・越の城柵名が多数みえる。このうち発掘調査によってその所在地がほぼ確定され、しかも政庁の様相が明らかにされているものとしては、天平宝字4(760)年に完成した桃生城(宮城県桃生郡河北町)、延暦21(802)年造営の胆沢城(岩手県水沢市)、延暦22(803)年造営の志波城(岩手県盛岡市)、弘仁2(811)年から同5年の間に造営された徳丹城(岩手県紫波郡矢巾町)をあげ得るにすぎない。このほか、秋田県仙北郡仙北町に所在する払田柵遺跡は、桃生城と同時に造営された雄勝城とも推定されており、政庁の様相が把握されている。

ここでは、胆沢城跡⁽¹²⁾、志波城跡⁽¹³⁾、徳丹城跡⁽¹⁴⁾、払田柵遺跡⁽¹⁵⁾の調査成果に基づいて、①政庁の平面形・規模と区画施設、②建物構成とその配置、③主要建物の規模・構造、の順に城柵政庁の様相を概観し、多賀城政庁を各項目ごとに他の城柵政庁と比較検討する。なお、桃生城跡の政庁については、築地跡と3棟の掘立柱建物跡が検出されている⁽¹⁶⁾が、東西規模や建物の配置など不明な点が多いため、今回は比較の対象から除外しておく。また、各遺跡では遺構に重複がみられるが、政庁全体としての変遷が提示されていないため、遺構期ごとの詳細な検討は差し控えることとしたい。

比較の視点

①政庁の平面形・規模と区画施設

**他の城柵跡**：平面形と規模では、志波城跡が一辺150mの正方形であることが確定されているにすぎない。払田柵遺跡と胆沢城跡については東西対称になるものとして推定すれば、払田柵遺跡が東西約65m(推定)・南北約63mのほぼ正方形のものから、東西約65m(推定)・南北70mのやや南北に長い長方形のものへと変遷しており、胆沢城跡は東西約87m(推定)・南北87.6mのほぼ正方形となる。徳丹城跡は北辺が不明で、東西74.5m・南北63m以上の方形である。以上のように、平面形には正方形と長方形のものがみられるが、方形の単郭である点ではすべてが共通する。規模については方65～150mのものがみられ、方65～90m程度のものが多い。

平面形・規模

つぎに区画施設をみると、払田柵遺跡が板塀(3時期以上)、徳丹城跡と胆沢城跡が一本柱列による塀(胆沢城は3時期で部分的に丸太列)、志波城跡が築地である。構造的には上記の3種がみられるが、同一遺跡において時期により構造が変化するのはない。

区画施設

**多賀城跡**：東西103m・南北116mの南北に長い長方形である。方形の単郭である点は他の城柵と共通する。規模は志波城跡より小さく、他の4遺跡よりも大きい。また、区画施設は一貫して築地であり、志波城跡と共通する。

②建物構成とその配置

**他の城柵跡**：まず調査が比較的進んでいる徳丹城跡と払田柵遺跡の政庁の概要を述べ、両遺跡を中心として城柵の様相を検討したい。

徳丹城跡では南半部の調査がほぼ終了しており、構成要素に正殿、東・西脇殿、南門、西門、南門両側の建物、南門前方東側の建物があることが知られる。東脇殿は2時期とされているが、他の遺構には重複がない。これらの配置をみると、区画内の中央やや北寄りとして推定される位置に南面する正殿、その前方東西対称の位置に各1棟の南北棟脇殿が配さ

徳丹城跡の政庁

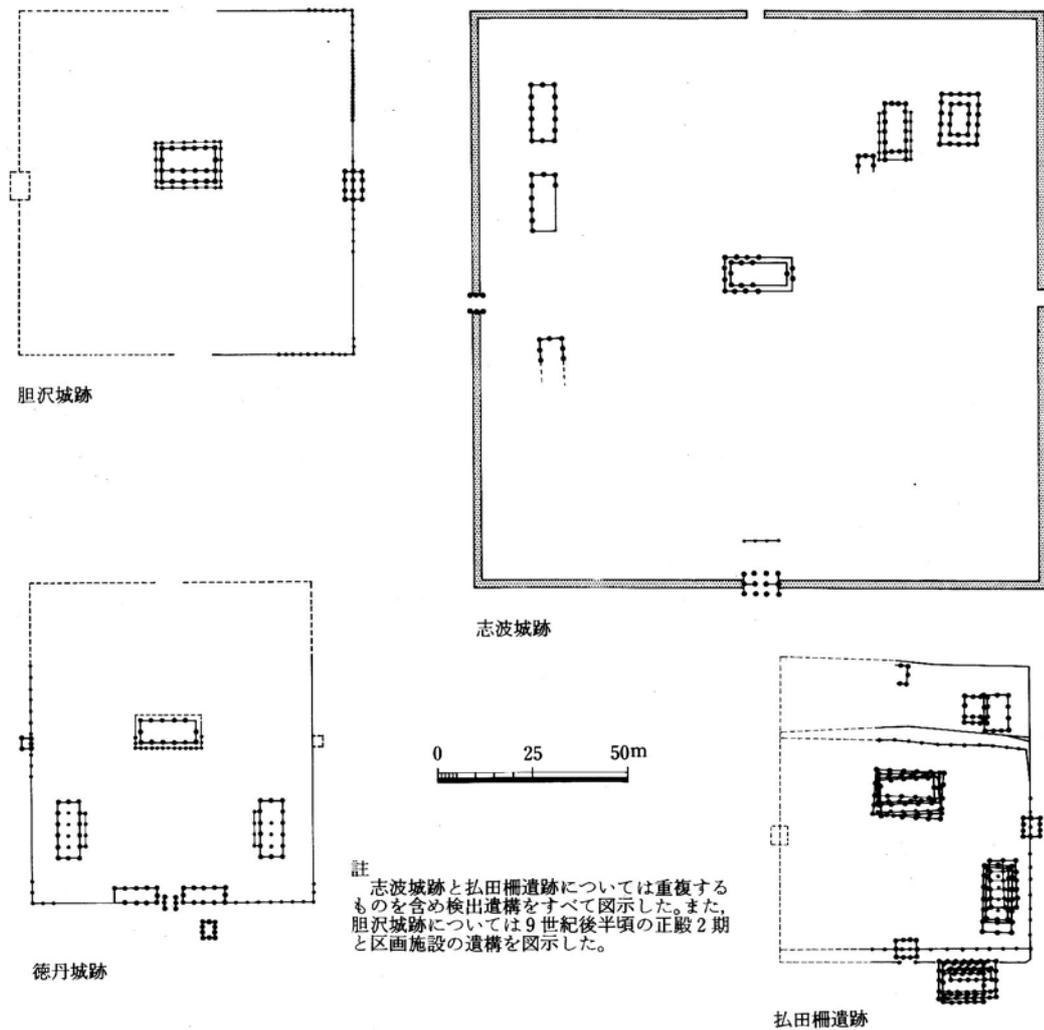


図 190 城柵政庁跡平面図

れ、これら 3 棟がコの字型をなしている。正殿の正面には南門が設けられており、これと正殿、脇殿とによって囲まれた部分が方形の広場を形成している。このほか区画線上には、正殿南側柱筋上に西門、南門の両側には東西対称に配された東西棟建物がある。南門両側の東西棟建物は、この南側柱列に南辺の 1 本柱による塀が接続し、区画内にとり込まれた配置となっている。また、南門前方の東側には小規模な南北棟建物がみられるが、これと対称の西側の位置には建物は存在しない。

弘田柵遺跡の政庁

弘田柵遺跡では、東半部の調査が終了しており、区画内の中央北寄りの位置に正殿、東南隅に南北棟脇殿、区画線上には南門と東門が、また、区画外の南門の南東に東西棟の南門前殿が検出されている。このほか、正殿の北東に 2 棟、北西に 1 棟の建物が検出されているが、北辺の区画施設の位置が時期によって異なっているため、区画内のものか否かは不明である。このうち正殿、脇殿、南門、東門、南門前殿には最高で 6 時期の変遷がみられ、これらがこの政庁の基本的構成要素であった可能性が考えられる。西半部は未調査であるが、東西対称であるとして建物配置を推定すると、区画内では正殿と東西の脇殿がコ

の字型に配され、これらと南門によって囲まれた部分が方形の広場を形成することになり、東辺・西辺の区画線上には正殿より若干南の位置に門が、また、区画外では南門前方の東西に南門前殿が各 1 棟配されることになる。

両遺跡政庁の建物構成とその配置を比較すると、まず共通点として、区画内に正殿と東・西脇殿をコの字型に配し、これらと南門によって囲まれた部分が方形の広場を形成し、政庁の中で最も主要な一郭となっていることがあげられる。また、東辺・西辺には各々門が設けられたものと考えられる。ここで他遺跡の政庁をみると、志波城跡で 2 時期の正殿と西門、1 時期の南門が確認され、胆沢城跡でも大別して 3 時期の正殿と 2 時期の東門が確認されており、未調査部分を考慮すると、志波城跡と胆沢城跡のいずれにおいても徳丹城跡や払田柵遺跡と同様に正殿、脇殿、南門、東・西門からなる建物構成と配置を推定することが可能である。したがって、これらを城柵政庁の基本的構成要素とみなすことができよう。

一方、徳丹城跡と払田柵遺跡で異なる構成要素としては、払田柵遺跡にみられる南門前殿と、徳丹城跡にのみみられる南門両側の建物がある。この両建物についてみると、志波城跡では南門両側の建物がないことが確認されているが、南門前殿の存否は未調査のため不明であり、胆沢城跡では未調査のため南門前殿、南門両側の建物ともにその存否が不明である。

なお、これまでの比較で触れていない他の城柵の構成要素としては、志波城跡でみられる区画内の北東部・北西部・南西部の建物がある。払田柵遺跡の正殿の北東および北西で検出された建物群が区画内にあることが確定されれば、志波城跡と共通する要素となる。

**多賀城跡**：多賀城政庁で各期を通じて存在する基本的構成要素には正殿、東・西脇殿、南門、広場があり、その配置は、区画内の中央北寄りの位置に南面する正殿があり、正殿を中心としてその前方に東西対称の南北棟脇殿がコの字型に配され、これらと南門に囲まれた部分が方形の広場を形成する。こういった基本的構成要素と配置は徳丹城跡と払田柵遺跡でみられ、胆沢城跡と志波城跡でも同様に想定することが可能であることから、他の城柵と多賀城との間にみられる共通点と考えられる。このほか、他の城柵の基本的構成要素である東門・西門については、多賀城跡では不確定な部分が多いため、ここでは比較を控えておく。

多賀城政庁の準基本的構成要素には、第Ⅱ期以降最終末期まで存在する後殿と、第Ⅲ期から第Ⅳ期まで存在したとみられる楼があるが、これらは他の城柵ではみられない。該当部分が調査された遺跡でみると、払田柵遺跡では後殿・楼とも存在しないことが確認されており、志波城跡でも後殿は存在しないものと考えられる。

多賀城政庁の付加的構成要素としては、第Ⅰ・Ⅲ-1・Ⅳ-3e 期にみられる南門前殿、第Ⅱ期の翼廊・北殿、第Ⅳ-2 期の北方建物、第Ⅳ-2・Ⅳ-3 期にみられる北西部・北東部の建物などがある。このうち南門前殿については、払田柵遺跡でもみられここでは 5 時期の変遷が確認されている。ただし、徳丹城跡にはなく、胆沢城跡と志波城跡では未調査のため

城柵の建物構成と配置

主要部の共通性

準基本的構成要素の検討

付加的構成要素の検討

その存否が不明である。北東部・北西部の建物は志波城跡でも存在し、払田柵遺跡でも正殿北方の建物がこれらに相当する可能性がある。胆沢城跡と徳丹城跡では未調査のためその存否が不明である。

③主要建物の規模・構造

各建物の規模・構造

**他の城柵跡**：正殿には、 $5 \times 2$  間のもの(払田柵遺跡・志波城跡)、 $5 \times 2$  間で周囲に土廂がつくもの(胆沢城跡・徳丹城跡⁽¹⁸⁾)、 $5 \times 3$  間の南廂付きのもの(払田柵遺跡・胆沢城跡)、 $5 \times 3$  間の南廂付きで周囲に土廂が付くもの(胆沢城跡⁽¹⁹⁾)、 $6 \times 3$  間のもの(志波城跡)がある。

脇殿には、 $5 \times 2$  間のもの(徳丹城跡・払田柵遺跡)、 $5 \times 2$  間で総柱のもの(払田柵遺跡)、 $6 \times 2$  間のもの(払田柵遺跡)があり、床張りのものが多い。

南門には、主柱 2 本による門(払田柵遺跡)、四脚門(徳丹城跡)、 $3 \times 2$  間で内部に柱のない門(払田柵遺跡)、八脚門(志波城跡)がみられる。東門には、主柱 2 本による門(胆沢城跡)、 $3 \times 2$  間で内部に柱のない門(払田柵遺跡)、八脚門(胆沢城跡)がみられる。西門には、主柱 2 本による門(志波城跡)、四脚門(志波城跡)、 $1 \times 1$  間の門(徳丹城跡)がみられる。

南門両側の建物は  $4 \times 2$  間のもの(徳丹城跡)である。南門前殿には  $5 \times 1$  間のもの、 $5 \times 4$  間の南・北廂付きのもの、 $7 \times 4$  間の南・北廂付きのもの(いずれも払田柵遺跡)がある。

掘立式と礎石式

以上の各建物には掘立式と礎石式のものが見られる。胆沢城跡の 2・3 期正殿が礎石式であるが、他はすべて掘立式である。瓦葺き建物としては、胆沢城跡の 2 期正殿が推定されているにすぎない。このほか払田柵遺跡でも瓦が出土しているが、きわめて微量であり主要建物が瓦葺きであったとはみられない。また、徳丹城跡と志波城跡では瓦が全く出土していない。

主要建物の比較

**多賀城跡**：他の城柵においても基本的構成要素であったと考えられる正殿、脇殿南門を対象として比較する。

正殿は第Ⅰ期が  $5 \times 3$  間の南廂付きのもので、第Ⅱ期以降  $7 \times 4$  間の四面廂付きのものになる。第Ⅰ期正殿の規模・構造は払田柵遺跡の第Ⅰ～Ⅳ期正殿および胆沢城跡の 2 期正殿にほぼ類似するが、第Ⅱ期以降の正殿は他の城柵の正殿よりやや大きく、四面廂が付く点では他に例をみない。

脇殿は  $5 \times 2$  間のもの⁽¹⁸⁾と  $7 \times 2$  間のものがある。これらの規模・構造は他の城柵の脇殿と大きく異なる点はない。

南門は、一貫して八脚門である。志波城跡の南門はこれに類似するが、払田柵遺跡・徳丹城跡の南門は規模が小さく、構造上簡略である。

以上述べた多賀城の正殿、脇殿、南門は、第Ⅰ期ではすべて掘立式であり、第Ⅱ期以降はすべて礎石式である。また、正殿は第Ⅰ期から基壇をもち、第Ⅱ期以降は脇殿、南門も基壇をもつ場合が多い。これに対し他の城柵では礎石式ものは少なく、基壇をもつ建物は確認されていない。また、多賀城跡では第Ⅰ期から主要建物が一貫して瓦葺きであり、第Ⅱ期には築地も瓦葺きであったことが知られている。これに対し他の城柵では、胆沢城

跡正殿の 2 期に瓦が葺かれたことが推定されているのみである。

これまで述べた多賀城政庁と他の城柵政庁との比較を通して知られた類似点、相違点を整理し、多賀城政庁の特徴をまとめると以下のようになる。

まず、多賀城政庁が他の城柵全体と類似する点としては、(1)政庁の平面形が方形をなし単郭である点で共通すること、(2)正殿、脇殿、南門、広場が基本的構成要素であり、区画内の中央やや北寄りに位置する正殿を中心としてその前方に東西対称の脇殿がコの字型に配され、これらと南門に囲まれた部分が方形の広場を形成する点で共通すること、(3)政庁の規模、区画施設、主要建物の規模、南門前殿の存在、北東部・北西部の建物の存在などの点については、他の城柵にみられる幅の中に収まるものであり、城柵全体の特徴の中で把握できること、があげられる。

類 似 点

一方、相違点としては、多賀城の準基本的構成要素である後殿、楼が他の城柵にみられないことがあげられる。このほか、規模・構造上では、多賀城の第Ⅱ期以降の正殿が他の城柵よりもやや大きく、四面廂付建物である点で他に例をみないこと、多賀城の主要建物が基壇をもつ場合が多いのに対し、他の城柵では基壇をもつものが確認されていないこと、多賀城の第Ⅱ期以降の主要建物がすべて礎石式であるのに対し、他の城柵では掘立式が主体を占めること、多賀城の主要建物が第Ⅰ期から瓦葺きであるのに対し、他の城柵では瓦葺きの例がきわめて少ないこと、などの違いがみられる。

相 違 点

以上のことから、多賀城と他の城柵の政庁は主要部の建物構成とその配置などがきわめて類似するものであり、両者の機能は基本的には共通するものであったことが推定される。ただし、多賀城ではそれぞれ第Ⅱ期と第Ⅲ期に出現し、準基本的構成要素となっている後殿と楼が他の城柵にはみられない点は多賀城政庁の特徴としてとらえられよう。なお、建物の規模・構造上でみられた若干の差は多賀城政庁が他の城柵と比べ格式が高いものとして位置づけられていたことを示すものと考えられる。

多賀城政庁の特徴

#### d 多賀城政庁の性格と機能

これまで多賀城政庁と他の国府・大宰府・他の城柵の政庁とをそれぞれ比較することにより構成、配置、および建物の規模・構造などからみた類似点と相違点を検討し、多賀城政庁の特徴を把握してきた。

さらにこれらの特徴は、全体的に共通するものや一部にのみ共通するもの、また共通するなかにも若干の相違がみられるものなど様々な傾向を示している。以下では、これらの特徴をさらに全体を通して整理検討することにより多賀城政庁にみられるいくつかの特質の抽出を試み、律令制下における多賀城政庁の性格の一端を明らかにしてみたい。

まず、他の国府、大宰府、他の城柵のすべてに共通して普遍的に認められる特徴として、政庁の最も主要な一郭の建物構成とその配置があげられる。この一郭は、南面する正殿を中心としてコの字型に東・西脇殿を配し、正殿南正面には門が開かれ、さらにこれらに囲

主要部の普遍性

まれた部分がほぼ正方形の広場を形成することではいずれもきわめて類似している。すなわち、これは各政庁の最も主要な一郭の機能が基本的には共通していることを示すものであり、多賀城政庁の主要な機能もまたこの範疇でとらえることが知られる。

#### 国 府 的 側 面

ついで、この一郭に準じると考えられる建物として後殿と楼があげられ、いずれも他の城柵政庁には存在しないことが注目される。後殿は、不明な下野国府を除けば他の国府および大宰府のすべてに存在するもので、規模・構造に多少の相違はあるもののいずれも正殿の後方に平行して配されていることで共通し、正殿と機能上密接に関わる建物としてとらえることができよう。楼は後殿ほどに他の国府および大宰府間でその存在や時期・配置に一貫性はないものの、 $2 \times 2$  間、 $2 \times 3$  間または  $3 \times 3$  間でいずれも東西対称に配されていることでは共通するものである。これらはその平面規模および構造より、同一の機能を有したと考えられるが、その出現する時期や配置上の若干の相違は各国府または大宰府固有の事情が反映したものと推定される。

多賀城政庁では、後殿が第Ⅱ期(8世紀中頃)以降に継続して存在し、楼が第Ⅲ期(8世紀末頃)に初めて建てられるが、これらは前述したように他の国府政庁全体の特徴と変遷の中で把握できるものであり、多賀城政庁の国府的側面を最もよく反映しているものとしてとらえることが可能であろう。

#### 格 式 の 差

ところで、多賀城および他の国府政庁の場合、区画施設により方形に囲まれた単郭の中で、南面する正殿と東西各一棟の脇殿および南門とこれらに囲まれた方形の広場からなる一郭がその南半部を占め、これに準じる建物が基本的には北半部に存在する。これに対し、大宰府政庁の場合はまず南面する正殿両妻から派生する回廊が南北に 2 棟ずつ並ぶ東・西脇殿をほぼ正方形に囲い、正殿正面には中門を開き、中心となる一郭が回廊により明瞭に区画されている。また、これに準じる後殿や楼は築地により囲まれた北の郭内に配されている。以上の点では、その規模の大きさとともに国府政庁とは大きく異なる様相を呈している。これは律令制下で大宰府が諸国府に比べ別格として位置づけられていることを示すものとみられ、逆に見れば多賀城がより国府的性格の強いものであることを示唆するものであろう。また、多賀城政庁が近江国府の政庁と同じく、創建当初より正殿が基壇上に建てられ、主要建物が瓦葺きであり、かつ区画施設が築地であったことなど、他の国府政庁に比べてより整備されていたことを勘案すると、多賀城政庁は陸奥国と同様大国であった近江国の国府政庁と共に諸国府の中でもより格式の高い位置づけがなされていたことが知られる。

#### 陸奥・出羽国府の 特質

一方、多賀城政庁と他の国府政庁との間にも若干異なる様相が把握できる。他の国府政庁の場合は、脇殿の桁行が 13~16 間と南北に長大であり、正殿前方に前殿が存在するケースが多いのに対し、多賀城政庁の場合は、脇殿の桁行が 5 間ないし 7 間と他の国府の脇殿に比べて短かく、前殿は一貫して存在しない。加えて、多賀城政庁では他の国府政庁には見られない北東部・北西部に付加的建物が一時的に存在する。このような様相の違いは出羽国府とされている城輪柵遺跡と他の国府との間にも認められるものである。つまり、この

ような陸奥・出羽両国に共通する他の国府との様相の違いは、東北の地域性を反映したものであるとしてとらえることが可能であろう。

さて、他の城柵政庁は、南面する正殿を中心とするその最も主要な一郭の構成と配置が、多賀城や他の国府政庁と共通し、基本的には類似の機能を有すると考えられることは先に指摘したところである。しかし、多賀城政庁がもつ国府的側面の反映と考えられる後殿や楼が他の城柵政庁には存在しないことは、律令制下において他の城柵が多賀城および他の国府とは明らかに異なる位置づけがなされていたことを示すものと考えられる。

城柵的側面

反面、脇殿の桁行長が短いこと、前殿が一貫して存在しないこと、また、区画内の北東部と北西部に付加的な建物が認められること、などの点では多賀城政庁に類似する。これらは、先に多賀城の置かれた東北の地域性として把握した様相であり、蝦夷の問題などに関わる陸奥・出羽両国の有する特質の表れ、すなわち城柵的側面としてとらえることが可能であろう。なお、多賀城政庁が他の城柵政庁に先行して成立し、かつ格式も高いことなどを勘案すると、多賀城政庁の建物構成および配置などが他の城柵政庁の規範となっている可能性が指摘できる。

以上のことから、多賀城政庁は基本的には国府政庁としての性格を有する一方で、東北の地域性からくると考えられる特質、すなわち城柵的側面をも合わせ持つものであることがうかがい知れるのである。

多賀城政庁の性格

最後に多賀城政庁の使われ方について若干検討してみたい。

政庁の使われ方

前述したように、多賀城政庁主要部の建物構成と配置は、基本的には他の国府政庁と共通するものであり、いずれの場合も正殿を中心として東・西脇殿が対称に整然と配置され、正殿の前面にはこれらに囲まれた方形の広場が確保されていることは、政庁が国府の儀式の場であったことを想定させる。

儀式の場

諸国の国府でどのような儀式が行われていたかについては不明な点が多いが、そのひとつの例として元日朝拝の儀式があげられる。儀制令元日国司条には「凡元日。国司皆率_レ僚属郡司等_一。向_レ政庁朝拝。訖長官受_レ賀。設_レ宴者聴」とあり、国司以下が政庁に向って朝拝し、その後に長官が賀を受け、最後に宴を行うという次第で進められていたことが知られる。こういった儀式は国府の中心施設である政庁で行われたものと考えられる⁽²⁰⁾。多賀城政庁跡からは少量ながら儀式用とみられる白磁や施釉陶器が出土しており、さらに土器類では供膳形態が約98%と圧倒的に多いといった特徴がみられた。これらのことは多賀城政庁が儀式の場であるとともに、儀式後の宴に伴う饗応の場でもあったことを反映しているものと思われる。

饗応の場

また、多賀城政庁の使われ方を考えるうえで無視できない遺物として硯があげられる。政庁跡からは遺物の項で詳述したように多量の円面硯、風字硯、転用硯が出土しており、多賀城政庁が単に儀式や饗応の場として機能していたのみではなく、実務空間としても使用されていたことがわかる。

実務空間

註

- (1) 白鳥良一「多賀城跡出土土器の変遷」宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要Ⅶ』 1980
- (2) 栃木県教育委員会『下野国府跡Ⅱ－昭和54年度発掘調査概報－』栃木県埋蔵文化財調査報告第35集 1980  
 同 『下野国府跡Ⅲ－昭和55年度発掘調査概報－』栃木県埋蔵文化財調査報告第42集 1981  
 昭和56年度の調査成果については大金宣亮・田熊清彦・木村等氏の御教示による。
- (3) 滋賀県教育委員会『滋賀県文化財調査報告書第6冊』 1977  
 同 『史跡近江国衙跡調査概要』 1978
- (4) 倉吉市教育委員会『伯耆国庁跡発掘調査概報(第3次)』 1976  
 同 『 同 (第4次)』 1977  
 同 『 同 (第5・6次)』 1978
- (5) 久留米市教育委員会『筑後国府跡－昭和51・52・53年度発掘調査概報－』久留米市文化財調査報告書第20集 1979  
 同 『筑後国府跡－昭和54年度発掘調査概報－』久留米市文化財調査報告書第23集 1980  
 同 『筑後国府跡－昭和55年度発掘調査概報－』久留米市文化財調査報告書第26集 1981
- (6) 佐賀県教育委員会『肥前国府跡Ⅱ(第4次～第6次発掘調査報告書)』佐賀県文化財調査報告書第58集 1981
- (7) 酒田市教育委員会『城輪柵跡予備調査概要』 1965  
 文化財保護委員会『文化財保護委員会年報』 1967  
 城輪柵跡発掘調査団・酒田市教育委員会『城輪柵跡－城輪柵跡第2次発掘調査概要－』 1971  
 同 『城輪柵跡－城輪柵跡第3次発掘調査現地説明会資料－』 1972  
 同 『城輪柵跡－城輪柵跡第4・5次発掘調査現地説明会資料－』 1972  
 同 『城輪柵跡－城輪柵跡第7次発掘調査現地説明会資料－』 1973  
 同 『城輪柵跡－城輪柵跡第8次発掘調査現地説明会資料－』 1973  
 同 『城輪柵跡－城輪柵跡第9・10次発掘調査現地説明会資料－』 1974  
 同 『城輪柵跡－城輪柵跡第11・12次発掘調査概要－』 1975  
 小野忍「城輪柵跡の内郭について」古代城柵官衙遺跡検討会資料 1977  
 柏倉亮吉・小野忍「城輪柵遺跡の内郭と性格について」『山形県民俗歴史論集』第2集 1978
- (8) 八幡町教育委員会『八森遺跡－第1次・第2次発掘調査報告－』 1978
- (9) 註(3)によると、政庁の変遷として、脇殿の南に2×2間の総柱建物(楼)が付設されていることや後殿の基壇が修復されていることなどが確認されている。
- (10) 註(5)では、同遺跡の遺構は第Ⅰ～Ⅴ期に区分され、このうち第Ⅱ期と第Ⅲ期が国衙跡で、政庁の遺構が把握されている。
- (11) 福岡県教育委員会『大宰府史跡－昭和43年度調査概要－』福岡県文化財調査報告第40集 1969  
 同 『 同 －昭和44年度発掘調査の概要－』 1970  
 同 『 同 －昭和45年度発掘調査の概要－』福岡県文化財調査報告書第47集 1971  
 九州歴史資料館 『大宰府史跡－昭和46年度発掘調査略報－』 1972

- 同 『 同 -昭和 47 年度発掘調査略報-』 1973
- 同 『 同 -第 30・31・32 次発掘調査概報-』 1974
- 同 『 同 -昭和 48 年度発掘調査概報-』 1974
- 同 『 同 -昭和 49 年度発掘調査概報-』 1975
- 同 『 同 -昭和 51 年度発掘調査概報-』 1977
- 同 『 同 -昭和 52 年度発掘調査概報-』 1978
- (12) 岩手県水沢市教育委員会『岩手県水沢市佐倉河胆沢城跡-昭和 53 年度発掘調査概報-』 1979  
 同 『 同 -昭和 54 年度発掘調査概報-』 1980
- (13) 盛岡市教育委員会『志波城跡Ⅰ-太田方八丁遺跡範囲確認調査報告-』 1981
- (14) 岩手県教育委員会『陸奥国徳丹城-岩手県紫波郡矢巾町所在-』 1972  
 矢巾町教育委員会『徳丹城跡第 13 次緊急発掘調査略報-岩手県紫波郡矢巾町徳田所在-』 1971  
 同 『徳丹城跡第 14 次緊急発掘調査略報-岩手県紫波郡矢巾町徳田所在-』 1972  
 同 『徳丹城跡第 18 次発掘調査略報-岩手県紫波郡矢巾町徳田所在古代城柵-』 1981  
 同 『徳丹城跡第 18 次発掘調査現地説明会資料』 1980  
 同 『徳丹城跡第 20 次発掘調査現地説明会資料』 1981
- (13) 秋田県教育委員会・払田柵跡調査事務所『払田柵跡-第 11・12 次発掘調査概要-』 払田柵跡調査事務所年報 1977 1978  
 同 『払田柵跡-第 12 次補足・第 13~22 次発掘調査概要-』 払田柵跡調査事務所年報 1978 1979  
 同 『払田柵跡-第 23~30 次発掘調査概要-』 払田柵跡調査事務所年報 1979 1980  
 同 『払田柵跡-第 31~37 次発掘調査概要-』 払田柵跡調査事務所年報 1980 1981
- (16) 宮城県多賀城跡調査研究所『桃生城跡Ⅱ-昭和 50 年度発掘調査報告-』 多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 2 冊 1976 本遺跡の政庁の東辺区画の位置が不確定であるため、検出された 3 棟の建物跡の性格が把握できない。
- (17) 註(14)の第 18 次発掘調査略報によると東脇殿に掘立式の B13 から礎石式の B14 への変遷があるとされているが、「礎石据え穴」と柱穴とが時期差をもつことが必ずしも明確にとらえられておらず、この「礎石据え穴」のほとんどは、B13 の柱痕跡の一部を含むようにして建物の内側に掘り込まれたものである。この状況は多賀城政庁第Ⅰ期脇殿でみられた床束の柱穴との関係に類似する。したがって、徳丹城跡の B14 の「礎石据え穴」は B13 の床束痕跡である可能性が高いと考えられる。
- (18) 註(14)の岩手県教育委員会の報告書では、正殿 B1 を四面廂付建物としているが、廂の出が 1.7m、廂の柱間も 1.45m 等間と短いことから構造的に四面廂とみるには疑問が多く、土廂ないし縁の痕跡の可能性が高いものと思われる。
- (19) 註(12)の昭和 54 年度調査概報では、3 期正殿を「桁行 6 間×梁行 5 間の四面廂で、さらに南孫廂付」としているが、廂部分の柱位置が桁行・梁行とも身舎の柱筋に一致せず、廂の出も 6 尺と短いことから、構造的に四面廂とみるには疑問が多い。したがって、ここでは 1 期正殿にみられる土廂と同じと考えておきたい。
- (20) 元日朝拝が諸国で実際に行われたことは、現存する天平期の正税帳に費用を支出した記載が見られることから確実である。朝拝の対象となる庁については「朝堂・大極殿」とする見解もあり

((岩波日本思想大系『律令』儀制令元日国司条頭注)、朝拝と同義の語である拝朝の古訓が「ミカトヲカミ」である(新訂増補国史大系『日本書紀』持統天皇4年正月己卯条傍注。また、天平6年薩摩国正税帳では「元日^{●●}拝朝廷」としている)ことを考えると一概に国庁とすることはできない。しかし、賀を受ける場所については令文中では場所が明示されていないが、『令集解』儀制令元日国司条で額説が「受_レ賀所不_レ見者」としているのに対して私案で「文朝拝訖則庁可_レ賀而何」として庁で行うと言っている。この庁は国庁のことにほかならないから、平安時代の明法家の中には元日朝拝の儀式に国庁を使用するという見解があったことを示している。さらに宴を設けるのであるが、これは、『万葉集』巻18の4136番歌の詞書に「天平勝宝二年正月二日、於_二(越中)国庁_一給_二饗諸郡司等_一宴歌一首」、同じく巻20の4516番歌の詞書に「(天平宝字)三年春正月一日、於_二因幡国庁_一、賜_二饗国郡司等_一宴調一首」とあることから国庁で行われたことが確認できる。宴が国府の最も中心的な施設である国庁で行われているのに、元日朝拝の儀式の中でより重要な意味を持つ朝拝や受賀が別の場所で行われているとは考えにくい。朝拝の対象はともかくとして、元日朝拝の儀式は一貫して国府の最も中心的な施設である国庁即ち政庁で行われたものと思われる。

## 付章 律令制下の多賀城

平 川 南

### はじめに

多賀城の創建年代は史料上に見えない。『続日本紀』天平 9(737)年 4 月に「多賀柵」とあるのが初見で、「多賀城」とあらわれるのは宝亀 11(780)年 3 月の伊治公皆麻呂の乱の時である。また平安時代末期の史料には、「多賀国府」という名称が見える。多賀国府が、古代の多賀城とどのような関連をもつものであるかは明らかでないが、そこには鎌倉幕府によって陸奥国留守職が置かれ、建武政権樹立の際には、陸奥の將軍府が設けられている。その後多賀国府は南北両勢力の争奪の場と化し、この争乱を治めた奥州探題斯波氏が宮城県北の大崎地方へ拠を移すに及んで多賀国府は史料上から姿を消している。

多賀城については、古代・中世を通じて一律に論ずるわけにはいかない。とくに、律令国家が東北政策の一大中心施設として設置した多賀城は、胆沢城をはじめとする東北地方各地に置かれた諸城柵と同様に、律令体制下においてはじめて本来の存在意義を保持しえたものと思われる。「多賀柵」および「多賀城」をはじめ、他の城柵の名称が 10 世紀以降、史料の上から姿を消すのも、決して史料残存の偶然性と片付けるわけにはいかないものと思われる⁽¹⁾。本稿では律令体制下の多賀城について明らかにするという観点から、その検討の時期を 10 世紀初めの『延喜式』段階までに止めたい。

また、近年、東北地方各地において、古代のいわゆる城柵遺跡の発掘調査が活発に実施され、目ざましい成果を収めているが、本稿では文献史料上からの検討に限定し、その中で多賀城の実態にどこまで迫りうるか論じてみるつもりである。その結果得られた成果と考古学上明らかにされた多賀城の実態とを対比させて、その全体像を明らかにする作業は今後の課題としたい。

ところで、現在多賀城跡内に所在する多賀城碑が、多賀城の創置および修造年代を記していることは周知のとおりである。従来の碑の偽作説は、近年、その説が確たる強い根拠に基づくものではないことが判明し、また、碑の現状調査や書体・尺度・碑文内容などの点から、碑の資料的価値が再評価されつつある⁽²⁾。しかしながら、まだ碑が本物であることを証明するまでにはいたっていない。したがって、今後の研究成果を期待し、今回は碑文を史料として引用することは一応差し控えることにする。

なお、本稿では多賀城に関する主要な史料はできる限り原文を引用し、「関係史料集成」

の意味も含ませることにした⁽³⁾。また、多賀城の通史的な理解のためには付表 3 の「多賀城関係年表」も併せて参照してほしい。

註

- (1) 秋田城の場合、国司のうち、介が専当したことから、「出羽城介」・「秋田城介」と呼ばれ、長く武門名誉の称号となった。それに伴って、その施設も一応存続したと思われる。「秋田城」の名も、平安時代末期の大河兼任の乱の時に「其路歴_二河北秋田城等_一、越_二大関山_一、擬_レ出_二千多賀国_一符^(附)」(『吾妻鏡』文治 6<1190>年正月 6 日条)云々と見える。しかし、この「秋田城」にしても、「秋田城介」にしても、すでに律令体制下のそれとは質的に大きく異なるもので、同一に論ずることはできない。
- (2) 岡田茂弘・鎌田俊昭・平川南「多賀城碑現状調査報告」、平川南「多賀城碑研究史」、黒田正典「多賀城碑の筆跡学的研究」(以上、宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要 I』 1974)、平川南「多賀城碑文の諸問題—真偽の論点をめぐって—」、安倍辰夫「多賀城碑の用尺について」(以上、宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要 II』 1975)
- (3) 本文中、しばしば引用する史料については、次のように略称を用いた。

日本書紀『書紀』、続日本紀『続紀』、日本後紀『後紀』、続日本後紀『続後紀』、日本文徳天皇実録『文実』、日本三代実録『三実』、日本紀略『紀略』、類聚三代格『三代格』、和名類聚抄「和名抄」、類聚国史『類史』

なお、本稿は筆者のこれまで発表した数篇の論稿を基礎として執筆したものである。ここに、そのうちの主な論稿を列記しておく。

- ① 「多賀城跡の発掘調査の現状と課題」『日本史研究』153号 1975
- ② 「陸奥・出羽官衙財政について—いわゆる「征夷」との関連を中心として—」『歴史』48輯 1976
- ③ 「東北大戦争時代—東北の動乱—」『古代の地方史』6 奥羽編 1978
- ④ 「多賀城・柵」『地方文化の日本史』2 1978
- ⑤ 「古代の城柵に関する試論—『古代国家と辺境』へのアプローチ—」『原始古代社会研究』IV 1978
- ⑥ 「古代東北城柵の特質について—建郡との関連を中心として—」東北歴史資料館『研究紀要』第 4 巻 1978
- ⑦ 「古代東北城柵再論」東北歴史資料館『研究紀要』第 5 巻 1979
- ⑧ 「鎮守府論 I—陸奥鎮所について—」東北歴史資料館『研究紀要』第 6 巻 1980

## 1 多賀城造営前

### (1) 辺境と蝦夷

大化元(645)年 8 月、東国国司が任命され、任地での心得を示した詔に、

(前略)又於_二閑曠之所_一。起_二一造兵庫_一。収_二一聚国郡刀甲弓矢_一。辺国近与_二蝦夷_一接_レ境  
处者。可_レ盡数_二一集其兵_一而猶仮_レ授本主_上。(後略)(『書紀』大化元年 8 月庚子条)

とある。この「辺国」と「蝦夷」の関連は、養老賦役令辺遠国条の

凡_二辺遠国_一。有_二夷人雜類_一之所。応_レ輸_二調役_一者。随_レ事_二斟量_一。不_二必同_二之華夏_一。

と同様であろう。華夏は中華のことであり、夷人雑類は隼人・蝦夷などの意である。ここにははっきりと華夷思想が法的に規定されている。辺国についても、具体的に関市令弓箭条中の「東辺北辺」についての古記の注釈は「謂陸奥出羽等国也」(令集解逸文)としている。そこで、陸奥・出羽両国(8世紀初めにおいては越後国も含む)の国司の職掌も他の国と異なり、当然、こうした状況に対処した規定がもうけられている。すなわち、職員令大國条によれば、通常の国司の任務以外に「饗給」・「征討」・「斥候」の3つが課せられている。「饗給」(大宝令では「撫慰」)は「饗食并給禄」のことである。「饗給」について、同条の集解に引く穴記では、「謂。招_下一慰不_レ從_二戸貫_一之輩_上意耳」と解釈を加えているに止まるが、考課令義解増益条によれば「若是招慰。謂_下不_レ從_二戸貫_一謂。蝦夷而招慰得者_上」之類也。としている。ここでは、蝦夷とは政府の編戸政策に従わないものであるとされている。

蝦 夷

また、『続日本紀』をみると、陸奥の蝦夷が、君姓を賜い編戸を同じくすることを請い、許されている(和銅 3<710>年 4月辛丑条)。また、陸奥の蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥奈らが香河村に郡家を建て、編戸の民としてほしいことを願い出ており、蝦夷須賀君古麻比留らは閑村に郡家を建て、百姓としてほしいとして、昆布の貢献をも約束している(霊亀元<715>年 10月丁丑条)。このように、『続日本紀』などの編纂物でも、蝦夷が編戸の民になることを願い出て、これを許すと表現されているが、このことは蝦夷が「戸貫に従わざるの輩」であることを示していると理解できる。すなわち、蝦夷とは「戸貫に従わざるの輩」、いかえれば、律令国家体制に従わないものの異称あるいは蔑称として用いられたものであるといえる。律令国家の東北政策の目的は未編戸の民を編戸し、律令制収奪を行うことにあつたとすべきであるので、その過程で律令国家によって「戸貫に従わざるの輩」こそ蝦夷として征討されるべきものであると位置づけられたのである。

## (2) 出羽国の成立

陸奥国の成立は、大化の改新後まもない時期と考えられる。当時は道奥国と呼ばれていた。道奥とは"道"の奥で、川副武胤氏によれば、いわゆる「東方十二道」および「高志道」双方の奥地のこと⁽¹⁾という。川副氏は『書紀』斉明 5(659)年 3月是月条にみえる「道奥与越国司」の記事によって日本海側地域もまた道奥に含まれ、地理的に高志の北方、高志から北へのルート上に位置すると認識されていたことを示しているとされた。この見解は陸奥・出羽両国の関連を考える上で参考となる指摘であろう。

道 奥 国

一方、出羽国が建てられたのは和銅 5(712)年である。この出羽国の成立事情は多賀城創建の問題に深い関連を有すると思われるので、ここで少し触れておきたい。

出 羽 国

和銅 2(709)年に、陸奥・越後 2国の蝦夷は野心馴じみがたくしばしば良民を害するとして、遠江・駿河・甲斐・信濃・上野・越前・越中などの国から民を徴発して征討するために「陸奥鎮東將軍」と「征越後蝦夷將軍」が任命されている。養老 4(720)年の蝦夷の反乱に際して、反乱の起った陸奥国に「持節征夷將軍」、出羽国には「持節鎮狄將軍」が派遣さ

れ、また、8世紀後半の伊治公皆麻呂の反乱の際も、陸奥国に「征東大使」、出羽国側には「出羽鎮狄將軍」が任ぜられるなど、蝦夷の反乱があった地域には「征東將軍または「征狄將軍が派遣され、もう一方の地域には蝦夷の動揺を鎮める意味で「鎮東將軍または「鎮狄將軍が遣わされたと思われる。したがって、和銅2年の蝦夷征討の主眼は「征越後蝦夷將軍」の任命された越後側にあったのである。蝦夷の反乱の誘因は何であったのだろうか。

出羽郡の建郡 それはいうまでもなく和銅元年9月の出羽郡建郡にあるといえよう。

○『統紀』和銅元(708)年9月丙戌条

越後国言。新建出羽郡。許之。

出羽国の成立 和銅元年の越後国の出羽郡新置は和銅5(712)年の出羽国建国(『統紀』和銅5年9月己丑条)を充分前提とした事業であったと考えられる。新置の出羽国は形の上では出羽郡のみによって成り立つのである。そこで、「割陸奥国最上置賜二郡隸出羽国焉」(『統紀』和銅5年10月丁酉朔条)と、内陸部に存した陸奥国の最上・置賜2郡が出羽国に移されている⁽²⁾。また、一方では積極的な移民政策も行われている(『統紀』和銅7<714>年10月丙辰条、同靈龜2<716>年9月乙未条など)。しかし、出羽国の実情は靈龜2年条の「建出羽国已経数年。吏民少稀」の表現の中にも明確にあらわれているように、必ずしも令制の一国として成り立っていたかどうか若干問題もあるようである。

成立期の出羽国 この点についての詳細な検討はすでに拙稿で行っている⁽³⁾ので、ここではその要旨を簡単に示しておくこととする。養老令の条文では、

○「戸令」新付条

凡新附戸。皆取保證。本一問元由。知非逃亡詐冒。然後聽之。其先有兩貫者。從本国為定。唯大宰部内。三越。陸奥。石城。石背等国者。從見住為定。  
(後略)

○「軍防令」帳内条

凡帳内。取六位以下子及庶人為之。其資人。不得取内八位以上子。唯宛職分者聽。並不得取三関及大宰部内。陸奥。石城。石背。越中。越後国人。

とあり、後に詳しく触れるが、石城・石背両国が陸奥国と併記されているにもかかわらず、和銅5(712)年成立の出羽国を欠いているのである。さらに、帳内資人については、

○『統紀』神龜5(728)年3月甲子条

又勅。補事業位分資人者。依養老三年十二月七日格。更無改張。(中略)其三関。筑紫。飛驒。陸奥。出羽国人。不得補充。余依令。

○『延喜式部式』

凡飛驒。陸奥。出羽及大宰府所管諸国人。皆不得補帳内職分位分資人。亦陸奥人不聽補雜色。

と比較すると、養老軍防令帳内条の採用除外例では、つぎの3点が注目される。

- (i) 出羽国があげられていない。
- (ii) 石城・石背両国があげられている。

(iii) 越中・越後両国があげられている。

養老令は施行こそ天平勝宝 9(757)歳だが、養老 2 年に着手され、大体養老 5・6 年には完成したとされている。したがって、石城・石背両国が陸奥国と併記されているのは当然といえよう。つぎに、越中・越後両国は 8 世紀初頭までは、北辺の国として東辺の陸奥国とほぼ同等に扱われていたとみてよい。ところが、越後国から出羽国が分立するに及んで、越中・越後両国はほぼ令制の一国として位置づけられ、むしろ、陸奥国にたいして坂東諸国がそうであったように、出羽国の後援の役割を課せられるようになったと思われる。養老軍防令の「三関。大宰部内。陸奥。石城。石背。越中。越後」の規定が養老年中のものとすれば、養老から神亀 5 年にかけて、陸奥・石城・石背→陸奥、越中・越後→出羽の変化があったことになる。

出羽郡は、越後国の 1 郡として分立させようとした当初から在りでの頑強な抵抗に出会い、さらに和銅 5 年にはその出羽郡を核として出羽国の新置を決定したが、相つぐ他地域からの移住と陸奥国最上・置賜両郡の出羽国への移管も順調に進んでいないことは前述したとおりである。したがって、出羽国の実質的な成立は和銅 5 年よりはるかに遅れると考えるべきで、その一つの手がかりを前述の養老令の規定にみることはできないのではないだろうか。いいかえるならば、養老のころは、出羽国はまだ、国の体裁を十分に整えていなかったのではないかといえる。

出羽国の実質的な  
成立

### (3) 陸奥国北部の改編と石城・石背両国の分置

和銅 5(712)年に、出羽国が新たに置かれると、陸奥国の最上・置賜 2 郡は出羽国に移管された。陸奥国には、翌和銅 6 年、新たに丹取郡が建郡された(『続紀』和銅 6 年 12 月辛卯条)。この丹取郡について、「丹」を「名」の誤りと考えて、和銅 6 年に成立したのは名取郡とする説がある。しかし、この説はつぎにあげるような根拠から伊東信雄氏によってすでに斥けられた感が強い。すなわち、丹取郡建郡後の養老 2(718)年、陸奥国を分割して新たに石城・石背両国が成立した。したがって、その新しい陸奥国の南限を画する名取郡ができたばかりとすることは考えにくい。つぎに古墳時代以来の名取郡の情勢を考えると、名取郡域には 5 世紀代の築造とされる経の塚古墳や雷神山古墳をはじめとして多くの古墳が存在し、東北地方でもきわめてよく古墳文化が発達した地域である。このような地域の建郡が和銅末年まで遅れ、一方、古墳文化があまり発達したとは考えられず地理的にも仙台平野にくらべて不便な置賜盆地が、和銅 6 年にさきだつこと 20 数年の持統天皇 3(689)年に、すでに建郡されている⁽⁴⁾のはおかしい⁽⁵⁾、というのである。

丹取郡の建郡

それでは、和銅 6 年に建てられた丹取郡とはどの地域であろうか。それを知る手がかりは、つぎに示す『続紀』神亀 5(728)年 4 月丁丑条である。

丹取郡の位置

陸奥国請_レ新置_二白河軍団_一。又改_二丹取軍団_一為_レ玉作軍団_上。並許_レ之。  
丹取軍団を改めて、玉作軍団とすることを請うて許されている。『続日本紀』における「改…

為…」の表現は、例えば天平 9(737)年 12 月丙寅条「改=大倭国-。為=大養徳国-」、天平宝字元(757)年 3 月庚午条「改=藤原部姓-。為=久須波良部-」とあるように改称を意味している。したがって、この記事は丹取軍団の名を玉作軍団に改称したと理解すべきであろう。玉作地方は現在の宮城県北部の大崎平野の一面に位置している。工藤雅樹氏は丹取軍団を玉作軍団と改称したのは、玉作（造）という郡名が神亀与年ころ成立したためであって、それ以前の玉作地方は丹取とよばれる地域のなかに含まれていたものであろうと結論づけている⁽⁶⁾。玉作郡の成立や丹取郡の郡域の問題についてはさらに検討を要すると思われるが、上記の史料より、丹取軍団を改称したのが玉作軍団であることから、丹取軍団の置かれた丹取郡が当時の陸奥国北部の大崎地方に位置していたと推察することは可能であろう。

#### 陸奥国北部の諸郡

そこで、当時の陸奥国北部の状況のみておく必要がある。周知のように、大崎平野およびその周辺の郡は、「黒川以北の 10 郡」として一括して扱われている。例えば、『続紀』天平 14 (742) 年正月己巳条には「部下黒川郡以北十一郡。雨=赤雪=平地二寸」とあり、同宝亀元 (770) 年 4 月癸巳朔条に「陸奥国黒川。賀美等一十郡俘囚三千九百廿人言日」、さらに同延暦 8 (789) 年 8 月己亥条には具体的に「牡鹿。小田。新田。長岡。志太。玉造。富田。色麻。賀美。黒川等一十箇郡」と見える。この延暦 8 年条は田租復年の延長の該当郡で、後に詳しく触れるが、8 世紀前半にその成立が考えられる遠田郡⁽⁷⁾と 8 世紀後半の城柵の設置を契機に建郡された桃生・栗原両郡は除かれている。3 郡とも、この時点では令制郡として未整備の状態であったと思われる。これら黒川以北の諸郡がきわめて小規模であったことは、それぞれの郷数をみれば明白である。工藤氏は 10 世紀前半に成立した『和名抄』を検討し、宮城郡以南の 20 郡の郷数は 136 郷で 1 郡平均 6.8 郷であるのに対して、黒川以北の 10 郡の郷数は合計 33 郷で、1 郡平均 3.3 郷となると指摘している⁽⁸⁾。

#### 郷 の 名 称

このような比較的小規模な郡の集まりである陸奥国の北部の諸郡はいかにして成立したのであろうか。この点については、従来から指摘されているように、『和名抄』に示す郷の名称に着目する必要がある⁽⁹⁾。

黒川郡新田郷←上野国新田郡

黒川郡白川郷←陸奥国白河郡

賀美郡磐瀬郷←陸奥国磐瀬郡

色麻郡相模郷←相模国

色麻郡安蘇郷←下野国安蘇郡

玉造郡信太郷←常陸国信太郡(又は駿河国志太郡)

志太郡志太郷←常陸国信太郡(又は駿河国志太郡)

栗原郡会津郷←陸奥国会津郡

小田郡賀美(茂賀)郷←武蔵国賀美郡

登米郡行方郷←陸奥国行方郡

桃生郡磐城郷←陸奥国磐城郡

牡鹿郡賀美郷←武蔵国賀美郡

上記の例のうち、当面問題としている 8 世紀前半の黒川以北の諸郡から除外してよい、栗原郡（神護景雲 3<769>年成立）・登米郡（延暦 18<799>年小田郡に併合されるとあるが、それ以前の史料にその名が見えない）・桃生郡（天平宝字 3<759>年桃生城造営、桃生郡の初見は宝亀 2<771>年）の 3 郡を除くと、陸奥国南部の郡名をもつものは 2 例のみで、残りは坂東諸国の郡名または国名を負うのである。こういった郷名のあり方は、伊東信雄氏がすでに指摘している⁽¹⁰⁾ように、やはりつぎの『続紀』靈龜元（715）年 5 月庚戌条を反映していると考えざるべきであろう。

移_レ相模。上総。常陸。上野。武蔵。下野六国富民千戸_ニ。配_レ陸奥_ニ焉。

上記のうち、上総国を除く 5 国までが、それぞれの国内の郡名を、陸奥国北部のいわゆる黒川以北の 11 郡の郷名にとどめている。このことから、8 世紀前半において陸奥国北部へ坂東諸国から多量の移民が行われたことが推測できる。

参考までに「西辺」の薩摩・大隅両国の例を記しておくことにする。まず、薩摩国の国府所在郡の高城郡は『和名抄』によれば、6 郷から成るが、そのうち合志・飽多・宇土・託万の 4 郷は肥後国の合志・飽田・宇土・託麻の各郡からの移民によるものと考えられる。また、大隅国の国府所在郡である桑原郡の全 8 郷のうち、大分郷・豊国郷の 2 郷は、豊後国大分郡および豊前又は豊後国からの移民によるものと解される。この理解は、大隅国が成立した翌和銅 7（714）年「隼人昏荒。野心未_レ習_ニ憲法_ニ。因移_レ豊前国民二百戸_ニ。令_レ相勸導_ニ也」（『続紀』和銅 7 年 3 月壬寅条）とあることから妥当であろう⁽¹¹⁾。これらの例から、移民を出す行政単位は国または郡であることが推測される。

しかし、その反面、陸奥国から他の地域への移住も行われている。例えば、『続紀』神龜 2（725）年閏正月己丑条に、

陸奥国俘囚百卅四人配_ニ于伊予国_ニ。五百七十八人配_ニ于筑紫_ニ。十五人配_ニ于和泉監_ニ焉。とあるのは、時期的にも、先の坂東諸国から陸奥国への移住政策と対応している。さらに、天平 10（738）年の「駿河国正税帳」によれば、陸奥国から摂津職に俘囚 115 人が移され、同年の「筑後国正税帳」からは、この年筑後国に俘囚が 62 人いたことがわかる。『延喜主税式』には、俘囚料または夷俘料が 35 ヶ国に計上されている。また、『和名抄』には、播磨国賀茂郡・美^{みな}囊郡に夷俘郷、上野国碓氷郡・多胡郡・緑野郡と周防国吉敷郡に俘囚郷が存在する。この両史料はともに 10 世紀前半の成立であるが、俘囚の"内国"移配をあとづけるに十分な史料といえる。

工藤氏は、先に述べた丹取郡を中心とする地域が、後に分割されて小規模な郡の集まりとして再編成された姿が黒川以北の 10 郡なのであるという。この考え方は黒川以北の 10 郡が和銅 6 年の丹取郡の新置以降にはじめて成立するという理解に基づくのであろうが、しかし、黒川以北の 10 郡に関連するつぎの史料を無視するわけにはいかない。

○『続紀』慶雲 4（707）年 5 月癸亥条

讚岐国那賀郡錦部刀良。陸奥国信太郡生王五百足。筑後国山門郡許勢部形見等。各賜_レ衣一襲及塩穀_ニ。初救_レ百濟_ニ也。官軍不_レ利。刀良等被_レ唐兵虜_ニ。没作_レ官戸_ニ。歴_レ

「西辺」の諸郡

俘囚・夷俘

黒川以北 10 郡の  
成立時期



○『類史』養老 4 年 11 月甲戌条

勅。陸奥。石背。石城三国調庸并租。減^(免)之。唯遠江。常陸。美濃。武蔵。越前。出羽六国者。免^(免)征卒及廐馬従等調庸并房戸租。

があり、また、養老令の戸令新付条および軍防令帳内条(ともに前掲)にもその例を見出すことができる。さらに、戸令新付条の頭注には、紅葉山文庫本の紙背にある註記を載せている(『^{新訂}増補国史大系 22 令義解』)。

問石城石背国在何処答古格云養老二年分陸奥国為三国云々者但未知復旧之格これらから、『統紀』養老 2 年の石城・石背両国の成立は問題ないことになる。⁽¹³⁾したがって『扶桑略記』養老 2 年 5 月 2 日条の

停^(免)石背磐城等国^(免)安^(免)陸奥国。

という矛盾した記事は間違いである。

ところで、この石城・石背両国の停廢記事はないが、両国の停廢の下限はいつであろうか。

石城・石背両国の  
停廢

養老 3 年、全国的に設置された按察使(陸奥国は見えない)は、養老 5(721)年に至り、編成がえが行われ、出羽国は陸奥按察使に管せられるとしている(『統紀』養老 5 年 8 月癸巳条)。この時には、石城・石背両国の記載はない。また、くだって、『統紀』神亀 5(728)年 3 月甲子条の資人の補充に際しても、「其三関。筑紫。飛驒。陸奥。出羽国人。不^(免)得^(免)補充。余依^(免)令」とあって、石城・石背両国の名が見えない。また、『統紀』神亀 5 年 4 月丁丑条では、白河郡に置かれたと思われる白河軍団が石背国ではなく、明らかに陸奥国に属している。以上から、その確実な下限は神亀 5(728)年 4 月である。石城・石背両国の存続は 10 年に満たないきわめて短期間であったと思われる。さらに付言するならば、石城・石背両国の存続した時点の陸奥国の範囲は、阿武隈川以北の現在の宮城県域となり、多賀城の位置はほぼその中央にあたる。つまり、かりに多賀城創建が石城・石背両国の存続した時点で計画されたとすれば、従来いわれているような多賀城の位置が北に偏しすぎているなどという指摘は意味をなさなくなるのである。

多賀城の位置

#### (4) 全国的な地方行政整備

本節の最後に、当時の全国的な政治状況について一言触れておきたい。

大宝令制定後のとくに和銅(708~15)から養老(717~24)年間にかけては、地方諸国への具体的な支配方式の貫徹を自指した諸政策が全国的に相ついで打ち出された時期で、野村忠夫氏はこれを"和銅元年体制"と指摘している。⁽¹⁴⁾

和銅元年体制

すなわち、和銅元(708)年に入ると、元明天皇は平城への遷都を決意し、また、地方をより具体的な方式で把握しようとする積極的な方針も出されてくる。まず、『統紀』和銅元年 3 月丙午条の任官記事を見ると、任官は全国的な規模で行われ、左右大臣・大納言などの議政官をはじめ、大宰帥・大貳、および 30 ケ国に近い国守に及んでいる。陸奥守にも従四

全国的規模の任官

郡の分割・新置

位上上毛野朝臣小足が任ぜられた。また、和銅 5(712)年には出羽国、翌年には丹後・美作・大隅の 3 国が新たに置かれ、5 月には諸国の郡・郷名に好字をつけること、また諸国にその風土・産物などの記録撰進をすることが命ぜられた。この時期には、さらに、全国的に、郡の分割・新置をはじめ、陸奥国に見られたような郷の管轄換えも行われている。例えば、和銅 2(709)年、備後国鞆田郡の甲努村は郡家から遠いという理由から建郡され、一方甲努村を割かれた鞆田郡には品遅郡の 3 里があてられている(『統紀』和銅 2 年 10 月庚寅条)。しかし、新たな郡の設置は、旧来の郷の管轄換えだけでは郡郷を構成する住民の絶対量が不足するという事態を引き起こしたため、他地域からの積極的な移住政策が推し進められた。前述の陸奥・出羽両国への柵戸の移住の他、他の国の場合でも例えば、靈龜元(715)年、尾張国の人外従八位上席田君迩近と新羅人 74 家によって美濃国に席田郡が新置され(『統紀』靈龜元年 7 月丙午条)、翌年には駿河・甲斐・相模・上総・下総・常陸・下野の 7 国の高麗人 1,797 人を武蔵国に移し、始めて高麗郡が置かれている(『統紀』靈龜 2 年 5 月辛卯条)などの例が見られる。

年月	建国・分国	建郡・分郡
大宝 2・3	越中国 4 郡→越後国	
和銅元・9		越後国出羽建郡
〃 2・2		遠江国長田郡を 2 郡に分つ
〃 2・10		備後国甲努村に建郡
〃 4・3		上野国多胡建郡
〃 4・4		大倭国芳野郡に郡司を置く
〃 5・9	出羽建国	
〃 5・10	陸奥国 2 郡→出羽国へ移管	
〃 6・4	丹後・美作・大隅建国	
〃 6・9		摂津国能勢郡に郡司を置く
〃 6・12		陸奥国丹取建郡
靈龜元・7		美濃国席田建郡
〃 元・10		陸奥国香河村・閑村に郡家を置く
〃 2・4	和泉建監	
〃 2・5		武蔵国高麗建郡
養老 2・5	能登・安房・石城・石背建国	石城国菊多建郡
〃 3・4		志摩国佐芸建郡
〃 5・4		佐渡国賀母・羽茂 備前国藤原・備後国深津・周防国玖珂建郡
〃 5・6	諏訪建国	
〃 5・10		陸奥国苅田建郡
〃 6・2		遠江国山名建郡

(『統日本紀』による)

このような一連の国郡の新たな設置・分立、諸国の風土・産物などの撰進命令などの諸施策は、野村忠夫氏が指摘するように、中央権力が、地方諸国をよりの確な形で把握しようとする意図の具体的な現れであるといえる。したがって、出羽国の成立、石城・石背両国の分立、陸奥国丹取郡の新置など前述した一連の東北地方に関する諸施策も、一地方の問題としてではなく、和銅から養老期にかけて行われた律令制支配を全国的に貫徹させるための施策の一環とみるべきである。また、こうした全国的規模での律令地方行政制度の整備事業と、地方行政遂行の中心的機関としての国府の整備とは密接不可分のものと解される。ここに、陸奥国府が置かれた多賀城の創建の前提条件を見い出すことができるのではなかろうか。

## 註

- (1) 川副武胤「甲斐の酒折宮の歌—古事記国県邑里考のうち—」『山形大学史学論集』第1号 1981
- (2) 平城宮木簡 3028 番は習書木簡 [(332)×56×4 6081 型式] であるが、その中に「^[陸力] □ 奥国裳上郡」の文字がみえる。出土地点は平城宮東張出部西端部分の大溝(SD4951)中である。溝は平安時代前期まで存続したが、本木簡は古い時期の堆積土から出土し、その時期は同層位の他の木簡の内容から神亀年間以前とされている(『平城宮木簡三 解説』1981)。
- (3) 平川南「古代東北城柵の特質について—建郡との関連を中心として—」東北歴史資料館『研究紀要』第4巻 1978
- (4) 『書紀』持統天皇3年正月丙辰条にみえる「務大肆陸奥国^{●●●●}優嗜曇郡城養蝦夷脂利古男麻呂」の「優嗜曇郡」は置賜郡とみなされている。
- (5) 伊東信雄『多賀城跡調査報告Ⅰ—多賀城廃寺跡—』1970、伊東氏は早く『宮城県史1(古代・中世史)』(1957)でそれまでの通説に疑問を提示している。
- (6) 工藤雅樹「多賀城の起源とその性格」『古代の日本』8 東北 1970
- (7) 遠田郡の初見は『統紀』天平9(737)年4月戊午条の「仍差^{●●●●}田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人。遣[●]海道。」という記載である。この「田夷」から、一般的に遠田郡の建郡は『統紀』天平2(730)年正月辛亥条「陸奥国言。部下田夷村蝦夷等。永俊[●]賊心。既從[●]教諭。請建[●]郡家于田夷村。同為[●]百姓[●]者。許[●]之。」とする。遠田郡の前身を田夷村とみるならば、『後紀』弘仁3(812)年9月戊午条の「陸奥国遠田郡人勲七等竹城公金弓等三百九十六人言。己等未[●]罷[●]二田夷之姓。云々」という記載とも符合する。このように、遠田郡の郡領自らが田夷とされていることをみても、遠田郡が令制の郡とは異なる扱いを受けていたことが推察される。
- (8) 註(6)に同じ。
- (9) 伊東信雄氏が『多賀城跡調査報告Ⅰ—多賀城廃寺跡—』(1970)の中ですでに指摘している。
- (10) 註(9)に同じ。
- (11) 井上辰雄「薩摩国正税帳をめぐる諸問題—隼人統治を中心として—」『正税帳の研究』1967
- (12) 岸俊男「防人考—東国と西国—」『万葉集大成』11 1955、直木孝次郎『日本古代兵制史の研究』1968
- (13) 土田直鎮「石城石背両国建置沿革余考」『歴史地理』83 卷1号 1952
- (14) 野村忠夫『律令政治の諸様相』1968

## 2 多賀城の造営

### (1) 陸奥鎮所

8 世紀前半の鎮所 多賀城の創建を考える上で、明らかにしておく必要のある問題として「鎮所」がある。「鎮所」の史料は養老 6(722)年に初見記事があり、神亀元(724)年までの 3 年間に集中して見える。

○養老 6 年閏 4 月乙丑条

(前略)又言。用_レ兵之要。衣食為_レ本。鎮無_レ儲_レ糧_一。何堪_レ固守_一。募_レ民出_レ穀。運_一輸_一鎮所_一。可_レ程_一道遠近_一為_レ差。(後略)

○同年 8 月丁卯条

令_レ諸国司簡_一点柵戸_一千人_一。配_レ陸奥鎮所_一焉。

○養老 7 年 2 月戊申条

常陸国那賀郡大領外正七位上宇治部直荒山。以_レ私穀三千斛_一。献_レ陸奥国鎮所_一授_レ外從五位下_一。

○神亀元年 2 月壬子条

(前略)外從八位上大伴直宮足等。献_レ私穀於陸奥国鎮所_一。並授_レ外從五位下_一。

○同年 4 月癸卯条

教_レ坂東九国軍三万人教_一習騎射_一。試_一練軍陳_上。運_一綵帛二百疋。絶_一一千疋。綿六千屯。布一万端於陸奥鎮所_一。(いずれも『続紀』、傍点は筆者)

この他に、『続紀』天平元(729)年 9 月辛丑条には、

陸奥鎮守將軍從四位下大野朝臣東人等言。在_レ鎮兵人勤功可_レ録。請授_レ官位_一勸_レ其後人_一。勅。宜_一列卅人各進_一二級_一。二列七十四人各一級。三列九十六人各布十常。(傍点は筆者)

とある。なお、他地域における「鎮」および「鎮所」の用例については拙稿「鎮守府論 I - 陸奥鎮所について -」で詳細に触れているので、ここでは省略する。

従 来 の 見 解 この「鎮所」について、古く大槻文彦が、

陸奥の国府は、其初め、名取郡の武隈(今の岩沼市)にありしが如し、然るに、神亀元年、宮城郡に、多賀城を築きて、鎮所とせられて後、幾くもなくして、国府をも移して、多賀城内に併置せられたり。

として、はじめて、多賀城は当初鎮所とされ、のちに国府をも併置したという考え方を明らかにした⁽¹⁾。この鎮所に関する見解は今日も、通説として、基本的に受け継がれている。例えば、虎尾俊哉氏は、「陸奥鎮所」がその後の状況から判断して恒久的な現地の軍事機関であり、のちに発展的に解消して「陸奥鎮守府」へと名称と規模を変えたものとされる⁽²⁾。

上記の鎮所に関する史料は天平元年の「鎮」を除くと、すべて「鎮所」が柵戸の移配先か物資の送付先となっている。8～9世紀にかけて、史料を見る限り、坂東・北陸道諸国から陸奥・出羽両国への多量の物資の送付先は、「陸奥鎮所」(または「鎮所」)をはじめ、「陸奥軍所」(または「軍所」)・「多賀城」・「出羽柵」・「征狄所」などである。和銅2年に蝦夷を征討するため、征越後蝦夷將軍(征狄將軍)佐伯宿祢石湯が任命された際の越前等4国の船100艘の送付先は「征狄所」となっている。出羽国の例では、宝龜11(780)年3月、伊治公皆麻呂の乱が起った際、「出羽鎮狄將軍」が任命され、5月には、京庫と諸国から甲600領が「鎮狄將軍之所」に送られている。

物資の送付先

また、宝龜11(780)年から翌天応元(781)年にかけて「陸奥軍所」(「軍所」)という記載がある。@軍所」およびその関連史料を以下に列記する。

軍 所

○宝龜11年5月己卯条

勅曰。狂賊乱_レ常。侵_一擾_レ边境_一。烽燧多_レ虞。斥候失_レ守。今遣_一征東使并鎮狄將軍_一。分_レ道征討。(中略)宜_下広募_一進士_一。早致_中軍所_上。(後略)

○同年6月辛酉条

勅_一陸奥持節副將軍大伴宿祢益立等_一。將軍等去五月八日奏書云。且備_一兵糧_一。且伺_一賊機_一。方以_一今月下旬_一進入_一国府_一。(後略)

○同年7月癸未条

征東使請_一甲一千領_一。仰_一尾張參河等五国_一。令_レ運_一軍所_一。

○同年7月甲申条

征東使請_一襖四千領_一。仰_一東海東山諸国_一。便造_一一送之_一。勅曰。今為_レ討_一逆虜_一。調_一一發坂東軍士_一。限_一来九月五日_一。並赴_一集_一陸奥国多賀城_一。其所_レ須_一軍糧_一。宜_一申_一官送_一。兵集有_レ期。糧餽難_レ繼。仍量_一路便近_一。割_一下_一総国備六千斛。常陸国一万斛。限_一来八月廿日以前_一。運_一一輪_一軍所_一。

○天応元年2月己未条

穀一十万斛仰_一相模。武蔵。安房。上総。下総。常陸等国_一。令_レ漕_一一送_一陸奥軍所_一。(いずれも『続紀』、傍点は筆者)

宝龜11年7月甲申条によれば、坂東軍士を「陸奥国多賀城」に集め、下総・常陸両国からの糶を「軍所」に、移送することとしている。陸奥・出羽両国に大規模な蝦夷の反乱が起きた場合、中央から征東將軍が派遣され、軍所を陸奥国の国府である多賀城に設置し、諸々の対策を練り、征討軍の指揮をとったものと考えられる。この点はのちに触れる天平9(737)年の陸奥・出羽間連絡路の開削事業に際しても、「遣_一陸奥_一持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言。以_一去二月十九日_一到_一陸奥多賀柵_一。与_一鎮守將軍從四位上大野朝臣東人_一共平章。」(『続紀』天平9年4月戊午条)とあるように、中央から持節大使が派遣され、多賀柵において、対策を練っている事実と合致する。

結局、出羽国の「鎮狄將軍之所」・「征狄所」の例からも、征討行動の最高責任者である"征東將軍"のいる所がすなわち「軍所」である。つまり、坂東・北陸道諸国などから運

輸されてくる多量の物資の納入先は、「多賀城」・「軍所」・「征狄所」・「鎮狄將軍之所」などすべて、その時の最高指揮官の所在する役所、いいかえれば最高責任老宛となっている。

また、「軍所」の史料と同様に「鎮所」の実態を考える上で重要な手がかりを与えてくれるのがつぎの史料である。

出羽斛鎮戌

仰相模。武蔵。下総。下野。越後国。送甲二百領于出羽国鎮戌。(『統紀』宝龜 8 <777>年 5 月乙亥条)

いうまでもなく、出羽国には鎮守府は設けられていない。しかし、宝龜 7 年に、陸奥・出羽の征討行動に反発して、「志波村賊」が反乱を起こすと、下総・下野・常陸などの国の騎兵を動員して鎮圧し(『統紀』宝龜 7 年 5 月戊子条)、さらに、陸奥鎮守府からも、鎮守権副將軍が派遣され、出羽国の鎮圧にあたっている(同 8 年 12 月辛卯条)。この時出羽国に臨時に營所が設置され、そこに軍糧・武器・兵士が集められたが、その營所が「出羽国鎮戌」と称せられたものであろう。

8 世紀後半以降の

鎮所

さらに、8 世紀半ば以降においても「鎮所」の史料が見える。

勅曰。如聞。比年坂東八国。運穀鎮所。而將吏等。以稻相換。其穀代老。輕物送京。苟得無恥。又濫役鎮兵。多營私田。因茲。鎮兵疲弊。不任干戈。(後略) (『統紀』延暦 2<783>年 4 月辛酉条、傍点は筆者)

征東使が天応元(781)年 8 月に、「征伐事畢入朝」しているので、「比年坂東八国。運穀鎮所」と表現されたのかもしれない。また、従来、鎮所=鎮守府説の根拠となったのはつぎの史料である。

○『後紀』大同 3(808)年 7 月甲申条

勅。夫鎮將之任。寄功辺戌。不虞之護。不可暫闕。今聞。鎮守將軍從五位下兼陸奥介百濟王教俊。遠離鎮所。常在国府。儻有非常。何濟機要。辺將之道。豈合如此。自今以後。莫令更然。

鎮所の性格

この時すでに鎮守府は多賀城から、延暦 21(802)年に造営された胆沢城に移されている。ここでは、鎮守將軍が本来在るべき“鎮守將軍之所”=鎮所=“胆沢之地”を離れて国府に在ることを譴責している。それに対して、8 世紀の「鎮所」は明らかに胆沢の地ではありえない。8 世紀の鎮守の対象は現在の宮城県北部であり、8 世紀前半に集中してみえる陸奥国「鎮所」は大同 3 年条の例から鎮所=“多賀之地”となろう。前述のように従来、鎮所は鎮守府の前身とする考え方が大勢を占めていた。しかし、すでにみてきたように、柵戸の移配先としての「鎮所」は令制の 1 郡を越える柵戸の人数からもわかるように、決して鎮守府の前身としての「鎮所」という施設ではない。また「鎮所」の史料が鎮守府成立後も見えることから、これまでの見解は成り立ちがたい。鎮守府は令外官とはいえ、正式な行政上の機関名であり、「鎮所」は軍所と同様、鎮守府のような正式な機関名ではない。律令国家の東北地方に対する支配対象地域の拡大に伴って、鎮守政策はその対象地を移動させている。鎮守府の多賀城から胆沢城への移転もこれに伴う施策である。「鎮所」は本来、正式な機関名としての鎮守府と同列に置いて比較すべき用語ではなく、陸奥鎮所の場

合は「鎮守將軍之所」、さらにその支配領域全体をも意味する場合もあるきわめて幅のある用語と理解すべきであろう。

一方、鎮守將軍の初見は『統紀』天平元(729)年 9 月辛丑条の「陸奥鎮守將軍從四位下大野朝臣東人」である。大野東人は天平 11(739)年の参議就任まで鎮守將軍であることが明らかである。さらに、神龜元(724)年に起きた蝦夷の反乱に対する征討の功による叙位記事を見ると、

天皇臨_レ朝。詔叙_二征夷將軍已下一千六百九十六人勲位_一各有_レ差。授_二正四位上藤原朝臣宇合_一從三位勲二等。從五位上大野朝臣東人從四位下勲四等。從五位上高橋朝臣安麻呂正五位下勲五等。(後略)(『統紀』神龜 2 年閏正月丁未条)

とあり、征夷將軍藤原朝臣宇合に続き、征夷副將軍高橋朝臣安麻呂に先んじて大野朝臣東人が叙位されているのは、鎮守將軍以外の役職名では考えられない。したがって、神龜 2 年当時、すでに大野東人が鎮守將軍であるとすれば、養老 6(722)年を初見として、神龜元(724)年までに集中して文献に見える「陸奥鎮所」と鎮守將軍の登場がほぼ一致するのである。このことは、鎮所を「鎮守將軍之所」と定義づけた上記の考察の妥当性を裏づけるものであろう。8 世紀において、「鎮所」=「鎮守將軍之所」=“多賀之地”とするならば多賀城の成立時期は国府の問題に加えて「陸奥鎮所」および鎮守將軍の初見の時点をもって一つの目安とすることができるのではなかろうか。

このことは、前節で考察した石城・石背両国の設置をはじめとした陸奥国の情勢、さらに全国的な地方行政整備政策などから推しても、ほぼ妥当な時期であるといえよう。

## (2) 陸奥・出羽間連絡の開削

鎮守將軍大野朝臣東人は、『公卿補任』によれば、天平 3(731)年に陸奥出羽按察使に任ぜられている。その東人の東北地方在任中の最も大きな事績とされているのが、天平 9(737)年の陸奥・出羽間連絡路の開削事業である。すなわち、『統紀』天平 9 年正月丙申条に、

先_レ是。陸奥按察使大野朝臣東人等言。從_二陸奥国_一達_二出羽柵_一。道經_二男勝_一。行程迂遠。請征_二男勝村_一以通_二直路_一。(後略)

とあり、具体的には陸奥国から出羽柵への直路を開こうとする計画で、そのために「賊地」とされた男勝村を征討しようとするものである。出羽柵は、越後国に出羽郡が建てられた和銅元(708)年の翌年にその初見記事があり、天平 5(733)年秋田村高清水岡に遷置されている(『統紀』天平 5 年 12 月己未条)。つぎに若干長文ではあるが、『統紀』天平 9 年 4 月戊午条の関係部分を引用しておきたい。

遣_二陸奥_一持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言。以_二去二月十九日_一到_二陸奥多賀柵_一。与_二鎮守將軍從四位上大野朝臣東人_一共平章。且追_二常陸_一。上総。下総。武蔵。上野。下野等六国騎兵惣一千人_一。開_二山海兩道_一。夷狄等咸懷_二疑懼_一。仍差_二田夷遠田郡領外從七

鎮 守 將 軍

鎮 所 と 多 賀 城

開 削 事 業 と 多 賀 城

位上遠田君雄人。遣海道。差帰服狄和我君計安墨。遣山道。並以使旨慰諭鎮一撫之。仍抽勇健一百九十六人委將軍東人。四百五十九人分一配玉造等五柵。麻呂等帥所余三百卅五人鎮多賀柵。遣副使從五位上坂本朝臣宇頭麻佐鎮玉造柵。判官正六位上大伴宿祢美濃麻呂鎮新田柵。国大掾正七位下日下部宿祢大麻呂鎮牡鹿柵。自余諸柵依旧鎮守。廿五日。將軍東人從多賀柵發。三月一日。帥使下判官從七位上紀朝臣武良士等及所委騎兵一百九十六人。鎮兵四百九十九人。当国兵五千人。帰服狄俘二百卅九人^(五のあやまり)。從部内色麻柵發。即日到出羽国大室駅。出羽国守正六位下田辺史難破將部内兵五百人。帰服狄一百卅人。在此駅。相待以三日。与將軍東人共入賊地。且開道而行。但賊地雪深馬芻難得。所以雪消草生。方始發遣。同月十一日。將軍東人廻至多賀柵。自導新開通道惣一百六十里。或尅石伐樹。或填澗疏峯。從賀美郡至出羽国最上郡玉野八十里。雖惣是山野形勢險阻。而人馬往還無大艱難。從玉野至賊地比羅保許山八十里。地勢平坦無有危嶮。(中略)方待後年始作城塼。但為東人自入賊地。奏請將軍鎮多賀柵。今新道既通。地形親視。至於後年。雖不自入可成事者。(後略)

**開削事業の経過** 持節大使はまず多賀柵において鎮守將軍と対策を練っている。坂東 6 国の騎兵 1,000 人のうち勇健者 196 人を大野東人が自ら率い、459 人は玉造柵・新田柵・牡鹿柵などの 5 柵に分配し、副使以下がその指揮にあたり、残りの 345 人は持節大使藤原朝臣麻呂が率い、多賀柵を鎮守することとしたのである。東人の一行は出羽国の大室駅で、出羽国の兵と合流し、「賊地」雄勝を目ざしたが、雪が多く作戦の継続は不可能となったため、一旦、多賀柵へ引き返したのち、再度進軍し「賊地」比羅保許山に屯した。ここで、雄勝村の俘長らの来降があり、新たに 160 里の道を開いたところで、計画は中止された。この計画は、ちょうど 20 年後の天平勝宝 9(757)歳に再び着手され、天平宝字 3(759)年に雄勝城が造営され、「賊地」雄勝村に雄勝・平鹿 2 郡が建郡されるに至った。この大事業の作戦本部は終始多賀柵に置かれ、持節大使自らが鎮守にあたった。これは先にあげた宝龜 11(780)年の伊治公咎麻呂の乱後に征東使が派遣され、多賀城に軍營本部が設置され、「軍所」と称された事実と共通するのである。これが当時の一般的な征討事業の現地でのあり方と考えられる。

**多賀城と陸奥国府** 多賀城創建に関わるもう一つの大きな問題、多賀城に当初から陸奥国府が置かれていたか否かは、意外と文献史料上確認しにくい。その最も古く確実な史料は『統紀』宝龜 11(780)年 3 月丁亥条で、伊治公咎麻呂の乱に関する記述の中に「護送多賀城。其城久年国司治所兵器糧蓄不可勝計」と見える程度である。しかし、8 世紀前半においては、そのような直接的な史料はない。

**出羽国府** もともと出羽国の中心である出羽郡に置かれたであろう出羽柵は国名を負う点からも出羽国府の置かれた所であったと思われる。その出羽柵を天平 5(733)年に約 100 km 北へ遷置したのは、単なる城柵の移転ではなく、出羽国府の遷置と理解すべきである。城柵の移転記事はあまり類例がないが、『後紀』弘仁 2(811)年閏 12 月辛丑条によれば、しばしば、水害に悩まされることを理由に、志波城を移転したいとしているが、その移転後は「徳丹

城) (『後紀』弘仁 5<814>年 11 月己丑条、『三代格』弘仁 6 年 8 月 23 日官符)と見える例がある。

天平 9 年の事業は陸奥出羽按察使をはじめ、両国司のみでなく持節大使も任命された大規模なものである。しかも、この大事業が天平 5 年の出羽柵遷置後、新出羽柵と陸奥国多賀柵との直路を開くことを目的としていることは明らかである。これ以前に、養老 5(721)年出羽国は陸奥按察使の管轄下に置かれ(『続紀』養老 5 年 8 月癸巳条)、令制下では、陸奥・出羽両国は一括して扱われることが多い。したがって、両国の連絡を密にすることは、一般行政・軍事両面にわたり急務とされていたと推察される。そのために、両国府間の連絡路を整備することは、欠くことのできない事業であったといえる。こうしたことから、天平 9 年の段階ですでに、出羽柵のみでなく多賀柵にも国府が置かれていたことが推定できるものと思われる。

陸奥・出羽両国府  
間の連絡

さらに、乏しい史料ながら、上記の問題について、つぎの二つの史料も検討する価値がある。

行政ブロック

○『続紀』天平 14 (742) 年正月己巳条

陸奥国言。部下黒川郡以北十一郡。雨-赤雪-平地二寸。

○『続紀』天平勝宝 4 (752) 年 2 月丙寅条

陸奥国調庸者。多賀以北諸郡令_レ輸_レ黄金_一。其法。正丁四人一両。以南諸郡依_レ旧輸_レ布。

天平 14 年条は赤雪が降るといふ自然現象に関するものであり、天平勝宝 4 年条は天平 21(749)年の「黒川以北一十郡」の一つである小田郡の産金に伴う応急措置と考えられる。ここにみえる「黒川郡以北十一郡」と同様の表現は、『続紀』宝亀元(770)年 4 月癸巳朔条、同延暦 8(789)年 8 月己亥条などに見える。前者は俘囚の名を除き、調庸の民となることの申請であり、後者は調庸の復年延長を内容とする律令制の収取体系に関わるもので、「黒川以北一十郡」という表現が十分に実質的に機能していたことをものがたっている。この「黒川以北一十郡」とする広域の行政ブロックはあくまでも多賀城の成立後に生まれた概念であり、この多賀城が陸奥国府であることを前提としてはじめて、多賀城を中心に陸奥国を大きく「名取以南一十四郡」(『続紀』延暦 4<785>年 4 月辛未条)と「黒川以北奥郡」(『三代格』大同 5 年 2 月 23 日条)とに二分して行政上把握したのであることが理解できる⁽³⁾。天平 14 年条は自然現象といっても祥瑞関係であり、天平勝宝 4 年条は陸奥国全体を多賀城を中心として二分し。その調庸物に関する改定という、ともに行政上重要な措置であるだけに、天平 14 年または天平勝宝 4 年の時点では、すでに多賀城を中心とした上記の行政ブロックは成立していたとみなしてよいのではないだろうか。

黒川以北一十郡

名取以南一十四郡

以上、8 世紀前半の多賀城に陸奥国府が置かれていたことを証するには、あまりにも史料が限られ、きわめて消極的な根拠しか示しえないのではあるが、その反対に多賀城以外に陸奥国府が置かれたことを示す史料もほとんど見受られないので、ほぼ 8 世紀前半、多賀城には陸奥国府が置かれていたとみて大過ないのではなかろうか。大化の改新から間も

ない時期に、ほぼ諸国の成立に併行する形で陸奥国が成立し、やがて、国府が設置された。ついで8世紀前半の全国的な規模での律令地方行政制度の整備事業に併行して、おそらく、国府の整備が全国的に実施されたと推測される。この期に陸奥国では多賀城が造営され国府が多賀城に移されたのであろう。当初の国府の所在地については、文献史料上からは知るすべもない。

### (3) 多賀城創建に関する諸説

ここではこれまでの先学による多賀城創建年代説の根拠を紹介しておきたい。

#### 大槻文彦説

大槻 説 「多賀国府考」(『復軒雜纂』明治33<1900>年)

陸奥の国府は、其初め、名取郡の武隈(今の岩沼町の辺)にありしが如し、然るに、神亀元年、宮城郡に、多賀城を築きて、鎮所とせられ後、幾くもなくして、国府をも移して多賀城内に併置せられたり。

大槻の神亀元年説は、もとより多賀城碑文に依拠したものである。多賀城碑の真偽の如何によるだけに、本論では扱いかねる。

#### 喜田貞吉説

喜田 説 「陸奥海道駅家の廢置を論じて多賀城碑に及ぶ」(『歴史地理』21巻5号大正2<1913>年)

喜田説は、多賀城碑に見える多賀城の設置を神亀元年とすることに対する疑問の提示である。陸奥鎮所は養老年間にあり、この鎮所を多賀城とすると、神亀元年設置はおかしいし、鎮所を多賀城以外とした場合(事実、喜田はいわゆる名取鎮所説の立場をとっている)、その創置は少なくとも、多賀柵の名が天平9年初見だから、それ以前としか言えないとし、「或は丹取軍団丹取は名取と改めに遷せし神亀5年の頃にありしか」と述べている。喜田説は駅制に関連して当時の官道を問題にし、そのことから多賀城碑文の常陸に達する里程に疑問を投げかけたのである。この点については、高橋万次郎との間で数度にわたる論争が行われたが、喜田の論拠がほとんど成り立ちがたいことは高橋の指摘どおりである⁽⁴⁾。上記の多賀城創置に関する見解もその関連から簡単に提示されたもので、十分に論を尽くしていないだけに参考程度に紹介するに止めたい。

#### 内藤政恒説

内藤 説 「奈良時代初期に於ける陸奥経営の一端(一)」(『玉川の丘』第21号 1953)、「同(二)」(『玉川の丘』第23・24合併号 1953)

多賀城は最初から多賀城として建設されたものではなく、和銅6(713)年丹取郡の新置後間もなく建設に着手され一仮に鎮所と呼ばれた一その後逐次整備補強されて、遂に神亀5(728)年後間もなく多賀柵としての名称が与えられたものと思われる⁽⁵⁾。

この見解は和銅6年に新置記事の見える丹取郡を名取郡のこととし、鎮所はこの丹取郡

内にあるとみることから生まれたものである。

### 伊東信雄説

『多賀城跡調査報告 I - 多賀城廃寺跡 -』(1970 年)

伊 東 説

養老 2 年に陸奥国から南方の 10 郡を割いて石城・石背の 2 国を独立させたのは、和銅・靈龜・養老の頃にいまの宮城県北地方に建郡があつて、陸奥国の領域が北方に拡大した結果であろう。(中略)したがって陸奥国府は当然陸奥国内に、すなわち伊具郡・柴田郡以北になければならないが、この場合陸奥国のほぼ中心に当り、山道にも海道にも通じうる交通の要衝に位置する多賀城の地が国府の所在地としてもっともふさわしい場所であり、またこのほかには国府跡と見るべき遺跡を現実に見出すことは出来ない。

以上の理由から私は陸奥国府は養老 2 年にはもう現在の多賀城の地にあつた可能性を信ずるのであるが、その当否は今後の多賀城発掘、ことに記銘瓦や木簡の出土によって検討されるべきである。

石城・石背両国の分置と多賀城の造営を関連づけている点、ほぼ私見と同じ立場をとっておられる。ただし、宮城県北の諸郡の建置時期や多賀城の創置については、石城・石背両国の分置後の情勢および「陸奥鎮所」との関連などから、総合的にとらえる必要があるのではないだろうか。

### 工藤雅樹説

「多賀城の起源とその性格」(『古代の日本 8・東北』1970 年)

工 藤 説

多賀城跡の発掘調査結果から、多賀城は儀式の場としての内城地区を中心として方約 1 キロの広さをもつ国衙として最初から営まれた。したがって、軍事上の要地にあつた陸奥鎮所とは無関係である。また、養老から神龜にかけての陸奥国北部の動乱と郡の分割が一段落した時に、郡治としての玉造柵以下の諸柵が造られた。多賀城の成立年代もこれらの諸柵と同時期であり、天平初年ごろとするのがもともと妥当であるとする。

### 佐々木茂禎説

「多賀城と玉造等諸柵」(『国史談話会雑誌』豊田武・石井孝両先生退官記念号 1973 年)

佐 々 木 説

1) 養老～神龜の頃に文献にあらわれる陸奥国鎮所とは、当時建郡が進行中の宮城県北部の地方に、その中核としておかれた柵戸収納の行政的性格のつよい複数の城柵の総称であつた。

2) 宮城県北地方に対する建郡の作業が全て終了し、蝦夷経営の態勢が確立して政情も安定期を迎えたとき、おそらく天平 9 年以前の天平初年の頃になって、すでに県北におかれていた玉造等諸柵を統轄する行政と軍事の一大府城が改めて築造されることになる。これが、陸奥国の新建郡地帯と純内郡地帯を劃する多賀の地に築かれた陸奥国府であり、鎮守府多賀城であつた。

工藤・佐々木両説は多賀城と玉造等諸柵の造営を同時期とするか、陸奥国北部の諸柵の造営後にはじめて多賀城の造営がなされたとするかの点で相違するが、多賀城のような大

規模な造営は蝦夷の反乱などにみる軍事的緊張および郡の新置などの時期には行えず、その安定をまっけてはじめて可能であるとする点では共通する。しかし、この考えは逆にいえば、従来の蝦夷観と変わることなく、蝦夷の反乱は一方的な蝦夷の蜂起であると受けとられやすいのではなかろうか。蝦夷の反乱は、郡の再編成、柵戸・夷俘の住民交換などとともに城柵の造営も含めて地方行政の整備を律令政府が強行することに対しての蝦夷の抵抗と解すべきものである⁽⁶⁾。したがって、多賀城の造営時期を両氏のいうように天平初年までさげて考える必然性はあまりないといえよう。

以上、紙数の関係から各説の詳細な論証過程を省略し、結論部分だけを取りだしたが、各説の主要な論拠については理解していただけたかと思う。各説とも多賀城創建を 8 世紀前半とする点で一致するのは、「多賀柵」の文献上の初見が天平 9 年であることから、当然の結論ともいえる。また、こうした多賀城のような大規模な施設の造営には、時期的な幅が考えられ、新たな視点から検討を加えたとしても、おのずと天平 9 年を下限として、従来いわれているいずれかの時期にあてはまるものと思われる。第 1 節・第 2 節では多賀城創建について、従来の研究全般に見られる欠落した観点の指摘を行った。いいかえるならば、多賀城創建の問題を律令国家の支配過程の中に位置づけて、文献上最も妥当な時期を模索することを試みたのである。

## 註

- (1) 大槻文彦「多賀国府考」『復軒雜纂』1900
- (2) 虎尾俊哉「律令国家の奥羽経営」『古代の地方史』6 奥羽編 1978
- (3) 諸国にその例を求めるとなれば、つぎのものが参考となろう。延暦 2(783)年の「伊勢国計会帳」(『大日本古文書』24-547~9、『寧楽遺文』上巻 322)では、検田使として国司を「道前」と「道後」に分けて派遣している。この点について、早川庄八氏は『神宮雜例集』1にある「員弁三重朝明謂道前三郡」という記事を参考に、道前は国府のある鈴鹿郡以北の桑名・員弁・朝明・三重・河曲・鈴鹿の 6 郡を、道後は以南の奄芸・安濃・壹志・飯高・多気・飯野・度会の 7 郡を指すものと思われると指摘されている(「天平六年出雲国計会帳の研究」『日本古代史論集』下巻 1962)。
- (4) 高橋万次郎「喜田博士の『石城石背両国建置沿革考』を読む」『史学雑誌』24-1 1912
- (5) 同氏には他に、「上代に於ける陸奥地方の情勢を論じ多賀城建設の一端に及ぶ」『文化』4 卷 11 号 1937、「多賀城古瓦草創年代考」『文化』18 卷第 1 号 1954 がある。
- (6) 同じ辺境地域の西の隼人の反乱も参考になろう。養老 4(720)年に大隅国守陽侯史麻呂を殺害する事件は、「造籍」の強行に対する反抗だったらしい。大宝 2(702)年・和銅 6(713)年の反乱も、造籍の年かその準備に入る前年である(中村明蔵「隼人の反乱をめぐる諸問題」『史元』15 1972)。

### 3 伊治公皆麻呂の乱と多賀城焼失

#### (1) 桃生・雄勝両城の造営

天平 21(749)年 4 月、東大寺盧舎那仏の鍍金が不足している時、陸奥国から黄金 900 両が貢献されてきた。この貢金後の天平勝宝 4(752)年には、陸奥国の調庸は、多賀以北の諸郡が黄金を正丁 4 人で 1 両と定められ、以南の諸郡はもとどおり布を輸すように改定されている。しかし、その後の『三代格』大同 5(810)年 2 月 23 日官符では、陸奥国の一般の民はすべて狭布を輸していたとされ、『延喜主計式』でも陸奥国の調庸は広布が中心であり、黄金は交易雑物の条に「砂金三百五十両」とあるにすぎない。したがって、天平勝宝 4 年の改定は一時的措置と思われる。黄金は調庸制に組み込まれても、鉱産物であるから、他の手工業製品のように、毎年定期的な大量生産を望むことはできない。そこで、調庸とせず、正税交易による交易雑物として中央へ貢進されたと考えられる。交易雑物の前身である諸国貢献物は養老賦役令に「凡諸国貢献物者。皆尽_二当土所出_一。其金。銀。珠。玉。(後略)」と定められている。従って、金の調庸から交易雑物への移行は当然の措置といえるであろう。これは、またのちに触れるように、調庸が 9 世紀以降、陸奥国内で消費されるようになったことにも起因するのである。なお、周知のとおり、陸奥国の貢金は貢馬と並んで、平安時代末期の奥州藤原氏にまで継承されるのである。また、この天平 21 年の陸奥国の貢金以来、中央政府の陸奥国に対する関心が強まり、政府の東北政策に少なからぬ影響を与えたことは十分に想像されるところである。

貢 金

天平勝宝 9(757)歳 7 月に起こった橘奈良麻呂の変には、変の首謀者および加担者として、陸奥国関係者が連坐しているのである。陸奥按察使兼鎮守将軍の太伴宿祢古麻呂は獄死し、陸奥守兼鎮守副将軍佐伯宿祢全成も任地で勘問をうけ、ついに自経した。陸奥按察使・陸奥守・陸奥鎮守将軍・同副将軍が一時に欠員となったのである。この異常事態に、陸奥守として登場したのが、時の権勢者藤原仲麻呂の子朝獫狁である。父の仲麻呂は、皇権を握る光明皇太后の付属機関である紫微中台の長官であり、天平勝宝 9 歳 3 月には、皇太子道祖王を廃し、自邸田村第に起居をともしていた大炊王を皇太子と決定した。ここに仲麻呂の専制体制は確立されたのである。その専制に抗したのが橘・太伴などの有力氏族の反乱であったが失敗に終わり、仲麻呂の反対勢力は一掃され、より専制化を強める結果となった。仲麻呂は天平 18 (746) 年近江守当時、東山道鎮撫使に任ぜられ、天平宝字 2 (758) 年に 8 道に問民苦使を發遣した際、東海・東山道使だけに、子の浄弁(久須麻呂)を起用している。周知のとおり、仲麻呂は近江国を勢力の拠点にし、東山道諸国への関心も深く、また熟知していたと思われる。その父の絶大な勢力を背景に、やがて、陸奥守に加えて按察使・鎮守将軍の 3 官すべてを兼任した朝獫狁は陸奥国桃生城と出羽国雄勝城の造営を遂行

橘奈良麻呂の変と  
陸奥国

藤原仲麻呂

藤原朝獫狁

雄勝・桃生両城の  
造営

した。仲麻呂の政策の中には、父祖の功業を追慕顕揚しようという目的から実行されたものがいくつかあるが、その代表的なものは、坂本太郎氏が明らかにしているように祖父不比等の編纂した養老律令の施行である⁽¹⁾。雄勝城の造営もその一つと考えられている。仲麻呂の伯父藤原麻呂が天平 9(737)年持節大使としてとりくんだ陸奥・出羽連絡路の開削という大事業が中止されたままになっていた。仲麻呂はその念願の雄勝城に加えて、陸奥国北部の海道を中心牡鹿地方の北に桃生城を建置しようとしたのである。両城の造営は天平勝宝 9 歳 7 月の朝獺の陸奥国赴任以前に計画されていたのである。すなわち、天平勝宝 9 歳 4 月には、仲麻呂の儒教政策にもとづき、儒教的倫理にそむく不孝・不恭・不友・不順の者を「陸奥国桃生。出羽国小勝」に移配することとしている(『統紀』天平勝宝 9 歳 4 月辛巳条)。両城の造営は天平宝字 3(759)年 9 月ごろにはほぼ完成したと思われ、春から秋まで郷土を離れて造営に従事した郡司・軍毅・鎮兵・馬子ら合せて 8,180 人に対し、その労をねぎらって、当年の人身挙税を免除している(『統紀』天平宝字 3 年 9 月己丑条)。

## 造 営 の 契 機

現地にとくに情勢の変化のないこの時期に突如積極的に行われた両城柵の築造は、一般的には、先に述べたように仲麻呂が父祖の年来の宿望を果すことを目指した仲麻呂の権勢欲から出たものとみられている⁽²⁾。この通説に対して、一方で中川収氏は、仲麻呂の政治基調は儒教的徳治主義にあるとし、天平宝字 4 年正月、雄勝・桃生両城築城の論功行賞が行われた記事の中に「荒夷を教導して皇化に馴じみ従はしめ」とあることをもっても、単なる権勢欲のみでなく、徳治主義の観点からみるべきであるとしている⁽³⁾。さらに、仲麻呂の新羅征討計画と同様の基調の上で見ようとする考え方も根強いものがある。

こうした諸説に対して、筆者は強い疑問を抱かざるをえない。たしかに、仲麻呂の諸政策にはいうまでもなく、儒教的徳治主義が強く投影されていることは明らかであり、強い権勢欲から発せられた側面も認めざるをえないであろう。しかし、以下にあげるような諸点にも留意せねばならないであろう。橘奈良麻呂の変の際、勅使藤原永手の勘問に対して、奈良麻呂は仲麻呂の政治がはなはだ無道であるため挙兵したとし、その無道な政治としては、東大寺の造営に人民が辛苦したことなどをあげている。それ故であろうか、仲麻呂は奈良麻呂の変後の重要な施策として、雑徭・出挙の軽減、東国防人の停止、運脚・旅行の保護など、疲弊した農民や下級官人の救済を目指したものが目立ち、一方では、天平 10 年代の国衙財政の支出激増に対処するために公廩稻制の整備などの財政立て直し政策も推し進めている⁽⁴⁾。こうした情勢の中で、桃生・雄勝両城の造営はその契機が父祖の功業の高揚にあらうとも、その後の両城への度重なる柵戸の移住奨励や後述するような相つぐ城柵の造営・修理に見られるように、その意味ももう少し深いものがあると思われる。すなわち、桃生・雄勝両城の造営を含めて、仲麻呂政権下の東北政策は、仲麻呂個人の権勢欲に限定すべき性格のものでなく、まして新羅征討計画などの一時期の外征と比すべきものでもなく、上記のような逼迫した内政への対応と位置づけるべきであろう。

## 秋 田 城 の 造 営

秋田城の初見は、『大日本古文書』巻 25 所収の天平宝字 4(760)年 3 月 19 日付の丸部足人解である。文書の内容は、丸部足人が京米を進上すべき処、郡司に役され、その上、「阿

支太城」への米運搬の綱丁に宛てられたために進上できなかったことを述べた弁明書である。また、従来からいわれているように、『後紀』延暦 23(804)年 11 月癸巳条に見える「秋田城建置以来卅余年」の記載からも、天平宝字年間(757~64)にその「建置」を求めることができる。天平宝字 4 年の「丸部足人解」は「阿支太城」に越前国から米が運び込まれている事実を伝えているが、あるいは秋田城の「建置」に伴うものかもしれない。

仲麻呂政権下の天平宝字年間には、東北地方の城柵の新置および改変が相ついで実施されている。少し後の『続紀』天平神護 2(766)年 4 月壬辰条でも、西辺防備の防人には当時西海道 6 国の兵をもってあてていたが、従来の東国防人を復活するように大宰府から上申してきたことに対して、勅は「修一理陸奥城柵。多興東国力役。事須彼此通融各得其宜」と答えている。当時、陸奥国の城柵の修理が盛んに行われていた様子が知られるのである⁽⁵⁾。

そこで、つぎに陸奥・出羽両国の城柵整備の目的が問題となる。東北の城柵については、種々の見解の相違はあるが、本質的には、城柵は単なる軍事的機能を目的としたものではなく、広い意味の行政的機能を兼ねそなえたものであるといえる。したがって、城柵の造営は単に前進基地という軍事的施設の設置を意味するのではなく、新たな行政的支配、具体的には律令的収奪を遂行する地方官衙の設置につながるのである。陸奥国では、神護景雲元(767)年に伊治城が新たに造営されている。また、桃生・伊治両城を新たに造営しても民が進んで両地に住み着かないので、政府は繰り返し移住を促し、国内はもちろん、坂東諸国にまで範囲を広げ、また浮岩百姓など広範囲の階層の人びとを移し置いている。このことは、城柵の造営は、前述の性格から、多くの民がその地域に定住することで初めて意義を生ずるのであり、律令的収奪を目的としたことを如実に示しているのである。この律令政府の積極的な施策は、在地における従来の支配関係に大きな影響を与えた。そこに蝦夷の反乱を誘発する要因が含まれているのである。蝦夷の攻撃目標は当然、律令的施策遂行の中心的施設である桃生城、さらにくだつて皆麻呂の乱のときには、多賀城となるのである。

#### ○『続紀』宝亀 5 (774) 年 7 月壬戌条

陸奥国言。海道蝦夷。忽発徒衆。焚橋塞道。既絶往来。侵桃生城。敗其西郭。鎮守之兵。勢不能支。国司量事。興軍討之。但未知其相戦而所殺傷。

弘仁 2(811)年の文室綿麻呂の奏言中には「又自宝亀五年。至于当年。惣卅八歳。辺冠震動」とあるから、当時は、うち続く動乱の始まりを宝亀 5 年の桃生城攻略事件ととらえていたようである(『後紀』弘仁 2 年閏 12 月辛丑条)。

## (2) 伊治公皆麻呂の乱

天平宝字年間の桃生・雄勝両城の造営を足がかりとする律令政府の東北政策の遂行は、宝亀 5(774)年の桃生城攻略、宝亀 7 年の「志波村賊」の反乱を誘発し、さらに伊治公皆麻呂

仲麻呂政権下の城柵整備

城柵の本質

皆麻呂の乱の概要

呂の乱をひき起こしたのである。宝亀 11(780)年 1 月に、「賊」が長岡の地の百姓の家を焼いたことから、2 月には覺驚城造営の議が起こり、3 月には按察使紀広純が牡鹿郡大領道嶋大楯、上治郡大領伊治公皆麻呂らを率いて、その造営にあたったのである。

○『統紀』宝亀 11 (780) 年 3 月丁亥条

陸奥国上治郡大領外従五位下伊治公皆麻呂反。率徒衆殺按察使参議従四位下紀朝臣広純於伊治城。広純大納言兼中務卿正三位麻呂之孫。左衛士督従四位下宇美之子也。宝亀中出為陸奥守。尋転按察使。在職視事。見称幹濟。伊治皆麻呂。本是夷俘之種也。初縁事有嫌。而皆麻呂匿怨。陽媚一事之。広純甚信用。殊不介意。又牡鹿郡大領道嶋大楯。每凌侮皆麻呂。以夷俘遇焉。皆麻呂深銜之。時広純建議造覺驚柵。以遠戍候。因率俘軍入。大楯皆麻呂並従。至是皆麻呂自為内応。唱誘俘軍而反。先殺大楯。率衆圍按察使広純。攻而害之。独呼介大伴宿禰真綱開圍一角而出。護送多賀城。其城久年国司治所兵器糧蓄不可勝計。城下百姓競入欲保城中。而介真綱。搽石川浄足。潜出後門而走。百姓遂無所拠。一時散去。後数日。賊徒乃至。争取府庫之物。盡重而去。其所遺者放火而焼焉。

道嶋大楯はことあるごとに皆麻呂を夷俘として蔑んだという。そこで、皆麻呂は俘軍を率いて、反乱を起こし、まず大楯を殺し、按察使広純をも害したのである。その後、多賀城を攻め、府庫の物を取り、最後に放火したと記載されている。多賀城碑を除けば、「多賀城」の名称の初見である。皆麻呂は、陸奥介大伴真綱と通じていた節がある。また、城下の百姓が危急に際し、城内に入ろうとした理由はつぎのように考えられる。城柵施設の周辺には柵戸や夷俘が集住せしめられ、調庸免や夷俘料支給などの恩典に浴する代りに、城柵の修理等に徴発されたと思われる。同年の出羽国の秋田城の停廢に関する記事の中で、狄俘らが「己等拠一憑官威。久居城下。今此秋田城。遂永所棄坎。為番依旧還保乎者」として、秋田城の停廢に反対している(『統紀』宝亀 11 年 8 月乙卯条)。すなわち、狄・俘囚らは「為番依旧還保乎者」とあるように、通常は番上し、城柵の守備あるいは修理などにあたり、その反対給付として、夷俘料の支給をうけていたのではなかろうか。したがって、一朝有事の際に、多賀城内に城下の百姓が駆け込むような体制ができ上がっていたと判断される。ところが、肝心の陸奥介・掾が逃走してしまったので、守備することができなかつたのである。

#### 城下の百姓

#### 在地有力者

この期の東北政策の遂行にあたり、在地有力者層の積極的参画は不可欠な要素であった。城柵の造営においても、例えば、桃生城・伊治城などの造営は当時の陸奥国の在地有力者である道嶋氏によるところが大きいと考えられる。一方、皆麻呂のように、夷俘から郡領になったものもある。その在地支配力を国家は最大限に活用したと思われる。皆麻呂もこの直前には、「志波村賊」の平定に功があり、叙位されている(『統紀』宝亀 9 年 6 月庚子条⁽⁹⁾)。こうした在地有力者層の間の微妙な利害関係の衝突も、十分に予想される。皆麻呂の乱は、皆麻呂と道嶋大楯との対立が直接的原因かもしれないが、ある意味では律令国家の東北政策遂行上、こうした反乱の起こることは当初から予測されていたと考えられる。

また、皆麻呂が反乱を起こし、容易に多賀城を攻め落すことができたような当時の状況こそ、注視しなければならない。このことは、何よりも、律令体制強化に対する反対勢力の大きさをものがたっている。すなわち、すでに、律令国家体制に当然組み込まれていたとされた陸奥国内の北部地域から多賀城にかけて、反対勢力が根強く存在したからこそ、多賀城が難なく攻略されたのであろう。その後の東北の動乱の長期化の因も、まずこの点にあったとみてよいであろう。

律令体制強化に対する反対勢力

乱後の征討の動きについては、第2節の陸奥鎮所の項でも若干触れたが、ここでは乱直後の多賀城の姿について先の項との重複をいとわず浮き彫りにしたい。乱(22日)直後の28日には征東使が任命され、翌日には出羽国に鎮狄將軍が任ぜられている。

乱後の征討

○宝龜 11(780)年 5月辛未(8日)条

以京庫及諸国甲六百領。且送鎮狄將軍之所。

○同年 5月己卯(16日)条

勅曰。…宜下広募進士。早致軍所。

○同年 6月辛酉(28日)条

將軍等去五月八日奏書云。…方以今月下旬進入国府。

○同年 7月癸未(21日)条

征東使請甲一千領。仰尾張參河等五国。令運軍所。

○同年 7月甲申(22日)条

勅曰今為討逆虜。調一發坂東軍士。限来九月五日。並赴一集陸奥国多賀城。其所須軍糧。…仍量路便近。割下総国糶六千斛。常陸国一万斛。限来八月廿日以前。運一輸軍所。

○天応元(781)年 2月己未(30日)条

穀一十萬斛仰相模。武蔵。安房。上総。下総。常陸等国。令漕一送陸奥軍所。

<参考>

○延暦 2(783)年 4月辛酉(15日)条

勅曰。如聞。比年坂東八国。運穀鎮所。

○延暦 7(788)年 3月庚戌(2日)条

軍糧三萬五千余斛仰一下陸奥国。運一収多賀城。

○同年 3月辛亥(3日)条

下勅。調一發東海。東山。坂東諸国歩騎五萬二千八百余人。限来年三月。会於陸奥国多賀城。

○延暦 8(789)年 3月辛亥(9日)条

諸国之軍会於陸奥多賀城。分道入賊地。(いずれも『続紀』、傍点は筆者)

軍所は「征東將軍之所」の意であることには異論がないであろう。征夷・鎮守などに伴う物資・兵士はその最高責任者—征東(夷)將軍・鎮守將軍など—のもとに送付することを建前としたことを表していよう。したがって、征東使派遣時には、「軍所」に征東関係の物

軍所と鎮所

資・兵士が送付されてくる。そして、宝亀 11 年 6 月条は征東使が陸奥国に着任する以前なので、征東使の奏言の中で「方以今月下旬進入国府」としたのであろう。また、同年 7 月条の勅も、おそらく坂東軍士いわゆる鎮兵を意識して、鎮守府のある「陸奥国多賀城」と表現したのであろうか。だから、参考としてあげた延暦 2 年条の「比年坂東八国。運穀鎮所」は、宝亀 11 年直後の坂東諸国から軍所に送付された穀について述べていながら、天応元(781)年に一旦征討を終えている⁽⁷⁾ので、延暦 2 年段階では「鎮所」と表現したのではなかろうか。同様に、延暦 7・8 年の軍糧および歩騎の送付先はやはり、征東大使任命前ということで、「軍所」と記さず、「多賀城」としたのであろう。

### (3) 延暦期の征討

時節征東將軍大伴  
家持

宝亀年間の征討が不調に終わった後をうけて、延暦 2(783)年、蝦夷の騷擾を理由に征討を企て、持節征東將軍に大伴家持が任ぜられている。その家持の在任中の事績を伝える唯一の史料である『続紀』延暦 4(785)年 4 月辛未条には、

中納言從三位兼春宮大夫陸奥按察使鎮守將軍大伴宿祢家持等言。名取以南一十四郡。僻在山海。去塞懸遠。屬有徵發。不令機急。由是權置多賀。階上二郡。募一集百姓。足人兵於國府。設防禦於東西。誠是備預不虞。推鋒万里者也。但以徒有開設之名。未任統領之人。百姓顧望。無所係心。望請。建為真郡。備一置官員。然則民知統攝之歸。賊絕窺竄之望。許之。

多賀・階上 2 郡の  
建置

とある。この条の内容はおおよそつぎのようであろう。名取以南の 14 郡は陸奥国北部例えば玉造塞(『続紀』延暦 8<789>年 6 月庚辰条初見)などから遠いため、緊急の徵發等の時には間に合わない。そこで、国府域またはその周辺に多賀・階上の 2 郡(権郡)を置き、百姓を集住させた。しかし、郡の官員は置かれていなかったため、このたび、権郡を真郡として郡領などを置くようお願い出て許されたのである。この施策は皆麻呂の乱の衝撃とその後の騷擾状態に対処して、陸奥国府多賀城と陸奥国北部の防備を目的とした措置と考えられる。皆麻呂の乱後の多賀城復興の実相を知ることのできる貴重な史料である。ただし、ここで、多賀郡について少し検討を加えておく必要がある。

多 賀 郡

多賀郡はこののちの史料には一切見えない。『延喜神名式』には宮城郡に「多賀神社」があり、『和名抄』では国府所在郡を宮城郡とする。しかし、宮城郡の初見は『続紀』の天平神護 2 (766) 年 11 月己未条であり、前掲の『続紀』天平勝宝 14(752)年 2 月丙寅条には、「陸奥国調庸者。多賀以北諸郡令輸黄金」とある。この「多賀以北諸郡」という表現は、「名取以南一十四郡」(『続紀』延暦 4<785>年 4 月辛未条)、「黒川郡以北」(『続紀』天平 14<742>年正月己巳条)、「黒川以北奥郡」(『三代格』大同 5<810>年 2 月 23 日官符)などの例でもわかるように、「多賀城以北諸郡」ではなく、「多賀郡以北諸郡」の意であると考えられる。すなわち、天平勝宝 4 年の時点で多賀郡が存在したことになる。さらに憶測

するならば、その後、まもなく、宮城郡が成立し、皆麻呂の乱の多賀城攻略を機に、宮城郡とは別に権郡としての多賀郡が置かれたのではないだろうか。延暦4年条によれば、多賀郡を権郡から真郡にすることは許されているが、本来、宮城郡が国府所在郡として存在するので、あくまでも一時的措置として、まもなく廃され、多賀郷・科上郷(『和名抄』)となったのではないだろうか。⁽⁹⁾

延暦5(786)年8月から同8(789)年9月にかけて、3軍編成で、征東大使紀古佐美のもと、「胆沢之賊」と戦っている。ここで、政府側の攻撃目標は「胆沢之地」に至っている。延暦7(788)年3月には、陸奥国内に命じて、軍糧3,500余斛を多賀城に運び込ませ、さらに、広く東海・東山・坂東諸国から、歩騎52,800余人を徴発し、翌年3月を限って陸奥国多賀城に会することにした。延暦8(789)年3月に諸国軍は多賀城に会し、道を分けて進んでいる(前掲史料参照)。その後の戦いは蝦夷側が総帥阿弭流為の指揮のもと、官軍に大きな打撃を与えた。政府は敗北と断じ、責任者を処分したが、紀古佐美の奏状には「所謂胆沢者。水陸万頃。蝦虜存生。大兵一挙。忽為荒墟。余燼縦息。危若朝露。」(『統紀』延暦8年7月丁巳条)とある。現地の最高責任者である古佐美の報告は、中央政府の指摘しているように、政府軍の敗戦に対する責任回避の面を無視することはできないが、報告趣旨は長期の戦乱による蝦夷側の荒廃を述べているのである。また報告の中の「軍入以来。経一涉春夏。征軍輻重。並是疲弊」(『統紀』延暦8年6月庚辰条)という部分には、政府軍側の疲弊が如実に伝えられている。

延暦5年の征討

延暦9(790)年から同14(795)年まで、再び胆沢・志波の「賊」を討つために、征夷大使大伴弟麻呂以下が派遣されている。この時の征討軍は征軍10万という空前の規模のものであった。この時の副将軍坂上田村麻呂は延暦15(796)年には、陸奥出羽按察使陸奥守兼鎮守將軍の三官を兼任し、陸奥(出羽を含める)における行政・軍事の全権を完全に委ねられたのである。延暦20(801)年、節刀を賜わって征討を開始したが、征討の内容については史料となるべき『日本後紀』の該当部分が失われているために、詳しくはわからない。田村麻呂の征討の評価を高めているのは、『紀略』延暦20(801)年11月7日条の詔で田村麻呂が長年にわたる蝦夷の反乱をほぼ完全に制圧しつくしたと評していることによる。そして、延暦21(802)年には、胆沢城が置かれたのである。延暦23(804)年、再び、田村麻呂は征夷大將軍に任命され、征夷の準備を進めていたが、その翌年、藤原緒嗣の建議によって新宮造営と征夷の中止が決まったのである(『後紀』延暦24年12月壬寅条)。ここに、宝亀以来の大規模な征討は一段落をとげるのである。

延暦の征討と田村麻呂

ここで、本節の終わりにあたり、征討について、大きな二つの問題を解明しなければならない。一つは征討の原動力の問題であり、もう一つは征討が40年近く長期化した原因およびその終息の問題である。

8世紀末から9世紀初期にかけての、大規模な征討事業の大きな負担が、陸奥国および出羽国に課せられていたことはまぎれもない事実である。ただ、文献史料には、戦乱の当事国の具体的負担などについてはあまり記されていない。したがって、こうした陸奥・出

征討の負担

## 木簡・漆紙文書

羽国内の動きはその影響をも含めて、今後の考古学的調査などで十分に検討されなければならない。その一端を示すものが、近年、多賀城跡から出土した木簡や漆紙文書にある。木簡には、白河軍団から多賀城への兵士貢進文書があり⁽⁹⁾、漆紙文書には、宝亀 11<780>年の皆麻呂の乱直後、磐城郡をはじめとして各郡から糧米・武具などが貢進されてきたことを示す文書や、行方団の軍穀が多賀城に上番していることを示す文書もある⁽¹⁰⁾。

## 坂 東 諸 国

こうした当事国の負担に加えて、律令国家の東北政策において、戦時のみではなく、8世紀以降、一貫して物質的・人的に負担させられたのは、坂東諸国(出羽国の場合、北陸道諸国も含まれる)である。とくに8世紀前半においては西辺防衛の任に着く防人も東国出身者を主体としたので、東国の人々は東へ西へと動員されていたことになる。このような度重なる過重な負担に対して、坂東諸国などはいかに対処したのであろう。当然、過重な負担に対して浮浪・逃亡をはじめとする抵抗の姿勢が予想される。早くは、天平宝字 7(763)年、正倉の焼失すなわち神火の問題が起っている(『続紀』天平宝字 7 年 9 月庚子朔条)。一般的には、神火は郡司が税の米の不正納入をごまかすために正倉に放火したものであり、また、郡司層を出すような地方豪族層の有力者が現任の郡司の職を奪い取るために放火した一面もあるという⁽¹¹⁾。在地の支配者である郡司などの有力者層が、その在地での支配関係・生産構造をも危うくするような政府側の過重な要請を拒否することにより、自らの立場を保持しようとした側面が大きいのであろう。

## 蝦夷の抵抗基盤

つぎに、律令国家に対抗する勢力である蝦夷側の問題である。これまで、戦前の蝦夷異民族を唱える立場からは、『続日本紀』などの編纂物の記述のまま、蝦夷は強暴・狡狙で抵抗しつづけたとされていた。また戦後は、文献史家から蝦夷の強い部族的結合さらには独立した蝦夷の部族国家が存在したかのように主張され、これをもって抵抗の大きな原動力であるとする傾向が強⁽¹²⁾。一方、戦後の考古学上の成果にもとづき、農業、とくに稲作による蝦夷の生産力の向上、墨書土器などからわかる文字の普及など、こうした律令社会と変わらない生産力と文化が、征討に対して根強い抵抗を示し、長期化の因をなしたとする意見もある⁽¹³⁾。ただ、戦前の編纂物盲従の意見は論外として、戦乱の長期化の因を蝦夷側の生産力の向上にだけ求めたり、律令国家に抵抗するような独自の社会の存在をことさらに強調することでは問題は解決しないのではなかろうか。

## 征 討 の 終 結

そこで文献上から見るならば、9世紀に入るところからの蝦夷政策は一方的なおかつ強圧的征討から、明らかに一步退いた形での懐柔を含む妥協策が政府側から打ち出されているのである。例えば、『類史』大同 2 (807) 年 3 月丁酉条によれば、当時の陸奥国司がしきりに夷俘に位階を授けていることが講責されている。さらに、同書延暦 19(800)年 5 月戊午条からも上記の政府側の意向を明確に読みとることができる。

陸奥国言。帰降夷俘。各集城塞。朝参相続。出入寔繁。夫馴荒之道在威与徳。若不優賞恐失天威。今夷俘食料充用不足。伏請佃卅町以充雑用。許之。  
叙位・賜姓に加えて、夷俘に禄を与えて、優遇しようとしている政府の施策は蝦夷に対する懐柔策以外のなにものでもない。

結局、蝦夷の抵抗の強さはともかく、長びく戦乱による蝦夷側の荒廃と坂東諸国や陸奥・出羽両国の人々の疲弊および抵抗によって、政府は妥協策を打ち出し、征討を終結させなくてはならなかったのであろう。

註

- (1) 坂本太郎「養老律令の施行に就いて」『史学雑誌』第47篇第18号 1936のちに『日本古代史の基礎的研究』下 1964
- (2) 坂本太郎『日本全史』2 1960
- (3) 中川収「藤原仲麻呂の政治基調」『北海道産業短期大学紀要』第6号 1972
- (4) 岸俊男『藤原仲麻呂』 1969
- (5) 多賀城については、多賀城碑に、天平宝字6(762)年に藤原朝獺によって修造されたと記されている。碑は「多賀柵」でなく、「多賀城」としている。碑に依拠すれば、出羽国の雄勝城と陸奥国の桃生城を新置し、両国府の所在する出羽柵と多賀柵を修造し、「秋田城」、「多賀城」と改変したという考え方が生まれるであろう。ただし、本稿としてはあくまでも参考にとどめておきたい。
- (6) この時、皆麻呂とともに外従五位下を叙位された「吉弥侯伊佐西古」という人物は皆麻呂の乱に加担したと思われ、乱直後の『続紀』天応元(781)年6月戊子朔条には「賊中之首」としてその名が見える。その時には「伊佐西古」とだけ記されていることから、おそらく位階およびウジナは剥奪されたのであろう。彼ら在地有力者は自らの権益保持・拡大のために、時には律令政府側に加担し、不利と判断した時には離反する要素をつねに兼ね備えていたといえる。
- (7) 『続紀』天応元年8月辛亥条  
陸奥按察使正四位下藤原朝臣小黒麻呂。征伐事畢入朝。特授-正三位-。
- (8) このような憶測は宮城郡の地名が尋常ではなく、「多賀城」の成立後、それに因むものであると考えれば、より妥当性を強めるであろう。そして、「多賀柵」ではなく、「多賀城」の成立後となると、註(5)で述べたように、その時期は天平宝字年間(757~764)以降とみられる。一方、宮城郡の成立時期が天平勝宝4(752)年以降、初見記事の見える天平神護2(766)年までの間と考えられるので、上記の憶測も中らずと雖も遠からずの感がある。
- (9) 多賀城跡出土の木簡については、それぞれの年次の『宮城県多賀城跡調査研究所年報』に収められている。主なものは、平川南「東北地方出土の木簡について」(『木簡研究』創刊号 1979)に紹介している。
- (10) 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城漆紙文書』宮城県多賀城跡調査研究所資料I 1979
- (11) 塩沢君夫「八世紀における土豪と農民」『古代専制国家の構造』1958、佐伯有清「神火と国分寺の焼失」『新撰姓氏録の研究-研究編-』1963、大内田貞郎「正倉神火をめぐる一考察」『続日本紀研究』7巻5号 1960
- (12) 高橋富雄『古代蝦夷』 1974 など。
- (13) 氏家和典「蝦夷の抵抗とその背景-奈良平安朝期における-」『文化』19巻5号 1956、「古代の蝦夷と農耕文化」『古代文化』7巻4号 1961

## 4 胆沢城鎮守府と多賀城

### (1) 胆沢城・鎮守府

**胆沢城の造営** 律令政府は長期の征討を経て、延暦 21(802)年に胆沢の地に胆沢城を造営した。

○『紀略』延暦 21 年正月丙寅条

遣_三從三位坂上大宿祢田村麿造_{陸奥国胆沢城}。

**鎮守府の移転** この時胆沢城造営とともに、多賀城に置かれていた鎮守府が胆沢城に移されたのであろうが、この時期の『日本後紀』が散逸しているために明証はない。最も確実なところは『和名抄』の国名下の「陸奥国 国府在宮城郡鎮守府在由沢郡」であろう。

さらに、『後紀』大同 3(808)年 7 月甲申条には、

勅。夫鎮將之任。寄_功功_辺戍_不不_虞之_護。不_レ可_レ暫_レ闕_レ。今聞。鎮守將軍從五位下兼陸奥介百濟王教俊。遠_離鎮_所。常_在國_府。儻_有非_常。何_濟機_要。辺將之道。豈合_レ如_レ此。自今以後。莫_レ令_レ更_レ然_レ。(傍点は筆者)

とある。さきにとりあげた鎮所は“鎮守將軍之所”、そして、鎮守府とともにある用語という前提でみるならば、本条の意は鎮守將軍がつねにいななければならない鎮所を離れて、国府に在ることに対する譴責である。この時点で明確に鎮守府と国府の分離を知りうるのである。

**鎮守府の職掌** 鎮守府については、職掌の点が従来十分に解明されていないといえる。すなわち、鎮守府は蝦夷征討と辺境地域開発施策推進にあたったものであるとするのが一般的理解である⁽¹⁾。辺境地域開発施策推進というのはあまりにも漠然としており、辺境開拓史観に基づくものだけにしばらくおくとしても、蝦夷征討との関連は十分に検討する必要がある。陸奥出羽両国の守の職掌は令制によると、諸国の守の職掌のほかに「饗給。征討。斥候」(養老職員令大国条)の三つをあげている。ここでいう「征討・斥候」はさきにみたように、蝦夷の大規模な反乱に対しては、中央から持節大使以下が任命され、征討軍が臨時に派遣されており、陸奥守が主導するわけではないので、同じ大国条の老岐・対馬・日向・薩摩・大隅等国の「鎮捍。防守。蕃客帰化」のうち「鎮捍・防守」の意に近いと解される。そして、鎮守府という令外官は、一般諸国の守の職掌にプラスアルファされた部分に対応した形で設置されたのであろう。だから、前にみた城柵の造営・修理などは、当然鎮守府の職掌と考えられる。したがって、鎮守府の設置は決して、非常時に対置した形ではなく、令制本来の規定の中から、実態により対応させた形で、令外官として置かれたものであろう。鎮守府が「征討」の際に、前述したように片方の国の鎮守を担当する例はあるものの、直接的軍事行動に際して、主体的役割を果たしていないことは国司と同様である。この鎮守府の本来的性格が、9世紀以降の胆沢城に置かれた鎮守府に継承されたと考えたい。

○『三代格』貞観 18(876)年 6 月 19 日官符  
太政官符

応_レ令_レ鎮守府講_ニ最勝王経_ニ并修_テ吉祥悔過_上事

一 講_ニ一読最勝王経_ニ僧廿二口

右僧布施供養准_ニ国例_ニ宛行。

一 修_ニ吉祥天悔過_ニ僧七口

右僧法服布施供養。同准_ニ国例_ニ宛行。

以前得_レ陸奥国解_ニ稱。鎮守府牒_ニ稱。檢_ニ案内_ニ。府去貞観十四年三月卅日申_レ官解云。  
件法会諸国依_レ格。各於_ニ国庁_ニ講修。而此府未_レ有_ニ其例_ニ。夫辺城為_レ体。依_レ養_ニ夷俘_ニ。  
常事_ニ殺生_ニ。加以正月五月二節。為_レ用_ニ俘饗_ニ。狩漁之類。不_レ可_ニ勝計_ニ。殺生之基。  
畜在_ニ此府_ニ。因_レ斯雖_レ未_レ裁下_ニ。承前鎮将引_ニ一唱僚下_ニ。於_ニ鎮守府庁_ニ。修来年久。  
然而依_レ無_ニ新物_ニ。毎事闕乏。望請。官裁准_ニ諸国例_ニ。将_テ修_ニ件法_ニ為_テ滅罪之業_上者。(後  
略)

鎮守府から陸奥国(府)に対して差し出す文書形式に「解」ではなく、「牒」を使用している点が注目される。ところが、陸奥出羽按察使に対しては、「解」を用いている(『三代格』貞観 2 年 9 月 27 日官符)。このことは、鎮守府と国府との関係を示唆していると思われる。鎮守府から上申する場合「牒」を用いる点で形式的にはもちろん国を経由しているが、単純な被管関係ではあり得ない。以上のような点も、多賀城に鎮守府が併置されていた段階では、按察使・陸奥守と鎮守将軍との兼任のケースが多いために、国府と鎮守府との関係は容易に見分けがたいのである。ところが、鎮守府が胆沢城に遷置されて以降は、国府に対置した形で、機構整備が積極的に進められている。弘仁 3(812)年には、鎮守府の官員が将軍 1 員、軍監 1 員、軍曹 2 員、医師・弩師各 1 員と定められ(『三代格』弘仁 3 年 4 月 2 日官符)、大同 3(808)年の勅に、鎮守府の官人の年限は国司と同じと決められた(『後紀』大同 3 年 7 月丙申条)。承和元(834)年には、陸奥鎮守府の印一面を賜わっているが、もとは国印を用いていたという(『続後紀』承和元<834>年 7 月辛未条)。これらはいずれも官制の整備に関連すると思われる。さらに、前掲の貞観 18 年の官符によると、吉祥悔過の法会は一般には各国庁において行っており、鎮守府庁でも鎮守府の官人の指導のもとに実施してきたが、その新物を陸奥国を通して中央に申請している。

多賀城から胆沢城への鎮守府の遷置は、鎮守将軍の官位にも反映している。8 世紀後半の鎮守将軍は正四位下から正五位下(例外は延暦元<782>年の従三位大伴家持のみ)までの相当官位をもち、陸奥出羽按察使・陸奥守との兼任が圧倒的に多かった。したがって、従五位上または下の陸奥介(例外は天平宝字 4<760>年の正五位下百濟足人のみ)は鎮守副将軍との兼任のケースが多いのである(天平宝字 6 年の大伴益立から延暦 11<792>年の巨勢野足まで 6 例ある)。ところが、鎮守府が胆沢城へ移転してからは、鎮守将軍は陸奥介相当の官位(従五位下)に下げられているのである。つまり、鎮守府が多賀城に所在した時は、陸奥出羽按察使・陸奥守と兼任させる必要から高い相当官位を保持していたが、鎮

守府が胆沢城に移り、鎮守将軍が単独に任命されるに及び、官位を一段下げ、時には陸奥介を兼任させている(百済王教俊の他に、確実な例では承和 13<846>年に見える坂上正宗など)。

#### 鎮守府の性格

以上の若干の例でも明らかなように、胆沢城遷置後の鎮守府は、多賀城にある陸奥国府と併存した形で独自性を強め、“胆沢之地”を支配したと考えられる。鎮守府の置かれた胆沢城は、当時、律令政府側が蝦夷の本拠地とした“胆沢之地”を一応制圧した後に造営したもので、決して“胆沢之賊”を討つためのものではなかったのである。鎮守府の本来的性格はまさにこの平常時の統治であり、非常時の征討を目的としたのではない。

ここで、9世紀前半における胆沢城と多賀城との関連を示す史料について若干触れておきたい。

#### 兵士の分配

○『三代格』弘仁 6(815)年 8月 23日官符

太政官符

一分_レ番令_レ守_二城塞_一事

兵士六千人並勲九等已上^(下) 白丁已上

名取團一千人  
旧数二千人玉造團一千人

今請_二一加四千人_一^{白河團一千人 安積團一千人}  
^{一行方團一千人 小田團一千人}

(中略)

健士二千人^{勲八等已上千五百人}  
^{勲九等已上五百人}

(中略)

一停_二一止鎮兵_一事

合_二屯任人_一^{胆沢城五百人}  
^{徳丹城五百人}

(中略)

一分配番上兵士一千五百人^{兵士一千人}  
^{健士五百人}

胆沢城七百人^{兵士四百人}  
^{健士三百人}

玉造塞三百人^{兵士百人}  
^{健士二百人}

多賀城五百人並兵士

(後略)

この官符の主眼は、陸奥国の城塞の守備は 8 世紀半ば以降次第に鎮兵から陸奥国内の兵士に切り替えられつつあったが、この時点で胆沢城 500 人・徳丹城 500 人の鎮兵を完全に撤廃し国内の兵士をあてることとした点にある。そして、国内の兵士は胆沢城 700 人・玉造塞 300 人・多賀城 500 人と分配された。国府の置かれた多賀城、鎮守府の置かれた胆沢城そして両者の中継基地的位置にある玉造塞の 3 城塞に限って、兵士が分配されたのである。この 3 城塞に兵士を番上させねばならない状況はつぎの史料がものがたっている。

#### 陸奥国北部の情勢

○『続後紀』承和 6(839)年 4月 丁丑条

勅_二一符陸奥守正五位下良岑朝臣木連。鎮守将軍外従五位下匠瑳宿祢末守等_一。得_二今月十三日奏状_一。知_レ調_二一発援兵一千人_一。案_二奏状_一。僞。災星屢見。地震是頻。奥国百姓。

多以畏逃。又胆沢多賀両城之間。異類延蔓。控弦数千。如有警急。難可支禦。須徴一發援兵。静民赴農。又多賀城者。為胆沢之後援。不益兵数。何以救急。伏願。依件加配。四五月間。結般上下。暫候時變。其糧料者。用当処穀。但上奏待報。恐失機事。仍且發且奏者。兵不預備。不可忘機。今依請許之。宜能守要害兼制權變。

胆沢城と多賀城との間すなわち現在の宮城県北部から岩手県南部にかけては騷擾状態にあったと記されている。このことは直前の『続後紀』承和4年4月癸丑条に「栗原桃生以北俘囚。控弦巨多。似從皇化。反覆不定」と具体的に述べられている。

そこで、これまでの情勢を簡単に振りかえるならば、8世紀後半に桃生城・伊治城などの城柵を造営し、建郡を試み、それに対して砦麻呂の乱が起こり、その後、政府による征討が長期にわたって展開された。しかし、これも9世紀初頭に至り、政府側と蝦夷側双方の疲弊が目立ち、田村麻呂の收拾策が功を奏して一応終りを遂げた。そののちの大規模な征討は、弘仁2(811)年に文室綿麻呂による尔薩体・閉伊地方の平定が行われたぐらいである。志波地方にまで進出を果たしたものの実質的には9世紀以降の陸奥国北部の情勢は、8世紀後半とあまり変らない不安定な状態にあったといつてよいのである。そのために、多賀城・胆沢城に兵士を常駐させ、その中継基地的な意味で、玉造塞の機能が重要視されたのであろう。

## (2) 9世紀後半の多賀城とその周辺

9世紀前半の弘仁初年ごろから、全国的に不作・疫病が重なり、慢性的な飢饉が続き、弘仁11(820)年4月には、七道諸国に対して、弘仁9年(京畿内については弘仁10年)以前の租税の未納、調庸の未進のすべてを免除するという非常措置がとられている。

相次ぐ天災異変

陸奥出羽両国においても、9世紀前半から後半にかけて、災害が相つぎ、大きな社会不安をもたらしている。

天長7(830)年正月には出羽国に地震があり、特に秋田城に大きな被害をもたらした。また天長6年11月から翌年4月にかけて陸奥・出羽両国に疫病が流行し、多くの死者を出している。陸奥国では、『続後紀』承和4(837)年4月戊申条に「玉造塞温泉石神。雷響振動。昼夜不止。温泉流河」とあり、現在の宮城県玉造郡鳴子温泉の辺りで、火山の爆発があったと思われる。こうした天災異変に対しても、前節の終りに触れたように、陸奥国北部においては、その都度「如此奇恠不可勝計。仍仰国司。鎮謝災異。教誘夷狄」(同条)と、敏感に対処せねばならないくらい政情が不安定であったと思われる。嘉祥3(850)年の出羽国の地震も大きな被害をもたらした、のちに出羽国府の移転の議を生み出す因となった(『三実』仁和3<887>年5月20日条)。そして、貞観11(869)年5月、陸奥国に大地震が発生したのである。

陸奥国大地震

○『三実』貞観11(869)年5月26日条

陸奥国地大震動。流光如_レ昼隱映。頃之。人民叫呼。伏不_レ能_レ起。或屋仆壓死。或地裂埋殮。馬牛骸奔。或相昇踏。城_墪倉庫。門櫓牆壁。頽落顛覆。不_レ知_レ其数。海口哮吼。聲似_レ雷霆。驚涛涌潮。泝洄漲長。忽至_レ城下。去_レ海数十百里。浩々不_レ弁_レ其涯涘。原野道路。忽為_レ滄溟。乘_レ船不_レ遑。登_レ山難_レ及。溺死者千許。資産苗稼。殆無_レ子遺_レ焉。

被害状況

当時の地震の被害状況の叙述は、重要な国家施設としての城柵に関するものが多い。例えば、天長 7 年の出羽国の地震では秋田城内の「城郭官舎并四天王寺丈六仏像。四王堂舎等」、嘉祥 3 年の同じ出羽国の地震も「城柵傾頽」と述べられている。ここにいう「城_墪倉庫。門櫓牆壁。頽落顛覆」という表現では、陸奥国内の特定の城柵を指しているかどうか、地震の被害の広がりも不明である。しかし、貞観 11 年の地震がいかに大規模であったかは、関連記事が数条に及んでいることやその内容から充分にうかがうことができる。『三実』貞観 11 年 10 月 13 日条によれば、「如_レ聞。陸奥国境。地震尤甚。或海水暴溢而為_レ患。或城宇頽壓而致_レ殃」とあり、この地震が特に陸奥国境においてはなほだしかつたことがわかる。ただし、本条は詔で民夷を論ぜず、衿恤を加えることを主として述べているのに対して、前掲の 5 月 26 日条は明らかに陸奥国の奏上に基づく詳細な被害状況の記事である。この記事からは具体的に地震による津波が押し寄せ、「忽至_レ城下。去_レ海数十百里」とされた城は海岸線からあまり隔たらない所に位置していたことが読みとれる。推測するに、「陸奥国境」に近い徳丹城や胆沢城は海岸線からほど遠く、やはり上記の条件を満たすのは多賀城を措いて他にないであろう^③。おそらく、陸奥国からの地震の被害報告の第一報が膝元の国府多賀城に関するものであったとすることは、無理のないところであろう。さらに、翌年の 2 月 20 日条および 9 月 15 日条（いずれも『三実』）に貢綿を掠奪し捕えられた新羅人 20 人を、諸国に配置した記事がある。陸奥国には潤清、果才、甘参、長焉、真平、長清、大存、倍哀の 10 人が移されたが、そのうちの潤清、長焉、真平は造瓦の技術に優れていることから、陸奥国修理府の瓦造りの指導にあたることとなった。陸奥国修理府が臨時に設置されている点からも、貞観 11 年の地震が大規模なもので、おそらく被害は陸奥国全域に及んだのであろう。

陸奥国修理府

政府の対応

さて、この陸奥国大地震を当時の政府側がどのような形で受けとめていたか如実にものがたる伊勢大神宮をはじめとする神社への奉幣使の告文(『三実』貞観 11 年 12 月 14 日条)を紹介しておきたい。

陸奥国又異_レ常_留地震之災言上_多利。自余国々毛。又頗有_二件災_一止言上_多利。(中略)自_レ此之外_尔。假令_{止之}天。夷俘乃逆謀叛乱之事。中国乃刀兵賊難之事。又水旱風雨之事。疫癘飢饉之事_{尔至}万天_尔。国家乃大禍。(後略)

陸奥国の地震が新羅船の来航掠奪や諸国の風水害などと共に重大な国家的異変としてとらえられている。しかも、さきの承和 4(837)年の玉造地方の火山爆発の際も同様であったが、こうした天災がつねに蝦夷の反乱と結びつけられていることは注目すべきである。

元慶の乱

弘仁 2(811)年の文室綿麻呂の征討後においても、東北地方の政情はつねに不安定な状況にあり、政府が天災異変の起こるたびに警戒体制をしくことを余儀なくされているのであ

る。その政府の不安はついに元慶の乱で現実のものとなった。元慶 2(878)年 3 月 15 日、夷俘が出羽国の秋田城・秋田郡院の施設およびその城辺の民家などを焼き払うという事件が発生した。報告を受けた政府は直ちに鎮定を命じ、かつ、陸奥国司に出羽への援兵派遣の準備を指示した。当初の戦いでは夷俘の勢力が強大で、政府側は大きな敗北を喫するのである。そこで、藤原保則を出羽権守とし、小野春風を陸奥鎮守将軍に任じ、現地へ派遣した。保則は武力による鎮定だけでなく、夷俘の慰撫に努め、翌年 3 月頃には、ついに反乱は一応収まるのである(以上、『三実』元慶 2 年 3 月 29 日条など)。陸奥鎮守将軍が出羽国の夷俘の反乱の鎮定に積極的に参画している事実は見逃せないことである。

さて、この元慶の乱の原因について若干触れておきたい。

## 乱 の 原 因

『藤原保則伝』(907 年、文章博士三善清行著)には、

蝦夷内附以来。欲漸二百年。畏一服朝威。無有冠逆。如聞。秋田城司良岑近者。聚歛無厭。徵求万端。故置怨積怒。致叛逆。

とあり、夷俘の反乱の原因は秋田城司の圧政にあるという。また、その根底には、9 世紀前半からの度重なる地震などの天災異変と凶作による社会不安が重く存在したであろう。しかし、9 世紀後半、政府を驚愕させ、正史『日本三代実録』に詳細な記録を残す元慶の乱の原因を、秋田城司良岑近の圧政だけに帰結させることには慎重にならざるをえない。そこで、この当時の地方政治全般の推移を概観する必要がある。この点について、笹山晴生氏のまとめられた仕事をここに紹介したい⁽⁴⁾。結論的には、元慶の乱発生以前の 9 世紀半ばごろは、中央・地方を通じて各種の社会的矛盾が露呈したのに対して、政府が適確な対応をなすことができず、しだいに矛盾が拡大し、やがて 10 世紀には、律令制支配の全面的な敗退をまねくにいたるのである。具体的には、貞観 4(862)年、清和天皇は国家財政の窮乏にかんがみて、参議以上の官人に時政の是非を論ぜしめ、官人らはこれに対し、「国政の治まるはその人を得るにまつ」として、学者・僧侶のほか、現実の地方政治にあたっている良吏とされる人々の意見を聞くべきであるとした(元慶の乱の際に現地へ派遣され、乱を收拾した藤原保則も当時の良吏のほまれ高い人物であった)。しかし、地方官に意見を徴する方策は、中央政府に地方政治に対する確固たる指針がないままに、国司の個人的な力量にすべてを依存していく方向に走る危険を蔵していた。そしてその結果は、中央に地方政治の動向に対する敏感な対応を失わせ、中央と地方との乖離をしだいに大きくしていったと考えられる。災害の続発、農村社会の変貌に対処し、農民の休養と貢納物の確保とを同時に実現するには、個々にその国司の判断に委ねざるをえなかったのであるという。

## 当時の社会的状況

こうした平安初期の地方政治の推移の中で元慶の乱を見るならば、乱の原因とされた秋田城司良岑近の圧政は、律令制下の東北政策の積年の矛盾が 9 世紀初頭以来の相つぐ天災異変・凶作などによって一気に露呈した在地社会に対処したものと考えられるのではなかろうか。したがって、反乱を起こした夷俘側の要求も、つぎのような点に端的に表われている。すなわち、『三実』元慶 2 年 6 月 7 日条に、俘囚 3 人が激戦の中、秋田營に来て「請秋田河以北為己地」とある。秋田河以北の地は反乱を起こした夷俘の根拠地で、「秋田

## 夷俘側の要求

城下賊地)、『三実』元慶2年7月10日条)とされた上津野などの12村である。要するに彼らの要求は、秋田城司の支配下から独立したい、いいかえれば律令国家の領域・収奪から離脱したいというのである⁽⁵⁾。

陸奥国側の対応

なお、この乱に際しての陸奥国側の対応は、必ずしも適確とはいえないようである。乱発生と同時に、勅により出羽への援兵派遣を命ぜられながら、遅延したために厳しく催促されている(『三実』元慶2年4月28日条)。ようやく派遣された陸奥国の兵も、夷俘側に圧倒され、「陸奥軍士二千人。押領使大掾藤原梶長等。霧求_二山道_一。皆悉逃亡」(『三実』元慶2年6月16日条)という有様であった。こうした状態は全般的な傾向と思われる。例えば、さかのぼって『三実』斉衡2(855)年正月27日条によれば、陸奥国の奥地の俘囚の騒動に対する警備として援兵2,000人の差発を求め、許されたが、その直後にさらに援兵2,000人を要請したところ、政府は近城兵1,000人をあて、衿恤を加えることで鎮定するよう指示している。この当時においては、すでに大規模な派兵は意のごとくにはならなかった。また、賑給を与え、事態を收拾するやり方は、元慶の乱の際にも取られ、武力的支配が成り立ちがたい状況にあったことを如実に示しているのである。

### (3) 『延喜式』と多賀城

延 喜 式

延喜式『延喜式』は延長5(927)年に成立した法令集で、律・令・格などの施行細則を集大成したものである。その内容は9世紀半ばのものとみなしてよい規定が多く、検討次第ではさらにさかのぼりうることもある。したがって、本節では、『延喜式』を通じて、いままで触れえなかった陸奥国の構造の概要をみてみたい。

1) 神祇式

式 内 社

式内社は東山道382座のうち、陸奥国は、100座を占めている。

宮城郡四座<sup>大二座  
小二座</sup>

伊豆佐売神社 志波彦神社<sup>名神  
大</sup>

鼻節神社<sup>名神  
大</sup> 多賀神社

志波彦・鼻節両社は名神大社である。なお、『延喜式』の古写本の一つ武田祐吉氏所蔵本(「建長三年中院通雅一見」の奥書を有する)ではこの宮城郡に「府」と注記し、国府所在を明らかにしている。

2) 民部式・主計式・主税式

東山道

郡 の 構 成

陸奥国大管 白河 磐瀬 会津 耶麻 安積 安達 信夫 刈田 柴田 名取 菊多  
磐城 標葉 行方 宇多 伊具 日理 宮城 黒川 賀美 色麻 玉造  
志太 栗原 磐井 江刺 胆沢 長岡 新田 小田 遠田 登米 桃生  
気仙 牡鹿

行政ブロック

当時で35郡を管した陸奥国が、東辺の国として、広い国内をいくつかの行政ブロックに

分けて支配を試みたのではないかと考えられる。また、大きくは国府所在郡、宮城郡を中心として、名取以南(名取以南一十四郡…『統紀』延暦 4<785>年 4 月辛未条)と黒川以北(黒川以北奥郡…『三代格』大同 5<810>年 2 月 23 日官符など)とに国内を二分していることはすでに述べたとおりである。

つぎには、延暦 21(802)年の鎮守府胆沢城の成立とともに、磐井・江刺・胆沢 3 郡はその支配下に置かれた。

私見によれば、綿密な律令行政施行の上では、国内がさらに細分されていたとみられる。

『延喜民部式』の国郡一覧は、一般的には道に沿って、一定の順序を追って記載されているといわれている。陸奥国の場合も、白河から名取郡までは「山道」、菊多から日理郡までは「海道」に沿って郡名を列記している。そして、国府所在の宮城郡以北は再び、「山道」の黒川～鎮守府所在の胆沢郡までと、長岡から牡鹿郡までの「海道」に沿う郡が列記されている。すなわち、記載順に沿いながら、かりに、ブロックに分けてみると、つぎのような区分が可能である。

山 道 ・ 海 道

- a) 白河・磐瀬・会津・耶麻・安積・安達・信夫……旧石背国(現福島県中通り地区)
- b) 刈田・柴田・名取……(現宮城県南部)
- c) 菊多・磐城・標葉・行方・宇多・伊具・日理……旧石城国(現福島県浜通り地区)
- d) 宮城……国府
- e) 黒川・賀美・色麻・玉造・志太・栗原……山道(現宮城県北部)
- f) 磐井・江刺・胆沢……“胆沢之地”(現岩手県南部)
- g) 長岡・新田・小田・遠田・登米・桃生・気仙・牡鹿……海道(現宮城県北部)

これらのうち、b) ブロックを除いてはすでに説明を終えている。

○『三代格』大同 5<810>年 5 月 11 日官符

一 応_レ春_一運按察使并国司鎮官年_レ糧_一事

(中略)辺要之事頗異_一中国_一。何者苜田以北近郡稻支_一軍_レ糧_一。信夫以南遠郡稻給_一公廩_一。

計_一其行程_一。於_一国府_一二三百里。於_一城柵_一七八百里。(後略)

b) ブロックの刈田以北の近郡と、a) ブロックの信夫以南遠郡という表現である。このことは、刈田と信夫を異なるブロックにしたさきの分類が適確であることを示している。この例も含めて、上記のブロック分けが、調庸制改変・田租復年延長など律令収取体系に関して有効に機能していることが重要である。したがって、このブロック分けは単に交通路の問題だけに止まらず、陸奥国の内情に対処し、一種の広域行政区画としての意義を有していたという可能性を指摘できるのではなかろうか。⁽⁶⁾

広 域 行 政 区 画

〔貢限〕

凡諸国貢調庸者。(中略)其陸奥。出羽両国。便納_一当国_一。西海道納_一大宰府_一。

調 庸

其出納帳並附二正  
税帳使一申送。

調庸は本来、中央へ進上され、中央財源を支える重要な財源となるべきものである。しかし、陸奥・出羽両国の調庸は当国に納められ、地方官衙の財源となり、その支出内訳(出納

当 国 納 入 制

帳)だけが、毎年、中央へ報告されるのである。陸奥国調庸制の改変の先蹤をなすのは、既述の臨時的に調庸品目として黄金を輸させた天平勝宝 4(752)年条ではなく、『統紀』神護景雲 2(768)年 9 月壬辰条であろう。

陸奥国言。(中略)又此地祁寒。積雪難消。僅入初夏。運調上道。梯山帆海。艱辛備至。季秋之月。乃還本郷。妨民之産。莫過於此。望請。所輸調庸。収一置於国。十年一度。進一納京庫。許之。

遠国である陸奥国が毎年調庸を進上するのは困難であるから、今後は国に収め置いて、10 年に 1 度、京庫に進納せよという意味である。この改革の理由は、運脚の労を軽減するためとなっている。しかし、実際は調庸物は地方財源に供され、10 年に 1 度の分だけ調庸を京庫に進納するのであろう。このことは、調庸物は中央官衙財源として毎年進上されるという令制本来の建前を大きく変える措置であるといえる。そして、上記の延喜式の規定のような完全な調庸物の当国納入制の実施はつぎの史料で確認できる。

『三代格』齊衡 3(856)年 3 月 8 日官符

応勘陸奥出羽両国用度帳事

(中略)件両国調帳并用度帳。便附朝集使進之。勘両帳訖。乃從放還。至有勘出。具載返抄。所用調庸理非難弁。(後略)

すなわち、陸奥・出羽両国から調帳と共に、その用途を明記した用度帳が提出されており、すでに陸奥・出羽両国において調庸物を使用していることがわかる。

#### 調庸の品目

また、調庸の品目も、天平勝宝 4 年の「多賀以北諸郡令輸黄金」以外は布を主体としていることがわかる。『延喜主計式』もつぎのように定めている。

陸奥国行程上五十日下廿五日。

調。広布廿三端。自余輸狭布。米。穀。

庸。広布十端。自余輸狭布。米。

東国において、和銅 7(714)年には相模・常陸・上野・武蔵・下野が、養老元(717)年には上総・信濃が調の絶を輸している(『統紀』和銅 7 年正月甲申条および同養老元年 5 月丁未条)。周知のとおり、布の原料繊維は大麻であるのに対して、絹・絶・糸などはいずれも、桑作と養蚕を伴う、はるかに多くの労働力と高い技術の結果産みだされたものである。畿内をはじめ、周辺諸国では、この時期にすでに綾錦を織っており、『延喜主計式』の調庸の品目にも、こうした高級織物が貢進されている。したがって、陸奥国の調庸が終始布を主品目としている点にその生産構造の立ち遅れを指摘できる。米・穀については、調庸物の当国消費に伴う措置と考えられる。

#### 貢上雑物

〔年料別貢雑物〕

陸奥国筆一百管。零羊角四具。

〔交易雑物〕

葦鹿皮。独犴皮数随得。砂金三百五十兩  
陸奥国昆布六百斤。索昆布六百斤。細昆布一千斤。

皮類はすべて北方産である。砂金と昆布については、すでに触れたように、砂金は天平の

陸奥国貢金そしてその直後に一時的と思われるが、天平勝宝 4(752)年には「陸奥国調庸者。多賀以北諸郡令輸黄金」(『統紀』天平勝宝 4 年 2 月丙寅条)とされ、昆布も、靈龜元(715)年、閉村(おそらく、幣<閉>伊村……岩手県北部)の蝦夷須賀君古麻比留が「先祖以来。貢一献昆布。常採此地。年時不闕」(『統紀』靈龜元年 10 月丁丑条)と述べている。なお、昆布は後に掲げるように諸国例貢御贄(「宮内省式」)や内膳司年料(「内膳司式」)にも見える。参考までに、『三代格』承和 12(845)年正月 25 日官符によれば、東山道の美濃国を通過する陸奥出羽両国貢上雑物使の往来が頻繁で駅伝馬の負担が苦しいことを訴えているが、この貢上雑物の内容は同日条の『統後紀』には「貢御鹿尾熊膏昆布并沙金菓草等使」とあり、陸奥国からの昆布・沙金などの貢上の頻繁の様子が知られるのである。

〔諸国出挙正税公廩雜稻〕

出挙・正税・公廩

陸奥国 正税六十万三千束。公廩八十万三千七百十五束。国司料六十四万一千二百束。鎮官料十六万二千五百十五束。祭塩竈神料一万束。国分寺料四万束。学生料四千束。文殊会料二千束。救急料十二万束。当時の一般の国衙財政は出挙利稻に大きく依存していた。一国の出挙額はその国の雑用支出の多寡に応じて決定されている。ここに掲げた陸奥国の出挙本稻数は諸国の中で一番多い。

<参考>弘仁式

陸奥国 正税六十万三千束。公廩六十万八千二百束。国利料五十一万一千二百束。鎮官料九万七千束。祭塩竈神料一万束。国分寺料六万束。学生料四千束。⁽⁷⁾

国衙財政の中で、公廩稻の占める割合の比較的高い国は、辺要国および下国等(或いは遠国という範疇)に属すると判断され、とくに陸奥国の場合は国司料の他に、鎮守府の官人の公廩が計上されている。この他に、按察使も置かれていたのであるから、当然、諸国と異なる要素をもち、公廩の確保に十分な配慮を必要としたと思われる。

〔処分公廩〕

凡国司処一分公廩。差法者。大上国長官六分。次官四分。判官三分。主典二分。史生一分。中国無介則長官五分。下国無掾則長官四分。員外司者。各准当員。其国博士。醫師准史生。但陸奥国博士。醫師。陰陽師並准目。鎮守府將軍准守。軍監准掾。軍曹准目。醫師。弩師准史生。若帶国者。不須兩給。其按察使准当国守。記事准掾。

凡鎮守府公廩。給当国并相模国。

『弘仁式』にも同様の規定がある。鎮守府官人に国司に准じて公廩を支給するという規定は『三代格』天平宝字 3(759)年 7 月 23 日乾政官謹奏⁽⁸⁾にはじめて見える。

〔地子〕

公 田 地 子

凡五畿内伊賀等国地子。混一合正税。其陸奥充儲糒并鎮兵糧。出羽狄祿。(攻略)調庸と同様に、本来、中央に送られる公田地子も、『弘仁式』・『延喜式』によれば、地方財源に充てられている。⁽⁹⁾

〔按察使季祿〕

按 察 使 季 祿

兵 士 食

凡按察使及記事季禄。衣月。厮丁衣服。以~~陸奥国正税~~交易充之。遙授之人不~~レ~~在二給限一。

〔兵士食〕

凡陸奥国兵士間食料米二千八百八十斛。人別日八合。割~~二~~年中所~~レ~~輸租穀内~~一~~。毎年充之。陸奥国の軍制をみると、早くは 8 世紀後半に鎮兵~~糧~~があまりにも大きな出費であることを理由に鎮兵を減らし、その代りに兵士を点加している(『統紀』神護景雲 2<768) 年 9 月壬辰条)。ただ、兵士についても、史料上では『三実』元慶 5(881)年 3 月 26 日条に「鎮兵六百五十人。毎~~レ~~人宛~~二~~日~~糧~~一升六合~~一~~。或二城兵士一千人。毎~~レ~~人宛~~二~~日~~糧~~八合~~一~~」と公~~糧~~が支給されているのである。

〔兵糧〕

凡陸奥国七団軍毅。主帳卅五人~~糧~~米。准~~二~~太宰府統領~~一~~。以~~二~~正税~~一~~給之。『三代格』元慶某年官符には、

応~~レ~~給~~二~~七団軍毅主帳卅五人~~糧~~米~~一~~事

国府廿人 鎮守府十五人

右得~~二~~陸奥国解~~一~~侮~~一~~。件軍毅等不~~レ~~顧~~二~~私業~~一~~。昼夜勤戍。辺要之備畜在~~二~~伊人~~一~~。(後略)とあり、国府に軍毅・主帳 20 人が勤務していることがわかる。

この他にも、陸奥国に関連する下記のような史料があるので、列記しておく。

3) 兵部省式

〔諸国器仗〕

陸奥国~~甲~~六領。横刀廿口。弓六十張。征箭六十具。胡籬六十具。

右毎年所~~レ~~造具依~~二~~前件~~一~~。其様仗者。色別~~二~~箇附~~一~~朝集使~~二~~進之~~一~~。(後略)

〔諸国駅伝馬〕

東山道

陸奥国~~馬~~驛~~馬~~雄野。松田。磐瀬。葦屋。安達。湯日。岑越。伊達。篤借。柴田。小野各十疋。名取。玉前。栖屋。黒川。色麻。玉造。栗原。磐井。白鳥。胆沢。磐基各五疋。長有。高野各二疋。  
白河。安積。信夫。刈田。  
伝馬柴田。宮城郡五疋。

4) 宮内省式

〔諸国例貢御贄〕

陸奥。昆布。縫昆布。(中略)

右諸国御贄。並依~~二~~前件~~一~~。省即檢領。各付~~二~~所司~~一~~。例貢御贄。直進~~二~~内裏~~一~~。(後略)

〔諸国進年料雜菓〕

陸奥国六種

甘草十斤。秦膠卅斤。大黃百卅斤。石斛八十斤。人参卅五斤。附子百廿斤。猪脂二斗。

(中略)

右依~~二~~前件~~一~~附~~二~~貢調使~~一~~送~~レ~~寮。檢収訖即与~~二~~返抄~~一~~。其太宰便附~~二~~別貢使~~一~~。

・〔内膳司・年料〕

陸奥国。索昆布卅二斤。細昆布一百廿斤。広昆布卅斤。

右諸国所~~レ~~貢。並依~~二~~前件~~一~~。仍収~~二~~贄殿~~一~~。以~~二~~擬~~一~~供御~~一~~。但腹赤魚収~~二~~司家~~一~~。

註

- (1) 板橋源「胆沢鎮守府考其一」『岩手大学学芸学部研究年報』第7巻第1部 1954
- (2) 『統紀』神護景雲2(768)年9月壬辰条  
 (前略)而比年。諸国発入鎮兵。路間逃亡。又当国春_一運年_二糧料_三稻_四卅六万余束_一。徒費_二官物_一。弥致_二民困_一。今檢_二旧例_一。前守從三位百濟王敬福之時。停_二一_一止他国鎮兵_一。点_二一_一加当国兵士_一。望請。依_二此旧例_一。点_二一_一加兵士_一四千人_一。以停_二他国鎮兵_一二千五百人_一。(後略)
- (3) 早くは『宮城県多賀城跡調査研究所年報 1969』がこの見解をとっている。
- (4) 笹山晴生「平安初期の政治改革」『岩波講座 日本歴史』3 1976
- (5) 『和名抄』によれば、「賊地」とされた「方上」、「向化俘地」とされた「添川」が郷名として見える。これは、秋田城がこうした「賊地」および「向化俘地」を現地の抵抗に会いながらも、郡郷制へ移行させる行政支配を実行したあらわれと理解できるのである。
- (6) 陸奥国における広域行政ブロックの問題については、平川南「古代の白河郡について」(『関和久遺跡』IV付章、福島県文化財調査報告書第54集 1976)で詳細に触れている。
- (7) 『三代格』承和11(844)年9月8日官符に国司鎮官の公廩稻数が見える。  
 合公廩本稻七十五万三千三百七十八束^(二カ)  
 国司新六十四万一千二百束 鎮官料十一万二千七十八束  
 国司料は『延喜主計式』と同数を示している。
- (8) 乾政官謹奏  
 陸奥国鎮守府給_二公廩事力_一事  
 將軍_准守_將監_操將_曹若_帶国者不_須兼_給  
 右件府官人。離_レ家遠任。理_須矜恤_一。伏請。自今以後。准_レ件並給。臣等商量如_レ前。伏聽_二勅裁_一。謹以申聞。謹奏。奉_レ勅。依_レ奏。
- (9) 註(7)にあげた『三代格』承和11年9月8日官符に「此国年中所_レ収息利。調庸租地子等。積貯特多。無_レ処_二納置_一」とあることから、地子の地方財源への移行が明らかである。

## むすびにかえて

律令国家の東北政策は多賀城（柵）を中心として展開された。それは多賀城が陸奥国府の所在地にとどまらず、陸奥・出羽両国を管する按察使および恒常的な軍政を司る鎮守府も併置されていたことによるのであろう。

ただ、その創建年代は文献上に見えない。しかし、その創建の時期も、三者(陸奥国府・按察使・鎮守府)の関連と全国的な地方行政整備の動きの中で検討を加えるならば、おおよその見当をつけることは可能である。こうした時期を養老から神亀年間ぐらいにみると、その前後を含めた時期は、陸奥・出羽両国に対する律令的支配強化の画期とすることができるのである。

これに次ぐ、律令国家の東北政策の大きな画期は、8世紀後半の天平宝字年間の諸城柵の造営および修理に求められる。桃生・雄勝両城の呼称に「柵」・「城」の混用が見られ、「阿支太城」の初見も天平宝字 4 (760) 年であることから、多賀城碑を引用するまでもなく、「多賀柵」から「多賀城」への改称も、この頃と考えられるのかもしれない。こうした呼称の違いはおそらく、律令政府の東北地方への対応の変化を反映したものと考えられ、今後、その実態解明が大きな課題となるであろう。

多賀城にとって、宝亀 11(780)年に発生した伊治公皆麻呂の乱は直接的な被害だけでなく、それを契機として、質的転換を余儀なくさせた大事件とすることができる。また、一方では、この頃、全国的に見て律令体制の諸矛盾が露呈してきていることと、それに対する地方行政の改変との関連を無視するわけにはいかない。具体的にいえば、地方行政の根幹としての国府機構の変質、按察使の実質的機能の低下などに加えて、多賀城にとっては鎮守府の胆沢城への移転もあり、どれ一つとっても、かつての三者の関連でとらえられた多賀城の姿はもうすでに存在しえないといえる。

その後さらに律令体制の衰退に伴い、東北地方に対する律令的支配の拠点となった城柵はその存在意義を失う結果につながっていくのである。9世紀後半の元慶の乱の際の「秋田城」の名を最後として、現存の文献史料上に東北地方各地の城柵の名が見えなくなるのは、史料の偶然性・偏在性などを見るのではなく、上記の情勢を如実に反映しているとうけとるべきではなかろうか。

最後に一つの史料を掲げておくことにする。⁽¹⁾

○『台記』康治 2 (1143) 年 5 月 14 日

(前略)於大納言伊通卿送^練小本[○]、借^為古今集註孝経^{為二書}、付^便八本[○]、佐世^{我朝}博士所選也、九卷、其七卷佐世草本也、了皆有^レ点也、世之宝物如^レ之、第九卷奥、以^レ朱書云、寛平六年二月二日、一勘了、于^レ時、謫在^{●●●●●}陸奥多賀国府、余即以^レ毛詩正義卅卷送^レ彼卿、将^レ令^レ写也、件卿所持正義、依^レ見^レ卷多^レ被^レ借^レ之故也、件正義去年余加^レ一見^レ、首付了(『増補史料大成』、傍点は筆者)

ここではもうすでに律令体制下の「多賀城」という呼称ではなく、「多賀国府」に変わっている。一般諸国において国府をこのように呼称する例を知らない。この呼称はあくまでも、律令体制下の陸奥国府が多賀城に置かれていたことに起因するのである。古代末から中世にかけての多賀城の実態は視点をかえて改めて検討すべき問題であろう。

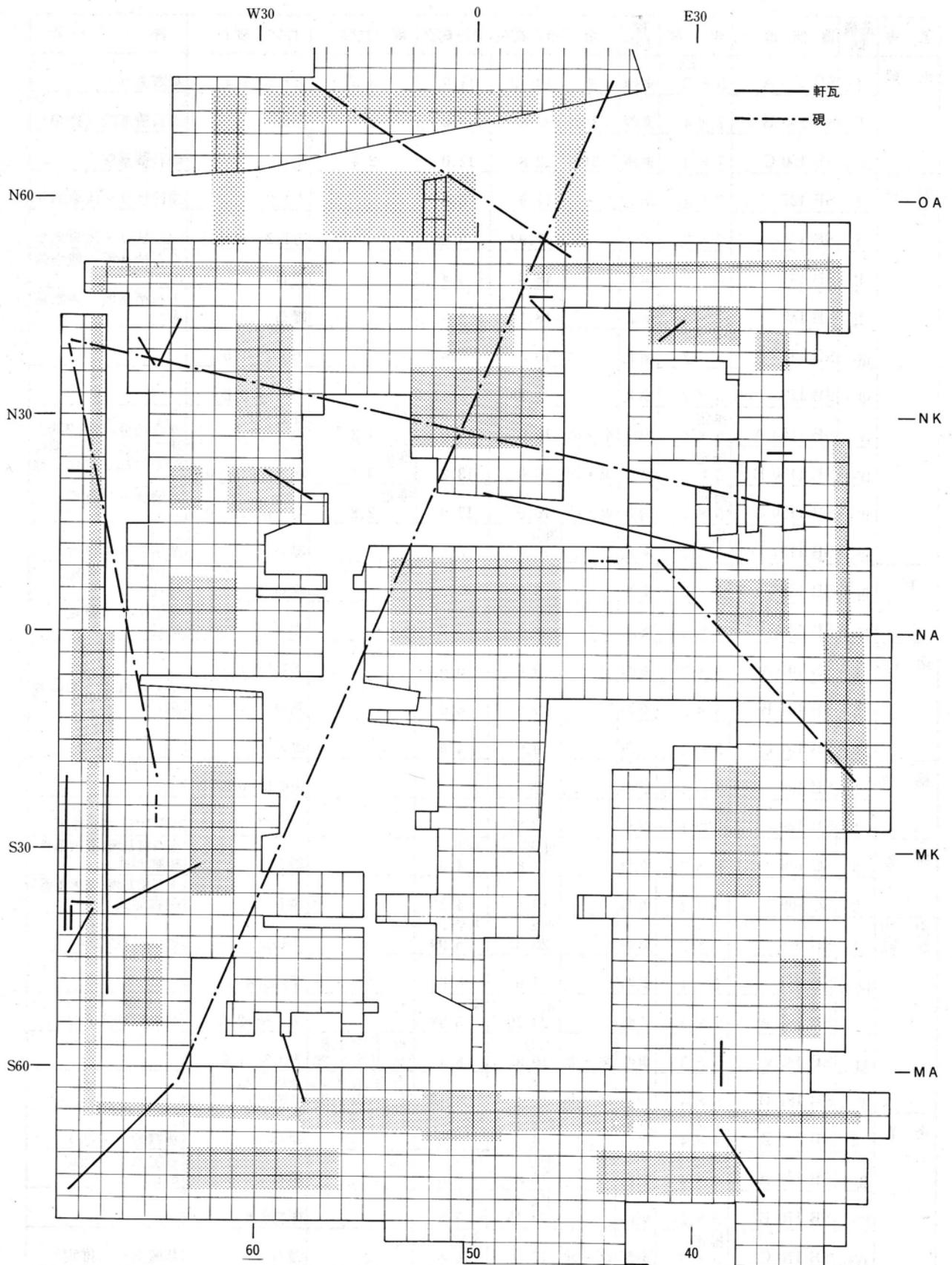
以上、文献史料の検討の中から律令体制下の多賀城像を構築してきたが、それと近年明らかにされてきた考古学的成果とを対照させながら、さらにその実態に迫る作業は、他日を期し、擱筆する。

## 註

- (1) この史料について、明治時代の大槻文彦「多賀国府考」(前掲)以来、通説では、文中に見える藤原佐世撰の『古今集註孝経』の第9巻の朱書部分を「寛平六年二月二日、一勘了、于_レ時、謫在_二陸奥多賀国府_一」までとし、「多賀国府」という表現は寛平6(894)年の時点までさかのぼるものと解している。しかし、『古今集註孝経』が伝存していないので原本で確認はできないが、本文を検討すると、朱書部分は「寛平六年二月二日、一勘了」までで、以下は『台記』の地の部分と理解することも可能である。したがって、この史料は9世紀末までさかのぼる史料とはいきれない。これを12世紀半ばの史料と見れば、『吾妻鏡』の文治5・6(1189・1190)年の「多賀国府」と無理なく連続することになる。



付図 2 軒瓦・硯接合資料の出土地点



付表 1 主要建物一覧表

名称	遺構期	遺構番号	規模	棟方向	廂	桁行総長	梁行総長	廂(柱間)	柱穴(礎石)	備考
正殿	I	SB 150 A	間 5×3	東西	南	19.52	11.8	3.37	方1.2~1.4	基壇あり
	II	SB 150 B	7×4	東西	四面	22.8	12.0	2.4	礎石	玉石積基壇(推定)
	III-2	SB 150 C	7×4	東西	四面	22.8	12.0	2.4	礎石	切石積基壇
脇殿	I	SB 127	7×2	南北		17.9	5.6		方1.2~1.4	間仕切り・床束あり
	I	SB 175	7×2	南北		17.92	5.66		方1.2~1.4	間仕切り・床束あり
	II	SB 135	7×2	南北		18.3	5.4		礎石	玉石積基壇(兼雨落溝)
	II	SB 180	7×2	南北		18.1	5.4		礎石	玉石積基壇(兼雨落溝)
	III-1	SB 123	5×2	南北		10.5	5.0		方0.7~1.0	
	III-1	SB 172	5×2	南北		平均 11.28	平均 5.41		方0.6~0.8	
	IV-3	SB 1150 A	推定 5×4	南北	東・西	16.0	15.0	推定 4.3	礎石 廂・方1.0	身舎部分はIII-2期に 建てられ、IV-3期に 廂が付加されたと推定 基壇あり(推定)
	IV-3	SB 1150 B	推定 5×4	南北	東・西	16.0	13.2	推定 3.4	礎石 廂・径0.3~0.5	
	IV-3	SB 1150 C	推定 5×4	南北	東・西	16.0	12.0	推定 2.8	礎石 廂・径0.3~0.5	
III-2	SB 1151	推定 5×2	南北		推定 16.0	6.4		礎石	基壇あり(推定)	
楼	III-2	SB 136	3×3	東西		9.0	7.2		礎石	基壇あり(推定) 総柱
	III-2	SB 186	3×3	東西		9.0	7.2		礎石	基壇あり(推定) 総柱
南門	I	SB 101 A	3×2	東西		9.8	6.0		方1.2~1.5	
	II	SB 101 B	3×2	東西		9.9	6.0		礎石	玉石積基壇(兼雨落溝)
	III-2	SB 101 C	3×2	東西		9.9	4.9		礎石	
脇門	I	SB 104	間口1間	東西		2.7			方0.5~0.6	
	I	SB 189	推定 間口1間	東西		不明				SB 104 より推定
翼廊	II	SC 105	6×2	東西		推定 13.8	推定 4.2		礎石	玉石積基壇(兼雨落溝) 複廊形式
	II	SC 109	6×2	東西		13.8	4.2		礎石	玉石積基壇(兼雨落溝) 複廊形式
南前門殿	I	SB 023	7×2	東西		平均 20.37	平均 5.99		方1.5	足場組柱穴あり
	IV-3e	SB 051	1×1	東西		7.0	6.0		径約0.8	
	I	SB 187 A	7×2	東西		南 20.70	東 5.93		方1.5~2.0	足場組柱穴あり
	III-1	SB 187 C	5×3	東西	東・北	平均 10.83	8.1	東 平均 1.8 北 平均 2.25	方0.5~1.0	
	IV-3e	SB 187 D	5×4	東西	南・北	12.1	8.15	南 平均 2.15 北 平均 1.9	身舎・廂とも 径約0.7	
後殿	II	SB 170 Z	推定 4×4	推定 東西		推定 16.8	推定 9.6		礎石	基壇あり(推定)
	III-2	SB 170 A	推定 4×4	東西		推定 16.8	推定 9.6		礎石	基壇あり(推定) 総柱
	IV-3e	SB 170 B	5×2	東西		平均 12.15	平均 5.2		径約0.8	
	IV-1	SB 170 C	推定 5×4	東西	南・北	17.5	推定 10.8	2.7	礎石	基壇あり(推定)

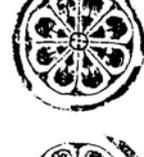
付表1 主要建物一覧表

名称	遺構期	遺構番号	規模	棟方向	廂	桁行総長	梁行総長	廂(柱間)	柱穴(礎石)	備考
後殿	III-1	SB 171	3×2 ^間	東西		8.6	6.0		方約1.0	
北殿	II	SB 370・550	不明	東西		不明	不明		礎石	
北東部建物	IV-2	SB 161 A・B	5×2	東西		平均12.45	平均5.7		方約1.0	
	不明	SB 160	3×2	南北		5.1	4.6		方約1.0	総柱
北西部建物	IV-2	SB 1146	5×2	東西		12.40	6.00		方0.6~1.0	
	IV-2	SB 593	3以上×2	東西		不明	4.80		方約0.8	
	IV-3a	SB 575	5×3	南北		14.9	7.8		方約1.2	両側柱筋に連続する柱穴あり
	IV-3b	SB 591 A・B	5×5の平面L字形			平均10.50	平均6.04		A.方1.2~1.5 B.方約0.6	一部礎石使用(推定)
	IV-3c	SB 1145	5×1	東西		11.24	2.21		径0.4~0.6	
	IV-3e	SB 1148	5×2	東西		13.5	5.0		方約0.6	
	IV-3d	SB 1147	推定3×2	南北		7.8	推定5.2		方約0.7	
	IV-3a	SB 567 A・B	4×3	東西	西・南	6.45	4.25	西南平均2.85 南2.2	身舎方0.6~0.8 廂方約0.5	身舎のみ2時期
	IV-3b	SB 1144 A・B	2×2	東西		6.2	4.9		方0.6~0.8	東妻棟通り下柱穴を欠く
	IV-3c	SB 566	5×3	東西	北	12.0	7.5	2.5	身舎方約0.9 廂方約0.6	
	IV-3e	SB 1149	6×1	南北		平均15.05	4.2		径約0.5	
	IV-3d	SB 373	7×2	南北		平均15.35	平均5.07		方0.5~0.7	間仕切あり
	IV-3c	SB 564	2×3	南北		6.18	4.59		方0.6~1.0	総柱
	III-1	SB 560	推定3×2	南北		7.30	推定4.3		方0.6~0.8	
	不明	SB 375	3×不明	推定南北		9.0	不明		方約1.2	
北方建物	IV-2	SB 551 A・B	7×不明	東西		21.0	8.5		A.方約1.7 B.方約1.0	同位置・同規模で建替え
	IV-2	SB 553 A・B	7×1	南北		21.0	4.36		A.方1.5 B.方0.7~0.9	東側柱の北より2間目に間柱あり
	IV-2	SB 1050 A・B	推定7×1	南北		推定21.0	4.5		A.方約1.4	
	IV-2	SB 1013 A・B	推定12×1	東西		推定36.0	4.5		A.方約1.4 B.方0.8~1.0	
門	IV-3e	SB 193	推定3×2	南北		推定9.0	推定4.2		径約1.0	東門(推定)
	IV-3e	SB 377	推定3×2	南北		9.0	推定4.2		径約0.8	西門(推定)
	III-1	SB 365 A	間口1間	東西		2.1			方約1.0	
	IV-1	SB 365 B	間口1間	東西		不明			礎石	
	IV-3e	SB 365 C	間口1間	東西		2.4			方約0.7	間口2間の可能性あり

付表2 軒瓦計測値・出土数

分類	番号 ( )内は旧番号	瓦 当 面								瓦 当 厚	玉 縁 長	全 長	出 土 数			%	
		直 径	周 縁 内 径	弁 区 径	弁 数	中 房 径	中 房 高	蓮 子 構 成	周 縁 幅				周 縁 高	政 庁 地 区	政 庁 北 方 区		地 方 計
114		19.1	(16.8)	(15.6)	8	5.2	0.8	1+4	1.1	1.1	4.8			2	2	4	0.3
128		18.8	17.3	16.3	8	4.1	0.8	1+4	0.9	0.7	5.3			1	1	2	0.1
120		21.3	18.6	17.4	8	4.1	0.7	1+4	1.2	1.2	4.5			26	5	31	2.1
122		21.0	18.9	18.0	8	4.1	1.0	1+4	1.1	1.2	4.7				5	5	0.3
124		(21.0)			8	4.0	0.8	1+4	1.3	0.9	4.3			2	4	6	0.4
130		19.8	17.1	16.4	8	4.2	0.7	1+4	1.3	0.9	5.0			34	3	37	2.5
228		18.7	17.0	15.9	8	3.6	0.5	1+4	1.0	0.8	3.8			30		30	2.0
125		20.1	17.6	16.6	8	4.8	0.6	1+4	0.8	0.9	3.3			13		13	0.9
126		17.9	14.8	14.0	8	4.0	0.5	1+4	1.4	1.0	3.0			83	12	95	6.4
133		18.6		16.3	8	4.0	0.5	1+4						5		5	0.3
123		21.7	18.3	17.2	8	3.8	0.6	1+4	1.1	1.2	4.5			2	3	5	0.3
132		(19.7)		17.0	8	3.7	0.6	1+4						5		5	0.3
127		19.9	18.2	17.1	8	3.9	0.6	1+4	1.0	1.1	4.2			3	2	5	0.3
129		18.7	16.3	15.7	8	3.4	0.5	1+4	0.6	1.1	3.2			2		2	0.1
131		(18.6)			8	3.9	0.6	1+4	1.6					1	4	5	0.3
134		18.6	17.3	16.2	8	3.1	0.6	1+4	0.7	0.9	2.7			1		1	0.1

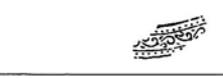
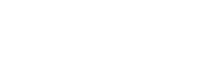
付表2 軒瓦計測値・出土数

分類	番号 ( )内は旧番号	瓦 当 面									瓦 当 厚	玉 縁 長	全 長	出 土 数			%
		直 径	周 縁 内 径	弁 区 径	弁 数	中 房 径	中 房 高	蓮 子 構 成	周 縁 幅	周 縁 高				政 庁 地 区	地 方 北 方 区	計	
121	 (110B)	21.0	18.6	17.5	8	3.5	0.6	1+4	1.3	0.9	2.8			24	5	29	2.0
221	 (210A)	20.6	18.8	18.0	8	3.6	0.6	1+4	0.8	1.0	3.1			27		27	1.8
222	 (210B)	19.9	18.3	17.4	8	3.7	0.6	1+4	0.5	1.0	4.0	-	32.5	284	2	286	19.3
225	 (210E)	19.5	17.2	15.5	8	3.8	0.4	1+4	1.2	1.0	3.2			14		14	0.9
223	 (210C)	20.6	18.5	17.4	8	3.7	0.9	1+4	1.0	1.1	3.4			40		40	2.7
226	 (210F)	18.5	16.8	15.8	8	3.5	0.6	1+4	0.7	0.7	3.6			1		1	0.1
227	 (210G)	17.8	16.3	14.9	8	2.8	0.4	1+4	0.8	0.8	3.1	-	33.9	31	1	32	2.2
211	 ( )	20.7	18.5	17.1	8	3.0	0.4	0+4	1.0	0.9	3.5			19		19	1.3
431	 ( )	19.4	17.3	15.2	8	3.0	0.3	1+6	1.4	0.7	3.3			104	5	109	7.4
460	 ( )	19.2	16.6	16.0	8	3.9	0.4	0	1.4	1.8	5.2			8		8	0.5
320	 ( )	19.6	17.2	16.3	8	1.7	1.1	0	0.9 1.5	0.8	3.2			57	4	61	4.1
112	 (14.6)			8.3	6	2.7	0.4	1+4	1.9	0.7	4.2			5		5	0.3
113	 (14.3)			8.6	5	3.2	0.4	1+4	1.8	0.8	5.2			1		1	0.1
116	 (16)				(8)				1.0	0.8				1		1	0.1
250	 (26)				(8)						3.0			4	3	7	0.5
251	 (31)				(8)				1.3	1.6	4.0				1	1	0.1
321	 (21)				(8)						3.8			2		2	0.1
440	 ( )				(8)										1	1	0.1

付表2 軒瓦計測値・出土数

分類番号 ( )内は旧番号	瓦 当 面									瓦当厚	玉縁長	全長	出土数			%	
	直径	周縁内径	弁区径	弁数	中房径	中房高	蓮子構成	周縁幅	周縁高				政庁地区	地方地区	計		
311		21.0	18.3	16.5	12	4.3	0	0+3	1.5	0.8	3.1	8.4	37.1	118	3	121	8.2
310A	 (310)	20.0	16.4	13.7	20	4.8	0	1+5	1.5	1.0	3.0			59	10	69	4.7
310B	 (410)	(19.0)			20	4.8	0	1+5	1.7	1.0	2.5			113	8	121	8.2
420		19.0			7				2.0	1.4	2.3 3.6			25	1	26	1.8
422		21.4	17.8	15.0	8	7.0	0	1+4	1.7	1.3	4.0			10		10	0.7
423					(8)			1+0						18		18	1.2
425		(18.9)			(8)				1.3	1.1				10		10	0.7
450		19.9	15.6	12.4	6	4.6	0.8		2.2	1.2	3.5			6	1	7	0.5
452		(19)		11.0	8	5.3	0.6		2.4	1.6	3.6			23	1	24	1.6
451		17.4	14.4	13.1	9	8.8	1.1		1.3 2.5	1.9	5.0			5		5	0.3
427		20.5	16.5	13.7	8	6.1	0	1+0	1.7	1.1	3.4 4.8			54	2	56	3.8
240	 (220B 220E)	17.2	13.1			5.8	0		1.2	0.7	2.8	8.6	35.5	35	11	46	3.1
241	 (220C)	18.5	15.0			5.9	0		1.0	0.7	3.3 4.7			44	1	45	3.0
242	 (220D)	16.4	12.8			5.2	0		1.2	0.6	3.2			6	1	7	0.5
243	 (220F)	17.0	14.3			4.9	0		1.0	0.4	2.7 4.7			8	8	16	1.1
313		(28.0)			(8)				1.7	1.0	4.4			2	1	3	0.2
													計	1,369	110	1,479	100%

付表2 軒瓦計測値・出土数

分類番号 ( )内は旧番号	瓦 当 面							額 長	平瓦部 の厚	全 長	出土数			%		
	上弦 幅	下弦 幅	弧の 深	中央の 厚	側端の 厚	内区上弦 幅	内区下弦 幅				内区 の厚	政庁 地区	政地 庁北 方区		計	
640		27.2	28.0	4.5	4.8	3.6				7.2	2.0	38.5	519	47	566	20.0
511		29.0	32.1	5.6	5.2	4.1				8.5	1.8	40.6	810	142	952	33.6
710		27.7	29.5	5.6	4.8	4.6				6.8	2.3	35.0	145	2	147	5.2
512		28.5	31.8	3.0	4.4	3.6				6.0	2.6		36	3	39	1.4
513		27.2	28.0	2.7	3.1	2.6				0	3.1	32.7	18	2	20	0.7
514					6.1	5.1				9.7	1.9		1		1	< 0.1
711						5.8				7.5	2.8		4		4	0.1
630					3.4					10.0	1.9		3		3	0.1
631						4.4				7.5	2.0		1		1	< 0.1
632					3.2					7.1	2.3		4		4	0.1
921					4.6					8.0	2.6		20		20	0.7
650					3.8	2.7				7.8	2.8		85	3	88	3.1
911						5.5				7.8	3.1		4		4	0.1
910						4.0				7.4	2.8		1		1	< 0.1
620		27.0	30.9	5.2	5.4	4.2				10.3	2.2		153	9	162	5.7
621					4.8	3.8				8.3	2.5		93	84	177	6.3
624					6.0					9.5	2.8		30	1	31	1.1
627						4.9				8.0	2.1		4		4	0.1
625		28.0	32.2	8.7	5.0	4.5				8.3	2.3		2		2	0.1
626					4.7					9.0	2.2		2		2	0.1
660						4.6		2.1		7.0	3.0		3	1	4	0.1

付表2 軒瓦計測値・出土数

分類番号 ( )内は旧番号	瓦 当 面							額 長	平瓦部の厚	全 長	出 土 数			%		
	上弦幅	下弦幅	弧の深	中央の厚	側端の厚	内区上弦幅	内区下弦幅				内区の厚	政庁地区	政庁北方区		地 計	
720												13		13	0.5	
721A		(721A)										363	4	367	13.0	
721B		(821A)	(821B)									180	4	184	6.5	
831					4.7	4.3				8.1	2.5		18	18	0.6	
920					5.5	4.0				7.2	2.2		3	3	0.1	
641					4.1	2.9				7.0	1.9		13	2	15	0.5
										計		2,528点	304点	2,832点	100%	

註

- この表は「第VI章 1 瓦埴類 (3) (4)」の記載順に配列したものである。
- 計測値の単位は cm であり、( )内は推定値である。
- 表中の出土数・%は小破片資料も含めた分類可能な資料の数値であり、個体数を示すものではない。  
このため、その数値は判別しやすい特徴をもつ瓦では相対的に多目に、逆に、類似した文様をもつ瓦が多いために種類を特定しにくい瓦では少な目に現われている。  
表に示したもののほか、分類不能な資料として軒丸瓦 888 点、軒平瓦 51 点がある。軒丸瓦で分類不能な資料が全体の 4 割弱を占める結果になったのは、類似した 8 葉重弁蓮花文が 34 種もあることなどのため種類を特定できないものが多いことによる。ただし、この中には、文様の特徴や胎土などの点からある程度範囲を限定できるものが 641 点含まれているので参考までに以下に示しておく。
  - 重弁蓮花文軒丸瓦 120～134 のいずれか……………234 点
  - 〃 221～223・225～228 のいずれか……………358 点
  - 重圈文軒丸瓦 240～242 のいずれか……………59 点
- 分類番号は 1979 年度より従来の表示を一部改めている。表中 ( )内に旧番号を示しておく。

## 付表 3 多賀城関係年表

## 凡 例

- 1 この年表は、多賀城の性格・変遷を理解する目的で作成した。  
そのため、陸奥国関係の事項はできるだけ網羅するように努め、必要なものは、出羽国関係の事項をも含めた。ただし、官人の任用関係の事項については、主要なものに留めた（官人の任用については、研究所年報 1970 所載の「陸奥国官人表」を参照されたい）。
- 2 対象とする期間は、付章と同様に律令体制下の多賀城という観点から、7 世紀後半から 10 世紀前半（延喜年間）までとした。
- 3 理解の便を図るために、関係事項を一般・財政・官制・軍制・行政区分の 5 項目に分けて記載した。
  - (1) 一般の項目には、征夷関係のほか、他の項目に属さない重要な事項を記載した。
  - (2) 財政の項目には、陸奥国の国衙財政関係の事項を記載した。
  - (3) 官制の項目には、按察使・陸奥国司・鎮守府関係の事項を記載した。
  - (4) 軍制の項目には、軍団・鎮兵・健児制関係の事項を記載した。
  - (5) 行政区分の項目には、郡の建置・統廃合関係などの事項を記載した。
- 4 記事の頭に付した数字は月を示し、閏月は○で囲んだ。長期にわたるものは、同年の場合は月を 4~8 というように、数年にわたる場合は年・月を 7・2~9・6 というように記した。
- 5 各記事についての注記事項は< >を付して記した。
- 6 各記事の出典は（ ）を付し、次の史料は略称をもって記した。
 

日本書紀—書紀	続日本紀—続紀
日本後紀—後紀	続日本後紀—続後紀
日本文徳天皇実録—文実	日本三代実録—三実
日本紀略—紀略	類聚国史—類史
類聚三代格—三代格	
- 7 表末に参考として、弘仁式・内外官交替式（延喜交替式）・延喜式の関係記事を一般・財政・官制・軍制の 4 項目に分けて掲げた。ただし、記載内容は、陸奥国についての例外規定・国勢を知るために必要な事項に限った。

付表3 多賀城関係年表

西暦	和 暦	一 般	財 政
645	大化 1		
647	3	この年 淳足柵を造り，柵戸を置く（書紀）	
648	4	この年 磐舟柵を治め，越・信濃の民を柵戸となす（書紀）	
658	齐明天皇 4	4～7 阿倍比羅夫，船師180艘をひきいて蝦夷を討つ（書紀）＜書紀には，5年・6年にも北方遠征の記事が見える＞	
676	天武天皇 5		
707	慶雲 4	5 白村江の戦で捕虜になり帰還した，陸奥国信太郡生王五百足らに衣・塩・穀を賜う（書紀）	
708	和銅 1	3 上毛野小足を陸奥守となす（統紀）＜陸奥守の初見＞ この年の陸奥国戸口損益帳現存（正倉院文書）	
709	2	3～8 陸奥・越後の蝦夷を討つ（統紀）	
712	5		
713	6		
715	霊亀 1	5 相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野の富民1,000戸を陸奥に配す（統紀）	
718	養老 2		
720	養老 4	9 蝦夷反乱し，按察使上毛野広人を殺す（統紀）＜陸奥按察使の初見＞ 4・9～5・5 陸奥・出羽に征討軍を派遣する（統紀）	
721	5		
722	6	④ 鎮所に穀を運ぶ者の叙位の法を定める（統紀） 8 諸国において柵戸1,000人を簡点して，陸奥鎮所に配す（統紀）	④ 陸奥按察使管内の税の特例を設ける（統紀）
723	7	2 常陸国の郡司，私穀を陸奥鎮所に運び叙位される（統紀）	
724	神亀 1	2 陸奥鎮所に私穀を献ずる12人に叙位する（統紀） 3 蝦夷反乱し，陸奥国大掾佐伯兒屋麻呂を殺す（統紀） 4～11 陸奥・出羽に征討軍を派遣する（統紀）	
728	5		
729	天平 1	9 鎮守將軍大野東人，鎮にいる兵の勤功を録して奏上する（統紀）＜鎮守將軍の初見＞	
730	2		

付表3 多賀城関係年表

官 制	軍 制	行 政 区 分	西 暦	
1 畿内・陸奥・長門の国司には、他より高位の者を任ずる（書紀）	8 蝦夷と境を接する国は、収公した兵器をもとの持主に仮りに授ける（書紀）		645	
			647	
			648	
			658	
			676	
			707	
		9 越後国に、出羽郡を建てる（統紀）		708
			709	
		9 出羽国を置く（統紀）		712
		10 陸奥国の最上・置賜2郡を出羽国に付す（統紀）〈統紀霊亀2・9・23と重複〉		713
		12 陸奥国に、丹取郡を建てる（統紀）		715
		10 陸奥国香河村に郡家を建てて編戸の民となす。国府より離れている閉村にも郡家を建てる（統紀）		718
		5 陸奥国の石城・標葉・行方・宇太・日理、常陸国の菊多郡を割き、石城国を置く。陸奥国の白河・石背・会津・安積・信夫郡を割き、石背国を置く（統紀）		720
			721	
		8 出羽国を陸奥按察使の管轄とする（統紀）		722
		10 柴田郡の2郷を割き、刈田郡を置く（統紀）		723
			724	
		4 新たに白河軍団を置く。丹取軍団を改めて玉作軍団となす（統紀）		728
			729	
		1 陸奥国田夷村に郡家を建てる（統紀）		730

付表3 多賀城関係年表

西暦	和 暦	一 般	財 政
733	天平 5	12 出羽柵を秋田村高清水岡に移す(統紀)	
737	9	1~4 大野東人, 多賀柵を拠点として, 雄勝村に至る陸奥・出羽間の連絡路を開く(統紀) <多賀柵(城)の初見>	
743	15	6 百済王敬福, 陸奥守となる(統紀)	
749	天平感宝 1	2~⑤ 陸奥国, 小田郡より出る黄金をはじめて貢献する(統紀)	
752	天平勝宝 4		2 陸奥国の調庸は, 多賀以北の諸郡に黄金を, 以南の諸郡に布を輸させることにする(統紀)
757	天平宝字 1	4 不孝・不恭・不友・不順の者を, 陸奥国の桃生, 出羽国の小勝に配す(統紀) 7 藤原朝鸞, 陸奥守となる(統紀)	
759	3		
760	4	1 雄勝城・桃生柵造営の功により, 按察使兼鎮守將軍藤原朝鸞以下に叙位する(統紀) 3 「丸部足人解」に阿支太城と見える(正倉院文書)	
764	8	9 牡鹿連嶋足, 藤原仲麻呂の乱鎮圧の功により牡鹿宿禰の姓を与えられる(統紀)	
766	天平神護 2	4 この頃, 陸奥の城柵の修理に東国の力役を使う(統紀) 11 磐城・宮城2郡の稲穀16,400余石を貧民に給する(統紀) <宮城郡の初見>	
767	神護景雲 1	10 伊治城の造営なる(統紀) 12 道嶋嶋足を陸奥国大国造となし, 道嶋三山を国造となす(統紀)	1 大宰・陸奥・出羽の官人の位禄は, 諸国の例に准じて当所で支給することにする(三代格)
768	2		9 陸奥国の調庸は, 国に収め置き, 10年に1度京庫に進納する(納紀)
769	3		
774	宝亀 5	7~10 海道の蝦夷, 桃生城を侵す。海道・遠山村の蝦夷を討つ(統紀) 11 陸奥国に漏刻を置く(統紀)	
775	6		

付表3 多賀城関係年表

官 制	軍 制	行 政 区 分	西 曆
11 陸奥国司以下軍毅以上に給する護身の兵士の数を定める。ただし、奥を鎮する塞に赴く者にはさらに加え給する（三代格）		12 出羽国の雄勝村に郡を建てて（統紀）	733
			737
	百済王敬福が陸奥守の時<743~750>、他国の鎮兵を停止し、当国の兵士を加点した（統紀）		743
			749
			752
			757
7 鎮守府の將軍・將監・將曹に、国司に准じて公廩・事力を給する（三代格）			759
			760
			764
			766
			767
	9 陸奥国の兵士4,000人を加点し、鎮兵を2,500人減じて500人とする（統紀）		768
		6 陸奥国に栗原郡を置く。本は伊治城であった（統紀）<統紀神護景雲元年11月乙巳条を佐伯有清説により、ここに置く>	769
			774
3 陸奥国に少目2員を置く（統紀）			775

付表3 多賀城関係年表

西暦	和 暦	一 般	財 政
776	宝亀 7	7・2～9・6 陸奥国, 軍士20,000人を発して山海2道の賊を討つ(統紀)	
780	11	3 陸奥国上治郡大領伊治皆麻呂が反し, 覚驚城造営のため伊治城にいた按察使紀広純・牡鹿郡大領道嶋大楯を殺す。ついで, 多賀城を襲い, 府庫の物をとり, 多賀城を焼く(統紀) 11・3～天応1・8 皆麻呂の乱を鎮定するため, 征討軍を派遣する(統紀)〈征東大使藤原経縄, のち藤原小黑麻呂に替わる〉 5 將軍ら5月下旬に国府に入り, 機に乗じて討伐する旨を奏す(統紀) 賊を討つため, 広く進士を募り軍所に送る(統紀) 7 征東使の請う甲1,000領を, 尾張・三河等5国に命じて軍所に運ばす(統紀) 坂東軍士を9月5日までに多賀城に集め, その軍糧は8月20日までに軍所に運ばせることにする(統紀) 10 軍の遅怠を責め, 今月をもって賊地に入らない場合は, 多賀・玉作等の城で防禦を加えて戦術を練らせる(統紀)	
781	天応 1	2 相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸等の国に, 穀10万石を陸奥軍所に漕送させる(統紀)	
782	延暦 1	6 大伴家持, 陸奥按察使・鎮守將軍となる(統紀)	
783	2	4 鎮官が, 坂東8国から鎮所に運ぶ軍糧を流用して京に運び, 鎮兵を私役して営田することを戒しめる(統紀・三代格) 2・6～3・2 常に蝦夷の動揺があるため征討を企てる(統紀)〈持節征東將軍, 大伴家持〉	
785	4		
786	5	5・8～8・9 3軍編成で胆沢の賊を討つ(統紀)〈征東大使, 紀古佐美〉	
787	6	1 陸奥按察使, 王臣・国司・百姓等が夷俘と交易することを禁止する(三代格)〈これ以後, しばしば問題となる〉	
788	7	3 軍糧35,000余石を陸奥国に命じて多賀城に運ぶ。糶と塩を東海・東山・北陸などの国に命じて, 7月以前に陸奥国に運ばす(統紀) 東海・東山・坂東諸国の歩兵と騎兵52,800余人を翌年3月までに, 多賀城に集まらせる(統紀)	
789	8	3 諸国の軍, 多賀城に会し分れて賊地に入る(統紀)	
790	9	9・③～14・1 再び, 胆沢・斯波の賊を討つ(統紀)	
793	12	2 征東使を改め, 征夷使となす(紀略)	
796	15	10 陸奥国多賀神に, 従五位下を授く(後紀) 11 伊勢・参河・相模・近江・丹波・但馬などの国の婦女各2人を陸奥国に遣わし, 養蚕を教えさせる(後紀)	
797	16	16・11～21・7 胆沢・間伊村の蝦夷を討つ(後紀・紀略)〈征夷大將軍, 坂上田村麻呂〉	

付表3 多賀城関係年表

官 制	軍 制	行 政 区 分	西 暦
			776
			780
			781
			782
			783
			785
		4 名取以南の14郡は塞より遠すぎて危急の時 に間にあわないので、これまでは統領 の人を置かず多賀・階上2郡をかりに置 いて人兵を国府に足らしめようとしてき たが、これからは官員を置いて両郡を真 郡とする（統紀）	786
			787
			788
			789
			790
			793
			796
			797
10 陸奥国の博士・医師の相当位階 を少目に准ずる（後紀・三代格）			

付表3 多賀城関係年表

西暦	和 暦	一 般	財 政
798	延暦 17		
799	18		
800	19	5 陸奥の帰降の夷俘が城塞に集まる。佃30町をもって夷俘の食料にあてる(類史)	
802	21	1～7 坂上田村麻呂, 胆沢城を造る(紀略・類史) 4 夷首, 大墓公阿弐利為ら降服する(類史)	
803	22	2～3 志波城を造る(紀略)	
804	23	23・1～24・12 坂上田村麻呂を征夷大將軍にして, 征夷の準備を進める(後紀)	
805	24	11 陸奥国の海道の伝馬を停める(後紀) 12 藤原緒嗣の奏言にしたがい, 軍事と造作とを停める(後紀)	
806	大同 1		
808	3	7 鎮守將軍百濟王教俊, 鎮所を離れて国府にあるのを戒められる(後紀) <延暦21年以降, この時までに鎮守府は多賀城から胆沢城に遷される>	
809	4		
810	弘仁 1		2 陸奥国の浮浪人の調庸は陸奥国の人に准じて狭布を輸させる。今まで科せられていなかった黒川以北の奥郡の浮浪人にも狭布を輸させるようにする(三代格) 5 苅田以北の近郡の稲を軍糧にあて, 信夫以南の遠郡の稲を公廩にあててきたが, 信夫以南は国府・城柵より離れすぎ, 年糧を事力が運

付表3 多賀城関係年表

官 制	軍 制	行 政 区 分	西 暦
<p>6 陸奥国の按察使・国司らの官員を定める（三代格）</p> <p>10 陸奥・出羽両国に擬任の郡司・軍毅を置き、防守警備の備えとする（三代格）</p> <p>7 鎮守府官人の遷代の期を国司と同じにする。ただし医師は8考とする（後紀）＜大同3年以後、按察使の陸奥守兼任、鎮官の按察使・国司との兼任はなくなり各々別に任命される＞</p> <p>5 陸奥国の城柵守備にあたる4軍団の軍毅12人に、郡司に准じて職田を給う（三代格）</p> <p>6 按察使の公廩を便近の国にて給する（類史）</p> <p>3 陸奥国の史生・弩師の任限を西海道に准じて5年とする（三代格）</p> <p>5 鎮官に、国司に准じて護身の兵士を給う。又、按察使にも10人給う（三代格）</p>	<p>2 相模国から徴発する鎮兵350人を、半分は勲位者、半分は白丁とする（後紀）</p>	<p>3 陸奥国の、富田郡を色麻郡に合わせ、讃馬郡を新田郡に合わせ、登米郡を小田郡に合わせる（後紀）</p> <p>11 秋田城を停めて郡とする（後紀）</p>	<p>798</p> <p>799</p> <p>800</p> <p>802</p> <p>803</p> <p>804</p> <p>805</p> <p>806</p> <p>808</p> <p>809</p> <p>810</p>

付表3 多賀城関係年表

西暦	和 暦	一 般	財 政
811	弘仁 2	2~12 尔薩体・幣伊村の蝦夷を討つ（後紀）〈征夷將軍文室綿麻呂〉 4 陸奥国海道の10駅を廃す。常陸に通ずる道に長有・高野の2駅を置く（後紀）	<p>ぶには困難なので、春運の功を与えて運ばせる（三代格）</p> <p>鎮兵の糧料が多量であるので、坂東の官稲を陸奥公廩にあて、陸奥公廩を官庫に留め収めさせる（類史）</p>
812	3		
813	4		<p>9 陸奥・出羽の公廩は正税に混合し、毎年相換えて信濃・越後2国から給する（類史）</p>
814	5	11 胆沢・徳丹2城は国府より遠く離れているため、両城に糶・塩を収め置く（後紀）	
815	6		

付表3 多賀城関係年表

官制	軍制	行政区分	西暦
<p>1 陸奥出羽按察使を従四位下の官に改める(後紀)</p> <p>4 鎮守府の官員を定める。將軍1員・軍監1員・軍曹2員・醫師・弩師各1員(後紀・三代格) 按察使の兼仗を1人増して4人となし、鎮守將軍の兼仗を1人減らし2人とする(三代格)</p>	<p>⑫ 文室綿麻呂の奏言により、鎮兵を当面1,000人にする。志波城には城移転まで2,000人とし、移転後1,000人を留める。又、陸奥国の兵士は2,000人を残し他は解任する(後紀)</p>	<p>1 陸奥国に和我・葦縫・斯波3郡を置く(後紀)</p>	811
			812
	813		
	814		
	<p>8 陸奥国の兵士2,000人(名取・玉造団)に4,000人(白河・安積・行方・小田団)を加え、6,000人となす。健士は2,000人とする。鎮兵1,000人(胆沢城500人、徳丹城500人)を停止する。兵士は6番に、健士は4番に分け、胆沢城(兵士400人・健士300人)・玉造塞(兵士100人・健士200人)・多賀城(兵士500人)に分番せしむ(三代格)</p>	815	

付表3 多賀城関係年表

西暦	和 暦	一 般	財 政
816	弘仁 7		
817	8		
829	天長 6	6・11～7・4 陸奥・出羽両国で疫病流行する（三代格）	
831	8		5 陸奥国の公廩稲の出挙をさらに13万束加える（類史）
834	承和 1		
835	2	12 夷俘の出境が禁止されているにもかかわらず、出境して入京する者がいるので、按察使・国司・鎮守府將軍を譴責する（統後紀）	
837	4	4 玉造塞の温泉石神噴火する（統後紀） 前年春より百姓の妖言に奥邑の民が動揺し、栗原・賀美両郡の百姓多く逃亡す。また栗原・桃生以北の俘囚が反覆して定まらないので、援兵1,000人を派遣して非常に備える（統後紀）	
839	6	4 奥郡の百姓動揺し、胆沢・多賀城の間に異類が延蔓する。多賀城は胆沢城の後援であるので、援兵1,000人を派遣して備える（統後紀）	
840	7	3 大橋24処・溝池堰26処・官舎正倉190宇を修する磐城郡大領と、私池をつくり公田80余町をうろおし、私稲を輸し公民を賑給する宮城郡権大領に、外従五位下を仮授する（統後紀）	
842	9	9 陸奥などの国に三史〈史記・漢書・後漢書〉を写し進めさせる（統後紀）	
843	10	6 陸奥などの国飢饉する（統後紀）	
844	11	4 陸奥国の計帳を朝集使に付して進上することにする（三代格） 8 陸奥国苅田嶺神・鼻節神に従五位下を授く（統後紀）	9 論定利稲を割いて、国司・鎮官の公廩の不足分を補う（三代格）
845	12	1 陸奥・出羽両国の貢上雑物使らに初位以下の子弟をあてる（統後紀・三代格）	
853	仁寿 3	5 陸奥など6国に一切経を写させる（文実）	
854	斉衡 1	4 陸奥国、前年凶作で国内に不穩の動きがあり、援兵1,000人を発す（文実）	
855	2	1 奥地の俘囚ら騒擾する。授兵2,000人を発する（文実）	
856	3		3 陸奥・出羽両国に、用度帳・調帳を勘せしむ（三代格）
859	貞観 1	1 陸奥国志波彦神などに従四位下を授く（三実）	
860	2		9 鎮守府の公廩は、大宰

付表3 多賀城関係年表

官 制	軍 制	行 政 区 分	西 曆
1 陸奥・出羽両国の国司・史生の任限を5年とする(三代格)			816
6 按察使佐官の称を, もとの通り記事と改める(類聚符宣抄)			817
			829 831
7 鎮守府に印を給する(統後紀) <元は国印を用いていた>			834
			835
2 鎮守府に准じて, 陸奥国に弩師を置く(統後紀・三代格)			837
			839
			840
			842
9 鎮守府に府掌1員を置く(統後紀)	4 陸奥の兵士を, 1,000人加え8,000人として8番となす。また, 白丁出身の健士は, 兵士下兵に准じて城惶を修理させる(統後紀)		843
			844
			845
			853
8 陸奥国少掾1員を増す(三代格)			854
			855 856
			859
			860

付表3 多賀城関係年表

西暦	和 暦	一 般	財 政
866	貞観 8		府に准じて、未納があっても正税をもって補い全給する（三実・三代格）
869	11	5 陸奥国大地震。城郭・倉庫・門櫓・牆壁が頽落顛覆すること、その数を知らず、津波城下に至る（三実）	
870	12	9 新羅人20人を諸国に配置す。陸奥国に配された10人のうち潤清・長焉・真平らに陸奥国修理府で、造瓦指導に従事させる（三実）	
873	15	3 陸奥国，頻年凶作が続く（三実）	12 陸奥国司・鎮官の年糧の5分の1を在前に春運することを許す（三代格）
876	18	6 鎮守府庁で、国に准じて最勝王経を講じ吉祥天悔過を修させる。その料には正税を用いる（三代格）	
878	元慶 2	2・2～3・6 出羽国の夷俘反乱し、秋田城・郡院屋舎・城辺の民家を焼く。国司らこれを討つ。陸奥国に、国内を鎮め出羽国が援兵を請うてきた場合、救けに赴くように命ずる（三実）	
	元慶某年	<1・10～6・1> 陸奥国の7軍団の軍毅・主帳ら35人に大宰府の統領に准じて、糧米を正税から給する<国府20人・鎮守府15人>（三代格）	
882	元慶 6		
894	寛平 6	2 文章博士藤原佐世，陸奥国守に左遷され，国府にて古今集註孝経を選ぶ（台記）	
895	7		
905	延喜 5	6 陸奥・出羽の国司がみだりに俘囚に叙位することを禁止し，まず言上させてから叙位する（三代格）	
906	6		
914	14		
916	16		3 天皇，南殿に出て，陸奥国交易進御馬50疋をみる（紀略）<以後たびたび見える>

付表3 多賀城関係年表

官 制	軍 制	行 政 区 分	西 曆
12 鎮守府医師の任限を6年とする (三実・三代格)			866
2 鎮守府府掌2員に職田を給する (三実・三代格)			869
3 新たに銅印一面を鑄して陸奥国 にあてる(三実)			870
			873
			876
			878
9 軍団の用は卜筮・漏刻にあるの で、鎮守府に陰陽師を置く(三 代格)			882
			894
11 擢授の陸奥・出羽按察使、大宰 帥などの僭仗を停止する(三代 格)			895
			905
		1 陸奥国安積郡をわかち、安達郡を置く(享 保八年板本延喜民部式頭註)	906
4 6衛府宿衛をその功勞に従い、 陸奥・出羽・大宰の弩師に任ず る(意見封事12箇条)			914
			916

付表3 多賀城関係年表

出典	一般	財政
弘仁式		<ul style="list-style-type: none"> <li>○陸奥国—正税603,000束・公廩608,200束(国司料511,200束・鎮官料97,000束)・祭塩竈神料10,000束・国分寺料60,000束・学生料4,000束(主税式)</li> <li>○陸奥国司・鎮官及び出羽国司の公廩利稲は軍糧儲とし、代わりに他国の正税をもってあてる(主税式)</li> <li>○陸奥国の公田地子は、儲糶・兵糧にあてる(主税式)</li> </ul>
内外官交替式 (延喜交替式)		
延喜式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○陸奥国の神—100座(大15座・小85座) 宮城郡は、伊豆佐禰神社・志波彦神社・鼻筋神社・多賀神社の4座(神名式)</li> <li>○陸奥国の郡—白河・磐瀬・会津・耶麻・安積・安達・信夫・刈田・柴田・名取・菊田・磐城・標葉・行方・宇多・伊具・日理・宮城・黒川・賀美・色麻・玉造・志太・栗原・磐井・江刺・胆沢・長岡・新田・小田・遠田・登米・桃生・気仙・牡鹿 陸奥国は大国で遠国。 陸奥国・出羽国・佐渡国・隠岐国・壹岐嶋・対馬嶋を辺要とする(民部式)</li> <li>○陸奥国の駅—雄野・松田・磐瀬・葦屋・安達・湯日・岑越・伊達・篤借・柴田・小野・名取・玉前・栖屋・黒川・色麻・玉造・栗原・磐井・白鳥・胆沢・磐基・長有・高野 伝馬は白河・安積・信夫・刈田・柴田・宮城の各郡に置く(兵部式)</li> <li>○征夷使の構成—大將軍・副將軍・軍監・軍曹・明法師・医師・陰陽師・中臣・忌部・備從(大藏式)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○陸奥・出羽両国の調庸は当国に納めさせる(民部式)</li> <li>○陸奥国の年料別貢雑物—筆100管・零羊角4具(民部式)</li> <li>○陸奥国の交易雑物—葦鹿皮・独犴皮は得た数だけ、砂金350両・昆布600斤・索昆布600斤・細昆布1,000斤(民部式)</li> <li>○飛驒・陸奥・出羽・壹岐・対馬などの国嶋は、中男作物を輸さなくともよい(主計式)</li> <li>○調庸運脚の陸奥国と都との行程—上50日・下25日 陸奥国の調—広布23端。それ以外は狭布・米・穀 陸奥国の庸—広布10端。それ以外は狭布・米(主計式)</li> <li>○陸奥国—正税603,000束・公廩803,715束(国司料641,200束・鎮官料162,515束)・祭塩竈神料10,000束・国分寺料40,000束・学生料4,000束・文殊会料2,000束・救急料120,000束(主税式)</li> <li>○陸奥国の公田地子は儲糶・鎮兵糧にあてる(主税式)</li> <li>○陸奥国の兵士間食料米2,880斛には租穀をあてる(主税式)</li> <li>○陸奥国7団の軍穀・主帳35人の糧米には正税をあてる(主税式)</li> <li>○陸奥国の例貢御贄—昆布・縫昆布(宮内式)</li> <li>○陸奥国の進年料雑薬—甘草10斤・秦膠40斤・大黃140斤・石斛80斤・人參35斤・附子120斤・猪脂2斗(典薬式)</li> <li>○陸奥国の年料—索昆布42斤・細昆布120斤・広昆布30斤(内膳式)</li> </ul>

付表3 多賀城関係年表

官 制	軍 制	出 典
<p>○国司公廨処分の差法—大上国長官6分・次官4分・判官3分・主典2分・史生・博士・医師各1分。ただし、陸奥国博士・医師・陰陽師は2分。鎮守將軍は守に、副將軍は介に、軍監は掾に、軍曹は目に各々准ずる(主税式)</p> <p>○陸奥・出羽・大宰府・西海道諸国の国司の任限は5年(他国は4年)</p> <p>○陸奥・出羽・大宰府・西海道諸国の博士と医師の任限は5年(他国は6年)</p> <p>○鎮守府官人・弩師の任限は国司と同じ。但し、医師は6年</p> <p>○郡司は、1郡中に同姓の者を任ずることを禁ずるが、神郡・陸奥の辺に縁った郡・大隅の馭謨・能毛などの郡は制限の外とする(式部式)</p> <p>○国司公廨処分の差法—大上国長官6分・次官4分・判官3分・主典2分・史生・博士・医師各1分。ただし、陸奥国博士・医師・陰陽師は2分。鎮守府將軍は守に、軍監は掾に、軍曹は目に、医師・弩師は史生に各々准ずる。按察使は当国の守に、記事は掾に各々准ずる(主税式)</p> <p>○鎮守府の官人には、陸奥国の人を任じてはならない(兵部式)</p>	<p>○陸奥国の軍団—7団(主税式)</p> <p>○陸奥国の健児—324人(兵部式)</p> <p>○陸奥国の鎮兵—500人(兵部式)</p> <p>○陸奥国の器仗—甲6領・横刀20口・弓60張・征箭60具・胡籬60具(兵部式)</p>	<p>弘 仁 式</p> <p>内外官交替式 (延喜交替式)</p> <p>延 喜 式</p>

---

---

# 多賀城跡

政庁跡本文編

昭和57年3月25日発行

発行者／宮城県教育委員会

宮城県多賀城跡調査研究所

〒985 多賀城市浮島字宮前133

TEL 02236 (8) 0101

印刷／今野平版印刷株式会社

〒983 仙台市伊在白山印刷団地32号

TEL 0222 (88) 6015

---

---